

『福岡県における生活排水処理の現状と今後』

(令和元年版)

公益財団法人 日本環境整備教育センター

理 事 国 安 克 彦

【 目 次 】

§ 1. 社会的背景の変化	1
(1) はじめに	1
(2) 下水道事業をめぐる最近の動き	14
(3) 平成31年1月1日現在における「人口、人口動態及び世帯数」	27
(4) 平成27年国勢調査の人口等基本集計結果	40
(5) 合計特殊出生率	51
(6) 将来推計人口	54
(7) コンパクト・プラス・ネットワーク	83
(8) 公共施設等の適正管理の推進	99
(9) 自治体戦略2040構想研究会について	106
(10) 戦略的な撤退による地方行政経営の健全化	120
§ 2. 生活排水処理施設の整備状況と今後の展開	123
(1) 生活排水処理施設の種類と整備状況	123
(2) 単独処理浄化槽人口と汲み取り人口	144
(3) 将来推計人口とD I D人口に対する整備状況	148
(4) 都道府県構想の見直し状況	163
§ 3. 下水道事業が市町村財政に及ぼす影響	167
(1) 下水道事業の簡易将来推計	170
(2) 集合処理施設における処理区域内人口と総事業費の関係	175
(3) 集合処理施設の整備状況と処理区域内人口等の推移	176
(4) 集合処理施設整備事業における地方債現在高の推移	200
(5) 下水道会計への操出	202
(6) 経費回収率など	209
(7) 経営比較分析表における全体総括	218
(8) 水道料金の事業主体別の将来予測値(破綻しないため)等	242
§ 4. 市町村の財政状況	250
(1) 主な財政指標	254
(2) 第三セクター等について	269
(3) 生活保護費等について	274
(4) 市町村別合併算定替による普通交付税について	283

§ 1. 社会的背景の変化

(1) はじめに

これから、生活排水処理施設の更新事業を含む整備計画の見直しに際し、必須の判断材料となる地方自治体における「人口減少と高齢化の進展」、「市町村の財政状況」、「下水道事業が財政に及ぼす影響」などについて、**全国の動向と福岡県**における現状と今後に関する情報を紹介します。

- 1) 平成30年度末現在、污水处理施設の整備率を表す指標である污水处理人口普及率が**91.4%**(東京電力福島第1原発事故の影響で福島県下7町村を除く)と生活排水処理施設の整備がナショナルミニマムとなった今日、生活排水処理施設の整備は、住民の福祉の向上、生活環境の快適化のみならず、身近な水辺環境の改善、水資源の確保といった観点からも、地方自治体として必須の事業です。

地方自治体では、これまで、公道下に管路を埋設し、排水を1箇所を集めて処理する集合処理施設、すなわち、下水道や集落排水施設を中心として、面的整備が行われてきました。しかし、集合処理施設の整備には、以下のような問題点が指摘されています。

- ① **下水道事業**などは、対象地域を確定後、その地域における10～30年先の人口予測値から汚水量などを推定して、その地域の最下流部に污水处理施設を最初に建設し、管路について、管径が最も大きい部分から順次、上流に向かって整備を進める事業であることから、**膨大な時間と費用がかかる事業**です。特に、初期投資が最大となる事業で、補助金(交付金)があるとはいえ、多額の地方債の手当が必要となります。
- ② 下水道や集落排水施設のように20年以上と長期にわたって建設時の借金を返済するシステムは、将来、人口が増加して経済が大きく拡大していくことを前提に施設がつくられています。逆に言うと、それがなければ維持、施設更新できないシステムです。

インフラを持つことは、地方債の償還と施設の維持更新(撤去)という二つの債務を、発言権のない将来世代が抱えることを意味します。

- ③ 地方公営企業における平成29年度の決算状況によると、公共下水道の場合、使用料で回収する必要があるとされている污水处理経費のうち実際に使用料で回収されている割合(経費回収率)は全国平均値が**101.3%**ですが、その値は事業体の処理規模(処理区域内人口)や供用開始後年数によって大きく異なっています。例えば、処理区域内人口区分別の使用料金(20m³・月)と経費回収率の関係は、10万人以上が2,296円で99.9%であるのに対し、5万以上10万人未満が2,494円で93.2%、1万人以上5万人未満が2,829円で87.2%、5千人以上1万人未満が3,059円で77.0%、5千人未満が3,126円で68.3%と、処理区域内人口が10万人未満の事業体においては現在の使用料水準では、整備すればするほど地方自治体の財政を圧迫している状況です。
- ④ 集合処理施設の場合、長い管路施設を有しており、この管路施設が地震に弱く、復旧にも多額の経費と長期間を必要で、水道・電気など他のライフラインに比べて、著しく脆弱な施設です。

- 2) また、滝沢智(東京大学大学院工学系研究科教授)氏は、平成27年12月号の下水道協会誌

(Vol. 52、No. 638)の巻頭言で、『下水道施設の維持管理、改築・更新に関する現在の状況をみると、維持管理の改善や、改築・更新に取り組みを加速する必要があるのは明らかである。例えば、管路1m当たりの年間維持管理費は、この10年間で2割減少し、**全国の公共団体の7割が管路の点検・調査を未実施**である。このため全国で下水道管理に起因する道路陥没が毎年約4千件発生している。下水道事業の経費回収は全国平均で約92%であるが、小規模な公共団体ほど回収率が低い傾向にあり、下水道施設の改築・更新を進めるためには、財源を確保することが重要である。』と指摘されています。

今後、人口減少や高齢化が下水道事業の経営や市町村の財政にどのような影響を及ぼす可能性があるのか、最悪のシナリオでは人口減少スパイラルのトリガーとなる恐れがあると考えられますが、地方自治体では、どのように進展すると予測されているのでしょうか。

表－1 近年の大規模地震と下水道施設における被災事例

地震名 発生年月日	マグニ チュード 震源深さ	下水道施設の被害状況				
		地方公共 団体数	被害額 (百万円)	被災管渠 km	被災率 %	処理場の主 な被害内容
兵庫県南部地震 平成7年1月17日	M 7.3 約16km	(兵庫県)	約64,200	約180	2.0	ア
新潟県中越地震 平成16年10月23日	M 6.8 約13km	(新潟県) 1県6市 1町3村	20,579	152	4.8	イ
能登半島地震 平成19年3月25日	M 6.9 約11km	(石川県) 3市3町	1,882	15	2.3	
新潟中越沖地震 平成19年7月16日	M 6.8 約17km	(新潟県) 4市1町 (長野県) 1市	6,203	53	1.6	ウ
東北地方太平洋 沖地震 平成23年3月11日	M 9.0 約24km	(青森県) (岩手県) (宮城県)、(福島県) (茨城県)、(栃木県) (千葉県)、(神奈川県) (東京都)、(新潟県)	約350,000	656	1.0	エ

注1) 処理場の主な被害内容

ア：8処理場で処理機能に影響が出る被害。特に東灘処理場は100日以上にわたって処理機能が停止。

イ：堀之内浄化センターで流入渠の破断により水処理機能停止。

ウ：柏崎市浄化センターの汚泥棟基礎杭一部破損。ダクトや配管の破損。

エ：処理場129カ所、ポンプ場112カ所において、稼働停止、施設損傷等の被災(震災当初)。管渠65,001kmのうち約656kmで液状化等の被災(平成24年9月7日時点)。

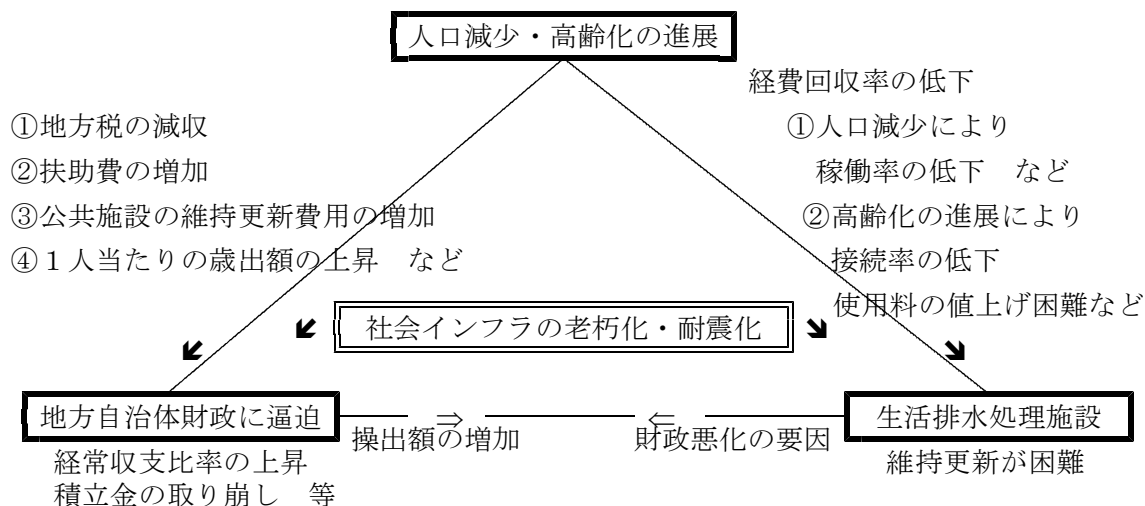
注2) 兵庫県南部地震は、代表として兵庫県内の被害状況を記載 出典「阪神・淡路大地震 下水道施設被災の記録」平成8年3月(兵庫県土木部下水道課)

【出典：国土交通省のHP】

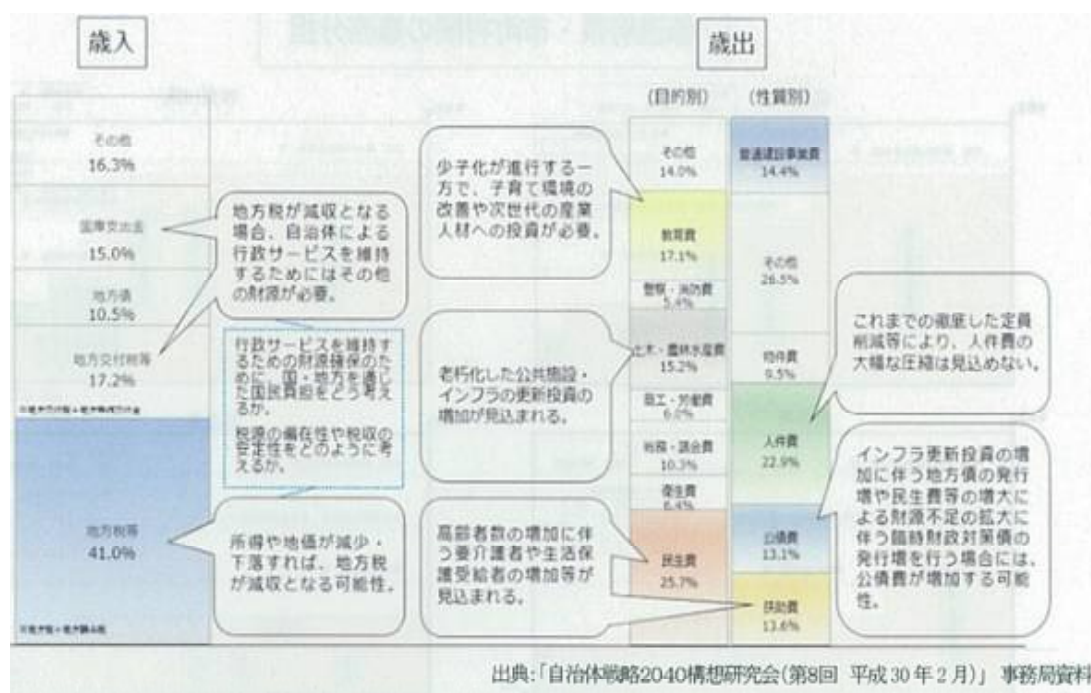
- 東日本大震災における浄化槽の被災状況は、震度6以上の地域で津波被害を受けた278施設を含めた合計1,099施設の調査結果によると、3.8%に相当する施設で槽本体の入れ替え(全損)が必要、この全損を含め28.4%の施設で応急修理が必要という状況です。

3) 高齢化は1960年頃、人口減少は1980年頃から、それぞれ予測されていたことです。

現在の人口減少や高齢化の問題は序の口で、今後、2020年代になると年平均62万人、30年代は年平均82万人、40～80年代は年平均90万人強、それぞれ日本人が減少すると予測されており、総人口に占める65歳以上人口の割合である高齢化率も、2015年10月1日現在、26.6%ですが、2020年に28.9%、30年に31.2%、40年には35.3%まで上昇と、わが国は世界に類をみない速さで人口減少と高齢化が進むと予測されています。

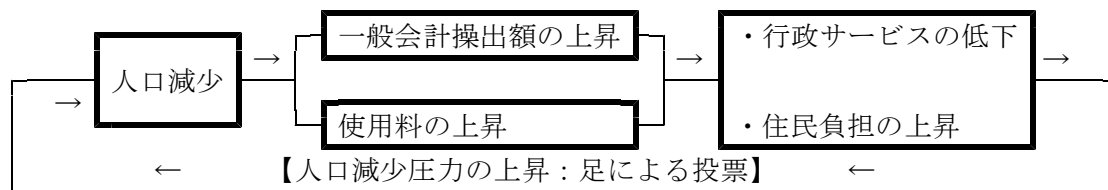


図ー1 人口減少・高齢化の進展が及ぼす影響



図ー2 人口構造の変化が地方財政に与える影響

【出典：平成30年4月26日付け総務省報道資料、自治体戦略2040構想研究会第一次報告】



注) 可処分所得が少ない住民、例えば高齢者や低所得者が多い場合には、市町村財政に及ぼす影響がより大きくなることから、【人口減少圧力】はさらに大きくなると推測されます。

図－３ 集合処理施設における人口減少スパイラル

表－２ 人口動態の変化による影響の可能性

	潜在的な恩恵及び機会	潜在的なコスト及び課題
人口の高齢化	●平均寿命の長さは成功の証 ●商品及びサービスの需要並びに新たな市場の機会(シルバー経済) ●高齢者は、柔軟で経験豊富な未開発の人的資源の象徴 ●長い平均寿命	●年金及び高齢化に関するサービスの負担の増大 ●総人口に対する労働力人口の縮小 ●起業やイノベーションの減少 ●高齢化に関連しない財やサービスへの需要
人口の減少	●混雑の緩和 ●土地集約的な活動の拡大 ●環境への圧力の減少 ●土地利用における柔軟性	●課税ベースの喪失 ●労働力の縮小 ●国内市場の縮小 ●効率的な行政サービス提供の困難化

【出典：国土審議会計画推進部会第１回(平成28年４月９日開催)配付資料「OECD国土・地域政策レビュー日本ポリシーハイライト」】

4) 松谷明彦氏(政策研究大学大学院名誉教授)は、著書で「今、問題なのは、人が減ることや高齢化が進むこと、そういうことではなく、元々無理をしている部分が顕在化してきた。だから、今のやり方を変えない限りは、良くはならないとしています。また、2010年代には労働人口が減っているので日本の経済は縮小するとしており、明治維新や終戦にも匹敵する巨大な変化であるとしています。明治維新は近代経済への転換、終戦は先進工業国への出発で今度は拡大から縮小という逆の方向転換であり、**今後は、全く教科書はなく日本人が考えて物事を整理しないとイケない**」と指摘されています。

また、岡田豊氏(みずほ総合研究所政策調査部主任研究員)は、「人口減少時代は**人口獲得競争と過剰なストック**に注意しなければならない。今後は日本全体が人口減少していく中で、**人口獲得競争に敗れ、衰退する地方自治体が数多く出るのは避け難い**。これは東日本大震災の被災地も同じであって、たとえ復興計画にあるようにハード整備に中心に多額の公的資金が投入されても、被災地すべてが人口減少に歯止めがかかり、復興を遂げるというのは非常に難しいであろう。また、ハードは人口減少で利用者が少なくなっても、**維持管理費の負担は減らないことにも注意しなければならない**。」と指摘されています。当然、公債費(借金の返済費用)の負担も減りません。

さらに、自治体間の人口獲得競争について、週間ダイヤモンドの2013年06/08号に「移住者争奪戦 実質タダの土地 税金優遇 激しさを増す定住促進競争」というタイトルで次のような記事が掲載されています

移住促進事業といえは、かつては、主に過疎に苦しむ小規模自治体が打ち出す施策だった。ターゲットは定年退職者や地元を離れた出身者など。しかし、**総人口の減少時代**

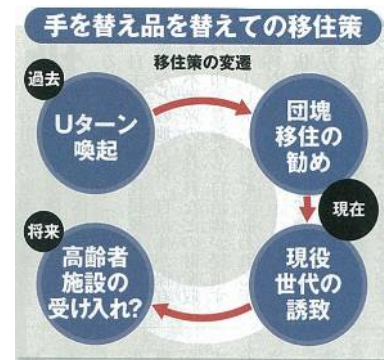
に入り、どの自治体も定住人口の増加策に取り組むようになった。縮小する人口の奪い合いが激しくなっている。

現役世代をターゲットにした移住促進策が広がり始めた要因の一つに東日本大震災と原子力発電所事故の影響がある。安心と安全を求める人の移動が活性化し、広域化したからだ。縮小するパイの奪い合いが加熱すれば、自治体間格差のさらなる拡大が予想される。

独自路線を歩み、人口減少を食い止めているのが、長野県下條村だ。(中略)しかし、下條村は、自治体の取るべき道を愚直に進んでいるに過ぎない。国の補助制度などに安易に飛びつかず、地元の実情にあった施策を自らの創意工夫で編み出し、住民とともに実行してきた。

例えば、1992年から始まった資材支給事業。村道や農道、水路などの整備を住民自らが行き、村は資材を支給する。行政への過度の依存をなくし、住民自らが汗を流す。下水道整備の取り組みも独自性に満ちている。国が推進する公共下水や農業集落排水ではなく、合併浄化槽を選択した(追記：平成30年度末の汚水処理人口普及率96.5%)。維持コストなどを勘案し、合併浄化槽の方が住民や村にとってよいと判断した。国策と一線を画す行動で、自治体関係者の常識ではあり得ないものだ。

一連の独自施策の上に少子化対策が加わった。国の補助金を使わず、村単独で若者定住促進住宅を建設した。独自の入居条件を付けるためだ。家賃を格安(2LDKで月3万3千円)にし、子持ちか結婚予定者、さらには村の行事参加と消防団加入も条件とし、入居を募った。住宅建設は97年から始まり、現在178戸。同時に子育て環境の整備も進められた。村単独事業の原資は徹底した行財政改革で捻出した。こうして全国平均(1.39)を上回る**1.92(11年)**という合計特殊出生率となった。



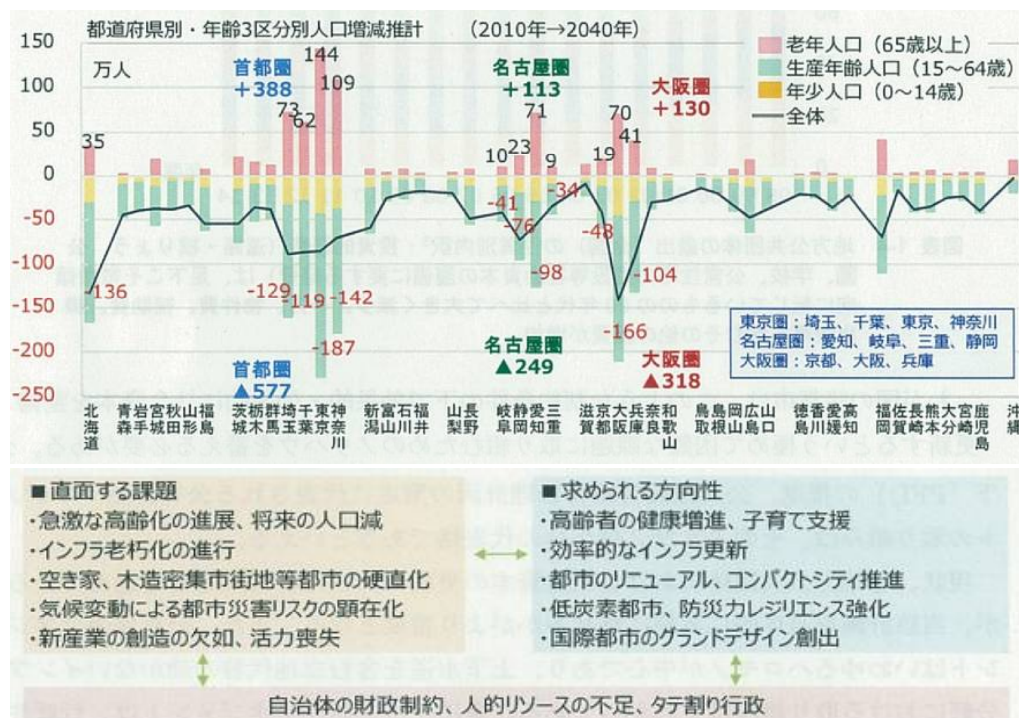
5) (株)日本政策投資銀行地域企画部が2017年4月に公表した「都市の骨格を創りかえるグリーンインフラ～緑地への投資効果を探る～」には、次のような記述があります。

人口減少、高齢化の進展、地方公共団体の財政制約という不可避の事態に起因し、今後数十年にわたりわが国の諸都市は様々な課題に直面する。地方自治体は、コンパクトシティ政策等のまちづくり施策と一体となって**都市の競争力を強化**していくことで、これらの課題に向き合う必要がある。

都市の競争力の強化にとって、社会資本の維持・整備は欠かせない。しかし、人口増加を背景として、主に高度経済成長期において一斉に整備された社会インフラの多くは老朽化が進行しており、また、一度形成された住宅ストックを撤去することは容易ではなく、木造密集市街地や空き家となって社会問題化している。地震や集中豪雨などの災害リスクを前にしながらも、財政制約、労働力不足、組織や社会システムの硬直性が障害となり、社会資本の更新や刷新は、国や地方公共団体の思うようには進んでいない。

(略) 現状、各地方公共団体における社会資本の更新に向けた計画策定こそ進んでいるが、当該計画を具体的に実施に移せるかがより重要となる。(略) しかし、これらの制約をバネにして**都市の持続可能性や魅力の向上**といった「まちづくり」の質を高める

前向きな動機づけなくして、老朽化した都市の更新は容易には進むまい。



図－4 わが国諸都市の直面する課題と求められる方向性

【出典：(株)日本政策投資銀行地域企画部、都市の骨格を創りかえるグリーンインフラ、2017年4月】

6) 日本の将来について、平成30年3月30日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会の配付資料「NIRA総研 人口変動が突きつける日本の将来」では以下のように示されています。

■ 推計の目的：確実に訪れる将来像を直視する

- 現在計画されている政策が想定通り実施され、効果が生じるという前提。

推計の終期は2041年。それ程遠い将来ではない。

医療・介護の政策立案サイクルに合わせて終期を決定(適正化計画6年、介護保険事業計画3年。適正化計画4回分＝24年間経過)。

- 特に、人口構造の変化がもたらす影響を具体化。

確実に訪れる将来を直視する。

- ぴたりと「当てる」ための推計ではない。

今後の政策をよりよい方向に進めていくための議論の土台を提供することが大きな目的。

■ 推計結果のポイント

- 社会保障給付費(対国内総生産比)は、2016年度の21.5%から、2041年度の24.5%へ、3%ポイント上昇する。

消費税率で6%分の税収に相当する。

名目額で116.2兆円から190.7兆円へ増加

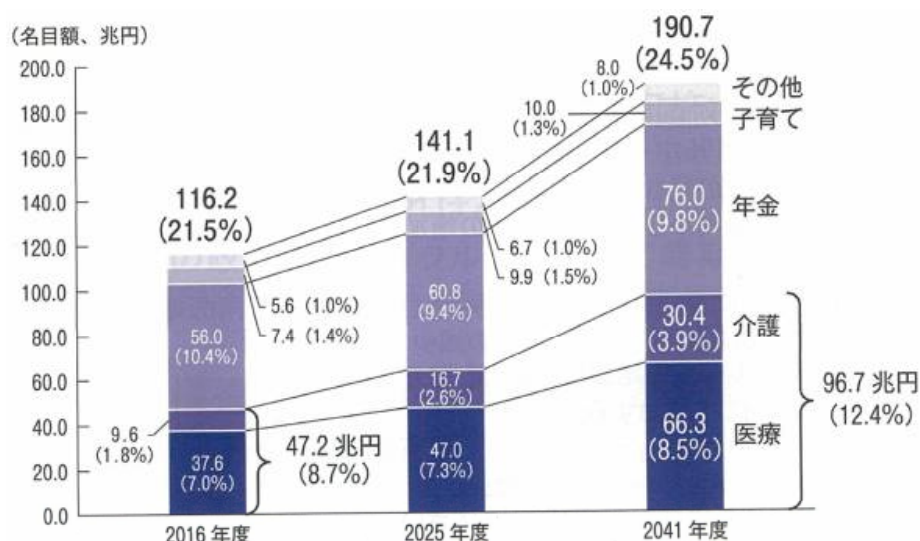
- 人口構造の変動に着目した推計を実施(医療・介護費用の増加が顕著)

年金 マクロ経済スライドにより、若干の減少。
 子ども・子育て 一旦増加した後、減少し、ほぼ同水準。
 医療 1.5%ポイント増加する。
 介護 1.9%ポイント増加する(より高齢の人口が相対的に増えていくため。)
 公費負担の伸びが保険料の伸びよりも大きい。

- 給付・負担構造の見直しに加えて、さらなるリスクに直面する人々への対応など、課題は多岐にわたる。
- いま突きつけられている現実的な将来像に目を向けて、確実に政策を推し進めることが急務である。

表－3 医療・介護の公費負担と保険料負担の推移(現役世代にのしかかる負担)

変化率是对2016年度		2016年度	2041年度	変化率
公費負担(対GDP比)	合計	3.5%	5.5%	1.6倍
	医療	2.5%	3.4%	1.3倍
	介護	1.0%	2.1%	2.2倍
保険料負担 (対GDP比)	合計	4.5%	6.0%	1.3倍
	医療	3.7%	4.3%	1.1倍
	介護	0.8%	1.7%	2.2倍



図－5 社会保障給付費の将来見通し
 (金額は名目額、カッコ内は対名目GDP比を示している)

■ 今後必要となる論点

- ある程度の負担構造の見直しは避けられないのではないか。
 人口構造の変化にフォーカスした本推計の結果だけでも、消費税率で6%分の税収に相当する給付規模の拡大。
 現状抱える巨額の国と地方の基礎的財政収支赤字。さらに、医療・介護給付の半分程度が公費負担であることも考慮すべき。
- 介護
 高齢者のなかの高齢化が進むことを受けて、費用の増加幅は医療よりも大きい。具体的な政策、制度のあり方にもっと関心を向けるべき。

- 医療

高度化の進展により急激な費用増が生じれば、推計値を超えて上振れする可能性も。

- 年金

マクロ経済スライドによる調整等の影響で、将来的には一定の高齢者に給付額不足の可能性も。(2040年時点で未婚・離婚高齢女性の約4割が生活扶助水準以下の収入になることを示唆した試算も)

- 結びに代えて

- 提供体制の見直し、生産性の向上

医療・介護の質を落とさずに支出を抑えるため、提供体制の見直しを更に進める。

生産性の向上のみならず、コスト削減にもより積極的に取り組むことが必要。

介護は公的サービスのみならず、介護を必要とする人々の家族など、周囲の人々への影響も必要

- おわりに

今後経験する人口構造の変化は、社会のあり方をも変えうる変化。

給付・負担構造の見直し、さらなるリスクへの対応など、課題は山積み。

本推計が描く現実的な将来を直視した上で、議論・政策を前に進めていくことが急務。

7) 樋口美雄氏(慶應義塾大学教授)は、平成29年9月28日付け日本経済新聞に「**多様なプロ人材活用急げ 雇用・産業創出戦略に関与**」との見出しで次のように述べています。

地方の人口減少に歯止めがかからない。人口増減は、出生児数から死亡者数を引いた自然増減と、流入から流出を引いた社会増減により説明される。多くの県ではいずれも減少が続いている。人口増減は地域にどれだけ魅力的な雇用機会があるかに依存する面がある。労働需要の源泉である企業数を都道府県別に推計すると、今後地方にとってより厳しい状況が予想される。

人口の高齢化は創業を減らし、経営者の高齢化は廃業を増やす。各都道府県での経営者の年齢ごとの廃業率、開業率を現在と同じと想定して推計すると、全国の**民営企業数は2015年の402万社から40年には295万社と27%減少する。従業者数は5,846万人から4,598万人へと21%減る。減少率は全国一律ではなく、大都市圏への集中度は高まり、地方との格差は一段と拡大する傾向がある。**

現在の経営者には団塊の世代が多い。この世代が引退する時期を迎える25年頃にかけて企業数、従業者数の減少率は大きくなる。その結果、ほとんどの都道府県で一時的に、従業者数の減少が生産年齢人口の減少率を上回る。特に地方でその傾向は強い。

全国の人口は**15年時点で東京圏の1都3県に28.4%が集中する。**だが銀行の**貸出額はそれ以上に集中しており、52.3%を占める。預金も**相続による子どもへの移転で地方から東京圏の銀行に移り、今では**44.5%に上昇した。**

【出典：村上義昭ら、地域別企業数の将来推計、財務省財務総合政策研究所「ファイナンス・レビュー」平成29年第3号(通巻第131号)2017年6月】

【要約】

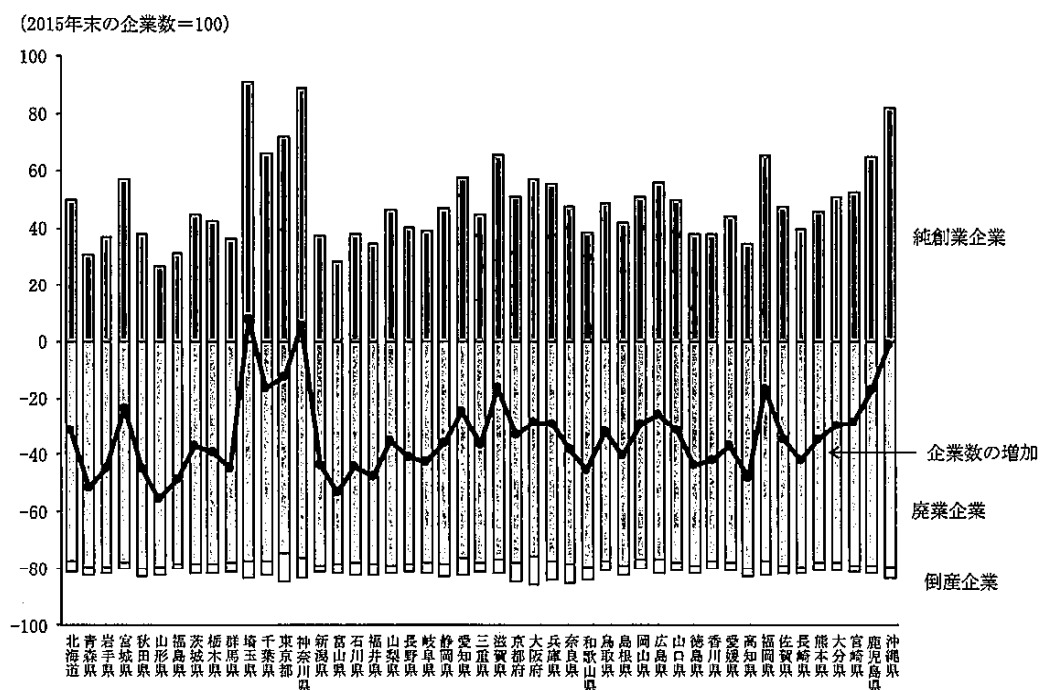
本稿では、労働需要の源泉である企業数とその従業員数を都道府県別に2040年まで推計

した。地域別の人口減少と年齢別人口構成の変化を反映させて創業・廃業を推計した点、企業による労働需要から従業者数を推計した点が大きな特徴である。

推計によると、全国の企業数、従業者数は2015年の402.5万社、5,845.7万人から2040年の295.6万社、4,598.1万人に減少する。その減少率は全国一律ではなく、企業数、従業者数の大都市圏への集中度は一層高まる。また、現在の経営者の多くが引退する時期を迎える2025年頃までの企業数、従業者数の減少率が大きい。その結果、ほとんどの都道府県で、2025年頃までには一時的に従業者数の減少率が生産年齢人口の減少率を上回る。特に地方においてその傾向は強い。その後、2040年になると労働需要はおおむね2015年と同程度の逼迫状況となる。

したがって、2025年頃までに事業承継支援を集中的に行い経営者の引退に伴う廃業を抑制するとともに、創業支援によって創業企業を増やす必要がある。シミュレーション結果は、女性や中高年男性など対象を絞った創業支援が効果的であることを示唆する。

下図は、2015年の企業数を100として、2015年末から2040年末にかけての企業数の増加とその内訳を都道府県別にみたものである。



(注) 企業数の増加は、2015年末の企業数を100としたときの2040年末の企業数と2015年末の企業数の差である。

図－6 企業数の増加(15年末→40年末)とその内訳(都道府県別)

企業数が増加するのは埼玉県(+7.9ポイント)、神奈川県(+5.6ポイント)である。第3位以下は、沖縄県(－1.3ポイント)、東京都(－12.3ポイント)、千葉県(－16.1ポイント)と続く。沖縄県を除くと1都3県が上位に並ぶ。

逆に最も小さいのは山形県(－55.6ポイント)である。25年間で企業数は半分以下になる。次いで、富山県(－53.5ポイント)、青森県(－51.4ポイント)、福島県(－48.9ポイント)、高知県(－48.4ポイント)と続く。

企業数の増加の内訳をみると、都道府県間に生じている増加数の格差は、主として純創

業企業によってもたらされている。一方、廃業企業はいずれの都道府県においても、－80ポイント程度の寄与であり、純創業企業に比べると都道府県間の差異は小さい。現在50歳以上である企業経営者のほとんどは、推計期間中に引退時期を迎えることになるが、企業経営者に占める50歳以上の割合はいずれの都道府県も75～90%程度と高い。廃業企業数の寄与が都道府県によって大きな差異が生じていないのは、このためである。

8) 平成30年4月17日付け朝日新聞に「23県で単独「不採算」地方銀行金融庁が試算」と
の見出しで、次のような記事が掲載されています。

県内の地方銀行が1行に絞られたとしても、人口減が進む23県で単独存続は困難。金融庁は地域金融の課題を検討している有識者会議に、こんな試算を報告した。有識者会議では結果を踏まえ、県境を越えた地銀の再編や連携を促して、健全な金融機関を残すことが同庁の重要な課題になると提言している。

資産は、有識者でつくる「金融仲介の改善に向けた検討会議」に報告された。東京都を除く46道府県の地方銀行の2016年3月期決算をもとに、地銀が本店を置く道府県内で本業で稼いだ金利や手数料が、人件費などの営業費用を賄えたかどうかを調べた。利益が2行分の経費を上回って競争が可能な地域と、1行分の経費しか賄えずに競争が難しい地域、1行分すら稼げない地域、の3パターンに分類した。

その結果、青森や秋田、富山、山口、宮崎など23県を「1行単独でも不採算」と判断し、北海道や山形、長野、京都、沖縄など13道府県を「1行なら存続可能」とした。2行でも競争が可能な地域は宮城や神奈川、静岡、広島、鹿児島など10府県にとどまった。

ふくおかファイナンシャルグループ(福岡市)と十八銀行(長崎市)の統合計画が公正取引委員会の慎重姿勢で無期限延期になっている長崎県も、1行では経営が成り立たないと判断された。試算を受けて有識者等も「人口や企業の減少が全国を上回るペースで進み、複数の銀行での競争は持続可能でない恐れがある」と追随した。

金融庁は有識者等に対し、地銀106行のうち過半の54行が16年度決算で本業では赤字だったことも報告。赤字の銀行が4年で倍増し、今後も大半の地域で30年までに中小企業向けの融資が2割以上減るとの予測も示した。

今回の試算は多くの銀行が既に人口減への対策に着手していることや、資産など経営の健全さを示す指標を反映せず、簡便なものにとどまる。統合を進めたい金融庁の思惑を色濃く反映するだけに、地銀などの反発も予想される。金融庁の担当者は「今後の地域金融を考える一つの指標だ」と説明している。

■ 道府県ごとの地銀生き残りの可能性

2行でも競争が可能：10府県

宮城、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、大阪、広島、**福岡**、鹿児島

1行単独なら存続が可能：13道府県

北海道、岩手、山形、福島、茨城、新潟、長野、滋賀、京都、兵庫、愛媛、熊本、沖縄

1行単独でも不採算：23県

青森、秋田、栃木、群馬、富山、石川、福井、山梨、岐阜、三重、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、香川、徳島、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎

9) 平成30年7月29日付け日本経済新聞に「個人マネー地方から流出 相続で都市部の現役世代へ」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

個人金融資産が地方から都市に流れ込んでいる。都市に移り住む動きが続くうえに、高齢者からの相続で都市部の現役世代に資産が引き継がれるためだ。民間資産では2030年までに40道府県で金融資産が減り、地方銀行の経営を圧迫する。地銀が身の丈に合わせてコスト削減を進め、新たなビジネスモデルを構築しなければ、地域金融が機能不全に陥りかねない。

日銀によると、家計の金融資産は2018年3月末で約1,829兆円ある。17年12月末よりやや減少したものの、過去最高の水準だ。このうち現金・預金は5割の961兆円あり、金融機関はこれをもとに融資や投資をする。この巨額の金融資産には地域と世代の「偏り」がある。

これからの金融資産は人ともに都市部に集まる。野村資本市場研究所が人口減や高齢化、相続に伴う資産移転の影響を試算したところ、30年までに金融資産が増えるのは東京と埼玉、千葉、神奈川、愛知、滋賀、奈良の6県だけだった。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、30年の人口が15年より増えるのは東京都と沖縄県だけ。東京以外の首都圏で人口が減っても金融資産が増えるのは、相続人が集まっていることが大きい。地方に住む高齢者が亡くなり、首都圏に住む子どもたちが財産を受け取る形だ。

個人マネーが地方から流出すると、地銀が大きな影響を受ける。地銀は足元で日銀のマイナス金利政策で貸出金利が下がり、収益力が落ちている。18年3月決算では上場地銀80行・グループのうち6割が最終減益だ。個人マネーの減少がこれに加わる。住宅ローンや年金運用といった個人向けのサービスの収益機会是一段と乏しくなる。避けられない構造問題を前に、持続可能なビジネスモデルの構築が急務だ。

しかしある金融庁幹部は「営業店が軒並み赤字なのに、店舗の統廃合など抜本的な経営の効率化に取り組めていない地銀も目立つ」と苦言を呈する。地域での存在感を保つために、縮む経済に身の丈を合わせる経営判断が遅れがちだ。

コスト削減が遅れば、収益はさらに圧迫される可能性が高い。仮に赤字になれば自己資本が減り、貸出のリスクに消極的になる。地域の金融仲介機能が低下する悪循環が生まれてしまう。都市への人口流入は今後も続く可能性が高い。野村資本市場研究所の宮本佐知子主任研究員は地域経済を金融面で支えるには、「金融機関が時代に合わせて変わることが重要だ」と指摘する。

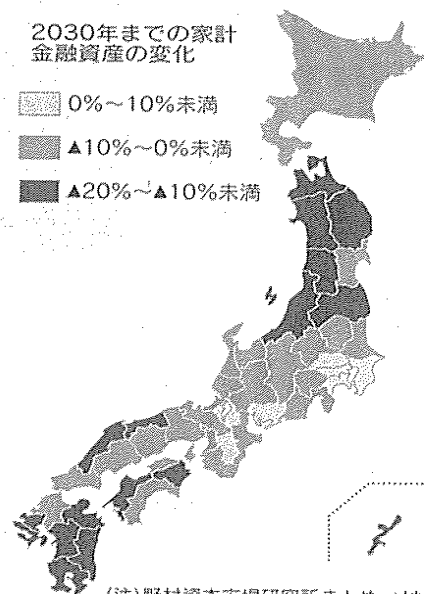
個人マネーの縮小に直面する地銀が取り組むべきもう一つの課題が、現金と預金が半分以上を占める家計金融資産を投資に振り向けるサービスを手がけることだ。

金融庁が米連邦準備理事会(FRB)や日本の総務省の調査をもとに分析したところ、

地方から東京へ個人マネーが流出

2030年までの家計金融資産の変化

0%～10%未満
▲10%～0%未満
▲20%～▲10%未満



(注)野村資本市場研究所まとめ、▲は減少

退職した世代における日本人の金融資産は米国人の半分以上だ。日本はバブル経済が崩壊した1990年代から横ばい。この時期にほぼ同水準だった米国人がほぼ3倍に増えた。

米国では確定拠出年金(401k)などの活用を中心に、「老後を見据えた資産形成が大きな差につながった」(金融庁幹部)。株式や投資信託に広く分散投資する米国人が、現金志向の日本人より資産を増やしている。

日本は世界に先駆けて高齢化が進み、「全体でみた個人金融資産は減少に転じる可能性がある」。(ニッセイ基礎研究所の斎藤太郎経済調査室長)。その日本でも先駆けて高齢化する地方で個人の金融資産を維持するには、地域の金融機関による顧客本位の業務運営など資産形成の支援が欠かせない。貸出金利の低下に悩む金融機関にとって、個人向けの資産形成サービスは今後の収益を期待できる分野だ。地方の金融機関が収益力を高めれば金融仲介機能の向上につながり、地方経済に好循環を生むことができる。

10) 大和総研金融調査部の坂口純也と是枝俊吾の両氏は、2019年4月4日、「**高等教育無償化で学生が流出する地域はどこか**」との見出しのレポートで次のように述べています

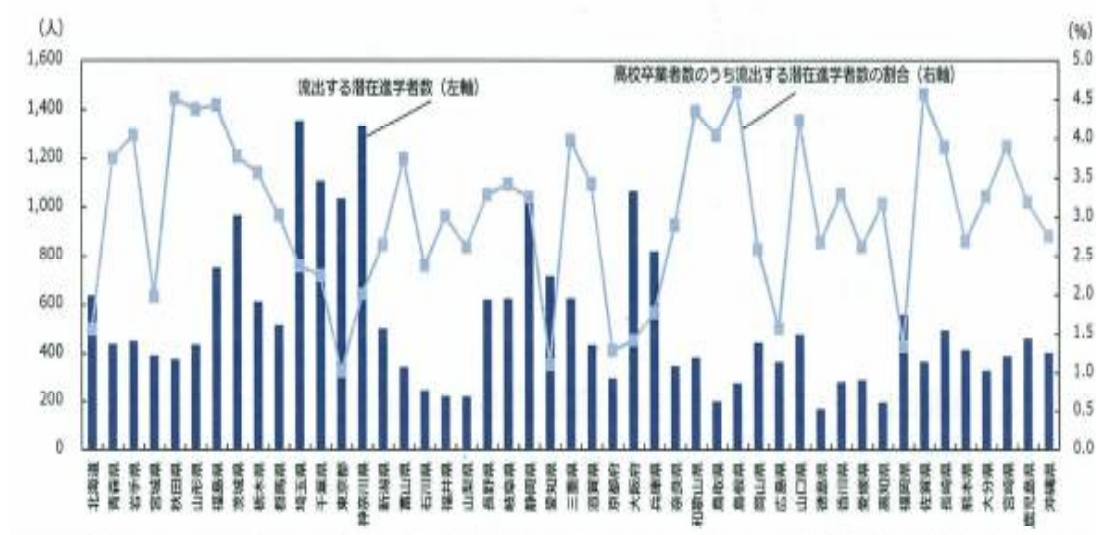
- 高等教育無償化法案が2019年2月に国会提出され、成立すれば2020年4月から施行される予定である。本レポートはこれをもとに①無償化の対象となる累積学生数と、②無償化によって生じる都道府県間の進学移動者数を推計した。
- 無償化の対象となる学生数は、約81万人と見込まれる。これは2018年現在で専門学校・短期大学・私立大学・国立大学に在籍する学生の約4分の1に相当する。無償化措置の対象者数・金額は、現状の給付型奨学金や授業料減免等の措置と比べるとかなり大きく、教育機会の拡大や教育費負担の軽減が期待できる。
- 一方で、負担軽減を契機として大学等が集中する大都市圏に学生が移動し、地方からの若年層の流出が加速する可能性が考えられる。本レポートの推計では、島根県、佐賀県、秋田県などの9県では高校卒業生の4%~5%が新たに県外に流出する見込みである。他方、東京都、京都府、愛知県などの11都府県でが流出より流入が多く、無償化措置が都市部への若年層の集中を加速させる可能性がある。
- 高等教育無償化によって学生の流出が見込まれる地域においては地元での進学の奨励や、他地域で教育を受けた卒業生を地域に還流させる取組などが求められるだろう。

○ 推計結果

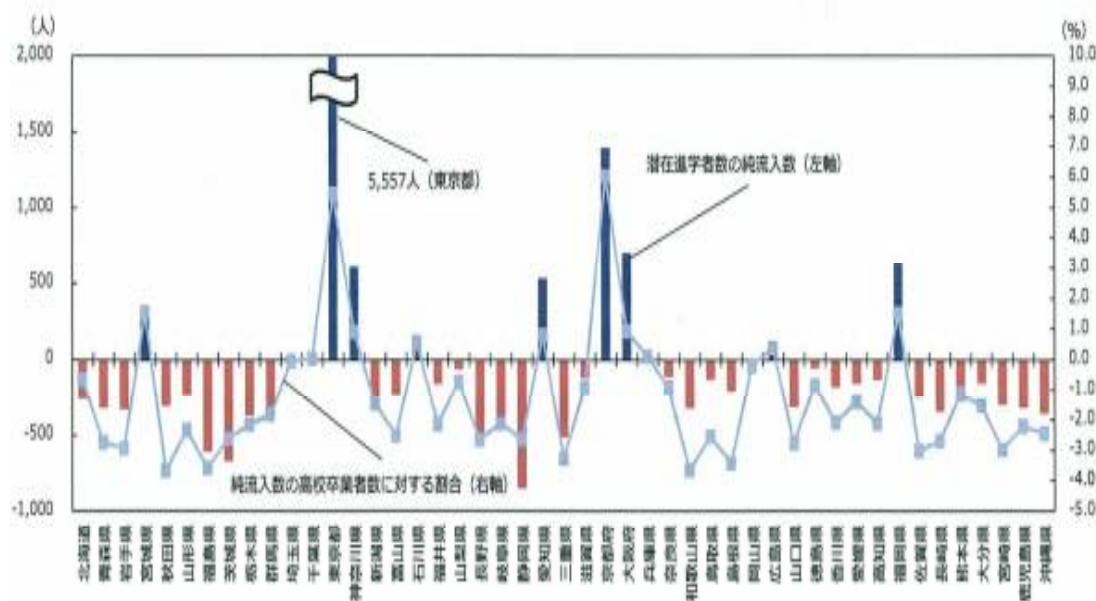
まず、各都道府県から他の都道府県に出る1年当たりの潜在進学者数(グロスの流出数)は、図に示すとおりになった。ここでは流出数の都道府県別高校卒業生数に対する割合に着目する。この割合を見ることで無償化による新たな流出の地域に対する影響の大きさが分かる。この割合が高く出るのは、現状の高校卒業生の進学率が低く、かつ進学した者につき他地域への進学率が高い地域である。具体的には、**秋田県、山形県、福島県、和歌山県、島根県、佐賀県**などが高い値を示しており、これらの地域では無償化措置によって**地域の高校卒業生の4%~5%に当たる数の学生が毎年新たに流出する**見込みであることを意味する。

流出のみではなく地域への流入も考慮したネットの移動数(純流入数)を計算した結果は図に示すとおりである。ここからは大都市圏への学生の集中がより如実に観察できる。純流入数がプラスなのは**宮城県、千葉県、神奈川県、石川県、愛知県、京都府、大阪府、**

兵庫県、広島県、福岡県の計11都府県で、これらの地域への純流入数は合計約1万人と見込まれる。



図ー7 高校教育無償化による各都道府県からの流出者数(グロス)と高校卒業者に占める割合



図ー8 高校無償化による各都道府県の学生の純流入数(ネット)と高校卒業者に対する割合

(2) 下水道事業をめぐる最近の動き

1) 財政制度等審議会(財務相の諮問機関)

財政制度等審議会におけるこれまでの提言の主なポイント

- ① **適正な使用料**(資産維持費の導入、污水处理費は受益者負担の徹底、費用構造を踏まえた望ましい使用料体系(固定費に対応した基本使用料の設定))
- ② **更新事業については、水道事業並みの補助率に変更**
- ③ **概成(H38末)後は、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止**
- ④ **下水道事業会計への操出基準の見直し**(人口密度の高い団体において、使用料が安いにもかかわらず、操出により経費回収率が高くなっている)
- ⑤ **将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮**し、個別処理の1人当たりコストが低くなる見通しとなる**過疎地域については集合処理から個別処理への切り替え**を検討

ア) 「経済・財政再生計画」の着実な実施(社会資本整備)

【出典：財務省、平成28年4月7日開催の財政制度分科会配付資料】

II. 更なる歳出改革に向けて

2. 維持・更新需要を見据えた受益者負担のあり方(下水道の例)

(1) 公営企業会計について

- ① 受益者負担の原則が当てはまる**地方自治体の水道事業**については、企業として能率的に運営すべきとの観点から、公営企業会計が当然適用されている。一般に、公営企業会計の適用事業は、複式簿記によってB/S、P/Lなどの作成が義務付けられ、損益や資産・負債等の情報の的確な把握がしやすい。
- ② 一方、下水道については雨水対策など受益者負担の考え方が馴染みにくい面も含まれていることから、公営企業会計は任意適用とされている。
- ③ 下水道事業を中長期に安定して運営する観点から、近年、総務省が各地方公共団体に対して公営企業会計の適用を要請しており、適用事業数は増加傾向にあるが、未だ全体の2割程度である。

(2) 下水道の整備状況と今後の更新需要

- ④ 上水道に比べて下水道は遅れて普及。管路は布設後50年、下水処理場の機械・電気施設は15年を経過すると更新需要が始まるため、今後、老朽更新等に係る費用が大幅に増加することは確実。

(3) 下水道の使用料の考え方について～上水道との比較～

- ⑤ 法令上、下水道も上水道も使用料の設定する上での基本的考え方は同じ。
にもかかわらず、使用料設定の考え方は上水道と下水道では大きく異なる。すなわち、**上水道では将来施設を更新するために必要となる掛かり増し費用を確保するために「資産維持費」として対象資産の3%を標準に徴収**することとされている。一方、下水道では資産維持費を使用料を算定する上での原価に算入していない。

その結果、下水道の建設改良に係る積立金は125億円に留まるのに対し、上水道は3,155億円に及ぶ。

(4) 更新需要等を見据えた使用料算定の見直しなどの必要性

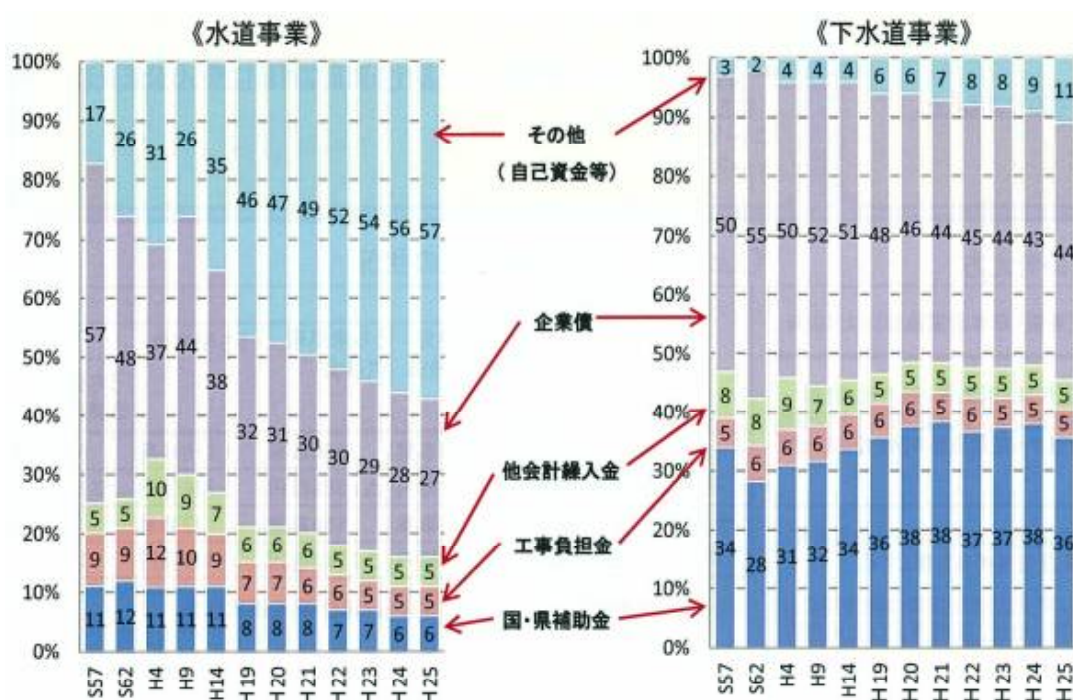
- ⑥ 建設投資の財源構成をみると、上水道では資産維持費の徴収等によって自己資金等の

割合が増加してきている。一方、下水道について、従来から財源は補助金や企業債によるところが大きく、自己資金等の割合は低い水準にある。

⑦ また、足もと管路延長の増加に伴い下水道の使用料は増えているが、人口減少や節水技術の向上などで上水道の料金収入が減少していることを踏まえれば、いずれ下水道の収入も減少する可能性。

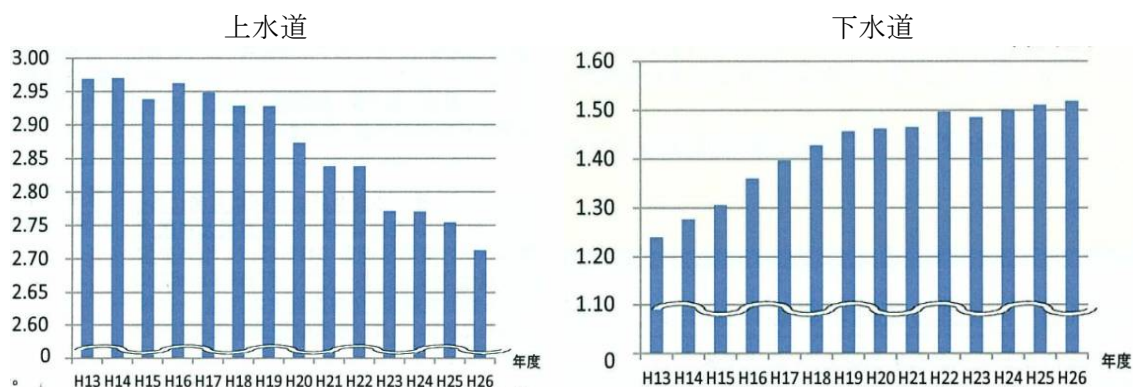
⑧ 今後は、公営企業会計の適用を進めて損益やストックの状況を的確に把握するとともに、将来の更新需要等も踏まえた「費用」に基づく使用料に見直していくことが必要ではないか。

※ 施設の更新費用について、上水道は基本的に水道料金で賄っているのに対し、下水道は主要な施設の更新費用の約半分は国庫補助金にて賄っている。



図－9 建設投資財源 年度別構成比

※ 下水道の建設投資には雨水対策・水質保全の施設も含まれる。地方公営企業年鑑より作成



図－10 上水道(左)と下水道(右)における料金収入の推移(単位：兆円)

イ) 最近の公共事業関係費の推移と留意点

【出典：財政制度分科会、平成29年10月17日の配付資料「社会資本整備」】

(1) PFI等による民間活用の推進(下水道事業)

「新下水道ビジョン加速戦略(平成29年8月10日 国土交通省)」のポイント

- 本年春の財審建議を受けて、本年8月に策定された「新下水道ビジョン加速戦略」において、「受益者負担の原則に基づく使用料の設定」、「下水道の公的役割・性格や国の役割・責務等を踏まえた財政面での支援の在り方について整理」等を明記。
- 平成30年度予算より、「新下水道ビジョン加速戦略」に基づき、基準化、制度構築等を着実に推進すべき。

【春の財審の主なポイント】

- 汚水処理施設整備率が90%の水準に達し、今後は維持管理・更新が主要課題になることを踏まえると、**受益者負担を徹底**し、雨水対策・水質保全等の役割を勘案しつつ、**原則として使用料で必要な経費を賄うことを目指すべき**。その際、**国費での支援**については、こうした方向性に沿った取り組みを促進する観点から、**水道事業体系・役割も参考**にしつつ、**徹底した重点化を検討**すべき。
- 受益者負担の原則を追求する以上、コスト縮減の徹底は欠かせない。その際、民間活用が有効であり、浜松市のコンセッション事業のような先行事例を踏まえ、PPP/PFIの横展開が着実に進むよう、支援の在り方を含め、更なる環境整備を進めるべき。

表－4 上下水道事業の国の補助制度の比較

	下 水 道	上 水 道
補助率	●原則 1/2 ※ ただし、処理施設の一部については、1/2のほか2/3または5.5/10といった補助率もある。	●事業内容に応じて1/3、1/4 ※ ただし、経過措置等として1/2等の補助率もある。
補助対象	●処理施設については、限定なし ●管渠については、地方公共団体の人口規模や処理区域の面積等に応じ、流量や口径が一定以上のものに限定 (例：人口20万人以上の一般市(政令市除く)、処理区域300haにおける分流式下水道の場合、流量25m ³ /日以上、口径300mm以上) ※ 水道事業のような資本単価や下水道料金による限定はない。	●水源の枯渇や水質の悪化等により水道施設投資額が一定以上(資本単価※90円/m ³ 以上等)となる水道事業(浄水場・水道管の新設・更新、ダムの整備等)等に限定 ※ 事業にかかる20年間の資本費を、当該事業で整備される施設より得られる20年間の総有収水量で除して得た水1m ³ あたりの費用

【平成29年5月10日開催「財政制度分科会配付資料」】

表－5 上水道・下水道の積立金の状況

平成29年度	利益余剰金	うち積立金			
		(H. 25年度)		うち建設改良積立金 (H. 25年度)	
水道事業	1,381事業	1,113事業	1,118事業	850事業	824事業
	1兆6,930億円	7,626億円	5,736億円	4,174億円	3,155億円
下水道事業	825事業	155事業	77事業	53事業	26事業
	4,866億円	1,006億円	355億円	336億円	125億円

【出典：平成29年度地方公営企業決算状況調査】

(2) P F I 等による民間活用の推進～欧州における官民連携の動向～

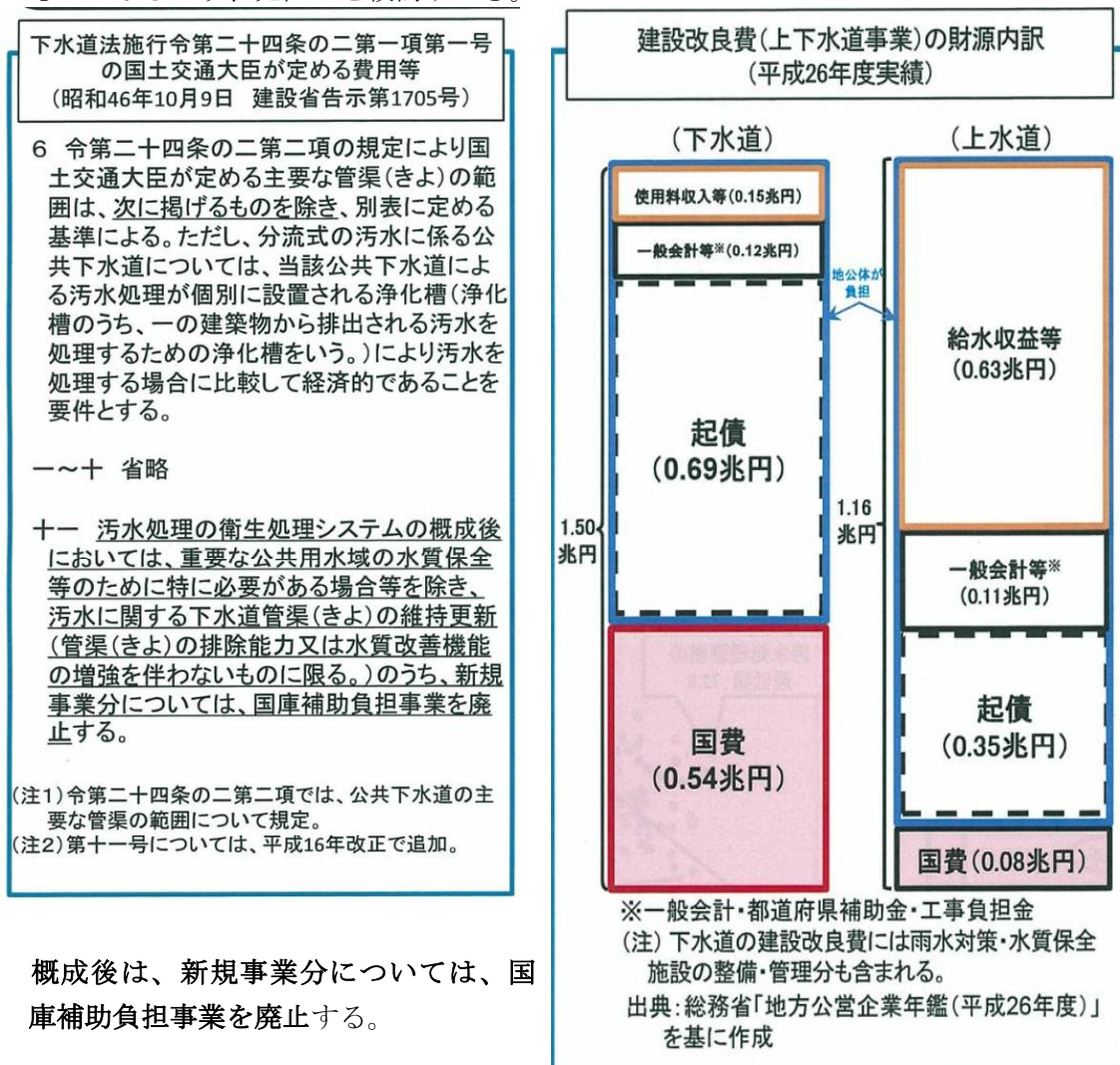
・・・略・・・

(3) P F I 等による民間活用の推進～経営状況の地域差の「見える化」～

・・・略・・・

(4) P F I 等による民間活用の推進～下水道事業に係る国の財政支援のあり方～

- 汚水処理人口普及率が90%超え、10年後に汚水処理施設整備の概成が見通せる中、「新下水道ビジョン加速戦略」に基づき、国の財政支援を汚水処理に係る「受益者負担の原則」と整合的なものに見直していく必要。
- 建設省告示(昭和46年第1705号)も踏まえ、社会資本整備総合交付金等については、平成30年度予算より、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき。
- その他の地方公共団体に係る財政措置についても、「受益者負担の原則」と整合的なものとなるよう、見直しを検討すべき。



概成後は、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。

(5) P F I 等による民間活用の推進～経営の効率化～

・・・略・・・

ウ) 平成30年度予算の編成等に関する建議(財政制度等審議会)

【出典：財務省、平成29年11月29日付け報道資料「平成30年度予算の編成等に関する建議(財政制度等審議会)(4. 社会資本整備の(2)平成30年度予算における重点課題の①生産性の向上 ロ) P F I 等による民間活用の推進の b) 下水道事業の部分)】

b) 下水道事業

本年春の建議では、**受益者負担の原則の徹底と民間活用の推進**を提言した。これを反映して国土交通省において策定された「新下水道ビジョン加速戦略」に沿って、平成30年度予算より、基準化、制度構築等を着実に推進する必要がある。

海外に目を転じると、E U(欧州連合)では、E U指令で「**水サービスに係る費用回収原則**」が規定され、このE U指令の下、フランスでは「**Water pays for water**」として、**収支均衡が規定**されている。こうした原則の下、フランスの上下水道事業では、広域化・コンセッション等による包括的な民間委託が進んでおり、水メジャーによるI C T活用や国際展開など、効率的な運営が行われる中で、適正な料金設定が行われている。

一方、我が国では、**全体の8割以上の地方公共団体が、公費負担分を除いた污水处理費用を使用料で全て賄えていない**。また、広域化、民間活用、コスト縮減等のためには、財務・経営状況を把握する必要があるが、現在、**人口3万人未満の地方公共団体の4割以上が公営企業会計の適用の検討に着手していない状況**である。さらに、下水道事業の污水处理原価や使用料単価は、地方公共団体で大きな差がある。公営企業会計を適用するための取組を加速し、下水道事業の経営情報の「見える化」により、使用料の適正化やコスト縮減の徹底を図るべきである。

こうした観点を踏まえ、**污水处理人口普及率が90%を超え、10年後に污水处理施設整備の概成が見通せる中**、「新下水道ビジョン加速戦略」に基づき、住民理解を醸成しつつ、国の財政支援を污水处理に係る「**受益者負担の原則**」と整合的なものに見直していくことが必要である。国土交通省告示(昭和46年代1705号)においても、污水处理の衛生処理システムの概成後は、原則、污水に関する下水道管渠の新規事業分については、**国庫補助負担事業を廃止するとされているところ**である。この告示も踏まえ、社会資本整備総合交付金等については、平成30年度予算から、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等を配慮しつつ、**未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき**である。また、その他の地方公共団体に係る財政措置についても、「**受益者負担の原則**」と整合的なものとなるよう、見直しを検討すべきである。

また、財政規律を強化する中で、経営の効率化を進めることが重要である。事業の広域化・共同化、コンセッションをはじめとするP F Iの導入、I C T活用等により、経営の効率化の成果を出した地方公共団体があり、経営状況の地域差の「見える化」等を推進する中で、こうした先進事例を広く公開して横展開を図るべきである。また、広域化、コンセッションが一般化し、水メジャーを生み出したフランスでは、I C Tを活用した先端的な管理システムを導入し、経営を効率化している。こうした事例を参考にしつつ、成長戦略として、インフラ・ビジネスの拡大・国際競争力の強化を図る必要がある。

エ) 公営企業改革(財政制度等審議会財政制度分科会)

【出典：財政制度分科会、平成30年4月25日の配付資料「地方財政」】

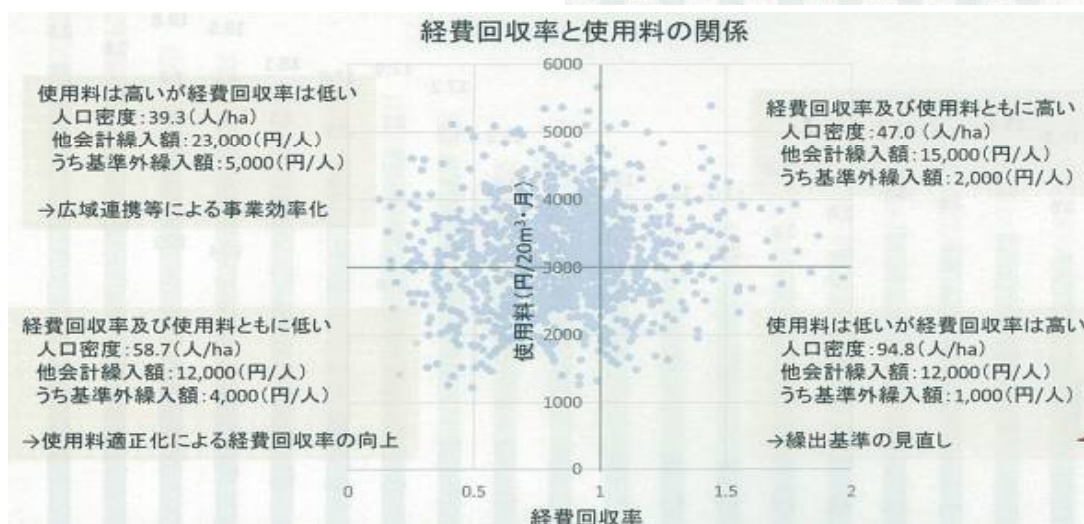
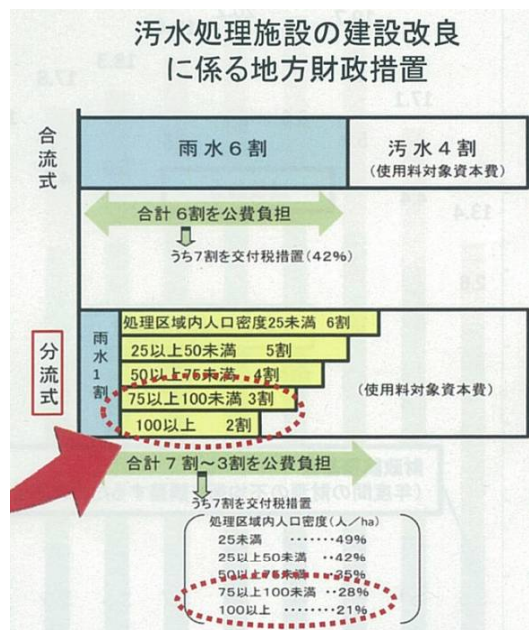
■ 今後の課題と改革方針

公営企業改革

・・・略・・・

- また、経費回収率が低いにもかかわらず使用料も低い団体が多数あり、上記原則を踏まえた使用料の適正化が図られるよう改革を行うべきではないか。

繰出基準の見直し



【出典：財政制度分科会、平成30年4月25日の配付資料「社会資本整備」】

＜経営効率化の促進(広域化・共同化に関する計画策定等の要件化)＞

■ 平成30年度予算より、以下の取組を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付要件として追加。

- 平成34年度までに、全ての都道府県において、広域化・共同化に関する計画(施設・処理区の統合、維持管理業務の共同化、下水汚泥の共同処理、ICT活用による集中管理等)を策定すること。このため、各都道府県及び市町村は連携し、平成30年度に策定の検討に着手すること。
- 公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体(人口3万人未満の団体を含む)は、平成30年度に適用の検討に着手すること。また、人口3万人以上の団体は、平成32年度までに適用、人口3万人未満の団体はできる限り適用すること。

才) 平成31年度予算の編成等に関する建議(財政制度等審議会)

【出典：財政制度等審議会、平成30年11月20日、**平成31年度予算の編成等に関する建議**】

総論

概要

- 平成31年度予算編成は、平成最後の予算編成。平成という時代は、少子高齢化で負担先送りの深刻さが増すなか、平成当初に脱却した特例公債に大きく依存していることをはじめ、**厳しい財政状況を後世に押し付けてしまう格好**となっている(「共有地」の悲劇)。
- 平成は、税財政運営が**受益の拡大と負担の軽減・先送り**を求める圧力に抗えなかった時代。受益と負担の乖離は、国民が財政を自らの問題と受け止めることを困難にしたおそれ。
- 新たな時代では、財政健全化どころか一段と財政を悪化させてしまった過ちを繰り返さないようにする必要。2025年度の国・地方P Bの黒字化は背水の陣。「新経済・財政再生計画」の今後3年間(基盤強化期間)の歳出規律を遵守する必要がある、平成31年度予算が新たな時代の幕開けにふさわしい予算となることを期待。
- 財政健全化に国民の理解を得るには、エビデンスに基づく政策立案を推進すべき。**現在の世代の納税者の代理人そして将来世代を負担の先送りによってもたらされる悲劇から守る代理人としての役割を果たすため**、当審議会は、発進力の強化などを含め、自らの在り方も改革

1. 社会保障(略)

2. 地方財政

- 今後も一般財源総額実質同水準ルールの下で地方財政の健全化を進めていくことが重要。
- 地方財政計画には、歳入・歳出の両面で決算との乖離があり、また、計画自体に多額の「**枠計上経費**」が存在。一般財源総額の増額を主張するのであれば、その前に、計画における歳出の計上が適正かの検証が不可欠。
- 税収増や上記の乖離に頼った財政運営は適切でなく、**地方においても受益と負担の関係の「見える化」**を進め、歳出増の太宗を占める社会保障費の抑制に取り組むことが不可欠。都道府県が主体的な役割を果たして、①地域医療構想の下での病床再編、②国民健康保険における法定外一般会計繰入の解消、業務の効率化・広域化、③公立病院の経営改革、基準外繰出の見直し等に取り組んでいく必要。
- 地方法人課税の偏在是正に向けて、本年度末までにしっかりと結論を得るべき。

3. 文教・科学技術(省略)

4. 社会資本整備

- 社会資本整備については、「量」をいたずらに拡大する状況ではなく、「質」の改善を図る方針を継続すべき。近年の大規模災害を踏まえ、実行性の高い防災・減災対策を進めるため、国の個別補助による計画的・集中的な支援を検討すべき。**生産性の高いインフラを整備する上で、既存ストックの有効利用、民間資金・新技術当の活用を推進すべき。**

5. 農林水産～10. 防衛は(省略)

力) 令和時代の財政のあり方に関する建議(財政制度等審議会)

【出典：財政制度等審議会、令和元年6月19日、令和時代の財政のあり方に関する建議】

4. 社会資本整備

・・・略・・・

(1) 長期的な視点に立った社会資本整備の課題

・・・略・・・

① 長期的な課題についての視点

日本の総人口は平成20年から減少し始めており、働き手の中心となる20～64歳を中心に更なる減少が見込まれている。総世帯数についても、2020年代前半がピークとなる見込みである。こうした減少は、都市部への人口集中の流れが大きく転回しない限り、特に地方部で顕著となる。

全国の1 km 四方の地域ごとに2050年の将来人口を推計した場合、現在居住者がいる地域のうち、約半数において人口密度が50%以上低下し、約20%は無居住化する可能性がある。

社会資本整備の財源に充てている4条公債(いわゆる建設国債)については、将来の受益を考え、後世代にも負担を求めている、60年間かけて償還することとしている。将来的に人口が減少していけば、1人当たりの負担は増加する一方、インフラの費用対効果(B/C)を算定するうえでの効果(=受益)は減少していく。こうした将来的な人口の変化の可能性を踏まえて、社会資本整備の在り方を慎重に考えていく必要がある。

本年公表されたOECD対日本経済審査報告書における分析によれば、人口の少ない地域で大規模な社会資本を保有していると、その地域での住民は1人当たりで、より大きな財政負担を負うこととなり、人口が減少する地域では、現在の社会資本の水準維持が難しいとの指摘がなされている。また、例えば、水道事業を取り上げると、人口1万人未満の供給ケースに比べて、供給人口が50万人規模まで増えれば、操業効率性が上昇し、単位コストは減少する。このため、公共インフラの統合・広域化の検討を進めることにより、事業規模の最適化を進めていくべきとの提言がなされている。

・・・略・・・

② 長期的な課題に向けた対応

イ) 道路

・・・略・・・

ロ) 汚水処理施設

下水道の処理場や管渠についての整備は順調に進んでおり、今後はどのように効率的に更新することができるかといった課題が存在する。人口密度に応じ、個別処理(合併処理浄化槽)と集合処理(下水道、農業集落排水事業)のコスト優位性が変わることを踏まえ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮し、個別処理の1人当たりコストが低くなる見通しとなる過疎地域については、集合処理から個別処理への切り替えについて検討していくことが重要である。

ハ) 住宅政策、都市政策

・・・略・・・

○ 令和元年5月22日付け日本下水道新聞に「人口減踏まえた整備を 財政審歳出改革部会 社会資本のあり方論点に」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会の会合が16日に開かれ、長期的な視点に立った社会資本整備のあり方が議論になった。

提出資料では、将来的な**人口減少を前提とした維持管理、更新**が必要だとしている。

特に地方部での人口減少が顕著になるとし、2050年までに現在居住者がいる地域のうち、約半分で人口密度が50%以上低下し、約20%が無居住化する可能性があるとした。

その上で、社会資本の老朽化対策は「現在の社会資本の規模を維持した場合において、**予防保全に基づく管理を行ったとしても、将来の維持管理・更新費は増加することが想定**」「人口が減少するため、**1人当たりにかかる費用については増加が見込まれる**」として、新技術の活用など「**不断の努力**」が必要だとした。建設後50年以上経過する下水道管渠の割合は2023年に全延長の約8%、2033年には約21%に達すると推計されている。

人口減少下での污水处理施設整備については、**人口密度が低下すればコスト的には個別処理が優位になるとし、これらを考慮した整備・更新の必要性に言及**した。

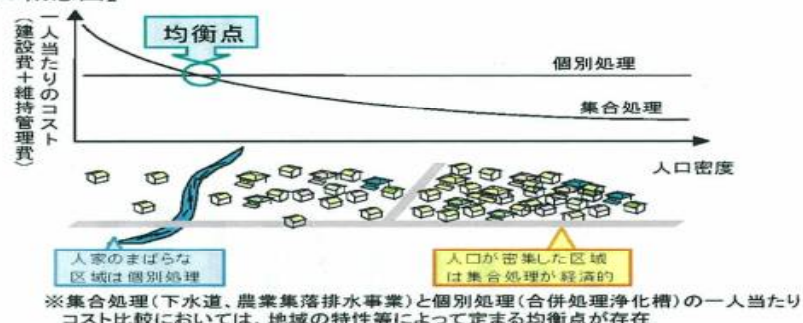
【出典：財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会（増田寛也部会長）、令和元年5月16日の配付資料（社会資本整備）】

人口減少下での污水处理施設の整備

☆ 下水道の処理場や管渠についての整備は順調に進んでおり、今後は更新が課題となる。

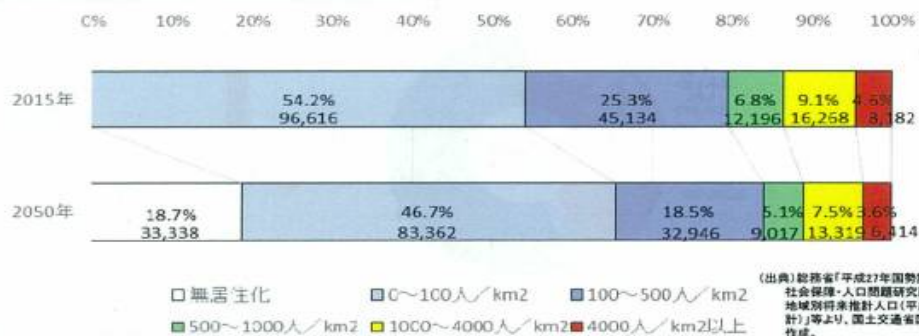
☆ 人口密度に応じ、**個別処理と集合処理のコスト優位性が変化**するところ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮した、污水处理体制の整備・更新を行っていく必要。

【コスト比較の概念図】



（出典）国土交通省作成資料

【人口密度別1kmメッシュ数構成比】



- ◆ 人口減少・節水技術の進化に伴い、処理すべき汚水量は今後減少の見込み。
- ◆ 人口密度が低下すると、下水道よりも浄化槽の方が1人当たり処理コストが低下することとなる。

☆ 全国の1 km 四方の地域ごとに2050年の将来人口を推計した場合、現在居住者がいる地域のうち、約半数において人口密度が50%以上低下し、約20%は無居住化する可能性がある。沖縄県等の一部地域を除き、人口の増加が見られる地域は都市部に限られる(増加は3.1%のみ)。なお、平成27年国勢調査時点の居住地域は国土の約5割。

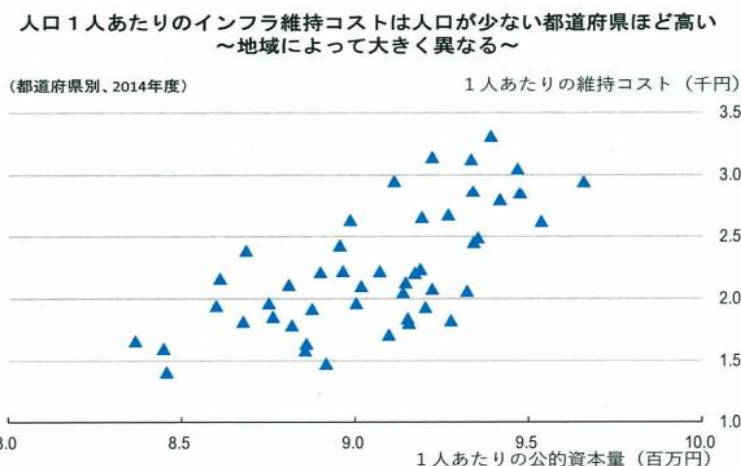


☆ 人口の少ない地域で大規模な公的資本を保有していると、そこでの住民は1人当たりで、より大きな財政負担を負うことになる。1人当たりの公的資本のメンテナンスコストを見ると、都道府県の間で大きな地域差が生じている。こうしたデータは、人口が減少する地域では、現在の公的資本の水準を維持することが難しいことを示唆している。

人口1人あたりのインフラ維持コストは人口が少ない都道府県ほど高い
～地域によって大きく異なる～

(都道府県別、2014年度)

Per capita public capital stock (100 million yen)	Per capita maintenance cost (100,000 yen)
8.4	1.7
8.5	1.4
8.6	2.2
8.7	2.4
8.8	1.9
8.9	2.1
9.0	2.3
9.1	2.5
9.2	2.2
9.3	2.8
9.4	3.2
9.5	2.9
9.6	2.7
9.7	3.1



2) 国土交通省における「社会情勢の変化を踏まえた下水道事業の持続性向上に関する検討会」など

【出典：国土交通省、社会情勢の変化を踏まえた**下水道事業の持続性向上**に関する検討会
第1回(平成30年9月20日)議事要旨】

- ① 人口減少が進んでいき10年概成が終わった後の今後の経費回収率の予測も踏まえ、今後の方向について議論すべきではないか。また、今後の改築更新費を考慮すると、将来的に予想される経費回収率は資料で示されているものより低くなるのではないか。
- ② 下水道として着目すべき機能が何かを明確に示すべきである。下水道として持続して本来果たすべき機能、例えば浸水対策や公衆衛生などがあつたうえで、さらに今後の社会的変化を考慮して果たさなければならぬ機能が何かを整理すべき。
- ③ 今までは、ストック形成が主体でモノができればよい考え方であつたが、今後は単に今あるストックを残す考え方ではなく、残すべき機能、重視すべき機能を明確に示していく理解でよいのか。下水道として本当に果たすべき機能、そのために本当に必要な施設は何かを整理して示すべき。
- ④ しかし、その一方でインフラの多機能化が求められているので、その点は注意が必要である。
- ⑤ 人口減少のスピードは40年後には2/3になり、使用料収入も減少することが予想されている中で、現在改築計画等で、事業量を平準化する計画案をよく行うが、50年後、80年後まで現状と同じ平準化の事業量で行けるのか、将来恐らく収入は1/3等になっているはずであり、計画として成り立たない。目指すべきところは何なのか、見通しを示して欲しい。
- ⑥ 下水道法において補助が確約されており、建設当初は補助金が担保されているのに、改築更新では補助が出ないとなると、自治体の計画が大きくくずれる。この点は、非常に重要なところではないか。
- ⑦ 資料5に関して、使用料収入は増加傾向にあり、一般会計繰入金及び地方債は減少傾向にあると示されている。しかしながら、地方公営企業法の適用(以下、法適用とする)となる地方自治体の会計、地方公営企業法の適用にない(以下、非適用とする)地方自治体の会計を比較することは難しい。なぜならば、法適用には損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書があるが、非適用は歳入歳出決算書のみとなる。また、発生主義で複式簿記を採用している法適用に対し、非適用は現金主義の単式簿記となる。このことから、**非適用にはストック情報がない**ため、減価償却費及び一般会計繰入金の充用金の正確な把握は難しく、施設更新の計画的な維持更新につながりにくいと考えられる。法適用と非適用の相違点を踏まえると、資料で示されている非適用の使用料単価及び経費回収率の評価も変わってくる。今後、費用対効果に基づく運営を図り、必要なところに支援を行う地方財政措置の実施を目指すのであれば、法適用化の実現は重要である。近年一層、地方財政措置が厳しくなるなかで、財政措置にも選択と集中が求められるので、先ほどの議論にあるように、メリハリのある支援の検討が議論の要の一つとなるかと思う。
- ⑧ 資料2の広域化及び共同化について、実施件数のデータはどうなっているのか。今後、

運営の効率化を目指し広域化及び共同化の横展開を図っていくのであれば、各自治体が導入しやすいように、例えば地方自治体の規模別に広域化及び共同化の有効性を定量的に検討できる事例データなどがあれば具体的な導入の引き金になると思う。

- ⑨ 資料5の経費回収率について、供用開始20年たたないと回収できないとある。個人的には接続率を気にしている。10年概成を目標にしているが、処理区域内にも接続していない家庭が結構あるのではないか。自治体によっては接続率40%のところもある。仮に接続していない家庭等はどう対応しているのか。まずは、接続率100%を目指し、その際の経費回収率がどうなるのか示して欲しい。
- ⑩ 汚水処理単価についても、技術的な進歩により減少することもある。収入の増加にみを議論していくと先が見えなくなる。広域化、共同化の話でも出たように支出の減少についても議論する必要がある。資料2の宮城県の例のように、ある段階で下水道のみではできないことが出てくる。その際は、下水道区域の徹底的な見直しは必要となる。
- ⑪ 秋田県は、高齢化、人口減少が進んでいる。毎年1万2千人ずつ減少している状況であり、社人研において2045年でピーク時の半分になると予想されている。さらに人口の半分为高齢者となる。**高齢化が進む中で現状接続率を上げるのは難しく、下水道区域から外していくしかなく、都道府県構想などで随時見直しをしているところである。**
- ⑫ 持続性に関しては、秋田県では水処理の経費が適正か、例えば現状の人口水量に応じた処理方式の見直し等時代に合ったものか否かの判断が必要と考えている。設備関係の改築更新のピークを控え、**最適化、省エネ化の視点による再構築**が必要であり、広域化、共同化の計画の中で検討すべきと考えている。また、**特定環境保全公共下水道において、基本的に経営が成り立たない地区もあり、支援の方策を考える必要がある。**
- ⑬ 国のメリハリを利かせた支援については、**従来通りの支援を受けること前提で長期計画を立てているので、慎重に議論にしていきたい。**国の支援を議論するのと併せて、**適正な料金とは何なのかの議論が必要と感じている。**岡山市は、経費回収率が96~97%程度であり、普及率も低い状況であるが、比較的高い使用料を設定するなど経営努力は行っている。国費が厳しい状況でありメリハリをつけることは理解できるが、自治体への影響を考慮して慎重に審議していきたい。
- ⑭ **総務省としては、人口規模が小さい公共下水道と、集落排水を危惧**している。特効薬としては、広域化、共同化と考えている。国交省の働きかけ等により、問題意識の高い自治体が多く、ここ**1、2年で方針を概ね決める自治体が多い**と思われる。
- ⑮ 中小の自治体において、あらゆる方法で対策を行っても、**なお事業運営が困難な地方公共団体については、別途支援の方法を考えていくことが必要である。**また最先端の技術を普及の推奨も考えていくべきである。経営改善に寄与する新技術導入の促進にも配慮していくべきではないか。
- ⑯ これからは建設の時代から、維持管理の時代になる。これは企業としてマネジメントしていかなければならない時代になったというメッセージを前面に出すべきである。自治体は、まだ事業運営、マネジメントの意識が低いところもある。**官民連携、広域化は、経費削減ではなく、事業継続が大目的である。**今後は、ハード的な広域化効果ではなく、持続可能性を担保する効果が重視されていく。経費回収率がP Iになると、起債償還後の経営が楽な時代を楽しんでしまい、その後に迎える改築更新を楽観視してしまう危険

性がある。今後を見据え、何が最適なマネジメントかを示すべきである。

表－6 交付金制度における要件化

	要件化の内容	対 象	関連通知等
民間活用 の推進	交付金による下水処理場等の改築への支援にあたって、 コンセッションの検討 を要件化	人口20万人以上の地方公共団体 事業費10億円以上	H30.4.6国水下事第3号下水道事業課長通知 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について
	交付金による汚泥有効利用施設の新設への支援にあたって、 P P P / P F I の導入を原則化	人口20万人以上の地方公共団体 事業費10億円以上	H31.3.29国官会第24306号 社会資本整備総合交付金交付要綱
見える化の推進	交付金による一定規模以上の事業について、社会資本整備総合計画へ B / C の記載 を要件化	全体計画または各基幹事業に位置付けられた計画の事業費10億円以上	H31.3.29国官会第24306号 社会資本整備総合交付金交付要綱
広域化 の推進	交付金による下水処理場等の改築への支援にあたって、 当該処理場の統廃合に係る検討 を要件化	事業費10億円以上 (都道府県構想の見直し・アクションプラン策定済の場合は3億円以上)	H31.3.29国官会第24306号 社会資本整備総合交付金交付要綱
	「広域化・共同化計画」の策定に向け、平成30年度中に少なくとも一度以上、管内すべての市町村が参画する検討の場を設けるとともに、平成34年度までに 計画の策定 を要件化	すべての地方公共団体	H30.4.6国水下事第3号下水道事業課長通知 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件化等の運用について
エネルギー効率化の推進	交付金による消化槽、焼却炉等の新設・改築への支援にあたって、 一定以上の性能 を要件化	すべての地方公共団体	H29.9.15国水下事第38号下水道事業課長通知 下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について
効率的汚水処理の推進	下水道事業の補助金交付にあたって、 汚水処理に係る下水道計画(全体計画等)の点検 を要件化	すべての地方公共団体	H25.5.16国水下事第8号 昭和46年建設省酷1705号の改正に伴う告示の運用について
経営改善 の推進	公営企業会計について、平成30年度までに適用の 検討に着手 し、平成32年度までに 適用 することを要件化	人口3万人以上の地方公共団体	H31.3.29国官会第24306号 社会資本整備総合交付金交付要綱
	公営企業会計について、平成30年度までに適用の 検討に着手 し、平成32年度までにできる限り 適用 することを要件化	人口3万人未満の地方公共団体	H30.4.6国水下事第3号下水道事業課長通知 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件化等の運用について

【出典：国土交通省、平成31年4月12日開催、平成31年度全国下水道主管課長会議資料】

(3) 平成31年 1 月 1 日現在における「人口、人口動態及び世帯数」

- 令和元年 7 月 11 日付け日本経済新聞に「人口減、最大の43万人 20代 3 割、労働力支える 19年人口動態調査 外国人最多の266万人」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

総務省が10日発表した住民基本台帳に基づく2019年 1 月 1 日時点の人口動態調査によると、日本人の人口は1億2,477万6,364人で、前年から43万3,239人減った。**減少は10年連続で**、減少幅は1968年の調査開始以来、最大だった。一方、外国人は16万9,543人に増え過去最多の**266万7,190人**となり、働き手としての存在感が高まってきた。

日本人の**15～64歳の生産年齢人口**は7,423万887人と**61万3,028人減った**。全体に占める割合は**過去最低の59.5%**に下がり、高齢化に拍車がかかっている。死亡数から出生数を引いた自然減は過去最大の44万2,564人となった。

人手不足を受け、企業は省力化の取組に力を入れる。RPAホールディングスはパソコンの定型業務を自動化するロボティック・プロセス・オートメーション(RPA)の導入支援を手がけ、19年 2 月期の売上高は前の期に比べ約95%増えた。金融など幅広い業種で採用が伸びている。

一方、増加する外国人の割合は**日本全体で2.1%**と初めて2%を超えた。年代別では生産年齢人口が14万9,650人増の226万8,941人と外国人全体の85.1%を占めた。特に20代が31.0%に達する。過去5年間の生産年齢人口の推移は日本人の413万人減に対し、外国人は58万人増。働き手の減少を一定程度補っているようだ。

横浜市は18年に外国人が全国最多の6,0.92人増え、97,532人となった。中国や韓国、フィリピンなどから就労や留学に来る人が多い。外国人の相談を受ける市の国際交流協会では8月に対応言語を増やす。英語、中国語、スペイン語の3カ国語からベトナム語やネパール語なども加えた10言語にする。地方でも外国人の増加傾向は広がっている。島根県は増加率が15.4%と全都道府県で最も高かった。出雲市にある村田製作所の子会社はコンデンサー生産に携わる日系ブラジル人工員を数百人規模で増やしたという。

外国人は高度人材としての専門性も高まっている。NECの中央研究所は12年からインド工科大学から直接人材を採用しており「今後も採用を強化する」。同大は人工知能(AI)技術者などのIT人材を世界に供給する拠点となっている。

法務省によると、経営・管理や技術・人文知識・国際業務などの在留資格で来日している外国の高度人材は18年時点で35万人になった。政府や企業が呼び込みに力を入れており、3年間で11万人増と伸びている。

市区町村で日本人を合わせた総人口に占める外国人の割合が最も高かったのは**26.1%の北海道占冠村**。大型スキーリゾートが外国人客に人気で、居住する外国人の従業員も多い。**10人に1人以上が外国人の市区町村は12ヵ所**あった。

日本人の人口を都道府県別にみると、**前年から増えたのは東京、沖縄、神奈川、千葉、埼玉の5都県のみ**。これまで増加していた愛知県は減少に転じるなど、人口減少が続く中で都市部でもばらつきが出ている。東京圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)と名古屋圏(岐阜、愛知、三重)、関西圏(京都、大阪、兵庫、奈良)の三大都市圏(の合計値：筆者追記)も初めて減少した。・・・略・・・

表－7 都道府県別の年齢3区分別人口比(日本人住民)

(降 順)	年少人口 15歳未満 %		(降 順)	生産年齢 人口15～ 65歳 %		(降 順)	老年人口 65歳以上 %
沖縄県	17.2	1	東京都	64.9	1	秋田県	35.9
滋賀県	14.2	2	神奈川県	62.3	2	高知県	34.4
佐賀県	13.7	3	沖縄県	61.3	3	山口県	33.8
福岡県	13.6	4	愛知県	61.2	4	島根県	33.8
愛知県	13.6	5	埼玉県	61.2	5	山形県	32.7
熊本県	13.5	6	大阪府	60.5	6	徳島県	32.4
鹿児島県	13.5	7	千葉県	60.5	7	岩手県	32.4
宮崎県	13.4	8	宮城県	60.3	8	大分県	32.2
広島県	13.1	9	滋賀県	60.0	9	青森県	32.1
岡山県	13.0	10	栃木県	59.4	10	愛媛県	32.1
福井県	13.0	11	福岡県	59.2	11	和歌山県	32.1
長崎県	12.8	12	兵庫県	59.1	12	富山県	31.9
兵庫県	12.8	13	茨城県	59.0	13	新潟県	31.7
鳥取県	12.7	14	京都府	58.7	14	長崎県	31.6
石川県	12.7	15	群馬県	58.3	15	宮崎県	31.3
岐阜県	12.7	16	石川県	58.2	16	長野県	31.3
香川県	12.6	17	三重県	58.0	17	鳥取県	31.2
島根県	12.5	18	静岡県	58.0	18	北海道	31.1
大分県	12.5	19	山梨県	58.0	19	鹿児島県	31.0
三重県	12.5	20	広島県	57.9	20	香川県	30.8
静岡県	12.4	21	福島県	57.9	21	奈良県	30.5
栃木県	12.4	22	北海道	57.8	22	熊本県	30.4
埼玉県	12.4	23	奈良県	57.5	23	福島県	30.3
大阪府	12.4	24	岐阜県	57.5	24	山梨県	30.1
長野県	12.4	25	岡山県	57.2	25	岐阜県	29.9
神奈川県	12.4	26	福井県	57.2	26	福井県	29.8
宮城県	12.3	27	青森県	57.0	27	岡山県	29.8
京都府	12.3	28	佐賀県	56.9	28	静岡県	29.6
千葉県	12.2	29	新潟県	56.7	29	群馬県	29.6
茨城県	12.2	30	香川県	56.6	30	三重県	29.5
群馬県	12.2	31	富山県	56.5	31	佐賀県	29.4
奈良県	12.1	32	長野県	56.3	32	石川県	29.1
愛媛県	12.1	33	和歌山県	56.3	33	京都府	29.0
山梨県	11.9	34	岩手県	56.2	34	広島県	29.0
山口県	11.9	35	熊本県	56.1	35	茨城県	28.8
福島県	11.8	36	鳥取県	56.1	36	栃木県	28.2
東京都	11.8	37	徳島県	56.0	37	兵庫県	28.1
山形県	11.7	38	愛媛県	55.9	38	宮城県	27.4
富山県	11.7	39	山形県	55.6	39	千葉県	27.2
新潟県	11.6	40	長崎県	55.6	40	福岡県	27.2
和歌山県	11.6	41	鹿児島県	55.5	41	大阪府	27.1
徳島県	11.6	42	大分県	55.3	42	埼玉県	26.4
岩手県	11.4	43	宮崎県	55.3	43	滋賀県	25.8
高知県	11.2	44	高知県	54.4	44	神奈川県	25.3
北海道	11.1	45	山口県	54.3	45	愛知県	25.2
青森県	10.9	46	秋田県	54.1	46	東京都	23.4
秋田県	10.0	47	島根県	53.7	47	沖縄県	21.5
全 国	12.4		全 国	59.5		全 国	28.1
H3001/01	12.6		H3001/01	59.8		H3001/01	27.7
H2901/01	12.7		H2901/01	60.1		H2901/01	27.2
H2801/01	12.8		H2801/01	60.6		H2801/01	26.6

【出典：総務省、令和元年7月10日公表資料「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」】

表－8 都道府県別の人口増減数の推移(日本人住民)

	平成28年 (昇 順)			平成29年 (昇 順)			平成30年 (昇 順)
北海道	－33,593	1	北海道	－34,805	1	北海道	－39,461
新潟県	－19,140	2	兵庫県	－20,813	2	兵庫県	－23,336
静岡県	－17,664	3	新潟県	－20,752	3	新潟県	－23,213
兵庫県	－17,578	4	静岡県	－19,926	4	静岡県	－23,144
福島県	－16,103	5	福島県	－19,855	5	福島県	－19,890
青森県	－14,909	6	青森県	－15,681	6	大阪府	－18,154
秋田県	－13,877	7	大阪府	－15,205	7	茨城県	－17,986
茨城県	－13,625	8	茨城県	－14,446	8	青森県	－16,639
熊本県	－13,086	9	岐阜県	－14,310	9	秋田県	－15,005
岐阜県	－12,564	10	秋田県	－14,262	10	岩手県	－14,767
岩手県	－12,504	11	長野県	－13,582	11	長野県	－14,762
長野県	－12,457	12	岩手県	－13,324	12	岐阜県	－14,583
鹿児島県	－12,155	13	鹿児島県	－13,300	13	山口県	－13,968
山口県	－11,993	14	山口県	－13,252	14	長崎県	－13,923
大阪府	－11,784	15	群馬県	－12,678	15	鹿児島県	－13,817
長崎県	－11,745	16	長崎県	－12,648	16	広島県	－13,444
愛媛県	－11,460	17	山形県	－11,900	17	愛媛県	－12,895
山形県	－11,271	18	三重県	－11,710	18	三重県	－12,604
群馬県	－10,771	19	愛媛県	－11,665	19	群馬県	－12,471
三重県	－10,090	20	広島県	－11,561	20	山形県	－12,213
和歌山県	－9,795	21	熊本県	－10,878	21	栃木県	－11,432
栃木県	－9,443	22	和歌山県	－9,792	22	京都府	－11,278
宮崎県	－8,993	23	栃木県	－8,981	23	岡山県	－11,099
広島県	－8,897	24	奈良県	－8,965	24	熊本県	－11,005
奈良県	－8,064	25	京都府	－8,804	25	和歌山県	－10,693
岡山県	－7,854	26	岡山県	－8,754	26	宮城県	－10,066
高知県	－7,775	27	大分県	－8,616	27	大分県	－9,834
大分県	－7,662	28	宮城県	－8,491	28	奈良県	－9,670
京都府	－6,861	29	宮崎県	－8,243	29	宮崎県	－9,016
宮城県	－6,615	30	高知県	－7,584	30	高知県	－8,026
富山県	－6,532	31	富山県	－7,063	31	富山県	－7,837
徳島県	－6,262	32	徳島県	－7,025	32	徳島県	－7,298
山梨県	－5,753	33	山梨県	－6,529	33	香川県	－6,804
島根県	－5,510	34	島根県	－6,067	34	山梨県	－6,668
香川県	－5,365	35	香川県	－5,473	35	島根県	－6,285
佐賀県	－5,080	36	佐賀県	－5,228	36	石川県	－6,058
福井県	－5,024	37	福井県	－4,900	37	福井県	－5,483
石川県	－4,349	38	鳥取県	－4,678	38	佐賀県	－5,163
鳥取県	－4,245	39	石川県	－4,550	39	鳥取県	－5,050
滋賀県	－807	40	福岡県	－2,439	40	愛知県	－4,719
福岡県	－575	41	滋賀県	－2,129	41	福岡県	－4,559
沖縄県	4,552	42	愛知県	1,507	42	滋賀県	－2,282
愛知県	7,089	43	千葉県	2,764	43	埼玉県	1,364
千葉県	7,207	44	沖縄県	2,914	44	千葉県	2,044
埼玉県	7,692	45	神奈川県	3,240	45	沖縄県	2,564
神奈川県	7,806	46	埼玉県	4,247	46	神奈川県	4,184
東京都	77,400	47	東京都	72,137	47	東京都	73,205
全 国	－308,084		全 国	－374,055		全 国	－433,239

注) 各年における1月1日から12月31日までの間の人口動態である。

全国値は平成25年が「－243,684人」、26年が「－271,058人」、27年が「－271,834人」

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在)]】

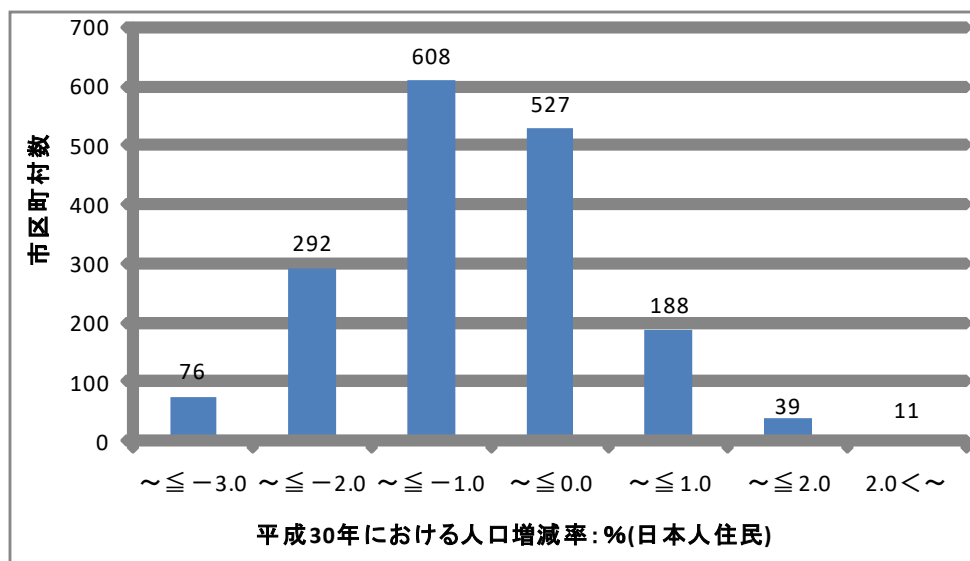


図-11 平成30年における市区町村別の人口増減数の分布(日本人住民)

範囲は、-6,235人(兵庫県神戸市)～+10,010人(福岡県福岡市)

平成30年 平成29年 平成28年

減少は 1,499市区町村(86.1%)←1,469市区町村(84.4%)←1,457市区町村(83.7%)

変化なしは 4市区町村(0.2%)← 1村(0.1%)← 4市区町村(0.2%)

増加は 238市区町村(13.7%)←271市区町村(15.6%)←280市区町村(16.1%)

変化なしは北海道東川町、兵庫県播磨町、岡山県里庄町、沖縄県渡名喜村です。

表-9 平成30年における人口減少数の上位20市区町村

		平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (昇 順)
1	兵庫県神戸市	-860	-4,037	-2,992	-5,058	-6,235
2	福岡県北九州市	-3,561	-5,617	-5,588	-6,058	-5,699
3	京都府京都市	-1,869	-969	-2,167	-4,280	-5,374
4	静岡県静岡市	-2,719	-3,727	-3,407	-3,398	-4,653
5	長崎県長崎市	-3,000	-3,107	-3,596	-3,907	-4,532
6	新潟県新潟市	-1,574	-1,743	-2,994	-3,532	-4,198
7	神奈川県横須賀市	-3,692	-3,835	-3,087	-3,491	-3,795
8	静岡県浜松市	-1,152	-1,267	-1,860	-2,035	-3,754
9	大阪府堺市	-1,490	-2,263	-2,219	-3,937	-3,693
10	北海道函館市	-2,967	-2,923	-3,159	-3,020	-3,679
11	広島県呉市	-2,905	-2,914	-2,110	-3,134	-3,184
12	青森県青森市	-2,363	-2,868	-2,944	-2,626	-3,094
13	福島県いわき市	-2,291	-2,030	-2,207	-3,061	-3,065
14	山口県下関市	-2,787	-2,962	-2,976	-3,069	-3,041
15	北海道旭川市	-1,809	-2,007	-2,464	-2,758	-2,960
16	秋田県秋田市	-1,677	-2,018	-2,172	-2,519	-2,711
17	長野県長野市	-895	-930	-1,566	-1,617	-2,631
18	青森県八戸市	-1,570	-1,753	-1,736	-1,935	-2,458
19	北海道小樽市	-2,206	-2,115	-2,218	-1,866	-2,456
20	新潟県長岡市	-1,623	-2,190	-1,854	-1,809	-2,367
全国		-243,684	-271,834	-308,084	-374,055	-433,239

表－10 福岡県下の各市町村別、過去6ヵ年における人口増減数

日本人住民		平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (昇順)	1,741市区 町村(昇順)
1	北九州市	-3,561	-5,617	-5,588	-6,058	-5,699	2
2	大牟田市	-1,421	-1,529	-1,424	-1,455	-1,372	71
3	八女市	-819	-1,048	-860	-785	-952	147
4	柳川市	-737	-909	-879	-623	-883	
5	飯塚市	-527	-675	-427	-394	-867	
6	嘉麻市	-701	-763	-806	-575	-818	
7	朝倉市	-540	-833	-633	-776	-706	
8	田川市	-512	-408	-417	-572	-670	
9	久留米市	43	425	-197	-752	-602	
10	うきは市	-252	-455	-383	-328	-563	
11	大川市	-515	-462	-433	-474	-500	
12	直方市	-445	-249	-274	-299	-435	
13	中間市	-330	-386	-402	-450	-426	
14	豊前市	-334	-351	-233	-389	-414	
15	みやま市	-555	-490	-583	-582	-399	
16	川崎町	-285	-441	-301	-376	-358	
17	水巻町	-315	-203	-172	-142	-345	
18	築上町	-239	-251	-273	-369	-300	
19	添田町	-183	-172	-164	-189	-294	
20	みやこ町	-320	-240	-374	-367	-269	
21	福智町	-256	-417	-290	-311	-257	
22	鞍手町	-150	-258	-117	-225	-240	
23	宗像市	300	-135	161	419	-238	
24	宮若市	-343	-400	-348	-255	-236	
25	芦屋町	-290	-250	-81	-225	-214	
26	岡垣町	-55	-113	-198	-167	-188	
27	香春町	-169	-165	-216	-203	-160	
28	桂川町	-76	-53	-144	-139	-154	
29	広川町	-21	124	-134	-95	-149	
30	宇美町	-88	-179	-281	-5	-145	
31	太宰府市	545	289	53	-76	-122	
32	小竹町	-144	-72	-160	-168	-110	
33	上毛町	-122	-54	-72	-67	-109	
34	篠栗町	-113	124	-51	-158	-92	
35	大木町	-12	-116	-115	-23	-86	
36	遠賀町	-18	-73	-63	-12	-84	
37	糸田町	-78	-115	-111	-116	-82	
38	赤村	-42	-95	-29	-13	-54	
39	東峰村	-38	-51	-65	-62	-51	
40	筑後市	-384	-46	-31	150	-41	
41	筑前町	75	1	-26	19	-30	
42	吉富町	-64	-95	-44	-3	-5	
43	行橋市	60	-93	34	306	4	
44	小郡市	-144	-222	-42	-28	7	
45	大刀洗町	-19	-98	98	-72	34	
46	大任町	-88	-60	-89	-48	51	
47	那珂川市	-12	24	163	-102	62	
48	春日市	604	617	-271	251	83	

49	筑紫野市	112	70	814	378	130
50	久山町	48	19	206	102	132
51	苅田町	-14	100	389	-51	175
52	志免町	200	-306	63	117	195
53	大野城市	633	292	390	316	311
54	新宮町	1,083	1,393	776	490	333
55	古賀市	-349	-14	58	100	381
56	須恵町	195	265	217	168	450
57	粕屋町	822	595	598	625	517
58	糸島市	-172	30	94	339	670
59	福津市	943	1,126	1,406	1,355	1,615
60	福岡市	12,387	12,947	11,706	11,005	10,010

【出典：総務省、令和元年7月10日公表資料[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)]】

☆ 6年連続で人口増は筑紫野市、大野城市、新宮町、須恵町、粕屋町、福津市及び福岡市の計7市町のみ

表－11 都道府県別の人口、増減率について(日本人住民)

住民基本台帳人口 平成31年1月1日 日本人 (千人)		平成30年における 増 減 率 ： %		平成30年における 自然増減率 ： %		平成30年における 社会増減率 ： %	
鳥取県	561	秋田県	-1.48	秋田県	-1.03	青森県	-0.50
島根県	677	青森県	-1.28	高知県	-0.79	長崎県	-0.47
高知県	713	岩手県	-1.17	青森県	-0.78	秋田県	-0.45
徳島県	745	高知県	-1.11	岩手県	-0.78	福島県	-0.40
福井県	772	山形県	-1.11	山形県	-0.76	岩手県	-0.40
山梨県	817	和歌山県	-1.10	和歌山県	-0.72	和歌山県	-0.38
佐賀県	822	福島県	-1.04	山口県	-0.71	山形県	-0.35
和歌山県	958	新潟県	-1.02	島根県	-0.71	鳥取県	-0.34
香川県	975	長崎県	-1.02	新潟県	-0.69	新潟県	-0.33
秋田県	996	山口県	-1.01	徳島県	-0.67	高知県	-0.32
富山県	1,045	徳島県	-0.97	福島県	-0.64	宮崎県	-0.31
山形県	1,088	愛媛県	-0.93	愛媛県	-0.64	徳島県	-0.30
宮崎県	1,097	島根県	-0.92	富山県	-0.60	大分県	-0.30
石川県	1,131	鳥取県	-0.89	北海道	-0.59	山口県	-0.30
大分県	1,147	大分県	-0.85	鳥取県	-0.55	鹿児島県	-0.29
岩手県	1,243	鹿児島県	-0.84	長崎県	-0.55	奈良県	-0.29
青森県	1,287	宮崎県	-0.81	大分県	-0.55	愛媛県	-0.29
奈良県	1,350	山梨県	-0.81	鹿児島県	-0.54	山梨県	-0.28
長崎県	1,355	富山県	-0.74	長野県	-0.54	福井県	-0.27
山口県	1,367	北海道	-0.74	香川県	-0.53	岐阜県	-0.26
愛媛県	1,370	岐阜県	-0.73	山梨県	-0.53	三重県	-0.24
滋賀県	1,391	奈良県	-0.71	群馬県	-0.52	熊本県	-0.22
沖縄県	1,459	長野県	-0.71	宮崎県	-0.50	島根県	-0.21
鹿児島県	1,633	三重県	-0.71	茨城県	-0.47	佐賀県	-0.19
熊本県	1,765	福井県	-0.71	三重県	-0.47	静岡県	-0.17
三重県	1,774	香川県	-0.69	岐阜県	-0.46	岡山県	-0.17
岡山県	1,884	群馬県	-0.64	静岡県	-0.46	長野県	-0.17
福島県	1,887	静岡県	-0.63	福井県	-0.44	香川県	-0.16
群馬県	1,925	佐賀県	-0.62	佐賀県	-0.43	栃木県	-0.15
栃木県	1,935	茨城県	-0.62	栃木県	-0.43	石川県	-0.15
岐阜県	1,991	熊本県	-0.62	奈良県	-0.42	茨城県	-0.15
長野県	2,066	栃木県	-0.59	岡山県	-0.42	北海道	-0.15
新潟県	2,243	岡山県	-0.59	熊本県	-0.40	富山県	-0.15
宮城県	2,282	石川県	-0.53	石川県	-0.38	群馬県	-0.13
京都府	2,495	広島県	-0.48	宮城県	-0.36	広島県	-0.12
広島県	2,787	京都府	-0.45	広島県	-0.36	京都府	-0.10
茨城県	2,871	宮城県	-0.44	京都府	-0.35	兵庫県	-0.10
静岡県	3,637	兵庫県	-0.43	兵庫県	-0.32	宮城県	-0.08
福岡県	5,055	大阪府	-0.21	大阪府	-0.28	沖縄県	-0.07
北海道	5,268	滋賀県	-0.16	千葉県	-0.26	滋賀県	-0.03
兵庫県	5,462	福岡県	-0.09	埼玉県	-0.23	愛知県	0.04
千葉県	6,158	愛知県	-0.06	福岡県	-0.22	大阪府	0.07
埼玉県	7,200	埼玉県	0.02	神奈川県	-0.18	福岡県	0.13
愛知県	7,312	千葉県	0.03	滋賀県	-0.13	神奈川県	0.22
大阪府	8,613	神奈川県	0.05	愛知県	-0.10	埼玉県	0.25
神奈川県	8,977	沖縄県	0.18	東京都	-0.09	千葉県	0.29
東京都	13,189	東京都	0.56	沖縄県	0.24	東京都	0.65
全 国	124,776	全 国	-0.35	全 国	-0.35	全 国	0.01
H300101	125,210	H29年	-0.30	H29年	-0.31	H29年	0.01
H290101	125,584	H28年	-0.24	H28年	-0.26	H28年	0.02
H280101	125,892	H27年	-0.22	H27年	-0.23	H27年	0.01
H270101	126,435	H26年	-0.21	H26年	-0.21	H26年	0.00

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在)]】

表－12 都道府県別の高齢化率(日本人住民)、1世帯当たり平均構成人員(日本人住民)

1月1日現在	高齢化率：％				1月1日現在	1世帯当たり平均構成人員		
	平成26年	平成30年	平成31年 (降順)			平成26年	平成30年	平成31年 (昇順)
秋田県	31.2	35.1	35.9	1	北海道	2.01	1.93	1.91
高知県	30.7	33.9	34.4	2	東京都	1.97	1.93	1.92
山口県	30.0	33.3	33.8	3	鹿児島県	2.12	2.05	2.04
島根県	30.6	33.3	33.8	4	高知県	2.14	2.06	2.04
山形県	28.9	32.1	32.7	5	大阪府	2.16	2.09	2.07
徳島県	28.6	31.8	32.4	6	山口県	2.20	2.12	2.10
岩手県	28.6	31.7	32.4	7	宮崎県	2.22	2.13	2.11
大分県	28.4	31.6	32.2	8	京都府	2.21	2.13	2.11
青森県	27.6	31.3	32.1	9	愛媛県	2.23	2.15	2.12
愛媛県	28.4	31.6	32.1	10	神奈川県	2.21	2.14	2.12
和歌山県	28.6	31.6	32.1	11	福岡県	2.24	2.15	2.13
富山県	28.6	31.4	31.9	12	長崎県	2.28	2.18	2.16
新潟県	27.9	31.1	31.7	13	大分県	2.29	2.20	2.17
長崎県	27.5	31.0	31.6	14	広島県	2.27	2.19	2.17
宮崎県	27.4	30.7	31.3	15	青森県	2.34	2.22	2.19
長野県	28.2	30.9	31.3	16	和歌山県	2.31	2.21	2.19
鳥取県	27.7	30.6	31.2	17	千葉県	2.31	2.22	2.19
北海道	26.8	30.5	31.1	18	兵庫県	2.30	2.22	2.20
鹿児島県	27.6	30.4	31.0	19	埼玉県	2.36	2.27	2.24
香川県	27.6	30.4	30.8	20	徳島県	2.38	2.27	2.24
奈良県	26.4	29.9	30.5	21	香川県	2.37	2.28	2.26
熊本県	27.0	29.9	30.4	22	沖縄県	2.41	2.30	2.27
福島県	26.5	29.7	30.3	23	岡山県	2.39	2.30	2.27
山梨県	26.6	29.6	30.1	24	熊本県	2.42	2.32	2.29
岐阜県	26.4	29.4	29.9	25	奈良県	2.43	2.33	2.30
福井県	26.4	29.4	29.8	26	愛知県	2.42	2.33	2.31
岡山県	27.0	29.4	29.8	27	三重県	2.45	2.34	2.31
静岡県	26.0	29.1	29.6	28	山梨県	2.47	2.35	2.32
群馬県	25.8	29.0	29.6	29	宮城県	2.46	2.35	2.32
三重県	26.3	29.0	29.5	30	秋田県	2.52	2.39	2.35
佐賀県	25.7	28.8	29.4	31	群馬県	2.51	2.38	2.35
石川県	26.0	28.7	29.1	32	静岡県	2.51	2.39	2.36
京都府	26.0	28.7	29.0	33	島根県	2.51	2.39	2.37
広島県	25.9	28.6	29.0	34	茨城県	2.53	2.41	2.37
茨城県	24.7	28.2	28.8	35	石川県	2.51	2.40	2.38
栃木県	24.2	27.5	28.2	36	岩手県	2.55	2.42	2.38
兵庫県	24.9	27.7	28.1	37	栃木県	2.54	2.42	2.39
宮城県	23.8	26.8	27.4	38	鳥取県	2.53	2.42	2.40
千葉県	23.9	26.8	27.2	39	長野県	2.55	2.45	2.42
福岡県	23.9	26.8	27.2	40	福島県	2.60	2.46	2.43
大阪府	24.4	26.8	27.1	41	滋賀県	2.61	2.49	2.46
埼玉県	23.0	26.0	26.4	42	佐賀県	2.66	2.53	2.50
滋賀県	22.6	25.4	25.8	43	岐阜県	2.67	2.54	2.51
神奈川県	22.5	25.0	25.3	44	新潟県	2.69	2.55	2.52
愛知県	22.6	24.9	25.2	45	富山県	2.70	2.57	2.54
東京都	22.1	23.3	23.4	46	山形県	2.83	2.68	2.64
沖縄県	18.1	20.8	21.5	47	福井県	2.86	2.73	2.70
全 国	25.0	27.7	28.1		全 国	2.30	2.21	2.19

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在)]】

表－13 福岡県下の各市町村における人口増減率と高齢化率(日本人住民)

平成31年 1月 1日 高齢化率：％			平成30年における 増加率：％		平成30年における 自然増加率：％		平成30年における 社会増加率：％	
東峰村	42.5	1	添田町	-2.89	東峰村	-1.70	添田町	-1.28
添田町	41.0	2	東峰村	-2.35	添田町	-1.61	嘉麻市	-1.05
小竹町	40.5	3	嘉麻市	-2.10	大任町	-1.34	うきは市	-0.97
香春町	39.9	4	川崎町	-2.10	香春町	-1.31	川崎町	-0.96
みやこ町	39.2	5	うきは市	-1.87	赤村	-1.24	芦屋町	-0.89
赤村	38.1	6	赤村	-1.67	上毛町	-1.22	田川市	-0.76
嘉麻市	38.1	7	築上町	-1.62	川崎町	-1.14	水巻町	-0.72
鞍手町	37.3	8	豊前市	-1.61	鞍手町	-1.14	築上町	-0.71
中間市	37.0	9	芦屋町	-1.52	小竹町	-1.09	朝倉市	-0.69
みやま市	36.8	10	鞍手町	-1.48	嘉麻市	-1.06	東峰村	-0.64
川崎町	36.2	11	八女市	-1.48	豊前市	-1.04	桂川町	-0.64
大牟田市	36.2	12	大川市	-1.44	糸田町	-0.94	大川市	-0.63
大任町	35.9	13	小竹町	-1.43	大牟田市	-0.93	八女市	-0.62
豊前市	35.9	14	香春町	-1.43	みやこ町	-0.92	豊前市	-0.56
築上町	35.7	15	上毛町	-1.42	築上町	-0.91	柳川市	-0.56
糸田町	35.4	16	田川市	-1.39	みやま市	-0.90	広川町	-0.51
大川市	35.0	17	みやこ町	-1.35	うきは市	-0.90	赤村	-0.43
八女市	34.7	18	柳川市	-1.32	八女市	-0.86	みやこ町	-0.43
上毛町	34.7	19	朝倉市	-1.32	福智町	-0.83	篠栗町	-0.35
宮若市	34.5	20	水巻町	-1.21	中間市	-0.82	鞍手町	-0.35
福智町	33.9	21	大牟田市	-1.18	大川市	-0.82	小竹町	-0.34
桂川町	33.9	22	桂川町	-1.13	柳川市	-0.76	大木町	-0.33
朝倉市	33.8	23	福智町	-1.11	宮若市	-0.71	福智町	-0.29
うきは市	33.7	24	みやま市	-1.05	岡垣町	-0.70	大牟田市	-0.25
田川市	33.5	25	中間市	-1.01	田川市	-0.63	上毛町	-0.19
遠賀町	33.2	26	糸田町	-0.89	芦屋町	-0.63	中間市	-0.19
直方市	32.9	27	宮若市	-0.84	朝倉市	-0.63	飯塚市	-0.19
柳川市	32.7	28	直方市	-0.77	直方市	-0.62	宇美町	-0.18
岡垣町	32.6	29	広川町	-0.76	水巻町	-0.50	北九州市	-0.17
水巻町	31.9	30	飯塚市	-0.67	桂川町	-0.49	みやま市	-0.15
芦屋町	31.6	31	大木町	-0.60	飯塚市	-0.49	直方市	-0.15
飯塚市	30.9	32	北九州市	-0.60	遠賀町	-0.46	宮若市	-0.13
吉富町	30.8	33	岡垣町	-0.59	北九州市	-0.43	香春町	-0.13
北九州市	30.5	34	遠賀町	-0.44	筑前町	-0.40	那珂川市	-0.05
筑前町	29.5	35	宇美町	-0.39	糸島市	-0.29	宗像市	-0.04
行橋市	29.3	36	篠栗町	-0.29	大木町	-0.27	太宰府市	-0.04
糸島市	28.8	37	宗像市	-0.25	行橋市	-0.27	久留米市	-0.04
宗像市	28.8	38	久留米市	-0.20	吉富町	-0.26	大野城市	-0.03
広川町	28.4	39	太宰府市	-0.17	広川町	-0.25	春日市	0.00
久山町	28.1	40	筑前町	-0.10	筑後市	-0.24	遠賀町	0.03
福津市	27.9	41	筑後市	-0.08	小郡市	-0.23	糸田町	0.04
大木町	27.8	42	吉富町	-0.07	宇美町	-0.21	筑紫野市	0.08
大刀洗町	27.6	43	行橋市	0.01	宗像市	-0.21	岡垣町	0.11
太宰府市	27.5	44	小郡市	0.01	久留米市	-0.16	筑後市	0.16
小郡市	27.2	45	春日市	0.07	太宰府市	-0.13	吉富町	0.19
筑後市	27.0	46	那珂川市	0.12	久山町	-0.13	小郡市	0.25
久留米市	26.8	47	筑紫野市	0.13	大刀洗町	-0.09	行橋市	0.28
宇美町	26.7	48	大刀洗町	0.22	古賀市	-0.04	筑前町	0.30
須恵町	26.1	49	大野城市	0.31	福津市	-0.03	大刀洗町	0.31

古賀市	26.0	50	志免町	0.43	苅田町	-0.02	志免町	0.34
筑紫野市	24.8	51	苅田町	0.49	筑紫野市	0.05	粕屋町	0.38
苅田町	24.6	52	古賀市	0.66	篠栗町	0.05	新宮町	0.44
篠栗町	24.1	53	福岡市	0.67	春日市	0.07	苅田町	0.51
志免町	23.2	54	糸島市	0.67	須恵町	0.08	福岡市	0.55
那珂川市	22.5	55	大任町	0.97	志免町	0.09	古賀市	0.70
福岡市	21.9	56	新宮町	1.04	福岡市	0.12	糸島市	0.96
春日市	21.4	57	粕屋町	1.11	那珂川市	0.17	須恵町	1.53
大野城市	21.3	58	久山町	1.53	大野城市	0.34	久山町	1.66
新宮町	17.9	59	須恵町	1.62	新宮町	0.59	大任町	2.31
粕屋町	17.7	60	福津市	2.57	粕屋町	0.73	福津市	2.60
60市町村	27.2		60市町村	-0.09	60市町村	-0.22	60市町村	0.13
H300101	26.8		平成29年	-0.05	平成29年	-0.18	平成29年	0.13
H290101	26.3		平成28年	-0.01	平成28年	-0.14	平成28年	0.13
H280101	25.6		平成27年	-0.01	平成27年	-0.10	平成27年	0.09

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在]】

- 増減率が-2.89%で推移した場合、5年後は基準年の86.4%、10年後は基準年の74.6%、20年後は基準年の55.6%となります。
- 増減率が+2.57%で推移した場合、5年後は基準年の113.5%、10年後は基準年の128.9%、20年後は基準年の166.1%となります。



図-12 要介護・要支援認定者数の推移

【出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」】

1世帯当たり平均 構成人員(平成31 年1月1日時点)		
川崎町	1.90	1
福岡市	1.97	2
田川市	1.97	3
糸田町	1.98	4
北九州市	1.99	5
小竹町	2.01	6
香春町	2.02	7
大牟田市	2.03	8
中間市	2.05	9
福智町	2.05	10
嘉麻市	2.06	11
大任町	2.07	12
飯塚市	2.08	13
添田町	2.09	14
赤村	2.09	15
築上町	2.10	16
直方市	2.11	17
水巻町	2.14	18
芦屋町	2.14	19
鞍手町	2.15	20
宮若市	2.16	21
苅田町	2.16	22
桂川町	2.17	23
豊前市	2.20	24
行橋市	2.26	25
吉富町	2.27	26



図－13 認知症高齢者の将来見込み

【出典：二宮利治(2014)「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」】

太宰府市	2.28	27
久留米市	2.29	28
宗像市	2.29	29
大野城市	2.31	30
岡垣町	2.31	31
みやこ町	2.32	32
春日市	2.32	33
筑紫野市	2.33	34
遠賀町	2.34	35
志免町	2.35	36
古賀市	2.35	37
粕屋町	2.37	38
福津市	2.38	39
篠栗町	2.39	40
宇美町	2.41	41
上毛町	2.42	42
糸島市	2.43	43
那珂川市	2.44	44
須恵町	2.45	45
東峰村	2.46	46
小郡市	2.48	47
朝倉市	2.53	48
大川市	2.54	49
筑後市	2.56	50
新宮町	2.56	51
八女市	2.58	52
柳川市	2.60	53
広川町	2.63	54
みやま市	2.63	55
久山町	2.66	56
筑前町	2.69	57
うきは市	2.71	58
大木町	2.91	59
大刀洗町	2.92	60
60市町村	2.13	
H. 29 1/1	2.17	
H. 27 1/1	2.21	

表－14 年齢別の認知症有病率(人口に占める認知症の人の割合)：％

年 齢	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
女 性	1.6	3.8	11.0	24.0	48.5	71.8
男 性	1.5	3.4	9.6	20.0	35.6	42.4
全 体	1.5	3.6	10.4	22.4	44.3	64.2

日本医療研究開発機構・認知症研究開発事業の調査による(2019年5月17日毎日新聞)

- 令和元年6月17日付け日本経済新聞に「医療費、地域差大きく 福岡1位新潟の1.4倍 16年度1人当たり」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

福岡県と新潟県の1人当たり年間医療費の格差は17.5万円。厚生労働省がまとめた報告書「医療費の地域分析」で、2016年度の1人当たり医療費を都道府県別にみると、**福岡県が64.6万円**に上る一方、新潟県は47.1万円にとどまった。どのような要因で医療費の地域格差が生じるのか。背景を探ってみた。

同省の報告書のうち、国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者を合計して算出した「1人当たり医療費」(年齢調整後)から都道府県別のランキングを作成した。

最も高かったのは福岡県の64万6,488円で、高知県(64万1,114円)が続いた。上位10道県のうち、九州が6県、中国・四国が3県を占めた。西日本で医療費が膨らみがちな傾向で鮮明だ。

一方、最も低いのは新潟県の47万1,857円で、福岡県の約7割だった。2番目に低いのが岩手県(48万1,479円)で、千葉県(48万6,182円)が続いた。

人口構成や住民の健康に関する意識など、医療費の地域差には様々な要因が絡む。なかでも、入院に必要な病床数と高齢者の受診率、入院日数の長さは医療費の地域差に大きく影響する。福岡、高知両県をみると、こうした傾向が読み取れる。

両県とも過去5年間、1人当たり医療費の順位がいずれも1、2位で続く。両県とも入院医療費が多く、16年度の入院外(外来)の1人当たり医療は高知が23位、福岡が6位なのに対し、入院の医療費はそれぞれ1、2位となった。

とりわけ、高知県は人口10万人当たり病院の病床数(2,530床)、後期高齢者100人当たりの入院受診件数(124件)がともに全国で最も多かった

2次産業の乏しい高知市は医療が基幹産業化し、「1960年代には人口当たり病床数が全国トップになり、介護施設の役割も担った」(高知県国民健康保険課)。高知市内に医師や看護師が集まる一方、山間地では救急から回復期に移る患者を診たり、在宅看護を支えたりする人材が不足する事態に。こうした状況が、医療費の高い急性期病床での入院日数を長期化させる原因となったとみられる。

福岡県は後期高齢者の1人当たり医療費が02年度以降、全国首位が続く。県は「入院の平均日数が長く、重症化すると医療費が膨らむ脳梗塞など循環器系の入院医療費が2割を超えている」(保健医療介護総務課)と説明する。

同県は人口10万人当たりの病院病床数は1,682で、全国平均の1.4倍に上る。医学部付属の大学病院も県内に4つあり、東京都、大阪府に次いで多い。

一方、医療費が低い地域をみると、供給される医療が少ない状況がうかがえる。新潟

1人あたり医療費の都道府県別ランキング

順位	自治体名	金額(円)	順位	自治体名	金額(円)
1	福岡県	646,488	25	滋賀県	538,513
2	高知県	641,114	26	富山県	533,866
3	佐賀県	635,168	27	奈良県	533,104
4	長崎県	626,495	28	東京都	533,092
5	鹿児島県	619,268	29	愛知県	528,332
6	北海道	617,220	30	岐阜県	515,235
7	山口県	606,312	31	神奈川県	510,099
8	広島県	605,205	32	宮城県	509,929
9	熊本県	604,985	33	群馬県	506,041
10	大分県	604,931	34	三重県	505,997
11	大阪府	602,851	35	秋田県	504,666
12	徳島県	600,516	36	山形県	504,009
13	沖縄県	588,300	37	福島県	503,090
14	石川県	580,500	38	山梨県	501,586
15	香川県	580,419	39	埼玉県	500,502
16	岡山県	577,936	40	青森県	499,958
17	兵庫県	577,185	41	茨城県	491,971
18	京都府	572,750	42	長野県	491,213
19	島根県	566,885	43	栃木県	488,584
20	愛媛県	560,634	44	静岡県	486,695
21	福井県	544,128	45	千葉県	486,182
22	宮崎県	543,477	46	岩手県	481,479
23	和歌山県	542,716	47	新潟県	471,857
24	鳥取県	540,807		全国平均	543,931

(注)年齢調整後。国民健康保険と後期高齢者医療制度の合算。2016年度確定値

(4) 平成27年国勢調査の人口等基本集計結果

- 平成28年10月27日付け日本経済新聞に「75歳以上、子ども上回る 国勢調査確定値 総人口初の減少 15年」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

総務省は26日、2015年国勢調査の確定値を公表した。外国人を含む総人口は15年10月1日時点で1億2,709万4,745人となり10年の前回調査から約96万人減少。国勢調査としては**1920年の調査開始以来、初めて減少に転じた**。75歳以上の人口は1,612万人と総人口の「8人に1人」を占め、初めて14歳以下の子ども(1,588万人)を上回った。

前回10年調査で初の減少に転じた日本人に限った人口は1億2,428万人と107万人減少した。出生数が死亡数を下回る自然減が原因だ。一方、外国人労働者の増加などで日本に在住する**外国人は10万人増の175万人と過去最高を更新した**。総人口のうち男性は6,184万1,738人、女性は6,525万3,007人だった。

総人口の世界順位は10位で5年前と変わらなかったが、11位のメキシコとほぼ並んだ。10年から15年まで人口が減ったのは上位20カ国で日本だけだった。

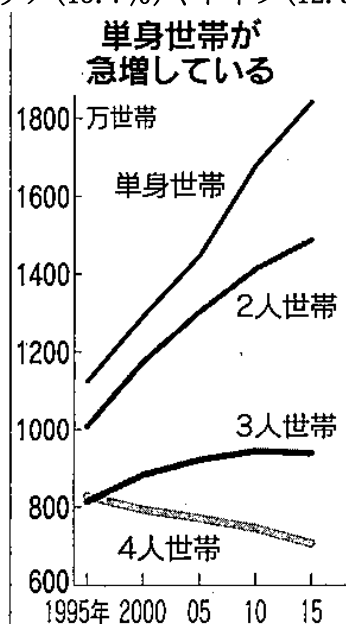
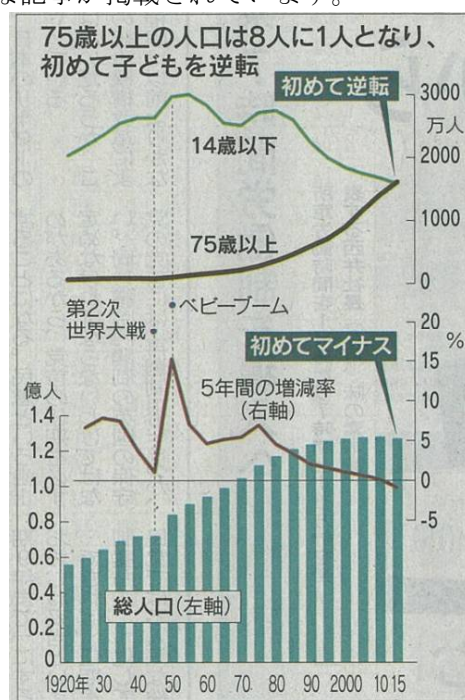
75歳以上の人口は85年時点では471万人だったが、30年間で3.4倍に増加。同期間で14歳以下は4割減っており、少子高齢化に歯止めがかかっていない。14歳以下の人口割合は12.6%。日本と同様に少子高齢化が問題化しているイタリア(13.7%)やドイツ(12.9%)を下回り、世界最低の水準まで低下している。

世帯数は1人暮らしの増加で5,344万世帯と過去最高を更新した。単独世帯は34.6%を占め、男性では25～29歳、女性では80～84歳が最も多い。男女65歳以上の6人に1人がひとり暮らしで、高齢世帯の孤独死など社会問題の一因になっている。

一方、少子化の原因の一つになっている未婚率は上昇が一服しつつある。全体の未婚率は27.3%と5年前に比べて0.2ポイント低下した。なかでも30代男性は戦後まもない50年代の6%前後から一貫して上昇していたが、15年は38.9%と戦後初めて1ポイント低下した。雇用環境の改善が寄与しているとの指摘がある。

- 単身世帯、1/3超す 国勢調査 若い男性や高齢女性

総務省がまとめた2015年の国勢調査は、地方で高齢化が一段と進んでいる実態を浮き彫りにした。若い世代が東京を初めとする都市部に移り住む流れに歯止めがかからず、平均年齢はどんどん上がっている。ひとり暮らしの世帯が



初めて全体の3分の1を超すなど、家庭のかたちも大きく変わってきた。

少子高齢化が最も進んでいるのは秋田県だ。75歳以上の人口の比率は18.4%と、全国平均を5.6ポイント上回る。平均年齢も51.3歳と全国で初めて50歳を突破した。秋田県の担当者は「大学や就職先が県内に見つからず、首都圏に移り住む若者が多い。若者が抜けるから子どもも減り、少子化が加速する負のスパイラルだ」（総合政策課）とため息をつく。

少子高齢化は都市部にも押し寄せる。埼玉県の75歳以上の比率は10.6%。全国平均を下回ったものの、5年前からの上昇幅は2.4ポイントで全国トップだ。千葉県や神奈川県も上昇幅がそれぞれ2.3ポイント、2.1ポイントに達した。高度成長期に首都圏に移り住んだ世代が、75歳以上になったためだ。

高齢化の進展はひとり暮らしの増加にもつながっている。単身世帯の比率が3分の1を超え、世帯の平均人数は2.33人と0.09人減った。東京都では1.99人と初めて2人を割り込んだ。とりわけ、高齢の女性のひとり暮らしが目立つ。女性の単身世帯を年齢別の割合でみると、70代が19.6%と最も多い。80歳以上も19.0%に達する。女性は男性より平均寿命が長く、夫に先立たれてひとり暮らしをするケースが多いようだ。

一方、男性は20～30代が単身世帯の4割近くを占める。ニッセイ基礎研究所の斎藤太郎氏は「可処分所得の多い若い独身者が増えると消費を押し上げる効果があるが、子どもを持たない人が増えると長期的には経済にマイナスだ」と語る。

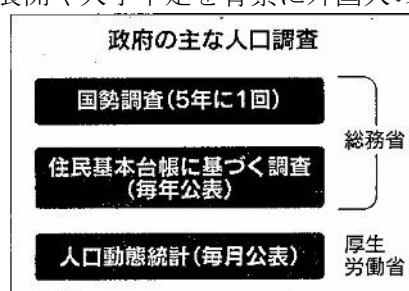
明るい兆しもある。戦後一貫して上昇してきた30代男性の未婚率は、15年に38.9%と5年前に比べて1ポイント下がった。未婚率の低下が続けば、少子化に歯止めがかかるきっかけになる得る。

外国人の人口は175万人と、5年前に比べておよそ6%増えた。総人口に占める割合は1.4%と0.1ポイント上がった。国籍別では、中国人が特に増えており、全体の約3割を占める。留学生の増加に加え、大企業がグローバル展開や人手不足を背景に外国人の採用を積極化していることが一因だ。

○ 国勢調査 人口・就業状況、実態に近く

人口や国民の就業実態などを把握するため 5年に1度実施する調査。日本に3ヵ月以上住む外国人も含み、日本に在住する全員を対象にしていることから調査結果が最も実態に近いとされている。総務省は10月1日を基準日に約70万人の調査員を動員して調べる。通常は調査翌年の2月に速報値、6月には抽出調査、10月に確定値を公表する。衆院選の区割りを見直す際の基礎データになるなど、国の政策に幅広く活用される。西暦の末日が5の年は簡易調査で基本的な17項目を調べ、末日が0の年の大規模調査は質問項目が増える。毎月の人口の動きを調べる「人口推計」は国勢調査を基に実施する。

人口に関する調査はほかに総務省が住民票の情報を使って毎年調査する「住民基本台帳に基づく調査」や、厚生労働省が出生数や死亡数などの動向を使って毎月集計する「人口動態統計」などがある。両調査は人口に関するタイムリーなデータとして活用されている。



口が減少した市町村の割合が約半数(48.5%)に拡大

(2) 年齢別人口

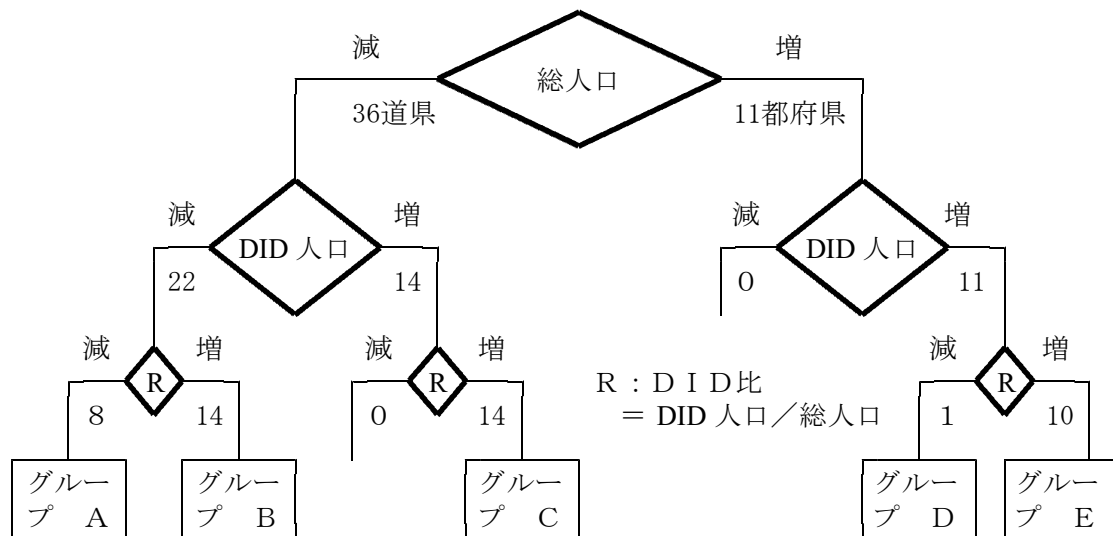
・・・略・・・

(3) 外国人人口

・・・略・・・

(4) 世帯の状況

・・・略・・・



グループA：総人口、D I D人口ともに減少、さらにD I D比も減少していることからD I D(市街地)の方が非D I D(非市街地)に比べ人口減少率が高いのは、和歌山県、島根県、山梨県、富山県、香川県、長野県、岐阜県及び群馬県の計8県です。

グループB：総人口、D I D人口ともに減少、さらにD I D比が増加していることから、D I D(市街地)の方が非D I D(非市街地)に比べ人口減少率が小さいのは、秋田県、青森県、長崎県、高知県、山形県、岩手県、山口県、徳島県、鹿児島県、新潟県、佐賀県、北海道、大分県及び奈良県の計14道県です。

グループC：総人口は減しているが、D I D人口が増加していることから、都市化(市街化、人口の集中化)が進行しているのは、福島県、愛媛県、鳥取県、宮崎県、福井県、熊本県、石川県、岡山県、三重県、広島県、茨城県、静岡県、京都府及び栃木県の14府県です

グループD：総人口、D I D人口ともに増加、D I D比が(微)減少していることから、非D I D(非市街地)の方がD I D(市街地)に比べ人口増加率が高いのは、大阪府のみです。

グループE：総人口、D I D人口、D I D比いずれも増加していることから、都市化(市街化、人口の集中化)が進行しているのは、宮城県、兵庫県、**福岡県**、千葉県、埼玉県、愛知県、滋賀県、神奈川県、沖縄県及び東京都の計10都県です。

図-16 平成7年～27年における都道府県別の総人口、D I D人口などの動向

表－15 都道府県別の高齢化率と平均年齢(平成22年、27年)

	高齢化率：％		平均年齢：歳			平成27年 (降順)		高齢化：％ (平均年齢)
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年				
北海道	24.7	29.1	46.5	48.3	1	秋田県	33.8	(51.3)
青森県	25.8	30.1	47.0	49.0	2	高知県	32.8	(49.8)
岩手県	27.2	30.4	47.4	49.0	3	島根県	32.5	(49.5)
宮城県	22.3	25.7	44.6	46.2	4	山口県	32.1	(49.0)
秋田県	29.6	33.8	49.3	51.3	5	徳島県	31.0	(49.0)
山形県	27.6	30.8	47.6	49.1	6	和歌山県	30.9	(48.7)
福島県	25.0	28.7	46.1	48.2	7	山形県	30.8	(49.1)
茨城県	22.5	26.8	44.9	46.7	8	愛媛県	30.6	(48.6)
栃木県	22.0	25.9	44.8	46.4	9	富山県	30.5	(48.4)
群馬県	23.6	27.6	45.3	46.9	10	岩手県	30.4	(49.0)
埼玉県	20.4	24.8	43.6	45.4	11	大分県	30.4	(48.3)
千葉県	21.5	25.9	44.3	46.0	12	青森県	30.1	(49.0)
東京都	20.4	22.7	43.8	44.7	13	長野県	30.1	(48.2)
神奈川県	20.2	23.9	43.4	45.0	14	新潟県	29.9	(48.5)
新潟県	26.3	29.9	47.0	48.5	15	香川県	29.9	(48.0)
富山県	26.2	30.5	46.9	48.4	16	鳥取県	29.7	(48.2)
石川県	23.7	27.9	45.3	46.7	17	長崎県	29.6	(48.2)
福井県	25.2	28.6	46.0	47.4	18	宮崎県	29.5	(47.9)
山梨県	24.6	28.4	45.8	47.6	19	鹿児島県	29.4	(48.1)
長野県	26.5	30.1	46.6	48.2	20	北海道	29.1	(48.3)
岐阜県	24.1	28.1	45.3	46.9	21	熊本県	28.8	(47.5)
静岡県	23.8	27.8	45.4	47.0	22	福島県	28.7	(48.2)
愛知県	20.3	23.8	42.9	44.3	23	奈良県	28.7	(47.2)
三重県	24.3	27.9	45.4	46.9	24	岡山県	28.7	(46.9)
滋賀県	20.7	24.2	43.1	44.5	25	福井県	28.6	(47.4)
京都府	23.4	27.5	44.8	46.3	26	山梨県	28.4	(47.6)
大阪府	22.4	26.1	44.3	45.8	27	岐阜県	28.1	(46.9)
兵庫県	23.1	27.1	44.9	46.5	28	石川県	27.9	(46.7)
奈良県	24.0	28.7	45.4	47.2	29	三重県	27.9	(46.9)
和歌山県	27.3	30.9	47.3	48.7	30	静岡県	27.8	(47.0)
鳥取県	26.3	29.7	46.9	48.2	31	佐賀県	27.7	(46.8)
島根県	29.1	32.5	48.4	49.5	32	群馬県	27.6	(46.9)
岡山県	25.1	28.7	45.7	46.9	33	京都府	27.5	(46.3)
広島県	23.9	27.5	45.3	46.5	34	広島県	27.5	(46.5)
山口県	28.0	32.1	47.7	49.0	35	兵庫県	27.1	(46.5)
徳島県	27.0	31.0	47.6	49.0	36	茨城県	26.8	(46.7)
香川県	25.8	29.9	46.7	48.0	37	大阪府	26.1	(45.8)
愛媛県	26.6	30.6	47.1	48.6	38	栃木県	25.9	(46.4)
高知県	28.8	32.8	48.4	49.8	39	千葉県	25.9	(46.0)
福岡県	22.3	25.9	44.5	45.7	40	福岡県	25.9	(45.7)
佐賀県	24.6	27.7	45.6	46.8	41	宮城県	25.7	(46.2)
長崎県	26.0	29.6	46.8	48.2	42	埼玉県	24.8	(45.4)
熊本県	25.6	28.8	46.2	47.5	43	滋賀県	24.2	(44.5)
大分県	26.6	30.4	46.9	48.3	44	神奈川県	23.9	(45.0)
宮崎県	25.8	29.5	46.5	47.9	45	愛知県	23.8	(44.3)
鹿児島県	26.5	29.4	46.8	48.1	46	東京都	22.7	(44.7)
沖縄県	17.4	19.6	40.7	42.1	47	沖縄県	19.6	(42.1)
全 国	23.0	26.6	45.0	46.4		全 国	26.6	(46.4)

【出典：総務省統計局、都道府県・市区町村別主要統計表（平成27年）】

表－16 都道府県別の一般世帯の内訳(単独、高齢単身者、高齢夫婦世帯)

平成27年	一般世帯数	内 訳 : %			平成27年	降 順		
		単 独 世 帯	高齢単 身世帯	高齢夫 婦世帯		内訳 : %	高齢単 身世帯	
北海道	2,438,206	37.3	13.1	13.4	高知県	16.5	13.2	1
青森県	509,241	30.1	12.1	11.1	鹿児島県	15.3	14.0	2
岩手県	489,383	30.4	10.9	10.9	和歌山県	15.0	14.5	3
宮城県	942,569	34.4	9.1	9.6	山口県	14.5	15.1	4
秋田県	387,392	27.9	12.3	12.7	愛媛県	13.8	13.8	5
山形県	392,288	25.5	9.4	10.7	宮崎県	13.6	14.1	6
福島県	730,013	30.6	10.6	10.6	大阪府	13.3	11.2	7
茨城県	1,122,443	28.4	8.9	11.7	長崎県	13.2	12.9	8
栃木県	761,863	28.8	9.2	10.6	北海道	13.1	13.4	9
群馬県	772,014	28.6	10.3	12.2	徳島県	12.9	12.9	10
埼玉県	2,967,928	30.5	9.3	11.6	大分県	12.9	13.9	11
千葉県	2,604,839	32.4	9.9	11.9	兵庫県	12.4	12.6	12
東京都	6,690,934	47.3	11.1	8.1	秋田県	12.3	12.7	13
神奈川県	3,965,190	35.5	10.1	10.8	青森県	12.1	11.1	14
新潟県	846,485	27.6	9.7	11.2	香川県	12.1	13.5	15
富山県	390,313	26.1	10.2	12.2	島根県	12.0	12.9	16
石川県	452,355	31.5	10.1	11.9	京都府	11.9	11.9	17
福井県	278,990	26.4	9.7	11.4	広島県	11.9	13.0	18
山梨県	330,375	29.5	11.3	12.5	熊本県	11.9	12.2	19
長野県	805,279	27.9	10.4	13.2	福岡県	11.8	10.7	20
岐阜県	751,726	25.8	9.7	13.0	山梨県	11.3	12.5	21
静岡県	1,427,449	28.5	9.8	11.7	奈良県	11.2	15.0	22
愛知県	3,059,956	33.5	9.2	10.8	岡山県	11.2	12.8	23
三重県	718,934	29.4	10.8	13.4	東京都	11.1	8.1	24
滋賀県	536,706	28.5	8.3	11.4	鳥取県	11.1	11.2	25
京都府	1,151,422	38.2	11.9	11.9	岩手県	10.9	10.9	26
大阪府	3,918,441	37.5	13.3	11.2	三重県	10.8	13.4	27
兵庫県	2,312,284	32.7	12.4	12.6	福島県	10.6	10.6	28
奈良県	529,258	25.7	11.2	15.0	長野県	10.4	13.2	29
和歌山県	391,465	29.4	15.0	14.5	佐賀県	10.4	11.1	30
鳥取県	216,244	29.5	11.1	11.2	群馬県	10.3	12.2	31
島根県	264,080	30.2	12.0	12.9	富山県	10.2	12.2	32
岡山県	771,242	32.2	11.2	12.8	神奈川県	10.1	10.8	33
広島県	1,209,288	34.5	11.9	13.0	石川県	10.1	11.9	34
山口県	597,426	33.3	14.5	15.1	千葉県	9.9	11.9	35
徳島県	304,911	32.2	12.9	12.9	静岡県	9.8	11.7	36
香川県	397,602	31.6	12.1	13.5	新潟県	9.7	11.2	37
愛媛県	590,629	33.6	13.8	13.8	福井県	9.7	11.4	38
高知県	318,086	36.4	16.5	13.2	岐阜県	9.7	13.0	39
福岡県	2,196,617	37.4	11.8	10.7	山形県	9.4	10.7	40
佐賀県	301,009	26.9	10.4	11.1	埼玉県	9.3	11.6	41
長崎県	558,380	31.9	13.2	12.9	栃木県	9.2	10.6	42
熊本県	702,565	30.9	11.9	12.2	愛知県	9.2	10.8	43
大分県	485,001	33.2	12.9	13.9	沖縄県	9.2	7.3	44
宮崎県	461,389	32.1	13.6	14.1	宮城県	9.1	9.6	45
鹿児島県	722,372	35.7	15.3	14.0	茨城県	8.9	11.7	46
沖縄県	559,215	32.4	9.2	7.3	滋賀県	8.3	11.4	47
全 国	53,331,797	34.5	11.1	11.4	全 国	11.1	11.4	

高齢単身世帯：65歳以上の高齢単身者世帯

高齢夫婦世帯：夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

【出典：総務省統計局、都道府県・市区町村別主要統計表（平成27年）】

表-17 都道府県別のD I D人口と総人口に占める割合の推移

	平成27年 D I D人口 人	総人口に占めるD I D人口 の割合 : %				総人口に占めるD I D人口の割合 : %		
		平成17年	平成22年	平成27年		平成27年	(昇 順)	
北海道	4,047,281	73.0	74.0	75.2	—	島根県	24.2	1
青森県	610,034	45.4	46.0	46.6		山梨県	31.2	2
岩手県	407,920	29.4	29.6	31.9		佐賀県	31.4	3
宮城県	1,494,974	58.1	59.9	64.1		岩手県	31.9	4
秋田県	357,636	33.7	34.2	35.0		香川県	32.6	5
山形県	491,012	41.5	42.4	43.7		徳島県	32.7	6
福島県	815,759	38.5	40.0	42.6		長野県	34.2	7
茨城県	1,113,138	35.9	37.3	38.2		秋田県	35.0	8
栃木県	892,084	42.6	44.2	45.2		鳥取県	37.0	9
群馬県	787,504	39.6	39.9	39.9		和歌山県	37.2	10
埼玉県	5,828,011	78.9	79.6	80.2	↓ ↓ ↓	富山県	37.8	11
千葉県	4,621,956	71.7	72.9	74.3		茨城県	38.2	12
東京都	13,294,632	98.0	98.2	98.4		岐阜県	38.2	13
神奈川県	8,616,228	93.8	94.2	94.4		群馬県	39.9	14
新潟県	1,121,348	46.8	48.1	48.7		鹿児島県	40.2	15
富山県	402,927	35.8	37.1	37.8		福島県	42.6	16
石川県	593,751	48.8	50.1	51.5		三重県	43.5	17
福井県	345,994	40.6	41.8	44.0		高知県	43.5	18
山梨県	260,813	34.4	32.6	31.2		山形県	43.7	19
長野県	718,514	34.8	34.8	34.2		福井県	44.0	20
岐阜県	776,363	39.0	38.9	38.2	—	栃木県	45.2	21
静岡県	2,216,241	58.4	59.6	59.9		宮崎県	46.1	22
愛知県	5,802,463	75.5	76.8	77.5		青森県	46.6	23
三重県	789,187	40.8	42.2	43.5		岡山県	46.7	24
滋賀県	701,946	44.5	46.7	49.7		大分県	47.2	25
京都府	2,181,169	81.7	83.0	83.6		熊本県	47.8	26
大阪府	8,455,530	95.7	95.8	95.7		長崎県	48.0	27
兵庫県	4,298,789	75.1	76.6	77.7		新潟県	48.7	28
奈良県	883,730	63.9	64.8	64.8		山口県	49.2	29
和歌山県	358,763	39.4	39.5	37.2		滋賀県	49.7	30
鳥取県	212,059	34.1	35.3	37.0	—	石川県	51.5	31
島根県	168,335	24.2	25.0	24.2		愛媛県	52.9	32
岡山県	897,148	43.7	45.6	46.7		静岡県	59.9	33
広島県	1,833,539	63.7	63.6	64.5		宮城県	64.1	34
山口県	691,421	47.4	48.2	49.2		広島県	64.5	35
徳島県	247,151	32.1	31.7	32.7		奈良県	64.8	36
香川県	317,869	32.6	32.8	32.6		沖縄県	67.8	37
愛媛県	733,434	50.9	52.4	52.9		福岡県	72.4	38
高知県	316,919	42.8	42.8	43.5		千葉県	74.3	39
福岡県	3,693,129	69.8	70.9	72.4		北海道	75.2	40
佐賀県	261,729	28.4	29.8	31.4	—	愛知県	77.5	41
長崎県	661,451	46.5	47.1	48.0		兵庫県	77.7	42
熊本県	853,906	43.7	46.6	47.8		埼玉県	80.2	43
大分県	550,838	44.4	45.2	47.2		京都府	83.6	44
宮崎県	509,087	44.4	45.9	46.1		神奈川県	94.4	45
鹿児島県	662,683	39.3	39.9	40.2		大阪府	95.7	46
沖縄県	971,772	65.6	66.8	67.8		東京都	98.4	47
全 国	86,868,167	66.0	67.3	68.3		全 国	68.3	

【出典：総務省統計局、平成28年10月26日付け報道資料「人口等基本集計結果(平成27年)」】

表－18 都道府県別のD I D人口の増減数(増減率)の推移

	平成17年→平成22年		平成22年→平成27年		平成22年→平成27年		
	増減数	増減率%	増減数	増減率%	増減率：％(昇 順)		
北海道	－31,229	－0.76	－29,462	－0.72	和歌山県	－9.33	1
青森県	－20,476	－3.14	－22,123	－3.50	山梨県	－7.26	2
岩手県	－13,455	－3.30	14,204	3.61	島根県	－6.08	3
宮城県	35,848	2.61	87,759	6.24	長野県	－4.02	4
秋田県	－14,364	－3.73	－13,559	－3.65	岐阜県	－3.96	5
山形県	－8,988	－1.78	－4,478	－0.90	秋田県	－3.65	6
福島県	4,490	0.56	5,067	0.63	青森県	－3.50	7
茨城県	39,459	3.70	6,054	0.55	高知県	－3.19	8
栃木県	28,038	3.26	4,012	0.45	鹿児島県	－2.74	9
群馬県	584	0.07	－14,057	－1.75	奈良県	－2.59	10
埼玉県	163,680	2.94	98,506	1.72	香川県	－2.59	11
千葉県	186,916	4.30	92,623	2.04	宮崎県	－2.35	12
東京都	587,935	4.77	377,472	2.92	愛媛県	－2.24	13
神奈川県	272,225	3.30	93,849	1.10	群馬県	－1.75	14
新潟県	2,680	0.24	－20,031	－1.75	新潟県	－1.75	15
富山県	7,450	1.87	－2,283	－0.56	長崎県	－1.51	16
石川県	12,815	2.24	8,145	1.39	静岡県	－1.19	17
福井県	4,109	1.23	8,614	2.55	山口県	－1.10	18
山梨県	－23,362	－7.67	－20,406	－7.26	山形県	－0.90	19
長野県	－15,432	－2.02	－30,058	－4.02	徳島県	－0.73	20
岐阜県	－13,444	－1.64	－32,044	－3.96	北海道	－0.72	21
静岡県	26,655	1.20	－26,719	－1.19	富山県	－0.56	22
愛知県	213,264	3.89	109,154	1.92	大阪府	－0.43	23
三重県	20,398	2.68	7,152	0.91	京都府	－0.26	24
滋賀県	45,026	7.33	42,707	6.48	兵庫県	0.41	25
京都府	24,713	1.14	－5,783	－0.26	栃木県	0.45	26
大阪府	51,890	0.61	－36,632	－0.43	茨城県	0.55	27
兵庫県	83,367	1.99	17,654	0.41	福島県	0.63	28
奈良県	－1,175	－0.13	－23,469	－2.59	熊本県	0.74	29
和歌山県	－12,591	－3.08	－36,916	－9.33	広島県	0.75	30
鳥取県	940	0.45	4,429	2.13	三重県	0.91	31
島根県	－96	－0.05	－10,897	－6.08	神奈川県	1.10	32
岡山県	30,543	3.57	10,389	1.17	岡山県	1.17	33
広島県	－12,613	－0.69	13,716	0.75	石川県	1.39	34
山口県	－9,109	－1.29	－7,683	－1.10	埼玉県	1.72	35
徳島県	－11,434	－4.39	－1,808	－0.73	大分県	1.77	36
香川県	－3,633	－1.10	－8,462	－2.59	愛知県	1.92	37
愛媛県	2,455	0.33	－16,828	－2.24	千葉県	2.04	38
高知県	－13,486	－3.96	－10,449	－3.19	鳥取県	2.13	39
福岡県	73,560	2.09	94,727	2.63	福井県	2.55	40
佐賀県	6,715	2.73	8,821	3.49	福岡県	2.63	41
長崎県	－16,408	－2.38	－10,150	－1.51	東京都	2.92	42
熊本県	42,659	5.30	6,270	0.74	佐賀県	3.49	43
大分県	4,252	0.79	9,559	1.77	岩手県	3.61	44
宮崎県	8,977	1.75	－12,234	－2.35	沖縄県	4.41	45
鹿児島県	－7,777	－1.13	－18,668	－2.74	宮城県	6.24	46
沖縄県	37,476	4.20	41,021	4.41	滋賀県	6.48	47
全 国	1,790,047	2.12	746,705	0.87	全 国	0.87	

減少

18道県 24道府県

【出典：総務省統計局、平成28年10月26日付け報道資料「人口等基本集計結果(平成27年)」】

表－19 平成22～27年国勢調査時における人口減少数が多い市町村

	1, 741市区町村	平成27年 A	平成22年 B	減少数：人 (A－B) 昇 順	減少率：％ (A-B)/B
1	浪江町	0	20, 905	－20, 905	-100. 00
2	富岡町	0	16, 001	－16, 001	-100. 00
3	北九州市	961, 286	976, 846	－15, 560	-1. 59
4	長崎市	429, 508	443, 766	－14, 258	-3. 21
5	石巻市	147, 214	160, 826	－13, 612	-8. 46
6	足立区	670, 122	683, 426	－13, 304	-1. 95
7	函館市	265, 979	279, 127	－13, 148	-4. 71
8	南相馬市	57, 797	70, 878	－13, 081	-18. 46
9	下関市	268, 517	280, 947	－12, 430	-4. 42
10	青森市	287, 648	299, 520	－11, 872	-3. 96
11	横須賀市	406, 586	418, 325	－11, 739	-2. 81
12	大熊町	0	11, 515	－11, 515	-100. 00
13	呉市	228, 552	239, 973	－11, 421	-4. 76
14	静岡市	704, 989	716, 197	－11, 208	-1. 56
15	小樽市	121, 924	131, 928	－10, 004	-7. 58
16	気仙沼市	64, 988	73, 489	－ 8, 501	-11. 57
17	今治市	158, 114	166, 532	－ 8, 418	-5. 05
18	日立市	185, 054	193, 129	－ 8, 075	-4. 18
19	秋田市	315, 814	323, 600	－ 7, 786	-2. 41
20	長岡市	275, 133	282, 674	－ 7, 541	-2. 67
21	旭川市	339, 605	347, 095	－ 7, 490	-2. 16
22	岩国市	136, 757	143, 857	－ 7, 100	-4. 94
23	桐生市	114, 714	121, 704	－ 6, 990	-5. 74
24	鶴岡市	129, 652	136, 623	－ 6, 971	-5. 10
25	双葉町	0	6, 932	－ 6, 932	-100. 00
26	神戸市	1, 537, 272	1, 544, 200	－ 6, 928	-0. 45
27	上越市	196, 987	203, 899	－ 6, 912	-3. 39
28	東大阪市	502, 784	509, 533	－ 6, 749	-1. 32
29	宇和島市	77, 465	84, 210	－ 6, 745	-8. 01
30	檜葉町	975	7, 700	－ 6, 725	-87. 34
31	門真市	123, 576	130, 282	－ 6, 706	-5. 15
32	日光市	83, 386	90, 066	－ 6, 680	-7. 42
33	沼津市	195, 633	202, 304	－ 6, 671	-3. 30
34	伊賀市	90, 581	97, 207	－ 6, 626	-6. 82
35	尾道市	138, 626	145, 202	－ 6, 576	-4. 53
36	釧路市	174, 742	181, 169	－ 6, 427	-3. 55
37	岐阜市	406, 735	413, 136	－ 6, 401	-1. 55
38	八戸市	231, 257	237, 615	－ 6, 358	-2. 68
39	天草市	82, 739	89, 065	－ 6, 326	-7. 10
40	奈良市	360, 310	366, 591	－ 6, 281	-1. 71
42	和歌山市	364, 154	370, 364	－ 6, 210	-1. 68
43	高知市	337, 190	343, 393	－ 6, 203	-1. 81
50	徳島市	258, 554	264, 548	－ 5, 994	-2. 27

【出典：総務省統計局、平成28年10月26日付け報道資料「人口等基本集計結果(平成27年)」】

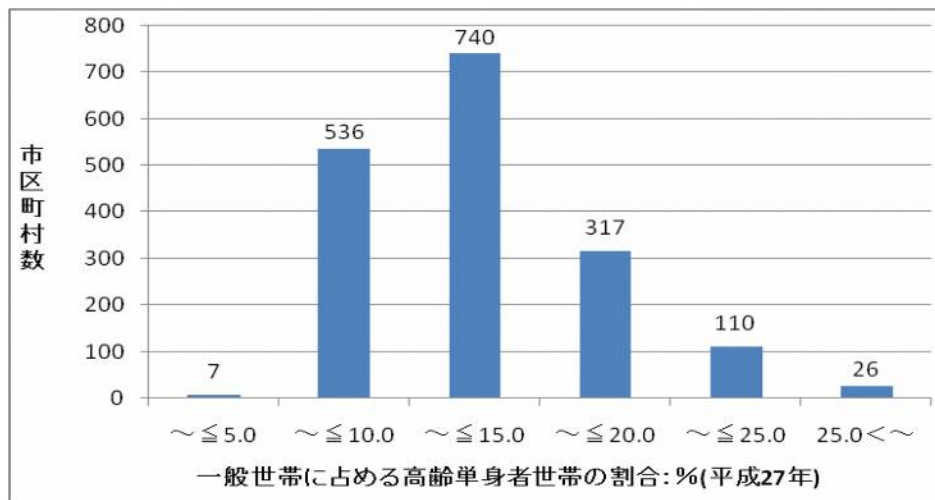


図-17 市区町村別、国勢調査時における一般世帯に占める高齢単身世帯の割合
(福島県下の5町を除く1,736市区町村)

範囲：3.8% (山梨県忍野村)～31.4% (高知県仁淀川町と大豊町)

表-20 一般世帯に占める高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の割合 (上位の町村)

	一般世帯に占める割合: %	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯	
1	高知県 仁淀川町	31.4	22.0	【出典：総務省統計局、都道府県・市区町村別主要統計表（平成27年）】 高齢単身世帯 ：65歳以上の高齢単身世帯 高齢夫婦世帯 ：夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
2	高知県 大豊町	31.4	21.8	
3	山口県 上関町	31.1	21.5	
4	奈良県 川上村	30.7	27.2	
5	奈良県 下北山村	30.2	19.0	
6	山梨県 早川町	29.6	17.2	
7	長野県 天龍村	29.2	23.9	
8	群馬県 南牧村	28.7	27.5	
9	和歌山県古座川町	28.7	22.8	
10	山口県 周防大島町	28.5	23.2	

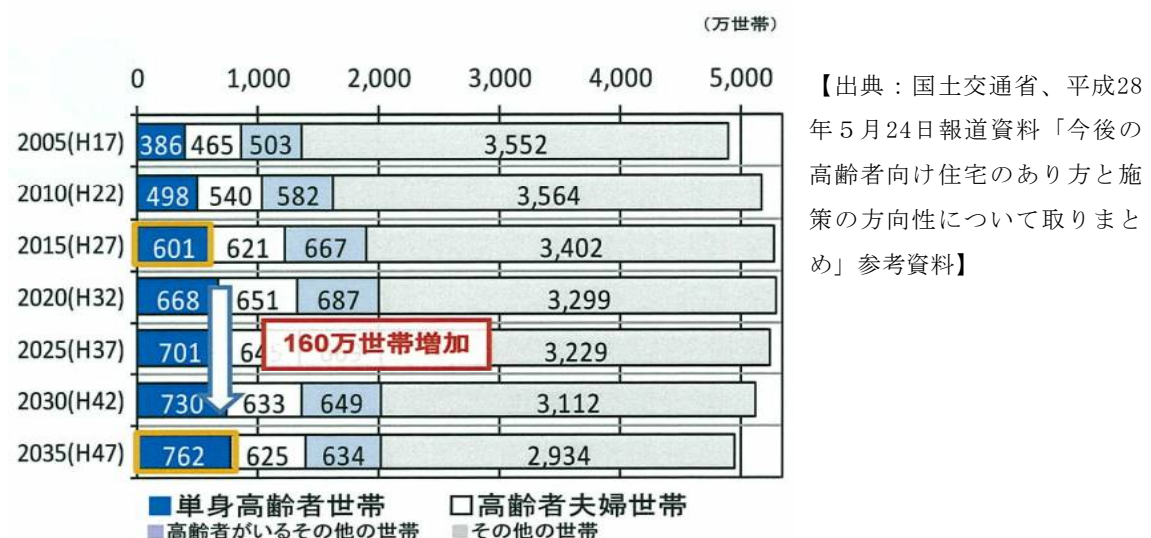


図-18 単身高齢者世帯と高齢者夫婦世帯の推移

表-21 一般世帯に占める高齢単身者世帯と高齢夫婦世帯割合

	一般世帯 数	高齢単身 者世帯%	高齢夫婦 世帯 %		高齢単身者世帯：% (降 順)	1,736市 区町村中
北九州市	425,544	14.3	12.6	1	川崎町	21.3 86
福岡市	763,824	10.5	7.4	2	添田町	20.8 109
大牟田市	49,250	17.9	13.7	3	糸田町	20.8 111
久留米市	121,647	10.6	10.3	4	嘉麻市	19.7 152
直方市	23,217	15.4	13.7	5	香春町	19.5 159
飯塚市	54,506	14.5	11.8	6	大任町	19.5 162
田川市	20,876	19.4	12.5	7	田川市	19.4 168
柳川市	23,398	10.8	12.4	8	小竹町	18.4 219
八女市	22,021	12.4	14.1	9	大牟田市	17.9
筑後市	17,340	9.3	11.6	10	福智町	17.1
大川市	12,672	10.6	12.7	11	築上町	17.0
行橋市	28,582	12.7	14.1	12	鞍手町	17.0
豊前市	10,027	15.6	17.2	13	東峰村	16.9
中間市	17,389	16.8	16.9	14	中間市	16.8
小郡市	20,909	9.4	13.5	15	赤村	16.6
筑紫野市	39,274	9.0	11.8	16	みやこ町	16.1
春日市	43,563	8.6	10.4	17	吉富町	15.9
大野城市	39,840	8.5	10.1	18	芦屋町	15.8
宗像市	38,927	10.2	14.1	19	宮若市	15.7
太宰府市	29,057	9.6	13.6	20	豊前市	15.6
古賀市	22,289	9.1	12.1	21	水巻町	15.5
福津市	22,213	10.8	15.9	22	直方市	15.4
うきは市	9,916	11.9	12.4	23	桂川町	15.0
宮若市	10,683	15.7	12.2	24	飯塚市	14.5
嘉麻市	15,553	19.7	13.9	25	上毛町	14.4
朝倉市	19,042	11.7	12.6	26	北九州市	14.3
みやま市	12,895	12.2	15.1	27	岡垣町	12.9
糸島市	34,685	8.8	13.0	28	行橋市	12.7
那珂川町	18,269	7.4	10.8	29	八女市	12.4
宇美町	13,092	8.6	11.9	30	みやま市	12.2
篠栗町	11,520	8.5	10.8	31	うきは市	11.9
志免町	17,573	8.7	10.2	32	朝倉市	11.7
須恵町	9,902	10.0	11.3	33	柳川市	10.8
新宮町	10,929	6.8	8.8	34	福津市	10.8
久山町	2,817	10.3	13.5	35	大川市	10.6
粕屋町	17,995	7.2	7.4	36	久留米市	10.6
芦屋町	5,548	15.8	14.1	37	遠賀町	10.5
水巻町	12,201	15.5	13.7	38	福岡市	10.5
岡垣町	11,753	12.9	16.5	39	苅田町	10.4
遠賀町	7,256	10.5	17.0	40	久山町	10.3
小竹町	3,315	18.4	14.5	41	宗像市	10.2
鞍手町	6,368	17.0	15.5	42	須恵町	10.0
桂川町	5,205	15.0	12.5	43	太宰府市	9.6
筑前町	9,742	9.0	12.5	44	小郡市	9.4
東峰村	740	16.9	15.8	45	筑後市	9.3
大刀洗町	4,980	6.8	11.4	46	古賀市	9.1
大木町	4,548	7.6	11.6	47	筑前町	9.0
広川町	6,975	8.5	11.2	48	筑紫野市	9.0

香春町	4,416	19.5	16.5	49	糸島市	8.8
添田町	4,004	20.8	17.1	50	志免町	8.7
糸田町	3,800	20.8	13.3	51	宇美町	8.6
川崎町	7,317	21.3	12.2	52	春日市	8.6
大任町	2,037	19.5	11.5	53	大野城市	8.5
赤村	1,120	16.6	15.8	54	広川町	8.5
福智町	8,667	17.1	12.8	55	篠栗町	8.5
荏田町	15,320	10.4	10.8	56	大木町	7.6
みやこ町	7,494	16.1	18.3	57	那珂川町	7.4
吉富町	2,582	15.9	15.2	58	粕屋町	7.2
上毛町	2,784	14.4	17.6	59	新宮町	6.8
築上町	7,209	17.0	16.2	60	大刀洗町	6.8
60市町村	2,196,617	11.8	10.7		60市町村	11.8

【出典：総務省統計局、平成28年10月26日付け報道資料「人口等基本集計結果(平成27年)」】

(5) 合計特殊出生率

- 令和元年6月8日付け日本経済新聞に「出生率 遠ざかる目標 18年1.42 3年連続で低下 出生数最少」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

厚生労働省は7日、1人の女性が生涯に産む子どもの数にあたる2018年の合計特殊出生率が1.42となり、前年から0.01ポイント下がったと発表した。低下は3年連続だ。政府が25年度までに目指す子育て世代が希望通りに子どもが持てる「希望出生率」の1.8は遠い。晩婚や非婚化の影響が大きく、政府は少子化対策の見直しを迫られそうだ。

厚労省が同日発表した18年の人口動態統計で明らかになった。同年に産まれた子どもの数(出生数)は918,397人で過去最少を更新した。前年比では27,668人減った。出生率は05年に記録した1.26に比べると高い水準にあるが、女性人口が減っており、出生数は右肩下がり、3年連続で100万人割れとなった。

人口減は速度を増しており、18年は出生数と死亡数の差である人口の**自然減が444,085人**となった。出生数を母親の年代別にみると、44歳以下の全ての年齢層で減った。30～34歳は前年から1万人減り33万4,906人となったほか、25～29歳でも約7千人減の233,754人となった。**出生数は公的年金など社会保障の前提となる国立社会保障・人口問題研究所の将来推計を1万人弱下回ったもよう**。厚労省の担当者は「深刻な影響ではないが、注視していきたい」と述べた。

出生数の低下が止まらない理由は主に2つある。人口減少と出産年齢の高止まりだ。**25～39歳の女性人口は1年間で2.5%減**った。第1子出産年齢は30.7歳で過去最高水準(注記：平成27年から30.7歳で変化なし)にある。全国で最も出生率が低い東京都では0.01ポイント低下し1.20となったほか、神奈川県や大阪府などの大都市圏は全国平均を下回る1.3台で推移した。最も高いのは沖縄県の1.89だった。

・・・略・・・

欧州連合(EU)で出生率(17年)が最も高いフランスでは、第1子出産時の平均年齢は28.7歳と日本に比べ、2歳若い。働いた後に大学に入り直したり、大学在学中に出産して子どもを育てたり柔軟だ。仏政府は職業教育などの改革法を通じて男女の賃金格差是正の義務を課している。賃金水準や出産・育児休暇後の扱い、昇給・昇進などを評価基

準とし、一定規模以上の企業が守らなければ、23年以降に制裁金の対象になる。

政府だけでなく、企業も対応が必要だ。例えば男女とも出産や子育ての時期は業務や労働時間を絞り、落ち着けばフルタイムに戻るといった柔軟な働き方が必要だ。

【出典：厚生労働省、令和元年6月7日付け報道資料「平成30年(2018)人口動態統計月報年計(概数)の結果」】

○ 調査結果のポイント

- 出生数は、918,397人で過去最少(対前年27,668人減少)
- 合計特殊出生率は1.42で低下(同0.01ポイント低下)
- 死亡数は、1,362,482人で戦後最多(同22,085人増加)
- 自然増減数は△444,085人で過去最大の減少幅(同49,753人減少)
- 婚姻件数は586,438組で戦後最少(同20,428組減)
- 離婚件数は208,333組で減少(同3,929組減少)

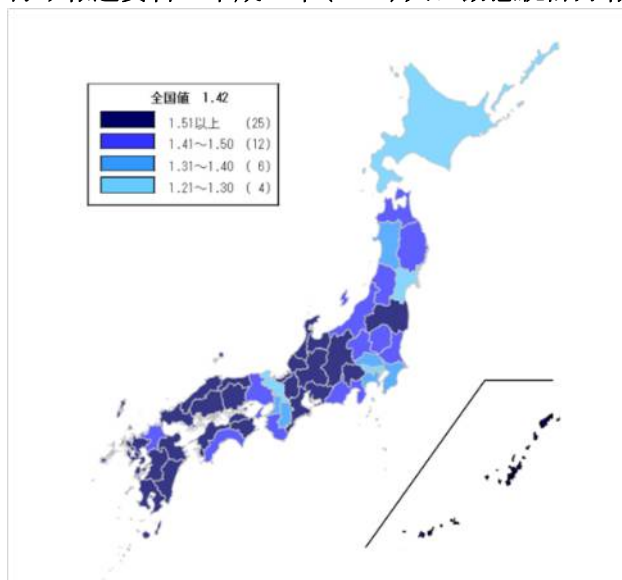


図-19 都道府県別の合計特殊出生率(平成30年)

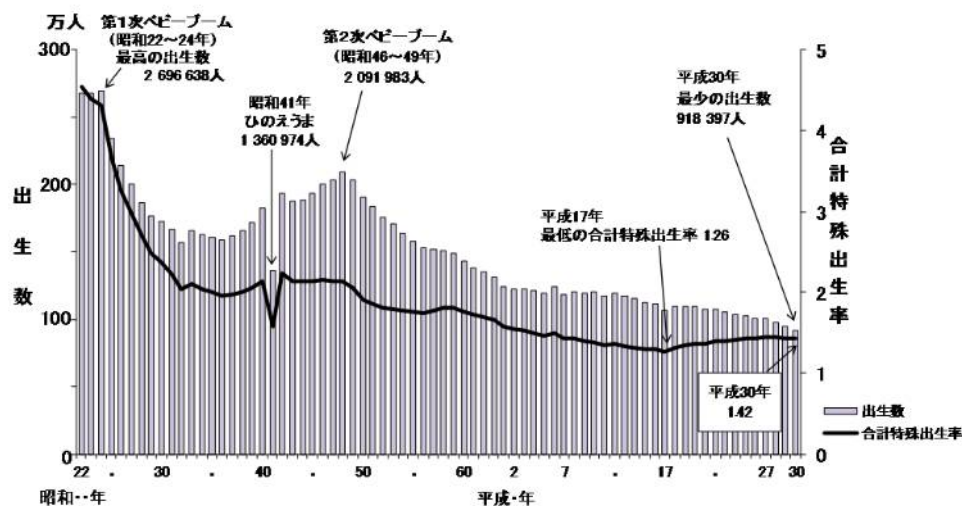


図-20 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

● 希望出生率

すべての国民が希望する子どもの数を持つことができた場合の出生率。政府は1.8と試算しており、これを2025年度に実現することを目標としている。既婚率や未婚率に、予定・理想とする子どもの数をそれぞれ掛け合わせるなどして算出する。

表-22 都道府県別の合計特殊出生率

	平成9年	平成17年	平成25年	平成27年		(昇順)	平成30年
北海道	1.27	1.15	1.28	1.31	1	東京都	1.20
青森県	1.50	1.29	1.40	1.43	2	北海道	1.27
岩手県	1.53	1.41	1.46	1.49	3	京都府	1.29
宮城県	1.38	1.24	1.34	1.36	4	宮城県	1.30
秋田県	1.52	1.34	1.35	1.35	5	秋田県	1.33
山形県	1.63	1.45	1.47	1.48	6	神奈川県	1.33
福島県	1.65	1.49	1.53	1.58	7	埼玉県	1.34
茨城県	1.45	1.32	1.42	1.48	8	千葉県	1.34
栃木県	1.44	1.40	1.43	1.49	9	大阪府	1.35
群馬県	1.48	1.39	1.41	1.49	10	奈良県	1.37
埼玉県	1.31	1.22	1.33	1.39	11	岩手県	1.41
千葉県	1.28	1.22	1.33	1.38	12	新潟県	1.41
東京都	1.05	1.00	1.13	1.24	13	青森県	1.43
神奈川県	1.28	1.19	1.31	1.39	14	茨城県	1.44
新潟県	1.54	1.34	1.44	1.44	15	栃木県	1.44
富山県	1.44	1.37	1.43	1.51	16	兵庫県	1.44
石川県	1.42	1.35	1.49	1.54	17	群馬県	1.47
福井県	1.59	1.50	1.60	1.63	18	山形県	1.48
山梨県	1.52	1.38	1.44	1.51	19	和歌山県	1.48
長野県	1.56	1.46	1.54	1.58	20	高知県	1.48
岐阜県	1.41	1.37	1.45	1.56	21	福岡県	1.49
静岡県	1.42	1.39	1.53	1.54	22	静岡県	1.50
愛知県	1.39	1.34	1.47	1.57	23	富山県	1.52
三重県	1.43	1.36	1.49	1.56	24	岐阜県	1.52
滋賀県	1.51	1.39	1.53	1.61	25	徳島県	1.52
京都府	1.26	1.18	1.26	1.35	26	福島県	1.53
大阪府	1.30	1.21	1.32	1.39	27	山梨県	1.53
兵庫県	1.37	1.25	1.42	1.48	28	岡山県	1.53
奈良県	1.30	1.19	1.31	1.38	29	石川県	1.54
和歌山県	1.42	1.32	1.52	1.54	30	愛知県	1.54
鳥取県	1.64	1.47	1.62	1.65	31	三重県	1.54
島根県	1.67	1.50	1.65	1.78	32	山口県	1.54
岡山県	1.51	1.37	1.49	1.54	33	滋賀県	1.55
広島県	1.43	1.34	1.57	1.60	34	広島県	1.55
山口県	1.45	1.38	1.56	1.60	35	愛媛県	1.55
徳島県	1.43	1.26	1.43	1.53	36	長野県	1.57
香川県	1.48	1.43	1.59	1.63	37	大分県	1.59
愛媛県	1.48	1.35	1.52	1.53	38	鳥取県	1.61
高知県	1.46	1.32	1.47	1.51	39	香川県	1.61
福岡県	1.38	1.26	1.45	1.52	40	佐賀県	1.64
佐賀県	1.65	1.48	1.59	1.64	41	福井県	1.67
長崎県	1.56	1.45	1.64	1.67	42	長崎県	1.68
熊本県	1.56	1.46	1.65	1.68	43	熊本県	1.69
大分県	1.53	1.40	1.56	1.59	44	鹿児島県	1.70
宮崎県	1.66	1.48	1.72	1.71	45	宮崎県	1.72
鹿児島県	1.59	1.49	1.63	1.70	46	島根県	1.74
沖縄県	1.81	1.72	1.94	1.96	47	沖縄県	1.89
全 国	1.39	1.26	1.43	1.45			1.42

最小値

18年以降のピーク値

年0.01ポイント低下

(6) 将来推計人口

- 平成30年12月22日付け日本経済新聞に「**自然減44万人過去最大 出生100万人割れ3年連続 18年人口動態**」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

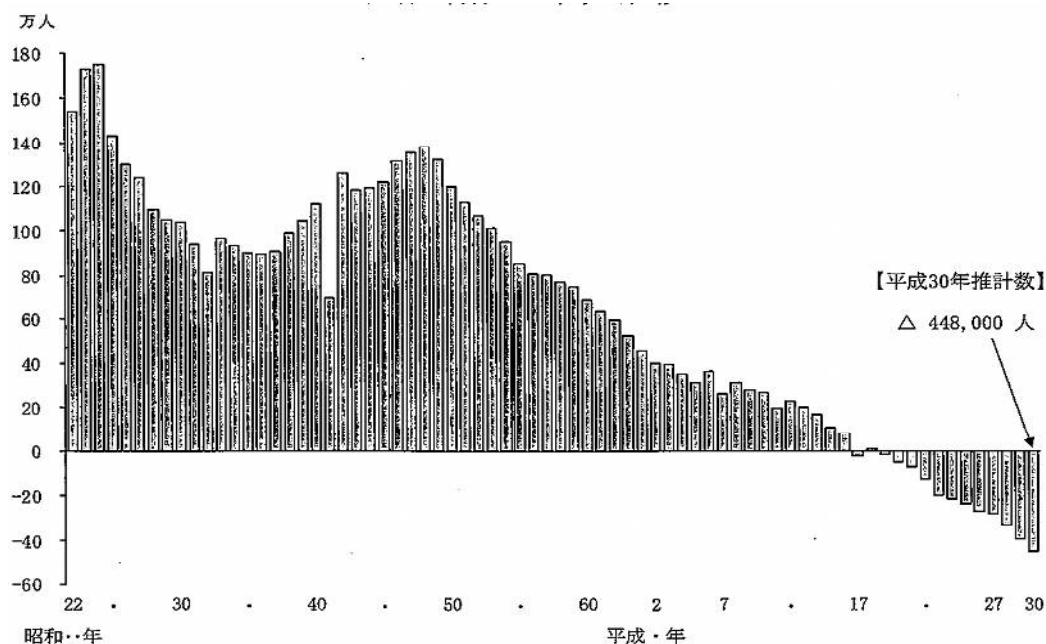
厚生労働省は21日、2018年の人口動態統計の年間推計を発表した。国内で生まれた日本人の赤ちゃんの数は92万1千人で3年連続で100万人を下回った。死亡数は戦後最多となる136万9千人に上り、出生数が死亡数を下回る「自然数」は44万8千人と過去最大の減少幅となる見通し。出産や子育てをしやすい環境整備の必要性が一段と高まっている。

年間推計は10月までの速報値などから算出する。日本人の出生数は団塊世代である1949年に最多の269万6,638人を記録した。その後は100万人で推移し、71～74年に生まれた団塊ジュニアの頃に200万人台に回復した。だがその後はほぼ一貫して減少。2018年は前年比で約2万5千人減の見込みで、統計が残る1899年以来、過去最少となる。

出生数の減少の背景には25～39歳の出産適齢期の女性の人口の減少がある。厚労省人口動態・保健社会統計室によると、近年は毎年約25万人ペースでこの世代の女性数が落ち込んでいる。同室は「未婚でも子供が欲しいという人は多い。出産や子育て支援など子供を持ちたい人が持てる政策を進める必要がある」と話す。・・・中略・・・

出生数の減少と死亡数の増加が続いた結果、出生数が死亡数を下回る自然減は07年から12年連続となった。減少幅は10年に10万人、11年に20万人を超え、17年には39万4,332人と40万人目前に迫った。18年には44万8千人に拡大する見込みで、人口減少に歯止めがかからない。

婚姻件数も1978年からほぼ年間70万～80万組で推移したが、2011年には初めて70万組を下回り、その後も減少が続く。18年も前年から約1万7千組減の59万組となるもよう。18年の離婚件数は前年から約5千組減の20万7千組になりそうだ。



図－21 自然増減の年次推移

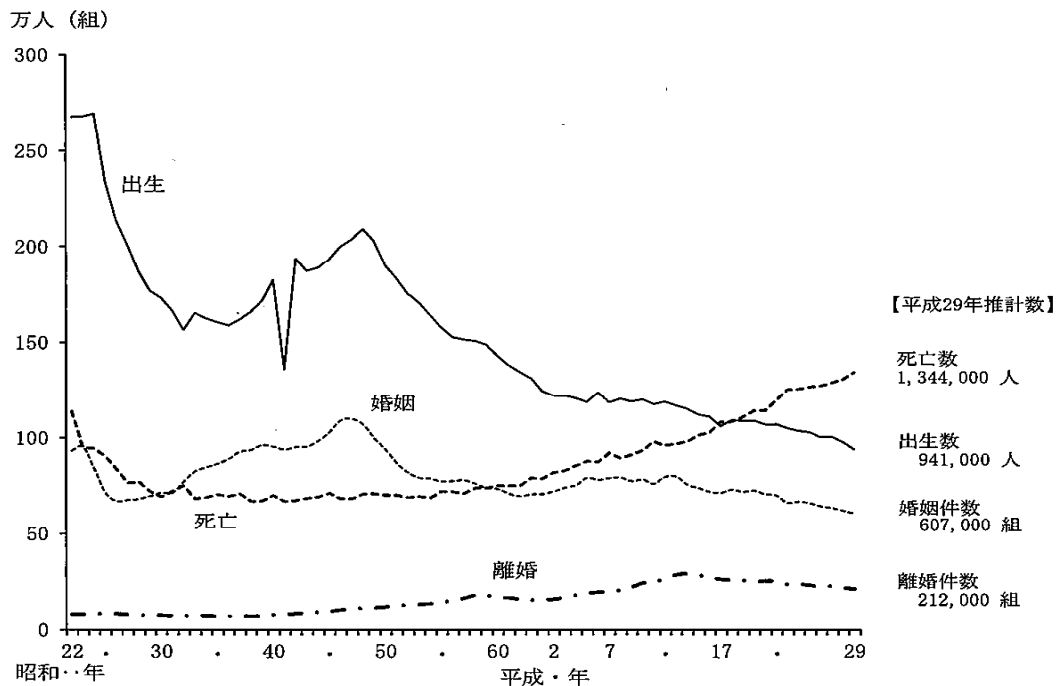
【出典：厚生労働省、平成30年12月21日付け報道資料「平成30年(2018)人口動態統計の年間推計」】

表－23 出生数、死亡数等の年次推移

	出 生 数	死 亡 数	自然増加数
1950(昭和25)	2,337,507	904,876	1,432,631
1960(昭和35)	1,606,041	706,599	899,442
1970(昭和45)	1,934,239	712,962	1,221,277
1980(昭和55)	1,576,889	722,801	854,088
1990(平成2)	1,221,585	820,305	401,280
2000(平成12)	1,190,547	961,653	228,894
2002(平成14)	1,153,855	982,379	171,476
2003(平成15)	1,123,610	1,014,951	108,659
2004(平成16)	1,110,721	1,028,602	82,119
2005(平成17)	1,062,530	1,083,796	▲ 21,266
2006(平成18)	1,092,674	1,084,450	8,224
2007(平成19)	1,089,818	1,108,334	▲ 18,516
2008(平成20)	1,091,156	1,142,407	▲ 51,251
2009(平成21)	1,070,035	1,141,865	▲ 71,830
2010(平成22)	1,071,304	1,197,012	▲ 125,708
2011(平成23)	1,050,806	1,253,066	▲ 202,260
2012(平成24)	1,037,231	1,256,359	▲ 219,128
2013(平成25)	1,029,816	1,268,436	▲ 238,620
2014(平成26)	1,003,539	1,273,004	▲ 269,465
2015(平成27)	1,005,656	1,290,428	▲ 284,772
2016(平成28)	976,978	1,307,748	▲ 330,770
2017(平成29)	946,060	1,340,433	▲ 394,373
2018(平成30)	918,397	1,362,482	▲ 444,085

昭和47年以前は沖縄県を含まない。

【出典：厚生労働省、令和元年6月7日付け報道資料「平成30年人口動態統計月報年計（概数）」の結果】

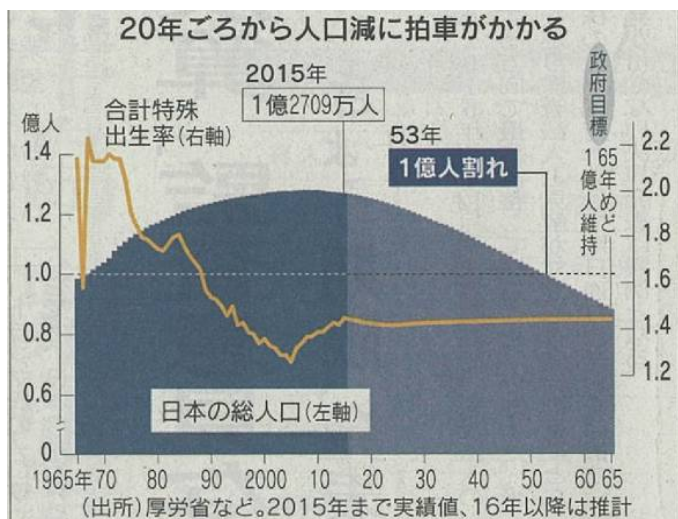


図－22 人口動態総覧の年次推移

【出典：厚生労働省、平成29年12月22日付け報道資料「平成29年(2017)人口動態統計の年間推計」】

○ 平成29年4月11日付け日本経済新聞の一面トップに「人口、2053年に1億人割れ 厚生労働省推計 50年後8808万人」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は10日、長期的な日本の人口を予測した「将来推計人口」を公表した。1人の女性が産む子どもの数が今と変わらない場合、人口は2053年に1億人を割り、65年には15年比3割り減の8,808万人になる。働き手の世代は4割り減とさらに大きく減る見通しだ。政府が経済成長に必要とする1億人を保つのは難しく、政策は大きな見直しを迫られる。



将来推計人口は国勢調査を基に5年に1度改定している。出生率が足元で改善し、12年の前回試算に比べて1億人割れの時期は5年遅くなった。それでも総人口は9千万人すら保てない。

今回の推計は出生率の見通しを前回試算の1.35から1.44に上方修正した。65年の人口は前回の推計の8,135万人から672万人増えている。菅義偉官房長官は10日午後の記者会見で「安倍政権の施策が一定の効果を与えている」と語った。

出生率の回復が人口減を緩めた形だが、人口減の流れそのものは変わらない。働き手に当たる15～64歳の生産年齢人口は足下の7,728万人から50年後には4,529万人へと4割減る。65歳以上の高齢者の人口は3,387万人から50年後に3,381万人とほぼ横ばい。そのため全人口に占める割合は26.6%から38.4%に高まる。人口の5人に2人が高齢者となる。現在の日本は20歳から64歳までの人達が2.1人で1人の高齢者を支えており、「騎馬戦型」の社会だ。少子高齢化の進展で、65年には1.2人で高齢者1人を支える「肩車型」になる。今回の推計では20年にかけて出生率が急上昇し、65年まで1.8を維持して初めて、人口はぎりぎり1億人を維持できるという見通しが示された。足元の出生率が改善傾向にあるとはいえ、遠く及ばない。

中長期的に働き手を増やすには、出生率を早期に引き上げる必要がある。安倍政権は6月にも新たな待機児童解消プランを打ち出す方針だ。日本福祉大の小峰隆夫教授は「労働力は女性や高齢者の労働参加を促すだけでは維持できない」と指摘する。

当面の人手不足を補うには、外国人労働者の受け入れが必要との意見も根強い。今回の厚労省の推計では外国人を毎年おおむね75万人受け入れれば、50年後の人口も現在より増える見通しと試算した。ただ、政府は高い専門性を持つ高度人材以外の受け入れには慎重だ。3月にまとめた働き方改革実行計画でも、高度人材以外の労働者の受け入れは「国民的コンセンサスを踏まえつつ検討すべき問題」とするにとどまった。

人口減への対策は大きな課題だが、歴代の政権は高齢者向けの年金や医療・介護を充実する政策を優先してきた。出生率が05年に1.26と過去最低になったことから少子化対

策が進められてきたが、保育所の整備といったハード面でも、子育てしやすい働き方の仕組みを整えるソフト面でも対策は道半ばだ。

人口動態、将来はこうなる			
	現在(2015年)	10年後(2025年)	50年後(2065年)
総人口	1億2709万人	1億2254万	8808万
65歳以上	3387万人(26.6%)	3677万(30.0)	3381万(38.4)
15～64歳 (働き手の人口)	7728万人(60.8%)	7170万(58.5)	4529万(51.4)
0～14歳	1595万人(12.5%)	1407万(11.5)	898万(10.2)
出生率	1.45	—	1.44
平均寿命	80.75歳	—	84.95
	86.98歳	—	91.35
生涯未婚率	12.0% (1964年生まれ世代)	—	18.8 (2000年生まれ世代)

【働き手不足 成長阻害】

今回は2065年まで50年分の推計とその毎年分の結果を公表した。

働き手の現象は深刻だ。15～64歳の生産年齢人口は65年に15年比で4割減る。40年時点でも5,978万人と今より2割以上減る見通しだ。足元で生産年齢人口は年間50万人を超えるペースで減っているが、推計をみると、より間近な20年にかけても300万人と大幅に減少する見通しだ。すでに建設や運輸、介護などの有効求人倍率が3倍を超えている。このまま人口減の基調が続けば、多くの人手を要する産業は立ちゆかなくなる。抜本的な生産性の向上や技術革新は急務だ。

介護ではIT(情報技術)の活用や介護ロボットの導入が進むが、高齢化の進展によって増える需要に労働力が追いつくメドは立っていない。運輸では宅配便の時間帯指定サービスの一部廃止など業務の見直しを急ぐが、配達個数が減らなければ、現在の人手で一定のサービス水準を維持するのは難しい。

働き手の減少による日本経済全体へのインパクトも大きい。内閣府の14年の試算によると、現状のペースで人口が減り、生産性も改善しない場合、40年代以降はマイナス成長が定着する。逆に40年代以降の実質経済成長率を1.5～2%に保つには、1億人の人口を維持し、生産性を世界トップレベルに引き上げねばならない。

日本生産本部によると、15年の日本の労働生産性(購買力平価換算)は7万4,315ドル(約825万円)。主要7ヵ国(G7)の中で最も低い。G7でトップの米国に追いつくには日本の生産性を1.6倍に高める必要がある。特に低迷するサービス業のテコ入れが欠かせない。

即効性のある処方箋は多くないが、女性が働いて家計の経済力を維持しながら、子育てできる環境を急ぎ整える必要がある。共働き世帯が増えれば、出生率が上昇し、働き手も拡大する可能性が高まる。自民党内には、保育や幼児教育を無償化するために、国民や企業から保険料を徴収する「子ども保険」の構想が持ち上がる。構想の実現は定かではないが、女性の労働参加を拡大するためにも、若い人に子どもを持っても大丈夫と思わせる大胆な策が必要になる。女性だけでなく一人でも多くの人に職についてもらう対策も欠かせない。高齢者の就労を増やす定年引き上げや、配偶者控除の見直しによる

働く主婦層の増加などは避けて通れない課題だ。時間や場所にとらわれずに働いて成果を出せる人も増やす余地がある。人口減が進む中、働き手ひとり一人の生産性を高め、国や企業の成長力強化につなげる必要がある。

【出生率1.44、回復鈍く 政府目標の1.8道筋見えず】

今回の推計では、ここ数年の出生率向上を踏まえ、1人の女性が生涯に産む子どもの数(合計特殊出生率)は長期的に1.44と仮定した。前回の1.35より上がるが、政府目標の1.8。1.8は若い世代が希望通りに子どもを持てる「希望出生率」と呼ばれる水準で、これには遠く及ばない。出生率は**2005年の1.26を底**に15年に1.45まで回復した。団塊ジュニア世代を初めとする30～40代の出産増がプラスに寄与。厚生労働省は**1人目の子どもを産む女性の継続就業率がこの5年間で初めて50%を超えた**点を強調。待機児童対策などを通じて女性の就業が増えたことが、出生率の上昇につながったとしている。

しかし、楽観はできない。政府は将来も1億人程度の人口を維持したい考えだが、そもそも人口を一定に保つには**2.07**の出生率が必要。1.44では将来1億人を大きく割り込む。人口問題に詳しい小川直宏・東大特任教授も「今後も政策次第で1.44を上回る可能性はあるが、1.8までは難しい」とみる。

結婚しない人も増えている。今の未婚率は12%だが、今後約19%にまで上昇する。病気や失業の際に家族に頼れない単身世帯が増える見込みだ。生活が困窮したまま、単身の高齢者が増えれば、社会保障の負担も増す。結婚しない選択しもあるが、経済的な問題で結婚をあきらめることがないような手立ても官民で講じる必要がある。

高齢化に歯止めがかからず、世代構成もいびつになる一方だ。推計では65年に人口に占める65歳以上人口は4割近くとなる。1.2人の現役で1人の高齢者を支える社会だ。社会保障の高齢者向け給付をスリム化しなければ、現役世代の負担が重くなりすぎる。

公的保険による医療や介護サービスは必要な者に絞り込み、高齢者にも資産や収入に応じた負担増を受け入れてもらわざるを得ない。年を取っても長く働けるようにして、年金を受け取り始める時期を65歳より遅らせるように環境を整える必要がある。

【生産年齢人口(生産活動・社会保障の支え手)】

国内の生産活動を中心になって支える15～64歳の人口のこと。戦後2つのベビーブームを経て増え続け、**1982年に8千万人を突破**。総人口に占める割合は**92年の69.8%でピーク**を迎えた。だが、その後は少子高齢化の進展に伴い減少に転じている。今回の将来推計人口では、**2015年に7,700万人ほどいる生産年齢人口は65年に約3千万人減**ると試算する。

生産年齢人口に対し、14歳以下を年少人口、65歳以上を老年人口と呼ぶ。かつては老年人口が少なく、年少人口が多かった。増える生産年齢人口が主要な労働力となって高度成長を支えたが、少子高齢化で構造が変化。老年人口が膨らむ一方で年少人口が先細りとなっている。

生産年齢人口の減少は経済活動の担い手が減り、経済の活力が失われる一方、社会保障の支え手の先細りも意味する。生産活動を維持し、現在の社会保障制度を今後も維持するには、女性や高齢者の社会進出を促す必要がある。女性や高齢者以外では、外国人の受け入れ増も課題。政府は高度外国人材の受け入れには積極的だが、それ以外の外国人労働者には慎重だ。

表-24 わが国における総人口と高齢化率の推計値(中位推計：合計特殊出生率1.44)

年 次	総人口	高齢化率	前回推計(平成24年1月)			
			人口減少数		万人	%
2015(H. 27)	12,710万人	26.6%				
2020(H. 32)	12,533万人	28.9%	15→20:	177万人/5年	12,410	29.1
2030(H. 42)	11,913万人	31.2%	20→30:	620万人/10年	11,662	31.6
2040(H. 52)	10,919万人	35.3%	30→40:	821万人/10年	10,728	36.1
2050(H. 62)	10,192万人	37.7%	40→50:	900万人/10年	9,708	38.8
2060(H. 72)	9,284万人	38.1%	50→60:	908万人/10年	8,674	39.9
2070(H. 82)	8,323万人	38.3%	60→70:	961万人/10年	7,590	40.6
2080(H. 92)	7,430万人	38.2%	70→80:	893万人/10年	6,588	41.2
2090(H. 102)	6,668万人	38.3%	80→90:	762万人/10年	5,727	41.2
2100(H. 112)	5,972万人	38.3%	90→100:	696万人/10年	4,959	41.1
2110(H. 122)	5,343万人	38.4%	100→110:	629万人/10年	4,286	41.3

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、平成29年4月10日付け報道資料、日本の将来推計人口(平成29年4月推計)】

【出典：事務局提出資料 自治体戦略2040構想研究会第4回<平成29年12月7日、インフラ・公共施設／公共交通>】

■ 利用が増加するインフラ

- 死者数のピークは2040年。
- 火葬場の多くは市町村または一部事務組合が設置(1,467施設中1,420施設)。
- 老朽化に伴う改築に際し、広域化を検討する事例がみられる。

火葬場の設置には、都道府県知事の許可が必要。埋葬・火葬には市町村長の許可が必要。なお、埋葬または火葬を行う者がいないときは、死亡地の市町村長が、行わなければならない。

死者数の推移

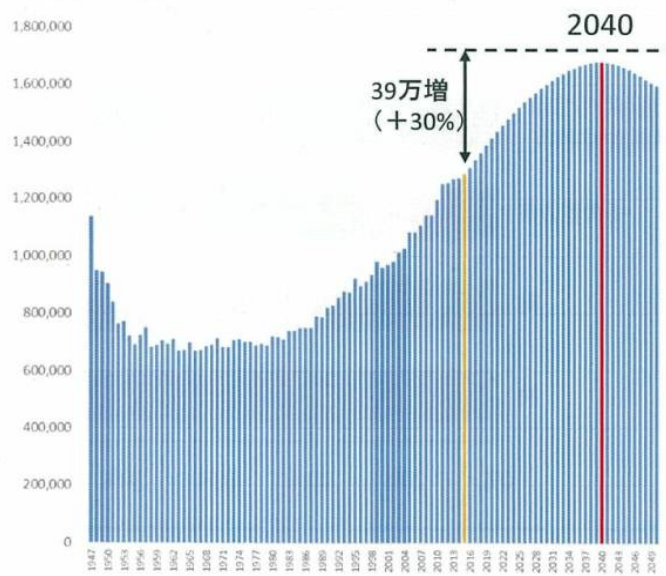


図-23 死者数の推移

表-25 火葬場の設置主体(平成28年)

		設置主体数		施設数	
公設		1,044	96%	1,420	97%
内 訳	市町村	811	75%	1,156	79%
	一部事務組合	233	21%	264	18%
その他		42	4%	47	3%
合 計		1,086	100%	1,467	100%

- 平成30年3月31日付け日本経済新聞に「30年 全都道府県で人口減 都市部も高齢化進む 人口問題研 医療・介護深刻さ増す」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は30日、2045年までの地域別の将来推計人口を公表した。全ての都道府県で30年から人口が減り始め、45年には7割の市区町村で15年に比べ人口が20%以上減る。都市部への人口の一極集中も加速しつつあり、インフラなどの面で都市部の経済効率は上がる反面、高齢化に伴う様々な問題が深刻さを増している。

5年ごとに同研究所がまとめているもので、合計特殊出生率の改善に伴い5年間の前回調査よりも人口減少の度合いはやや改善した。ただ、晩婚化が進んだ結果、やや遅れて出産が増えたことなどが出生率上昇につながっている可能性があり、少子高齢化の大きな趨勢は変わっていない。

推計は15年の国勢調査に基づき、45年までの30年間の人口を都道府県別、市区町村別に行った。福島県は東日本大震災に伴う原発事故の影響から市町村別推計を見送った。

45年時点で最も人口が減る都道府県は秋田で15年比で41.2%減。青森(37.0%)、山形(31.6%)が続く。全国平均の16.3%より大幅に落ち込む。これに対し東京は0.7%とわずかながら人口が増える。出生率の高い沖縄も0.4%の減少にとどまる。このほか、愛知、神奈川、埼玉など大都市部の減少幅は小さめだ。

流入の動きが活発になっているのも特徴だ。**5年前の2010年調査では、30年後に最も総人口が増えた市町村は30%増で、最も減ったのは71%減だった。**

今回の調査では**最も増えたのは東京都中央区で34.9%増、最も減ったのは奈良県川上村で79.4%だった。**今回の推計をつくる前提となる10年～15年の人口移動が大きかった結果、市町村によって人口増減のばらつきが大きくなった。

川上村の場合は30年後に人口が1,313人から270人になってしまう。川上村の担当者は「すでにスーパーやガソリンスタンドがなくなり、人口流出が収まらない」と話す。住宅改修費に補助金を出すなど村独自の対策を打ち出しているものの、村の存続自体が危ぶまれる状況だ。

東京の都心3区(千代田、港、中央)などは15年比で人口が30%以上も増えると推計。若者の転入が多く、0～14歳の子どもも増える。中央区などは15年比で約40%も増える見通しだ。現在、都市部では保育施設に入りたくても入れない待機児童が大きな問題だ。

政府は2020年までに保育所定員を32万人分増やして待機児童を解消する目標を立てた。ただ都市部に子育て世代が集中すれば待機児童が増える可能性もあり、中央区の担当職員は「保育所の整備計画を見直す必要があるかも知れない」と話す。

都内分の人口推計の年代別の内訳を見ると、中長期では0～14歳の年少世代や15～64歳の生産年齢人口が減り、65歳以上の高齢者だけが増える。

小池百合子知事も急速な高齢化への備えを都政の大きな課題と位置付け、「超高齢社会が到来、若しくはその入口に入っている」と語る。

都独自の予測では老年人口は15年から30年間で111万人増えて412万人に達し、高齢化率は3割を超える。医療や介護などの社会保障関係費は年300億円～400億円ずつ膨らみ、財政の重荷となる。特別養護老人ホームなど受け皿の整備も課題だ。

地域の活力維持には元気な高齢者の社会参加の促進も求められる。小池知事は「高齢者が安心して生活できるモデル都市東京を発信していく」と強調。シニアの就業や学び直しの支援にも力を注ぐ方針だ。

「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、平成30年3月30日報道発表「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」】

国立社会保障・人口問題研究所はこのほど、「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」をまとめましたので、公表します。

この推計は、将来の人口を、都道府県別・市区町村別に求めることを目的としたもので、平成27(2015)年の構成調査を基に、平成57(2045)年までの30年間について、男女5歳階級別に推計しました。(ただし、福島県では全県での推計のみ実施)。

推計の対象は、平成30年(2018)年3月現在の1県(福島県)及び1,798市区町村(東京23区、12政令指定都市の126区、その他の766市、713町、168村)です。なお、今回の推計値の合計は、「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位・死亡中位仮定)の値と合致します。

【推計結果のポイント】

○ 都道府県別の将来推計人口

1. 2030年以降は全都道府県で総人口が減少するが、減少する時期は前回推計(平成25年3月推計)より10年遅くなる。

- 今回推計では、近年の出生率の改善などにより全国推計における出生率仮定が上昇したことや、近年の人口移動の状況を反映したことなどから、前回推計より全都道府県で人口が減少する時期が10年遅くなり、2030年以降に全都道府県で総人口が減少する。

- 2045年の総人口は、東京都を除いてすべての道府県で2015年を下回る。

2. 前回推計同様、65歳以上人口は大都市圏と沖縄県で大幅に増加

- 東京都、神奈川県と沖縄県では、2045年の65歳以上人口が2015年の1.3倍以上となる。一方、2020年には7県で65歳以上人口のピークを迎え、2045年には12県で2015年の65歳以上人口を下回る。
- 2045年に、65歳以上人口の割合が最も大きいのは秋田県(50.1%)、最も小さいのは東京都(30.7%)となる。

3. 0～14歳人口割合は低下するものの、40都道府県で前回推計(2040年時点)を上回る

- 0～14歳人口割合は全都道府県でほぼ一貫して低下する。2045年に0～14歳人口割合が最も大きいのは沖縄県(15.3%)、最も小さいのは秋田県(7.4%)となる。

○ 市区町村別の将来推計人口

1. 2045年の総人口は、7割以上の市区町村で2015年に比べ2割以上減少

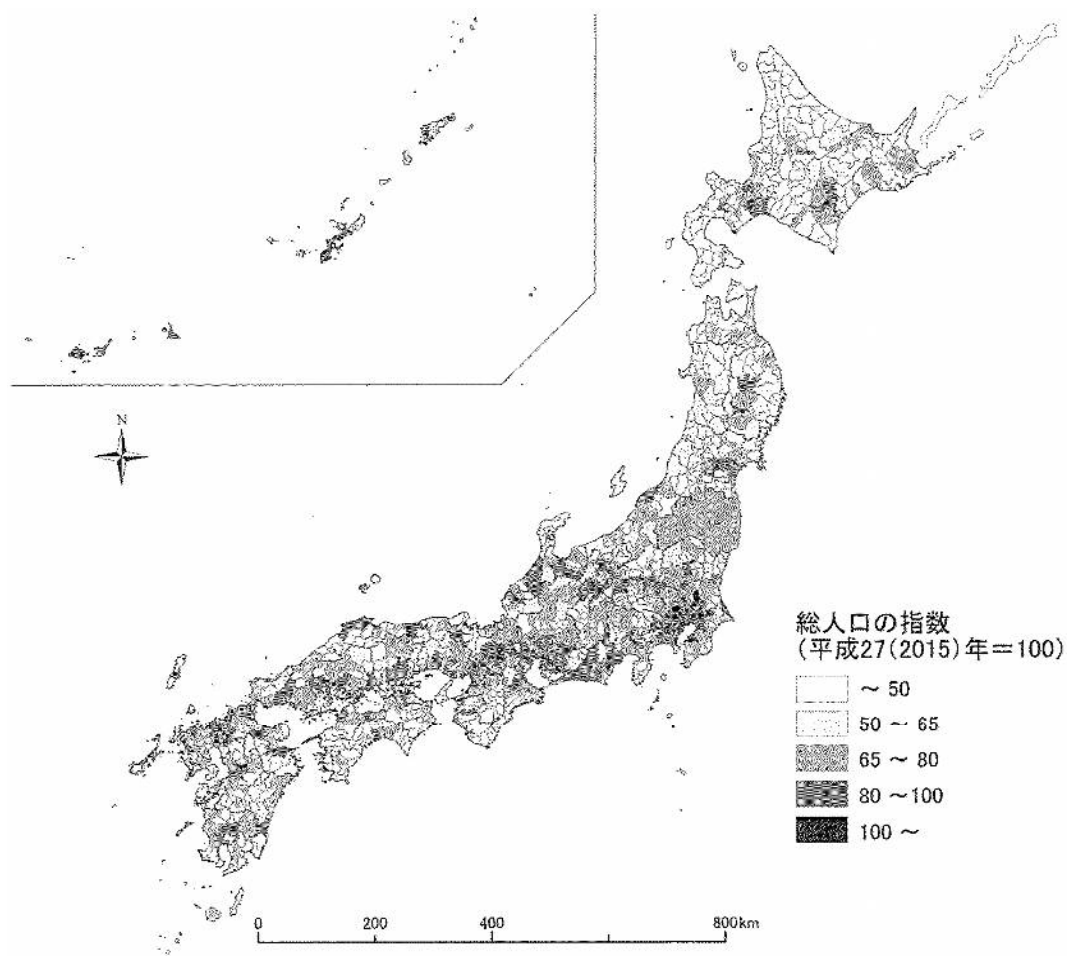
- 2045年の総人口が2015年より少なくなる市区町村数は1,588(全市区町村数の94.4%)で、うち0～2割減少するのが345(同20.5%)、2～4割減少が555(同33.0%)、4割以上の減少が688(同40.9%)となっている。

2. 2045年には、65歳以上人口が50%以上を占める市区町村が3割近くに

- 65歳以上人口の割合が50%以上を占める市区町村数は、2015年の15(同0.9%)から、2045年の465(同**27.6%**)に増加する。

3. 0～14歳人口割合は大多数の市区町村で低下するが、半数以上の市区町村で前回推計(2040年時点)を上回る

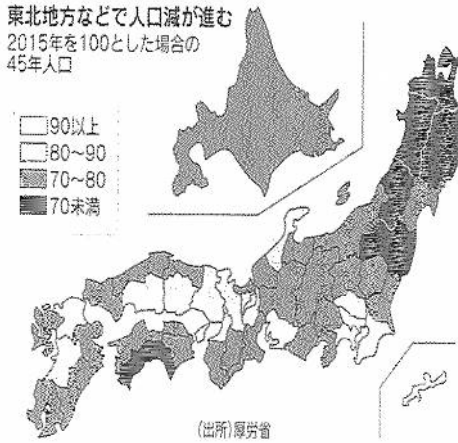
- 2015年と比べて2045年の0～14歳人口割合が低下する市区町村数は1,611(同95.8%)である。なお、2040年の0～14歳人口割合は877(同52.1%)の市区町村で前回推計を上回っている。



図－24 市区町村別の2045年人口指数

表－26 都道府県別の2045年人口指数と2045年における高齢化率(推計値)

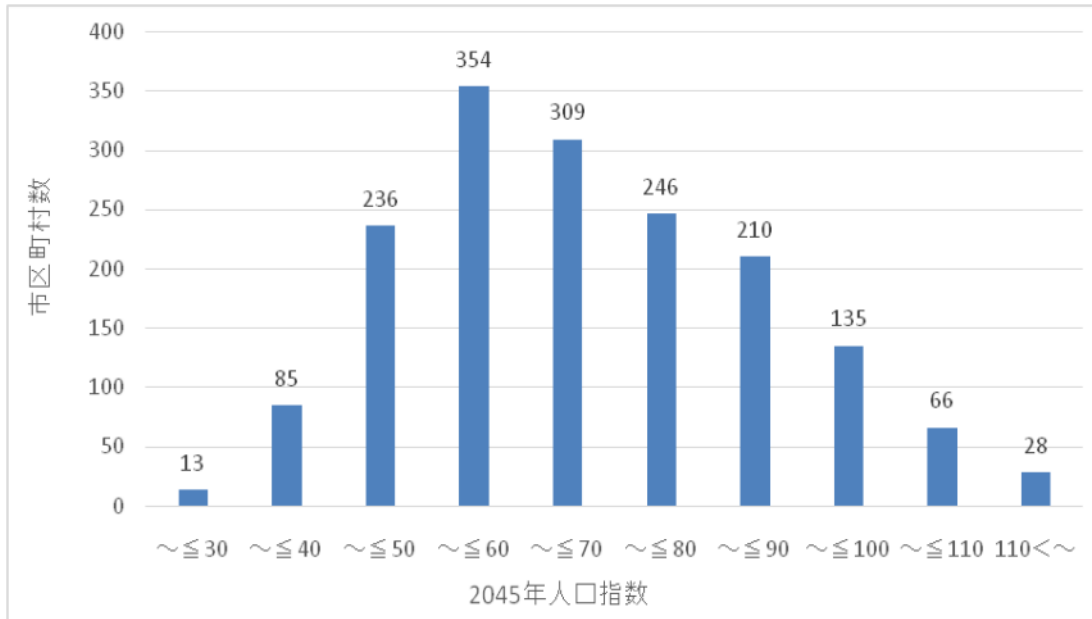
2045年人口指数		2045年の高齢化率%	
全 国	83.7	全 国	36.8
秋田県	58.8	1 秋田県	50.1
青森県	63.0	2 青森県	46.8
山形県	68.4	3 福島県	44.2
高知県	68.4	4 岩手県	43.2
福島県	68.7	5 山形県	43.0
岩手県	69.1	6 山梨県	43.0
徳島県	70.8	7 北海道	42.8
長崎県	71.3	8 高知県	42.7
和歌山県	71.4	9 長野県	41.7
山梨県	71.7	10 徳島県	41.5
鹿児島県	73.1	11 愛媛県	41.5
愛媛県	73.1	12 奈良県	41.1
奈良県	73.2	13 新潟県	40.9
山口県	73.7	14 鹿児島県	40.8
新潟県	73.7	15 長崎県	40.6
北海道	74.4	16 宮城県	40.3
宮城県	74.7	17 富山県	40.3
島根県	76.2	18 茨城県	40.0
岐阜県	76.6	19 宮城県	40.0
茨城県	76.6	20 和歌山県	39.8
富山県	76.7	21 山口県	39.7
大分県	76.9	22 島根県	39.5
長野県	76.9	23 群馬県	39.4
宮城県	77.5	24 大分県	39.3
福井県	78.1	25 兵庫県	38.9
鳥取県	78.2	26 静岡県	38.9
群馬県	78.7	27 岐阜県	38.7
三重県	78.8	28 鳥取県	38.7
栃木県	79.0	29 福井県	38.5
静岡県	79.5	30 香川県	38.3
香川県	79.5	31 三重県	38.3
佐賀県	79.7	32 京都府	37.8
熊本県	80.8	33 栃木県	37.3
京都府	81.9	34 石川県	37.2
兵庫県	81.9	35 熊本県	37.1
石川県	82.1	36 佐賀県	37.0
大阪府	83.0	37 千葉県	36.4
岡山県	84.3	38 大阪府	36.2
広島県	85.4	39 岡山県	36.0
千葉県	87.8	40 埼玉県	35.8
福岡県	89.3	41 広島県	35.2
滋賀県	89.4	42 神奈川県	35.2
埼玉県	89.8	43 福岡県	35.2
神奈川県	91.1	44 滋賀県	34.3
愛知県	92.2	45 愛知県	33.1
沖縄県	99.6	46 沖縄県	31.4
東京都	100.7	47 東京都	30.7



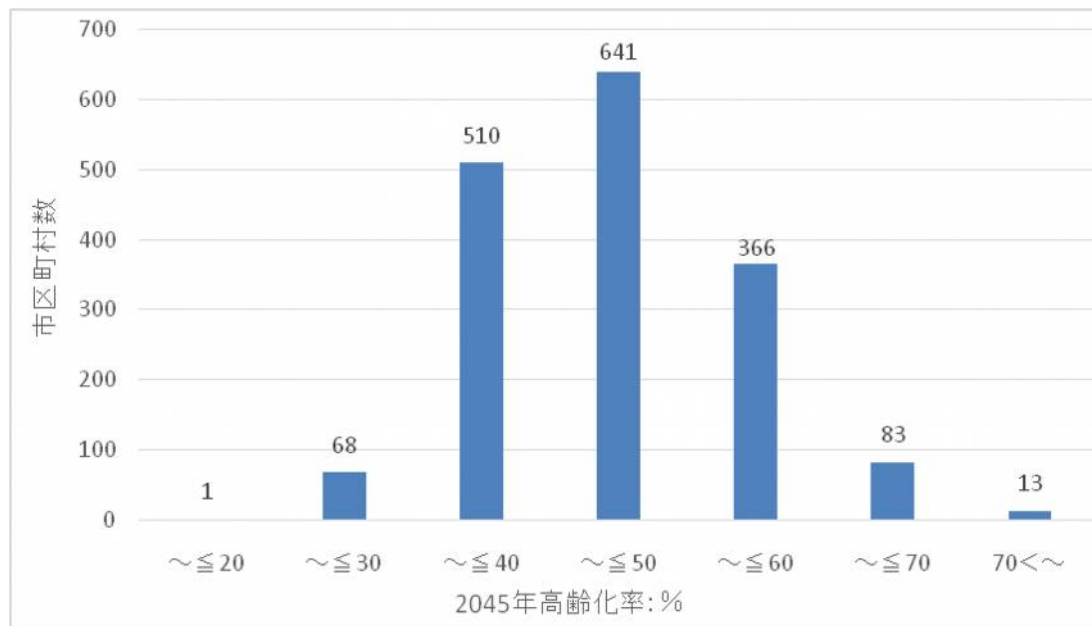
【出典：平成30年3月31日の日本経済新聞】

- 2045年人口指数とは、2015年の人口を100とした場合の2045年の人口割合
- 高齢化率とは、総人口に占める65歳以上人口の割合

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」】



図－25 市町村別、2045年人口指数の分布
(福島県内の59市町村を除く1,682市区町村)



図－26 市町村別、2045年高齢化率(推計値)の分布
(福島県内の59市町村を除く1,682市区町村)

表一27 市区町村別、2045人口指数と2045高齢化率、上位・下位25自治体

2045年人口指数 (昇 順)	2045年 総人口	人 口 指 数		高齢化率 (降 順)	2015年 %	2045年 %
奈良県川上村	270	20.6	1	群馬県南牧村	60.5	78.5
北海道歌志内市	813	22.7	2	青森県今別町	50.5	72.8
群馬県南牧村	455	23.0	3	奈良県川上村	58.7	72.6
奈良県上北山村	122	23.8	4	奈良県東吉野村	53.8	71.6
奈良県東吉野村	440	25.2	5	三重県南伊勢町	49.1	71.2
北海道夕張市	2,253	25.5	6	群馬県神流町	56.1	71.2
北海道松前町	1,993	27.2	7	奈良県御杖村	53.9	71.1
群馬県神流町	532	27.2	8	京都府笠置町	45.8	70.9
奈良県野迫川村	123	27.4	9	奈良県吉野町	45.8	70.6
奈良県黒滝村	181	27.4	10	群馬県下仁田町	45.5	70.5
長野県天龍村	380	27.8	11	大分県姫島村	44.8	70.5
青森県今別町	798	29.0	12	岐阜県白川町	43.0	70.2
北海道福島町	1,324	29.9	13	青森県外ヶ浜町	45.7	70.0
高知県大豊町	1,195	30.2	14	青森県深浦町	44.8	69.3
三重県南伊勢町	3,892	30.4	15	北海道歌志内市	46.6	69.1
奈良県下市町	1,727	30.5	16	大阪府能勢町	34.8	68.5
奈良県天川村	419	30.9	17	奈良県上牧町	33.4	68.2
北海道木古内町	1,408	31.0	18	奈良県黒滝村	49.4	68.0
奈良県御杖村	550	31.3	19	奈良県上北山村	49.2	67.2
奈良県吉野町	2,337	31.6	20	北海道木古内町	44.1	66.8
山梨県丹波山村	178	31.6	21	秋田県男鹿市	41.1	66.8
北海道上砂川町	1,116	32.1	22	静岡県東伊豆町	42.4	66.6
北海道積丹町	682	32.2	23	大阪府豊能町	38.9	66.3
山口県上関町	913	32.6	24	千葉県長柄町	37.4	66.1
青森県外ヶ浜町	2,024	32.7	25	奈良県曽爾村	44.7	65.9
沖縄県八重瀬町	32,308	111.2	1658	三重県川越町	18.6	26.8
群馬県吉岡町	23,573	111.8	1659	滋賀県栗東市	17.6	26.8
沖縄県恩納村	11,926	112.0	1660	愛知県豊山町	22.1	26.7
愛知県高浜市	51,926	112.3	1661	東京都北区	25.8	26.7
三重県川越町	16,588	112.4	1662	東京都江東区	21.3	26.7
東京都文京区	248,930	113.3	1663	沖縄県南大東村	21.3	26.7
熊本県合志市	66,136	113.3	1664	愛知県長久手市	15.5	26.5
埼玉県吉川市	79,227	113.6	1665	沖縄県南風原町	17.2	26.2
沖縄県南風原町	42,609	113.6	1666	東京都荒川区	23.4	26.0
沖縄県豊見城市	69,660	114.0	1667	東京都港区	17.6	26.0
東京都品川区	441,669	114.2	1668	沖縄県渡嘉敷村	21.2	25.9
千葉県流山市	200,062	114.7	1669	東京都文京区	19.8	25.8
埼玉県戸田市	157,599	115.8	1670	東京都品川区	20.9	25.8
熊本県大津町	38,819	116.0	1671	千葉県浦安市	15.9	25.5
沖縄県宜野座村	6,495	116.0	1672	東京都千代田区	18.1	25.3
東京都台東区	230,532	116.4	1673	東京都墨田区	22.9	25.2
東京都江東区	581,259	116.7	1674	東京都青ヶ島村	13.5	25.0
熊本県菊陽町	49,309	120.3	1675	東京都目黒区	20.0	24.7
福岡県粕屋町	54,631	120.4	1676	埼玉県和光市	16.8	24.6
愛知県長久手市	70,660	122.7	1677	東京都新宿区	20.1	24.4
三重県朝日町	13,039	123.5	1678	福岡県粕屋町	16.9	23.3
沖縄県中城村	25,179	129.4	1679	東京都中央区	16.1	23.3
東京都千代田区	77,589	132.8	1680	沖縄県竹富町	20.0	22.4
東京都港区	326,876	134.4	1681	東京都小笠原村	12.7	20.8
東京都中央区	190,496	134.9	1682	東京都御蔵島村	17.6	17.1

表－28 市町村別の人口減少と高齢化の進捗状況(将来推計)

福岡県	2045年の高齢化率(推計値)：％		
	～30未満	30以上～40未満	40以上～
2045人口指数 ～60未満		大任町 (56.6 : 39.8)	小竹町 (45.5 : 52.5) 添田町 (46.5 : 50.8) 嘉麻市 (47.6 : 49.2) 川崎町 (48.1 : 46.7) 東峰村 (49.3 : 52.7) 香春町 (51.1 : 46.8) 芦屋町 (53.2 : 40.6) 赤村 (53.9 : 50.3) 福智町 (54.8 : 44.5) 鞍手町 (55.5 : 43.7) 大川市 (55.6 : 47.9) 糸田町 (55.7 : 42.4) みやま市 (57.1 : 48.0) 朝倉市 (57.2 : 47.6) うきは市 (57.6 : 44.9) みやこ町 (57.6 : 51.9) 中間市 (57.9 : 43.3) 八女市 (59.1 : 47.4)
2045人口指数 60以上 ～80未満		築上町 (64.4 : 39.3) 田川市 (68.2 : 35.5) 宮若市 (68.7 : 39.7) 水巻町 (70.2 : 36.3) 吉富町 (71.3 : 35.7) 桂川町 (71.7 : 38.2) 荏田町 (73.0 : 36.9) 遠賀町 (76.5 : 37.8) 宇美町 (77.6 : 35.2) 飯塚市 (79.8 : 35.3)	柳川市 (63.7 : 42.3) 大牟田市 (64.0 : 45.4) 豊前市 (65.5 : 45.3) 上毛町 (65.6 : 40.7)
2045人口指数 80以上 ～100未満		北九州市 (80.2 : 37.8) 直方市 (81.1 : 35.6) 大木町 (82.3 : 36.0) 大刀洗町 (83.7 : 37.0) 行橋市 (85.4 : 35.5) 小郡市 (86.3 : 38.8) 広川町 (86.4 : 36.5) 筑後市 (88.3 : 32.9) 筑前町 (90.0 : 37.9) 久留米市 (91.7 : 35.7) 古賀市 (91.8 : 36.8) 那珂川町 (92.0 : 33.4) 宗像市 (92.2 : 34.7) 筑紫野市 (92.5 : 35.2) 篠栗町 (92.8 : 34.3) 福津市 (96.9 : 36.4) 春日市 (97.1 : 33.4) 太宰府市 (97.9 : 35.0)	岡垣町 (81.7 : 40.3) 糸島市 (83.6 : 40.6) 市町村名の後のカッコ 内の数値は(2045年人 口指数：高齢化率)で す。 福岡県全体で、

2045人口指数 100以上～	新宮町 (103.3 : 27.3)	久山町 (102.5 : 34.1) 志免町 (103.7 : 31.2) 須恵町 (103.8 : 32.4) 大野城市 (106.8 : 31.4) 福岡市 (107.5 : 31.7)	2045年人口指数は89.3 (昇順で41/47) 2045年の高齢化率は 35.2%(降順で43/47)
	粕屋町 (120.4 : 23.3)		
	～30未満	30以上～40未満	40以上～
	2045年の高齢化率(推計値) : %		

数値の出所：国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

	2015年	2045年
総人口	5,101,556人	→ 4,554,486人 : 89.3
高齢化率	25.9%	→ 35.2%

表-29 福岡県人口の増減率の推移 単位：%

	2005～10	2010～15	2015～20	2020～25	2025～30	2030～35
前々回推計	-0.3	-1.1	-1.9	-2.6	-3.1	-3.7
前回推計	実績： 0.4	-0.5	-1.5	-2.3	-2.8	-3.4
今回推計	実績： 0.6	-0.1	-1.1	-1.7	-2.3	-2.3

前々回推計：平成20年12月推計、前回推計：平成25年3月推計、今回推計：平成30年3月推計

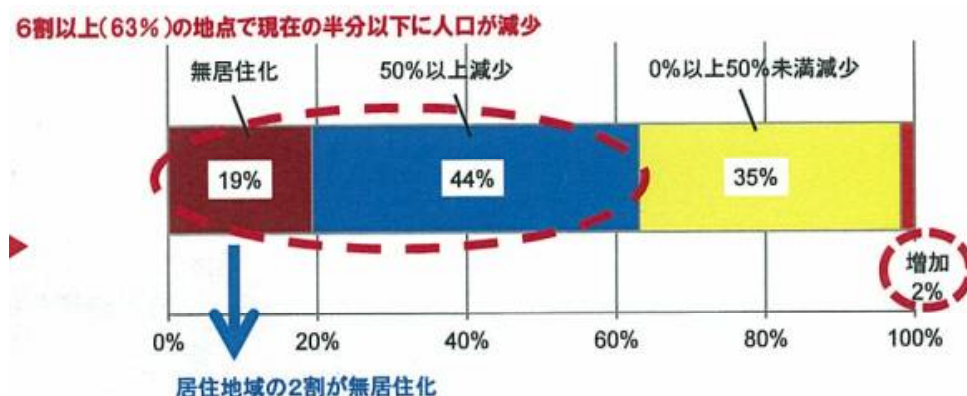


図-27 2010年から2050年における人口増減割合別の地点数

【出典：国土交通省国土政策局、新たな「国土のグランドデザイン」骨子参考資料、平成26年3月28日】

- 全国を「1 km²毎の地点」でみると、人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上を占める(現在の居住地域は国土の約5割)。
- 人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布している。

表-30 都道府県別、将来推計人口の試算

	2010年 人口 人	2050年 人口 人	人口増加 率 %	面 積 km ²
福岡県	5,072	3,895	- 21	4,977
佐賀県	850	610	- 28	2,440
長崎県	1,427	908	- 36	4,105
熊本県	1,817	1,319	- 27	7,405
大分県	1,197	857	- 28	6,340
宮崎県	1,135	804	- 29	7,736
鹿児島県	1,708	1,163	- 32	9,189
沖縄県	1,393	1,304	- 6	2,276
全 国	128,057	97,076	- 24	377,950

【国交省国土政策局総合計画課、「国土のグランドデザイン2050」の公表、平成26年7月4日】

表-31 都道府県別、将来推計人口(1km²ごと)の試算

	居住メッシュ面積 2010年 %	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年				
		半減以下 %	うち非居住 地化 A %	うち50% 以上減(A を除く)%	0%以上 ~50%未 満減 %	増 加 %
福岡県	77	40	9	30	57	4
佐賀県	74	40	10	31	58	2
長崎県	80	65	15	50	34	1
熊本県	60	63	17	46	36	1
大分県	62	76	19	57	23	1
宮崎県	45	67	25	42	32	1
鹿児島県	62	71	19	52	28	1
沖縄県	58	40	13	26	44	16
全 国	48	63	19	44	35	2

【国交省国土政策局総合計画課、「国土のグランドデザイン2050」の公表、平成26年7月4日】

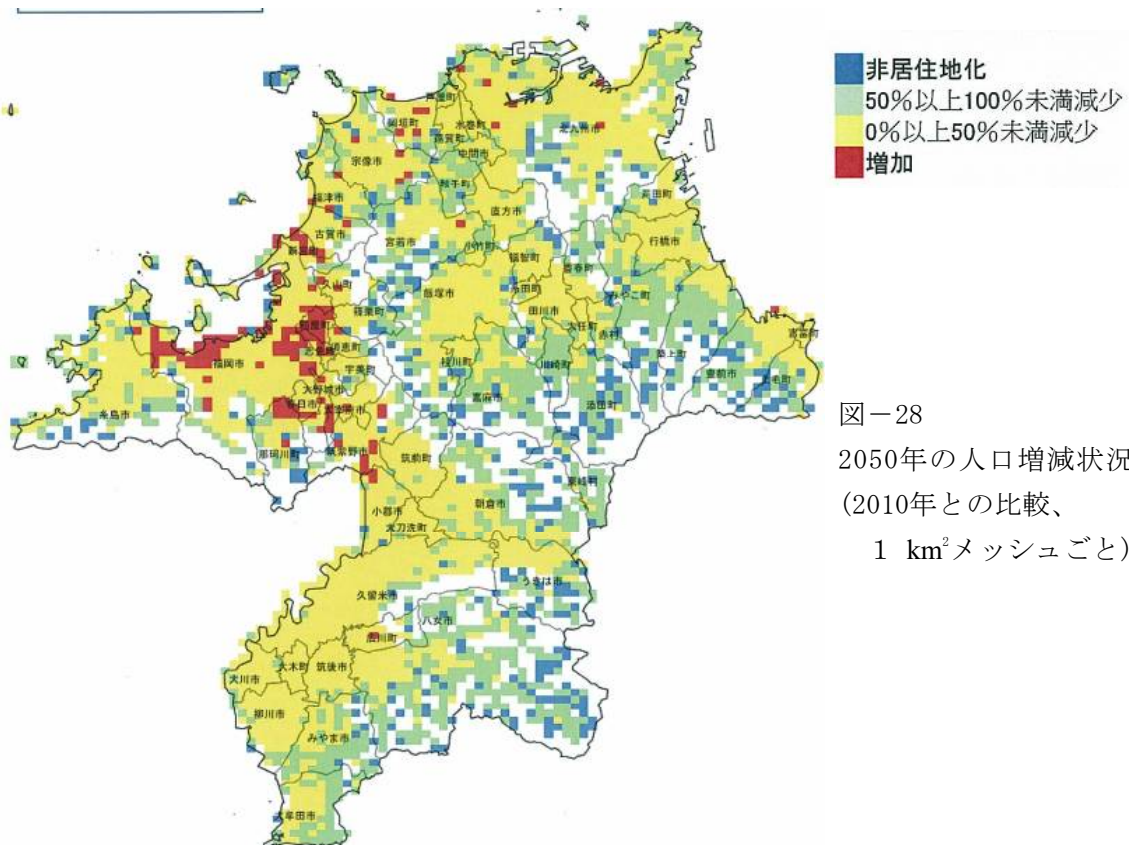
整備手法別の整備計画

		現 状 平成25年度	中 期 平成37(2025)年度
集 合 処 理	下水道	4,038,770 (79.1)	4,337,020 (86.4)
	農業集落排水	49,629 (1.0)	43,188 (0.9)
	漁業集落排水	6,099 (0.1)	3,673 (0.1)
	コミプラ	13,924 (0.3)	6,460 (0.1)
	小計	4,108,422 (80.4)	4,390,341 (87.4)
浄 化 槽		478,555 (9.4)	415,455 (8.3)
汚水処理人口		4,586,977 (89.8)	4,805,796 (95.7)
未普及人口		521,141 (10.2)	215,942 (4.3)
合計(行政人口)		5,108,118 (100.0)	5,021,738 (100.0)
汚水処理人口普及率(%)の見通し		89.8	95.7

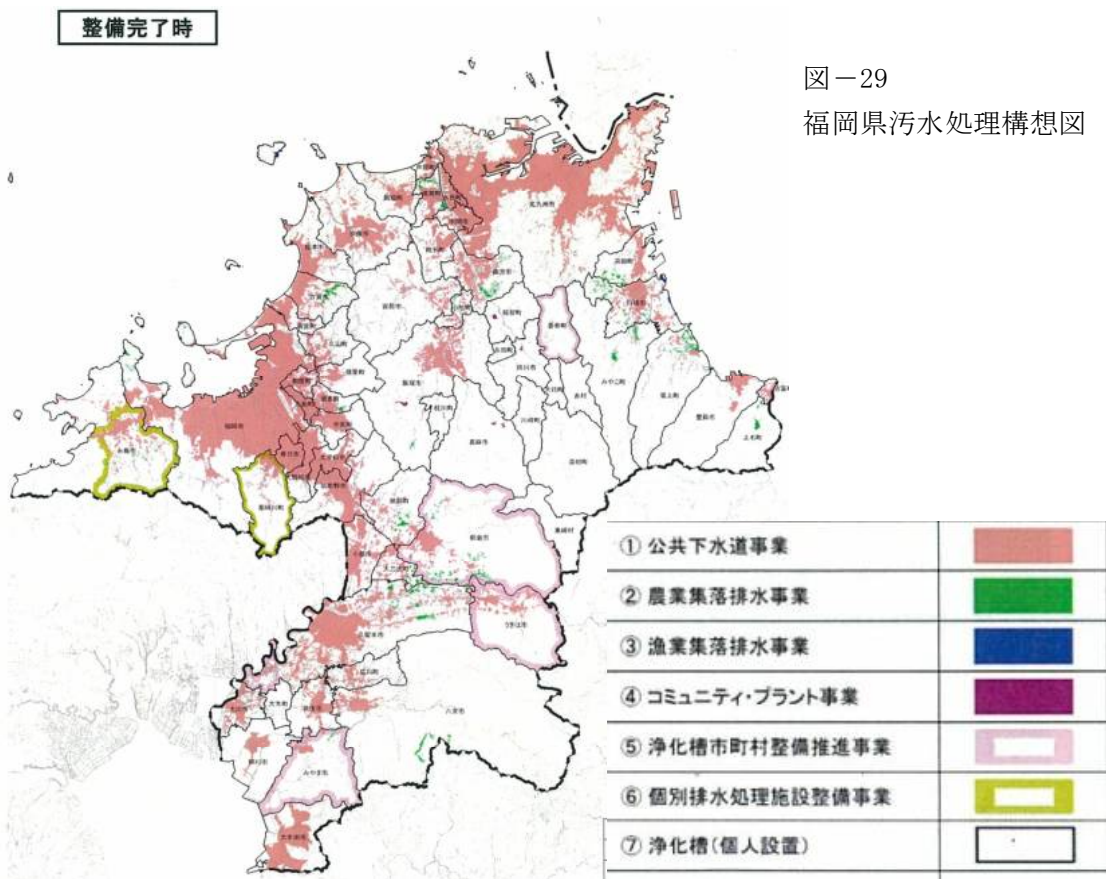
社人研の推計

2025年
推計人口(高齢化率) 5,042,774人(29.6%)

2025人口指数 98.8%



図－28
2050年の人口増減状況
(2010年との比較、
1 km²メッシュごと)



図－29
福岡県汚水処理構想図

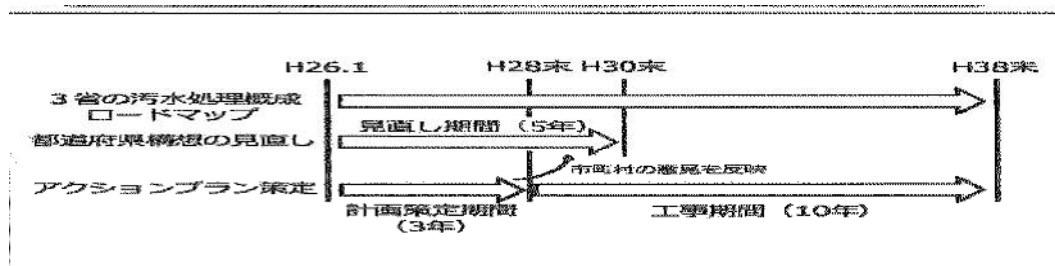


図-30 汚水処理施設整備の概成ロードマップのイメージ

【出典：森岡泰裕（国土交通省水管理・国土保全局下水道部長）、最近の下水道事業の動向、平成29年7月6日開催の第35回全国町村下水道推進大会・研究会議の特別講演資料】

- 都道府県構想の見直し期限は平成30年度末
- すべての地方公共団体で策定または見直しが完了したアクションプランを集計
 - ⇒10年概成が困難な地方公共団体に対しては個別ヒアリングを実施予定
- 未普及地域の効率的な汚水処理施設整備を推進
 - ⇒ 合併浄化槽の普及エリアに下水道を整備する等の非効率な対策はNG
(下水道供用開始公示済区域を除く下水道全体計画区域内で、合併浄化槽が普及しているエリア)

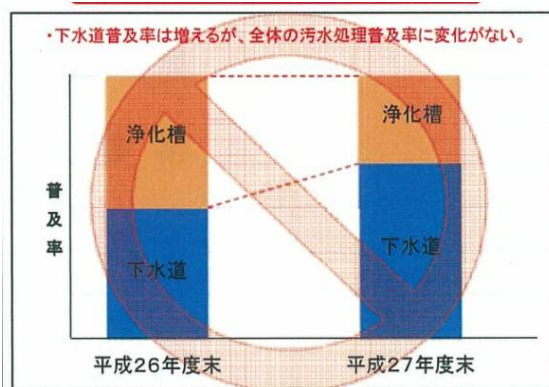


図-31 非効率な下水道整備のイメージ

【出典：森岡泰裕（国土交通省水管理・国土保全局下水道部長）、最近の下水道事業の動向、平成29年7月6日開催の第35回全国町村下水道推進大会・研究会議の特別講演資料】

各都道府県における10年概成達成見込み(平成31年3月25日時点)

【出典：国土交通省、平成31年4月12日開催、平成31年度全国下水道主管課長会議資料】

2026年度末時点で、

- 全国平均の汚水処理人口普及率は**95%以上**を達成する見込み
アクションプラン見直しに基づく推計：96.0%
- 25都道府県は、都道府県レベルで汚水処理人口普及率95%以上を達成する見込み。
北海道、宮城、山形、福島、茨城、埼玉、東京、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、岡山、**福岡**、熊本、鹿児島、沖縄(アンダーラインは平成29年度末時点で95%以上を達成)
- 19県は、都道府県レベルで下水道整備進捗率(下水道の全体計画人口を100%とした場合のH38末時点の整備人口の割合)95%以上を達成する見込み
秋田、青森、岩手、栃木、千葉、新潟、山梨、静岡、和歌山、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、宮崎
- 残る3県(概成困難)については、都道府県レベルで汚水処理人口普及率または下水道整備進捗率95%以上の達成に向け、引き続きヒアリングを実施予定
群馬、三重、大分

500メートル、1 kmメッシュ別の将来推計：2015年から2050年への人口増減率

数値の出所は国土交通省(国土数値情報)

1. 都道府県別

全国を500メートル、あるいは1キロメートルのメッシュで区分した場合、2015年の国勢調査時に居住していた地域について、5年区分で2050年までの期間において、居住人口がどう推移するかを、都道府県別に整理した。

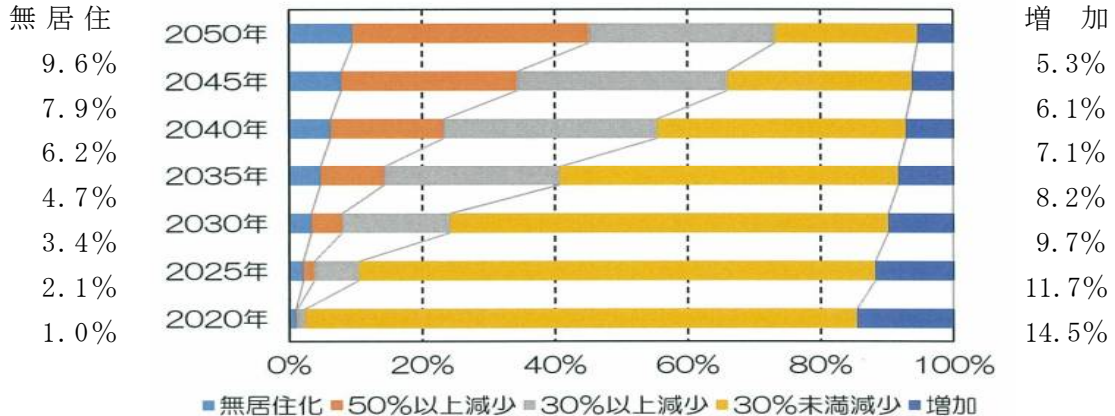


図-32 500メートルメッシュごとの将来推計人口の増減率
(変化なしは増加に含む)

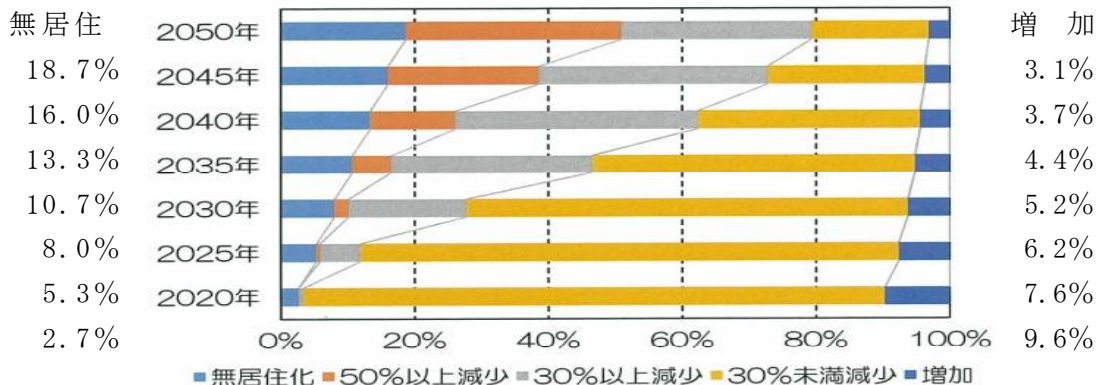


図-33 1 km メッシュごとの将来推計人口の増減率(変化なしは増加に含む)

表-32 都道府県別、将来推計人口(500メートルメッシュごと)の増減率

単位：％	居住メッシュ割合 2015年	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年				
		無居住化	～50%以上減少	～30%以上減少	～30%未満減少	増加※
福岡県	58.6	4.0	29.0	27.7	29.0	10.4
佐賀県	54.6	4.3	23.4	38.6	28.1	5.6
長崎県	45.9	7.7	45.6	28.2	15.4	3.0
熊本県	40.6	8.8	41.8	27.0	17.5	5.0
大分県	40.2	10.9	50.4	22.0	13.1	3.7
宮崎県	29.7	13.1	43.5	25.0	15.4	2.9
鹿児島県	40.2	11.1	48.7	22.8	15.0	2.5
沖縄県	35.2	6.2	16.7	13.5	32.8	30.8
全 国	31.0	9.6	35.6	28.0	21.4	5.3

500メートルメッシュごとの人口増減率(2015年から2050年)、※：変化なしを含む

2015年から2050年の人口増減率は国土交通省の国土数値情報

表－33 都道府県別、将来推計人口(1km メッシュごと)の増減率

単位：％	居住メッシュ割合 2015年	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年				
		無 居 住地化	～ 50%以上 減少	～ 30%以上 減少	～ 30%未満 減少	増 加 ※
福岡県	74.9	9.4	26.0	28.5	28.6	7.5
佐賀県	73.6	9.9	17.0	44.1	26.2	2.8
長崎県	61.4	15.5	43.5	27.0	12.7	1.5
熊本県	60.0	17.5	39.4	26.7	13.7	2.6
大分県	61.8	19.7	47.7	21.0	9.8	1.7
宮崎県	45.9	24.8	37.5	24.8	11.6	1.4
鹿児島県	58.5	20.2	44.0	23.4	11.4	1.1
沖縄県	47.2	12.3	11.4	17.1	33.7	25.5
全 国	46.1	18.7	32.3	28.5	17.5	3.1

1 km メッシュごとの人口増減率(2015年から2050年)、※：変化なしを含む
2015年から2050年の人口増減率は国土交通省の国土数値情報

2. 市区町村別

全国を500メートルのメッシュで区分した場合、2015年の国勢調査時に居住していた地域について、5年区分で2050年までの期間において市区町村別に居住人口がどう推移するかを整理した。ただし、全国1,741市区町村のうち、原発事故のため将来予測が行われていない福島県の6町村(富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を除く1,735市区町村を対象としています。また、福岡県的那珂川町は市制への変更されたため那珂川市として整理します。

表－34 2015年居住区域における2015年人口に対する2050年人口増減率

メッシュ の割合	無居住化	50%以上減少	30%以上減少	減 少
0	343(19.8%)	59(3.4%)	26(1.5%)	1(0.1%)
0<～≤20	1,108(63.9%)	470(27.1%)	154(8.9%)	12(0.7%)
20<～≤40	205(11.8%)	278(16.0%)	154(8.9%)	23(1.3%)
40<～≤60	66(3.8%)	297(17.1%)	179(10.3%)	44(2.5%)
60<～≤80	13(0.7%)	279(16.1%)	246(14.2%)	99(5.7%)
80<～	0(0.0%)	352(20.3%)	976(56.3%)	1,556(89.7%)
計	1,735(100 %)	1,735(100 %)	1,735(100 %)	1,735(100 %)

50%以上減少には無居住化を含む、30%以上減少には無居住化と50%以上減少を含む
減少には変化なし及び増加を除くすべてを含む

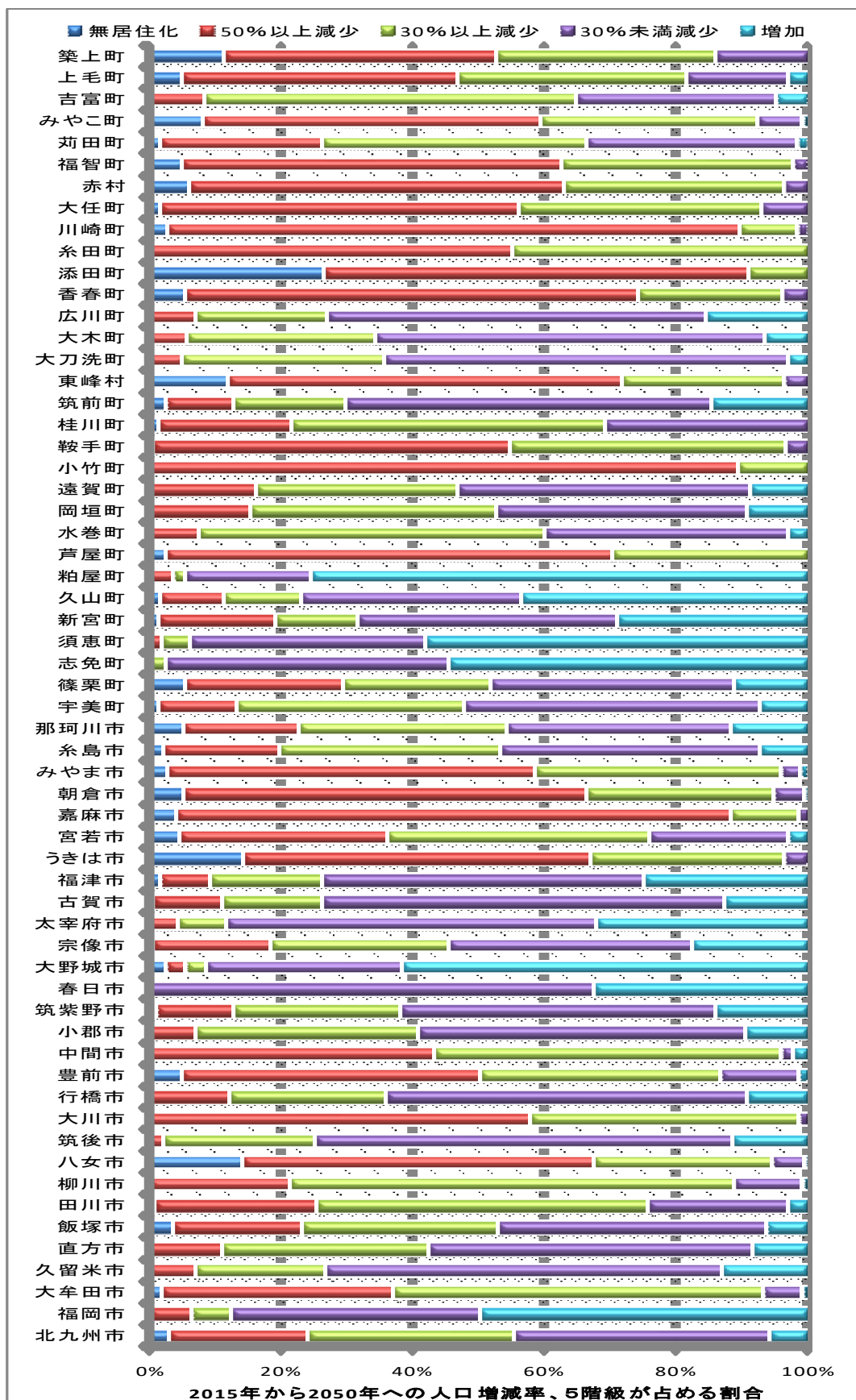
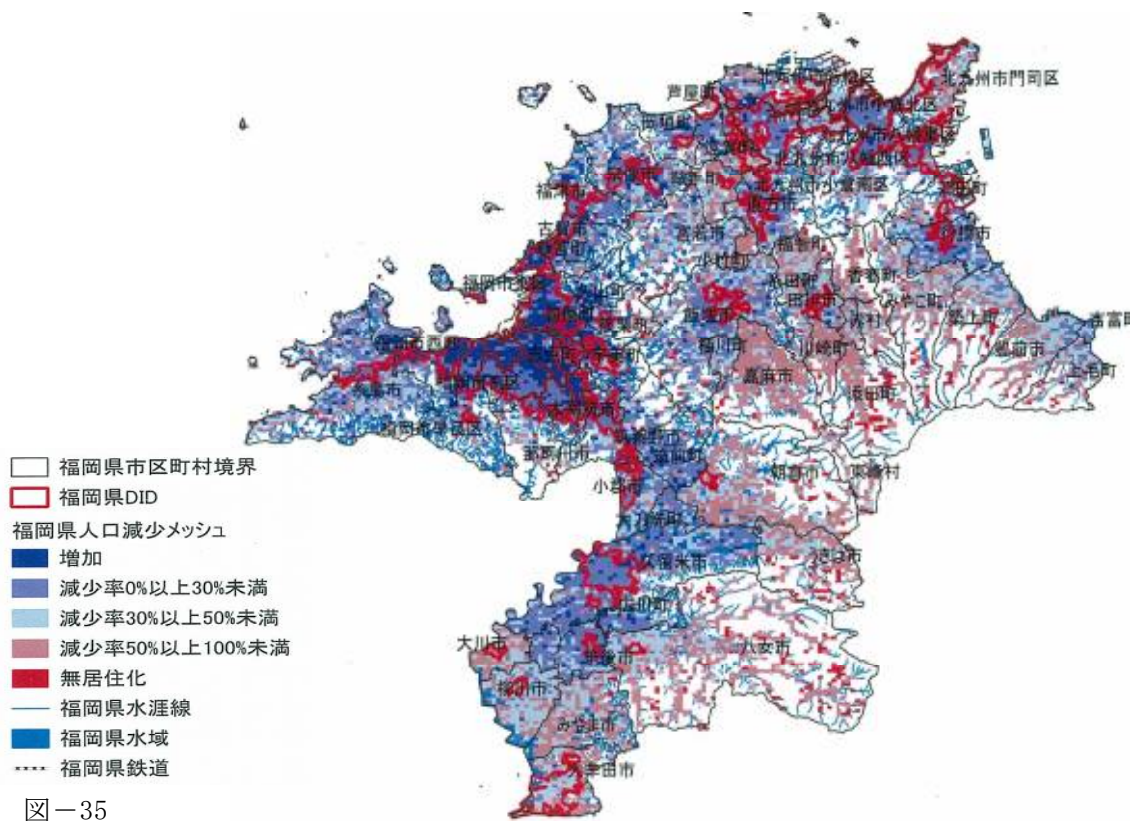
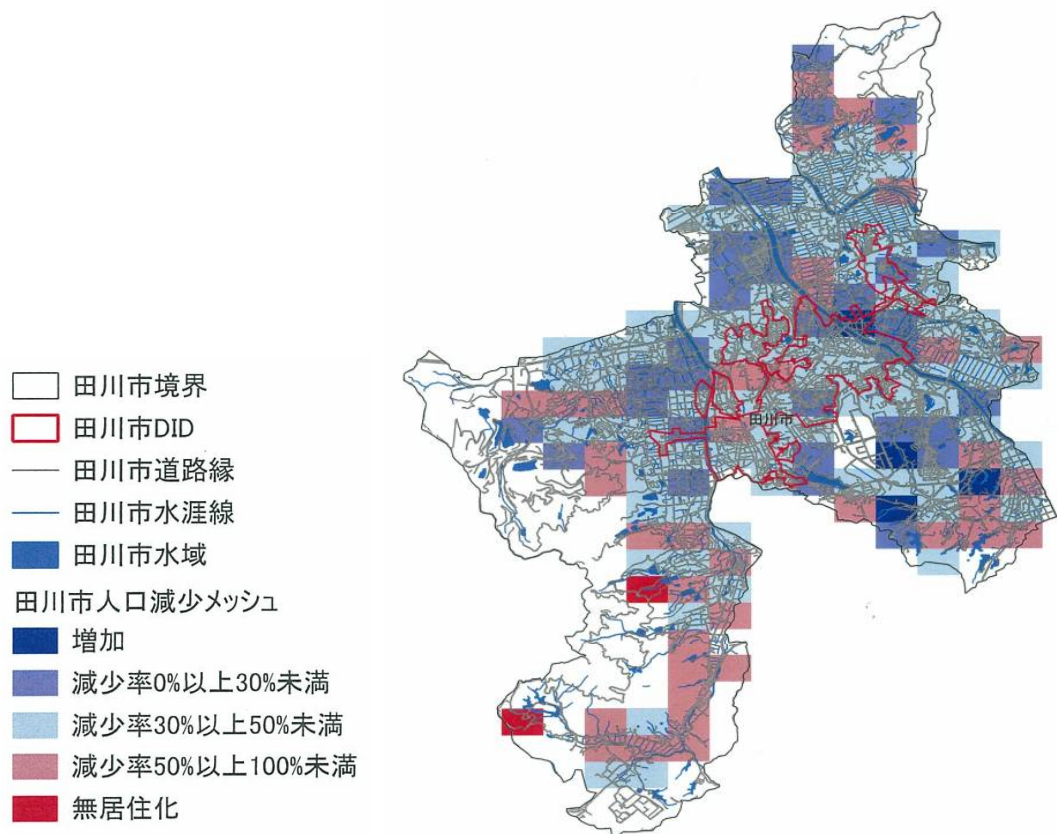


図-34 市町別の人口増減の5階級が占める割合(2015→2050年、500メートルメッシュ)



500メートルメッシュごとの人口増減率(2015年から2050年)(数値の出所は国土数値情報)



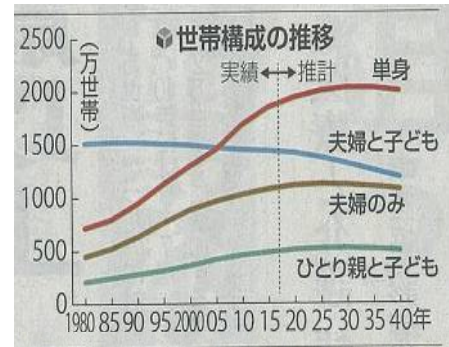
【日本の世帯数の将来推計(2018(平成30)年推計)】

- 平成30年1月13日付け読売新聞一面トップに「**単身世帯2040年4割 将来推計65歳以上急増**」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

国立社会保障・人口問題研究所は12日、「日本の世帯数の将来推計」を公表した。単身世帯(一人暮らし)は**2026年に初めて2,000万世帯を超え、40年には全世帯のほぼ4割**に達すると予測している。特に、65歳以上の高齢者の一人暮らしが急増するとしており、介護や見守りなどの需要が一層高まることが予想される。

同研究所は5年ごとに推計を実施。今回は15年の国勢調査の結果を基に、同研究所が14年に実施した「世帯動態調査」のデータも用いて25年間の将来推計を算出した。

推計結果によると、15年に1,842万世帯だった単身世帯は、26年に2,003万世帯と2,000万世帯を突破し、**33年から減少**。40年時点で全世帯の39.3%に当たる1,994万世帯になると予測している。



1980年代に4割以上で最も多かった「夫婦と子ども」の世帯は15年の1,434万世帯(全世帯の26.9%)から40年に1,182万世帯(同23.3%)まで減少する。

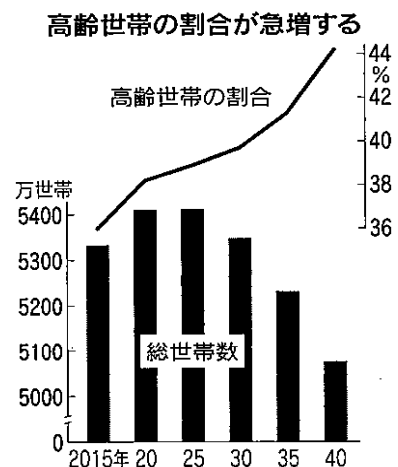
前回13年の推計では、単身世帯はピークの30年に1,872万世帯(同36.5%)で2,000万世帯を超えないと予測していたが、ここ数年の晩婚・未婚や離婚の増加などを背景に一人暮らしがさらに増加すると算出した。

単身世帯で目立つのは、65歳以上の高齢者だ。15年の625万世帯から、40年に1.43倍の896万世帯まで増えると推計した。65歳以上の独居率は、男性が14%から20.8%に、女性は21.8%から24.5%となる見通し。75歳以上の一人暮らしはさらに伸びが大きく、337万世帯から1.52倍の512万世帯に増える見通し。世帯総数は15年の5,333万世帯から、23年の5,419万世帯でピークを迎え、その後は減少する。

- 平成30年1月13日付け日本経済新聞に「**高齢世帯40年に4割超 厚労省推計、ひとり暮らしも急増**」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は12日、「日本の世帯数の将来推計」を発表した。世帯主が65歳以上の**高齢世帯は2040年に全世帯の44.2%**を占めるようになる。15年の36%から大幅に増え、半数に迫る勢いだ。また**40年には高齢者世帯の40%が一人暮らし**となる。身近に頼る人がない高齢者の増加は社会制度にも大きな影響を与えそうだ。

推計は5年ごとに実施しており、今回は15年の国勢調査を基に40年までを見通した。日本の総人口は**08年のピークから減少**しているが、全世帯数は15年の5,333万世帯からしばらく増え、**23年に5,419万世帯でピークに達し**、その後は減少に転じる。平均世帯人員は15年の2.33人から40年に2.



08人となる。

世帯数が当面、増える理由の1つは、一人暮らしや一人親世帯の増加だ。一人親と子の世帯は15年には477万世帯で、40年には492万世帯になる。**シングルマザーなどの増加による子どもの貧困が大きな課題**になるそうだ。

世帯主が65歳以上の世帯数は、15年の1,918万から40年には2,242万に増加する。さらにこの中でも世帯主が75歳以上の世帯が急増し、40年には54.3%と半数を超える。また65歳以上の高齢者の一人暮らし世帯は15年の625万世帯から40年には896万世帯と、約43%も増加する。

若い世代も含めた世帯全体でも1人世帯が34.5%から39.3%に増える。かつて4割以上を占めていた「夫婦と子ども」という世帯は26.9%から23.3%へ減る。

このような世帯動向の背景にあるのは少子化だ。かつては1人の女性が産む子どもの数は4人以上だったが、16年には1.44まで減った。そもそも結婚しない人も増えている。15年実績では**65歳以上男性の未婚率は5.9%だが、40年には14.9%**となる見通しだ。

配偶者も子どももいない一人暮らし高齢者は経済的にも健康面でも不安定な状況になりやすい。特に「自営業などで基礎年金しか受け取れない高齢者は年金額も少なく、貧困に陥りやすい」（日本総研の西沢和彦主席研究員）。介護が必要な状態となったときに家族がいなければ、全面的に社会制度に頼ることにもなりかねない。

私的年金を含め、現役時代からできる限り年金を増やすような努力が欠かせないほか、高齢でも働き続けることができる社会環境の整備が求められる。社会保障制度の財源確保や効率化で持続可能性を高めることも待ったなしだ。

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、日本の世帯数の将来推計（2018（平成30）年推計）】

■ 家族類型別一般世帯数及び割合

表－35 家族類型別一般世帯数及び割合

年 次	一 般 世 帯						その他	
	総 数	単 独	核 家 族 世 帯					
			総 数	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子		
1980年	35,824	7,105	21,594	4,460	15,081	2,053	7,124	世帯数 千世帯
1985年	37,980	7,895	22,804	5,212	15,189	2,403	7,282	
1990年	40,670	9,390	24,218	6,294	15,172	2,753	7,063	
1995年	43,900	11,239	25,760	7,619	15,032	3,108	6,901	
2000年	46,782	12,911	27,332	8,835	14,919	3,578	6,539	
2005年	49,063	14,457	28,394	9,637	14,646	4,112	6,212	
2010年	51,842	16,785	29,207	10,244	14,440	4,523	5,765	
2015年	53,332	18,418	29,870	10,758	14,342	4,770	5,044	
2020年	54,106	19,342	30,254	11,101	14,134	5,020	4,510	
2025年	54,116	19,960	30,034	11,203	13,693	5,137	4,123	
2030年	53,484	20,254	29,397	11,138	13,118	5,141	3,833	
2035年	52,314	20,233	28,499	10,960	12,465	5,074	3,583	
2040年	50,757	19,944	27,463	10,715	11,824	4,924	3,350	

表－36 世帯主65歳以上・75歳以上の世帯の家族類型別世帯数及び割合

年 次	一 般 世 帯						その他
	総 数	単 独	核 家 族 世 帯				
			総 数	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	
世帯主65歳以上		世帯数：千世帯					
2015年	19,179	6,253	10,800	6,277	2,862	1,661	2,126
2020年	20,645	7,025	11,551	6,740	2,990	1,821	2,069
2025年	21,031	7,512	11,582	6,763	2,915	1,904	1,937
2030年	21,257	7,959	11,483	6,693	2,842	1,948	1,816
2035年	21,593	8,418	11,449	6,666	2,811	1,972	1,727
2040年	22,423	8,963	11,752	6,870	2,906	1,976	1,708
世帯主75歳以上（再掲）							
2015年	8,883	3,369	4,575	2,735	970	870	939
2020年	10,424	3,958	5,521	3,279	1,202	1,039	945
2025年	12,247	4,700	6,519	3,881	1,435	1,203	1,029
2030年	12,763	5,045	6,693	3,976	1,454	1,264	1,025
2035年	12,403	5,075	6,371	3,762	1,356	1,253	957
2040年	12,171	5,122	6,153	3,635	1,299	1,220	896

- 平成31年4月20日付け朝日新聞の一面トップに「一人暮らし高齢者896万人 社会保障・人口問題研 2040年推計 15年比43%増、東京116万人」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

一人暮らしをする65歳以上の高齢者が**2040年に896万3千人**となり、15年より**43.4%増**える。全世帯に対する割合は**17.7%**。全国最多の東京では116万7千人と、65歳以上人口の約3割りにのぼる。背景には未婚や離婚などの増加があるという。国立社会保障・人口問題研究所が19日、世帯に関する推計を公表した。

一人暮らしの高齢者は家族によるサポートを受けづらい場合もあるため、体の衰えや認知症などに伴う介護サービス、買い物や通院といった日常生活の支援への需要は高まる可能性がある。現在でも深刻な介護人材の不足に拍車がかかることが想定され、国や自治体の財政の圧迫につながりかねない。高齢者を支えるための地域や制度のあり方を検討し、整えることが大きな課題になる。

世帯数の推計は5年に1度の実施。今回は15年の国勢調査を使って40年までの都道府県別の世帯数について、「一人暮らし」「夫婦のみ」「夫婦と子」「一人親と子」「その他」の5類型で推計した。

40年の全世帯数は**15年より4.8%減の5,075万7千世帯**となる。このうち**一人暮らしが39.3%**で最も多く、夫婦と子23.3%、夫婦のみ21.1%、一人親と子9.7%、その他6.6%と続く。**高齢者が世帯主の高齢者世帯**は、2,242万3千世帯。全世帯に占める割合は、8.2ポイント増えて**44.2%**になる。都道府県別では東京と愛知を除く45道府県で4割を超え、秋田(57.1%)や青森(53.6%)など10県で5割超となる。**高齢者世帯のうち一人暮らしは7.4ポイント増の40.0%**。全都道府県で3割を超え、東京(45.8%)や大阪(45.4%)など15都道府県では4割を上回る。

65歳以上人口に占める一人暮らしの割合は、4.4ポイント増の**22.9%**。東京(29.2%)が最も高く、大阪(27.7%)、鹿児島(26.8%)と続く。また、75歳以上人口に占める一人

暮らしの割合も、2.3ポイント増えて**22.9%**となる見通しだ。

同研究所の小池司郎・人口問題研究部長は、一人暮らしが増えることについて「介護や地域の見守りなどのニーズがますます高まる。高齢者を社会的に孤立させないための支援策を考える必要がある」と指摘する。

表－37 都道府県別の一人暮らし高齢者数

2040年の推計 人数(万人)		15年比 増加率%	2040年の推計人数 (万人) (降順)			15年比増加率 (降順)	
北海道	42.9	32.1	東京都	116.7	1	沖縄県	90.4
青森県	8.1	26.6	大阪府	73.4	2	滋賀県	70.6
岩手県	7.5	36.7	神奈川県	67.6	3	埼玉県	67.5
宮城県	14.9	59.6	埼玉県	48.1	4	神奈川県	63.7
秋田県	6.2	22.5	愛知県	47.7	5	茨城県	59.7
山形県	5.5	44.7	千葉県	43.3	6	宮城県	59.6
福島県	11.8	42.8	兵庫県	43.1	7	愛知県	59.3
茨城県	17.1	59.7	北海道	42.9	8	千葉県	57.0
栃木県	11.0	52.5	福岡県	38.8	9	静岡県	55.1
群馬県	12.4	47.7	静岡県	22.6	10	栃木県	52.5
埼玉県	48.1	67.5	京都府	20.2	11	新潟県	50.4
千葉県	43.3	57.0	広島県	20.2	12	福井県	49.2
東京都	116.7	47.0	茨城県	17.1	13	群馬県	47.7
神奈川県	67.6	63.7	宮城県	14.9	14	岐阜県	47.2
新潟県	12.8	50.4	鹿児島県	13.6	15	東京都	47.0
富山県	5.8	40.3	新潟県	12.8	16	長野県	45.2
石川県	7.1	43.3	長野県	12.8	17	山形県	44.7
福井県	4.3	49.2	群馬県	12.4	18	石川県	43.3
山梨県	5.6	43.2	岡山県	12.4	19	山梨県	43.2
長野県	12.8	45.2	福島県	11.8	20	福島県	42.8
岐阜県	11.2	47.2	三重県	11.4	21	兵庫県	42.7
静岡県	22.6	55.1	熊本県	11.3	22	福岡県	41.0
愛知県	47.7	59.3	岐阜県	11.2	23	富山県	40.3
三重県	11.4	38.4	栃木県	11.0	24	佐賀県	39.2
滋賀県	8.0	70.6	愛媛県	10.6	25	三重県	38.4
京都府	20.2	34.9	沖縄県	10.4	26	奈良県	37.3
大阪府	73.4	32.7	山口県	9.9	27	岩手県	36.7
兵庫県	43.1	42.7	長崎県	9.4	28	京都府	34.9
奈良県	8.5	37.3	奈良県	8.5	29	大阪府	32.7
和歌山県	6.9	14.4	青森県	8.1	30	北海道	32.1
鳥取県	3.3	29.8	宮崎県	8.1	31	広島県	32.0
島根県	4.0	19.2	滋賀県	8.0	32	岡山県	31.8
岡山県	12.4	31.8	大分県	8.0	33	熊本県	31.2
広島県	20.2	32.0	岩手県	7.5	34	鳥取県	29.8
山口県	9.9	11.3	石川県	7.1	35	香川県	27.5
徳島県	5.0	21.0	和歌山県	6.9	36	青森県	26.6
香川県	6.7	27.5	香川県	6.7	37	宮崎県	24.1
愛媛県	10.6	20.8	秋田県	6.2	38	長崎県	22.8
高知県	5.9	6.3	高知県	5.9	39	秋田県	22.5
福岡県	38.8	41.0	富山県	5.8	40	大分県	22.0
佐賀県	4.5	39.2	山梨県	5.6	41	徳島県	21.0
長崎県	9.4	22.8	山形県	5.5	42	愛媛県	20.8
熊本県	11.3	31.2	徳島県	5.0	43	島根県	19.2
大分県	8.0	22.0	佐賀県	4.5	44	鹿児島県	16.9
宮崎県	8.1	24.1	福井県	4.3	45	和歌山県	14.4
鹿児島県	13.6	16.9	島根県	4.0	46	山口県	11.3
沖縄県	10.4	90.4	鳥取県	3.3	47	高知県	6.3
全 国	896.3	43.4	全 国	896.3		全 国	43.4

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、平成31年4月19日付け報道資料「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」を公表します～世帯数は2035年までに46都道府県で減少を開始～】

国立社会保障・人口問題研究所は、このほど、2019(平成31)年推計の「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」をまとめたので、公表します。

この推計は5年ごとにまとめており、都道府県別に、5つの家族類型(単独世帯、夫婦のみの世帯、夫婦と子からなる世帯、ひとり親と子からなる世帯、その他の一般世帯)ごとにみた将来の世帯数を求めることを目的としています。今回は2015(平成27)年の国勢調査を基に、2015～40年の25年間についての将来推計を行いました。なお、今回の都道府県別推計の合計は、「日本の世帯数の将来推計(全国推計)2018(平成30)年推計」の値と合致します。

【推計結果のポイント】

1. 世帯数は2035年までに46都道府県で減少を開始
 - 世帯数が減少する都道府県数は今後次第に増え、2035年までには沖縄県を除く46都道府県で世帯数が減少する。
 - 2040年の世帯数は、42道府県で2015年よりも少なくなる。
2. 平均世帯人員はすべての都道府県で減少
 - 平均世帯人員は2015年から2040年には、すべての都道府県で減少する。
 - 2015年に平均世帯人員が1.99人となった東京都に続き、2040年までに北海道や高知県で平均世帯人員が2人を下回る。
3. 2025年にはすべての都道府県で単独世帯が最多に
 - 2015年に41都道府県で最大の割合を占めていた単独世帯は、2025年にはすべての都道府県で最大の割合を占めるようになる。
4. 65歳以上の世帯主の割合は、2040年には45道府県で40%以上に
 - 65歳以上の世帯主が全世帯主に占める割合は、2030年にはすべての都道府県で30%以上となり、2040年には45道府県で40%を超える。
 - 75歳以上の世帯主が全世帯主に占める割合は、2040年には東京都を除く46道府県で20%以上となる。
5. 世帯主65歳以上の世帯における単独世帯の割合は、2040年には全都道府県で30%以上に
 - 世帯主65歳以上の世帯に占める単独世帯の割合は、2040年にはすべての都道府県で30%以上となり、15都道府県では40%を超える。
 - 65歳以上人口に占める単独世帯主の割合は、すべての都道府県で上昇し、特に東京都では2040年に29.2%に達する。

表－38 都道府県別 平均世帯人員の推移

	2015	2020	2025	2030	2035	2040 (昇 順)	
東京都	1.99	1.95	1.92	1.89	1.88	1.88	1
北海道	2.13	2.07	2.01	1.97	1.95	1.93	2
高知県	2.20	2.12	2.06	2.01	1.97	1.94	3
大阪府	2.22	2.14	2.08	2.04	2.01	2.00	4
鹿児島県	2.20	2.13	2.08	2.04	2.01	2.00	5
愛媛県	2.28	2.20	2.13	2.08	2.04	2.01	6
京都府	2.22	2.16	2.10	2.07	2.04	2.02	7
山口県	2.27	2.20	2.14	2.09	2.06	2.04	8
福岡県	2.26	2.19	2.14	2.10	2.07	2.06	9
神奈川県	2.26	2.19	2.14	2.10	2.08	2.07	10
宮崎県	2.31	2.24	2.18	2.13	2.09	2.07	11
長崎県	2.37	2.29	2.22	2.16	2.11	2.08	12
青森県	2.48	2.38	2.29	2.21	2.14	2.09	13
兵庫県	2.35	2.27	2.20	2.15	2.12	2.09	14
徳島県	2.39	2.31	2.23	2.17	2.13	2.09	15
大分県	2.32	2.25	2.20	2.15	2.11	2.09	16
宮城県	2.43	2.34	2.26	2.20	2.14	2.10	17
広島県	2.29	2.23	2.18	2.14	2.11	2.10	18
秋田県	2.55	2.44	2.34	2.25	2.18	2.11	19
千葉県	2.35	2.28	2.22	2.17	2.14	2.11	20
香川県	2.39	2.31	2.24	2.18	2.15	2.11	21
和歌山県	2.40	2.32	2.25	2.20	2.16	2.13	22
岩手県	2.54	2.44	2.34	2.26	2.20	2.14	23
山梨県	2.47	2.37	2.29	2.23	2.18	2.14	24
群馬県	2.50	2.40	2.32	2.25	2.20	2.15	25
愛知県	2.41	2.34	2.27	2.22	2.18	2.15	26
福島県	2.56	2.44	2.35	2.27	2.21	2.16	27
埼玉県	2.41	2.33	2.27	2.22	2.19	2.16	28
三重県	2.47	2.39	2.33	2.27	2.22	2.18	29
沖縄県	2.50	2.40	2.32	2.26	2.21	2.18	30
石川県	2.48	2.40	2.33	2.27	2.23	2.19	31
岡山県	2.43	2.36	2.30	2.25	2.22	2.19	32
茨城県	2.55	2.45	2.37	2.30	2.25	2.20	33
長野県	2.55	2.46	2.37	2.31	2.25	2.20	34
栃木県	2.54	2.45	2.37	2.31	2.26	2.21	35
熊本県	2.46	2.39	2.33	2.28	2.24	2.21	36
静岡県	2.54	2.45	2.38	2.32	2.26	2.22	37
島根県	2.53	2.46	2.39	2.33	2.28	2.23	38
奈良県	2.52	2.44	2.37	2.32	2.28	2.25	39
富山県	2.66	2.56	2.47	2.40	2.33	2.26	40
新潟県	2.65	2.56	2.47	2.40	2.33	2.27	41
鳥取県	2.57	2.49	2.42	2.37	2.31	2.27	42
岐阜県	2.65	2.56	2.48	2.41	2.35	2.29	43
山形県	2.78	2.67	2.57	2.47	2.39	2.31	44
滋賀県	2.59	2.52	2.45	2.40	2.35	2.31	45
福井県	2.75	2.65	2.56	2.47	2.40	2.33	46
佐賀県	2.67	2.59	2.51	2.44	2.38	2.34	47
全 国	2.33	2.26	2.19	2.15	2.11	2.08	

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、平成31年4月19日付け報道資料「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」】

表－39 都道府県別 一般世帯に占める単独世帯の割合の推移

	2015	2020	2025	2030	2035	2040 (降 順)	
東京都	47.3	47.5	47.7	47.9	48.1	48.1	1
京都府	38.2	39.4	40.4	41.3	42.0	42.5	2
大阪府	37.5	38.9	40.2	41.2	41.9	42.3	3
北海道	37.3	38.4	39.4	40.3	41.1	41.7	4
福岡県	37.4	38.3	39.2	40.1	40.8	41.4	5
鹿児島県	35.7	36.7	37.7	38.9	40.1	41.1	6
高知県	36.4	37.6	38.6	39.5	40.3	40.9	7
神奈川県	35.5	36.6	37.7	38.7	39.5	40.1	8
広島県	34.5	35.7	36.9	37.9	38.6	39.2	9
兵庫県	32.7	34.2	35.7	36.9	37.9	38.7	10
愛媛県	33.6	34.9	36.1	37.1	38.1	38.7	11
山口県	33.3	34.6	35.8	36.8	37.6	38.2	12
大分県	33.2	34.4	35.5	36.5	37.4	38.1	13
愛知県	33.5	34.7	35.9	36.8	37.5	38.0	14
宮崎県	32.1	33.4	34.6	35.9	37.0	37.9	15
宮城県	34.4	35.2	35.9	36.6	37.2	37.8	16
千葉県	32.4	33.8	35.0	36.2	37.1	37.8	17
沖縄県	32.4	33.6	34.8	35.8	36.8	37.6	18
岡山県	32.2	33.6	34.9	35.9	36.7	37.3	19
徳島県	32.2	33.5	34.6	35.7	36.6	37.3	20
長崎県	31.9	33.2	34.3	35.3	36.3	37.1	21
香川県	31.6	33.0	34.3	35.4	36.2	36.9	22
埼玉県	30.5	31.9	33.3	34.6	35.6	36.4	23
石川県	31.5	32.9	34.1	35.1	35.8	36.4	24
熊本県	30.9	32.1	33.2	34.3	35.4	36.2	25
和歌山県	29.4	31.0	32.6	33.8	35.0	35.9	26
福島県	30.6	31.8	33.0	33.9	34.8	35.6	27
青森県	30.1	31.5	32.7	33.7	34.6	35.4	28
山梨県	29.5	31.0	32.3	33.5	34.5	35.4	29
三重県	29.4	31.0	32.4	33.6	34.5	35.3	30
島根県	30.2	31.5	32.6	33.5	34.4	35.0	31
岩手県	30.4	31.5	32.5	33.4	34.2	34.9	32
滋賀県	28.5	29.9	31.4	32.6	33.7	34.6	33
鳥取県	29.5	30.8	32.0	33.0	33.9	34.6	34
群馬県	28.6	30.1	31.5	32.6	33.5	34.3	35
静岡県	28.5	30.0	31.4	32.6	33.5	34.3	36
茨城県	28.4	29.8	31.2	32.4	33.4	34.2	37
秋田県	27.9	29.4	30.7	32.0	33.1	34.1	38
栃木県	28.8	30.1	31.4	32.4	33.3	34.0	39
新潟県	27.6	29.0	30.2	31.4	32.5	33.4	40
長野県	27.9	29.3	30.6	31.8	32.7	33.4	41
奈良県	25.7	27.6	29.4	31.0	32.3	33.4	42
佐賀県	26.9	28.3	29.7	30.9	32.1	33.1	43
岐阜県	25.8	27.6	29.2	30.5	31.6	32.5	44
福井県	26.4	28.0	29.4	30.6	31.6	32.4	45
富山県	26.1	27.7	29.2	30.4	31.1	31.8	46
山形県	25.5	26.9	28.2	29.4	30.4	31.4	47
全 国	34.5	35.7	36.9	37.9	38.7	39.3	

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、平成31年4月19日付け報道資料「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」】

表-40 都道府県別 一般世帯に占める65歳以上単独世帯の割合の推移

	2015	2020	2025	2030	2035	2040 (降 順)	
高知県	17.3	18.6	19.5	20.4	21.1	22.6	1
鹿児島県	16.1	17.7	19.0	20.3	21.4	22.5	2
和歌山県	15.3	16.6	17.5	18.5	19.5	20.9	3
愛媛県	14.8	16.2	17.3	18.3	19.3	20.8	4
北海道	13.3	15.1	16.3	17.6	18.9	20.6	5
秋田県	13.0	14.7	16.3	17.7	19.0	20.5	6
宮崎県	14.1	15.8	17.1	18.2	19.1	20.3	7
大阪府	14.1	15.3	15.9	16.8	18.2	20.0	8
兵庫県	13.1	14.5	15.5	16.7	18.0	19.9	9
青森県	12.6	14.2	15.6	16.9	18.3	19.8	10
山梨県	11.8	13.4	14.7	16.2	17.9	19.7	11
長崎県	13.6	15.2	16.5	17.6	18.6	19.7	12
山口県	14.9	16.2	17.1	17.8	18.4	19.6	13
徳島県	13.7	15.1	16.2	17.2	18.2	19.5	14
京都府	13.0	14.3	15.2	16.2	17.4	19.1	15
福島県	11.3	13.0	14.5	15.9	17.2	18.8	16
奈良県	11.7	13.3	14.6	15.9	17.2	18.8	17
大分県	13.5	14.9	16.0	16.8	17.6	18.7	18
香川県	13.2	14.4	15.3	16.1	16.9	18.3	19
福岡県	12.5	13.8	14.8	15.6	16.5	17.9	20
岩手県	11.3	12.7	13.9	15.1	16.3	17.8	21
広島県	12.6	13.8	14.7	15.5	16.3	17.7	22
熊本県	12.3	13.6	14.7	15.7	16.5	17.5	23
三重県	11.5	12.7	13.7	14.8	15.9	17.4	24
長野県	10.9	12.2	13.2	14.4	15.7	17.3	25
群馬県	10.9	12.3	13.3	14.3	15.6	17.1	26
神奈川県	10.4	11.7	12.5	13.7	15.3	17.1	27
島根県	12.7	13.9	14.8	15.5	16.1	17.1	28
岡山県	12.2	13.3	14.2	14.9	15.7	17.0	29
宮城県	9.9	11.4	12.7	14.0	15.3	16.9	30
千葉県	10.6	12.0	12.9	13.9	15.2	16.9	31
静岡県	10.2	11.6	12.8	13.9	15.3	16.9	32
新潟県	10.0	11.5	12.8	14.0	15.3	16.8	33
鳥取県	11.7	13.0	14.0	14.9	15.6	16.8	34
茨城県	9.5	11.2	12.4	13.6	14.9	16.6	35
東京都	11.9	12.5	12.8	13.7	15.0	16.6	36
石川県	10.9	12.0	13.0	14.0	15.0	16.5	37
沖縄県	9.8	11.4	12.6	13.7	14.9	16.5	38
福井県	10.3	11.6	12.7	13.8	14.9	16.3	39
岐阜県	10.1	11.4	12.5	13.6	14.7	16.3	40
山形県	9.7	11.1	12.4	13.7	14.8	16.1	41
埼玉県	9.7	11.1	12.0	13.1	14.4	16.1	42
佐賀県	10.8	12.1	13.2	14.1	15.0	16.1	43
富山県	10.6	11.8	12.7	13.6	14.5	16.0	44
栃木県	9.5	10.9	12.0	13.0	14.1	15.5	45
愛知県	9.8	10.8	11.6	12.5	13.6	15.1	46
滋賀県	8.8	10.0	11.0	12.1	13.2	14.8	47
全 国	11.7	13.0	13.9	14.9	16.1	17.7	

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、平成31年4月19日付け報道資料「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」】

(7) コンパクト・プラス・ネットワーク

【平成28年度予算の編成等に関する建議(妙)(平成27年11月24日財政制度等審議会)】

(1) 人口減少時代に向けた社会資本整備の課題

② 公共施設等の選別・集約化

人口減少等を踏まえた集約化の観点からは、公共施設などの都市機能のコンパクト化を進めることが今後の社会資本整備にあたって重要な視点であり、本年新たに策定された国土形成計画(平成27年8月14日閣議決定)においても、コンパクト・プラス・ネットワークを進めていくこととされている。また、当審議会においても、コンパクトシティは行政コストの低減のみならず、生産性の向上という観点からも進めていくべきとの意見があった。これを推進して行くためのツールの1つとして、昨年の都市再生特別措置法の改正により、市町村が、居住誘導区域、都市機能誘導区域等を定める「立地適正化計画」を策定した場合に、規制・財政・税制・金融面の支援を受け得ることとなっており、足下、198の市町において計画策定に向けた取組が行われている(平成27年7月末現在)。国としても、こうした取組みへの支援を一層重点化する観点から、まちづくり関係の交付金について補助対象を「立地適正化計画」の誘導区域内に重点化するとともに、さらに単一の都市だけでなく複数の隣接都市が連携してコンパクト・プラス・ネットワークに取り組む場合を後押ししていく視点も必要と考えられる。

- 矢作氏は、「**拡張か「賢い縮小」か地方都市の生死が分かれる時代**」というタイトルで、「日本は人口減少時代に入った。人口10万人以上の都市の過半が人口を減らしている。地球規模でも人口10万人以上の都市の4分の1が人口を減らしている。「縮小都市」が21世紀の基本的な都市類型の1パターンになる。」と述べている。【出典：矢作弘(大阪市立大学大学院創造都市研究科教授)、WEDGE、pp.12～14、February、2011】

- また、北崎氏らは諸外国における持続可能な発展を推進する都市政策の動きについて、近年、注目されている『**持続可能な発展**』の概念は、1987年に国際連合に設置された「環境と開発に関する世界委員会」の最終報告書において基本理念として提示された。以降、この理念は各国における都市政策や都市開発に大きな影響を与えており、現在ではこの理念を実現するための様々な取り組みが行われている。特に、近年では官民連携(P P P : Public Private Partnership)によって外部の人材・ノウハウ・資金を最大限活用した**抜本的な都市の「解体」と「再構築」を行う『都市の脱構築』**の取り組みが行われている。【出典：北崎朋希、小林庸至、都市再生から都市の脱構築時代へー諸外国におけるP P Pを活用した新たな都市脱構築の動きー、N R I パブリックマネジメントレビュー、Vol.79、pp.1～6、February 2010】

なお、「**持続可能**」とは、一般的には、「**将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと**」(ブルントラント委員会(1987年))と定義されている。

○ Wedge の平成27年5月号に「都心と郊外で100倍のコスト差 スマートシュリンク

[smart shrink]で解消」との見出しで、林良嗣氏(名古屋大学持続的共発展教育研究センター長、国土デザイン学教授)は、次のように述べています。

建物がバラバラの中心市街地から、皆が移り住みたくなる優良街区へと転換し、そこに賢く凝集できるよう、優遇税制で後押しすべきだ。

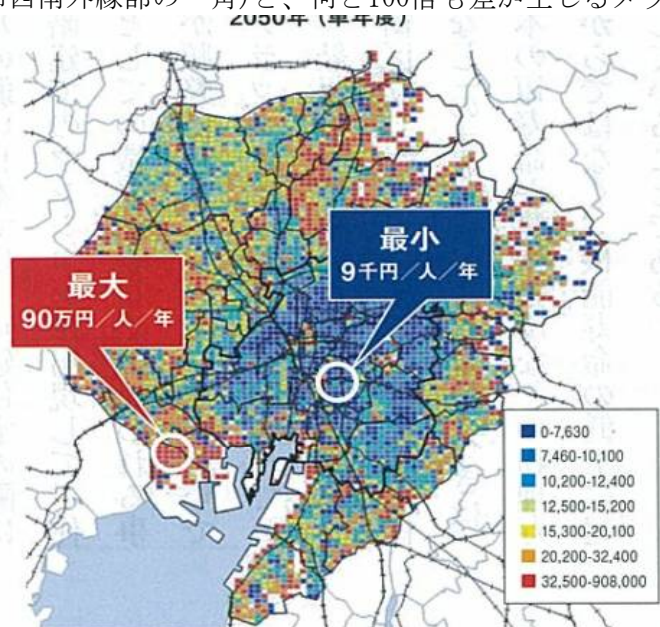
地方再生が喧しく語られているが、多くは持続不可能なカンフル剤的な地域経済政策である。しかし、もっと重要なのは、**社会の体幹ともいえるべき土地利用、すなわち、都市や町、村の「かたち」を整えること**であろう。この「かたち」が、**将来の社会に降りかかるコストを決定づける**ことに人々は気づいていない。

所得の上昇により1970年代以降、日本人が車を持てるようになって以来、町や村は外へ外へと拡張していった。日本の人口は2005年から減少し始めたが、市街地は今でも拡大を続けている。21世紀末には人口はおおよそ半減する。人が居住する市街地がある限り、インフラの維持管理が必要である。これは何を意味するのか？

人口が半減すれば、維持すべき市街地面積も半減するのが常識である。さもないと我々の子や孫の世代は1人当たり現在の2倍以上の公共投資支出を強いられる。人口が減少すればGDPも減少するのだから、この世代が生きていけないことを意味していないか？

郊外スプロール地区と都市内部住宅地でインフラ維持コストは100倍違う。70年代以降、無造作な「スプロール型(虫食い型)」の市街地の拡大を許してしまったせいで、郊外のインフラコストが増加している。名古屋の20キロ圏を500メートルメッシュごとにインフラコストを算出した結果、50年には最低が9千円/人/年(名古屋市都心東部の一角)、最高は90万円/人/年(名古屋市西南外縁部の一角)と、何と100倍も差が生じるメッシュが見つかった。

西南外縁部は、伊勢湾台風で高潮を被ったが、人々がそこに再び住んでいるので、大堤防と多くの排水ポンプの維持のために膨大な投資が行われた。このような高コスト、低QOL(生活の質)立地を放置しておいては、自治体の経営が崩壊するのは自明である。延びきってしまった市街地を賢く凝集(スマートにシュリンク)させていく必要がある。その戦略の基準となる指標は、将来にわたる市街地維持費あたりのQOLパフォーマンス(QOL/インフラコスト)である。



- ・名古屋市内や周辺都市の中心部など人口稠密部でコスト低い
- ・2050年には、人口減少の著しい西部で特にコスト上昇

図-36 名古屋20キロ圏内の市街地維持インフラコスト

都市のスポンジ化(空き家率、再建築率など)

【出典：国土交通省都市局、都市計画基本問題小委員会中間とりまとめの参考資料、平成29年8月】

- 人口減少等の急速な進行に伴い、多くの都市で、空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が顕在化しつつある。
- 都市の拡大を前提とし、開発コントロールを基調とする現行の都市計画制度は、土地利用の廃止等の「不作為」には有効に機能しにくく、このままの状態が放置されれば、コンパクトシティや中心市街地活性化のボトルネックとして、加速度的に都市の衰退を招くおそれも懸念される。
- 都市のスポンジ化とは、都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態を言うこととする。

都市の密度が低下することで、サービス産業の生産性の低下、行政サービスの非効率化、まちの魅力、コミュニティの存続危機など、様々な悪影響を及ぼすことが懸念される。

(1) 空き家数の増加

- ① 空き家数は、平成25年調査において820万戸と過去最高となり、住宅総数約6,000万戸の13.5%を占める。5年前に比べて63万戸(8.3%)増加、平成5年からの20年間で1.8倍に増加した。
- ② 空き家のうち売却用等を除いた狭義の空き家(その他の住宅)は約320万戸で、住宅総数の約5%を占めている。5年前に比べて50万戸(19%)増加しており、広義の「空き家」の増加分の大半を占めている。



図-37 総住宅数、空き家数及び空き家率の推移(全国)

(2) 空き家の取得原因・利用していない理由

- ③ 空き家となった住宅の取得原因は、半数以上を相続が占める。
- ④ 空き家の所有者の約4分の1が遠隔地(車・電車などで1時間超)に居住。
- ⑤ 空き家にしておく理由として、解体に係る費用や、当面の必要性がないことなどが挙げられている。

(3) 空き家数の将来予測(民間シンクタンクによる推計)

- ⑥ 民間シンクタンクは、新設住宅着工戸数が減少しても、それを上回るスピードで世帯数が減少することを予測している。

また、既存住宅の除却や、住宅用途以外への有効活用が進まなければ、2033年の総住

宅数は約7,100万戸へと増大し、空き家数は約2,150万戸、空き家率は30.2%に上昇すると予測。



図－38 空き家数の将来予測

(4) 空き地面積の増加

- ⑦ 全国の空き地は増加傾向にあり、特に直近5年間で空き地面積は急増(28%増)。

所有者類型別に見ると、法人所有の空き地が横ばいなのに対して、個人所有の空き地が大幅増(55%増)。



図－39 全国の空き地面積と空き地率

(5) 空き地の所得原因・利用していない理由

- ⑧ 世帯の所有する空き地について、平成15年と平成25年の状況を比較すると、相続・贈与で取得した空き地が大きく増加している。
- ⑨ 空き地にしておく理由として、当面の利用予定がないこと、所有者の高齢化のほか、希望する価格で売却・賃貸が実現しないことなどが挙げられている。

(6) 都道府県別に見た空き家・空き地の状況

- ⑩ 都道府県ごとの空き家の状況については、地域によってばらつきがあるが、概して地方圏において空き家率が高くなっている。三大都市圏は空き家率は低いものの、絶対数が多い傾向にある。

一方で、人口減少と空き地の増加については一定程度の相関関係がみられる。

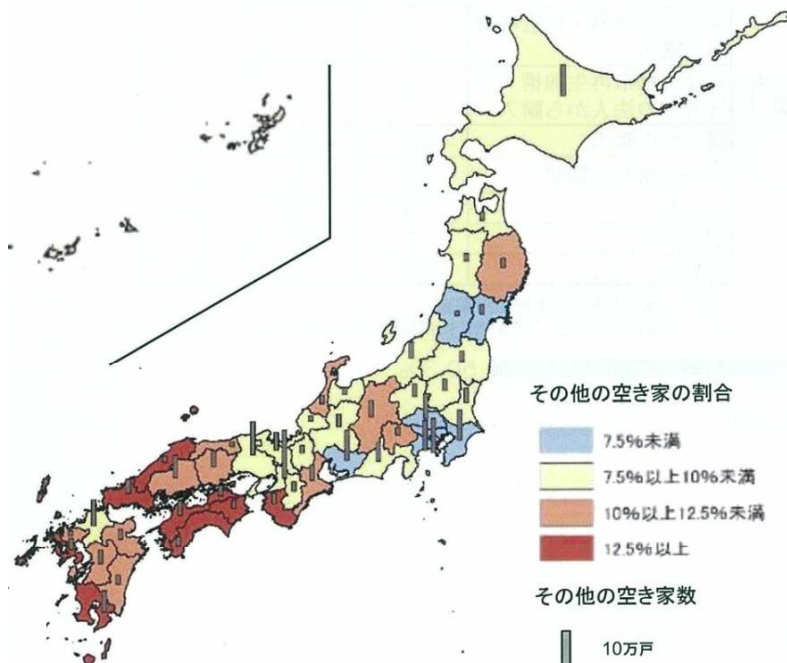


図-40 都道府県別の「その他の住宅」の空き家率(平成25年)

平成15年から25年にかけての世帯の所有する宅地等に占める空き地面積割合の増加率(%)

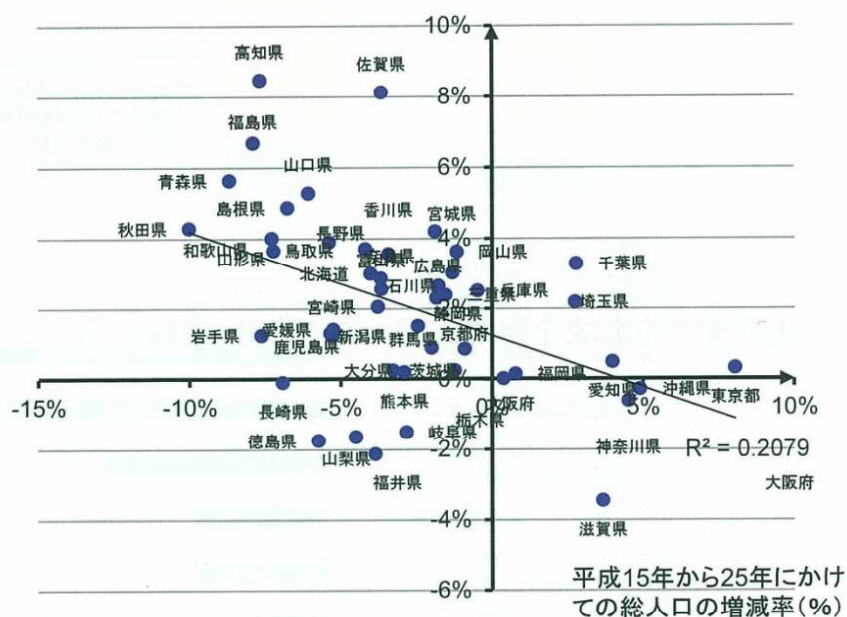


図-41 都道府県別の「総人口の減少率」と「空き地面積割合の増加率」の関係

(7) 人口減少と空き地増減の関係

- ⑪ H25年に実施した市区町村へのアンケート結果によれば、全体の約半分の市区町村が、過去10年間で空き地が「増加している」と認識している。
- ⑫ これを人口増減率の階級別に見ると、人口減少率が高い地域ほど「増加している」と認識している傾向にある。
- ⑬ 一方、人口増加率が0～10%の地域においても、1／3以上の市区町村が「増加している」と回答しており、人口が増加している地域においても空き地が増加している実態が伺える。

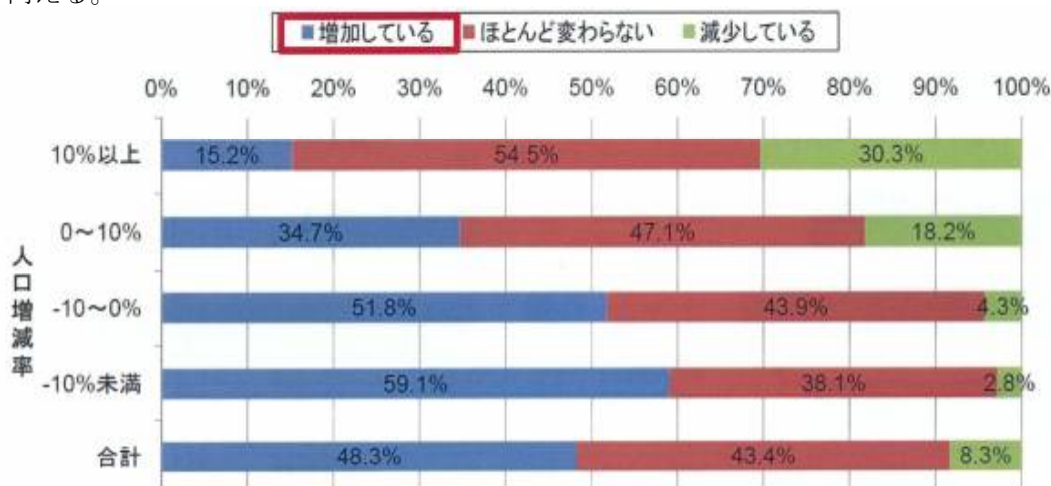


図-42 空き地の過去10年間の変化

(8) 地方都市の現状と課題

- ⑭ 多くの地方都市では、
- 急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
 - 住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成
 - 厳しい財政状況かで、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。
- ⑮ こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対処療法では間に合わず、都市全体の観点からの取り組みを強力に推進する必要。

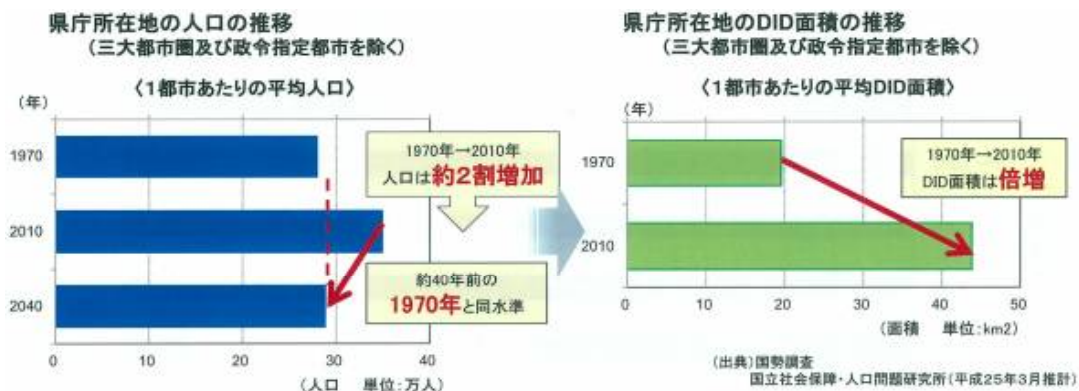


図-43 県庁所在地の人口とD I D面積の推移

- 平成31年4月27日付け日本経済新聞に「**空き家率最高13.6% 高水準の都市部も再開発に影 昨年10月時点**」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

総務省が26日に発表した2018年10月時点の住宅・土地統計調査によると、国内の住宅総数に占める空き家の割合は**過去最高の13.6%**だった。地方を中心に人口減少などで空き家が増え、**戸数も最多の846万戸**に上った。東京や大阪などでも空き家率は1割を超えており、再開発に影を落としている地域もある。

5年に1度実施する住宅・土地統計調査の速報値を発表した。空き家の数は13年より26万戸増え、全体に占める割合は0.1ポイント高まった。住宅総数も179万戸多い6,242万戸と過去最多を更新した。住宅総数、空き家数、空き家率とも伸び率は落ちてきたものの、右肩上がりは続く。空き家のうち347万戸は、賃貸や売却用以外で長期間、不在の住宅や取り壊し予定の住宅だった。賃貸用は431万戸、売却用は29万戸、別荘などの「二次的住宅」は38万戸だった。

空き家率が最も高い都道府県は21.3%の山梨。20.3%の和歌山、19.5%の長野、19.4%の徳島などが続いた。別荘が空き家と集計されるほか、地方では人口減少の影響も大きい。低いのは10.2%の埼玉や沖縄、10.6%の東京、10.7%の神奈川、11.2%の愛知などだ。賃貸用で入居待ちの物件も含まれる。空き家が多いと治安面の懸念が高まる。所有者がわからないままでは家を撤去できず、再開発の壁になることもある。東京都の担当者は「再開発地区の空き家で持ち主を探す手間がかかることもある」と話す。1日には空き家対策などに当たる「**住宅政策本部**」を立ち上げた。集中的にリノベーション(大規模改修)する地域を設けたり、空き家を生かす自治体に財政支援したりする。

埼玉県本庄市は所有者が空き家を解体した土地を無償で借り受け、簡易な公園にする事業を始めた。5年間は固定資産税の支払いは免除する。

国も対策を急ぐ。相続で得た家屋や敷地を売ると、税金がかかる譲渡所得を最大3千万円を差し引ける仕組みがある。19年末だった期限を4年間延長し多。空き家の撤去や活用に取り組む市町村への財政支援や、専門家の育成も進めている。(中略)

空き家は大きく2つに分かれる。賃貸や売却などの予定がある物件とそうではない「その他の住宅」だ。後者は主に将来の使い道があいまいな物件で、今回の調査では347万戸と9.1%も増えた。「所有者不明家屋」の予備軍ともいえる。

増えている理由ははっきりしている。人口減で需要が伸びていないのに大量の住宅建設が続いているためだ。26日に公表された18年度の住宅着工戸数は約96万戸と前年度よりも0.7%多い。(中略)

国土交通省は昨年4月、空き家対策で新たな制度を始めた。耐震性があり、構造上の不具合もない中古住宅に「安心R住宅」という標章の使用を認める仕組みだ。しっかりした住宅にお墨付きを与えることで中古物件に対する消費者の不安を払拭する狙いがある。各地に取引を仲介する「空き家バンク」があるし、空き家を使って新ビジネスを立ち上げるスタートアップ企業も増えている。古民家をカフェやゲストハウスなどの改築するNPOも多い。民泊への利用も有効な手立ての一つだろう。

しかし、こうした対策だけで空き家が大幅に減ることはまずない。日本では人口に続いて**総世帯数もまもなく減少に転じる**からだ。今後、必要なのは農地や工場跡地などでの住宅の新築をできるだけ抑え、宅地に誘導することだ。老朽化が著しい物件の除却と

一体となった住宅建設を税財政面で後押ししてほしい。

住宅の販売時にあらかじめ撤去にかかる費用を徴収し、基金として積み立てることも考えられる。自動車や一部の家電で取り入れられているリサイクルの仕組みの住宅版ともいえる。官民で住宅建設戸数の目安を設けることも一案だろう。

欧米と比べて中古物件の流通の割合が低く、住宅を建て放題な日本のいびつな市場。このままでは空き家大量時代を乗り越えられない。

平成30年住宅・土地統計調査住宅及び世帯に関する基本集計

【出典：総務省統計局、令和元年9月30日付け報道資料】

1. 総住宅数と総世帯数

総住宅数は6,240万7千戸と2.9%の増加、1世帯当たりの住宅数は1.16戸

2018年10月1日現在におけるわが国の総住宅数は6,240万7千戸、総世帯数は5,400万1千世帯となっており、2013年と比べ、総住宅数は177万9千戸(2.9%)増、総世帯数は154万9千世帯(3.0%)増となっている。

総住宅数と総世帯数の推移を比較してみると、1963年までは総世帯数が総住宅数を上回っていたが、1968年に逆転し、その後は総住宅数が総世帯数を上回っている。1世帯当たりの住宅数も上昇傾向にあるが、近年はその傾向が緩やかになってきており、2018年は1.16戸と、2013年と同水準となっている。

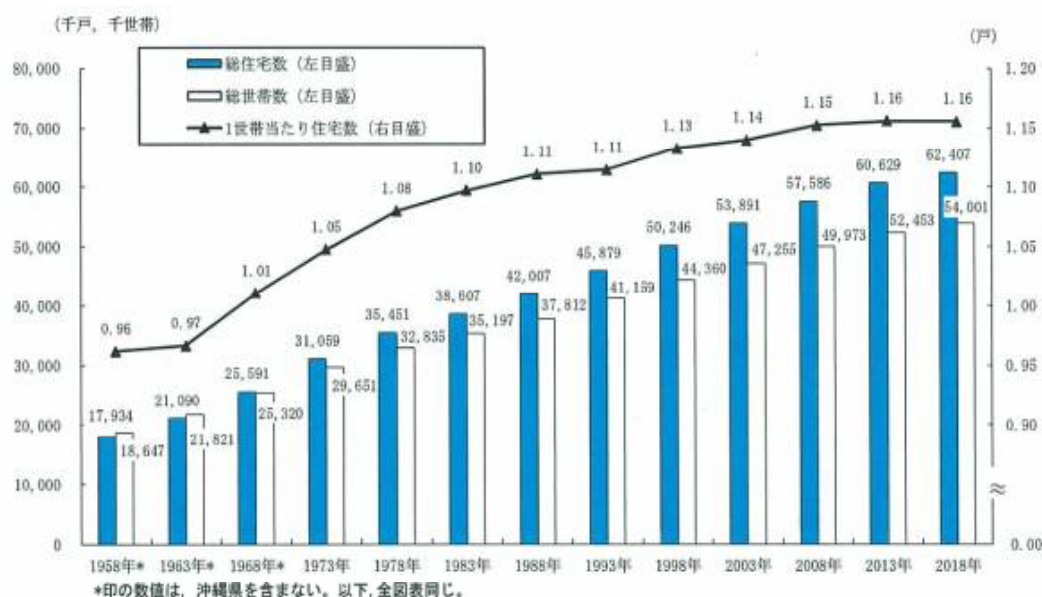


図-44 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たりの住宅数の推移(全国)(1958～2018年)

2. 居住世帯数の有無

空き家は848万9千戸と3.6%の増加、空き家率は13.6%と過去最高

総住宅数を居住世帯の有無別にみると、居住世帯のある住宅は5,361万6千戸(総住宅数に占める割合85.9%)居住世帯のない住宅は879万1千戸(同14.1%)となっている。

居住世帯のない住宅のうち、空き家は848万9千戸と、2013年と比べ29万3千戸(3.6%)増となっている。また、総住宅数に占める空き家の割合(空き家率)は13.6%と2013

年から0.1ポイント上昇し、過去最高となっている。

空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が432万7千戸(総住宅数に占める割合6.9%)となっており、「売却用の住宅」が29万3千戸(同0.5%)、別荘など「二次的住宅」が38万1千戸(同0.6%)、「その他の住宅」が348万7千戸(同5.6%)となっている。

空き家の内訳について、2013年と比べると、「賃貸用の住宅」が3万5千戸(0.8%)増、「売却用の住宅」が1万5千戸(4.9%)減、「二次的住宅」が3万1千戸(7.5%)減、「その他の住宅」が30万4千戸(9.5%)増となっている。

(注) 空き家の「その他の住宅」とは、「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の空き家で、転勤・入院などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅の他、空き家の区分の判断が困難な住宅などを含む。

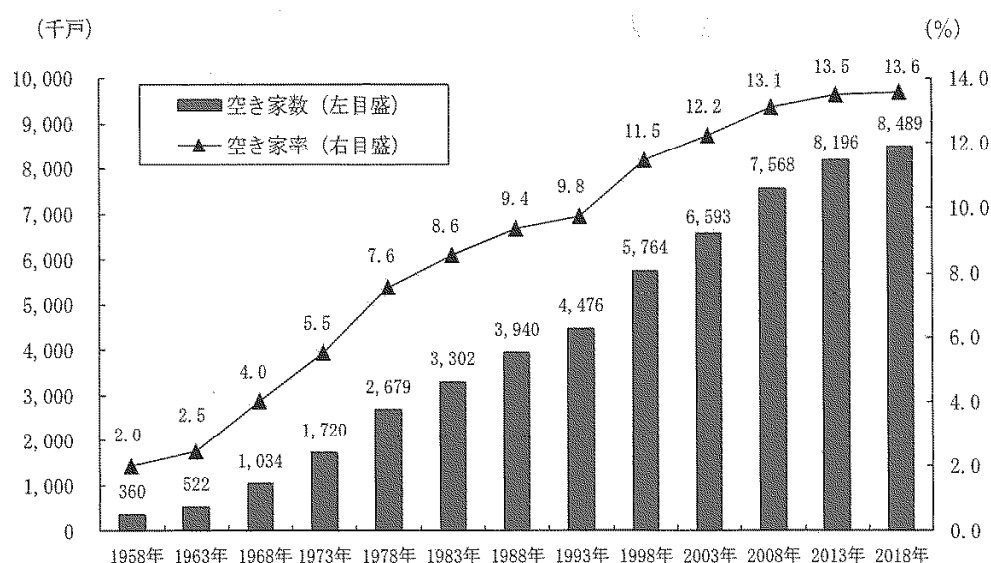


図-45 空き家数及び空き家率の推移(全国)(1958～2018年)

3. 住宅の所有の関係：略

4. 住宅の規模：略

5. 持ち家の購入・新築・建て替え等

持ち家の取得方法は「新築(建て替えを除く)」が最も多い

持ち家について、住宅の購入・新築・建て替え等(以下「取得方法」という。)別にみると、「新築(建て替えを除く)」が990万2千戸(持ち家総数に占める割合30.2%)と最も多く、次いで「新築の住宅を購入」が738万9千戸(同22.5%)、「建て替え」が565万6千戸(同17.2%)などとなっている。また、「中古住宅を購入」は483万3千戸(同14.7%)となっており、そのうち「リフォーム前の住宅」は336万5千戸(同10.3%)、「リフォーム後の住宅」は146万9千戸(同4.5%)となっている。

住宅の建築の時期別に取得方法の割合をみると、「1970年以前」に建築された住宅では、「相続・贈与」が38.3%と最も高く、次いで「新築(建て替えを除く)」が19.1%、「その他」が12.7%などとなっている。一方で、「2016年～2018年9月」に新築された住宅では、「新築(建て替えを除く)」が44.0%と最も高く、次いで「新築の住宅を購入」が29.1%、

「建て替え」が18.2%などとなっている。

建築の時期別の「建て替え」の割合

1970年以前	1971～80年	81～90年	91～20年	01～10年	11～15年	16～18年9月
11.9%	15.2%	18.3%	21.2%	16.2%	17.3%	18.2%

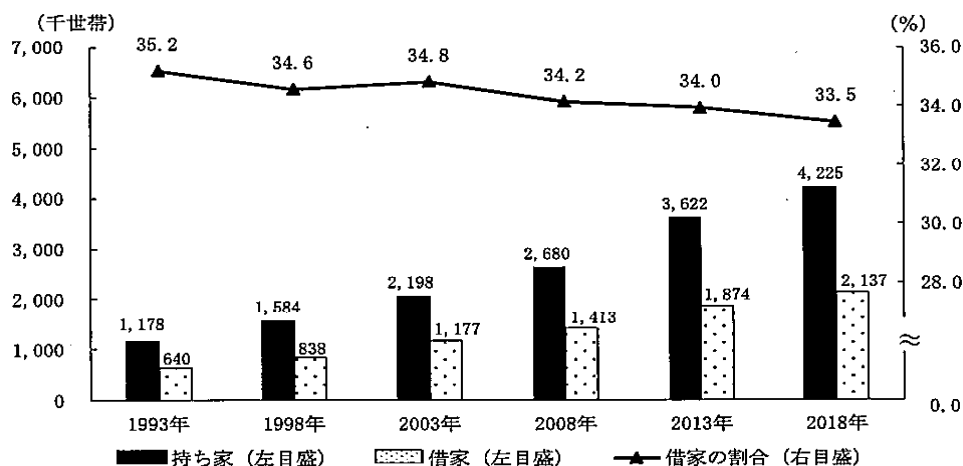
6. 借家の家賃・間代：略

7. 高齢者のいる世帯の状況

高齢単身世帯のうち、借家は33.5%

65歳以上の世帯員(以下「高齢者」という。)のいる主世帯(2,253万4千世帯)について、住宅の所有の関係別にみると、持ち家が1,848万9千世帯(高齢者のいる世帯に占める割合82.1%)、借家が400万9千世帯(同17.8%)となっており、主世帯総数に占める持ち家率の割合(61.2%)に比べ、高齢者のいる世帯に占める持ち家の割合が20.9ポイント高くなっている。

高齢者のいる世帯について、「高齢単身世帯」(638万世帯)をみると、持ち家が422万5千世帯(高齢単身世帯に占める割合66.2%)、借家が213万7千世帯(同33.5%)となっており、2013年と比べ、持ち家が60万3千世帯(16.7%)増、借家が26万3千世帯(14.0%)増となっている。また、「高齢単身世帯」の借家の割合について、1993年以降の推移をみると、低下傾向となっており、2013年に比べ、0.5ポイントの低下となっている。



図－46 住宅の所有の関係別高齢単身主世帯数及び借家の割合の推移(全国)(1993～2018年)

2018年

主世帯：総数は53,616千世帯、持ち家32,802千世帯(61.2%)、借家19,065千世帯(35.6%)

うち高齢者のいる世帯：主世帯総数に対する割合は42.0%(≒22,534/53,616)

総数は22,534千世帯、持ち家18,489千世帯(82.1%)、借家4,009千世帯(17.8%)

うち高齢単身世帯：主世帯総数に対する割合は11.9%(≒6,380/53,616)

総数は6,380千世帯、持ち家4,225千世帯(66.2%)、借家2,137千世帯(33.5%)

うち高齢者のいる夫婦のみの世帯：主世帯総数に対する割合は12.1%(≒6,480/53,616)

総数は6,480千世帯、持ち家5,662千世帯(87.4%)、借家812千世帯(12.5%)

うち高齢者のいるその他の世帯：主世帯総数に対する割合は18.0%(≒9,673/53,616)

総数は9,673千世帯、持ち家8,603千世帯(88.9%)、借家1,060世帯(11.0%)

(注) 高齢夫婦世帯：夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯

8. 現住居以外の住宅を所有している世帯：略

表-41 都道府県別の主な指標

2018年10月時点 空き家率：％ 降 順		2018年10月時点 持ち家住宅率：％ 降 順			2018年10月時点 1 住宅当たり延べ 面積：㎡ 降順		2018年10月時点 1 畳当たり家賃・ 間代：円 降 順	
山梨県	21.3	秋田県	77.3	1	富山県	143.57	東京都	5,128
和歌山県	20.3	富山県	76.8	2	福井県	136.89	神奈川県	3,898
長野県	19.6	山形県	74.9	3	山形県	133.57	京都府	3,282
徳島県	19.5	福井県	74.9	4	秋田県	130.41	埼玉県	3,276
高知県	19.1	岐阜県	74.3	5	新潟県	127.25	大阪府	3,227
鹿児島県	19.0	奈良県	74.1	6	石川県	124.68	千葉県	3,198
愛媛県	18.2	新潟県	74.0	7	島根県	121.96	兵庫県	2,872
香川県	18.1	和歌山県	73.0	8	岐阜県	120.39	愛知県	2,824
山口県	17.6	三重県	72.0	9	鳥取県	120.12	宮城県	2,753
栃木県	17.3	滋賀県	71.6	10	長野県	119.99	静岡県	2,646
大分県	16.8	群馬県	71.4	11	青森県	119.95	福岡県	2,589
群馬県	16.7	茨城県	71.2	12	岩手県	118.87	広島県	2,569
静岡県	16.4	長野県	71.2	13	滋賀県	114.63	滋賀県	2,552
岩手県	16.1	青森県	70.3	14	福島県	111.42	新潟県	2,472
岐阜県	15.6	山梨県	70.2	15	佐賀県	111.22	岡山県	2,467
岡山県	15.6	島根県	70.2	16	山梨県	110.34	石川県	2,431
鳥取県	15.5	岩手県	69.9	17	奈良県	110.04	茨城県	2,426
島根県	15.4	石川県	69.3	18	三重県	109.65	栃木県	2,395
長崎県	15.4	香川県	69.3	19	徳島県	109.31	奈良県	2,382
宮崎県	15.4	徳島県	69.2	20	香川県	107.48	富山県	2,350
三重県	15.2	栃木県	69.1	21	茨城県	106.97	沖縄県	2,336
大阪府	15.2	鳥取県	68.8	22	群馬県	106.09	群馬県	2,318
広島県	15.1	福島県	67.7	23	栃木県	105.59	山梨県	2,290
青森県	15.0	山口県	67.1	24	岡山県	104.92	三重県	2,289
茨城県	14.8	静岡県	67.0	25	和歌山県	104.24	山形県	2,278
新潟県	14.7	佐賀県	66.9	26	静岡県	102.02	長野県	2,275
石川県	14.5	愛媛県	66.5	27	山口県	101.47	岐阜県	2,233
福島県	14.3	埼玉県	65.7	28	熊本県	98.69	福井県	2,224
佐賀県	14.3	宮崎県	65.7	29	愛媛県	98.67	香川県	2,192
奈良県	14.1	千葉県	65.4	30	大分県	97.08	福島県	2,189
福井県	13.8	岡山県	64.9	31	宮城県	96.48	鳥取県	2,171
熊本県	13.8	高知県	64.9	32	長崎県	96.07	佐賀県	2,132
秋田県	13.6	兵庫県	64.8	33	愛知県	94.04	和歌山県	2,127
北海道	13.5	鹿児島県	64.6	34	高知県	93.98	大分県	2,127
兵庫県	13.4	長崎県	63.7	35	宮崎県	93.84	徳島県	2,114
富山県	13.3	大分県	63.6	36	兵庫県	92.68	長崎県	2,096
滋賀県	13.0	熊本県	61.9	37	広島県	92.64	島根県	2,091
京都府	12.8	広島県	61.4	38	北海道	90.16	熊本県	2,082
福岡県	12.7	京都府	61.3	39	千葉県	89.21	山口県	2,079
千葉県	12.6	愛知県	59.5	40	鹿児島県	87.93	高知県	2,058
山形県	12.1	神奈川県	59.1	41	埼玉県	86.52	愛媛県	2,047
宮城県	12.0	宮城県	58.1	42	京都府	85.74	岩手県	2,021
愛知県	11.3	北海道	56.3	43	福岡県	83.89	北海道	2,016
神奈川県	10.8	大阪府	54.7	44	神奈川県	77.80	秋田県	2,016
東京都	10.6	福岡県	52.8	45	大阪府	76.20	鹿児島県	2,016
沖縄県	10.4	東京都	45.0	46	沖縄県	75.31	宮崎県	1,972
埼玉県	10.2	沖縄県	44.4	47	東京都	65.18	青森県	1,882
全 国	13.6	全 国	61.2		全 国	92.06	全 国	3,047

【数値の出所：総務省統計局、令和元年9月30日付け報道資料「平成30年住宅・土地統計調査住宅及び世帯に関する基本集計」】

表－42 住宅総数に対する各種空き家の割合が高い市区町(2018年10月時点)

住宅総数に対する二次的 空き家の割合：％		住宅総数に対する賃貸用 空き家の割合：％		住宅総数に対するその他 の空き家の割合：％		
長野県軽井沢町	61.5	北海道夕張市	23.7	1	山口県周防大島町	30.0
栃木県那須町	51.3	北海道三笠市	23.3	2	鹿児島県肝付町	26.1
山梨県北杜市	31.0	北海道歌志内市	17.8	3	岩手県山田町	25.7
静岡県熱海市	28.8	群馬県大泉町	15.6	4	高知県室戸市	25.5
長野県茅野市	27.3	北海道芦別市	14.1	5	高知県土佐清水市	24.1
静岡県伊東市	23.4	山梨県昭和町	13.9	6	三重県熊野市	23.5
千葉県勝浦市	21.3	大阪府吹田市	13.5	7	三重県紀北町	23.2
静岡県伊豆市	19.8	静岡県熱海市	13.3	8	和歌山県串本町	22.8
和歌山県白浜町	18.2	千葉県勝浦市	13.0	9	大分県竹田市	22.5
静岡県函南町	13.1	山梨県笛吹市	12.7	10	広島県江田島市	22.1
神奈川県湯河原町	12.5	東京都国立市	12.2	11	鹿児島県南九州市	22.1
千葉県南房総市	11.6	茨城県阿見町	12.1	12	長崎県新上五島町	22.1
千葉県鴨川市	10.8	静岡県御殿場市	12.1	13	愛媛県内子町	22.0
静岡県伊豆の国市	10.5	愛知県美浜町	12.0	14	鹿児島県南さつま市	21.9
茨城県鉾田市	10.4	北海道白老町	12.0	15	広島県北広島町	21.5
岩手県八幡平市	9.3	山梨県甲府市	11.9	16	鹿児島県伊佐市	21.3
千葉県いすみ市	9.3	岩手県釜石市	11.9	17	三重県尾鷲市	21.3
大分県由布市	9.1	東京都豊島区	11.8	18	鹿児島県志布志市	21.3
長野県御代田町	8.0	大阪府大阪市	11.7	19	高知県安芸市	21.3
滋賀県高島市	7.9	静岡県袋井市	11.7	20	広島県世羅町	21.1
北海道白老町	7.8	静岡県小山町	11.7	21	岐阜県揖斐川町	20.6
長野県大町市	7.7	大阪府東大阪市	11.7	22	高知県四万十町	20.5
千葉県館山市	7.4	大分県別府市	11.6	23	石川県能登町	20.4
神奈川県逗子市	7.3	栃木県宇都宮市	11.6	24	長崎県五島市	20.1
三重県志摩市	7.2	岐阜県岐阜市	11.6	25	新潟県佐渡市	19.8
岐阜県郡上市	7.2	岩手県北上市	11.5	26	宮崎県串間市	19.7
石川県志賀町	6.2	大分県杵築市	11.5	27	鹿児島県曾於市	19.5
静岡県裾野市	6.0	栃木県足利市	11.4	28	徳島県三好市	19.4
神奈川県葉山町	5.8	福岡県飯塚市	11.4	29	鹿児島県阿久根市	19.2
岐阜県高山市	5.3	東京都昭島市	11.3	30	愛媛県西予市	19.2
神奈川県三浦市	5.3	千葉県茂原市	11.3	31	京都府宮津市	19.1
茨城県鹿嶋市	5.3	茨城県日立市	11.2	32	鹿児島県垂水市	19.0
兵庫県加東市	5.0	埼玉県毛呂山町	11.1	33	鹿児島県指宿市	18.9
千葉県九十九里町	5.0	北海道留萌市	11.1	34	福島県南相馬市	18.9
栃木県那須塩原市	4.7	群馬県桐生市	11.1	35	徳島県美馬市	18.9
山梨県富士河口湖町	4.7	山梨県中央市	11.0	36	石川県輪島市	18.8
京都府宮津市	4.6	大阪府門真市	11.0	37	和歌山県白浜町	18.7
兵庫県佐用町	4.5	栃木県那須塩原市	11.0	38	宮崎県えびの市	18.5
愛知県南知多町	4.5	群馬県館林市	10.9	39	和歌山県那智勝浦町	18.5
静岡県下田市	4.4	奈良県大和高田市	10.8	40	大分県国東市	18.5
兵庫県淡路市	4.2	茨城県水戸市	10.8	41	岡山県美作市	18.5
岐阜県下呂市	4.1	神奈川県伊勢原市	10.8	42	島根県江津市	18.4
兵庫県多可町	3.9	東京都小平市	10.8	43	広島県安芸高田市	18.1
長野県安曇野市	3.7	徳島県徳島市	10.8	44	島根県大田市	18.0
山梨県上野原市	3.6	大阪府忠岡町	10.7	45	愛媛県愛南町	18.0
兵庫県洲本市	3.5	青森県三沢市	10.7	46	鹿児島県さつま町	18.0
新潟県阿賀野市	3.5	大阪府柏原市	10.7	47	山口県柳井市	17.9
徳島県鳴門市	3.4	茨城県土浦市	10.4	48	三重県鳥羽市	17.9
三重県鳥羽市	3.3	茨城県つくば市	10.4	49	石川県珠洲市	17.9
長野県諏訪市	3.3	徳島県松茂町	10.3	50	北海道赤平市	17.8

1086市区町における降順の上位50自治体

表-43 福岡県下の各市町における空き家率(平成30年)

平成30年	住宅総数 A	空き家 総数 B	空き家 その他の 住宅 C	B/A %	C/A %	降順	C/A %
福岡市	893,600	94,200	24,800	10.5	2.8	築上町	16.4
大牟田市	60,260	10,920	5,530	18.1	9.2	嘉麻市	15.1
久留米市	146,400	20,910	5,530	14.3	3.8	みやこ町	14.5
直方市	28,150	4,280	2,090	15.2	7.4	鞍手町	14.1
飯塚市	68,030	13,590	4,920	20.0	7.2	豊前市	13.1
田川市	27,310	4,940	2,680	18.1	9.8	八女市	12.4
柳川市	26,480	3,430	2,150	13.0	8.1	川崎町	11.9
八女市	26,160	3,960	3,250	15.1	12.4	宮若市	11.8
筑後市	20,290	2,270	1,220	11.2	6.0	福智町	10.0
大川市	14,790	1,770	1,060	12.0	7.2	田川市	9.8
行橋市	33,920	4,510	2,870	13.3	8.5	大牟田市	9.2
豊前市	12,150	2,230	1,590	18.4	13.1	うきは市	9.1
中間市	20,050	2,630	1,540	13.1	7.7	朝倉市	9.1
小郡市	25,520	2,340	1,330	9.2	5.2	岡垣町	9.1
筑紫野市	45,010	4,080	2,250	9.1	5.0	みやま市	8.6
春日市	49,490	5,490	1,080	11.1	2.2	行橋市	8.5
大野城市	43,990	3,440	1,000	7.8	2.3	柳川市	8.1
宗像市	44,660	4,630	2,310	10.4	5.2	中間市	7.7
太宰府市	33,130	3,010	790	9.1	2.4	直方市	7.4
古賀市	25,310	2,260	870	8.9	3.4	飯塚市	7.2
福津市	26,980	3,020	1,440	11.2	5.3	大川市	7.2
うきは市	11,710	1,750	1,070	14.9	9.1	筑後市	6.0
宮若市	12,090	2,420	1,430	20.0	11.8	水巻町	5.6
嘉麻市	18,510	3,670	2,790	19.8	15.1	広川町	5.5
朝倉市	22,530	3,200	2,060	14.2	9.1	筑前町	5.4
みやま市	14,730	1,810	1,270	12.3	8.6	福津市	5.3
糸島市	40,810	4,370	1,900	10.7	4.7	小郡市	5.2
那珂川市	20,060	1,800	570	9.0	2.8	宗像市	5.2
宇美町	14,130	1,090	720	7.7	5.1	宇美町	5.1
篠栗町	12,860	1,010	360	7.9	2.8	筑紫野市	5.0
志免町	19,250	1,690	530	8.8	2.8	遠賀町	5.0
須恵町	11,370	760	400	6.7	3.5	糸島市	4.7
新宮町	12,740	840	350	6.6	2.7	久留米市	3.8
粕屋町	20,640	1,590	430	7.7	2.1	荏田町	3.7
水巻町	14,420	1,910	810	13.2	5.6	須恵町	3.5
岡垣町	14,250	1,740	1,290	12.2	9.1	古賀市	3.4
遠賀町	7,960	700	400	8.8	5.0	大刀洗町	3.4
鞍手町	7,180	1,320	1,010	18.4	14.1	福岡市	2.8
筑前町	11,470	930	620	8.1	5.4	那珂川市	2.8
大刀洗町	5,800	430	200	7.4	3.4	篠栗町	2.8
広川町	8,030	920	440	11.5	5.5	志免町	2.8
川崎町	8,490	1,970	1,010	23.2	11.9	新宮町	2.7
福智町	9,870	1,450	990	14.7	10.0	太宰府市	2.4
荏田町	20,200	2,880	740	14.3	3.7	大野城市	2.3
みやこ町	8,630	1,490	1,250	17.3	14.5	春日市	2.2
築上町	9,270	1,950	1,520	21.0	16.4	粕屋町	2.1
福岡県	2,581,200	328,600	126,000	12.7	4.9	福岡県	4.9

【数値の出所は、総務省、令和元年9月30日公表「平成30年住宅・土地統計調査、住宅及び世帯に関する基本集計】

46市町の合計数：住宅総数：2,028,680	全国平均値
空き家(二次的住宅)：4,950(住宅総数に対して0.2%)	0.7%
空き家(賃貸用の住宅)：132,800(住宅総数に対して6.5%)	6.9%
空き家(売却用の住宅)：9,430(住宅総数に対して0.5%)	0.5%
空き家(その他)：94,460(住宅総数に対して4.7%)	5.6%
計	11.9% 13.6%

【出典：野澤千絵、「老いる家 崩れる街 住宅過剰社会の末路」、講談社現代新書、2016年11月20日第1版発行】のp.11～12

- さらに問題なのが、人口も世帯数も減少する中で、住宅過剰社会が深刻化すると、将来、住宅の立地や維持管理状況によっては、売りたいくても買い手がつかない、税金や管理費を払うだけという「負動産」になる可能性があるということです。・・・(略)・・・
- 現在でも、住宅の質や立地によっては、売りたいくても買い手がつかない、貸したくても借り手が見つからない負動産が空き家になっているケースが続出しています。

【出典：国土交通省、令和元年年6月28日付け報道資料、空家法の施行から4年、各地で空き家対策の取組が進む等対策計画を策定～空き家対策に取り組む市区町村の状況について～】

- 空き家法第6条に基づく空家等対策計画の策定状況(平成31年3月31日時点)
- 既に策定済(公表済)：1,051/1,741(60.4%)、策定予定あり：519/1,741(29.8%)、福岡県下では、北九州市、大牟田市など42市町(42/60=70.0%)が策定済です。
- 47都道府県中、策定率が最も高いのは高知県と大分県の100.0%、次いで石川県の94.7%、富山県の93.3%、滋賀県の89.5%、茨城県の84.1%の順です
- 空家法第14条に基づく特定空家等に対する措置実績
- 周辺の生活環境等に悪影響を及ぼす「特定空家等」について、平成30年度末までに市区町村長が助言・指導15,586件を行ったもののうち、勧告を行ったものは922件、命令を行ったものは111件、代執行(行政代執行と略式代執行)を行ったものは165件でした。

住宅着工統計による再建築状況

【出典：国土交通省総合政策局情報政策建設経済統計調査室、住宅着工統計による再建築状況(平成29年度分)、平成30年7月31日】

○ 再建築及び再建築率の定義

住宅の再建築とは、既存の住宅の全部または一部を除却し、引き続き当該敷地内において住宅を着工することをいう。なお、住宅以外の事務所・工場等の建築物を除却して新設される住宅や住宅の除却後であってもすぐに着工されない住宅はこの調査における再建築には該当しない。

再建築率とは、全新設住宅着工戸数に占める再建築に係る新設住宅着工戸数の割合をいう。

表－44 再建築率の経年的推移

	総 数			利用関係別再建築率：％		
	新設住宅 着工戸数 A	再 建 築 戸 数 B	再建築率 ％ B/A	持 家	貸 家	分 譲
昭和63年度	1,662,616	377,583	22.7	32.4	22.7	6.8
平成元年度	1,672,783	375,393	22.4	33.1	22.2	6.6
平成5年度	1,509,787	327,819	21.7	34.5	18.3	5.7
平成10年度	1,179,536	233,519	19.8	31.7	16.2	7.0
平成15年度	1,173,649	164,345	14.0	22.7	14.2	4.1
平成20年度	1,039,180	111,734	10.8	18.4	10.6	1.9
平成21年度	775,277	89,753	11.6	16.2	12.1	2.1
平成22年度	819,020	91,353	11.2	15.4	13.0	2.1
平成23年度	841,246	94,524	11.2	15.9	13.0	3.1
平成24年度	893,002	94,668	10.6	15.1	12.2	2.7
平成25年度	987,254	103,406	10.5	15.2	12.0	1.7
平成26年度	880,470	79,701	9.1	13.3	10.9	1.3
平成27年度	920,537	77,702	8.4	11.9	10.4	1.4
平成28年度	974,137	77,134	7.9	11.5	9.4	1.2
平成29年度	946,396	69,594	7.4	10.5	8.9	1.2

	持 家(戸数)	貸 家(戸数)	分 譲(戸数)	再建築／新 設
昭和63年度	160,902／496,760	191,003／842,098	20,450／298,581	
平成10年度	138,675／438,137	71,748／443,907	19,726／281,845	
平成27年度	33,771／284,441	39,885／383,678	3,399／246,586	
平成28年度	33,470／291,783	40,093／427,275	3,074／249,286	
平成29年度	29,537／282,111	36,622／410,355	3,038／248,495	

表－45 都道府県別、再建築率（総数）の推移

	総 数					持 家			
	平 成 18年度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度		平 成 18年度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度
北海道	4.9	1.6	1.2	1.1		9.0	2.0	1.5	1.5
青森県	16.6	7.0	11.5	9.6		24.7	8.8	12.8	13.3
岩手県	12.5	5.4	5.8	5.9		20.4	7.8	7.5	7.1
宮城県	14.3	4.7	5.7	5.7		24.6	7.2	7.5	8.9
秋田県	20.7	14.1	14.2	13.5		31.6	18.7	18.2	18.3
山形県	22.7	16.0	12.8	12.1		33.6	24.2	20.7	18.3
福島県	16.5	6.6	6.1	6.4		23.0	11.4	10.6	9.2
茨城県	10.1	9.0	9.3	9.4		17.9	15.7	16.2	14.4
栃木県	10.7	12.5	8.9	10.7		18.5	16.6	14.0	14.2
群馬県	10.3	3.6	8.5	9.0		14.4	5.2	9.8	9.4
埼玉県	13.0	10.3	8.8	8.6		27.1	16.5	15.4	14.8
千葉県	8.9	6.4	5.4	6.5		22.0	11.6	9.6	10.1
東京都	17.1	13.6	12.7	11.9		36.4	24.1	24.1	22.2
神奈川県	12.7	12.1	10.3	10.5		25.7	19.4	18.4	17.3
新潟県	15.8	10.7	8.3	6.2		27.5	14.7	14.4	11.6
富山県	10.8	6.9	5.8	5.7		20.6	11.1	9.1	9.0
石川県	6.4	5.9	5.6	4.4		10.8	5.2	5.5	5.6
福井県	10.6	9.3	9.0	6.1		19.8	12.7	10.6	8.9
山梨県	10.7	7.0	5.6	4.5		15.7	8.1	6.9	6.1
長野県	13.0	9.1	8.9	9.9		19.9	11.2	9.9	9.7
岐阜県	11.7	7.6	7.8	6.2		19.5	10.5	9.2	8.3
静岡県	12.6	9.8	9.2	8.8		20.7	11.9	11.1	10.1
愛知県	9.0	9.0	9.2	7.9		18.7	12.1	12.3	11.4
三重県	6.5	9.0	8.4	6.8		13.2	8.6	7.6	7.4
滋賀県	11.8	7.6	6.1	6.3		21.4	12.2	10.5	10.9
京都府	10.0	6.7	5.7	6.7		21.6	12.7	11.3	9.5
大阪府	6.5	4.2	4.6	3.5		24.2	14.4	14.3	13.2
兵庫県	9.3	8.6	8.6	7.1		19.7	12.7	12.5	12.3
奈良県	10.6	7.1	12.5	11.1		25.2	14.5	18.3	17.1
和歌山県	11.1	8.1	6.0	6.1		13.6	9.9	8.0	7.8
鳥取県	9.9	4.6	4.9	6.5		16.7	5.4	5.7	6.8
島根県	10.3	0.1	1.3	0.5		18.8	0.3	1.4	1.0
岡山県	8.1	4.5	4.0	4.7		11.8	4.0	4.6	5.3
広島県	9.4	7.2	5.6	4.7		16.4	8.0	7.3	6.9
山口県	6.7	4.6	5.2	5.4		11.9	5.4	4.9	4.4
徳島県	12.1	9.1	6.8	6.6		17.6	12.5	12.5	11.1
香川県	6.8	4.7	3.4	2.1		11.8	4.6	4.4	3.7
愛媛県	9.2	5.7	3.8	3.6		13.4	6.0	4.8	5.0
高知県	7.8	12.2	8.6	7.6		14.4	14.4	12.4	11.5
福岡県	6.4	3.1	3.3	2.9		14.1	6.2	6.3	4.9
佐賀県	12.2	6.9	7.3	6.2		26.0	11.5	11.2	10.8
長崎県	11.2	8.1	6.1	7.2		17.3	10.5	9.6	8.6
熊本県	7.4	6.1	7.4	2.4		14.2	9.0	13.7	4.0
大分県	5.9	4.5	5.4	3.1		10.6	5.2	5.5	4.6
宮崎県	11.6	8.6	0.0	0.7		14.6	5.7	0.1	1.1
鹿児島県	6.0	4.0	2.8	2.1		7.8	4.5	3.6	2.7
沖縄県	15.7	14.0	13.3	10.6		13.6	13.6	17.1	13.8
全 国	11.0	8.4	7.9	7.4		20.4	11.9	11.5	10.5

(8) 公共施設等の適正管理の推進

【平成28年度予算の編成等に関する建議(妙)(平成27年11月24日財政制度等審議会)】

(1) 人口減少時代に向けた社会資本整備の課題

① 計画的なメンテナンス

計画的なメンテナンスを進めるという観点から、各地方公共団体は、インフラ長寿命化の行動計画と位置付けられる「公共施設等総合管理計画」を作ることとされており、総務省から各地方公共団体に対して策定の要請を行うとともに、特別交付税措置による策定支援をも行っているところである。平成27年4月1日現在における計画策定率を見ると、都道府県は23.4%、政令指定都市は40.0%となっている一方で、市区町村の策定率は3.3%にとどまっている。国及び地方公共団体は、足下進めている長寿命化計画(行動計画)を策定した後、さらに各インフラの管理者として、個別施設毎の長寿命化計画も策定することとされているが、こうした取組みは未だ緒に就いたばかりであり、国としても後押ししていく必要がある。その際、計画を策定することだけを目標とすることなく、実効性ある計画となるよう留意すべきである。

国の財政支援で整備してきたが～これらを更新できるだろうか？

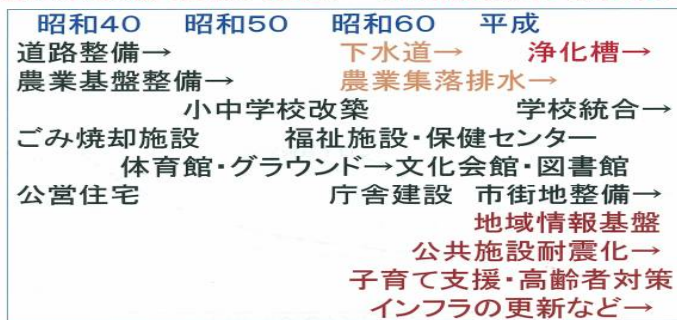


図-47

市町村の社会資本重点的整備の変遷(概念)

【出典：遠藤誠作、水の安全保障戦略機構・第8回基本戦略委員会(平成23年4月8日)の説明資料】

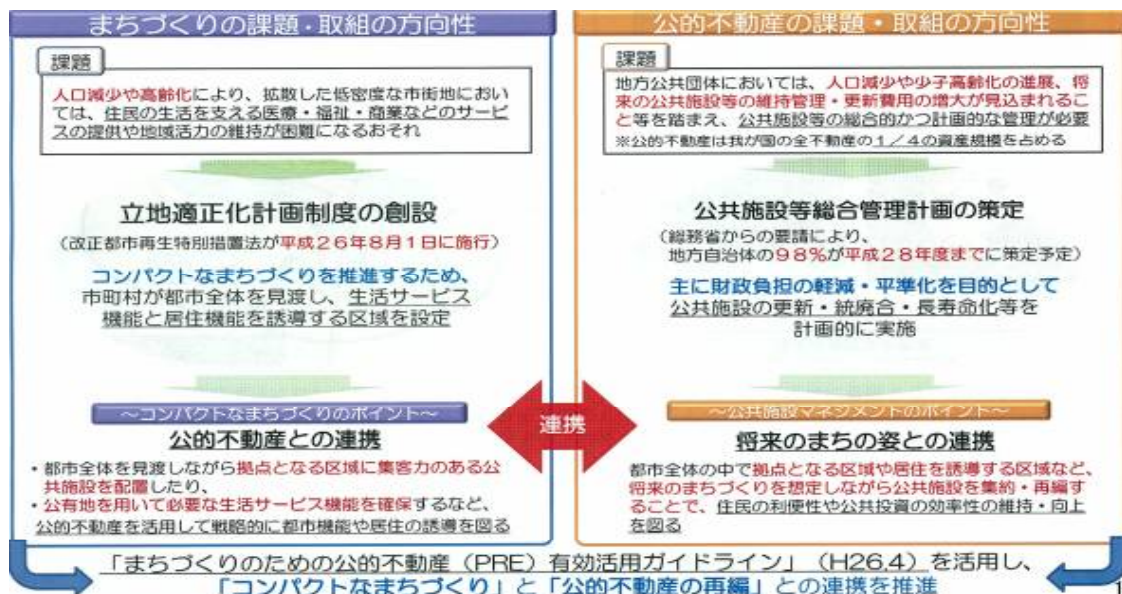


図-48 まちづくりと公的不動産における課題・取組の方向性について

【出典：国交省の資料】

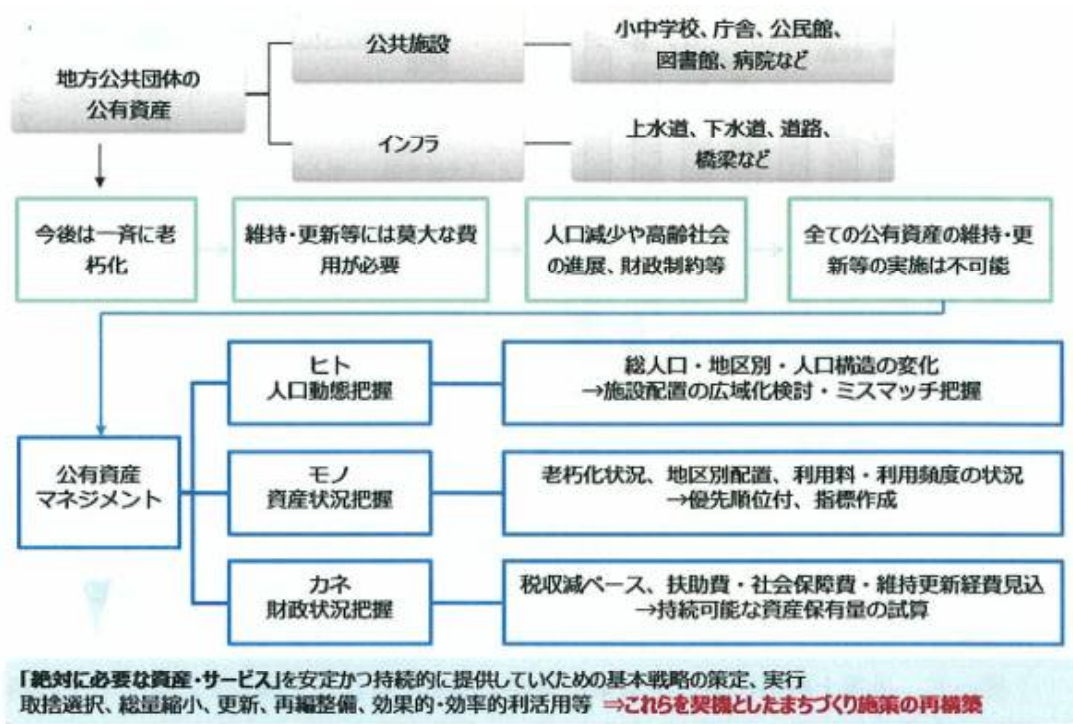


図-49 公有資産マネジメントの概要

【出典：(株)日本政策投資銀行地域企画部、都市の骨格を創りかえるグリーンインフラ、2017年4月】

- ① 平成25年10月17日付け日本経済新聞に「公共施設 撤去しやすく 再開発へ地方債解禁」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

自治体は第2次世界大戦後の復興期や高度経済成長期に学校や公営住宅など大量に施設を整備した。総務省の11年の調査では市区町村が管理する公共施設の43%が築30年以上だった。耐用年数に従ってすべて建て替えると、今後40年間に住民1人が負担する費用は年平均で3万2,910円と現在の2.4倍に膨らむ。

- ② 平成26年02月10日付け日本経済新聞に「公共施設撤去へ地方債 老朽化で緊急性高く」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

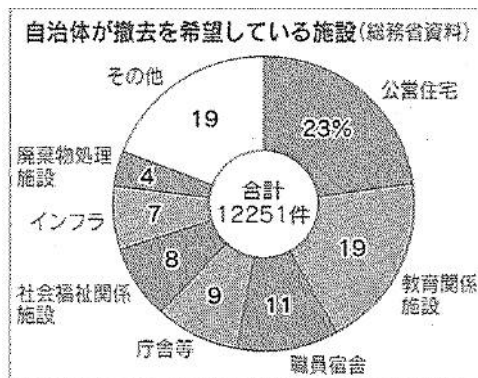
- 総務省は2014年度から、公共施設を撤去する費用を調達する地方債の発行を認める。老朽化し使えなくなっても解体費を賄えず、放置している自治体が多いためだ。全国の自治体が解体を希望している施設数は1万2千件に上る。施設やインフラを造る時代から、総量を抑える時代に入ったといえるのだろう。
- 地方債は公共事業の資金に充てるのが一般的だ。施設やインフラは長い期間にわたって使うので、将来の世代にも借金の返済の形で費用の一部を負担してもらうのが適当なためだ。

施設の解体の場合、資産は減るのに負債は増えることになる。このため、総務省は今国会で地方財政法を改正し、地方債の特例措置として「撤去債」(仮称)の発行を認める方針だ。総務省が撤去債を創設する理由は主に3点ある。

まず、12年末の中央自動車道笹子トンネルの事故でインフラの老朽化に注目が集まったことだ。自治体は様々なインフラや施設を管理しているが、財政難のために十分な点検や補修をしていない場合が少なくない。

次に、**人口減少や市町村合併で公共施設が過剰**になり始めていることだ。埼玉県が昨年秋に、施設の撤去に地方債の活用を求める構造改革特区を提案したことも後押しになった。撤去債の発行を希望する自治体は「**公共施設等総合管理計画**」を作る。施設数や面積、今後の人口や財政状況の見通しをまとめたうえで、更新や長寿命化、統廃合など公共施設に関する方針を明記する。この計画で不必要と位置付けた施設が撤去債の対象になる。総務省はこの計画をまとめる経費も地方交付税で支援する。

14年度の発行枠は全国で300億円。学校や公営住宅、市民会館のような施設だけでなく、ゴミ処理施設や橋なども対象にする



自治体本体とは別に運営している公営企業では、水道施設に限って解体費への地方債(公営企業債)の発行を従来も認めていた。こちらも今後は**下水道や病院などすべての事業に対象を広げる**。14年度は120億円の発行枠を設ける。

総務省が昨年9月に実施した調査では、全国の自治体から撤去の意向があるとした施設数は1万2,251件に上った。解体費用は計4,039億円。なかでも「1～2年内の解体」を希望する施設が3,969件と3割を超え「数年程度後」も併せると6割になった。

種類別にみると、公営住宅が23%で最も多く、学校や図書館などの教育施設が19%、職員宿舎が11%と続いた。橋や上下水道などのインフラも7%あった。解体費では廃棄物処理施設が最もかかり、全体の29%を占めた。

今回の総務省の判断は異例だろう。特例的な地方債の発行を認める場合はこれまで、返済の原資をどう担保するのかなどといった条件が付く場合が多かったからだ。

例えば「行政改革推進債」。資金繰りが厳しい自治体が発行するが、民間委託などで将来、お金がどの程度浮くのかを事前に計画にまとめる必要があった。今回も施設数が減れば維持管理費も抑えられる可能性がある。しかし、維持管理費の細かな試算などを求めると自治体側の事務は繁雑になる。「省内でいろいろ議論したが、できるだけ条件は緩やかにしたい」(野村善史地方債課長)。**老朽化で不要になった施設やインフラの処理が、それだけ緊急課題になっている**ということだろう。

③ **平成27年09月06日付け日本経済新聞に「老朽化した公共施設統廃合自治体「減量経営」競う」との見出しで、次のような記事が掲載されています。**

全国の自治体が老朽化した公共施設の統廃合に乗り出している。**過剰になり始めたハコモノをどう整理するかが、自治体財政の行方を左右するためだ**。総務省施設の解体や集約の費用を調達する地方債を創設し、後押ししている。・・・(中略)・・・

全国の自治体が保有する公共施設は膨大だ。例えば、公営住宅は福岡県の総世帯数に匹敵する約216万戸に上る。公立の保育所は全国に1万強、体育館は6,500、県民会館、

市民会館などは3,300以上ある。総務省の調査によると自治体が老朽化などを理由に解体する必要があるとみる施設は1万2千件に上る。最も多いのは公営住宅で教育施設、職員宿舎と続く。しかし、財政面の制約もあって後回しにされがちだ。

そこで、総務省は2014年度から施設の解体費にあてる新たな地方債「除却債」の発行を認めた。昨年度は鹿児島県や横浜市など11団体が発行し、今年度は7月時点で仙台市や神奈川県藤沢市など19団体が発行を予定している。

15年度からは施設を集約する事業に充てる「最適化事業債」の発行も認めた。勤労市民プラザの改修のために約6億円を発行する千葉市のほか、広島県や静岡県富士市などもこの事業債で資金を手当てし、福祉や教育施設の集約に取り組む。

総務省はこうした地方債を発行する条件として、自治体に施設の状況や将来の方針をまとめた「公共施設等総合管理計画」の策定を求めている。15年度中に全体の3割、16年度中にはほぼすべての自治体が同計画の策定を終える見通しだ。

市債が「現在の負債」ならば、公共施設は「将来の負債」になる。栃木県日光市は8月にまとめた公共施設管理計画で、人口1人当たりで全国平均の1.8倍の面積がある公共施設を、市が抱えるリスクと明確に位置付けた。「適正な規模にするために40年間で面積を3割減らしたい」（行政改革課）という。

実際に施設の統廃合を進めるうえでは地元住民の合意という壁がある。しかし、人口減もあって税収の伸びが期待しづらいなか、過剰なハコモノを抱え続ける余裕はもはやない。自治体は「減量経営」を競う時代に入ったのだろう。

【出典：地方財政審議会、令和元年6月10日、時代を超えて多様な地域を支えるための地方税財政改革についての意見】

(4) 公共施設等の適正管理

・・・略・・・なお、個別施設計画については、令和2年度までに策定することとされているが、分野により進捗状況が異なり、策定が遅れている分野もあることから、それぞれの分野を所管する関係省庁が連携して早期の策定を促していくことが必要である。また、国においては、これまで、地方財政計画に公共施設等最適管理推進事業費を計上するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の創設等により、公共施設等の最適管理を推進してきているところである。・・・略・・・

主な個別施設計画の策定状況(平成30年4月1日あるいは3月31日時点)

分 野	対象施設	計画策定率(昇順)
① 学校施設	公立学校施設	7%
② 医療分野	病院	10%
③ 地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	14%
④ 漁業集落排水施設	漁業集落排水施設	18%
⑤ 消防関係施設	消防庁舎	31%
⑥ 農業集落排水施設	管路施設・処理施設	42%
⑦ 廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	42%
⑧ 警察施設	庁舎等	44%
⑨ 港湾	外郭施設	66%
⑩ 下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	70%
⑪ 道路	橋梁(橋長2m以上)	73%
⑫ 水道分野	上水道施設	75%

⑬ 住宅	公営住宅	89%
⑭ 河川・ダム	主要な河川構造物	91%
⑮ 公園	都市公園	93%

公共施設等の適正管理の推進

【出典：総務省、平成30年12月21日、「平成31年度地方財政計画の概要」】

- 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「**公共施設等適正管理推進事業費**」について、長寿命化事業の対象を拡充（橋梁、都市公園施設等）

(1) 対象事業等

下表のとおり、長寿命化事業の対象を拡充

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ● 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 ● 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 【社会基盤施設】 ● 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業） （道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、 <u>都市公園施設</u> 、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設、 <u>農道・地すべり防止施設</u> ） ※ 下線部分について拡充	90%	財政力に 応じて 30～50%
③ 転用事業 ● 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ● コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】 ● バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ● 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 ● 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90%	交付税措置 対象分の75 %の30%
⑦ 除却事業	90%	—

※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象

(2) 事業年度

①～⑤及び⑦は**平成33年度**まで

⑥は平成32年度まで（ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずる）

(3) 事業費

4,800億円（前年度同額）

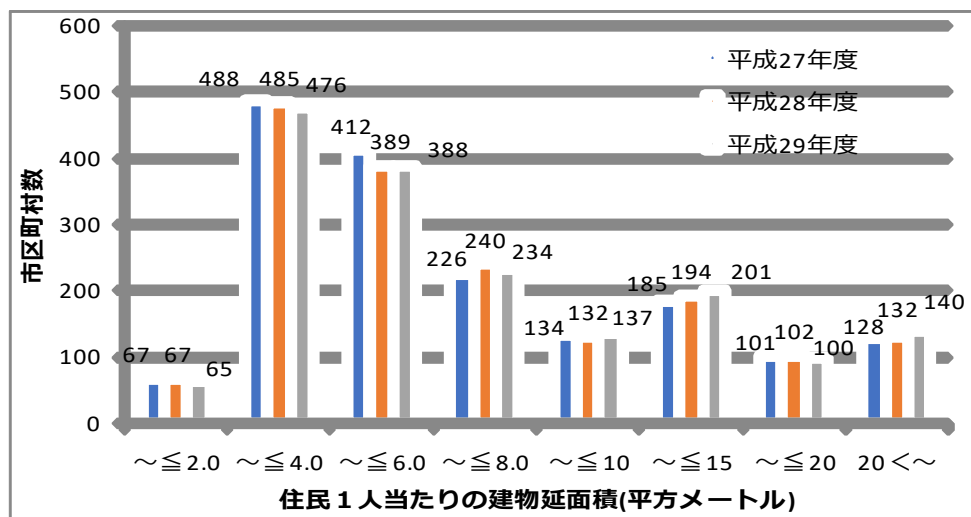


図-50 住民1人当たりの公共施設の建物面積の分布

- 1,741市区町村の加重平均値
 平成29年度末：3.81m²/人(≒486,386,405m²／127,707,259人)
 平成28年度末：3.80m²/人(≒486,259,393m²／127,907,086人)
 平成27年度末：3.79m²/人(≒485,276,743m²／128,066,211人)
 平成26年度末：3.77m²/人(≒482,846,751m²／128,226,483人)
 平成25年度末：3.74m²/人(≒480,527,652m²／128,438,348人)
- 範囲は、東京都国分寺市の1.31m²/人から沖縄県渡名喜村の137.06m²/人である。
- 住民は、総務省の「平成29年度市町村別決算状況調の住民基本台帳人口(総計)」より
- 建物面積は、総務省の「公共施設状況調経年比較表」より、行政財産と普通財産の合計値

表-46 住民1人当たりの公共施設の建物面積が広い自治体(上位10)

平成29年度末		建物の延面積：m ² (行政財産+普通財産) A	住民基本 台帳人口 (総計) B	A/B (降 順) m ² /人
1	沖縄県 渡名喜村	51,807	378	137.06
2	高知県 大川村	37,761	400	94.40
3	鹿児島県 十島村	54,694	709	77.14
4	島根県 知夫村	45,146	614	73.53
5	北海道 中頓別町	119,039	1,762	67.56
6	北海道 占冠村	96,917	1,450	66.84
7	北海道 音威子府村	50,829	771	65.93
8	奈良県 野迫川村	26,792	418	64.10
9	沖縄県 多良間村	72,445	1,169	61.97
10	北海道 利尻町	129,416	2,100	61.63

表-47 市町村別、住民1人当たりの公共施設の建物延面積

平成29年度末		建物の延面積：m ² (行政財産+普通財産) A	住民基本 台帳人口 (総計) B	A/B (降 順) m ² /人
福岡県				
120	東峰村	47,079	2,175	21.65
240	大任町	78,705	5,242	15.01
255	添田町	148,112	10,185	14.54
295	川崎町	225,840	17,152	13.17
306	赤村	41,355	3,235	12.78
308	糸田町	117,214	9,194	12.75
359	田川市	556,618	48,643	11.44

福智町	250,227	23,246	10.76
嘉麻市	407,101	39,177	10.39
小竹町	67,868	7,847	8.65
芦屋町	119,965	14,125	8.49
香春町	94,576	11,209	8.44
みやこ町	168,480	20,125	8.37
築上町	154,352	18,769	8.22
上毛町	59,335	7,737	7.67
宮若市	209,631	28,346	7.40
鞍手町	114,701	16,316	7.03
水巻町	191,116	28,866	6.62
八女市	411,338	64,637	6.36
飯塚市	822,799	129,801	6.34
豊前市	147,576	26,040	5.67
久山町	47,871	8,771	5.46
うきは市	160,174	30,293	5.29
北九州市	4,980,932	961,024	5.18
みやま市	195,144	37,992	5.14
大川市	178,699	34,844	5.13
朝倉市	276,468	54,068	5.11
桂川町	69,079	13,671	5.05
吉富町	32,551	6,854	4.75
直方市	261,160	57,151	4.57
筑前町	133,069	29,685	4.48
大牟田市	505,291	116,578	4.33
60市町村の平均	21,737,612	5,130,773	4.24
柳川市	275,921	67,242	4.10
大刀洗町	62,151	15,566	3.99
全市区町村の平均			3.81
福岡市	5,555,581	1,529,040	3.63
久留米市	1,075,983	306,461	3.51
行橋市	251,284	73,360	3.43
中間市	143,613	42,443	3.38
苅田町	125,488	37,363	3.36
遠賀町	63,358	19,383	3.27
篠栗町	96,760	31,537	3.07
大木町	43,205	14,333	3.01
宇美町	112,638	37,376	3.01
筑後市	145,635	49,336	2.95
糸島市	294,609	100,750	2.92
宗像市	276,494	97,317	2.84
古賀市	165,582	58,721	2.82
岡垣町	86,510	31,973	2.71
須恵町	75,024	28,084	2.67
小郡市	157,502	59,623	2.64
福津市	163,819	63,079	2.60
粕屋町	118,653	47,076	2.52
新宮町	80,323	32,564	2.47
春日市	268,353	113,040	2.37
広川町	46,993	19,811	2.37
那珂川町	115,887	50,341	2.30
志免町	98,761	45,807	2.16
筑紫野市	219,299	103,731	2.11
太宰府市	148,581	71,877	2.07
大野城市	195,179	100,541	1.94

○ 平成31年3月31日現在、都道府県及び指定都市については全団体、市区町村については99.8%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定済み未策定団体は、福島県大熊町、双葉町、飯舘村の計3町村です(出典は総務省HP)。

(9) 自治体戦略2040構想研究会について

【出典：総務省自治行政局、自治体戦略2040構想研究会(座長 清家篤)、

平成29年10月2日(第1回目)の配付資料】

2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の検討が必要

- 我が国の人口は、2008年(1.28億人)をピークに減少、大都市部を中心に高齢化が急ピッチで進行

2040年頃には総人口は毎年100万人近く減少

→ 自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与える

- 医療、福祉、インフラ、空間管理など、住民サービスの多くは地方自治体が支えている。

地方自治体が**持続可能な形**で住民サービスを提供し続けることが、「住民の暮らし」や「地域経済」を守るために不可欠。さらには、我が国が国際社会において「名誉ある地位」を占め続けるためにも必要

高齢者人口がピークを迎える2040年頃(2042年に3,935万人)をターゲットに

- ① 住民生活に不可欠な行政サービスがどのような課題を抱えていくことになるのか、
 - ② その上で、住み働き、新たな価値を生み出す場である、都市をはじめとする自治体の多様性をどのように高めていくのか、
 - ③ ①、②のために、どのような**行政経営改革、圏域マネジメント**を行う必要があるのか、
- 検討を進める必要がある。

→ **持続可能で多様な自治体による行政の展開が、我が国のレジリエンス(強靱性)向上につながる。**

【世界の変化(2015→2040)】

- ◆人口はアジア、アフリカを中心に18億人増加

世界の人口：74億人→92億人(うちアジア7億人、アフリカ9億人)

アジアの人口：印+3億、パキスタン+0.9億、インドネシア+0.5億、中+0.2億

- ◆人口は都市部へ集中、都市の時代に

世界の都市人口：40億→57億、印+2.8億、中+2.6億、インドネシア+0.7億

- ◆東アジア諸国を中心に高齢化が進展

合計特殊出生率(2015)：日1.45、タイ1.4、韓1.24、台湾1.18

- ◆世界経済の中心は欧米からアジアへ

GDPシェア(2010→2030)：米24→20、欧17→12、中16→24、印6→10、日7→4

【日本の変化(2015→2040)】

- ◆人口は0.16億人減少し、1.11億人

- ◆団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピーク

65歳以上人口：3,387万人 → 3,921万人(+534万人(+16%))

75歳以上人口：1,632万人 → 2,239万人(+607万人(+37%))

- ◆三大都市圏で特に高齢化が急速に進行 東京都も2025年に人口減少に転じる

65歳以上人口：東京都 308万人 → 412万人(+104万人(+34%))
 大阪府 235万人 → 268万人(+ 34万人(+15%))
 愛知県 178万人 → 222万人(+ 43万人(+24%))

◆生産年齢人口減少により労働力確保が課題

生産年齢人口：7,728万人 → 5,978万人(▲1,750万人)

医療

- ・特に東京圏(一部三県)で**入院需要は急増**。^{*1}
(2015年→2040年で入院ニーズ(1日当たり)が全国で30万人増(=1.2倍)、東京圏は11万人増、近畿圏は6万人増、中部圏は4万人増(三圏で全国の約7割))
- ・**医療と介護の連携**による入院期間の短縮と在宅医療・在宅介護の充実は実現できるのか。
- ・2025年までに全国で医療・介護人材を240~280万人増加させる必要。(対2011年比)^{*2}

福祉

- ・特に東京圏で**介護需要は急増**。^{*1}
(2015年→2040年で介護サービス利用者が全国で323万人増(=1.6倍)、東京圏は101万人増、近畿圏は60万人増、中部圏では49万人増(三圏で全国の約7割))
- ・**介護施設(及び高齢者向け住まい)不足と介護人材不足**をどう乗り越えるのか。
- ・単身世帯高齢者が増加。^{*3}
東京都:79万世帯(2015年)→103万世帯(2035年)(+30%)
- ・認知症患者数が増加。^{*4}
525万人(2015年)→953万人(2040年)(+82%)

インフラ・公共施設／公共交通

- ・**高度経済成長期に集中投資したインフラ^{※1}や公共施設^{※2}の更新時期が到来。**
(※1 2033年には橋りょう、トンネルの過半が築50年超に。)^{*5}
(※2 体育館、市民会館、ゴミ焼却施設、公営住宅 等)
- ・人口減少と人口構成の変化によるニーズの変化に即した集約・転用ができるのか。
- ・高齢者増加に伴い運転免許非保有者数は増加。^{*6}
地域の足の確保が課題に。2004年→2040年で100万人増(推計値)。

空間管理

- ・「所有者不明土地問題研究会」^{*1}によれば、全国で410万ha(20%)の土地が所有者不明。
- ・**都市のスポンジ化^(※)が進行**。住宅立地の誘導が課題に。
※ 都市の大きさは変わらずに、ランダムに小さな空き家、空き地が生じて都市全体が低密度化する状態。
- ・**耕作放棄地面積が増加傾向**。^{*8}
34.3万ヘクタール(2000年)→42.3万ヘクタール(2015年)

治安／防災

- ・**空き家数・空き家率が急増**。^{*1}
空き家数 820万戸(2013年)→2,141万戸(2033年)
空き家率 13.5%(2013年)→30.2%(2033年)
- ・首都直下地震・南海トラフ巨大地震の発生確率は今後30年間で70%。^{*2}

教育／子育て

- ・2040年には**15歳未満人口は3/4**に。^{*3}
1,595万人(2015年)→1,194万人(2040年)
- ・既に毎年500校程度(2000年→2015年)発生している廃校(小・中)の転用などハードの有効活用が課題に。^{*3}
- ・希望する人が**安心して結婚、妊娠、出産、子育てできる社会**をどう作るか。

産業

- ・**国内市場の縮小と国際競争の激化**にどう対応するか。
- ・高付加価値のものづくりやサービス、安全・安心な食など**日本の強み**を活かしつつ、AI、IoT時代の起業を促す**都市文化、農村環境**をどう作るか。

労働

- ・**生産年齢人口が減少**するが^{*4}、ICTやロボットの活用により、人手不足にどの程度対応できるか。
生産年齢人口：7,728万人→5,978万人(▲1,750万人)
- ・女性も男性も、高齢者も若者も、難病や障害を抱える人も、働きたいと望む人が働ける環境を整備することができるか。

ICTによる行政課題の解決

- ・自治体を取り巻く**行政課題の解決にICTの力をいかに活用していくか。**
- ・セキュリティを確保しつつ、行政手続きをはじめとする行政の業務全体の効率化や柔軟な働き方をどう実現するか。

財政

- ・都市を中心とする高齢者の増加は**社会保障関係経費の増加**をもたらす。生産年齢人口の減少や地価の下落は**住民税や固定資産税の税収減**につながるが、どう対応するか。
※「消費可能性都市」とされた東京都豊島区では、財政収支が2035年から兩れ、2060年には100億円以上の財政不足が生じると試算。^{*5}

2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応

【出典：平成30年4月26日付け総務省報道資料、自治体戦略2040構想研究会第一次報告】

2040年頃までの個別分野と自治体行政の課題について議論してきたが、2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応を整理する。概ね以下の3つの柱に集約される。

1. 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏：略
2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全：略
3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

2040年頃にかけての危機	考えられる対応
○ 多くの都市で「都市のスポンジ化」が顕在化。このまま放置すれば、都市における人口密度が低下して、人口集中地区（D I D）面積は縮小し、加速度的に都市の衰退を招くおそれ	○ 新たな産業を生み、地域経済を牽引する都市機能、医療や介護、買い物等の生活機能を確保するため、人口30万程度以上の商圈や生活圈域レベルの中でD I Dにおける一定の集約を維持
○ 人口増加局面に増加した防災上安全性の低い地域や高齢者の交通手段に欠く地域での居住リスクが、スポンジ化の進行で、治安面の悪化を含め、顕在化するおそれ	○ より安全で、医療や介護、買い物などの生活機能が近隣で維持された空間に集住することで、自然災害リスクを減少し、高齢者にも住みやすい空間を形成。警察力・消防力の効率的な運用で、治安・救急面での安心も確保
○ 高度経済成長期以降に整備されたインフラが今後老朽化し、更新投資の増加が見込まれる	○ 人口減少に応じて、量を減らしながら既存ストックを有効活用するため、I o Tを活用したインフラ点検の省力化とあわせて、管理の効率化に止まらず、活用方法の多様化などにより価値を向上
○ 東京圏においては、都心への長時間通勤を前提として開発された郊外ベッドタウンのスポンジ化と都心居住が進むが、過度な集中は首都直下型地震発生時のリスクに	○ 東京圏において、郊外を含めた圏域全体の持続可能性を高めるため、職住近接ができるような圏域の構築

基本的な考え方

- ◆ **2040年頃の自治体の姿**は運命的に与えられるものではなく、住民が自らの意思で**戦略的につくっていくことができる**もの。
- ◆ 自治体が住民とともに**落ち着いて建設的な議論**に向かい、時間をかけて準備ができるよう、我が国全体で共有できる**長期的な戦略を早い段階で定め、住民にとって実感のできる選択肢を示す必要**がある。
- ◆ 人々の良質な生活を満たす、**公・共・私のベストミックス**のあり方や方法は、都市部と農村部、東京圏と東京圏以外など、**地域によって大きく異なる**。
- ◆ 自治体は、地域の戦略本部として、**制度や組織、地域の垣根を越えて、資源(施設や人材)を賢く戦略的に活用**する必要がある。個々が部分最適を追求することにより合成の誤謬に陥らないようにしなければならない。

- ◆ 自治体は、単なる「サービス・プロバイダー」から、公・共・私が協力し合う場を設定する「プラットフォーム・ビルダー」への転換が求められる。

【出典：NHKスペシャル取材班、縮小ニッポンの衝撃、講談社現代新書、2017年7月、p.112～116 & p.165～170、平成28年9月25日放映NHKスペシャル】

- 北海道の自治体にとって、夕張市の財政破綻は「対岸の火事」ではない。人口減少による税収の急激な低下がもたらす危機をどこよりも早く実感しているはずだ。そう考えた取材は北海道の全179自治体を対象にアンケートを実施し、その9割以上に当たる166の自治体から回答を得た。このアンケートを実施するにあたって、放送する際には自治体名を公表しない、ということを約束した。自治体が直面している問題の深刻さと行政の本音を引き出したかったからだ。その結果、返ってきた解答用紙には、**とても住民の前では口にすることのできない、現役の自治体職員達の強い危機感**が綴られていた。

- ① 自治体として生き残れるか、仮に生き残れたとして健全に行財政運営ができるのか非常に危機感を持っている。
- ② 人口減少の結果、税収だけでなく国民健康保険の運営に支障が出ていて、住民生活に影響を及ぼしている。脆弱な財政基盤の中では限界がある。
- ③ 地域経済は低迷の一途をたどり、税収の落ち込み、年金・医療・介護等の社会保障費の負担増など、過疎地域の小さな町村は自治体で(著者注：行政サービスを)維持することが困難になる。手立てを講じることができず、大きな危機感を感じている。
- ④ これまでと同様の行政サービスを享受するには行政が自助努力を行った上で、住民にもこれまで以上の負担を求めることになり、住民に理解してもらえるかが課題。理解が得られなければ行政サービスの低下もやむを得ない。
- ⑤ 今後の人口減少や財政規模の縮小を考慮すると、現状の公共サービスを続けていくことは非常に困難。特に、保有している老朽化した公共施設を将来にわたって維持することは困難であり、公共施設の縮減に取り組む必要がある。
- ⑥ 地域コミュニティが維持できないため、集落が維持できなくなる予想。高齢化により地域の担い手が不足。補う行政職員の数も限られており限界が見え始めている。

アンケートで現行の行政サービスを今後維持し続けることができるのかについてたずねたところ、水道については67%、道路については58%、学校については59%の自治体が「現状を維持することが困難である」と回答した。さらに、78%の自治体は「今後の人材確保に不安がある」と回答。複数の自治体では既に欠員が生じ、本来必要な職員の確保ができていない状況にあることがわかった。・・・中略・・・

鈴木夕張市長は、格差があってはいけない生存権ですら、既に明らかな格差が生じつつあると危惧する。「子どもたちの医療費の無料化ひとつとっても、北海道で言えば、例えば南富良野町と、夕張市とでは、あまりにも受けられる行政サービスの水準が大きく乖離しています。南富良野町は大学まで子どもにかかる医療費は無料です。南富良野町には大学はありませんから、親が南富良野に住んでいれば、東京の大学に行っている子どもでも医療費はいっさいかかりません。一方で、夕張市では、6歳未満の未就学児だけしか医療費が無料になりません。命に関わる医療で、これほどの格差が広がるのは、私には『何か間違っている』ように思えてなりません。夕張市民は、夕張市の市民であ

ると同時に日本の国民なんです。・・・中略・・・生存権に関わる行政サービスについては、国が一定の指針を示して、地方でも都会でも同じ水準のサービスが受けられるように、ある程度の財政措置が必要ではないでしょうか」

懲罰的ともいえる財政再生計画で住民と市職員が疲弊し「第2の破綻」の危機に瀕している夕張市。課題先進地のトップが投げかけているのは、国による一つの「線引き」の必要性だ。日本全体が縮小していくことを前提に、この国はどこまで公のサービスを最低ラインとして守り続けるのか。そして、あまりにも激しい自治体格差がある場合には、その是正のために、やはり国が何らかの調整を行う必要があるのではないかと。

- 林直樹(金沢大学人間社会研究域人間科学系の准教授)氏は、高齢化が著しい過疎地では、住民の生活と共同体を守り、地域環境の持続性を高めるため、一定規模の拠点集落にまとまって移住する、つまり「集団移転」を提唱している。・・・中略・・・

過疎を理由に「集団移転」を行った集落はまだ少数にとどまっているが、先行例では住民の満足度は比較的高い。総務省が2001年にこれまで集団移転した人々へのアンケート調査を行ったところ、72%が「移転して良かった」と答えた一方、「移転前の方が良かった」と回答したのは2.3%に止まった。その理由は「日常生活が便利になった」「医療や福祉サービスを受けやすくなった」「自然災害や積雪などへの不安の軽減」という答えが大半を占めた。・・・中略・・・

もう1点、林氏は、「コスト」の問題にも切り込んでいる。

「雪国の場合、市町村道1キロの維持に年間90万円ほどかかっています。例えば、メインの道路から5キロは行ったところに高齢者が1人で暮らしている場合、その人のためだけに年間450万円の支出が行われていることになる。ごみ収集や水道管のメンテナンスの費用もかかります。これらの費用を正当性のある行政サービスの一つとみなすかどうかは意見が分かれるところです。難しいものになるでしょうが、この種の議論をタブーにしても状況が改善することはありません」

・・・略・・・

2040年頃人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか 【出典：平成30年7月3日付け総務省報道資料、自治体戦略2040構想研究会第二次報告】

I 自治体戦略2040年構想における新たな自治体行政(O S)の基本的方向性

自治体戦略2040年構想は、2040年頃に掛けて迫り来る我が国の内政上の危機を明らかにし、共通認識とした上で、危機を乗り越えるために必要となる新たな施策(アプリケーション)の開発とその施策の機能を最大限発揮できる等にするための自治体行政(O S : Operation System)の書き換えを構想するものである。

第一次報告においては、高齢者人口がピークを迎える2040年頃までの個別分野と自治体行政の課題について俯瞰し、2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応を、①若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏、②標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全、③スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラの3つの柱で整理した。

これらの危機を乗り越えるべく、全ての府省が政策資源を最大限投入するに当たって、

自治体も、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォームあり続けなければならない。第一次報告書では、自治体行政(〇S)の書き換えに関する今後の検討の基本的方向性として、以下を掲げている。

- **個々の市町村が行政のフルセット主義を廃止**、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持確保することによって、人が人としてつながりの中で生きていける空間を積極的に形成し、人々の暮らしやすさを保障していく必要がある。
- **人口減少が先行して進んできた県においては、県が市町村と一体となって様々な施策を展開**して地域を守ろうとする動きが顕著になっている。都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を進めていくことも必要になる。

(略)

この検討の基本的方向性を受け、本研究会では、①スマート自治体への転換、②公共私による暮らしの維持、③圏域マネジメントと二層化の柔軟化、④東京圏のプラットフォームについて、更に議論を深めたので、その結果を第二次報告としてお示しする。

Ⅱ 2040年頃を見据えた自治体行政の課題

・・・略・・・

Ⅲ 新たな自治体行政の基本的考え方

我が国は既に2008年から人口縮減期に入った。2040年頃には団塊ジュニア世代(年間出生数は200～210万人)が65歳以上となる一方、その頃に20歳代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまる(2017年の出生数は95万人)。我が国の社会経済に迫り来る労働力の深刻な供給制約は、もはや避け難い社会経済の前提条件であるといえる。

今後、東京圏でさえも人口減少が見込まれる。全ての自治体において、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約される。このことを前提に、**既存の制度・業務を大胆に再構築**する必要がある。

自治体に求められる機能も変化する。人口減少と高齢化により、公共私それぞれの人々の暮らしを支える機能が低下する中、自治体は、「プラットフォーム・ビルダー」として**新しい公共私の協力関係を構築し、住民生活に不可欠なニーズを満たす**ことが求められる。

自治体の職員は関係者を巻き込み、まとめるプロジェクトマネジャーとなる必要がある。自治体においては、公共私を支える人材の確保・育成が重要な課題となる。ワークライフバランスやワークライフミックスを実現しやすい地方圏においては、定年後だけでなく定年前から、新たな活躍の場や豊かな生活環境を求める人材が移住しやすい環境を整備していくことが重要である。

このような環境変化に対応して、自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくためには、A I (人工知能)やロボティクスによって処理することができる事務作業は全てA I・ロボティクスに任せ、**職員は職員でなければならない業務に特化**することが必要である。あわせて、新たな公共私の協力関係を構築することなどにより、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある。

自治体のあり方は、人口縮減時代のパラダイムへ転換しなければならない。これまでの人口拡大期には、人口増加と都市の拡大に伴い増加する行政課題を、個々の自治体が現場の知恵と多様性によって生み出した新たな政策によってそれぞれ乗り越えてきた。いわば独立した自治体による**個別最適の追求が全体最適**をもたらした。

しかしながら、人口縮減期を迎え、行政の課題解決手法が成熟し、自治体同士がネットワークで結ばれるようになった今、行政サービスの質や水準に直結しない業務のカスタマイズはかえって全体最適の支障となっている。

今後の自治体は、行政サービスの質や水準に関する自立的な意思決定を行う主体であることを前提としつつ、その機能を存分に発揮するために、標準化された共通基盤を用いて、効率的にサービスを提供する体制を構築することが求められる。

人口縮減時代のパラダイムへの転換は、個別自治体における対応にとどまらない。人口の縮減とともに、都市圏が維持できるサービスや施設の全体量も縮減する。**個々の自治体が短期的な個別最適を追求し、過剰な施設の維持や圏域内での資源の奪い合いを続ければ、縮減する資源を有効に活かさないまま、圏域全体、ひいては我が国全体が衰退のスパイラルに陥る。**現在の自治体間連携を超えて中長期的な個別最適と全体最適を両立できる圏域マネジメントの仕組みが必要である。・・・略・・・

IV 自治体戦略2040構想の実現に向けて

自治体戦略2040構想研究会では、およそ9ヵ月間にわたり、自由闊達な議論の中で、忌憚のない意見を交わしてきた。2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機、さらには、その危機を乗り越えるために必要な新たな施策(アプリケーション)のあり方とそれらの機能を最大限発揮できるようにするための自治体行政(O S)の書き換えについて、構想してきた。既に第一次報告において指摘したとおり、2040年頃にかけて迫り来る我が国の危機は、現時点で既に想定されているものである。この危機を、我が国の**人口増加を前提とした社会モデルの総決算**を行うことで乗り越えて、我が国が世界に先駆けて、人口減少に対応した社会経済のモデルとなることが求められている。

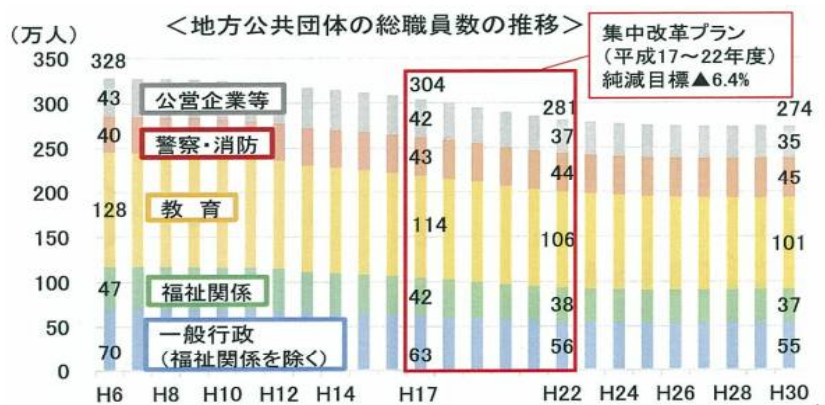
2040年頃の自治体の姿は運命的に与えられるものではなく、住民が自らの意思で戦略的に作っていくことができるものである。自治体が住民とともに落ち着いて建設的な議論に向かい、時間をかけて準備ができるよう、我が国全体で共有できる長期的な戦略を早い段階で定め、住民にとって実感できる選択肢を示す必要がある。

自治体は、住民の暮らしを支える基盤であり、欠かすことができない存在である。各自治体は、迫り来る危機を自らの危機と認識し、2040年頃の自らや圏域の姿を具体的に想起して、必要な対策に着手しなければならない。

求められるのは、**社会の機能不全を自ら克服し、しなやかに危機を乗り越えることができる**という意味での**接続可能性**である。危機への対応こそがチャンスとなる。危機を回避し、乗り越えるため、政府全体として、第一次報告において示した新たな施策(アプリケーション)の開発と第二次報告において示した新たな自治体行政(O S)に関する制度設計について具体的に検討を進める必要がある。



第32次地方制度調査会(首相の諮問機関)で7月から議論開始



図－51 地方公共団体の総職員数の推移

【出典：財務省、令和元年5月22日開催財政制度分科会配付資料】



図－52 一般行政部門の職員数の推移

【出典：財務省、令和元年5月22日開催財政制度分科会配付資料】

- 令和元年5月23日付け毎日新聞に「地方職員3万人減可能」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

財務省は22日、財政制度等審議会分科会で地方財政の改革案を議論した。警察官や消防士、教員等を除いた地方自治体の一般職員数が2018年まで4年続けて拡大して計1万人増えた点を取り上げ、今後の人口縮小ペースに合わせると25年には約3万人減らせるとの試算を提示。A Iの活用などで事務作業を効率化し、着実に人員を絞るよう求めた。

財務省は3万人に関し、**大量採用を避ければ自然減で達成可能な水準**だとみている。地方交付税などで国が一部を支出している**地方財政規模の伸びを抑える狙い**があり、20年度予算案に反映させたい考えだ。ただ自治体は児童虐待対策といった福祉分野に対応するため増員した面があり、反発する可能性もある。

全国の都道府県や市町村で働く職員は05～10年頃に大幅減少。だが14年4月の90万9千人弱を底として増加に転じ、18年4月には91万9千人余りとなった。財務省は人口千人当たりの職員数を18年水準のまま据え置くと仮定し、3%(約3万人)の削減例を例示した。効率化策では、近隣自治体で事務を一括処理する取り組みも促した。

地方公共団体の職員数は、平成6年(1994年)をピークに減少してきたが、足元では横ばい。一般行政部門の職員数(実績)は、平成27年(2015年)以降4年連続の増となっている。

今後、人口減少がさらに加速し、官民とも労働力不足が深刻化することを踏まえ、地方公共団体の業務・体制を抜本的に見直していく必要。A Iの活用や業務広域化といった取組みを**職員数の抑制に着実**につなげていくべき。例えば一般行政部門の職員について、人口当たり職員数を一定にした場合、2025年までに約3万人(▲3%)の効率化。

○ 令和元年8月1日付け読売新聞に「人口減自治体連携が重要 地制調中間報告 2040年行政サービス維持」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

政府の第32次地方制度調査会(首相の諮問機関)は31日、人口減少が加速する**2040年頃の地方自治体のあり方**に関する中間報告をまとめた。行政サービスを維持するため、地方自治体間の連携の推進を訴えた。今後、具体策を議論し、**来年7月までに答申をまとめる。**

中間報告は、高齢者人口がピークを迎える40年頃の地方行政の課題と対策を列記した。人口減に伴って行政職員の人手不足が生じるおそれがあると指摘し、市町村が近隣自治体と業務の共同化を進める必要を記した。**都道府県には自治体同士の連携支援の調整役を担うことを求めた。**

道路、上下水道などのインフラや公共施設についても、老朽化の進行に対応するため、近隣の市町村や都道府県との維持管理の連携や施設の集約が必要だと明記した。

地域の課題解決に向け、地方議会の役割が大きくなるとして、議会への多用な人材の参画を促し、議員のなり手不足解消を進めるべきと主張。人工知能(AI)など先端技術の進展が地域の課題解決につながる可能性にも触れた。ただ、中間報告は自治体連携の具体像については、「各方面の意見を踏まえ、さらに調査審議を続けていく」と記すにとどめた。総務省の研究会は昨年7月、複数自治体で構成する「圏域」単位でのまちづくりを掲げ、圏域の法制化を提言した。

これに対し、この日の会合でも地方側からは、圏域の中心となる都市には公共施設が集中し、「周辺市町村が衰退する」と反発の声が上がった。具体策を巡る今後の議論は難航も予想される。

**2040年頃に想定される
地方の変化と対応策**
(地方制度調査会の中間報告から)

変化	対応策
人口減で行政職員も人手不足に。行政サービスに影響も	近隣市町村と連携し、業務を共同化。都道府県は調整役に
維持管理を担う職員が減り、インフラや公共施設の老朽化が進行	近隣市町村や都道府県とともにインフラ・公共施設の維持管理や集約を実施
AI(人工知能)の普及や技術革新が進展	他の自治体や国と協力して行政サービスのデジタル化やAIの共同利用を推進

【出典：地方制度調査会、「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」、令和元年7月31日】

第1 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題

1 地域において対応が求められる変化・課題

2. 地域ごとに異なる変化・課題の現れ方

(1) 地域ごとに異なる変化・課題の現れ方の例

前述した変化・課題の多くは、全国的に顕在化していくことが見込まれる。他方、それぞれの変化・課題の現れ方は、その要因の変化の度合いや活用可能な経営資源の違い等により、地域ごとに大きく異なる。

例えば、人口構造の変化は、幅広い分野にわたりサービスの需要と供給の両面に大きな影響を与え、多くの変化・課題の要因となっているが、現在予測されている各市町村の人口構造の変化の現れ方は様々である。国全体の人口構造の変化と異なり、生産年齢人口が増加する市町村もあれば、高齢者人口が減少する市町村も少なくない。指定都市、中核市、

一般市、町村の区分ごとに一律にパターン化できるものでもない。また、同一市町村内にも都市的地域と農山漁村的地域が存在し、人口構造の変化が一様ではない場合がある。

変化・課題の要因はこのような人口構造の変化にとどまらず、インフラの状況、技術の進展、ライフコースや価値観の変化・多様化等様々であり、さらに、地理的条件やこれまでの取組、人材の蓄積の状況等により、その現れ方は地域によって異なる。

第32次地方制度調査会第20会専門小委員会 参考資料1 35ページ参照。

2015年から2040年までに生じる、15～74歳人口と75歳以上人口の変化の幅に着目し、いずれかが一定以上変化する市町村について、機械的に以下の6つに分け、その動きに応じて生じることが考えられる変化・課題について例示した。

- ① 15～74歳人口増加、 75歳以上人口急増(25%以上の増)
- ② 15～74歳人口減少(25%未満の減)、 75歳以上人口急増(25%以上の増)
- ③ 15～74歳人口急減(25%以上の減)、 75歳以上人口急増(25%以上の増)
- ④ 15～74歳人口急減(25%以上の減)、 75歳以上人口安定(25%未満の増減)
- ⑤ 15～74歳人口急減(25%以上の減)、 75歳以上人口急減(25%以上の減)
- ⑥ 15～74歳人口安定(25%未満の増減)、 75歳以上人口安定(25%未満の増減)

地域ごとに異なる変化・課題の現れ方の一例として、市町村ごとに公表されている将来推計人口を用いて、15～74歳人口と、生活上の支えニーズが高まる75歳以上人口の変化幅に着目し、人口構造の変化に伴う変化・課題の現れ方を概観すると、2040年に15～74歳人口が減少(25%未満の減)し、75歳以上人口が急増(25%以上の増)することが見込まれている市町村(**グループ②**)の人口が全人口の過半(60%≒6,537万人/10,949万人)を占める。

このような市町村では、人口構造の変化に起因して、例えば、次のような変化・課題が生じることが考えられる。

- これまで相対的に高齢者が少なかった三大都市圏のベッドタウンや三大都市圏以外の中心的な市等で、高齢者が急速かつ大幅に増加し、膨大な介護需要が生じる。住民に占める高齢者の割合が高まり、地域における医療・介護サービスの提供体制の構築がハード・ソフトの両面で課題となる。15～74歳人口が減少することにより、介護サービスの担い手の確保が課題となる。
- 医療・介護・住まい・公共交通・生活支援が総合的に地域で提供され、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域コミュニティの強化や新たな形成が課題となる。
- 移動手段に占める自動車の割合が高い地域では、高齢者の増加に対応した移動手段の確保が課題となる。
- 15～74歳人口が減少局面に入ることにより、都市の活力の維持が課題となる。今後、人口が増加しない中でさらに居住地が広がると、都市の低密度化が進み、空き地・空き家の増加による都市のスポンジ化が一層課題となる。

15～74歳人口が急減(25%以上の減)し、75歳以上人口が急増することが見込まれている市町村(**グループ③**)において、急速に高齢化が進行し、介護ニーズの急増に対して担い手の減少がより極端に生じることにより、これらの課題がより深刻な形で現れる可能性がある。また、人口減少が進むことにより、生活を支えるサービスやインフラの維持が課題となる。

他方、15～74歳人口が増加し、75歳以上人口が急増することが見込まれている市町村(**グループ①**)においては、人口増加により公共施設の整備が必要となる可能性があるが、特別区等人口が集積し、土地の希少性が高い地域が多いため、十分に新たな住民ニーズに対応できないおそれがある。過度な人口集中は大規模災害時のリスクとなる。新たな住民が増える中で、地域の防災力の基盤となる地域コミュニティの形成が課題となる。

団体数に着目すると、15～74歳人口が急減し、75歳以上人口が比較的安定(25%未満の増減)することが見込まれている市町村(**グループ④**)が約半数を占める。

このような市町村では、人口構造の変化に起因して、例えば、次のような変化・課題が生じることが考えられる。

- 今後75歳以上人口は大きく増加しないものの、15～74歳人口が急減することにより、高齢化率がさらに高まる。高齢者の生活を支えるサービスに担い手の確保が課題となる。
- 15～74歳人口が急減することにより、地域産業や農業等の担い手の確保が課題となる。人材の不足が地域経済や日常生活に必要なサービスの制約要因となるおそれがある。
- 75歳以上人口の増加が鈍化したり、減少に転じたりすることにより、人口減少が加速する。医療機関等の都市機能、生活を支えるサービスやインフラの維持が課題となる。
- 5Gなど Society5.0の基盤となる設備整備に当たっては、利用者が少ないために採算性が課題となる。

15～74歳人口が急減し、75歳以上人口も急減することが見込まれている市町村(**グループ⑤**)においては、人口減少が急速に進むため、これらの課題がより深刻な形で現れる可能性がある。他方、「田園回帰」の流れが広がることで、人口構造や地域の状況は大きく変化する可能性がある。

(2) 資源制約の下での地域ごとの長期的な見通しの必要性

(1)で示した地域ごとの変化・課題の現れ方の違いについては、一例として、市町村ごとの人口構造の変化の度合いに着目して概観したものであり、人口構造の変化以外の様々な要因等や、どのような範囲の地域で捉えるかによっても異なる。2040年頃にかけて地域によって異なって現れる変化・課題に対応するためには、**それぞれの地方公共団体において、首長・議会・住民等がともに、地域における変化・課題の現れ方を見通し、資源集約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのかを議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要**である。

その上で、その未来像を実現するため、未来像から逆算にし、どのようにして必要な経営資源を確保し、取るべき方策の優先順位をつけていくのか、地方公共団体は、現状の取組の方向と照らし合わせながら、**地域のおかれた状況に応じて自ら判断し、長期的な視点で必要な対応を選択**していくことが重要である。

このような議論の材料となる重要な将来推計のデータをいわば「**地域の未来予測**」として整理することが考えられる。その際、住民の日常生活の範囲が市町村の区域を超えて広がっている地域では、生活圏や経済圏を同一にする市町村が共有して広域でデータを整理す

ることが有用であると考えられる。また、一つの市町村内において例えば小中学校区ごとに変化・課題の現れ方に違いが生じる地域では、市町村の区域を複数に分けて狭域でのデータを整理することも有用であると考ええる。

「地域の未来予測」では、各地域において現れる資源制約を明らかにし、また、各地域の特性に合わせて必要なデータを整理することが重要である。その作成に当たっては、既存のデータも活用して各地域にとって事務負担の少ない形で効率的にデータを整理することが考えられる。国においては、各府省の政策に関わるデータ等、国で統一的に把握しているデータについて、都道府県及び市町村に対して情報提供を行うなど、実情に応じた作成支援を行うことが求められる。

第2 2040年頃にかけて求められる視点・方策

1 2040年頃にかけて求められる視点

(1) 変化・課題への対応の必要性和可能性

(2) ひとに着目した視点

(3) インフラ・空間に関する視点

今後、人口増加に伴い整備されたインフラが一斉に更新時期を迎える。一方、人口減少によりインフラを利用し、また、その**負担を分かち合う住民が減少**していく。こうした制約の下では、すべてのインフラを将来にわたり同じように維持管理・更新していくことは現実的ではない。人口構造の変化や Society5.0の到来に伴い求められる機能も変化していく。今後の長期的なニーズに即して必要となる都市機能・生活機能の確保を図り、地域の持続可能性を高めていくことが重要な視点である。

他方で、インフラの更新時期の到来は、これまで面的拡大を続けてきた生活空間を、人口構造の変化に即し、誰もが必要な機能にアクセスでき、人や地域のつながりと賑わいを生む生活空間にデザインし直す好機となる。

こうしたことから、インフラは、更新時において、その種類に応じ人口構造の変化に対応して適正な規模にしていく一方で、社会やニーズの変化・多様化に対応できるよう利用価値を高めながら、次世代に検証していくことが求められる。都市空間については、物理的な都市構造の見直しに加え、地域の諸課題に対応するため、技術やデータを分野横断的に活用し、**地域全体の利便性や安全性を高める「スマートシティ」**を実現するという視点が重要である。

また、公共建築物の適正配置の検討に当たっては、利用者数や利用者の地理的範囲の槽来見通し等に応じ、市町村の区域にこだわらず再配置し、交通ネットワークで結び、活用していく視点が求められる。インフラを適切にメンテナンスする専門人材を地方公共団体間で連携して確保するという視点も必要である。大規模災害に備えた広域的な視点からの対応力も重要である。

さらに、インフラの支え手としては、行政だけでなく、民間の役割も非常に大きい。公的責任に基づく公的関与のあり方に留意しつつ、公共私を越えて、経営資源やノウハウを融通し合うことで、持続可能性を高めながら、より質の高い生活空間を形成していくことが重要である。

農山漁村は、農水産物や木材の供給といった産業面の機能に加えて、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全、良好な景観形成、文化の伝承等も含めた多面的な価値を有す

る。その他面的機能を将来にわたって発揮し続けられるようにすることが重要な視点であり、農地・森林等を適切かつ持続的に管理していく仕組みが求められる。

・・・略・・・

2 2040年頃にかけて求められる方策

(1) ひとに着目した方策

(2) インフラ・空間に関する方策

① インフラ・空間の持続可能な管理

ア インフラの管理手法の見直し

インフラは、更新のタイミングが数十年ごとであり、更新時の判断が数十年間のインフラの姿に影響を与えるため、将来を見据えた判断が特に求められる。新規のインフラ整備に当たっても、持続可能性への配慮が重要である。

インフラを長く使い続けていくためには、定期的な点検と長寿命化、新たな技術やデータの活用等により維持管理コストの縮減を図り、持続可能なメンテナンスを実現していく必要がある。

また、**インフラを賢く使っていくためには、更新に当たって、長期的な人口動態を見据え、厳しい資源制約の下で、更新する範囲、手法等を検討することが重要**である。地方公共団体においては、首長・議会・住民等がインフラの現況や将来見通し等の情報を共有し、求められる機能と負担等について合意形成を図り、計画的に実行していく必要がある。

公共建築物については、利用者数や利用者の物理的範囲の将来見通し、人口減少や高齢化に持続的に対応できる都市構造を考慮し、適正立地を実現できる枠組みが必要である。そのため、まちづくりや都市機能の確保に関する計画、公共施設等の管理に関する計画、公共交通網の確保に関する計画を相互に調整することが重要である。

また、行政需要の変動に応じて、施設等を有効活用するため、特定の利用に限定せず総合的に機能・役割を高めていく手段を柔軟に講じていく必要がある。とりわけ、人口増加期に建設され、公共建築物の延べ床面積の多くを占める学校施設は、児童生徒数が減少していく中で更新期を迎えつつあり、更新時に係る判断が必要な学校施設は今後増えていくことが見込まれる。児童生徒にとって最適な教育環境のあり方を地域の実情に応じ検討する必要がある。**コミュニティや地域活性化の核となる施設**として、民間の力の活用も含め、多機能化や廃校・空き校舎の他の用途への活用等に、部局横断的に取り組む必要がある。

土木・交通インフラについては、より負担の少ない代替手段を含め、提供範囲や提供方法を見直すことの可否も検討することが考えられる。**公営企業は、利用者の減少により施設の稼働率が下がると、料金を上げる必要性が生じるおそれがある**。将来に過度な負担を残すことのないよう、長期的な経営見通しの下、料金設定や整備・更新計画の策定、地域の実情に応じた多様な運営手法の選択、他の公営企業との経営統合等、持続可能な経営に必要な判断を先送りせず行っていく必要がある。

表－48 人口構造の変化のパターンごとの市区町村

	15～74歳人口	75歳以上人口	全 国	福岡県
①	増加	急増(25%以上の増)	50(3%)	3(5%)
②	減少(25%未満の減)、	急増(25%以上の増)	379(23%)	23(38%)
③	急減(25%以上の減)、	急増(25%以上の増)	241(14%)	3(5%)
④	急減(25%以上の減)、	安定(25%未満の増減)	821(49%)	29(48%)
⑤	急減(25%以上の減)、	急減(25%以上の減)	129(8%)	0
⑥	安定(25%未満の増減)	安定(25%未満の増減)	62(4%)	2(3%)
福島県内の市町村を除く全国の市区町村数			1,682(100%)	60

グループ①	グループ②	グループ③	グループ④	グループ⑤	グループ⑥
福岡市 新宮町 粕屋町	糸島市 岡垣町 北九州市 大刀洗町 大木町 小郡市 行橋市 広川町 筑前町 古賀市 宗像市 筑後市 筑紫野市 那珂川町 久留米市 篠栗町 太宰府市 福津市 春日市 須恵町 久山町 志免町 大野城市	遠賀町 荏田町 宇美町	添田町 東峰村 大任町 川崎町 小竹町 吉富町 糸田町 上毛町 田川市 香春町 嘉麻市 築上町 中間市 芦屋町 福智町 うきは市 鞍手町 みやま市 宮若市 豊前市 大川市 八女市 大牟田市 赤村 朝倉市 柳川市 みやこ町 水巻町 桂川町		直方市 飯塚市

(10) 戦略的な撤退による地方行政経営の健全化

○ 国土交通省内の中堅・若手職員が中心となり、2030年頃のあるべき日本社会の姿を構想し、中長期的な国道交通行政の政策提言をまとめるプロジェクトとして、「国土交通省政策ベンチャー2030」が発足しました。

2018年7月31日、国土交通省政策ベンチャー2030が発表した「日本を進化させる生存戦略」の中で「戦略的な撤退による地方行政経営の健全化」について、次のように記述されています。

戦略的な撤退による地方行政経営の健全化

【出典：国土交通省政策ベンチャー2030、日本を進化させる生存戦略、2018年7月31日】

1・1 コンセプト

わが国の人口は2008年にピーク（1億2,808万人、高齢化率22.1%）を迎え、2030年には1億1,000万人台に減少し、深刻な労働力不足に陥るとともに、高齢化率は3割を超過し、社会保障関連予算の増大が懸念される。生活を支えるインフラに関しては、高度経済成長期以降に整備された橋梁、トンネル、下水道等のうち建設後50年以上経過する老朽化施設が増加することに伴い、インフラ等の維持管理・更新費は2033年には4.6～5.5兆円／年の上昇するとの試算もある。人口減少下においても義務的経費は増大し、地方行政経営において、今後ますます財政制約が深刻化していくことが危惧される。

このような状況において、**このまま無策のままに各地域がヒト・モノ・カネを奪い合うことは、まさに「消耗戦による衰退」を助長**することになり、日本全体が破綻の道を辿るおそれがある。このような悲劇を回避するためには、まず第一に、これまで手を付けてこなかった**地方行政経営の不健全化を招く負の要因を根本から是正し、自立した行政経営を実現**させていかなければならない。その上で、限られた貴重な財源や人材を、戦略的に投資していくことが必要である。

こうした基本思想を踏まえれば、地域内に効果が限定される地方公共団体の公共サービスやインフラ（以下「公共サービス等」）はその住民の負担によって賄われべきであり、例外的に国からの保障が必要な場合であっても最低限度に押さえるべきことを国も地方自治体も徹底していくことが必要である。人口予測を踏まえれば、人口減少に応じた居住エリア、住宅ストック量、公共サービス等について将来的に現在の水準から撤退していく必要性は自明のものと思われるが、現行制度ではこれまで人口規模を暗黙のうちに是認にしながら、あらゆる地域に補助金、交付金、交付税が分配されており、**必要以上の国費投入がなされてた可能性がある**。

地域の未来に最終的に責任を持てるのはその地域だけである。「どの程度の公共サービス等を求めるのか」「どのような産業で生きていくのか」「その財源はどうするのか」「どの程度のリスクをとるのか」等も地方公共団体が決定すべきことであり、国が関与する保障レベルのスタートラインは最低限（ナショナルミニマム）に設定すべきである。そのため、現行制度が、各地方公共団体が将来的に必要な最低限となるレベルを過不足なく保障する制度となっているかどうか、中長期的な時間軸を基に、人口構成、地理的条件などを考慮しつつ点検を行い、その結果に基づいて効率化を図る仕組みを整えていく必要がある。この実現にむけては税源移譲も含めた包括的な議論が今後必要になる。併せて、**地域**の意思

決定に資する仕組みを充実させていく。例えば、インフラや公共交通の存廃や費用負担に関する合意形成に資するため、インフラの老朽化度合いの経済データ等などのオープン化を図る仕組みや、居住や都市機能の誘導を促進するために立地の観点を踏まえた住宅・土地税制のメリハリ化を進めていきたい。

当然、このような措置は今までになかった「痛み」も伴うものであり、この「痛み」と引き換えに生まれる貴重な財源・人材等のリソースは、日本の適応・進化を促進していくために地域再生を根底から実現するプロジェクトやスタートアップへ集中投資していく。ただし、その際にはこれまでバラマキと誤解を受けるような「補助金」型ではなく、リスクとリターンを見極めながら戦略的な「投資」の視点を徹底しなければならない。そのためには、個々の事業やプロジェクトの費用対効果をより正確に計測する努力を続けることはもちろん、持続的な行政経営を図る観点から行政全体の義務的経費の削減や自主財源の増加に向け不断の努力をしている地域、社会的価値が高く共感の連鎖やソーシャルキャピタルの醸成により多くの人の心を掴むインタラクティブな取組等にコミットする視点も重要と考えられる。そして、民間主導による「稼ぐ」環境の創出や地域資源の有効活用によるい城内経済の循環を促し、自立した行政経営に向けて国も汗をかきながら伴走していくことが今後求められよう。

また、地方公共団体によるルールづくりや選択の「自由度」を高めていくことも重要である。これは「国が必要以上に支援して依存体質にする」ことからの撤退だけでなく、「地方のやりたいことの邪魔をする」ことからの撤退も意図しているものである。例えば、イノベーションの創出が期待されている現在の特区制度では、既存の法規制をベースとして抜け穴を作る「ネガティブプランニング」となっているが、真のイノベーションは偶発的に生まれるものであるならば、規制をゼロベースからスタートして地域主導により適切なものを自由に組み合わせしていく「ポジティブプランニング」の思考も必要ではないかと考えている。

以上のコンセプトのもと、「戦略的な撤退」に必要な具体的な施策を以降に記すが、これは安易に「大都市と地方都市の対立」や「地域や産業の切り捨て」を意図するものではなく、むしろ、東京一極集中の偏在を是正しながら、自立した地方自治を実現し、大都市も地方都市も各々の魅力を最大限に生かして成長していくために必要な「覚悟」を示したものであることを改めて強調しておきたい。そして、これらの政策により、**行政経営の健全化、未来への持続的な発展に向けた不断の努力を惜しまずに真摯に取り組む地域が正當に報われる社会を実現**させていきたい。

1・2 具体的な施策

1. 2. 1 人口減少を前提とした財政需要モデルに基づく予算・税制の見直し

(課題・背景)

- 地方におけるインフラの維持管理費の増大が止められないなど、行政経営が効率化されていない蓋然性が高い。
- 人口減少下で必要以上の公共サービス等への国費投入がなされている可能性があり、行政経営の不健全化を招く要因を根本から是正することが必要。
- 人口予測を踏まえれば、人口減少に応じた居住エリア、住宅ストック量、インフラや公共交通サービスなどの縮小を前提とした施策運営を行うことが自然であるが、現行制

度の交付税、交付金、補助金は現状の人口規模を是認しながらあらゆる地域に投下されている。

- 地域内の効果が限定されている公共サービス等は住民の負担によって賄われるべきであり、例外的に国からの保障が必要な場合は最低限度に押さえるべきということを国・地方公共団体双方に徹底し、国の関与を極力抑える予算・税配分の体系に見直す必要がある。

(内容・効果)

- 中長期的な時間軸を基に、人口、地理的条件などを考慮して、**将来的に必要最低限の標準的な財政需要モデル**を国が開発。人口規模が小さい地域等は生活圈や経済圏を共にする隣接市町村等と連携した算定モデルとすることも検討。
- モデルによって算定された支出額は、補助、交付金、交付税などの基準に活用。
- モデルで必要とされる程度以上の公共サービス等を維持しようとする場合には、地域の負担とすることを基本とする。
- 地方行政サービスについてのナショナルミニマムや最適なサービスについての地域における議論が進展し、自立的な行政経営が促進される。

1. 2. 2 インフラ老朽化の度合いや経済データの等のオープン化

(課題・背景)

- 今後、大量のインフラが老朽化し、更新時期を迎えるが、人口減少、地域経済の実態を踏まえると、**全てのインフラを現状レベルの量で維持することは困難**となるおそれ。
- 地方公共団体において必要な行政サービス等を抽出し、意思決定していくために必要となる蓋然性の高いデータが必要。
- 一方で、地形、気象、水循環、交通流道等の国土情報、インフラの老朽化、災害リスク情報、公共サービスに係る経済データなど、**インフラに係る各種データが政策決定に有効に活用されていない状況**

(内容・効果)

- 国が人口流動や経済状況、土地利用の変遷、インフラの老朽化データ等のインフラに係るあらゆるデータをオープン化し、**適切なインフラの再配置及び廃止**、新たな活用方法などを効率的に検討するためのインフラ再配置・効率化モデルを構築する。
- これに基づき、既存の道路、河川堤防、鉄道、公益施設といったインフラのうち、必要性のなくなったものを「**廃止するインフラ**」として、**国や地方公共団体が地域住民との合意形成を行った上で、選定**する。
- 廃止インフラの新たな活用に際して必要となる新技術や規制緩和について、国、地方公共団体の連携の下に価値創出を行う企業とのフィールドマッチングを実施する。

1. 2. 3 完全自治に基づくゼロからの制度づくり(ゼロベースエリア)

略

1. 2. 4 立地の観点を踏まえた住宅・土地税制等のメリハリ化

略

1. 2. 5 中心部のタワーマンションの円滑な更新等の公的位置付けの明確化

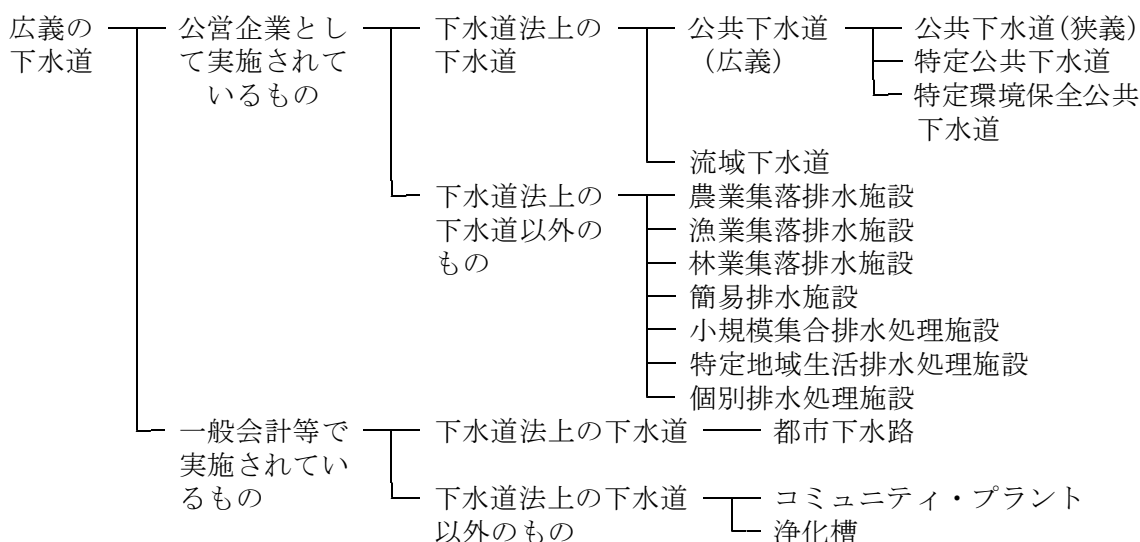
略

§ 2. 生活排水処理施設の整備状況と今後の展開

(1) 生活排水処理施設の種類と整備状況

生活排水処理施設には色々な種類がありますが、総務省の資料によると、利用者である住民から見て「下水道」として認識される「トイレの水洗化」、「公共用水域の水質保全機能」に着目すれば、浄化槽も同じ働きを有していると表現されています。また、下水道と浄化槽との違いは、浄化槽は設置主体・管理主体に色々な方法が選べることです。例えば、下水道と同じように地方自治体が設置・管理主体となる市町村設置型や、浄化槽設置整備事業のように設置費に補助金を出して維持管理を住民に任せるといった方法、さらに、維持管理費に補助金を出す方法や浄化槽使用者と自治体との間で維持管理組織を作る方法、あるいは設置や維持管理に補助金を出さず全て住民に任せる方法などがあります。

つまり、地方自治体と住民との間で生活排水処理に係わる「**受益と負担**」について複数の選択肢があり、地方自治体にとって、**限られた財源から住民が真に望む行政サービスのあり方を知る出発点**となります。例えば、高齢者が住みよい街、安全・安心な街、出産・子育てしやすい街などにするための**予算編成の可能性**を浄化槽と下水道の比較から検討を開始することが重要です。



【出典：下水道事業経営研究会編集、下水道経営ハンドブック第21次改訂版、ぎょうせい、平成21年8月】

図-1 汚水処理施設(下水道)の種類

追記1) 下水道法上の下水道以外のものでコミュニティ・プラントを除く全ての施設は、浄化槽法の適用を受ける施設(広義の浄化槽)です。

追記2) 広義の浄化槽は、地方自治体が設置・管理主体になるもの(公営企業として実施されているもの)と住民が設置・管理主体となるものに大別されます。また、住民が設置・管理主体となるものには、市町村が設置費や維持管理費に補助金を交付しているものと、していないものがあります。さらに、個人管理型浄化槽の維持管理を適切に実施することを目的として、自治体が「維持管理組織」を設立したり、関係業界が「一括契約」システムを導入している事例などがあります。すなわち、**浄化槽は、地方自治体と住民との間で、「受益と負担」の関係について多様なパターンが存在することが特徴です。**

- 汚水処理施設の整備状況を表す指標としては、「**汚水衛生処理率**」と「**汚水処理人口普及率**」があります。
- **汚水衛生処理率**とは、総務省が公表している指標で、下水道法上の下水道のほか、農

業集落排水、コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)、合併処理浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもので、現在水洗便所設置済人口を住民基本台帳人口で除して求めます。なお、現在水洗便所設置済み人口とは、水洗便所を設置・使用している人口であり、下水道等の整備済み区域であっても下水道等に接続されていない人口、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口は除かれています。

表－１ 汚水衛生処理率の経年変化：単位は[千人]

	平成13年度	平成18年度	平成23年度	平成29年度
行政区域内人口	128,311	129,161	128,738	127,698
公共下水道	73,689(57.4%)	83,667(64.8%)	90,263(70.1%)	94,828(73.7%)
合併処理浄化槽	9,817(7.7%)	11,583(9.0%)	11,928(9.3%)	12,325(9.6%)
コミュニティ・プラント	411(0.3%)	315(0.2%)	248(0.2%)	207(0.2%)
農業集落排水施設	2,007(1.6%)	2,700(2.1%)	2,952(2.3%)	2,839(2.3%)
漁業集落排水施設	79(0.1%)	120(0.1%)	132(0.1%)	128(0.1%)
計	86,009(67.0%)	98,405(76.2%)	105,533(82.0%)	110,335(86.4%)

注)平成元年度以前は、単独処理浄化槽処理人口も一定の係数を掛けて浄化槽人口に加算していた。

- **汚水処理人口普及率**とは、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水処理施設、簡易排水処理施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントなど各汚水処理施設における処理人口を、総人口に対する割合で表したものです。なお、**集合処理施設における処理人口**としては、「**現在処理区域内人口**」が用いられています。

この指標は、国土交通省、農林水産省及び環境省がそれぞれ所管している汚水処理施設の普及状況について、処理人口で表した指標を用いて統一的に表現することを三省で合意したことに基づくものであり、平成8年度末の整備状況から公表しています。また、平成14年度までは「**汚水処理施設整備率**」と呼ばれていました。

表－２ 処理施設別の汚水処理人口普及率(環境省、農林水産省、国土交通省合同発) 単位は[万人]

処 理 施 設 名	平成8 年 度	平成17 年 度	平成23 年 度	平成28 年 度	平成29 年 度	平成30 年 度
下水道	6,852 (54.7%)	8,802 (69.3%)	9,355 (75.8%)	9,982 (78.3%)	10,031 (78.8%)	10,074 (79.3%)
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設、林業集落排水 施設、簡易排水施設を含む	135 (1.1%)	352 (2.8%)	350 (2.8%)	352 (2.8%)	344 (2.7%)	337 (2.7%)
浄化槽	708 (5.6%)	1,093 (8.6%)	1,079 (8.7%)	1,175 (9.2%)	1,175 (9.2%)	1,176 (9.3%)
内訳						
浄化槽市町村整備推進事業分	(36)	(75)	(77)	(85)	(84)	(84)
浄化槽設置整備事業分	(158)	(477)	(536)	(605)	(607)	(607)
上記以外分	(514)	(540)	(466)	(485)	(484)	(484)
コミュニティ・ プ ラ ン ト	44 (0.4%)	35 (0.3%)	26 (0.2%)	22 (0.2%)	21 (0.2%)	20 (0.2%)
計 (整 備 率)	7,739 (61.8%)	10,282 (80.9%)	10,811 (87.6%)	11,531 (90.4%)	11,571 (90.9%)	11,608 (91.4)
総人口(住民基本台帳人口)	12,526	12,706	12,335	12,754	12,732	12,706

注) 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

注) 東日本大震災の影響で、平成22年度末は岩手県、宮城県、福島県の3県において、平成23年度末は岩手県、福島県の2県において、調査不能な自治体があるため、今年度は調査対象外としている。

注) 福島県の値は、東日本大震災の影響により調査不能な自治体、「平成27年度調査では相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の計11市町村」、「平成28年度調査では相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の計10市町村」、「平成29年度調査では楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の計8町村」、「平成30年度調査では楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の計7町村」を、それぞれ除いた値を公表している。



図－2 平成30年度末、都市規模別污水处理人口普及率(出典：3省の発表資料)

○ 都市規模別における浄化槽処理人口普及率上位の市町村

住民基本台帳人口 浄化槽処理人口普及率が上位5自治体

100万人以上～ : さいたま市(2.7%)、広島市(1.7%)、仙台市(0.6%)、京都市(0.3%)、名古屋市(0.3%)

50万人以上～100万人未満 : 松山市(24.1%)、岡山市(15.3%)、鹿児島市(14.2%)、船橋市(8.6%)、浜松市(8.1%)

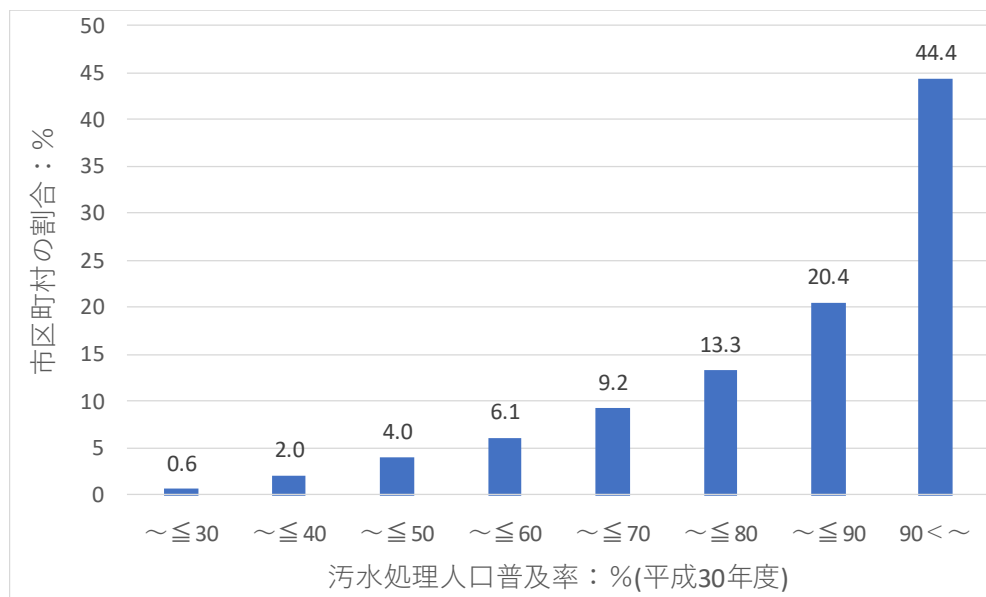
30万人以上～ 50万人未満 : いわき市(29.9%)、和歌山市(25.9%)、高松市(23.5%)、春日井市(19.4%)、大分市(18.4%)

10万人以上～ 30万人未満 : 鹿屋市(55.1%)、霧島市(48.9%)、徳島市(47.8%)、焼津市(44.4%)、江南市(39.1%)

5万人以上～ 10万人未満 : 始良市(77.2%)、柳川市(61.3%)、薩摩川内市(59.5%)、三豊市(57.0%)、島田市(53.8%)

5万人未満～ : 三島村(100.0%)、青ヶ島村(100.0%)、群馬県上野村(97.8%)、利島村(96.8%)、長野県下條村(96.5%)

なお、東京都三鷹市など86市区町村(全体の5.0%)では、浄化槽処理人口は0人です。



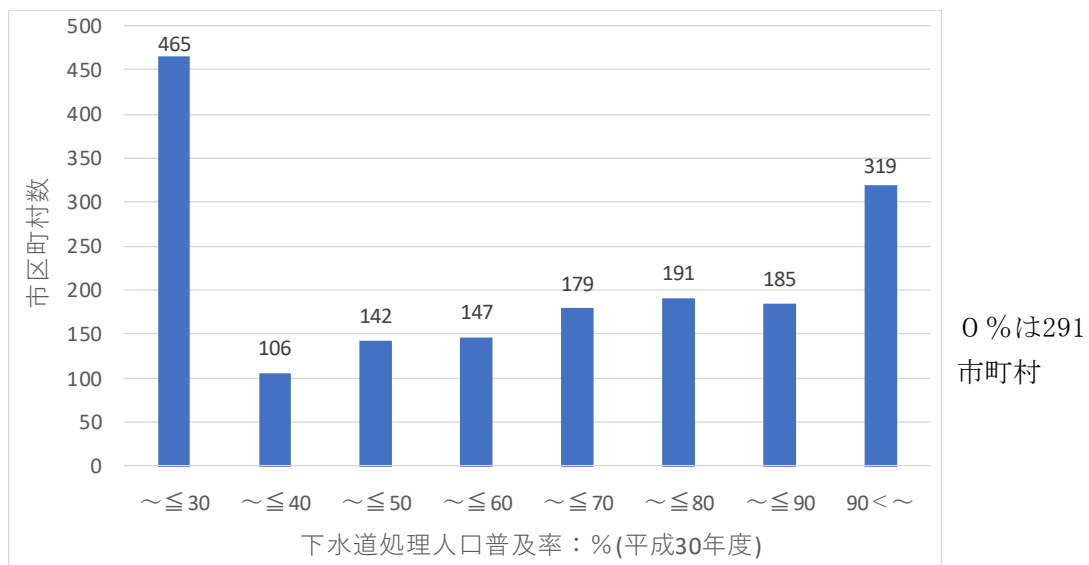
図－3 全国1,734市区町村における汚水処理人口普及率の分布(全国平均91.4%)
(福島県下の7町村を除く)

○ 平成30年度末時点において汚水処理施設整備が完了した市町村

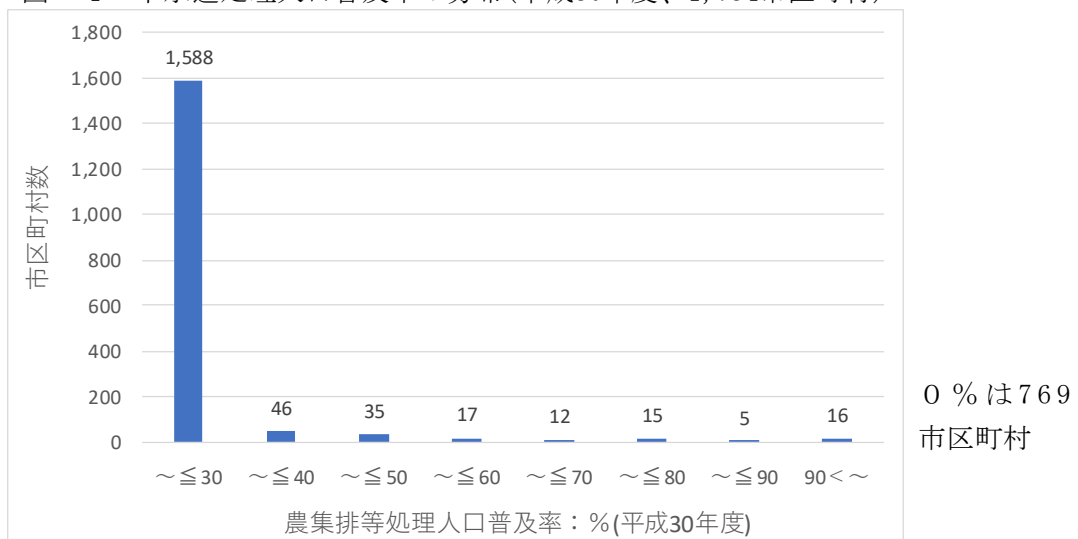
住民基本台帳人口と汚水処理人口が一致(施設整備が完了)しているのは78市区町村、さらに小数点2桁目を四捨五入し100%となるのは30市区町村、合わせると**全体(1,734市区町村)の6.2%に相当する108市区町村(28年度末は103、29年度末は104)は汚水処理施設整備が完了**しています。

108市区町村における汚水処理施設の構成は、下水道のみが大阪市など50市区町村、農業集落排水施設のみが沖縄県伊是名村など5村、浄化槽のみが鹿児島県三島村と東京都青ヶ島村の2村、4種類すべての施設が兵庫県朝来市などの4市町、コミプラを除く3種類の施設が滋賀県守山市など18市町村、下水道と浄化槽の2種類が兵庫県尼崎市など13市町村、下水道と農業集落排水施設等の2種類が茨城県守谷市など8市町、農業集落排水施設等と浄化槽の2種類が沖縄県金武町など8町村です。

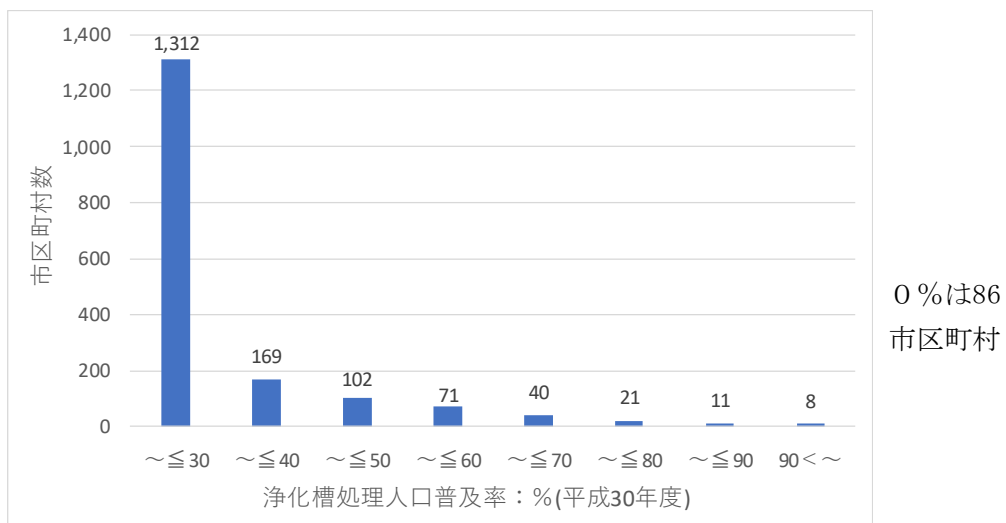
これら108市区町村のうち福島県の4町村と東京都の15区を除く89市町村について、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に発表した地域別の2045年人口指数(2015年を100とした場合の2045の値)を調べると、増加すると予測されているのは、沖縄県宜野座村(2045年人口指数116.0)、福岡県大野城市(同106.8)、滋賀県守山市(同105.4)、東京都三鷹市(同103.7)、東京都調布市(同102.0)、東京都小金井市(同100.7)、石川県川北町(同100.5)、沖縄県金武町(同100.2)及び東京都狛江市(同100.0)の計9市町村で、残り**80市町村は減少**すると予測されており、うち減少割合が著しいのは山梨県丹波山村(同31.6)、大分県姫島村(同37.6)、山梨県小菅村(同41.3)、青森県西目屋村(同43.2)、大阪府豊能町(同43.2)、鹿児島県三島村(同47.7)、長野県野沢温泉村(同47.9)、沖縄県渡名喜村(同50.9)などです。



図－4 下水道処理人口普及率の分布(平成30年度、1,734市区町村)



図－5 農集排等処理人口普及率の分布(平成30年度、1,734市区町村)



図－6 浄化槽処理人口普及率の分布(平成30年度、1,734市区町村)

○ 国における汚水処理施設の整備目標

汚水処理人口普及率【第4次社会資本整備重点計画(H. 27. 09. 18閣議決定)】

平成25年度末：約89%→平成32年度末：約96%

○ 廃棄物処理施設整備計画(H. 30. 06. 19閣議決定)では

浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

53%(2017年度(平成29年度)見込み)→70%(2022年度)

浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

62%(2017年度(平成29年度)見込み)→76%(2022年度)

浄化槽に関しては、2014年1月に、国土交通省、農林水産省及び環境省が連携して「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、浄化槽も含めた汚水処理施設の整備を10年程度で概成する方針を示している。本方針を受け、都市郊外や地方部において効率的な整備が可能な浄化槽の特徴を十分に生かし、地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施し、効率的な汚水処理施設整備を進めることが重要である。さらに、浄化槽整備区域において適切な汚水処理サービスを提供するためには、市町村が整備・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業等が有効である。浄化槽市町村整備推進事業の実施に当たって、PFI等の民間活用も積極的に導入するとともに、公営企業会計の適用や適切な使用料徴収等による持続可能な事業に取り組むことが必要である。

また、単独処理浄化槽は未だ約412万基残存していることから、合併処理浄化槽への転換をさらに進めていく必要がある。特に、老朽化した単独処理浄化槽については漏水等により生活環境に影響が生じるおそれがあるため、宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への転換を重点的かつ速やかに進める必要がある。都道府県等が整備する浄化槽台帳について法定検査等の結果等も反映して情報を活用することにより、単独処理浄化槽の転換や合併処理浄化槽の管理の向上に活かすことが必要である。

【出典：環境省浄化槽推進室、MRIリサーチアソシエーツ(株)、平成28年度浄化槽普及戦略の策定に向けた調査検討業務】

1) 浄化槽整備区域

浄化槽整備区域とは、「都道府県構想」及び「市町村の生活排水処理計画」で、浄化槽整備区域となっている区域のこと、その区域内の人口を浄化槽整備区域内人口と、それぞれ表現されています。

「H26年1月30日付け見直し3省連携通知以降の見直し状況」

都道府県構想の見直し状況：見直し済が28%、見直し予定が62%、その他10%

生活排水処理計画(1,718)：見直し済が308(18%)、H28年度見直し予定69(4%)

2) 浄化槽整備区域内人口：14年度末で1,350万人(うち整備済人口は670万人：49.6%)

3) 2022年度時点の浄化槽整備率を新施設整備計画の70%とするためには、

浄化槽普及人口を8,660,571人($\div 12,372,245 \times 0.70$)しなければならず、それを達成するための年平均増加人口は31.0万($310,109 \div (8,660,571 - 6,179,698) \div 8$)人となります。

1世帯当たりの構成人員を2.21人とした場合、14.0万($140,321 \div 310,109 \div 2.21$)世帯分の整備が必要となります($2.21 \div 125,209,603 \text{人} / 56,613,999 \text{世帯}$ 、総務省、平成30年1月1日時

点日本人)。平成21～25年頃の出荷台数と同じペースです。

- 4) **施設整備の10年概成**、2026(平成38)年度時点で、浄化槽整備区域内においても概成を目指すためには、現状維持のペースの3.24倍、新施設整備計画のペースの1.76倍のペースで施設整備を行う必要があります。

1世帯当たりの構成人員を**2.21人**とした場合、年平均**19.5万世帯**($\div 431,278 \div 2.21$)分の整備が必要となります。平成17～18年頃の出荷台数と同じペースです。

	浄化槽整備 区域内人口 人	浄化槽普及人口：人		
		現状維持の ペース	新5ヵ年 計画	2026年概成 (10年概成)
2014(平成26)年度	13,496,544	6,701,330	6,701,330	6,701,330
2015(平成27)年度	13,169,898			
2020年度	12,623,494			
2022年度	12,372,245	7,938,261	8,660,571	
2026年度	11,876,670	8,298,459	9,640,192	11,876,670

年平均の増加人員	133,094	244,905	431,278
現状維持のペースと比べて	1.0	1.84	3.24
新5ヵ年計画と比べて	0.54	1.0	1.76

- 5) 単独処理浄化槽の使用人口は、平成26年度末で730万人です。

平成26年度末の未処理人口1,363万人の約53.6%を占めています。

未処理人口1,363万の内訳

単独処理浄化槽	浄化槽整備区域内	: 24%(327万人)
	下水道計画区域内	: 18%(245万人)
	下水道整備認可区域内	: 11%(150万人)
	農排等計画区域内	: 1%(14万人)
汲み取り		: 33%(450万人)
不明		: 13%(177万人)

- ① 平成26年度末、浄化槽整備区域(1,350万人)における内訳

合併処理浄化槽人口：670万人、単独処理浄化槽人口：327万人

汲み取り等の人口：353万人

浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の人口割合：67.2%($\div 670 \div (670 + 327)$)

- ② 新施設整備計画では、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合は

62%(2017年度(平成29年度)見込み)→**76%**(2022年度)となっています。

2022年度における合併処理浄化槽人口の割合を76%とするためには

前述のとおり、2022年度における浄化槽整備区域内人口：1,237万人

うち浄化槽：866万人であること

から単独処理浄化槽使用人口を273万人($866 \times 24/76$)まで減少させる必要があります。平成26年度の単独処理浄化槽人口327万人に未普及地域の減少割合を乗じると324万人となることから、単独処理から合併処理へ切替が必要な人口は**51万人**($324 - 273$)となります。1世帯当たりの構成人員を**2.21人**とした場合、5年間で23.1万基($\div 51 \text{万人} \div 2.21$)、年平均**4.6万基**の切替が必要となります。

浄化槽整備区域内における浄化槽普及率が低い都道府県

表－3 平成26年度末における都道府県別の浄化槽整備区域内人口など

	平成26(2014)年度					(昇 順)	普及率
	浄 化 槽 普及人口	未普及人口	浄化槽整備 区域内人口	普及率 %			
北海道	151,110	232,149	383,259	39.4	1	大阪府	20.8
青森県	72,909	153,911	226,820	32.1	2	青森県	32.1
岩手県	113,025	184,874	297,899	37.9	3	岩手県	37.9
宮城県	120,059	174,638	294,697	40.7	4	長崎県	38.8
秋田県	73,495	89,948	163,443	45.0	5	北海道	39.4
山形県	59,245	66,408	125,653	47.1	6	神奈川県	39.9
福島県	246,478	218,372	464,850	53.0	7	静岡県	40.3
茨城県	216,839	262,153	478,992	45.3	8	和歌山県	40.6
栃木県	211,241	185,239	396,480	53.3	9	宮城県	40.7
群馬県	217,345	217,283	434,628	50.0	10	佐賀県	41.2
埼玉県	409,439	362,991	772,430	53.0	11	奈良県	42.2
千葉県	397,624	419,291	816,915	48.7	12	山梨県	44.3
東京都	12,672	13,697	26,369	48.1	13	秋田県	45.0
神奈川県	41,175	61,897	103,072	39.9	14	茨城県	45.3
新潟県	47,288	40,225	87,513	54.0	15	山形県	47.1
富山県	12,686	9,443	22,129	57.3	16	大分県	47.2
石川県	33,862	27,315	61,177	55.4	17	東京都	48.1
福井県	27,080	15,607	42,687	63.4	18	愛媛県	48.5
山梨県	55,705	69,926	125,631	44.3	19	千葉県	48.7
長野県	107,026	42,507	149,533	71.6	20	岡山県	49.5
岐阜県	124,769	99,735	224,504	55.6	21	徳島県	49.6
静岡県	278,085	412,666	690,751	40.3	22	広島県	49.8
愛知県	323,704	285,856	609,560	53.1	23	群馬県	50.0
三重県	130,950	114,512	245,462	53.3	24	福岡県	50.0
滋賀県	3,266	2,727	5,993	54.5	25	島根県	50.2
京都府	37,437	28,928	66,365	56.4	26	熊本県	51.3
大阪府	6,110	23,326	29,436	20.8	27	福島県	53.0
兵庫県	83,552	27,947	111,499	74.9	28	埼玉県	53.0
奈良県	39,223	53,697	92,920	42.2	29	愛知県	53.1
和歌山県	155,803	227,863	383,666	40.6	30	栃木県	53.3
鳥取県	12,090	6,677	18,767	64.4	31	三重県	53.3
島根県	54,271	53,849	108,120	50.2	32	沖縄県	53.5
岡山県	142,895	146,006	288,901	49.5	33	新潟県	54.0
広島県	186,963	188,667	375,630	49.8	34	滋賀県	54.5
山口県	123,355	81,122	204,477	60.3	35	石川県	55.4
徳島県	156,785	159,009	315,794	49.6	36	岐阜県	55.6
香川県	221,762	176,687	398,449	55.7	37	香川県	55.7
愛媛県	207,621	220,448	428,069	48.5	38	高知県	55.9
高知県	161,083	127,159	288,242	55.9	39	京都府	56.4
福岡県	308,378	307,990	616,368	50.0	40	富山県	57.3
佐賀県	77,354	110,258	187,612	41.2	41	鹿児島県	58.6
長崎県	105,869	167,211	273,080	38.8	42	宮崎県	59.0
熊本県	201,953	191,629	393,582	51.3	43	山口県	60.3
大分県	153,992	172,516	326,508	47.2	44	福井県	63.4
宮崎県	202,002	140,411	342,413	59.0	45	鳥取県	64.4
鹿児島県	491,696	347,460	839,156	58.6	46	長野県	71.6
沖縄県	84,049	72,994	157,043	53.5	47	兵庫県	74.9
計	6,701,320	6,795,224	13,496,544	49.7		計	49.7

【数値の引用：環境省浄化槽推進室、MRIリサーチアソシエーツ(株)、平成28年度 浄化槽普及戦略の策定に向けた調査検討業務】 2022年度の目標値：70%

全人口に占める浄化槽整備区域内人口の割合が低い都道府県

表－４ 都道府県別の全人口に占める浄化槽整備区域内人口の割合

平成26年 度末	住民基本台帳 登 載 人 口 A	浄化槽整備 区域内人口 B	B／A %	D I D 人 口の割合 %		(昇 順)	
北海道	5,405,947	383,259	7.1	75.2	1	東京都	0.2
青森県	1,343,828	226,820	16.9	46.6	2	大阪府	0.3
岩手県	1,293,850	297,899	23.0	31.9	3	滋賀県	0.4
宮城県	2,321,168	294,697	12.7	64.1	4	神奈川県	1.1
秋田県	1,049,670	163,443	15.6	35.0	5	富山県	2.0
山形県	1,134,795	125,653	11.1	43.7	6	兵庫県	2.0
福島県	1,783,925	464,850	26.1	42.6	7	京都府	2.6
茨城県	2,973,679	478,992	16.1	38.2	8	鳥取県	3.2
栃木県	2,000,086	396,480	19.8	45.2	9	新潟県	3.8
群馬県	2,007,500	434,628	21.7	39.9	10	石川県	5.3
埼玉県	7,306,324	772,430	10.6	80.2	11	福井県	5.3
千葉県	6,254,369	816,915	13.1	74.3	12	奈良県	6.7
東京都	13,336,622	26,369	0.2	98.4	13	長野県	7.0
神奈川県	9,121,839	103,072	1.1	94.4	14	北海道	7.1
新潟県	2,325,799	87,513	3.8	48.7	15	愛知県	8.1
富山県	1,082,412	22,129	2.0	37.8	16	埼玉県	10.6
石川県	1,156,350	61,177	5.3	51.5	17	岐阜県	10.8
福井県	800,239	42,687	5.3	44.0	18	沖縄県	10.8
山梨県	851,680	125,631	14.8	31.2	19	山形県	11.1
長野県	2,140,136	149,533	7.0	34.2	20	福岡県	12.1
岐阜県	2,079,687	224,504	10.8	38.2	21	宮城県	12.7
静岡県	3,775,817	690,751	18.3	59.9	22	千葉県	13.1
愛知県	7,483,778	609,560	8.1	77.5	23	広島県	13.1
三重県	1,852,085	245,462	13.3	43.5	24	三重県	13.3
滋賀県	1,418,659	5,993	0.4	49.7	25	山口県	14.4
京都府	2,574,062	66,365	2.6	83.6	26	山梨県	14.8
大阪府	8,860,631	29,436	0.3	95.7	27	岡山県	14.9
兵庫県	5,622,993	111,499	2.0	77.7	28	島根県	15.4
奈良県	1,391,527	92,920	6.7	64.8	29	秋田県	15.6
和歌山県	999,714	383,666	38.4	37.2	30	茨城県	16.1
鳥取県	580,292	18,767	3.2	37.0	31	青森県	16.9
島根県	702,753	108,120	15.4	24.2	32	静岡県	18.3
岡山県	1,934,818	288,901	14.9	46.7	33	長崎県	19.4
広島県	2,862,117	375,630	13.1	64.5	34	栃木県	19.8
山口県	1,424,561	204,477	14.4	49.2	35	群馬県	21.7
徳島県	772,809	315,794	40.9	32.7	36	熊本県	21.7
香川県	1,001,933	398,449	39.8	32.6	37	佐賀県	22.2
愛媛県	1,420,658	428,069	30.1	52.9	38	岩手県	23.0
高知県	742,235	288,242	38.8	43.5	39	福島県	26.1
福岡県	5,108,411	616,368	12.1	72.4	40	大分県	27.5
佐賀県	843,317	187,612	22.2	31.4	41	愛媛県	30.1
長崎県	1,404,053	273,080	19.4	48.0	42	宮崎県	30.3
熊本県	1,810,707	393,582	21.7	47.8	43	和歌山県	38.4
大分県	1,185,713	326,508	27.5	47.2	44	高知県	38.8
宮崎県	1,128,676	342,413	30.3	46.1	45	香川県	39.8
鹿児島県	1,678,564	839,156	50.0	40.2	46	徳島県	40.9
沖縄県	1,450,389	157,043	10.8	67.8	47	鹿児島県	50.0
計	127,801,177	13,496,544	10.6	68.3		計	10.6

注) D I D 人口の割合とは、平成27年国勢調査における総人口に占めるD I D 人の割合。
住民基本台帳登録人口は3省連名で発表している汚水処理人口普及率より引用

表－５ 都道府県別の全人口に占める浄化槽整備区域内人口の割合

平成26年 度末	I B／A %	D I D人 口の割合 %	II 非D I D 人口の割 合 %	II－I	II／I		(降 順)	
北海道	7.1	75.2	24.8	17.7	3.5	1	滋賀県	125.8
青森県	16.9	46.6	53.4	36.5	3.2	2	富山県	31.1
岩手県	23.0	31.9	68.1	45.1	3.0	3	鳥取県	19.7
宮城県	12.7	64.1	35.9	23.2	2.8	4	大阪府	14.3
秋田県	15.6	35.0	65.0	49.4	4.2	5	新潟県	13.5
山形県	11.1	43.7	56.3	45.2	5.1	6	兵庫県	11.2
福島県	26.1	42.6	57.4	31.3	2.2	7	福井県	10.6
茨城県	16.1	38.2	61.8	45.7	3.8	8	長野県	9.4
栃木県	19.8	45.2	54.8	35.0	2.8	9	石川県	9.2
群馬県	21.7	39.9	60.1	38.4	2.8	10	東京都	8.0
埼玉県	10.6	80.2	19.8	9.2	1.9	11	京都府	6.3
千葉県	13.1	74.3	25.7	12.6	2.0	12	岐阜県	5.7
東京都	0.2	98.4	1.6	1.4	8.0	13	奈良県	5.3
神奈川県	1.1	94.4	5.6	4.5	5.1	14	山形県	5.1
新潟県	3.8	48.7	51.3	47.5	13.5	15	神奈川県	5.1
富山県	2.0	37.8	62.2	60.2	31.1	16	島根県	4.9
石川県	5.3	51.5	48.5	43.2	9.2	17	山梨県	4.6
福井県	5.3	44.0	56.0	50.7	10.6	18	秋田県	4.2
山梨県	14.8	31.2	68.8	54.0	4.6	19	三重県	4.2
長野県	7.0	34.2	65.8	58.8	9.4	20	茨城県	3.8
岐阜県	10.8	38.2	61.8	51.0	5.7	21	岡山県	3.6
静岡県	18.3	59.9	40.1	21.8	2.2	22	北海道	3.5
愛知県	8.1	77.5	22.5	14.4	2.8	23	山口県	3.5
三重県	13.3	43.5	56.5	43.2	4.2	24	青森県	3.2
滋賀県	0.4	49.7	50.3	49.9	125.8	25	佐賀県	3.1
京都府	2.6	83.6	16.4	13.8	6.3	26	岩手県	3.0
大阪府	0.3	95.7	4.3	4.0	14.3	27	沖縄県	3.0
兵庫県	2.0	77.7	22.3	20.3	11.2	28	宮城県	2.8
奈良県	6.7	64.8	35.2	28.5	5.3	29	栃木県	2.8
和歌山県	38.4	37.2	62.8	24.4	1.6	30	群馬県	2.8
鳥取県	3.2	37.0	63.0	59.8	19.7	31	愛知県	2.8
島根県	15.4	24.2	75.8	60.4	4.9	32	広島県	2.7
岡山県	14.9	46.7	53.3	38.4	3.6	33	長崎県	2.7
広島県	13.1	64.5	35.5	22.4	2.7	34	熊本県	2.4
山口県	14.4	49.2	50.8	36.4	3.5	35	福岡県	2.3
徳島県	40.9	32.7	67.3	26.4	1.6	36	福島県	2.2
香川県	39.8	32.6	67.4	27.6	1.7	37	静岡県	2.2
愛媛県	30.1	52.9	47.1	17.0	1.6	38	千葉県	2.0
高知県	38.8	43.5	56.5	17.7	1.5	39	埼玉県	1.9
福岡県	12.1	72.4	27.6	15.5	2.3	40	大分県	1.9
佐賀県	22.2	31.4	68.6	46.4	3.1	41	宮崎県	1.8
長崎県	19.4	48.0	52.0	32.6	2.7	42	香川県	1.7
熊本県	21.7	47.8	52.2	30.5	2.4	43	和歌山県	1.6
大分県	27.5	47.2	52.8	25.3	1.9	44	徳島県	1.6
宮崎県	30.3	46.1	53.9	23.6	1.8	45	愛媛県	1.6
鹿児島県	50.0	40.2	59.8	9.8	1.2	46	高知県	1.5
沖縄県	10.8	67.8	32.2	21.4	3.0	47	鹿児島県	1.2
計	10.6	68.3	31.7	21.1	3.0		計	3.0

A：全人口、B：浄化槽整備区域内人口

注) D I D人口の割合とは、平成27年国勢調査における総人口に占めるD I D人の割合。

表－6 単独処理浄化槽の廃止数とその理由(「法第11条の2」＋「その他」)

単独処理浄化槽の廃止 基数(降順)			集合処理施設への 切替の割合 % (降順)		合併処理浄化槽 への切替の割合 % (降順)		家屋等の廃止の 割合： % (降順)	
平成29年度			平成29年度		平成29年度		平成29年度	
愛知県	12,184	1	大阪府	95.8	徳島県	46.2	香川県	48.2
高知県	6,923	2	富山県	93.7	鹿児島県	37.8	熊本県	47.7
神奈川県	6,546	3	新潟県	90.0	宮崎県	33.2	千葉県	37.1
静岡県	6,408	4	奈良県	88.7	長崎県	28.6	岡山県	34.7
福井県	6,376	5	鳥取県	86.5	福島県	27.6	北海道	25.5
大阪府	5,782	6	神奈川県	85.4	香川県	25.8	東京都	24.0
埼玉県	5,273	7	石川県	84.5	栃木県	20.6	和歌山県	23.0
山形県	4,640	8	秋田県	83.8	佐賀県	20.6	長崎県	18.5
群馬県	4,480	9	山梨県	82.7	静岡県	20.1	岐阜県	17.3
大分県	3,750	10	福岡県	82.2	青森県	19.4	徳島県	15.8
兵庫県	3,627	11	三重県	76.5	愛媛県	18.8	群馬県	14.2
茨城県	3,574	12	滋賀県	72.4	岐阜県	16.9	長野県	14.2
富山県	2,705	13	栃木県	72.2	埼玉県	16.8	青森県	13.4
広島県	2,673	14	長野県	72.2	北海道	15.8	宮城県	13.3
新潟県	2,624	15	佐賀県	68.3	熊本県	15.6	静岡県	13.2
千葉県	2,395	16	愛媛県	68.1	三重県	14.7	愛媛県	13.1
鹿児島県	2,386	17	京都府	66.2	群馬県	13.7	宮崎県	12.0
福島県	1,916	18	青森県	66.0	大分県	13.1	佐賀県	11.1
岡山県	1,823	19	岐阜県	65.5	和歌山県	12.7	鹿児島県	10.5
栃木県	1,757	20	沖縄県	65.4	岡山県	11.8	島根県	9.1
岐阜県	1,692	21	東京都	64.5	秋田県	9.8	滋賀県	8.9
香川県	1,607	22	北海道	55.9	千葉県	9.2	福島県	8.8
山口県	1,566	23	山口県	55.6	山口県	8.9	福岡県	8.3
熊本県	1,512	24	宮崎県	54.7	島根県	8.9	埼玉県	8.0
和歌山県	1,106	25	島根県	53.8	茨城県	8.1	広島県	7.9
三重県	1,083	26	千葉県	53.5	山梨県	7.1	神奈川県	7.9
奈良県	983	27	宮城県	52.1	宮城県	7.0	大分県	7.6
宮崎県	978	28	福島県	51.7	福岡県	6.7	山梨県	7.3
京都府	829	29	岡山県	51.0	東京都	6.1	山口県	6.3
沖縄県	785	30	長崎県	49.1	長野県	6.0	山形県	6.1
石川県	781	31	大分県	49.0	広島県	6.0	秋田県	6.0
島根県	689	32	静岡県	44.7	新潟県	5.0	三重県	5.9
山梨県	578	33	高知県	43.2	奈良県	4.5	岩手県	5.6
鳥取県	570	34	広島県	39.6	石川県	3.2	鳥取県	5.4
徳島県	539	35	徳島県	38.0	愛知県	3.1	栃木県	4.2
福岡県	507	36	兵庫県	37.6	神奈川県	2.3	新潟県	4.0
宮城県	443	37	埼玉県	36.5	滋賀県	2.0	高知県	3.5
岩手県	427	38	熊本県	33.8	鳥取県	1.9	大阪府	3.0
愛媛県	426	39	愛知県	33.7	岩手県	1.9	富山県	2.7
佐賀県	398	40	群馬県	32.1	山形県	1.8	奈良県	2.6
滋賀県	395	41	和歌山県	26.5	沖縄県	1.5	石川県	2.6
東京都	358	42	香川県	26.1	富山県	1.4	兵庫県	2.6
長野県	316	43	茨城県	24.1	兵庫県	1.2	京都府	1.9
長崎県	287	44	山形県	19.2	福井県	0.7	茨城県	1.7
秋田県	266	45	岩手県	16.6	大阪府	0.6	愛知県	1.5
北海道	247	46	鹿児島県	9.6	京都府	0.6	沖縄県	1.5
青森県	247	47	福井県	2.8	高知県	0.6	福井県	0.6
計	107,457		計	48.1	計	8.9	計	8.7
H28年度	127,848		H28年度	45.8	H28年度	8.9	H28年度	9.9
H27年度	67,425		H27年度	65.0	H27年度	10.9	H27年度	11.8

その他とは、台帳整理、下水道等部局からの情報、指定検査機関からの情報、その他である。

【数値の出所：環境省、浄化槽の指導普及に関する調査結果】

表－７ 都道府県別の汚水処理施設の整備状況

汚水処理人口普及率 (平成30年度末)：％ (降 順)			汚水処理人口普及率 (平成29年度末)：％ (降 順)			汚水衛生処理率 (平成29年度末)：％ (降 順)		
東京都	99.8	1	東京都	99.8	1	東京都	99.7	
兵庫県	98.9	2	兵庫県	98.8	2	神奈川県	96.7	
滋賀県	98.7	3	滋賀県	98.7	3	兵庫県	96.4	
京都府	98.2	4	京都府	98.0	4	大阪府	95.1	
神奈川県	98.1	5	神奈川県	98.0	5	京都府	94.7	
長野県	98.0	6	長野県	97.8	6	滋賀県	94.0	
大阪府	97.9	7	大阪府	97.7	7	北海道	91.6	
富山県	96.8	8	富山県	96.6	8	長野県	91.4	
福井県	96.1	9	福井県	95.7	9	富山県	89.9	
北海道	95.6	10	北海道	95.4	10	埼玉県	88.8	
石川県	94.2	11	石川県	93.9	11	福井県	88.7	
鳥取県	94.1	12	鳥取県	93.6	12	福岡県	88.7	
福岡県	92.6	13	岐阜県	92.2	13	宮城県	87.0	
山形県	92.6	14	福岡県	92.1	14	鳥取県	86.0	
岐阜県	92.4	15	山形県	91.8	15	石川県	85.5	
埼玉県	92.2	16	埼玉県	91.7	16	愛知県	85.0	
宮城県	91.8	17	宮城県	91.2	17	千葉県	85.0	
愛知県	91.0	18	愛知県	90.4	18	広島県	83.6	
奈良県	89.9	19	奈良県	89.4	19	山形県	83.2	
千葉県	88.6	20	千葉県	88.0	20	山口県	83.2	
広島県	88.4	21	広島県	87.9	21	岐阜県	82.1	
新潟県	87.8	22	新潟県	87.2	22	熊本県	81.1	
秋田県	87.4	23	熊本県	86.8	23	奈良県	79.5	
山口県	87.2	24	秋田県	86.7	24	三重県	78.7	
熊本県	87.0	25	山口県	86.6	25	宮崎県	78.6	
栃木県	87.0	26	栃木県	86.2	26	茨城県	78.4	
岡山県	86.9	27	岡山県	86.1	27	岡山県	78.2	
沖縄県	86.1	28	沖縄県	85.6	28	栃木県	78.0	
宮崎県	85.9	29	宮崎県	85.1	29	新潟県	77.9	
三重県	85.3	30	三重県	84.4	30	佐賀県	76.2	
茨城県	84.8	31	茨城県	84.0	31	鹿児島県	75.7	
佐賀県	83.8	32	佐賀県	82.8	32	静岡県	75.5	
山梨県	83.2	33	福島県	82.6	33	長崎県	74.9	
福島県	82.8	34	山梨県	82.2	34	山梨県	74.6	
岩手県	81.6	35	岩手県	80.8	35	秋田県	74.5	
静岡県	81.4	36	静岡県	80.7	36	福島県	74.1	
群馬県	81.3	37	群馬県	80.5	37	群馬県	73.6	
鹿児島県	81.1	38	長崎県	80.2	38	愛媛県	72.8	
長崎県	80.9	39	鹿児島県	80.1	39	香川県	72.2	
島根県	80.6	40	島根県	79.3	40	岩手県	71.6	
青森県	80.0	41	青森県	79.0	41	島根県	71.3	
愛媛県	79.2	42	愛媛県	78.1	42	沖縄県	70.6	
香川県	77.7	43	香川県	76.6	43	大分県	67.6	
大分県	76.9	44	大分県	75.8	44	青森県	67.5	
高知県	73.8	45	高知県	72.5	45	高知県	65.6	
和歌山県	65.1	46	和歌山県	63.6	46	和歌山県	57.6	
徳島県	61.8	47	徳島県	60.4	47	徳島県	55.0	
全 国	91.4		全 国	90.9		全 国	86.4	

注) 福島県の値は、東日本大震災の影響により調査不能な自治体、「平成30年度調査では檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の計7町村」、「平成29年度調査では檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の計8町村」を除いた値を公表している。

表－８ 集合処理区域内における未接続人口の割合について(降順)平成29年度

集合処理施設処理 区域内における未 接続率：％			下水道処理区域内 における未接続率 ：％			農集排等処理区域 内における未接続 ：％	
徳島県	23.0	1	徳島県	23.4	1	沖縄県	42.0
和歌山県	21.0	2	和歌山県	21.9	2	高知県	30.4
秋田県	18.1	3	秋田県	17.7	3	大阪府	28.7
高知県	17.9	4	高知県	17.0	4	奈良県	26.6
青森県	16.4	5	青森県	15.2	5	青森県	24.4
岐阜県	15.1	6	岐阜県	15.1	6	熊本県	23.0
大分県	15.0	7	大分県	14.8	7	鹿児島県	21.6
沖縄県	14.4	8	沖縄県	12.6	8	大分県	21.1
岩手県	12.5	9	島根県	12.6	9	徳島県	21.0
佐賀県	12.3	10	新潟県	12.3	10	秋田県	20.7
群馬県	12.2	11	岩手県	12.1	11	宮崎県	18.7
島根県	12.0	12	群馬県	11.8	12	香川県	18.5
岡山県	11.7	13	佐賀県	11.8	13	千葉県	18.1
新潟県	11.7	14	岡山県	11.6	14	栃木県	17.2
山梨県	11.5	15	山梨県	11.3	15	福岡県	16.9
宮崎県	11.2	16	三重県	11.0	16	佐賀県	16.8
三重県	11.2	17	山形県	10.8	17	山梨県	16.3
福島県	10.9	18	福島県	10.5	18	広島県	16.3
山形県	10.7	19	宮崎県	10.5	19	東京都	16.3
茨城県	10.7	20	茨城県	10.2	20	埼玉県	16.2
香川県	10.5	21	香川県	10.2	21	宮城県	16.0
愛媛県	9.3	22	愛媛県	9.4	22	岐阜県	15.9
栃木県	9.2	23	鳥取県	9.3	23	茨城県	15.8
鳥取県	9.1	24	静岡県	8.8	24	長崎県	15.2
静岡県	8.8	25	栃木県	8.6	25	群馬県	15.1
福井県	8.4	26	福井県	8.5	26	神奈川県	14.2
奈良県	8.3	27	石川県	8.4	27	岩手県	13.8
石川県	8.2	28	奈良県	8.2	28	福島県	13.8
長崎県	8.0	29	愛知県	7.9	29	岡山県	13.6
愛知県	8.0	30	富山県	7.6	30	和歌山県	13.4
熊本県	7.9	31	長崎県	7.5	31	三重県	12.4
鹿児島県	7.7	32	長野県	7.4	32	山口県	12.3
富山県	7.6	33	熊本県	7.0	33	鳥取県	11.3
長野県	7.4	34	鹿児島県	6.8	34	島根県	11.0
千葉県	6.4	35	滋賀県	6.4	35	京都府	9.9
滋賀県	6.1	36	千葉県	6.3	36	山形県	9.6
山口県	5.8	37	山口県	5.3	37	長野県	8.4
宮城県	5.5	38	宮城県	5.1	38	愛知県	8.2
広島県	5.4	39	広島県	5.1	39	富山県	7.6
埼玉県	4.4	40	埼玉県	4.2	40	福井県	6.9
福岡県	4.2	41	福岡県	4.1	41	兵庫県	6.3
京都府	4.1	42	京都府	4.0	42	北海道	6.3
北海道	3.0	43	北海道	2.9	43	静岡県	5.6
大阪府	2.9	44	大阪府	2.9	44	愛媛県	5.3
兵庫県	2.3	45	兵庫県	2.2	45	新潟県	4.6
神奈川県	1.4	46	神奈川県	1.4	46	石川県	4.1
東京都	0.3	47	東京都	0.3	47	滋賀県	2.5
全 国	5.7		全 国	5.5		全 国	13.3
H28年度	5.9		H28年度	5.6		H28年度	14.0
H26年度	6.3		H26年度	6.0		H26年度	15.5
H25年度	6.5		H25年度	6.1		H25年度	16.1
H19年度	6.9		H19年度	6.3		H19年度	20.8

表－9 都道府県別の浄化槽普及率と「事業別の浄化槽人口の割合」

汚水処理人口普及率（浄化槽のみ） 平成30年度：％			浄化槽市町村整備 推進事業等分の占める割合 平成30年度：％		浄化槽設置整備事業分の占める割合 平成30年度：％		補助金が交付されていない浄化槽の占める割合 平成30年度：％	
徳島県	39.9	1	佐賀県	32.9	香川県	79.5	沖縄県	87.2
鹿児島県	36.0	2	北海道	32.7	栃木県	78.9	大阪府	81.0
和歌山県	32.5	3	島根県	26.0	宮崎県	77.9	埼玉県	70.1
高知県	31.0	4	宮城県	24.6	福井県	74.2	奈良県	67.6
香川県	30.8	5	岩手県	24.6	長崎県	71.1	神奈川県	65.6
三重県	24.8	6	京都府	22.5	長野県	71.0	愛知県	65.2
大分県	22.8	7	山形県	21.6	鹿児島県	70.5	千葉県	62.4
福島県	22.4	8	石川県	18.8	熊本県	68.6	青森県	61.4
愛媛県	21.7	9	秋田県	18.4	岡山県	64.9	滋賀県	61.3
宮崎県	21.7	10	東京都	17.0	大分県	64.7	茨城県	56.6
群馬県	19.6	11	鳥取県	15.6	兵庫県	64.0	新潟県	55.9
静岡県	16.8	12	長野県	13.8	岐阜県	63.6	石川県	54.9
岡山県	16.7	13	熊本県	12.3	群馬県	61.9	山梨県	52.0
茨城県	16.6	14	福岡県	12.0	福島県	61.5	東京都	51.8
山口県	16.2	15	新潟県	11.4	山口県	61.5	広島県	46.6
島根県	16.2	16	福島県	9.7	福岡県	61.1	三重県	45.6
栃木県	15.5	17	沖縄県	9.3	和歌山県	60.1	鳥取県	39.5
佐賀県	15.2	18	兵庫県	8.5	富山県	60.1	徳島県	39.4
熊本県	14.4	19	愛媛県	8.3	秋田県	59.7	静岡県	38.8
長崎県	14.2	20	長崎県	7.9	高知県	59.1	愛媛県	35.8
山梨県	14.0	21	鹿児島県	7.9	静岡県	58.7	和歌山県	35.5
岩手県	13.3	22	青森県	7.7	岩手県	58.2	高知県	35.1
千葉県	12.8	23	福井県	7.1	愛媛県	55.9	富山県	35.1
秋田県	11.5	24	宮崎県	7.0	徳島県	55.8	山口県	35.1
広島県	11.1	25	山梨県	6.8	佐賀県	51.6	岐阜県	32.1
青森県	10.5	26	群馬県	6.1	宮城県	51.2	群馬県	32.0
岐阜県	10.2	27	高知県	5.7	京都府	50.7	大分県	30.8
愛知県	10.2	28	岡山県	5.5	三重県	50.7	岡山県	29.6
埼玉県	9.7	29	徳島県	4.8	山形県	50.4	島根県	29.2
沖縄県	9.5	30	富山県	4.8	広島県	48.8	福島県	28.8
福岡県	9.1	31	大分県	4.6	鳥取県	44.8	山形県	28.0
奈良県	8.7	32	広島県	4.6	島根県	44.8	兵庫県	27.5
山形県	8.3	33	和歌山県	4.4	山梨県	41.2	福岡県	26.8
宮城県	6.9	34	香川県	4.3	北海道	41.0	京都府	26.8
長野県	5.6	35	岐阜県	4.2	茨城県	40.8	北海道	26.4
新潟県	5.4	36	三重県	3.7	滋賀県	38.1	宮城県	24.1
鳥取県	5.4	37	山口県	3.4	千葉県	36.3	秋田県	21.9
石川県	4.6	38	奈良県	3.2	新潟県	32.7	鹿児島県	21.6
福井県	4.5	39	埼玉県	3.2	愛知県	31.9	長崎県	21.0
北海道	3.1	40	愛知県	2.9	神奈川県	31.5	熊本県	19.2
富山県	2.9	41	神奈川県	2.8	東京都	31.2	栃木県	19.1
滋賀県	2.5	42	大阪府	2.8	青森県	30.9	福井県	18.6
京都府	1.9	43	茨城県	2.7	奈良県	29.2	岩手県	17.2
大阪府	1.8	44	静岡県	2.4	埼玉県	26.7	香川県	16.2
兵庫県	1.8	45	栃木県	2.0	石川県	26.3	佐賀県	15.5
神奈川県	1.3	46	千葉県	1.3	大阪府	16.2	長野県	15.2
東京都	0.2	47	滋賀県	0.6	沖縄県	3.6	宮崎県	15.1
全 国	9.3		全 国	7.1	全 国	51.9	全 国	41.0
H29年度	9.2		H29年度	7.2	H29年度	51.6	H29年度	41.2
H28年度	9.2		H28年度	7.2	H28年度	51.5	H28年度	41.3

数値の出所は、都道府県別汚水処理人口普及率(平成30年度)

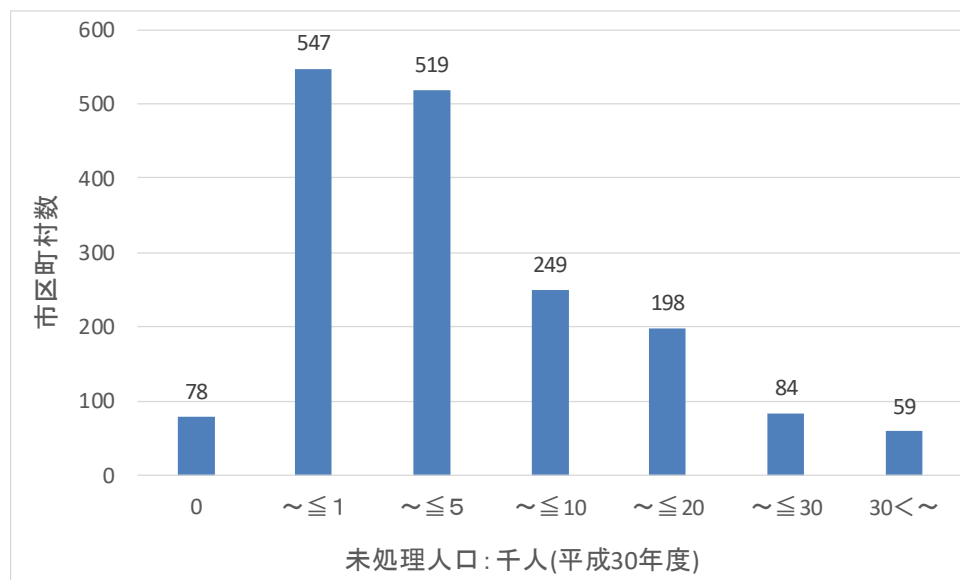
表－10 都道府県別の未処理人口の推移

未処理人口：人 (降 順) (平成30年度末)			未処理人口：人 (降 順) (平成29年度末)			未処理人口：人 (降 順) (平成24年度末)	
千葉県	720,852	1	千葉県	755,609	1	愛知県	977,289
静岡県	689,367	2	愛知県	724,398	2	千葉県	974,615
愛知県	676,688	3	静岡県	721,966	3	静岡県	939,419
埼玉県	571,863	4	埼玉県	607,966	4	埼玉県	819,162
茨城県	444,404	5	茨城県	470,477	5	茨城県	621,387
福岡県	378,757	6	福岡県	401,801	6	福岡県	559,311
群馬県	369,910	7	群馬県	387,460	7	群馬県	506,968
和歌山県	335,021	8	和歌山県	353,080	8	和歌山県	455,923
広島県	327,699	9	広島県	344,480	9	鹿児島県	454,861
福島県	314,252	10	鹿児島県	326,735	10	広島県	448,326
鹿児島県	308,505	11	福島県	320,123	11	愛媛県	389,328
愛媛県	285,982	12	愛媛県	303,337	12	新潟県	384,130
徳島県	284,996	13	徳島県	298,224	13	三重県	383,103
新潟県	273,863	14	新潟県	290,303	14	徳島県	371,851
大分県	267,001	15	三重県	285,476	15	栃木県	369,057
三重県	266,425	16	大分県	280,829	16	大分県	359,409
長崎県	259,276	17	栃木県	274,109	17	青森県	357,496
青森県	257,023	18	青森県	273,159	18	岡山県	357,087
栃木県	256,139	19	長崎県	270,541	19	長崎県	344,094
岡山県	249,462	20	岡山県	266,609	20	熊本県	325,225
北海道	235,352	21	北海道	245,245	21	岩手県	323,101
熊本県	230,422	22	岩手県	240,848	22	大阪府	320,184
岩手県	227,816	23	熊本県	234,809	23	北海道	318,963
香川県	218,863	24	香川県	230,906	24	香川県	294,280
沖縄県	203,780	25	沖縄県	210,247	25	宮城県	267,606
宮城県	188,362	26	大阪府	204,963	26	沖縄県	265,568
大阪府	187,186	27	宮城県	202,073	27	山口県	248,100
高知県	186,432	28	高知県	198,033	28	岐阜県	233,837
山口県	176,446	29	山口県	185,558	29	宮崎県	224,767
神奈川県	175,177	30	神奈川県	183,711	30	高知県	223,117
宮崎県	154,168	31	宮崎県	164,536	31	神奈川県	217,738
岐阜県	153,996	32	岐阜県	159,895	32	佐賀県	197,210
山梨県	139,455	33	山梨県	148,833	33	奈良県	192,628
奈良県	136,736	34	奈良県	144,966	34	山梨県	189,084
佐賀県	134,113	35	佐賀県	142,583	35	秋田県	186,437
島根県	132,247	36	島根県	142,210	36	島根県	185,324
秋田県	125,628	37	秋田県	134,498	37	山形県	131,827
山形県	81,044	38	山形県	89,816	38	石川県	95,565
石川県	66,688	39	石川県	70,200	39	兵庫県	93,217
兵庫県	63,466	40	兵庫県	67,317	40	京都府	91,599
京都府	44,747	41	京都府	50,286	41	長野県	74,670
長野県	41,787	42	長野県	45,874	42	福井県	64,394
富山県	33,501	43	鳥取県	36,285	43	富山県	56,587
鳥取県	33,083	44	富山県	35,982	44	鳥取県	52,686
福井県	30,895	45	福井県	33,755	45	東京都	48,346
東京都	28,906	46	東京都	31,648	46	滋賀県	22,607
滋賀県	17,772	47	滋賀県	19,056	47	福島県	—
全 国	10,985,553		全 国	11,610,815		全 国	15,017,483

数値の出所は、各年度の汚水処理人口普及率

表－11 平成30年度末において未処理人口が多い市町村

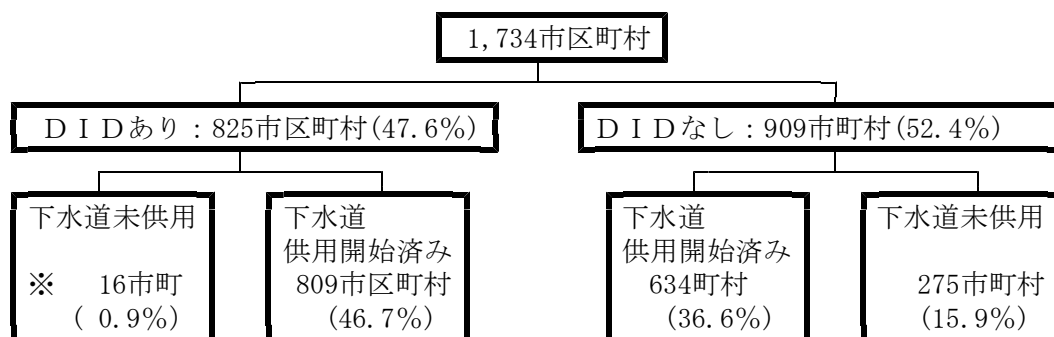
市町村名 降 順 (1,659中)	未処理 人 口 (降 順)	住民基本 台帳人口 人	汚水処理 人口普及 率 %	下水処理 率 %	浄化槽 処理率 %	2045年 人口指 数
1 和歌山市	121,119	367,802	67.1	40.0	25.9	81.4
2 岡山市	115,024	707,355	83.7	67.4	15.3	95.1
3 新潟市	89,344	789,897	88.7	86.0	2.1	85.0
4 浜松市	85,754	802,728	89.3	80.9	8.1	88.3
5 大分市	84,834	477,858	82.2	63.4	18.4	90.8
6 福山市	76,678	468,380	83.6	73.1	9.8	92.4
7 高知市	70,757	328,077	78.4	62.9	13.9	80.4
8 伊勢崎市	70,740	213,213	66.8	34.3	26.5	90.3
9 静岡市	68,659	699,946	90.2	83.8	5.7	80.5
10 松山市	65,579	511,649	87.2	63.0	24.1	85.3
11 市川市	64,397	488,714	86.8	74.1	12.8	96.8
12 尾道市	64,033	136,851	53.2	16.3	36.4	68.9
13 一宮市	62,878	385,160	83.7	67.8	15.9	88.5
14 佐世保市	58,742	249,949	76.5	58.5	17.9	79.1
15 高崎市	58,567	373,331	84.3	73.6	9.6	87.7
16 市原市	57,873	276,318	79.1	63.6	15.3	73.9
54 行橋市	30,505	73,208	58.3	21.0	34.9	85.4
92 八女市	24,933	63,371	60.7	19.9	39.5	59.1
95 飯塚市	24,726	128,286	80.7	46.4	32.2	79.8
98 大牟田市	24,516	114,496	78.6	65.3	13.3	64.0
131 嘉麻市	20,609	38,116	45.9	0.0	44.6	47.6
161 田川市	18,374	47,759	61.5	0.0	59.9	68.2



図－7 平成30年度末の市区町村別、未処理人口の分布（未処理人口0人は78市区町村）
（福島県下7町村を除く全国1,734市区町村について）

- 平成30年度末の汚水処理人口普及率のデータがない福島県下7町村を除く1,734市区町村のうち、平成27年国勢調査時にD I D地区を有しているのは全体の半数弱に相当する825市町村で、うち下水道供用開始済みが809市区町村、残り16市町が下水道未供用という状況です。一方、D I D地区を有していない909市町村のうち、その7割に相当する634市町村で下水道を、農集排等を含むと770市町村が供用を開始していますが、これらの事業体では個別処理と集合処理の経済比較が適切に行われていないことなどから、経営状況は「火の車」で他会計からの繰出に依存した状況と推察されます。

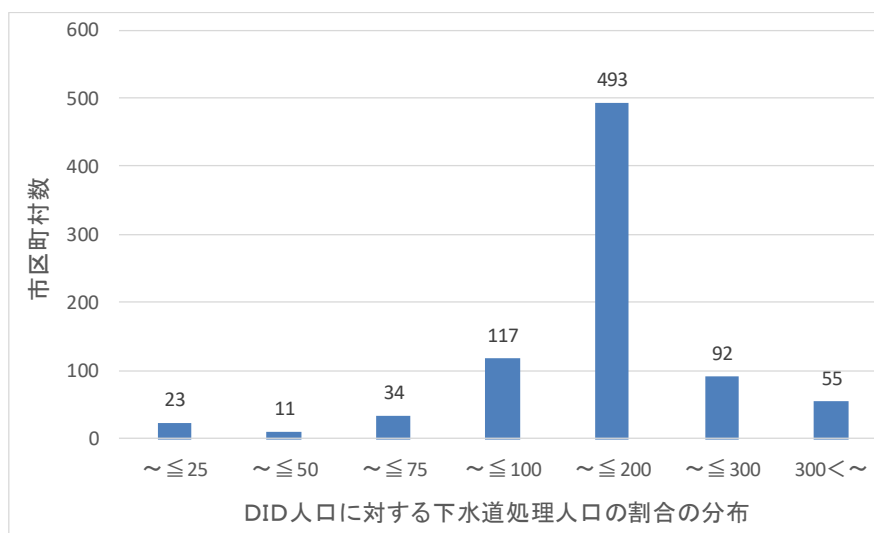
参考までに、D I D地区を有する825市区町村において、D I D人口に対する平成30年度末の下水道処理人口の割合は、加重平均値で110.7(≒96,154,680人/86,868,167人)、供用開始済み809市町村の8割に相当する654市町村が100を超えていることから、計画時よりD I D人口が急減、あるいはD I D地区を越えて処理区域を拡大していると想定されます。なお、この指標が高い地方自治体は下記に示すとおりです。



※：青森県野辺地町、静岡県牧之原市、三重県尾鷲市、和歌山県海南市、和歌山県有田市、和歌山県新宮市、和歌山県湯浅町、徳島県小松島市、高知県土佐市、福岡県田川市、長崎県島原市、長崎県五島市、宮崎県門川町、鹿児島県姶良市、沖縄県金武町、沖縄県八重瀬町アンダーラインの市町では農業集落排水施設等が供用開始済みです。

図－8 D I Dの有無と下水道施設の供用状況

【平成30年度末汚水処理人口普及率のデータがない福島県下7町村を除く1,734市区町村】



図－9 「D I D人口に対する下水処理人口の割合」の分布
D I D地区を有する825市区町村における

(平成30年度末時点の下水道処理人口) / (平成27年国勢調査時のD I D人口) × 100
25%以下には未供用の16市町が含まれています。

表－12 平成27年国勢調査時D I D人口に対する平成30年度末下水道処理人口の割合

平成27年国勢調査時D I D人口 に対する平成30年度末下水処理 人口の割合 (降順)			平成27年国勢調査時D I D人口 に対する平成30年度末下水処理 人口の割合 (降順)		
長野県安曇野市	999.8	1	兵庫県稲美町	344.1	41
新潟県南魚沼市	698.3	2	岡山県新見市	341.5	42
石川県能美市	664.8	3	徳島県吉野川市	339.3	43
栃木県日光市	648.9	4	佐賀県小城市	338.7	44
兵庫県加東市	618.1	5	福井県坂井市	335.6	45
岐阜県中津川市	616.1	6	三重県亀山市	333.4	46
群馬県玉村町	572.9	7	長野県諏訪市	325.8	47
兵庫県たつの市	555.8	8	茨城県高萩市	325.0	48
京都府京丹後市	544.7	9	岡山県玉野市	317.2	49
長野県小諸市	535.2	10	新潟県阿賀野市	316.4	50
茨城県笠間市	530.5	11	京都府南丹市	315.7	51
福井県あわら市	529.7	12	岐阜県可児市	315.6	52
岐阜県恵那市	524.4	13	兵庫県加西市	308.4	53
岐阜県美濃加茂市	519.1	14	山形県南陽市	304.0	54
宮城県亘理町	518.4	15	岐阜県関市	303.5	55
茨城県那珂市	496.4	16	富山県小矢部市	299.8	56
宮城県登米市	491.2	17	熊本県玉名市	297.4	57
長野県伊那市	483.9	18	長野県駒ヶ根市	292.6	58
長野県茅野市	476.4	19	長野県千曲市	288.0	59
千葉県大網白里市	471.9	20	新潟県村上市	287.9	50
青森県平川市	465.1	21	愛知県田原市	287.3	61
岩手県花巻市	440.4	22	山形県河北町	286.1	62
熊本県菊池市	433.3	23	滋賀県長浜市	284.8	63
兵庫県豊岡市	413.9	24	島根県安来市	283.9	64
長野県佐久市	411.9	25	秋田県にかほ市	282.8	65
愛知県阿久比町	406.1	26	熊本県宇土市	282.2	66
熊本県宇城市	403.1	27	宮城県利府町	281.1	67
茨城県つくばみらい市	397.7	28	北海道白老町	279.1	68
滋賀県甲賀市	397.0	29	山梨県中央市	276.9	69
香川県さぬき市	380.8	30	茨城県常陸太田市	272.8	70
山梨県山梨市	377.7	31	埼玉県小川町	272.5	71
富山県滑川市	368.5	32	富山県氷見市	272.2	72
熊本県大津町	366.0	33	長野県上田市	268.4	73
長野県東御市	365.9	34	茨城県筑西市	267.8	74
千葉県富里市	361.1	35	茨城県つくば市	267.1	75
岐阜県瑞浪市	360.8	36	兵庫県小野市	265.7	76
長野県大町市	356.3	37	山形県村山市	264.6	77
岡山県井原市	354.3	38	滋賀県東近江市	263.4	78
秋田県横手市	353.7	39	群馬県渋川市	261.7	79
岐阜県飛騨市	347.9	40	福井県永平寺町	261.4	80

(平成30年度末時点の下水道処理人口) / (平成27年国勢調査時のD I D人口) ×100

未処理人口と下水道残人口の関係について

- ① 平成30年度末の汚水処理人口普及率から、下水道人口に関して処理人口だけではなく全体計画人口と残人口も併記されるようになりました。
- ② 全市区町村の合計値(福島県下の7町村を除く)では、**未処理人口が10,985,553人、下水道残人口が10,292,282人**であることから、その差693,271人が浄化槽等の処理対象人口となり、未処理人口の94%は下水道対象人口で、わずか6%がその他の処理対象人口です。
- ③ 次に、全市区町村(福島県下の7町村を除く)ごとに、未処理人口と下水道残人口の差を算出すると、-86,885人(愛媛県松山市)から37,325人(千葉県市原市)と幅広く、その分布は下記に示すとおりです。

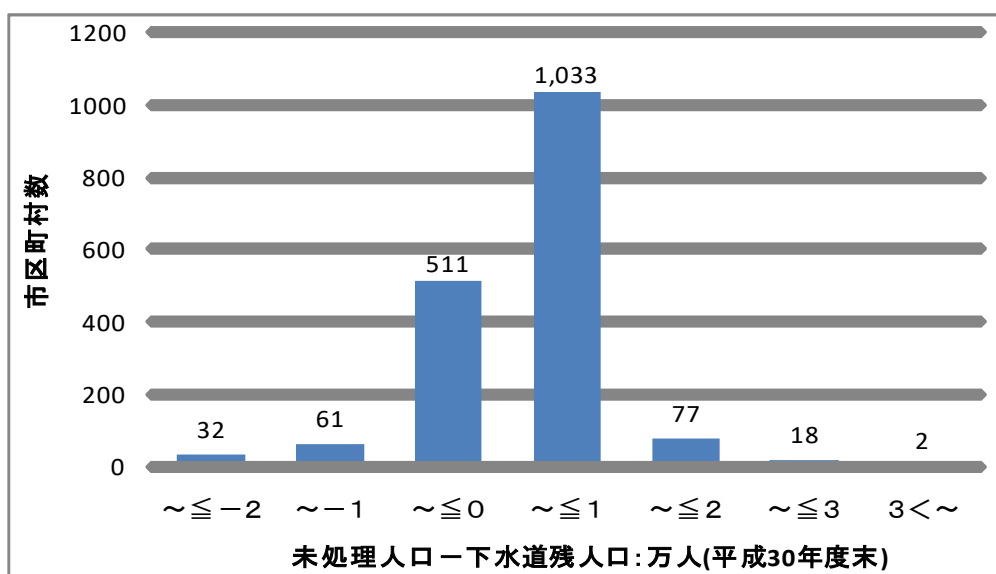


図-10 市区町村別の「未処理人口－下水道残人口」の分布

- ④ 未処理人口と下水道残人口の差がマイナスとは、下水道全体計画区域人口が過大で、実態に見合った見直しが必要な自治体であり、その数は497市区町村(全体の29%)です。
このグループの汚水処理人口普及率は、加重平均で91.9(≒54,065,024/58,800,279)%、単純平均で87.9%、中央値で91.7%です。
なお、このグループの「未処理人口と下水道残人口の差」の合計値はマイナス3,038,302人です。
- ⑤ 未処理人口と下水道残人口の差がゼロの自治体は、汚水処理施設の整備が完了(住民基本台帳人口と汚水処理人口が同数)した79市区町村と、残りをすべて下水道で整備する予定の28市区町村の大別され、両者合わせて107市区町村(全体の6%)です。
このグループの汚水処理人口普及率は、加重平均で99.9(≒15,275,888/15,292,755)%、単純平均で99.5%、中央値で100.0%です。
- ⑥ 未処理人口と下水道残人口の差がプラスとは、下水道全体計画区域以外にも未処理人口が存在しており、現在の下水道整備計画では浄化槽処理区域が存在していて、その数は1,130市区町村(全体の65%)、東京都世田谷区もこのグループに属しています。

このグループの汚水処理人口普及率は、加重平均で88.2%($\div 46,735,610/52,969,041$)、単純平均で78.7%、中央値で83.2%です。また、全体の約半数に相当する559市町村は下水道残人口がゼロです。

なお、このグループの「未処理人口と下水道残人口の差」の合計値は3,731,573人です。

- ⑦ 以上より、平成30年度末時点で、今後浄化槽で新たに整備すべき人口は、少なくとも未処理人口の4割弱に相当する約400万人、さらに下水道の全体計画人口が実態に比べ過大である497市区町村における生活排水処理計画の見直しが進めば、より増加すると推測されます。

表-13 自治体別の「未処理人口ー下水道残人口」 平成30年度末

自治体名	住民基本 台帳人口 人	汚水処理 人口 人	汚水処理 人口普及 率 %	未処理人口 A 人	下水道残 人口 B 人	A－B 人
福岡県						
久留米市	304,703	290,846	95.5	13,857	39,242	-25,385
苅田町	37,620	34,124	90.7	3,496	15,913	-12,417
行橋市	73,208	42,703	58.3	30,505	42,873	-12,368
大牟田市	114,496	89,980	78.6	24,516	33,407	-8,891
大川市	34,207	24,208	70.8	9,999	18,237	-8,238
広川町	19,650	16,152	82.2	3,498	10,860	-7,362
中間市	41,785	38,472	92.1	3,313	9,678	-6,365
新宮町	32,916	31,728	96.4	1,188	5,298	-4,110
宇美町	37,299	36,277	97.3	1,022	4,485	-3,463
鞍手町	15,978	10,557	66.1	5,421	7,504	-2,083
須恵町	28,628	27,460	95.9	1,168	3,165	-1,997
小竹町	7,688	3,261	42.4	4,427	6,365	-1,938
古賀市	59,234	58,007	97.9	1,227	3,139	-1,912
吉富町	6,847	5,217	76.2	1,630	3,029	-1,399
水巻町	28,381	26,574	93.6	1,807	2,969	-1,162
小郡市	59,527	56,924	95.6	2,603	3,452	-849
遠賀町	19,332	18,883	97.7	449	1,084	-635
筑紫野市	103,818	103,639	99.8	179	796	-617
糸島市	101,450	91,076	89.8	10,374	10,914	-540
岡垣町	31,626	31,540	99.7	86	504	-418
粕屋町	47,530	46,980	98.8	550	873	-323
朝倉市	53,189	41,006	77.1	12,183	12,414	-231
太宰府市	71,598	71,443	99.8	155	355	-200
福津市	65,102	64,730	99.4	372	519	-147
久山町	8,963	8,598	95.9	365	452	-87
志免町	46,080	46,054	99.9	26	46	-20
春日市	113,157	113,157	100.0	0	0	0
大野城市	100,597	100,566	100.0	31	31	0
芦屋町	13,838	13,834	100.0	4	0	4
大刀洗町	15,659	15,646	99.9	13	6	7
筑後市	49,173	31,049	63.1	18,124	18,111	13
筑前町	29,666	29,611	99.8	55	0	55
福岡市	1,541,250	1,540,249	99.9	1,001	785	216
那珂川市	50,245	49,896	99.3	349	122	227
宗像市	96,816	96,352	99.5	464	172	292
宮若市	28,091	13,813	49.2	14,278	13,902	376

篠栗町	31,373	30,711	97.9	662	0	662
北九州市	950,182	949,389	99.9	793	106	687
東峰村	2,119	1,425	67.2	694	0	694
うきは市	29,572	28,497	96.4	1,075	286	789
赤村	3,171	1,488	46.9	1,683	0	1,683
大木町	14,220	12,056	84.8	2,164	0	2,164
上毛町	7,615	5,035	66.1	2,580	0	2,580
大任町	5,274	1,961	37.2	3,313	0	3,313
香春町	10,975	7,629	69.5	3,346	0	3,346
築上町	18,196	12,181	66.9	6,015	2,440	3,575
みやこ町	19,733	14,761	74.8	4,972	692	4,280
柳川市	66,002	52,852	80.1	13,150	8,514	4,636
糸田町	9,080	3,638	40.1	5,442	0	5,442
豊前市	25,496	17,719	69.5	7,777	1,767	6,010
添田町	9,809	3,462	35.3	6,347	0	6,347
桂川町	13,456	5,965	44.3	7,491	0	7,491
直方市	56,645	40,555	71.6	16,090	7,866	8,224
みやま市	37,475	22,309	59.5	15,166	4,721	10,445
八女市	63,371	38,438	60.7	24,933	13,826	11,107
川崎町	16,695	5,447	32.6	11,248	0	11,248
福智町	22,728	11,356	50.0	11,372	0	11,372
田川市	47,759	29,385	61.5	18,374	0	18,374
嘉麻市	38,116	17,507	45.9	20,609	0	20,609
飯塚市	128,286	103,560	80.7	24,726	3,601	21,125
60市町村	5,116,695	4,737,938	92.6	378,757	314,521	64,236

【数値の出所は3省共同発表、平成30年度末汚水処理人口普及率】

赤字の自治体は、下水道整備計画が過大で早急に見直しが必要な自治体

(2) 単独処理浄化槽人口と汲み取り人口

表-14 都道府県別の水洗化率(昇順)

平成29年度		総人口(住民基本台帳人口)	
岩手県	73.7	1 12,772万人	水洗化人口
長崎県	77.6	2 [12,839]	12,112万人
佐賀県	79.4	3 (100%)	(94.8%)
秋田県	79.7	4	[93.5%]
島根県	81.8	5	[]の値は 平成25年度
和歌山県	82.7	6	
高知県	82.7	7	公共下水道人口
青森県	86.5	8	: 9,570万人(74.9%)
宮城県	88.5	9	[9,289] [72.3%] H25年度
岡山県	88.8	10	浄化槽人口
鹿児島県	89.6	11	: 1,488万人(11.7%)
大分県	90.0	12	[1,480] [11.5%] H25年度
愛媛県	90.2	13	みなし浄化槽人口
広島県	90.4	14	: 1,054万人(8.3%)
宮崎県	90.4	15	[1,238] [9.6%] H25年度
熊本県	90.4	16	非水洗化人口
福島県	90.4	17	660万人[H25年度833万人]
福岡県	90.8	18	(5.2%) [H25年度 6.5%]
香川県	91.4	19	浄化槽人口は、(集落排水施設等+合併処理浄化槽+コミ
山口県	91.7	20	ブラ(32万人)の合計) 処理人口を表す。
茨城県	91.7	21	
山形県	92.2	22	
鳥取県	92.5	23	
長野県	93.2	24	
北海道	93.6	25	
沖縄県	93.7	26	
徳島県	93.8	27	
栃木県	93.8	28	
新潟県	94.2	29	
三重県	94.5	30	
群馬県	95.0	31	
奈良県	95.1	32	
岐阜県	95.5	33	
山梨県	95.6	34	
福井県	96.1	35	
京都府	96.2	36	
滋賀県	96.4	37	
富山県	96.6	38	
石川県	97.0	39	
千葉県	97.6	40	
静岡県	97.8	41	
兵庫県	98.2	42	
愛知県	98.3	43	
大阪府	98.4	44	
埼玉県	98.7	45	
神奈川県	99.7	46	
東京都	99.8	47	
全 国	94.8		
H28年度	94.6		
H27年度	94.3		
H26年度	93.9		
H24年度	93.0		
H22年度	92.1		

数値の出所：「平成29年度版 一般廃棄物処理実態調査結果」

表-15 都道府県別の各人口の占める割合

平成 29年度	総人口に占める割合：％			
	公共 下水道	浄化槽	みなし 浄化槽	非水洗 化
北海道	88.8	3.6	1.2	6.4
青森県	52.6	15.2	18.7	13.5
岩手県	52.4	19.4	1.9	26.3
宮城県	76.9	8.1	3.5	11.5
秋田県	54.7	18.8	6.2	20.3
山形県	68.9	11.5	11.7	7.8
福島県	47.1	27.3	16.1	9.6
茨城県	56.7	19.8	15.2	8.3
栃木県	62.4	19.5	11.9	6.2
群馬県	48.7	25.4	20.9	5.0
埼玉県	77.6	11.6	9.4	1.3
千葉県	70.0	15.2	12.4	2.4
東京都	99.3	0.2	0.3	0.2
神奈川県	95.4	1.3	3.0	0.3
新潟県	66.2	11.1	16.9	5.8
富山県	79.8	8.8	8.0	3.4
石川県	76.5	10.9	9.6	3.0
福井県	73.4	12.6	10.1	3.9
山梨県	60.3	15.7	19.7	4.4
長野県	79.1	11.4	2.7	6.8
岐阜県	65.4	16.9	13.2	4.5
静岡県	57.8	18.4	21.5	2.2
愛知県	73.2	13.1	12.0	1.7
三重県	51.4	29.9	13.1	5.5
滋賀県	84.3	8.4	3.6	3.6
京都府	90.8	3.5	1.9	3.8
大阪府	93.0	2.6	2.8	1.6
兵庫県	91.5	4.5	2.3	1.8
奈良県	73.1	10.6	11.5	4.9
和歌山県	22.4	37.2	23.1	17.3
鳥取県	64.1	9.6	18.8	7.5
島根県	42.8	29.3	9.7	18.2
岡山県	59.5	18.6	10.7	11.2
広島県	70.5	12.6	7.2	9.6
山口県	61.9	20.9	8.9	8.3
徳島県	16.0	42.2	35.6	6.2
香川県	39.8	30.6	21.1	8.6
愛媛県	51.6	23.1	15.5	9.8
高知県	31.9	31.9	18.9	17.3
福岡県	78.4	10.2	2.3	9.2
佐賀県	52.8	22.6	4.1	20.6
長崎県	57.5	16.7	3.4	22.4
熊本県	63.5	15.7	11.2	9.6
大分県	43.2	26.1	20.7	10.0
宮崎県	54.1	26.0	10.3	9.6
鹿児島県	39.8	37.6	12.3	10.4
沖縄県	62.7	12.6	18.4	6.3
全国	74.9	11.6	8.3	5.2
H28年度	74.3	11.7	8.6	5.4
H26年度	73.1	11.6	9.2	6.1
H24年度	71.5	11.4	10.1	7.0
H22年度	69.8	11.3	11.0	7.9

赤字は第1位
青字は第2位

○ 和歌山県、徳島県及び高知県を除く
44都道府県では、公共下水道の占める
割合が最も高い。

○ 合併処理浄化槽の占める割合が最も
高いのは、和歌山県(37.2)、徳島県
(42.2)及び高知県(31.9)の3県であ
る。

○ 非水洗化人口が2番目に多いのは、
北海道(6.4)、岩手県(26.3)、宮城県
(11.5)、秋田県(20.3)、京都府(3.8)、
長崎県(22.4)の計6道府県である。

○ みなし(単独処理)人口が2番目に多
いのは、青森県(18.7)、山形県(11.7)、
東京都(0.3)、神奈川県(3.0)、新潟
県(16.9)、山梨県(19.7)、静岡県(21.
5)、大阪府(2.8)、奈良県(11.5)、和
歌山県(23.1)、鳥取県(18.8)、徳島県
(35.6)及び沖縄県(18.4)の計13都府県
である。

○ 合併処理人口が2番目に多いのは、
福島県(27.3)、茨城県(19.8)、栃木県
(19.5)、群馬県(25.4)、埼玉県(11.6)、
千葉県(15.2)、富山県(8.8)、石川県
(10.9)、福井県(12.6)、長野県(11.4)、
岐阜県(16.9)、愛知県(13.1)、三重県
(29.9)、滋賀県(8.4)、兵庫県(4.5)、
島根県(29.3)、岡山県(18.6)、広島県
(12.6)、山口県(20.9)、香川県(30.6)、
愛媛県(23.1)、福岡県(10.2)、佐賀県
(22.6)、熊本県(15.7)、大分県(26.1)、
宮崎県(26.0)及び鹿児島県(37.6)の計
27府県である。

○ 公共下水道人口が2番目に多いの
は、高知県(31.9)の1県である。

注) 浄化槽人口には、農業集落排水等入
口とコミュニティプラント人口を含
む。

【数値の出所：「平成29年度版 一般廃
棄物処理実態調査結果】

表-16 市町村別の各人口の占める割合

平成 29年度	総人口に占める割合：％			
	公 共 下水道	浄化槽	みなし 浄化槽	非水洗 化
北九州市	99.5	0.1	0.0	0.4
福岡市	99.5	0.0	0.4	0.2
大牟田市	43.1	19.2	3.1	34.6
久留米市	72.2	13.3	5.2	9.3
直方市	23.3	37.6	1.9	37.3
飯塚市	40.4	33.4	0.0	26.3
田川市	0.0	60.4	6.5	33.1
柳川市	18.3	48.3	14.8	18.6
八女市	18.7	40.3	19.0	22.0
筑後市	24.2	35.2	4.4	36.2
大川市	17.8	35.9	27.5	18.8
行橋市	18.0	34.5	9.9	37.7
豊前市	28.8	30.4	0.5	40.2
中間市	60.9	21.6	0.3	17.2
小郡市	84.4	2.7	1.0	11.8
筑紫野市	91.1	7.2	1.2	0.5
春日市	99.2	0.0	0.5	0.2
大野城市	99.7	0.0	0.2	0.2
宗像市	96.8	2.0	0.1	1.1
太宰府市	96.8	1.9	0.8	0.5
古賀市	79.5	13.6	2.7	4.2
福津市	77.1	13.0	1.7	8.2
うきは市	71.3	4.3	1.3	23.1
宮若市	6.5	37.1	2.1	54.3
嘉麻市	0.0	43.7	0.0	56.3
朝倉市	34.2	24.9	11.6	29.3
みやま市	11.3	44.0	5.3	39.5
糸島市	62.9	24.0	0.6	12.6
那珂川町	94.6	1.2	0.1	4.1
宇美町	82.9	11.1	1.1	5.0
篠栗町	92.8	3.2	0.2	3.8
志免町	95.8	0.4	1.1	2.8
須恵町	73.1	12.0	2.5	12.3
新宮町	77.4	18.4	0.3	3.8
久山町	89.8	1.4	0.6	8.2
粕屋町	94.1	2.4	0.1	3.4
芦屋町	99.2	0.0	0.2	0.6
水巻町	76.4	8.7	2.0	12.9
岡垣町	81.5	5.9	4.9	7.7
遠賀町	79.5	11.9	1.5	7.1
小竹町	2.9	26.4	1.2	69.5
鞍手町	37.5	15.0	1.7	45.8
桂川町	0.0	43.4	1.1	55.4
筑前町	73.9	14.4	1.4	10.3
東峰村	0.0	58.5	3.6	37.9
大刀洗町	78.3	7.1	10.7	3.9
大木町	0.0	82.9	15.5	1.6

赤字は第1位

青字は第2位

○ 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、飯塚市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、朝倉市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、筑前町及び大刀洗町の計31市町では、公共下水道の占める割合が最も高い。

○ 直方市、田川市、柳川市、八女市、大川市、みやま市、東峰村、大木町、広川町、赤村、苅田町、みやこ町及び上毛町の計13市町村では、浄化槽の占める割合が最も高い。

○ 香春町では、みなし(単独処理)浄化槽の占める割合が最も高い。

○ 筑後市、行橋市、豊前市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、吉富町及び築上町の計15市町では非水洗化(汲み取り)の占める割合が最も高い。

注) 浄化槽人口には、農業集落排水等人口とコミュニティプラント人口を含む。

【数値の出所：「平成29年度版 一般廃

棄物処理実態調査結果】

広川町	23.3	51.0	7.3	18.5
香春町	0.0	3.2	66.2	30.6
添田町	0.0	32.8	5.4	61.8
糸田町	0.0	40.1	16.2	43.6
川崎町	0.0	33.1	9.7	57.2
大任町	0.0	35.3	0.5	64.2
赤村	0.0	49.0	4.6	46.4
福智町	0.0	18.0	6.6	75.4
苅田町	36.0	41.8	9.1	13.1
みやこ町	7.7	47.9	15.9	28.5
吉富町	25.6	30.5	4.0	39.9
上毛町	0.0	63.6	0.9	35.5
築上町	18.2	30.5	0.7	50.6
60市町村	78.4	10.2	2.3	9.2

表－17 単独処理浄化槽使用人が多い市区町村(平成29年度末)

1,741 市区町 村中	市区町村名 (降 順)	単独処理 浄化槽使 用人員 人	水洗化率 %				総人口 人
				公 共 下水道	合併処 理 ※	単独処 理	
1	新潟県新潟市	130,552	97.0	76.8	3.9	16.4	797,020
2	岡山県岡山市	120,997	91.8	58.4	16.4	17.1	708,853
3	静岡県静岡市	112,962	98.9	74.5	8.4	16.0	706,839
4	愛知県一宮市	101,702	95.1	48.3	20.5	26.3	386,146
5	大分県大分市	97,115	98.2	56.0	22.0	20.3	479,332
6	静岡県浜松市	94,041	97.2	77.2	8.3	11.7	807,199
7	千葉県市川市	86,674	99.1	68.5	12.7	17.9	484,249
8	愛媛県松山市	81,293	97.2	57.5	24.0	15.8	515,002
9	埼玉県さいたま市	80,836	99.7	90.0	3.4	6.3	1,290,505
10	高知県高知市	77,859	92.5	50.0	19.0	23.4	332,387
11	和歌山県和歌山市	76,720	88.4	33.4	34.3	20.7	371,425
12	群馬県高崎市	69,883	97.9	69.4	9.8	18.7	374,707
13	群馬県伊勢崎市	68,485	92.4	34.4	25.8	32.2	212,741
14	香川県高松市	63,374	96.5	57.6	24.1	14.8	429,038
15	群馬県太田市	57,501	96.1	33.5	36.9	25.6	224,325
188	久留米市	15,841	90.7	72.2	13.3	5.2	306,419
257	八女市	12,354	78.0	18.7	40.3	19.0	64,896
313	柳川市	9,939	81.4	18.3	48.3	14.8	67,374
326	大川市	9,593	81.2	17.8	35.9	27.5	34,886
408	香春町	7,438	69.4	0.0	3.2	66.2	11,238
417	行橋市	7,280	62.3	18.0	34.5	9.9	73,294
462	朝倉市	6,311	70.7	34.2	24.9	11.6	54,190
488	福岡市	5,724	99.8	99.5	0.0	0.4	1,525,744
637	大牟田市	3,639	65.4	43.1	19.2	3.1	116,885
664	苅田町	3,379	86.9	36.0	41.8	9.1	37,151

※：集落排水等、コミプラを含む

(3) 将来推計人口とD I D人口に対する整備状況

表-18 都道府県別、2045年推計人口に対する汚水処理施設の整備量に関する指標

汚水処理人口普及率 ：％ (平成30年度末)			2045年推計人口に対する施設整備量 (平成30年度末)				
			全 体		集合処理施設		
東京都	99.8(0.2)	1	秋田県	144.2	1	秋田県	125.2
兵庫県	98.9(1.8)	2	山形県	131.1	2	北海道	121.8
滋賀県	98.7(2.5)	3	長野県	127.0	3	富山県	121.4
京都府	98.2(1.9)	4	北海道	125.8	4	長野県	119.7
神奈川県	98.1(1.3)	5	富山県	125.5	5	山形県	119.3
長野県	98.0(5.6)	6	青森県	124.5	6	兵庫県	117.5
大阪府	97.9(1.8)	7	福井県	122.4	7	福井県	116.6
富山県	96.8(2.9)	8	奈良県	122.4	8	大阪府	115.7
福井県	96.1(4.5)	9	兵庫県	121.1	9	京都府	114.9
北海道	95.5(3.1)	10	岐阜県	121.0	10	鳥取県	111.2
石川県	94.2(4.6)	11	鳥取県	118.1	11	奈良県	110.5
鳥取県	94.1(5.4)	12	大阪府	117.9	12	新潟県	109.0
福岡県	92.6(9.1)	13	京都府	117.1	13	青森県	108.1
山形県	92.6(8.3)	14	宮城県	116.4	14	滋賀県	108.1
岐阜県	92.4(10.2)	15	新潟県	116.1	15	石川県	107.5
埼玉県	92.2(9.7)	16	山口県	115.8	16	岐阜県	107.3
宮城県	91.8(6.9)	17	福島県	115.2	17	宮城県	107.3
愛知県	91.0(10.2)	18	山梨県	115.1	18	神奈川県	107.1
奈良県	89.9(8.7)	19	岩手県	114.6	19	東京都	100.8
千葉県	88.6(12.8)	20	宮崎県	114.3	20	岩手県	95.7
広島県	88.4(11.1)	21	石川県	113.3	21	山梨県	94.9
新潟県	87.8(5.4)	22	長崎県	111.5	22	山口県	94.2
秋田県	87.4(11.5)	23	茨城県	111.0	23	福岡県	93.5
山口県	87.2(16.2)	24	滋賀県	110.9	24	埼玉県	93.3
熊本県	87.0(14.4)	25	鹿児島県	109.8	25	長崎県	91.4
栃木県	87.0(15.5)	26	栃木県	109.8	26	栃木県	90.2
岡山県	86.9(16.7)	27	神奈川県	108.5	27	広島県	89.9
沖縄県	86.1(9.5)	28	三重県	108.4	28	熊本県	89.1
宮崎県	85.9(21.7)	29	愛媛県	107.5	29	茨城県	88.8
三重県	85.3(24.8)	30	熊本県	106.9	30	愛知県	88.4
茨城県	84.8(16.6)	31	高知県	105.5	31	千葉県	87.3
佐賀県	83.8(15.2)	32	埼玉県	104.3	32	宮崎県	85.5
山梨県	83.2(14.0)	33	佐賀県	104.1	33	佐賀県	85.1
福島県	82.8(22.4)	34	福岡県	104.0	34	福島県	84.0
岩手県	81.6(13.3)	35	島根県	104.0	35	岡山県	82.6
静岡県	81.4(16.8)	36	群馬県	103.4	36	島根県	82.3
群馬県	81.3(19.6)	37	広島県	103.0	37	静岡県	81.1
鹿児島県	81.1(36.0)	38	静岡県	102.8	38	沖縄県	78.9
長崎県	80.9(14.2)	39	千葉県	102.3	39	愛媛県	78.0
島根県	80.6(16.2)	40	岡山県	102.2	40	群馬県	76.9
青森県	80.0(10.5)	41	東京都	101.0	41	三重県	76.7
愛媛県	79.2(21.7)	42	愛知県	99.7	42	大分県	69.6
香川県	77.7(30.8)	43	大分県	99.0	43	高知県	60.8
大分県	76.9(22.8)	44	香川県	98.4	44	鹿児島県	60.7
高知県	73.8(31.0)	45	和歌山県	90.9	45	香川県	59.4
和歌山県	65.1(32.5)	46	沖縄県	88.7	46	和歌山県	45.5
徳島県	61.8(39.9)	47	徳島県	86.2	47	徳島県	29.1
全 国	91.4(9.3)		全 国	109.1		全 国	97.8
H29年度	90.9(9.2)		H29年度	108.7		H29年度	97.5
H28年度	90.4(9.2)		H28年度	108.4		H28年度	97.1
H27年度	89.9(9.1)		H27年度	107.1		H27年度	96.2
H25年度	88.9(8.9)		H25年度	106.0		H25年度	95.2

※25年度は福島県を除く。

※25年度は福島県を除く。

注1)カッコ内の値は浄化槽普及率。注2)集合処理人口は、下水道と農業集落排水施設等の処理人口の合計値。注2)H25、H27、H28年度は2040年推計人口に対する値。

- 平成30年3月30日に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、福岡県の人口は、平成27(2015)年国勢調査時には5,101,556人であったのが、30年後の平成57(2045)年には4,554,486人(2015年を100とした場合89.3)まで減少し、高齢化率も25.9%から35.4%と3人に1人が65歳以上まで上昇する、と予測されています。

また、増減割合は各市町村で一律ではないことから、福岡県内の各市町村について、人口減少や高齢化が今後どのように進むのかをみると、最も人口が減るのは小竹町(2015年を100とすると2045年には45.5)、次いで添田町(同46.5)、嘉麻市(同47.6)、川崎町(同48.1)、東峰村(同49.3)の順でこの5市町村が半数以下に減少、逆に増加すると予測されている自治体は久山町(同102.5)、新宮町(同103.3)、志免町(同103.7)、須恵町(同103.8)、大野城市(同106.8)、福岡市(同107.5)及び粕屋町(120.4)の計7市町です。

一方、2045年における高齢化率は、東峰村が52.7%で最も高く、次いで小竹町(52.5%)、みやこ町(51.9%)、添田町(50.8%)、赤村(50.3%)の順でこの4町村が50%超え、この4町村を含む24市町村が40%を超えると、それぞれ予測されています。人口減少の主因が若年層の減少であることから人口が減る市町ほど高くなる傾向です。

このようなことから、借金をしてまで社会資本整備を実施できる余力がある自治体は「今後も人口が増加し、2045年における高齢化率も20%代あるいは30%前半の7市町だけと考えられます。借金の返済速度より人口の減少速度の方が早い場合、自治体の借金総額が減っても、納税者・生産者・消費者である生産年齢人口(15～64歳)1人当たりの借金は減らない、行政サービスの質の低下、それに伴う生産年齢人口の流出などにより、むしろ増加するという悪循環(衰退のスパイラル)となる可能性があります。

推計はあくまで過去のトレンドを参考にしたものです。人口減少や高齢化そのものは止められなくても、それが及ぼす影響は緩和できる。そのための対策を早急に行うべきではないでしょうか。

- このような推計結果を基に、26年後の「2045(令和26)年の推計人口」に対して現在の整備量はどの程度の割合になっているのかを検証してみましょう。具体的には、「2045(令和26)年時の推計人口」に対する「平成30年度末の污水处理人口」の割合を算出してみました。

$$\text{2045年污水处理施設の整備量に関する指標} = \frac{\text{污水处理施設の処理人口}}{\text{2045年推計人口(中位推計)}} \times 100$$

$$\text{2045年集合処理施設の整備量に関する指標} = \frac{\text{集合処理施設の現在処理区域内人口}}{\text{2045年推計人口(中位推計)}} \times 100$$

まず、全国的にみると、平成30年度末における污水处理人口普及率は91.4%ですが、2045年推計人口に対しては、集合処理施設のみで97.8、浄化槽等も含む全体で109.1と、全国的には生活排水処理施設の整備が概成した状態です。

このように、国立社会保障・人口問題研究所が発表する「直前の国勢調査結果に基づき30年後の市区町村別の推計人口」に比べ「汚水処理人口普及率における処理人口」が多くなったのは、**平成23年度**からです。

次に都道府県別にみると、「2045年集合処理施設整備指標(右端)」が100を超えているのは秋田県、北海道、富山県、長野県、山形県、兵庫県、福井県、大阪府、京都府、鳥取県、奈良県、新潟県、青森県、滋賀県、石川県、岐阜県、宮城県、神奈川県及び東京都の計**19都道府県(レッドカードグループ)**、さらに浄化槽も含む「2045年汚水処理施設整備指標」が100を超えているのは、さらに22県(イエローカードグループ)増えて**41都道府県**となります。

- **福岡県の場合**、全体の整備状況は104.0と100を超えています、さらに下水道や農集等の集合処理施設だけでみると93.5と、**2045年推計人口に対しては施設整備が概成**した状況です。さらに、市町村別にみると、浄化槽も含めた全施設では60市町村中40市町村、集合処理施設だけでみても60市町中19市町で100超と、過剰な整備状況となっています。

これらの値が**100を超えている**ということは、これらの地域では、年を追うごとに整備済の生活排水処理施設の投資効果が低くなり、受益者負担が増加し、新たに整備すればその傾向がより増幅されることを表していると思います。

大胆な方向転換を行わないと、これまでのように、初期投資が受益者負担で回収できない事業を実施すると、地方債現在高が大きい自治体では、人口減少(負担者の減少)と高齢化(負担能力の低下)の進展に伴い、行政サービスの質の低下のみならず、市町村財政を破綻させる可能性があることが容易に想定されます。

なお、個別処理である浄化槽の場合、2045年汚水処理施設整備指標が100を超えても、空き家となったら、その浄化槽だけ止めればよく、生活排水処理分野では人口減少の影響がほとんど認められません。ところが、集合処理の場合には、処理場から遠いエリアから順々に人が少なくなってくればまだしも、途中のエリアとか処理場に近いうちで空き家率が上昇すると、遠いところが残ってたら例え1軒だって残ってたら、管路設備は生かさざるを得ません、中継ポンプ場があれば稼働させなければならず、影響度合がぜんぜん違います。松谷明彦氏も指摘でされていますが(日本経済新聞社発行「2020年の日本人」、平成19年6月)、**人口密度の低下が、集合処理の場合には、経営上、致命的な問題となる恐れ**があります。

- ここで気になる情報として、平成22年6月19日付け日本経済新聞夕刊の掲載記事を紹介すると、「**妊婦や胎児の健康状態をチェックする妊婦検診**」に対してどの程度、公的なお金が出ているかですが、国は1人当たり14回で約11万円を地方交付税で配分しています。実際、どの程度出ているかというと、**福岡県の平均は47都道府県中昇順で28番目の93,650円**となっています。地方交付税は自治体の判断で他の用途に使え、財政難の自治体は妊婦検診の割り当て分を別の用途で使っているとみられることから、総務省は自治体に対し「妊婦の健康管理や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できるよう公費負担の回数や内容を一層充実して欲しい」と通知したそうです。

平成30年4月1日時点では103,813円と鹿児島県に次いで**昇順で47都道府県中26番目**となっています。

表－19 妊婦健康診査の公費負担の状況について

	毎年4月 1日現在	平成30年 (昇順)	平成28年	平成26年	平成24年	平成22年	H22 昇順
1	神奈川県	71,417	69,644	64,319	62,607	61,838	3
2	東京都	86,742	86,657	80,550	80,498	76,513	5
3	山梨県	88,580	89,808	88,348	87,276	84,000	8
4	愛媛県	90,910	90,630	79,400	79,150	60,635	2
5	京都府	91,320	※ 91,027	90,730	90,330	86,730	13
6	和歌山県	92,190	92,190	96,484	97,150	92,090	24
7	兵庫県	※ 94,746	※ 91,238	81,927	81,466	78,581	6
8	栃木県	95,000	95,000	95,000	95,000	91,074	21
9	大分県	95,061	93,800	※ 96,600	※ 96,600	※ 92,552	26
10	宮崎県	※ 97,602	※ 103,276	101,887	101,612	94,213	22
11	茨城県	※ 98,075	※ 98,700	98,451	98,201	95,318	35
12	群馬県	98,730	98,730	92,920	92,920	85,640	10
13	静岡県	98,800	92,800	91,200	91,200	91,200	22
14	沖縄県	99,215	99,100	99,100	99,100	94,710	34
15	奈良県	※ 99,514	※ 96,303	95,782	95,782	84,692	9
16	北海道	※ 99,928	※ 95,421	93,821	92,621	※ 89,201	16
17	長崎県	100,257	100,532	100,000	100,000	98,000	36
18	埼玉県	101,010	100,800	100,780	99,730	91,636	23
19	佐賀県	101,440	101,440	98,370	98,370	92,500	25
20	千葉県	101,573	93,461	92,665	93,923	89,594	18
21	熊本県	102,293	100,820	96,600	96,600	93,656	29
22	山形県	102,400	※ 102,400	82,790	82,790	75,000	4
23	広島県	※ 102,476	93,511	91,184	90,670	87,593	15
24	鳥取県	102,730	94,450	94,756	93,940	89,420	17
25	鹿児島県	※ 102,955	102,943	102,050	102,050	94,300	33
26	福岡県	103,813	102,208	101,300	101,300	93,650	28
27	富山県	103,880	103,880	99,410	96,250	86,560	12
28	福井県	104,936	101,250	97,590	97,590	93,200	27
29	滋賀県	※ 106,268	※ 106,802	100,731	96,055	86,035	11
30	島根県	※ 108,944	108,088	106,036	104,701	99,906	39
31	愛知県	109,276	107,149	106,725	106,705	101,587	41
32	三重県	110,400	110,110	109,590	104,260	90,580	20
33	高知県	110,980	110,380	110,380	107,390	105,310	44
34	岩手県	※ 113,118	105,036	91,620	89,428	86,914	14
35	香川県	114,600	114,600	109,800	100,400	80,400	7
36	大阪府	116,309	114,631	100,209	67,793	46,086	1
37	山口県	※ 117,075	119,029	116,315	116,315	112,457	47
38	青森県	※ 117,628	※ 118,920	※ 118,920	※ 103,920	99,792	38
39	宮城県	118,019	108,380	108,377	108,302	103,586	43
40	新潟県	※ 118,595	※ 118,375	104,848	104,537	※ 98,003	37
41	岡山県	119,885	102,831	98,297	97,290	93,940	31
42	秋田県	※ 120,709	118,704	108,428	98,920	93,785	30
43	徳島県	125,020	114,440	113,880	113,770	108,130	45
44	長野県	※ 127,026	※ 116,439	116,214	115,620	112,167	46
45	岐阜県	129,026	119,570	117,882	112,641	102,167	42
46	福島県	※ 129,978	※ 111,278	110,158	107,132	100,955	40
47	石川県	※ 137,813	117,105	97,414	94,894	90,200	19
	全 国	※ 105,734	※ 102,097	※ 98,834	※ 96,699	※ 90,948	

※：公費負担額が明示されていない市区町村は除く

【令和元年10月1日付け報道資料、厚生労働省子ども家庭局母子保健課】

表－20 汚水処理施設整備の現状と将来推計人口に対する整備状況

汚水処理人口普及率：％ 平成30年度末 (全 体) 浄化槽			2045年推計人口に対する施設整備量 に関する指標：％（平成30年度末） (全 体) (集合処理施設)					
春日市	100.0	0.0	1	芦屋町	183.1	1	芦屋町	183.1
芦屋町	100.0	0.0	2	うきは市	167.6	2	うきは市	160.8
大野城市	100.0	0.0	3	中間市	158.9	3	中間市	132.6
志免町	99.9	0.0	4	香春町	137.4	4	水巻町	124.8
福岡市	99.9	0.0	5	朝倉市	136.6	5	大刀洗町	123.3
大刀洗町	99.9	0.1	6	苅田町	133.7	6	北九州市	123.1
北九州市	99.9	0.0	7	東峰村	132.9	7	遠賀町	121.1
筑紫野市	99.8	0.8	8	遠賀町	130.8	8	岡垣町	117.1
筑前町	99.8	0.7	9	水巻町	130.5	9	福津市	113.0
太宰府市	99.8	0.3	10	みやこ町	126.6	10	小郡市	111.5
岡垣町	99.7	4.2	11	大川市	125.0	11	筑前町	111.5
宗像市	99.5	0.4	12	大刀洗町	123.4	12	宇美町	111.2
福津市	99.4	0.6	13	宇美町	123.3	13	筑紫野市	110.0
那珂川市	99.3	0.7	14	北九州市	123.1	14	宗像市	107.9
粕屋町	98.8	0.7	15	柳川市	122.3	15	那珂川市	107.7
古賀市	97.9	8.3	16	岡垣町	122.3	16	春日市	105.3
篠栗町	97.9	1.6	17	大牟田市	119.7	17	篠栗町	104.3
遠賀町	97.7	7.2	18	鞍手町	118.9	18	太宰府市	100.8
宇美町	97.3	9.5	19	小郡市	113.7	19	久山町	100.6
新宮町	96.4	17.1	20	福津市	113.6	20	古賀市	99.8
うきは市	96.4	3.9	21	糸島市	112.9	21	大牟田市	99.5
久山町	95.9	1.3	22	筑前町	112.2	22	志免町	98.1
須恵町	95.9	7.3	23	筑紫野市	110.8	23	大野城市	94.6
小郡市	95.6	1.8	24	吉富町	110.4	24	朝倉市	93.1
久留米市	95.5	11.2	25	古賀市	109.1	25	福岡市	93.1
水巻町	93.6	4.1	26	那珂川市	108.4	26	久留米市	91.9
中間市	92.1	5.7	27	宗像市	108.3	27	鞍手町	91.2
苅田町	90.7	37.8	28	篠栗町	106.0	28	糸島市	90.0
糸島市	89.8	18.2	29	春日市	105.3	29	須恵町	89.6
大木町	84.8	84.8	★ 30	豊前市	104.3	30	粕屋町	85.4
広川町	82.2	41.7	★ 31	久留米市	104.1	31	新宮町	83.3
飯塚市	80.7	32.2	32	大木町	103.4	32	築上町	83.1
柳川市	80.1	61.3	33	上毛町	102.8	33	苅田町	78.0
大牟田市	78.6	13.3	34	みやま市	102.5	34	吉富町	77.4
朝倉市	77.1	24.5	35	久山町	102.0	35	豊前市	60.2
吉富町	76.2	22.7	36	築上町	101.8	36	飯塚市	58.1
みやこ町	74.8	51.2	★ 37	新宮町	101.2	37	大川市	46.1
直方市	71.6	32.8	★ 38	太宰府市	101.1	38	広川町	45.6
大川市	70.8	44.7	★ 39	八女市	101.0	39	直方市	41.7
香春町	69.5	69.5	★ 40	飯塚市	100.4	40	筑後市	41.3
豊前市	69.5	29.4	41	志免町	98.1	41	みやこ町	40.0
東峰村	67.2	67.2	★ 42	須恵町	97.1	42	小竹町	35.5
築上町	66.9	12.3	43	嘉麻市	94.9	43	八女市	35.3
上毛町	66.1	53.4	★ 44	大野城市	94.6	44	柳川市	28.7
鞍手町	66.1	15.4	45	福岡市	93.1	45	行橋市	28.5
筑後市	63.1	27.3	46	広川町	92.6	46	みやま市	20.8
田川市	61.5	59.9	★ 47	小竹町	91.7	47	上毛町	19.8
八女市	60.7	39.5	★ 48	赤村	91.4	48	宮若市	19.6

みやま市	59.5	47.5	★	49	福智町	90.5	49	田川市	0.0
行橋市	58.3	34.9	★	50	田川市	89.0	50	嘉麻市	0.0
福智町	50.0	42.9	★	51	直方市	87.5	51	桂川町	0.0
宮若市	49.2	35.7	★	52	粕屋町	86.0	52	東峰村	0.0
赤村	46.9	46.9	★	53	添田町	75.1	53	大木町	0.0
嘉麻市	45.9	44.6	★	54	筑後市	72.7	54	香春町	0.0
桂川町	44.3	40.5	★	55	糸田町	72.4	55	添田町	0.0
小竹町	42.4	26.0	★	56	宮若市	71.5	56	糸田町	0.0
糸田町	40.1	38.2	★	57	行橋市	70.8	57	川崎町	0.0
大任町	37.2	37.2	★	58	川崎町	67.5	58	大任町	0.0
添田町	35.3	35.3	★	59	大任町	66.9	59	赤村	0.0
川崎町	32.6	32.6	★	60	桂川町	61.6	60	福智町	0.0
60市町村	92.6	9.1			60市町村	104.0		60市町村	93.5

(13/47) (31/47)

全国平均 91.4 9.3

集合処理人口＝下水道人口＋集落排水人口

整備量に関する指数

＝ [(H30汚水処理(集合処理)人口)/(2045年推計人口)] × 100

★：浄化槽による整備割合が最も高い自治体(22自治体)

平成29年度末の浄化槽設置総数：178,267基(14/47)

うち浄化槽(合併)：131,566基(07/47)、みなし浄化槽(単独)：46,701基(29/47)

浄化槽の割合：73.8%(04/47) 全国平均が48.4%

新設浄化槽数：平成29年度が3,771基(09/47)、平成28年度が3,972基(09/47)

平成27年度が3,862基(09/47)、平成26年度が4,013基(09/47)

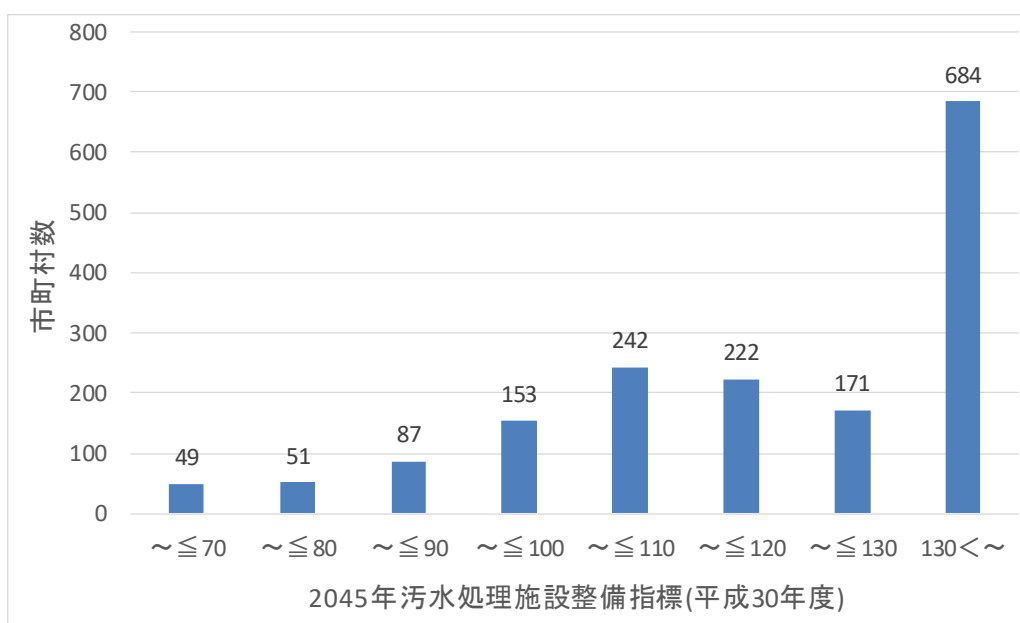
平成25年度が4,748基(09/47)、平成24年度が4,440基(08/47)

平成23年度が4,505基(08/47)、平成22年度が4,028基(09/47)

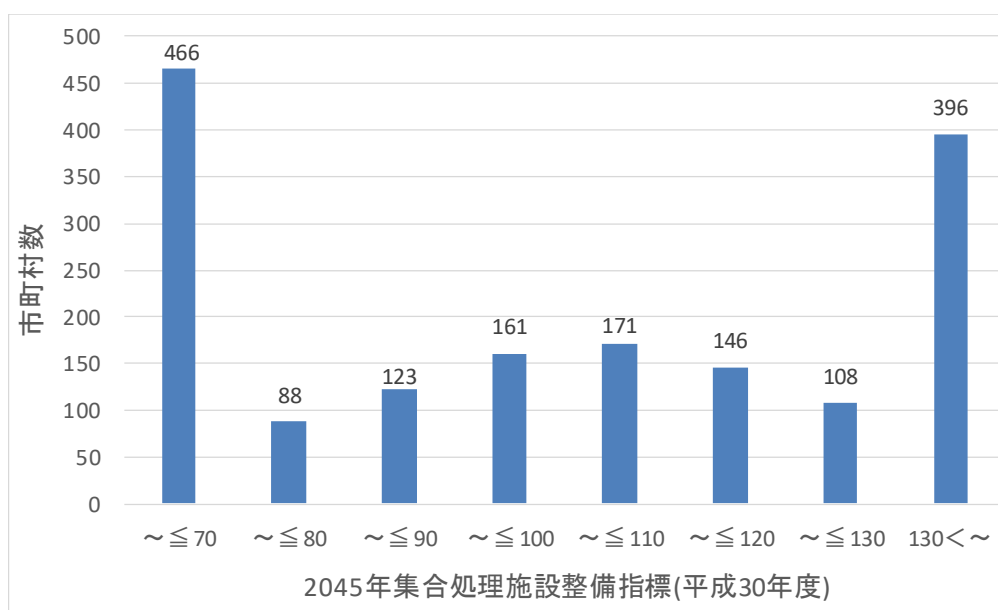
平成21年度が3,618基(13/47)、平成20年度が4,683基(09/47)

平成29年度の7条検査の実施率100.0%(09/47、全国94.5%)

11条検査の実施率 69.2%(13/47、全国41.8%)



図－11 平成30年度末における2045年污水处理施設整備指標の分布(1,659市町村)



図－12 平成30年度末における2045年集合処理施設整備指標の分布(1,659市町村)

○ 次に、違った観点で現在の集合処理施設の整備状況を検証してみましょう。

人口集中地区(D I D)は、管渠の単位距離当たりの接続戸数が多い(集水密度が高い)ことから、従前から、個別処理施設に比べ集合処理施設の方が経済的に有利な地域、集合処理の「先取り区域」として、下水道施設が積極的に整備されています。

福岡県の各市町村ではどうか、平成27年度のD I D人口と平成30年度の集合処理人口を比較してみると、D I Dを有する35市町中29市町で100%超、D I Dを有しない25市町村中14市町で集合処理施設を整備済と、計43市町では浄化槽より経済的に有利である地区を越えて集合処理施設の整備が進められています。

福岡県のD I D人口は3,693,129人と、総人口に占める割合は72.4%です。つまり、福岡県で集合処理が適しているのは73%までと考えられますが、平成30年度末の集合処理施設整備率は83.2%です。整備済みの集合処理施設について、経営計画や更新計画を作成する上で、人口減少や高齢化の影響をどのように組み込むのか、負のレガシーを残さないためには真剣に考えるべきときです。特に、平成30年度末の時点でD I D人口より集合処理人口の方が多く、かつD I D人口の減少傾向が続いている飯塚市、柳川市、大川市、豊前市、篠栗町、芦屋町、岡垣町、鞍手町などでは重要な課題です。

表-21 D I D地区における人口及び面積の推移

	1970	1980	1990	2000	2005	2010	2015
D I D人口[千人]	55,997	69,935	78,152	82,810	84,331	86,121 83,510	86,868
D I D面積[km ²]	6,444	10,015	11,732	12,457	12,561	12,744 12,233	12,787
D I D人口が総人口に占める割合[%]	53.5	59.7	63.2	65.2	66.0	67.3 68.3	68.3
D I D面積が総面積に占める割合[%]	1.7	2.7	3.1	3.3	3.3	3.4 3.6	3.4
参考：下水道処理人口普及率[%]	30	36	44	62	69	75	78

出所：2000年までは総務庁「国勢調査」をもとに国土庁計画・調整局作成、2005年は総務省の「平成17年国勢調査」で2000年における高齢者比は全域が17.3%、D I D地区が15.3%、非D I D地区が21.3%である。2010年以降は総務省と国土交通省の資料

注1)2010年(平成22年)の下段は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた値である。また、2010年の下水道処理人口普及率はこの3県を除いた値である。

注2)県庁所在地では、1970年から2010年にかけて人口が約2割増加、併せてD I D面積は倍増。今後は、急速に人口が減少し、2040年の人口は、1970年と同程度に減少する見込み。【出典：国土交通省、平成26年1月31日付け報道資料「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会の中間取りまとめ(概要)」】

表-22 D I D人口に対する集合処理施設整備状況に関する指標

	集合処理人口(H30年末) A	D I D人口(H27国勢調査) B	A/B %	DID人口 H27-H22		A/B %
北九州市	949,056	864,534	109.8	-13,299	朝倉市	273.1
福岡市	1,539,909	1,486,479	103.6	80,779	岡垣町	262.4
大牟田市	74,740	96,981	77.1	-5,327	八女市	214.9

久留米市	256,822	188,031	136.6	4,484	宗像市	170.7
直方市	19,330	26,858	72.0	-930	芦屋町	167.5
飯塚市	59,934	49,683	120.6	-3,939	篠栗町	167.3
田川市	0	18,668	0.0	-1,293	鞍手町	161.4
柳川市	12,380	11,149	111.0	-918	福津市	148.9
八女市	13,433	6,250	214.9	-250	糸島市	144.7
筑後市	17,624	12,374	142.4	-123	筑紫野市	144.5
大川市	8,923	7,650	116.6	-1,683	筑後市	142.4
行橋市	17,168	28,057	61.2	-118	宇美町	142.3
豊前市	10,231		過剰		小郡市	137.9
中間市	32,107	35,908	89.4	-2,684	久留米市	136.6
小郡市	55,828	40,484	137.9	1,283	古賀市	135.7
筑紫野市	102,826	71,171	144.5	6,038	須恵町	134.0
春日市	113,157	110,570	102.3	4,124	飯塚市	120.6
大野城市	100,562	95,832	104.9	4,306	粕屋町	119.7
宗像市	96,001	56,238	170.7	6,017	那珂川町	117.3
太宰府市	71,243	63,358	112.4	2,202	水巻町	117.3
古賀市	53,074	39,108	135.7	763	大川市	116.6
福津市	64,348	43,205	148.9	9,815	太宰府市	112.4
うきは市	27,333		過剰		柳川市	111.0
宮若市	3,792		過剰		北九州市	109.8
嘉麻市	0		—		志免町	105.4
朝倉市	27,953	10,236	273.1	946	大野城市	104.9
みやま市	4,517		過剰		新宮町	103.8
糸島市	72,606	50,189	144.7	903	福岡市	103.6
那珂川町	49,537	42,236	117.3	462	春日市	102.3
宇美町	32,727	22,991	142.3	-287	中間市	89.4
篠栗町	30,205	18,054	167.3	-104	苅田町	84.1
志免町	46,034	43,674	105.4	1,774	大牟田市	77.1
須恵町	25,356	18,925	134.0	970	直方市	72.0
新宮町	26,099	25,137	103.8	8,137	行橋市	61.2
久山町	8,477		過剰		田川市	0.0
粕屋町	46,657	38,977	119.7	3,575	みやま市	過剰
芦屋町	13,832	8,260	167.5	-1,199	豊前市	過剰
水巻町	25,412	21,659	117.3	-940	うきは市	過剰
岡垣町	30,198	11,509	262.4	-1,065	宮若市	過剰
遠賀町	17,493		過剰		久山町	過剰
小竹町	1,262		過剰		遠賀町	過剰
鞍手町	8,099	5,019	161.4	-1,636	小竹町	過剰
桂川町	0		—		筑前町	過剰
筑前町	29,411		過剰		大刀洗町	過剰
東峰村	0		—		広川町	過剰
大刀洗町	15,628		過剰		みやこ町	過剰
大木町	0		—		吉富町	過剰
広川町	7,954		過剰		上毛町	過剰
香春町	0		—		築上町	過剰
添田町	0		—		嘉麻市	—
糸田町	0		—		桂川町	—
川崎町	0		—		東峰村	—
大任町	0		—		大木町	—
赤村	0		—		香春町	—
福智町	0		—		添田町	—
苅田町	19,917	23,675	84.1	-813	糸田町	—
みやこ町	4,660		過剰		川崎町	—
吉富町	3,660		過剰		大任町	—
上毛町	967		過剰		赤村	—
築上町	9,935		過剰		福智町	—
60市町村	4,258,417	3,693,129	115.3	94,727	60市町村	115.3

○ 集合処理人口＝下水道人口＋集落排水等人口

※：福岡県下の市町村では、令和元年7月31日現在、北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑後市、行橋市、小郡市、宗像市、太宰府市、朝倉市、那珂川市及び遠賀町の計15市町が**立地適正化計画**の作成について具体的な取組を実施しています(全国では477都市)。なお、立地適正化計画とは、一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版です。

令和元年7月31日までに計画を策定・公表したのは277都市

都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村：269都市

(北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、行橋市、宗像市、遠賀町)

都市機能誘導区域のみ設定した市町村：3都市

○ 福岡県全体のD I D人口は、平成7年が3,374,171人(総人口の68.4%)、
平成12年が3,469,384人(同 69.2%)、
平成17年が3,508,794人(同 69.5%)、
平成22年が3,598,402人(同 70.9%)、
平成27年が3,693,129人(同 72.4%)です。

表－23 国勢調査時におけるD I D人口と総人口に占めるD I D人口の割合の推移

	平成17年		平成22年		平成27年		D I D人口
	D I D人口 人	比率 %	D I D人口 人	比率 %	D I D人口 人	比率 %	
北九州市	888,161	89.4	877,833	89.9	864,534	89.9	減
福岡市	1,343,902	95.9	1,405,700	96.0	1,486,479	96.6	増
大牟田市	108,594	82.8	102,308	82.7	96,981	82.6	減
久留米市	183,620	59.9	183,547	60.7	188,031	61.7	増
直方市	28,897	50.3	27,788	48.2	26,858	47.0	減
飯塚市	57,024	42.8	53,622	40.8	49,683	38.5	減
田川市	21,796	42.3	19,961	39.4	18,668	38.5	減
柳川市	11,750	15.8	12,067	16.9	11,149	16.4	減
八女市	7,055	9.6	6,500	9.4	6,250	9.7	減
筑後市	8,068	16.9	12,497	25.8	12,374	25.6	減
大川市	9,813	25.0	9,333	24.9	7,650	22.0	減
行橋市	25,559	36.5	28,175	40.0	28,057	39.7	減
豊前市	5,643	20.1	5,243	19.4	0.0	0.0	減
中間市	40,273	86.5	38,592	87.3	35,908	85.9	減
小郡市	38,160	66.4	39,201	67.0	40,484	69.8	増
筑紫野市	61,454	63.0	65,133	65.0	71,171	70.4	増
春日市	107,998	99.6	106,446	99.7	110,570	99.8	増
大野城市	89,011	96.0	91,526	96.3	95,832	96.3	増
宗像市	41,871	44.5	50,221	52.6	56,238	58.3	増
太宰府市	58,492	87.2	61,156	86.8	63,358	87.8	増
古賀市	36,450	65.2	38,345	66.2	39,108	67.5	増
福津市	33,135	59.5	33,390	60.2	43,205	73.5	増
朝倉市	9,037	15.2	9,290	16.5	10,236	19.5	増
糸島市	47,789	48.8	49,286	50.1	50,189	52.0	増
那珂川町	37,808	80.5	41,774	83.9	42,236	84.5	増
宇美町	19,839	50.7	23,278	60.3	22,991	60.6	減
篠栗町	18,179	58.7	18,158	58.0	18,054	57.8	減

志免町	38,603	95.2	41,900	96.2	43,674	96.5	増
須恵町	12,719	49.7	17,955	68.9	18,925	69.4	増
新宮町	15,353	65.5	17,000	68.9	25,137	82.8	増
粕屋町	26,033	69.1	35,402	84.3	38,977	85.9	増
芦屋町	10,533	64.8	9,459	61.5	8,260	58.1	減
水巻町	22,769	74.2	22,599	75.3	21,659	74.7	減
岡垣町	12,595	40.2	12,574	39.1	11,509	36.4	減
鞍手町	7,293	40.1	6,655	38.9	5,019	31.4	減
荏田町	23,518	68.4	24,488	68.0	23,675	67.7	減

注) 比率とは、総人口に占めるD I D人口の割合。

この値が経年的に低下するということは、人口が減少している自治体ではD I Dがその他の区域よりも人口減少率が大い、人口が増加している自治体では、D I Dよりもその他の区域の方が人口増加率が大いことを表しています。

- 平成29年5月1日付け日本経済新聞に「地方都市、存亡の岐路 首長・住民、総力で対応を」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

日本の地方都市は人口が少ないのではない。例えば、学園都市としてコンパクトな街作りで有名なドイツのフライブルグの人口は約22万人だ。日本には20万人を超える市だけで100以上ある。

しかし、人口は多くても街のにぎわいは乏しい。そもそも街中を歩く人が少ない。私権制限が弱く、郊外開発に甘かったから 生活が車に依存し、中心部が廃れて魅力的な店が少ないから、車なしでは暮らせない。

立地適正化計画を策定済の約100自治体をみると2つに別れる。ひとつはしっかりと機能集約にカジを切った地域だ。広島県府中市や滋賀県東近江市などは居住区域の面積を市街化区域の半分程度に抑えている。

一方で、群馬県太田市や愛知県豊橋市などは都市機能区域だけを設定し、居住地域は先送りした。施設整備への優遇策だけとりあえず受けたいということだろう。

今でも郊外開発の圧力は根強い。農地転用を押さえる方針を打ち出したものの、議会で突き上げられて撤回した首長もいる。トップの指導力抜きでは街は変わらない。

住民参加も欠かせない。岐阜市では地域住民が協議会を設けてコミュニティーバスのルートやダイヤ、運賃を決め、利用者が増えている。

人口減少時代でもにぎわいを生み出せるのか、ただ廃れていくのか。地方都市は今、その岐路に立っている。

- 平成29年11月号のウェッジに「膨張するコンパクトシティに歯止めを」との見出しで、次のような藤波匠(日本総研研究所)氏の記事が掲載されています。

15万戸分の農地が転用 進む地方都市の“拡大”

・・・略・・・

さらに、コンパクトシティなどの都市形成が進まないどころか、地方都市では居住地域の拡散が起きている。

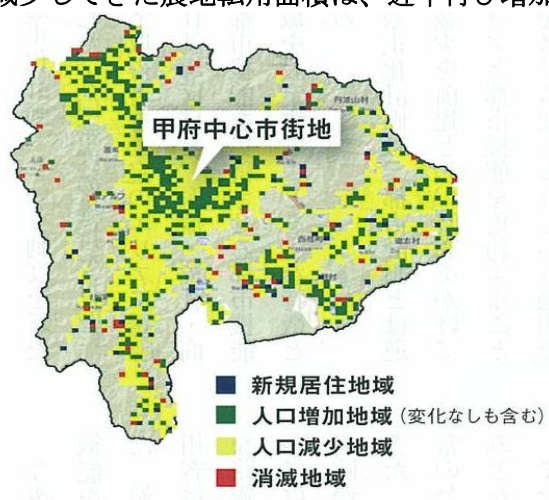
国勢調査のメッシュ統計をもとに、直近5年間の山梨県における人口の変化を地図上に表してみよう。

県庁所在地であり人口密度も最も高い甲府の中心市街地では、人口減少が顕著で、そ

の周辺を取り巻くように人口増加地域が分布している。スプロール(都市の無秩序な拡大)の典型である。2000年代前半に比べればそのペースは緩やかになったとはいえ、依然として市街地の膨張は止まっていない。同じ甲府市内でも、中心市街地を構成する16町では5年間で人口が7%程度減少したが、郊外の17町では14%増えている。

もともと中心市街地で営まれていた商店も、顧客の減少により店をたたむか、人口や商業の集積が進む郊外のロードサイドに進出したものがある。経済センサスによれば、14年までの5年間で、甲府市の郊外では卸・小売業の事業者数がほとんど変化していないにもかかわらず、中心市街地では4%程度減少した。山梨をはじめ全国的に商店の数が減少するなか、その立地が中心市街地から郊外へとシフトしていることがわかる。こうした人口や商店の郊外への流れは、山梨に限ったことでなく、全国的に見られる傾向である。地方行政レベルでも、無秩序な開発の抑制が求められ、都市計画にのっとりまちづくりが進められてきたが、緩やかに減少してきた農地転用面積は、近年再び増加傾向にある。

この背景には農業の衰退や担い手の高齢化、耕作放棄地の増加などとともに、地価が跳ね上がることを意図した農地所有者の宅地・商業用地への転用期待がある。現在1年間に転用される農地面積は、農地全体からみれば1%に満たないが、14年の住宅地向け農地転用面積はおよそ4,000ヘクタールに及び、単純計算で平均的な戸建て住宅15万戸分に相当するほど広大な土地が、主に、人口減少が進む地方都市周辺で住宅地として供給されたことになる。



さらにこの夏、農林水産省は農村での雇用創出の観点から、従来工業など5業種の企業に限っていた農地転用について、対象業種の限定を廃止、大幅に規制緩和した。例えば農業の六次産業化をするための施設を設置しやすくし、今後の農村振興を図るという。

しかし、過去の経緯をみれば、そうした大義のある転用であっても、蟻の一穴のごとくその周辺の開発を招来し、さらに対象地域の外側の転用期待を高めるため、コンパクトシティとは逆に、さらなるスプロール化を推し進めてしまうリスクをはらんでいる。

・・・略・・・農地の転用を抑制し、新規住宅取得者を一定のエリアに誘導する政策は、個人が所有する不動産の価値にも大きく影響する政策であり、その推進にはさまざまな障害が予想される。しかし、本格的な人口減少社会に移行する今こそ、自治体は地域住民や民間企業などと連携を図り、覚悟を持って向こう50年間の持続可能なまちづくりを断行しなければならない。

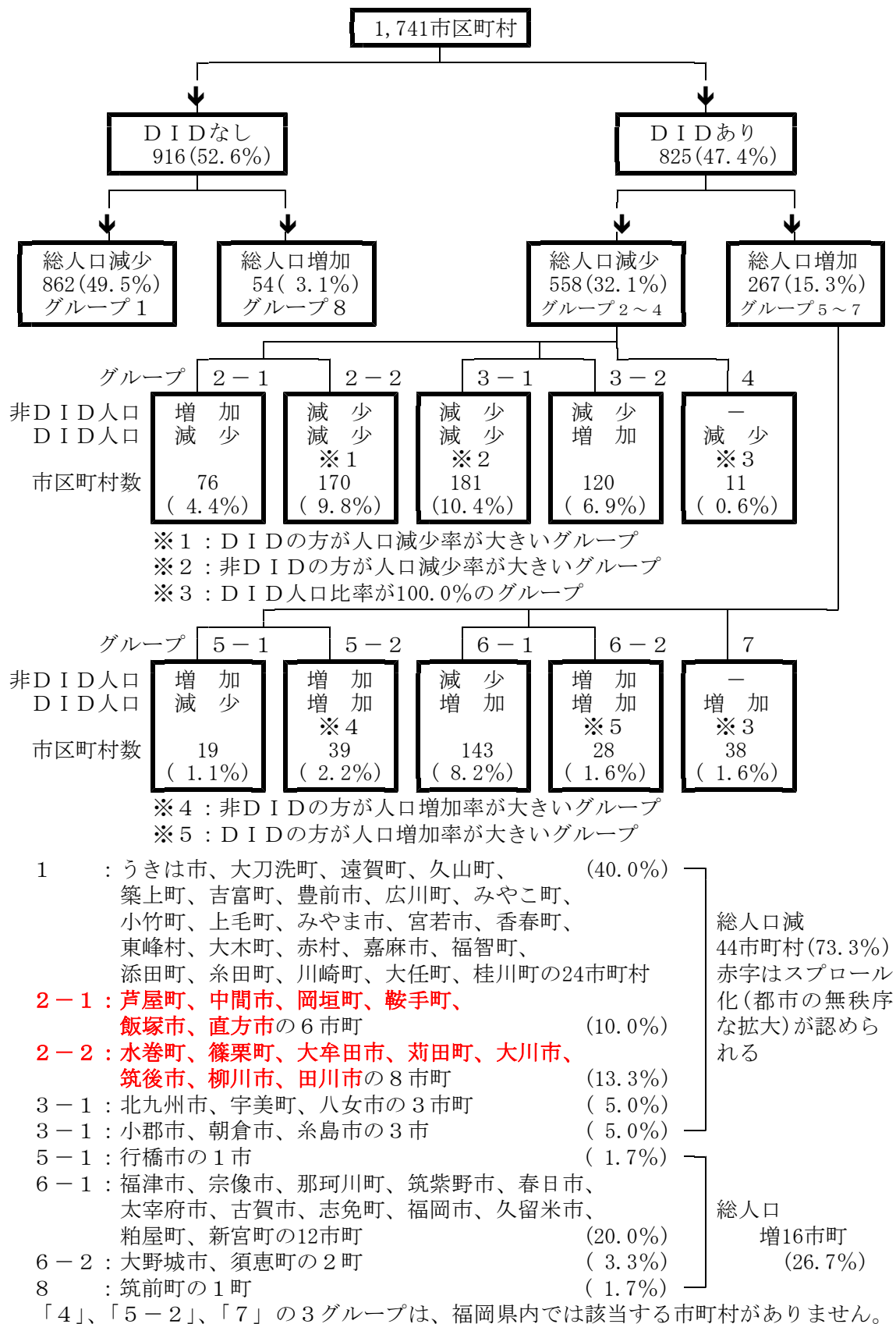


図-13 平成22年から27年における市区町村別、総人口、地区別人口の増減状況

○ 以上のような検証結果から、2045年推計人口に対して施設整備が概成している**福岡県下の各市町村で、持続性のある生活排水処理事業を行うためには、地域間の人口移動などにより予測値以上に減少する場合や高齢化の進捗などを考慮し、**

①集合処理施設の事業認可済の整備事業の休止し、「集住の推進」や「都市機能の集約立地」など都市の再構築を目指した「都市計画」の見直し(立地適正化計画の作成)を行い、その結果に基づき集合処理区域の検討を実施する(処理区域の縮小を含む)。

整備済み集合処理施設については

②効率的な維持管理計画(ストックマネジメント)あるいは

③機械・電気設備の更新に際し処理区域の縮小(ダウンサイジング)についても早急に検討するとともに、

④更新時期を迎えた特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設等の処理区域については個別処理(浄化槽)への切替え(有収水量密度が上昇する場合には他の集合処理施設に接続を検討)、

⑤未整備地域については積極的に浄化槽の整備、を図る必要があると考えられます。

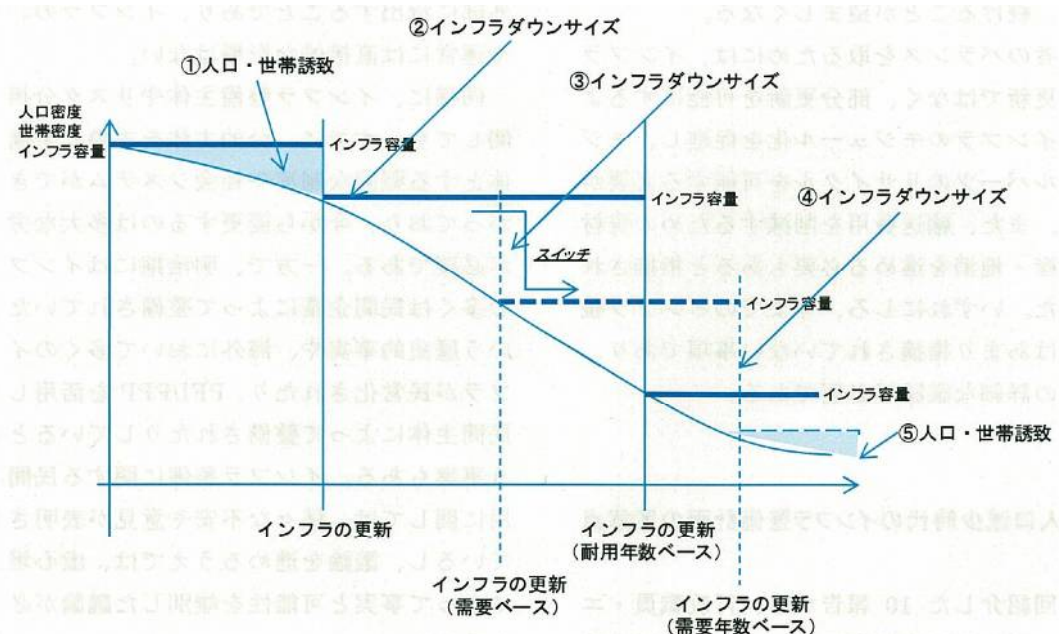
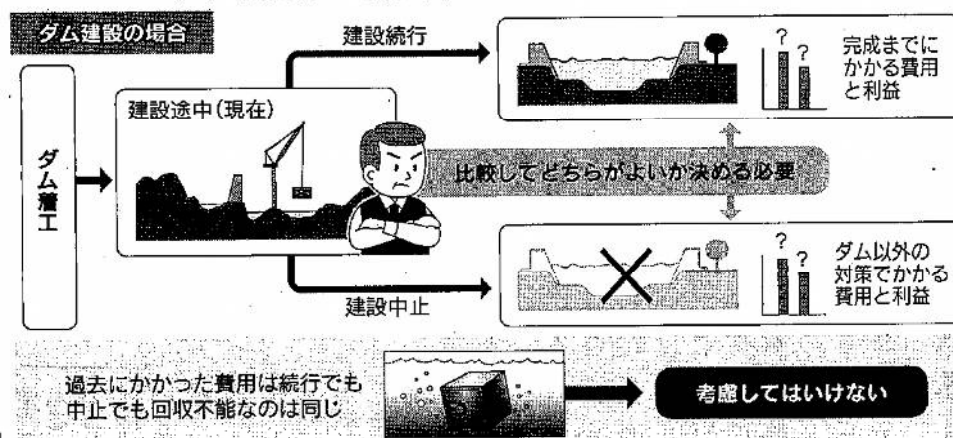


図-14 インフラと人口要因の期間マネジメント【出典：植村哲士ら、人口減少時代のインフラ整備論：計画と技術の観点から、第41回土木計画学研究委員会春季大会報告資料(2010)】

○ 極端に人口が減少する処理区域では、植田達弘氏が指摘されている（下水道協会誌、Vol. 45、No. 545、pp. 20～23、2008/03）、悲観的シナリオ、「考えられる改善策を実行したが効果が小さく、また、他事業、隣接自治体との合併も可能性がないなど、経営改善の見通しがまったく立たない状態、不良資産(サunkコスト)として抱えざるを得ない」が現実味をおびてきます。

- 平成26年8月5日付け日本経済新聞に「公共事業、なぜ中止にならない 過去の投資「もったいない」費用対効果 見極め冷静に」との見出しで、次のような記事が掲載されています。



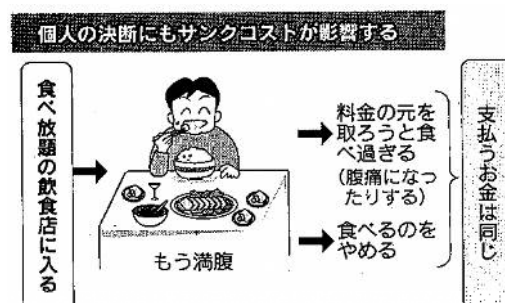
- 公共経済学に詳しい関西学院大学教授の上村敏之さん(42)に意見を求めた。

「サunkコスト（埋没費用）とは、既に支払ってしまっていて回収不能な費用のこと。ダム建設をそのまま進めて完成させても、中止しても、既にかかった費用が戻って来ないことには変わりはない。だから、事業を続けるか中止するか判断するときは、いくら巨額でもサunkコストを考慮に入れてはいけない、というのが経済学の考え方だ。

そのままダムを完成させるまでの工事など「追加でかける費用」と、ダムによる洪水防止効果や水道水の確保など得られる利益をきちんと計算し、中止したときのダムに代わる治水・利水対策の追加費用とその対策で得られる利益に比べ、メリットがあれば続けるのが正しい。「ところが往々にして、取り返せないサunkコストがもったいないからこのまま続けよう、と考えてしまう人が多い」と上村さん。

- 政策研究大学院大学教授の福井秀夫さん(55)にも話を聞いた。「地方の有料道路では完成した後もサunkコストにとらわれて、建設費を償還するため通行料金を取っていることが問題です。」本来、道路は建設前にきちんと費用対効果を分析し、メリットのあるものだけ建設すべきだが、実際には過大な需要を想定した甘い計画で建設してしまい、高額な通行料を設定して利用するクルマがほとんどないケースも多い。結局は建設費の償還も難しくなる。「それなら、もう造ってしまった道路の建設費はサunkコストなのだから、無料開放して補修費用は税金で負担した方が、利用するクルマが増えて利便性が高まります」

福井さんは、原子力発電所の再稼働問題でも反対派・賛成派の両方に「サunkコストの呪縛」があるとみる。「原発は立地費用が膨大だから発電コストは決して安くはないという主張は、立地費用がサunkコストであることを無視している点で妥当性を欠きます。一方、



すでにある原発を活用しないのもったいないという主張も、今後のリスクも含めた追加的費用に見合う便益があるか、きちんと検証が必要です」という。

(4) 都道府県構想の見直し状況

- ① 平成31年3月21日付け環境情報(No. 876)に、「30年度末までに43都道府県が汚水処理構想見直し」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

汚水処理に係る都道府県構想について、全国47都道府県中**43都道府県が平成30年度中に見直しを完了**することが分かった。来年度にずれ込むのは**福井県、静岡県、広島県**の3県で、**福島県**は東日本大震災の被災自治体の計画策定が困難なことから、県全体としてのとりまとめは行わない方針。都道府県構想は平成26年1月に策定された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、平成30年度までに見直すことが国交省、環境省、農林水産省の3省から求められていた(都道府県構想の見直し及びアクションプランの策定について・平成28年7月12日事務連絡)。

平成30年度に計画を見直したのは、**北海道**(議会承認後、公表)、**神奈川県、新潟県、富山県、鳥取県、島根県、高知県、鹿児島県**の8道県。

神奈川県

神奈川県は既に生活排水処理率が97.9%に達しているが、汚水処理施設の早期概成を目指し計画を見直したところ、16市町村において3,014haを下水道エリアから合併処理浄化槽エリアに切り替えた。これにより平成37年度までに汚水処理人口普及率を99.2%、内訳は下水道を97.6%(28年度比1ポイント増)、浄化槽を1.5%(同0.2ポイント増)とする。

市町村別では秦野市や大磯町などでは下水道整備が進むが、小田原市や茅ヶ崎市、三浦市、伊勢原市などは大きく浄化槽にかじ切りした。小田原市は今後10年間で浄化槽整備人口が9,667人(平成28年)から1万5,500人(同37年度)まで増加、茅ヶ崎市も同様に4,390人から1万589人、三浦市は1万1,760人から2万791人、伊勢原市は9662人から1万7,148人などの見込みとなった。

新潟県

新潟県は平成26年度の汚水処理人口普及率が85.5%で、中間目標年次の平成35年度までに90.9%まで引き上げる。集合処理は農業集落排水施設を中心に統廃合を進め、平成26年度末時点で下水処理場は83施設、農集排は211施設、その他は18施設なのに対し、構想最終年度の同52年度末で下水道78施設、農集排145施設、その他17施設まで削減する。

また集合処理から個別処理への見直しが行われているが、下水道の普及促進、県全体での人口減少から、浄化槽整備人口は今後10年間で12万2千人(平成28年度末)から12万人(同35年度)まで一時減少する。その後、平成40年度末で12万4千人、同52年度末で13万9千人へと増加する見込みとなった。

富山県

富山県は平成28年度末の汚水処理人口普及率が96.3%で、内訳は下水道が84.2%、集落排水が8.6%、浄化槽が3.2%となっている。新たな計画は、平成38年度末までに汚水処理人口普及率を99%とする目標を掲げた。処理場の統廃合(39施設減)や集合処理から個別処理への見直しも一部行ったとしているが、個別処理地域でも人口減少が進むため、その内訳は下水道が91%(平成28年度比6.8ポイント増)、集排が5%(同3.6ポイント減)、

浄化槽が３％(同0.2ポイント減)と下水道が中心となる。

高知県

高知県は、平成26年度末の汚水処理人口普及率が66％と全国的にみて遅れているが、内訳は集合処理が32.3％、個別処理が33.8％と、普及率では浄化槽先進県といえる。今回の見直しでは早期概成を目標として、集合処理は計画区域の見直し、処理場の統廃合等を行ったことで未着手区域がなくなった。地区数では集合処理予定91地区のうち特管公共下水道が５地区減、集落排水が22地区減で、合計64地区まで減少した。

中間目標年次(平成39年度末)の生活排水処理手法は、集合処理が44.8％、個別処理が36.2％で、汚水処理人口普及率81％。長期目標年次(平成49年度末)は集合処理が50.5％、個別処理が40.5％で、汚水処理人口普及率91.1％を目指す。ただし高知県は人口減少が著しく、浄化槽整備人口は平成26年度末で10万4,443人だが、平成39年度末で６万7,886人、平成49年度末で６万425人となる見込み。

鹿児島県

鹿児島県は、平成29年度末の汚水処理人口普及率が80.1％で、下水道が42％、集落排水が2.5％、浄化槽が35.3％となっている。浄化槽普及率は全国２位だが、新たな構想では人口減少等を踏まえた結果、浄化槽にさらに重点を置く結果となった。

従来の最終年度における整備イメージは下水道が62.8％、集落排水が4.8％、浄化槽が32.2％だったが、新構想では下水道が49.5％、集落排水が2.6％、浄化槽が47.3％と、浄化槽が15.1ポイントも上昇した。整備人口も平成29年度の下水道68万9,900人、集落排水４万1,300人、浄化槽58万400人から、最終年度は下水道67万9,990人、集落排水３万6,230人、浄化槽65万90人と、浄化槽整備人口が大きく増加した。

県の構想ではこの他、広域化・共有化、浄化槽の維持管理適正化、下水汚泥の有効活用に努めることが位置づけられている。

【浸水対策に関する法改正の概要】

- 金城弘典(国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付水害対策係長)氏は、下水道協会誌(平成28年6月号)に「浸水対策に関する法改正の概要」との表題で、「**雨水公共下水道制度(下水道法改正)**」について次のように述べています。

これまで公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものとされてきました。また、都市計画法上、市街化区域においては少なくとも下水道を定めるものとされており、ナショナルミニマムとして都市施設という性質上、市街化区域のうち、概ね全域を公共下水道の汚水処理及び雨水排除の計画区域とし、特に雨水排除については、計画区域において概ね同一の対策目標を設定し整備が進められてきました。平成21年度以降は、下水道浸水被害軽減総合事業に活用により、主要なターミナル駅の周辺区域に代表される都市機能が集積した地区においては、その他の地区よりも高い対策目標を設定し、ハード対策・ソフト対策・自助を組み合わせた総合的な浸水対策を実施してきました。しかしながら、近年の各地の浸水被害の発生状況を見ると、駅周辺地区に限らず、住宅地に至るまであらゆる地域で被害が発生しており、財政や人材等の制約がある中では、市街化区域全域にわたる計画区域内において、同一の対策目標の達成に向けた整備を進めることに限界がありました。そのため、下水道による浸水対策を実施すべき区域を明確化するとともに、浸水リスクに応じてきめ細やかな目標を設定することが求められています。

平成27年の下水道法改正においては、こうした課題に対応するため、新たに**雨水の排除に特化した「雨水公共下水道制度」**を創設しました。この制度は、都道府県構想において汚水処理と雨水排除を公共下水道で実施することを予定していた地域のうち、「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」(平成19年9月)の通知に基づき、効率的な整備手法の見直しの結果、**汚水処理方式を下水道から浄化槽等へ見直した地域において、雨水の排除のみを実施することを可能とする制度**です。雨水公共下水道の実施

区域のイメージを右図に示します。

・・・中略

・・・

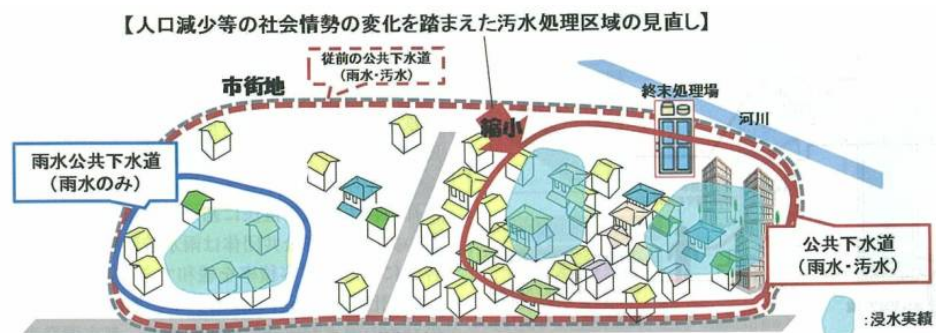


図-15 雨水公共下水道区域のイメージ

今回、本稿で紹介した水防法等の改正や雨水管理総合計画の考え方、計画策定への支援、各種ガイドラインの公表等の取り組みを通して、今後も国土交通省では、技術的、財政的、人材的支援等を実施していく所存です。全国の地方公共団体において、**下水道による浸水対策を実施すべき区域の明確化が進み、雨水対策が下水道の主流となるよう期待している**ところです。

表-24 下水道による都市浸水対策達成率(2017年度末)

下水道による都市 浸水対策達成率 %（2017年度末）		下水道 整備率 %		下水道による都市 浸水対策達成率 %（2017年度末）		下水道整備率 % 汚 水 （2017年度末）	
北海道	64	91.0	1	島根県	17	徳島県	18.1
青森県	53	59.8	2	長野県	22	和歌山県	27.3
岩手県	36	59.1	3	和歌山県	23	高知県	38.0
宮城県	32	81.2	4	滋賀県	30	鹿児島県	42.0
秋田県	48	64.6	5	宮城県	32	香川県	44.8
山形県	42	76.4	6	栃木県	32	島根県	48.3
福島県	44	53.3	7	岩手県	36	大分県	50.4
茨城県	58	61.8	8	佐賀県	39	福島県	53.3
栃木県	32	66.3	9	三重県	40	三重県	53.6
群馬県	46	53.8	10	山形県	42	愛媛県	53.7
埼玉県	43	80.8	11	静岡県	42	群馬県	53.8
千葉県	45	74.2	12	香川県	42	岩手県	59.1
東京都	66	99.5	13	埼玉県	43	宮崎県	59.4
神奈川県	63	96.7	14	福島県	44	青森県	59.8
新潟県	53	75.0	15	岡山県	44	佐賀県	60.3
富山県	73	84.8	16	千葉県	45	茨城県	61.8
石川県	50	83.5	17	群馬県	46	長崎県	62.3
福井県	68	79.6	18	奈良県	46	静岡県	63.1
山梨県	50	65.9	19	秋田県	48	秋田県	64.6
長野県	22	83.7	20	岐阜県	49	山口県	65.6
岐阜県	49	75.8	21	石川県	50	山梨県	65.9
静岡県	42	63.1	22	山梨県	50	栃木県	66.3
愛知県	77	78.0	23	高知県	52	岡山県	67.1
三重県	40	53.6	24	青森県	53	熊本県	68.2
滋賀県	30	89.7	25	新潟県	53	鳥取県	70.5
京都府	79	94.4	26	山口県	55	沖縄県	71.5
大阪府	73	95.8	27	愛媛県	55	千葉県	74.2
兵庫県	66	92.9	28	熊本県	55	広島県	74.7
奈良県	46	79.9	29	宮崎県	57	新潟県	75.0
和歌山県	23	27.3	30	茨城県	58	岐阜県	75.8
鳥取県	62	70.5	31	広島県	58	山形県	76.4
島根県	17	48.3	32	長崎県	58	愛知県	78.0
岡山県	44	67.1	33	沖縄県	60	福井県	79.6
広島県	58	74.7	34	鳥取県	62	奈良県	79.9
山口県	55	65.6	35	神奈川県	63	埼玉県	80.8
徳島県	66	18.1	36	北海道	64	宮城県	81.2
香川県	42	44.8	37	東京都	66	福岡県	81.6
愛媛県	55	53.7	38	兵庫県	66	石川県	83.5
高知県	52	38.0	39	徳島県	66	長野県	83.7
福岡県	66	81.6	40	福岡県	66	富山県	84.8
佐賀県	39	60.3	41	大分県	66	滋賀県	89.7
長崎県	58	62.3	42	福井県	68	北海道	91.0
熊本県	55	68.2	43	鹿児島県	70	兵庫県	92.9
大分県	66	50.4	44	富山県	73	京都府	94.4
宮崎県	57	59.4	45	大阪府	73	大阪府	95.8
鹿児島県	70	42.0	46	愛知県	77	神奈川県	96.7
沖縄県	60	71.5	47	京都府	79	東京都	99.5
全 国	58	78.8		全 国	58	全 国	78.8

- 都市浸水対策整備率とは、市街地で過去に浸水被害が発生した地区など、浸水対策を実施すべき区域の面積のうち、おおむね5年に1回程度発生する規模の降雨に対応した下水道整備が完了した面積の割合。全国値は、平成15年度が51.2%、16年度が51.9%、26年度が56%で、目標値(平成32年度)が約62%です。

【数値の出所は国土交通省のHP】

§ 3. 下水道事業が市町村財政に及ぼす影響

- 平成19年以降、金利5%以上の高金利で政府系資金からの借金に関し、6.3兆円規模で、補償金免除で繰上げ償還が認められ、実質1.1兆円近い金利、利息分が軽減されています。そのうち45%は下水道債ですから、下水道事業者にとって5千億円程度もの費用負担が軽減されたことになっています。このような対処療法的な政策により、下水道事業者は、一息つける状態となっていますが、あくまで一過性のものであって、公営企業会計の見直しなどにより、財政上の問題点が明らかになるとともに、これからさらに処理区以内人口が減っていくと、支出に見合った使用料の大幅アップ、現在の2～5倍の金額まで上昇させざるを得なくなると思いますが、高齢者が増える中で可能なことなのでしょうか？

表－1 補償金免除繰上償還の実施状況(財政融資資金(旧資金運用部資金)のみ)

金額の単位は億円		平成19 年 度	平成20 年 度	平成21 年 度	平成22 年 度	平成23 年 度	平成24 年 度	計 (延べ)
福岡県	繰上償還額	825	549	197	9	9	110	1,699
	補償金免除額	160	163	44	2	2	20	391
	団体数	54	55	34	11	8	12	174
全 国	繰上償還額	12,852	13,255	6,191	2,068	1,279	2,617	38,262
	補償金免除額	2,471	3,652	1,443	538	288	525	8,917
	団体数	1,345	1,363	1,100	383	323	505	5,019

【数値の出所は、補償金免除繰上償還の実施状況(財務省)】

表－2 市町村における地方債現在高の内訳

単位 百万円 平 成	一般会計等 A	公営企業 会 計 等 B	計 C	下水道債 D	B/C %	D/B %	D/C %
19年度	3,416,371	2,235,089	5,651,460	1,126,608	39.5	50.4	19.9
21年度	3,324,808	2,074,830	5,399,638	1,106,595	38.4	53.3	20.5
25年度	3,394,671	1,879,298	5,273,969	1,032,422	35.6	54.9	19.6
29年度	3,550,716	1,729,499	5,280,215	946,829	32.8	54.7	17.9

【数値の出所は、総務省、各年度の財政状況資料集】

- 10年間における下水道債の平均減少額は180億円で、このペースで償還した場合、53年後の2071年に完済するペースです。
- 平成29年度末の下水道債現在高：24.7兆円÷1.27億人≒19.4万円/人(28年度19.9)
- 平成29年度末の地方債現在高に占める下水道現在高の割合
：24.7÷218(=195+23)≒11.3%(28年度11.5%)

【平成29年度末下水道債現在高】

		下水道債現在高	繰入出額
福岡県	流域下水道事業特別会計 :	444億5,100万円 (17億0,300万円)	
60市町村の合計値 :	下水道事業特別会計 :	9,468億2,900万円 (529億3,700万円)	
	合 計 :	9,912億8,000万円 (546億4,000万円)	
平成29年度末現在、福岡県民 1 人当たり		19.4万円 (1.1万円)	
	(5,117,207人)		
	集合処理区域内人口 1 人当たり	23.4万円 (1.3万円)	
	(4,229,576人)		
	集合処理区域内接続人口 1 人当たり	24.5万円 (1.3万円)	
	(4,050,168人) ← (出所は汚水衛生処理率)		
上記以外に、市町村設置型浄化槽事業(久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町)		：地方債の総額：26億6,900万円	
		繰出総額	2億1,800万円

【平成25年度末下水道債現在高】

		下水道債現在高	繰入出額
福岡県	流域下水道事業特別会計 :	450億6,000万円 (19億 400万円)	
60市町村の合計値 :	下水道事業特別会計 :	10,324億2,200万円 (533億9,300万円)	
	合 計 :	10,774億8,200万円 (552億9,700万円)	
平成25年度末現在、福岡県民 1 人当たり		21.3万円 (1.1万円)	
	(5,063,541人)		
	集合処理区域内人口 1 人当たり	26.3万円 (1.4万円)	
	(4,094,498人)		
	集合処理区域内接続人口 1 人当たり	27.6万円 (1.4万円)	
	(3,901,088人) ← (出所は汚水衛生処理率)		
上記以外に、市町村設置型浄化槽事業(久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町)		：地方債の総額：30億6,400万円	
		繰出総額	2億6,100万円

表－3 市町村別の下水道事業に係わる地方債と繰出額

住民基本台帳人口 1人当たりの下水 道現在高(万円/ 人) H29年度		下水道債現在高/ 地方債現在高(一般 会計等+公営企業会計 等) : % H29年度		住民基本台帳人口 1人当たりの下水 道会計への繰出額 (万円/人) H29年度		下水道繰出額/ 公営企業総繰出額 % H29年度	
筑前町	38.6	大刀洗町	48.1	筑前町	2.8	大刀洗町	60.6
うきは市	35.4	水巻町	47.2	築上町	2.4	うきは市	58.6
久山町	34.9	篠栗町	46.6	うきは市	2.3	筑前町	55.7
吉富町	34.7	須恵町	46.3	久山町	2.1	吉富町	50.7
中間市	32.1	福津市	44.5	大刀洗町	2.1	築上町	49.5
大刀洗町	29.8	うきは市	44.3	吉富町	2.0	岡垣町	49.2
朝倉市	27.1	粕屋町	44.1	朝倉市	1.8	宇美町	47.6
鞍手町	26.0	中間市	43.7	直方市	1.6	粕屋町	47.2
福津市	25.7	古賀市	41.1	中間市	1.5	遠賀町	44.3
須恵町	25.7	宇美町	39.6	小竹町	1.5	須恵町	42.9
福岡市	25.6	小郡市	39.3	福岡市	1.4	鞍手町	42.6
水巻町	23.0	吉富町	38.6	小郡市	1.4	志免町	42.6
直方市	21.4	筑前町	37.8	粕屋町	1.4	水巻町	40.4

久留米市	21.3	志免町	36.7	芦屋町	1.4	小郡市	39.1
古賀市	21.0	岡垣町	36.6	大牟田市	1.3	新宮町	37.3
篠栗町	20.6	遠賀町	36.4	岡垣町	1.3	久山町	35.0
築上町	20.4	久山町	34.1	鞍手町	1.3	豊前市	35.0
粕屋町	20.0	糸島市	32.7	水巻町	1.2	福津市	35.0
宇美町	19.9	朝倉市	31.1	筑後市	1.1	大野城市	33.7
小郡市	19.5	春日市	30.9	豊前市	1.1	宮若市	33.6
遠賀町	19.5	直方市	30.1	福津市	1.1	直方市	32.9
大牟田市	19.3	大野城市	29.6	宇美町	1.1	朝倉市	32.7
岡垣町	19.3	久留米市	29.2	須恵町	1.1	小竹町	32.4
小竹町	18.6	鞍手町	28.9	古賀市	1.0	柳川市	31.9
志免町	17.7	那珂川町	28.6	糸島市	1.0	古賀市	31.7
新宮町	17.5	筑後市	28.1	志免町	1.0	広川町	31.5
北九州市	16.6	新宮町	27.6	遠賀町	1.0	筑後市	29.9
糸島市	16.3	宗像市	27.3	北九州市	0.9	筑紫野市	29.3
苅田町	15.4	大牟田市	27.2	八女市	0.9	中間市	28.5
大川市	14.8	苅田町	26.3	大野城市	0.9	苅田町	27.8
筑後市	14.4	筑紫野市	25.8	宮若市	0.9	芦屋町	27.7
広川町	13.1	大川市	25.5	苅田町	0.9	大牟田市	27.3
豊前市	12.8	広川町	24.9	筑紫野市	0.8	太宰府市	27.0
大野城市	12.2	築上町	24.8	太宰府市	0.8	篠栗町	26.4
八女市	11.6	行橋市	24.6	篠栗町	0.8	福岡市	25.4
春日市	11.2	太宰府市	22.9	新宮町	0.8	糸島市	23.1
柳川市	11.1	豊前市	22.4	久留米市	0.7	宗像市	22.4
宮若市	11.1	小竹町	21.2	柳川市	0.7	久留米市	21.2
筑紫野市	10.9	八女市	20.9	大川市	0.7	北九州市	19.5
太宰府市	10.5	柳川市	17.9	行橋市	0.7	八女市	19.2
宗像市	10.4	福岡市	16.5	宗像市	0.7	大川市	18.3
行橋市	9.8	宮若市	12.8	みやこ町	0.7	行橋市	18.0
那珂川町	9.2	飯塚市	11.4	広川町	0.6	春日市	15.8
飯塚市	9.1	北九州市	11.2	上毛町	0.5	上毛町	15.4
芦屋町	9.1	みやま市	10.2	飯塚市	0.4	みやこ町	13.9
みやま市	5.7	芦屋町	8.3	みやま市	0.4	飯塚市	10.3
上毛町	3.9	上毛町	7.9	春日市	0.3	みやま市	9.4
みやこ町	3.3	みやこ町	4.4	那珂川町	0.1	那珂川町	3.0
田川市	0.0	田川市	0.0	田川市	0.0	田川市	0.0
嘉麻市	0.0	嘉麻市	0.0	嘉麻市	0.0	嘉麻市	0.0
桂川町	0.0	桂川町	0.0	桂川町	0.0	桂川町	0.0
東峰村	0.0	東峰村	0.0	東峰村	0.0	東峰村	0.0
大木町	0.0	大木町	0.0	大木町	0.0	大木町	0.0
香春町	0.0	香春町	0.0	香春町	0.0	香春町	0.0
添田町	0.0	添田町	0.0	添田町	0.0	添田町	0.0
糸田町	0.0	糸田町	0.0	糸田町	0.0	糸田町	0.0
川崎町	0.0	川崎町	0.0	川崎町	0.0	川崎町	0.0
大任町	0.0	大任町	0.0	大任町	0.0	大任町	0.0
赤村	0.0	赤村	0.0	赤村	0.0	赤村	0.0
福智町	0.0	福智町	0.0	福智町	0.0	福智町	0.0
60市町村	18.7	60市町村	17.9	60市町村	1.0	60市町村	24.3
H25年度	20.4	H25年度	19.6	H25年度	1.1	H25年度	27.2
H21年度	22.0	H21年度	20.5	H21年度	1.1	H21年度	28.1

【数値の出所：財政状況資料集、総務省】

(1) 下水道事業の簡易将来推計

【出典：(株)日本政策投資銀行、下水道事業の経営課題と将来予測、2019年4月】

- 下水道事業は上水道に比べても複層的な課題を抱えている。具体的には、①人口減少、②未普及人口への対応、③設備の老朽化・更新への対応、④財源構造、⑤事業者数の多さ、⑥職員減少・高齢化と技術承継、⑦災害対策、⑧下水道資源の有効活用が大きな課題となっている。

これらの課題は、端的には下水道使用料の引き上げに伴う市民負担の増加という形で将来的に顕在化していくことが予想される。

- 簡易将来推計の方法

現状の運営体制・設備規模が継続したものと想定した場合において、将来的な人口減少、管路改善率の適正水準への引き上げを勘案し、

【推計①】設備投資に係る国庫補助率(建設改良費に占める国庫(県)補助金の割合)が現状程度に維持される場合、及び

【推計②】国庫補助額(建設改良に充当される国庫(県)補助金の額)が現状並みに推移すると仮定した場合に、

下水道使用料がどのように推移するのかについて、キャッシュフローモデルに基づき推計した。推計に当たっては、地方公営企業年鑑(2015年度版)のデータを用い、都市規模に応じた相違を確認するため、①全国、②政令指定都市(東京都は含まない)、③人口20万人以上の都市(東京都・政令市を除く)、④人口5万人未満の都市のそれぞれについて、推計した。

- 推計結果の概要(数字は全国平均の値を記載)

① 【推計①】現状の国庫補助率を維持し、管路改善率を適正水準に引き上げた場合、国庫負担^{*1}は2015年比約3.1倍の水準を継続する必要がある、市町村負担^{*2}は30年後には同1.7倍、50年後には同2.1倍となる。また下水道使用料は、30年後には約1.7倍、50年後には約2.2倍の水準の引き上げが必要がある。

② 【推計②】国庫補助額が現状並みで推移し、管路改善率を適正水準に引き上げた場合、2019年度(4年後)頃から下水道使用料を毎年2～3%程度継続的に引き上げる必要がある、30年後には2015年度比約2.3倍、50年後には同約3.3倍の水準まで値上げが必要と想定される。

③ 必要な公費負担額及び値上げの幅は、一般的に人口規模が小さい都市ほど大きい^{*3}。

※1：必要な国庫補助金の額とし、地方交付税措置に伴う負担の移転は考慮しない。

※2：雨水処理負担金等、一般会計繰入金の必要額

※3：ただし、人口規模が小さい都市ほど施設が新しい傾向にあり、早急な値上げの必要性は低いものと思慮される。

- また、推計結果より、以下の示唆を得られた。

① 国や地方公共団体の財政的制約等を鑑みるに、公費に依存した運営のまま適切な設備更新を行っていくことは困難であること。

② 現状並みの国庫補助率が維持されるか否かにかかわらず、中長期的には下水道使用

料の値上げが不可避であること。

- ③ 人口規模が小さい都市ほど、将来の絵姿は深刻であり、喫緊の更新投資が必要でない現段階から、広域化・共同化の検討やアセットマネジメントに関する長期的・計画的な取組みを行っていく必要があること。

基準は2015年度			2045年	2065年
推計① 国庫補助率が現状 並みに維持された場合	全 国	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.5倍 226(約1.7倍) 約1.7倍 約3.1倍を継続	約1.7倍 303(約2.2倍) 約2.1倍
	政令指定都市 (東京都を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.3倍 188(約1.4倍) 約1.7倍 約2.8倍を継続	約1.4倍 223(約1.7倍) 約2.1倍
	人口20万人以上の都市 (東京都・政令市を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.8倍 293(約2.1倍) 約1.6倍 約4.3倍を継続	約2.1倍 416(約3.0倍) 約2.1倍
	人口5万人未満の都市	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約2.4倍 553(約3.4倍) 約1.2倍 約3.1倍を継続	約3.1倍 966(約6.0倍) 約1.4倍
推計② 国庫補助額が現状 並みに維持された場合	全 国	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約2.0倍 316(約2.3倍) 約1.7倍 2015年度並み	約2.4倍 454(約3.3倍) 約2.1倍
	政令指定都市 (東京都を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.8倍 268(約2.0倍) 約1.7倍 2015年度並み	約2.1倍 349(約2.6倍) 約2.2倍
	人口20万人以上の都市 (東京都・政令市を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約2.5倍 410(約3.0倍) 約1.6倍 2015年度並み	約4.4倍 613(約4.4倍) 約2.1倍
	人口5万人未満の都市	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約3.6倍 833(約5.1倍) 約1.2倍 2015年度並み	約4.8倍 1,506(約9.3倍) 約1.4倍

※：2015年の使用料単価(円/m³)：全国は137、政令指定都市は134、人口20万人以上の都市は138、人口5万人未満の都市は162です。

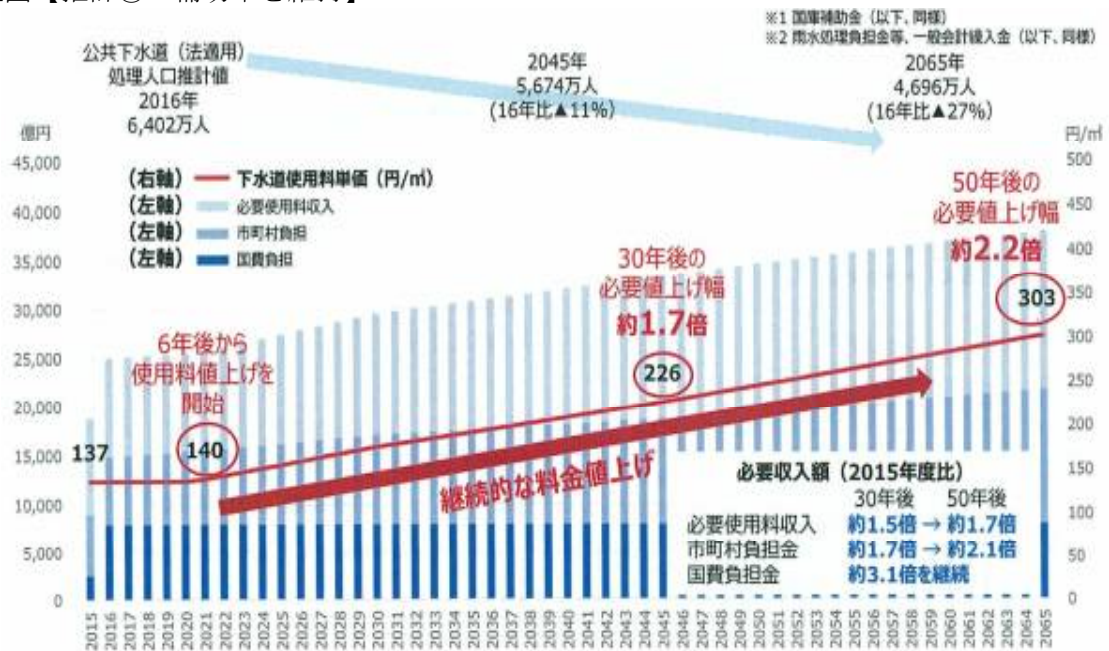
筆者の追記(数値の出典は下水道協会誌 Vol. 55、No. 666、p. 56の図－7、2018/04)

平成27年度の国庫補助額：5,149億円(建設改良費等※14,880億円の34.6%)

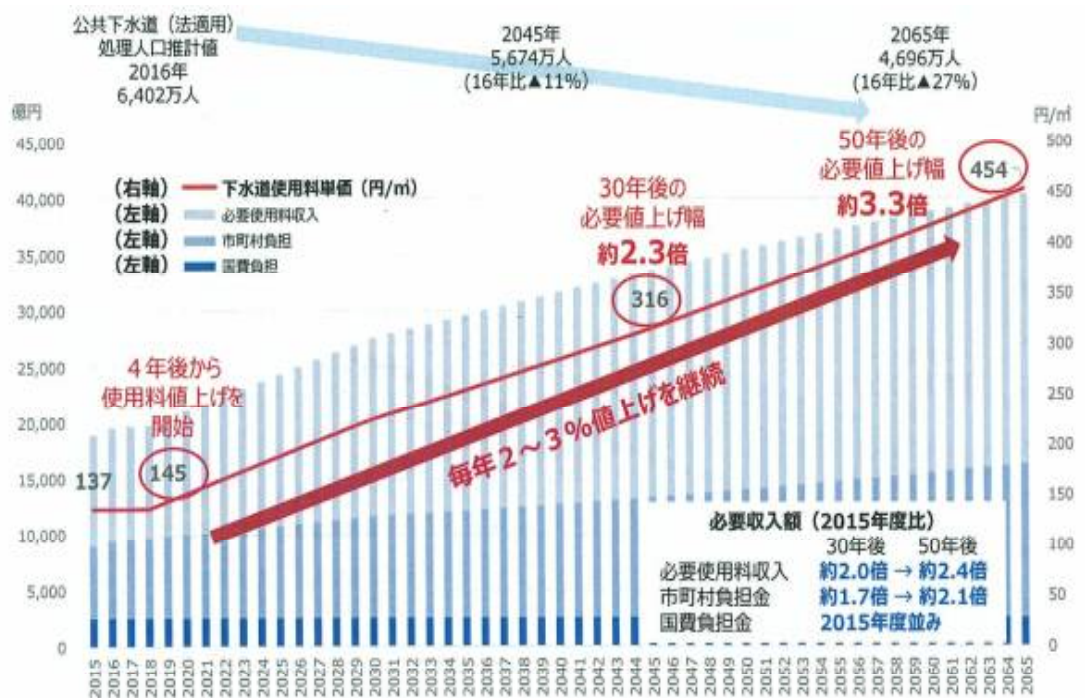
都道府県補助金：21億円(0.1%)

※(建設改良費14,149億円＋建設利息15億円＋職員給与費715億円＝14,880億円)

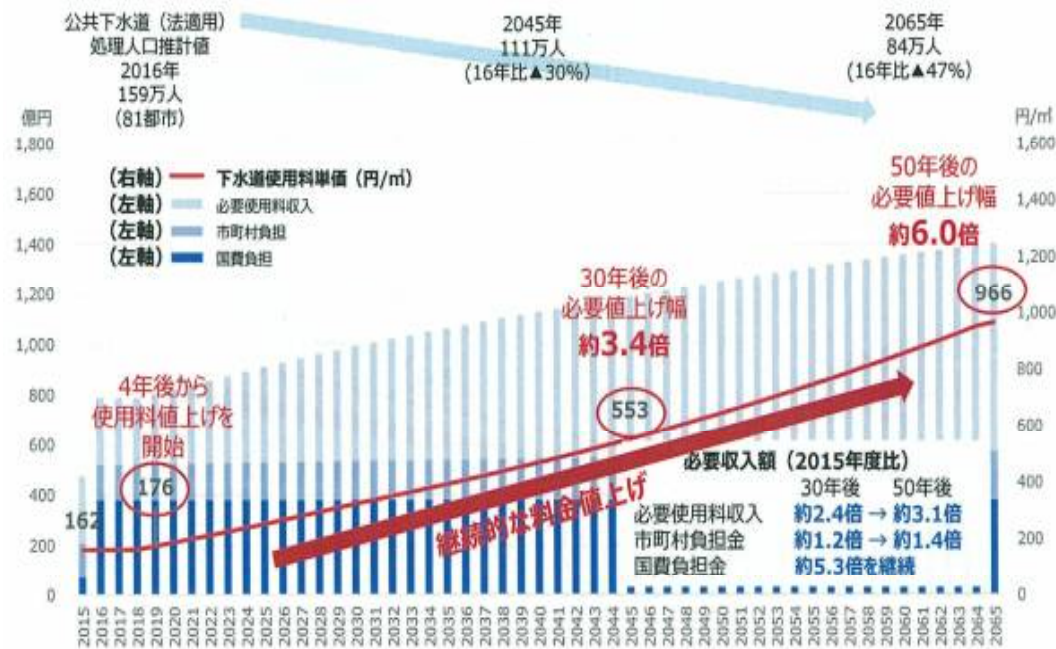
全国【推計①：補助率を維持】



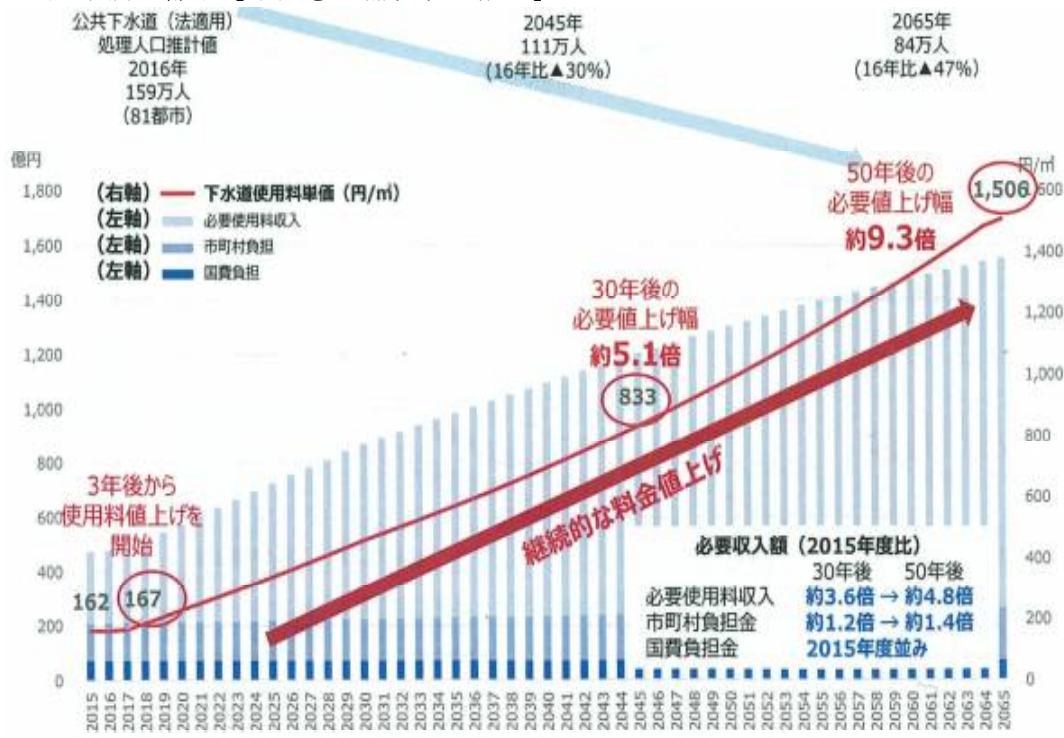
全国【推計②：補助額を維持】



人口5万人未満の都市【推計①：補助率を維持】

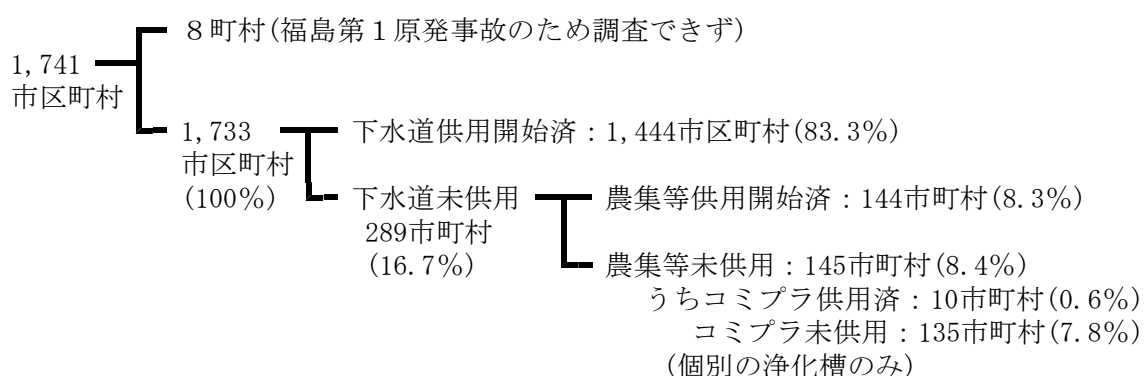


人口5万人未満の都市【推計②：補助額を維持】



都市規模別、下水道施設の整備状況(平成29年度末)

都市規模	自治体数	住民基本台帳人口 人 (%)	下水処理人口 人 (%)	下水供用 済自治体数
50万人以上～	35市区	36,778,752 (28.9)	35,179,282 (35.1)	35市区
30万人以上～	50市区	19,419,845 (15.3)	16,791,068 (16.7)	50市区
10万人以上～	201市区	33,067,652 (26.0)	26,324,271 (26.2)	201市区
5万人以上～	257市区町	17,986,684 (14.1)	11,747,360 (11.7)	253市区町
～5万人未満	1,190市町村	20,069,731 (15.8)	10,264,360 (10.2)	905市町村
計	1,733市区町村	127,322,664(100.0)	100,306,341(100.0)	1,444市区町村



平成29年度末における集合処理施設の供用状況

下水道事業の決算概要

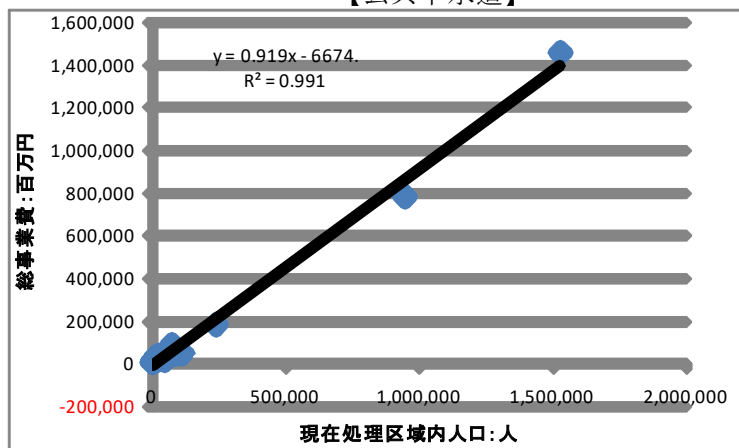
平成 単位：億円	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
建設投資額	15,497	15,770	15,573	15,505	15,699	15,656
地方債現在高	280,873	272,574	263,912	255,293	246,794	238,157
料金収入	15,095	15,174	15,319	15,434	15,567	15,537
他会計繰入金	17,925	17,883	17,947	17,514	17,408	17,273
※1	48.4%	41.9%	42.4%	42.2%	41.1%	41.3%

※1：総収益に対する使用料収入の割合

【数値の出所は総務省の各年度における「地方公営企業決算の概要」】

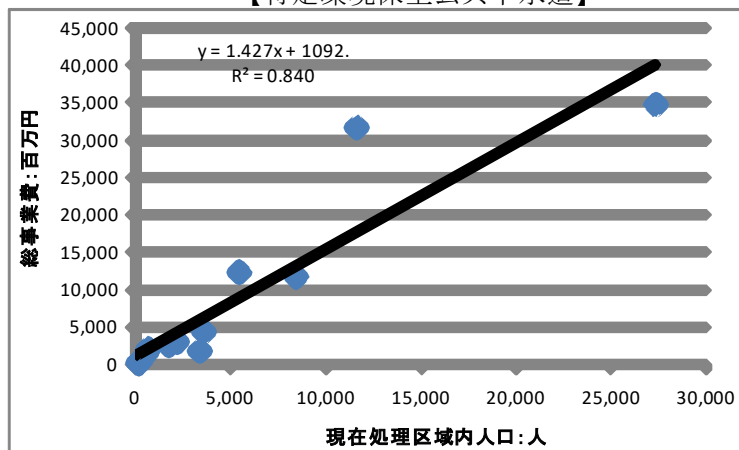
(2) 集合処理施設における処理区域内人口と総事業費の関係

【公共下水道】



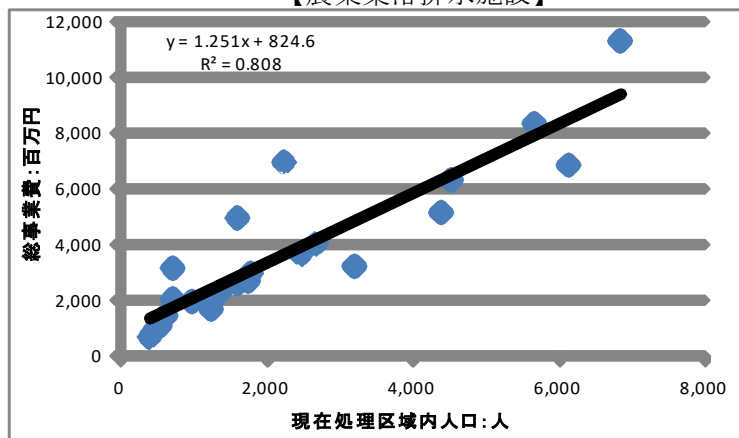
処理区域内人口：
658人(小竹町)
～1,523,600人(福岡市)
総事業費：
17.52億円(みやこ町)
～14,580.05億円(福岡市)
46事業体
加重平均：84.5万円/人
($\approx 3,471,946/4,109,553$)

【特定環境保全公共下水道】



処理区域内人口：
78人(久山町)
～27,291人(うきは市)
総事業費：
124百万円(芦屋町)～
34,702百万円(うきは市)
13事業体
加重平均：164.7万円/人
($\approx 106,686/64,791$)

【農業集落排水施設】



処理区域内人口：
391人(うきは市)
～6,843人(朝倉市)
総事業費：
647百万円(うきは市)
～11,273百万円(朝倉市)
23事業体
加重平均：160.8万円/人
($\approx 85,373/53,080$)

【数値の出所：総務省、平成29年度版地方公営企業年鑑】

処理区域内人口(X)と総事業費(Y)における相関式 ($Y = A * X + B$)

福岡県、平成29年度	A(万円/人)	B(百万円)	相関係数 ²	事業体数
公共下水道	91.9	－ 6,674	0.991	46
特定環境保全公共下水道	142.7	1,092	0.840	13
農業集落排水施設	125.1	824.6	0.808	23

図－1 処理区域内人口と総事業費の関係(平成29年度)

(3) 集合処理施設の整備状況と処理区域内人口等の推移

- 平成29年度末における公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水排水事業の進捗状況は、以下に示すとおりです。

まず、公共下水道事業は、全体計画面積に対する進捗率でみると、小竹町の 6.3%～春日市の100.0%と幅広く分布しており、加重平均で72.3%です。事業を実施している46事業体の約7割に相当する33事業体は、80%以下と現計画では、処理区域面積の拡大、管路敷設工事をまだまだ行う予定となっています。

平成20年度末と29年度末の現在処理区域内人口を比較すると、公共下水道事業では、46事業体のうち3事業体で減少しており、うち減少率が最も大きいのは面整備の進捗率が97.3%の芦屋町で-1.48%/年です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が平成29年度の93%、10年後が平成29年度の86%まで減少すると推測されます。

表－4 平成29年度末における公共下水道事業の進捗状況

平成29年度末	全体計画人口 人	進捗率 %	平成29年度末	全体計画面積 ha	進捗率 %	
筑前町	22,890	116.4	春日市	1,380	100.0	1
豊前市	8,700	112.3	篠栗町	510	99.8	2
福津市	54,490	111.3	芦屋町	526	97.3	3
芦屋町	12,550	110.4	大野城市	1,532	95.6	4
春日市	104,700	108.0	宗像市	2,759	94.5	5
篠栗町	28,390	106.7	福岡市	18,160	93.8	6
宗像市	89,000	105.3	志免町	869	92.2	7
大野城市	97,000	103.1	福津市	1,301	90.9	8
大刀洗町	13,600	102.5	筑前町	870	89.1	9
筑紫野市	92,058	100.9	太宰府市	1,568	87.9	10
久山町	8,200	100.6	粕屋町	890	82.7	11
太宰府市	71,700	99.1	久留米市	5,779	82.4	12
那珂川町	48,700	98.2	古賀市	1,204	80.1	13
小郡市	56,700	97.8	那珂川町	886	74.0	14
古賀市	51,400	97.2	岡垣町	987	71.4	15
宇美町	33,700	96.9	北九州市	22,278	71.3	16
水巻町	26,100	96.9	小郡市	1,753	69.9	17
福岡市	1,600,400	95.2	新宮町	592	68.6	18
志免町	48,700	94.0	中間市	1,042	67.3	19
岡垣町	30,700	92.7	筑紫野市	2,263	65.4	20
飯塚市	65,100	91.6	宇美町	1,023	64.3	21
須恵町	25,680	91.4	豊前市	646	63.6	22
久留米市	263,900	90.3	大刀洗町	563	63.1	23
新宮町	31,000	86.1	水巻町	804	62.9	24
粕屋町	54,400	85.1	須恵町	699	61.4	25
中間市	38,200	83.6	糸島市	1,713	61.2	26
糸島市	79,170	82.3	柳川市	706	55.7	27
遠賀町	19,700	76.8	飯塚市	2,747	55.4	28
柳川市	16,300	75.8	大牟田市	2,948	55.3	29
朝倉市	20,220	75.6	吉富町	233	54.9	30
北九州市	1,275,800	73.9	朝倉市	888	54.6	31
鞍手町	10,950	71.6	広川町	550	49.3	32
大牟田市	107,426	68.5	八女市	916	47.9	33

吉富町	5,230	65.8	久山町	650	46.6	34
荻田町	29,100	61.6	遠賀町	768	46.0	35
八女市	20,300	59.7	筑後市	1,036	44.6	36
筑後市	30,600	57.0	築上町	97	44.3	37
大川市	18,900	47.5	みやこ町	99	34.3	38
広川町	17,500	44.3	鞍手町	813	34.3	39
築上町	3,000	42.5	みやま市	328	34.1	40
みやま市	7,520	40.3	荻田町	1,084	34.1	41
直方市	41,950	37.4	直方市	1,786	25.0	42
みやこ町	4,250	36.3	宮若市	665	19.5	43
行橋市	65,000	23.2	行橋市	1,618	18.8	44
宮若市	14,600	20.0	大川市	1,240	17.7	45
小竹町	5,700	11.5	小竹町	285	6.3	46
46事業体	4,771,174	86.1	46事業体	92,054	72.3	
H25年度	4,762,993	83.4	H25年度	91,920	69.2	

【数値の出所は平成29年度地方公営企業年鑑】
進捗率＝現在処理区内人口（面積）／全体計画人口（面積）×100

表－5 公共下水道事業における現在処理区域内人口の推移（単位：人） H29年度

公 共 下 水 道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	(D－A)	年平均増 減率 %	面整備の 進捗率
芦屋町	15,834	14,201	14,075	13,849	-1,985	-1.48	97.3
みやこ町	1,673	1,579	1,554	1,544	-129	-0.89	34.3
北九州市	975,992	952,955	947,998	942,974	-33,018	-0.38	71.3
篠栗町	29,700	30,411	30,330	30,289	589	0.22	99.8
豊前市	9,540	9,721	9,727	9,770	230	0.27	63.6
宇美町	31,752	32,266	32,259	32,641	889	0.31	64.3
大刀洗町	13,498	13,763	13,880	13,936	438	0.36	63.1
春日市	109,045	112,762	112,777	113,042	3,997	0.40	100.0
大川市	8,528	8,984	8,934	8,969	441	0.56	17.7
大野城市	94,742	99,270	99,825	100,020	5,278	0.60	95.6
岡垣町	26,851	28,374	28,502	28,457	1,606	0.65	71.4
飯塚市	56,129	59,611	59,668	59,631	3,502	0.67	55.4
志免町	42,711	45,561	45,573	45,759	3,048	0.77	92.2
那珂川町	44,335	47,700	47,822	47,816	3,481	0.84	74.0
小郡市	51,209	54,680	55,037	55,450	4,241	0.89	69.9
太宰府市	65,375	70,751	70,912	71,025	5,650	0.93	87.9
福岡市	1,399,531	1,497,400	1,511,100	1,523,660	124,129	0.95	93.8
宗像市	85,433	92,895	93,213	93,682	8,249	1.03	94.5
筑紫野市	83,353	90,349	91,651	92,904	9,551	1.21	65.4
糸島市	57,910	63,011	64,071	65,167	7,257	1.32	61.2
古賀市	44,320	49,509	49,890	49,951	5,631	1.34	80.1
粕屋町	40,110	44,789	45,735	46,315	6,205	1.61	82.7
筑前町	22,472	26,482	26,598	26,650	4,178	1.91	89.1
柳川市	10,356	12,309	12,332	12,357	2,001	1.98	55.7
久留米市	193,200	230,949	234,233	238,315	45,115	2.36	82.4
久山町	6,613	7,790	7,979	8,248	1,635	2.49	46.6
水巻町	18,176	23,740	24,327	25,279	7,103	3.73	62.9
中間市	22,750	31,272	31,679	31,927	9,177	3.84	67.3
鞍手町	5,451	7,463	7,646	7,836	2,385	4.11	34.3
大牟田市	50,991	68,458	70,708	73,546	22,555	4.15	55.3

筑後市	11,726	16,352	16,954	17,453	5,727	4.52	44.6
宮若市	1,925	2,542	2,589	2,920	995	4.74	19.5
行橋市	9,478	13,707	14,434	15,088	5,610	5.30	18.8
苅田町	10,841	16,736	17,375	17,919	7,078	5.74	34.1
八女市	7,115	10,703	11,532	12,120	5,005	6.10	47.9
直方市	9,201	14,612	15,011	15,694	6,493	6.11	25.0
須恵町	13,430	22,080	22,829	23,464	10,034	6.40	61.4
みやま市	1,690	2,611	2,856	3,030	1,340	6.70	34.1
吉富町	1,720	3,200	3,340	3,440	1,720	8.01	54.9
朝倉市	7,247	13,093	13,834	15,291	8,044	8.65	54.6
福津市	25,513	56,925	58,906	60,629	35,116	10.10	90.9
遠賀町	6,345	11,907	14,913	15,129	8,784	10.14	46.0
新宮町	11,181	23,989	25,883	26,684	15,503	10.15	68.6
小竹町	0	556	626	658	658	—	6.3
広川町	0	7,318	7,498	7,750	7,750	—	49.3
築上町	0	783	1,056	1,275	1,275	—	44.3
46事業体	3,734,992	4,046,119	4,079,671	4,109,553	374,561	1.07	72.3

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表－6 公共下水道事業における現在処理区域内人口密度の推移(単位：人/ha)

公 共 下 水 道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	D／A (降 順)	供用開始 後年
新宮町	58	64	65	66	1.14	28
遠賀町	38	39	43	43	1.13	15
行橋市	46	49	49	50	1.09	17
筑後市	35	37	38	38	1.09	12
八女市	26	26	27	28	1.08	12
粕屋町	59	63	64	63	1.07	24
福岡市	84	88	89	89	1.06	56
苅田町	46	49	49	48	1.04	16
那珂川町	70	73	73	73	1.04	43
太宰府市	50	52	52	52	1.04	36
篠栗町	58	60	60	60	1.03	22
筑前町	33	34	34	34	1.03	18
筑紫野市	63	63	62	63	1.00	35
春日市	82	83	82	82	1.00	40
宗像市	36	36	36	36	1.00	48
古賀市	52	52	52	52	1.00	49
朝倉市	32	31	31	32	1.00	15
宇美町	50	50	50	50	1.00	23
大野城市	69	71	70	68	0.99	41
志免町	58	57	57	57	0.98	24
福津市	53	49	50	51	0.96	50
久留米市	52	50	50	50	0.96	46
豊前市	25	24	24	24	0.96	22
北九州市	62	60	60	59	0.95	55
大刀洗町	41	40	39	39	0.95	15
糸島市	66	63	62	62	0.94	28
小郡市	48	46	46	45	0.94	30
みやま市	29	26	27	27	0.93	23
久山町	29	26	27	27	0.93	23

須恵町	60	55	54	55	0.92	22
飯塚市	43	40	40	39	0.91	48
鞍手町	31	29	28	28	0.90	15
水巻町	57	51	50	50	0.88	23
芦屋町	31	28	27	27	0.87	37
みやこ町	52	46	46	45	0.87	15
大牟田市	54	46	46	45	0.83	43
岡垣町	49	41	41	40	0.82	28
直方市	43	35	35	35	0.81	12
中間市	58	50	48	46	0.79	20
大川市	52	42	42	41	0.79	12
柳川市	40	34	33	31	0.78	17
宮若市	34	22	22	22	0.65	12
吉富町	44	35	33	27	0.61	15
小竹町		33	37	37	—	6
広川町		28	28	29	—	9
築上町		27	26	30	—	6

人口密度が40以上は強調文字で示します。

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表－7 公共下水道事業における有収水量密度の推移（単位：千m³/ha）

公 共 下 水 道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	D／A (降 順)	供用開始 後年数
宮若市	0.6	1.1	1.2	1.2	2.00	12
直方市	1.4	2.5	2.6	2.7	1.93	12
八女市	1.2	1.9	2.1	2.2	1.83	12
大川市	1.1	1.9	1.9	2.0	1.82	12
筑後市	1.8	2.7	2.8	2.9	1.61	12
朝倉市	2.2	3.2	3.0	3.4	1.55	15
遠賀町	2.4	3.2	2.9	3.4	1.42	15
福津市	2.7	3.3	3.5	3.7	1.37	50
豊前市	1.5	1.8	1.9	1.9	1.27	22
筑前町	2.3	3.0	3.1	2.9	1.26	18
苅田町	2.8	3.4	3.5	3.5	1.25	16
大刀洗町	2.5	3.1	3.1	3.1	1.24	15
粕屋町	4.6	5.6	5.7	5.7	1.24	24
志免町	3.8	4.6	4.6	4.6	1.21	24
鞍手町	1.7	1.9	1.9	2.0	1.18	15
柳川市	1.9	2.1	2.2	2.2	1.16	17
行橋市	4.0	4.5	4.5	4.6	1.15	17
篠栗町	4.8	5.0	5.1	5.1	1.06	22
須恵町	3.4	3.4	3.5	3.6	1.06	22
小郡市	3.5	3.7	3.7	3.7	1.06	30
福岡市	8.9	8.9	9.1	9.2	1.03	56
新宮町	5.3	5.3	5.2	5.4	1.02	28
太宰府市	4.6	4.6	4.6	4.6	1.00	36
みやま市	1.7	1.5	1.5	1.7	1.00	23
那珂川町	6.4	6.3	6.3	6.4	1.00	43
宇美町	3.8	3.8	3.8	3.8	1.00	23
筑紫野市	5.7	5.5	5.5	5.6	0.98	35
糸島市	5.1	5.0	5.0	5.0	0.98	28

春日市	7.0	6.8	6.8	6.8	0.97	40
宗像市	3.5	3.4	3.4	3.4	0.97	48
飯塚市	3.2	3.1	3.1	3.1	0.97	48
大野城市	6.4	6.4	6.3	6.2	0.97	41
古賀市	5.6	5.3	5.3	5.4	0.96	49
吉富町	1.6	1.8	1.7	1.5	0.94	15
水巻町	3.9	3.8	3.7	3.6	0.92	23
みやこ町	4.6	4.3	4.3	4.2	0.91	15
北九州市	6.6	6.1	6.1	6.0	0.91	55
芦屋町	3.1	2.8	2.8	2.8	0.90	37
久山町	3.0	2.7	2.7	2.7	0.90	23
久留米市	5.6	4.9	4.9	4.8	0.86	46
中間市	4.4	3.9	3.7	3.6	0.82	20
岡垣町	4.5	3.7	3.7	3.6	0.80	28
大牟田市	4.3	3.4	3.4	3.3	0.77	43
小竹町		1.1	1.3	1.3	—	6
広川町		2.1	2.2	2.4	—	9
築上町		0.4	0.7	1.0	—	6

有収水量密度とは処理区域面積 1 ha 当たりの年間有収水量

0.25m³/(人・日)とすると、有収水量密度と人口密度の関係は

有収水量密度(千m³/ha) 1.0 2.5 5.0 7.5

人口 密度 (人/ha) 11 27 55 82

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

- 特定環境保全公共下水道事業の場合も、宮若市の9.8%～久山町と芦屋町の100%と幅広く分布しており、全体計画面積が広い北九州市や久留米市などが低い値であることから加重平均で57.2%ですが、80%以下の4市を除く9市町では、管路施設が概成した状態となっています。

平成20年度末と29年度末の現在処理区域内人口を比較すると、特定環境保全公共下水道事業では、13事業体のうち3事業体で減少しており、うち減少率が最も大きいのは面整備の進捗率が100.0%の久山町で-3.04%/年です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が平成29年度の86%、10年後が平成29年度の73%まで減少すると推測されます。

表－8 平成29年度末における特定環境保全公共下水道事業の進捗状況

平成29年度末	全体計画人口人	進捗率%	平成29年度末	全体計画面積ha	進捗率%	
築上町	2,800	125.6	久山町	6	100.0	1
筑紫野市	3,182	103.9	芦屋町	12	100.0	2
うきは市	26,600	102.6	筑紫野市	105	97.1	3
朝倉市	5,530	97.4	糸島市	32	96.9	4
那珂川町	1,800	93.3	築上町	93	92.5	5
福津市	3,910	53.9	うきは市	1,085	92.0	6
北九州市	24,200	47.8	福津市	109	86.2	7
太宰府市	700	43.3	太宰府市	46	80.4	8
芦屋町	250	40.8	那珂川町	61	80.3	9
久山町	200	39.0	朝倉市	369	73.4	10
久留米市	21,800	38.5	久留米市	701	38.8	11
宮若市	3,800	13.2	北九州市	1,458	31.0	12

糸島市	6,570	8.8	宮若市	164	9.8	13
13事業体	101,342	63.9	13事業体	4,241	57.2	
H25年度	105,680	62.0	H25年度	4,086	57.5	

進捗率＝現在処理区内人口（面積）／全体計画人口（面積）×100

【数値の出所は平成29年度地方公営企業年鑑】

表－9 特定環境保全公共下水道事業における現在処理区域内人口の推移(単位：人)

特 環 下 水 道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	(D－A)	年平均増 減率 %	面整備の 進捗率
宗像市	3,584	0	0	0	-3,584	-100.0	廃止
久山町	103	79	75	78	-25	-3.04	100.0
糸島市	736	611	600	578	-158	-2.65	96.9
北九州市	13,446	12,158	11,753	11,557	-1,889	-1.67	31.0
朝倉市	5,340	5,150	5,171	5,384	44	0.09	73.4
福津市	1,787	1,903	2,106	2,107	320	1.85	86.2
芦屋町	83	108	111	102	19	2.32	100.0
うきは市	21,987	27,708	27,607	27,291	5,304	2.43	92.0
筑紫野市	2,201	3,304	3,345	3,307	1,106	4.63	97.1
築上町	2,223	3,484	3,502	3,518	1,295	5.23	92.5
久留米市	4,600	6,750	7,816	8,383	3,783	6.90	38.8
那珂川町	174	1,359	1,694	1,680	1,506	28.7	80.3
太宰府市	0	275	304	303	303	—	80.4
宮若市	0	407	397	503	503	—	9.8
14事業体	56,264	63,296	64,481	64,791	8,527	1.58	57.2

数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表－10 特環下水道事業における現在処理区域内人口密度の推移(単位：人/ha)

特 環 下 水 道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	D／A (降 順)	供用開始 後年
久山町	17	37	39	34	2.00	11
芦屋町	7	13	13	13	1.86	14
筑紫野市	28	32	33	32	1.14	30
築上町	42	41	41	41	0.98	13
うきは市	30	28	28	27	0.90	23
北九州市	31	27	26	26	0.84	23
朝倉市	24	21	20	20	0.83	21
久留米市	40	32	30	31	0.78	11
福津市	31	26	26	22	0.71	17
志摩町	24	9	9	9	0.38	24
那珂川町	87	20	19	19	0.22	23
宗像市	18				0.00	
太宰府市		9	8	8	—	9
宮若市		51	33	31	—	3

人口密度が40以上は強調文字で示します

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表－11 特環下水道事業における有収水量密度の推移（単位：千 m^3 /ha）

特 下 水 道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	D / A (降 順)	供用開始 後年数
久留米市	0.3	1.3	1.4	1.6	5.47	11
久山町	0.9	2.7	2.3	2.3	2.60	11
築上町	1.6	2.4	2.4	2.5	1.56	13
うきは市	2.0	2.5	2.6	2.7	1.38	23
筑紫野市	1.7	2.3	2.2	2.2	1.30	30
北九州市	3.0	2.9	2.8	2.7	0.90	23
福津市	2.2	2.2	2.0	1.9	0.88	17
朝倉市	1.9	1.6	1.5	1.5	0.80	21
志摩町	2.4	1.5	1.6	1.7	0.72	24
芦屋町	2.7	1.0	1.0	1.1	0.40	14
那珂川町	8.0	2.0	2.0	1.9	0.24	23
宗像市	1.2				0.00	
太宰府市		1.6	1.4	1.4	—	9
宮若市		0.1	1.4	1.7	—	3

有収水量密度とは処理区域面積1ha当たりの年間有収水量

0.25 m^3 /(人・日)とすると、有収水量密度と人口密度の関係は

有収水量密度(千 m^3 /ha) 1.0 2.5 5.0 7.5

人口 密度 (人/ha) 11 27 55 82

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

- 農業集落排水事業における面整備の進捗率も、古賀市の23.5%～福岡市など19事業体の100%と幅広く分布しており、加重平均で89.1%ですが、80%以下の4事業体の場合、現計画では、処理区域面積の拡大、管路敷設工事をまだまだ行う予定となっています。

平成20年度末と29年度末の現在処理区域内人口を比較すると、農業集落排水事業では、23事業体のうち16事業体で減少しており、公共下水道等への切替事業を実施している事業体を除くと、減少率が最も大きいのは八女市で－3.73%/年です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が平成29年度の83%、10年後が平成29年度の68%まで減少すると推測されます。

表－12 平成29年度末における農業集落排水事業の進捗状況

平成29年 度 末	全体計画 人口 人	進捗率 %	平成29年 度 末	全体計画 面積 ha	進捗率 %	
須恵町	710	100.0	福岡市	54	100.0	1
上毛町	974	100.0	久留米市	193	100.0	2
遠賀町	2,780	88.8	飯塚市	15	100.0	3
築上町	7,200	85.2	八女市	33	100.0	4
筑前町	3,270	82.0	行橋市	101	100.0	5
筑紫野市	5,680	79.7	豊前市	20	100.0	6
糸島市	5,680	77.3	筑紫野市	110	100.0	7
豊前市	700	76.3	うきは市	30	100.0	8
行橋市	2,510	71.1	朝倉市	300	100.0	9
小竹町	900	68.0	みやま市	34	100.0	10
みやま市	1,890	65.4	岡垣町	59	100.0	11
みやこ町	4,900	65.3	遠賀町	108	100.0	12
荏田町	1,910	64.5	小竹町	75	100.0	13
うきは市	620	63.1	筑前町	115	100.0	14

朝倉市	11,100	61.6	大刀洗町	82	100.0	15
大刀洗町	2,630	60.8	苅田町	62	100.0	16
久留米市	9,770	58.0	みやこ町	289	100.0	17
飯塚市	780	56.9	上毛町	42	100.0	18
八女市	1,380	51.3	築上町	512	100.0	19
岡垣町	2,780	49.3	糸島市	304	97.0	20
福岡市	3,330	47.9	須恵町	110	57.3	21
古賀市	5,350	41.9	直方市	208	24.0	22
直方市	6,430	27.1	古賀市	149	23.5	23
23事業体	83,274	63.7	23事業体	3,005	89.1	
H25年度	83,918	59.4	H25年度	4,781	46.7	

進捗率＝現在処理区内人口(面積)／全体計画人口(面積)×100

【数値の出所は平成29年度地方公営企業年鑑】

表－13 農業集落排水事業における現在処理区域内人口の推移 (単位：人)

農業集落排水施設	平成20年度 A	平成27年度 B	平成28年度 C	平成29年度 D	(D－A)	年平均増減率 %	面整備の進捗率
八女市	997	784	735	708	-289	-3.73	100.0
須恵町	931	710	710	710	-221	-2.97	57.3
福岡市	1,975	1,687	1,630	1,594	-381	-2.35	100.0
朝倉市	8,241	7,160	7,041	6,843	-1,398	-2.04	100.0
うきは市	466	410	408	391	-75	-1.93	100.0
みやま市	1,465	1,280	1,246	1,237	-228	-1.86	100.0
大刀洗町	1,838	1,682	1,641	1,600	-238	-1.53	100.0
上毛町	1,080	969	976	974	-106	-1.14	100.0
みやこ町	3,513	3,301	3,212	3,200	-313	-1.03	100.0
小竹町	669	566	612	612	-57	-0.98	100.0
岡垣町	1,485	1,391	1,347	1,370	-115	-0.89	100.0
行橋市	1,930	1,841	1,804	1,784	-146	-0.87	100.0
筑紫野市	4,887	4,766	4,646	4,526	-361	-0.85	100.0
筑前町	2,885	2,756	2,743	2,680	-205	-0.82	100.0
遠賀町	2,548	2,526	2,515	2,469	-79	-0.35	100.0
豊前市	538	577	551	534	-4	-0.08	100.0
直方市	1,731	1,732	1,735	1,744	13	0.08	24.0
飯塚市	437	433	441	444	7	0.18	100.0
久留米市	5,038	6,151	5,700	5,664	626	1.31	100.0
築上町	4,151	6,321	6,139	6,136	1,985	4.44	100.0
苅田町	801	702	1,235	1,231	430	4.89	100.0
糸島市	686	4,186	4,230	4,390	3,704	22.9	97.0
古賀市	338	345	330	2,239	1,901	23.4	23.5
23事業体	48,630	52,276	51,627	53,080	4,450	0.98	89.1

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

下水道と農業集落排水施設等との接続事業の実施状況(平成28年度末)

【出典：国土交通省、平成29年8月23日付け報道資料「平成28年度末の汚水処理人口普及状況」】

平成27年度

- ① 下水道を廃止し農集集落排水に接続した箇所： 2カ所 ← 1
(山形県鶴岡市羽黒西部処理区&新潟県胎内市荒井浜処理区)
- ② 農集集落排水を廃止し下水道に接続した箇所：307カ所(42道府県) ← 250(40)
- ③ 漁業集落排水を廃止し下水道に接続した箇所： 28カ所(14県) ← 23(11)
- ④ 林業集落排水を廃止し下水道に接続した箇所： 1カ所(1県) ← 0
- 計：336カ所(42道府県) ← 274(40)

接続事業の実施箇所数の多いのは、新潟県が38カ所で最多、次いで長野県が35カ所、滋賀県が29カ所、兵庫県が27カ所、富山県が24カ所、秋田県が14カ所、岩手県が13カ所、石川県が12カ所、島根県が11カ所、鳥取県が10カ所の順です。

福岡県では、下記の7地区

農業集落排水施設：古賀市の「筵内久保地区」、「町川原・谷山地区」

糸島市の「怡土Ⅰ期」、「長糸Ⅰ期」

須恵町の「上の原地区」

築上町の「椎田西部処理区」

漁業集落排水施設：宗像市の「鐘崎地区」

アンダーラインは供用開始箇所

表-14 処理区域内人口1人当たりの管渠の長さ (単位：m)

平成29 年 度	公 共 下 水 道	特定環境 下 水 道	農 業 集 落	漁 業 集 落	林 業 集 落	簡 易 排 水	小規模 集 合	加 重 平 均
北九州市	4.3	13.4		11.2				4.4
福岡市	2.7		16.9	6.3				2.7
大牟田市	5.4							5.4
久留米市	4.8	9.9	10.1					5.1
直方市	6.8		11.5					7.2
飯塚市	4.6		11.3					4.6
田川市								
柳川市	7.8							7.8
八女市	8.9		19.8					9.5
筑後市	6.3							6.3
大川市	4.9							4.9
行橋市	5.7		15.1					6.7
豊前市	8.3		15.0					8.6
中間市	5.5							5.5
小郡市	5.1							5.1
筑紫野市	3.6	7.3	11.3					4.1
春日市	2.3							2.3
大野城市	3.2							3.2
宗像市	6.2			7.9				6.2
太宰府市	4.0	19.8						4.0
古賀市	4.4		8.5					4.6
福津市	5.0	18.0						5.5
うきは市		9.7	10.2					9.7

宮若市	11.0	11.9					11.1
嘉麻市							
朝倉市	9.0	14.5	15.2			26.7	11.6
みやま市	8.3		10.5				8.9
糸島市	5.0	17.3	16.2	11.2			5.8
那珂川町	3.6	14.9					4.0
宇美町	4.6						4.6
篠栗町	3.6						3.6
志免町	3.2						3.2
須恵町	4.7		15.5				5.0
新宮町	2.5			11.3			2.6
久山町	7.8	25.6					7.9
粕屋町	3.2						3.2
芦屋町	6.6	19.6					6.7
水巻町	4.8						4.8
岡垣町	5.8		13.1	15.3			6.3
遠賀町	6.1		10.9				6.8
小竹町	12.2		22.9				17.3
鞍手町	8.4						8.4
桂川町							
筑前町	8.4		11.2				8.7
東峰村							
大刀洗町	8.0		13.1				8.6
大木町							
広川町	5.9						5.9
香春町							
添田町							
糸田町							
川崎町							
大任町							
赤村							
福智町							
苅田町	5.2		14.6				5.8
みやこ町	7.8		8.4				8.2
吉富町	9.3						9.3
上毛町			14.4				14.4
築上町	11.8	8.0	11.4				10.3
A	3.9	11.1	12.6	8.2		26.7	4.1
B	4,109,553	64,791	53,080	5,583		75	4,233,082
	15,995	721	670	46		2	17,434

管布設延長とは、汚水管と合流管の合計

下水管布設距離と現在処理区域内人口は平成29年度版地方公営企業年鑑より引用

流域下水道事業分を除く、Aは現在処理区域内人口(人)、Bは下水道管布設距離(km)

目標値設定(汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数)【出典：国交省HP】

- 経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版(平成29年12月諮問会議決定)において、2022年度までの広域化を推進するための目標として、「汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数」が設定されたところ。

下水道同士だけではなく、集落排水同士、下水道と集落排水等の統廃合を含む。

統廃合の工事完了、及び、工事着手を含む。

- これを踏まえ、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省は、下記のとおり目標を設定した。

平成29年度から平成34年度末までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数
(※ 汚水処理施設の統廃合の取り組む地区数とは、統廃合により廃止される汚水処理施設数のこと。)

◎ 目標値：450地区

(450地区のうち、380地区では統廃合の工事完了、70地区では工事着手を目標とする。)

(参考1)これまでの実績と目標値の関係

	平成28年度末までの実績	平成29～34年度末までに取り組む目標値	(参考)平成34年度末までに取り組む目標値
計	740地区	450地区	1,119地区
工事完了	669地区	380地区(平成28年度末までに工事着手した71地区を含む)	1,049地区
工事着手	71地区	70地区(工事完了は平成35年度以降の目標とする)	70地区

(参考2)平成28年度末時点での汚水処理施設数：7,882カ所
(内訳)

下水処理場：2,157カ所
農業集落排水：5,042カ所
漁業集落排水：402カ所
その他(コミプラ)：281カ所

- 平成30年10月23日発行の下水道情報第1879号(公共投資ジャーナル社)に「広域化・共同化計画、35道府県で検討体制整う」の見出しで次のような記事が掲載されています。

広域化・共同化計画の策定に向け10月中までに35道府県で管内市町村を集めた検討体制の構築が完了することが本紙調べにより分かった。国はすべての都道府県に対し**平成34年度(2022年度)までの計画策定**を求めるとともに、**今年度中に検討体制を構築して計画策定に着手**することも要請している。

30年度中の検討体制構築が交付要件に

10月20日までに検討体制の構築を追えたのは、国交省がモデル県として計画策定を支援している岩手、秋田、静岡、島根、熊本の5県に加え、宮城、山形、福島、茨城、埼玉、千葉、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、**福岡**、佐賀、長崎、鹿児島計30道府県。この他、北海道、栃木、富山、京都、高知の5道府県が10月中に検討体制構築のための会合を開催する予定としている。広域化・共同化は、国交、総務、農水、環境の4省が34年度までにすべての都道府県に対し策定を求めているもので、計画には、広域連携に関する市町村、施設、連携メニュー、スケジュール等を記載する。連携メニューは、施設の統廃合などハード面の取組みと、維持管理の共同化などソフト面の取組みのいずれも想定している。

広域化・共同化を実施するには関係市町村の合意形成に時間を要することが想定されるため、国交省では30年度予算より、交付金の交付要件として、「30年度中早期に広域化・共同化の策定に向けた管内全市町村が参加する検討体制を構築すること」を追加し、早期の検討を促している。

一方、同省では、「広域化・共同化検討分科会」(座長：浦上拓也・近畿大学経営学部教授)を設置し、岩手、秋田、静岡、島根、熊本の5県をモデル事業として支援。各県の事例をモデル計画として整理し、その検討の手順や中身を水平展開する。

モデル事業では、本格的な検討を開始する前段として、地域の実情や地理的条件を考慮して市町村をいくつかのグループに分割する「ブロック割」の考え方を適用。本紙調べによると、このブロック割について、適用を想定しているのは27道府県(モデル5県を含む)、想定していないのは2県、未定が18都道府県となっている。

「ブロック割」の適用を想定している27道府県のうち、モデル5県に加え、北海道、福島、茨城、群馬、三重、大阪、和歌山、鳥取、長崎計14道府県で既にブロックの数や構成市町村などの大まかな案を決めている。

計画は、都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置づけるよう求めている。そのため国は、広域化・共同化計画の検討体制の構築にあたって都道府県構想の策定・見直しの検討体制など既存の枠組みを活用することも認めている。山形、群馬、山梨、岐阜、鳥取、福岡などでは都道府県構想の策定などを目的とした既存の枠組みを活用。また、埼玉、兵庫、長崎の3県では、27年度の改正下水道法で創設された協議会制度に基づく法定協議会を活用して検討体制の構築を図っている。

計画策定期限については、国が求める策定期限の34年度を想定するケースが多いが、都道府県構想の見直し等に合わせて前倒しする都道府県もみられる(埼玉県、香川県など)。

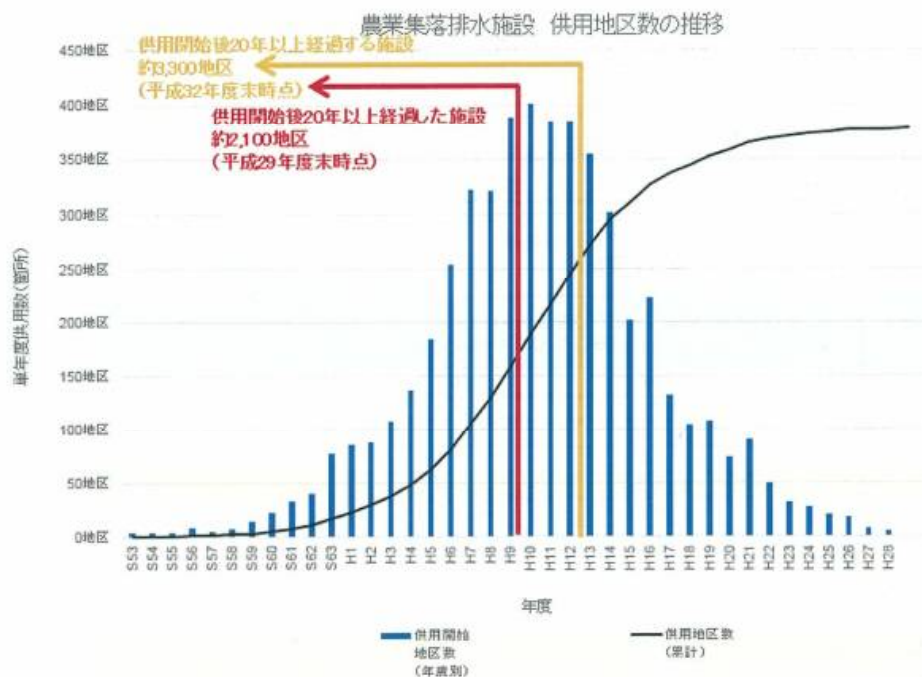
表－15 広域化・共同化計画に係る検討体制の構築状況(平成30年10月20日時点)

	検討体制の構築	策定予定年次	ブロック制
北海道	H30. 10. 22～11. 2(予定)	34年度	最低11ブロック
青森県	調整中		
岩手県	モデル県		10チーム
宮城県	H30. 7. 18	未定	想定する
秋田県	モデル県		6ブロック
山形県	H30. 10. 17		想定する
福島県	H30. 9. 12	未定	5方部
茨城県	H30. 6. 19	33年度	3ブロック
栃木県	H30. 10. 29(予定)	未定	想定する
群馬県	調整中(H30. 11以降予定)		5ブロック
埼玉県	H30. 4. 26	32年度	想定しない
千葉県	H30. 8. 3	34年度に公表	未定
東京都	調整中(H30. 10末以降予定)		
神奈川県	調整中(早ければ年内)		
新潟県	調整中(H30. 12予定)	未定	未定
富山県	H30. 10. 30(予定)	33年度	想定する
石川県	調整中(H30. 11予定)		
福井県	調整中		
山梨県	H30. 8. 20	34年度	想定する
長野県	調整中(H30. 11以降予定)		想定する
岐阜県	H30. 9. 13	未定	未定
静岡県	モデル県		4ブロック
愛知県	H30. 6. 26、6. 28、7. 6		想定する
三重県	H30. 9. 21	未定	9ブロック
滋賀県	H30. 7. 13	未定	想定する
京都府	H30. 10. 30(予定)	未定	未定
大阪府	H30. 8. 1		4ブロック
兵庫県	H30. 6. 19		想定しない
奈良県	H30. 7. 5	未定	未定
和歌山県	H30. 8. 30	未定	3ブロック程度
鳥取県	H30. 5. 28、5. 30、5. 31		3ブロック程度
島根県	モデル県		7ブロック
岡山県	H30. 7. 5	34年度	想定する
広島県	H30. 5. 14	未定	未定
山口県	H30. 7. 31	34年度	想定する
徳島県	H30. 5. 23	未定	未定
香川県	H30. 10. 19	31年度	未定
愛媛県	調整中(H30. 11予定)		
高知県	H30. 10. 23(予定)	34年度	想定する
福岡県	H30. 2. 20、8. 9	未定	未定
佐賀県	H30. 5. 18	32年度	未定
長崎県	H30. 7. 10	34年度	6エリア
熊本県	モデル県		7ブロック
大分県	調整中		
宮崎県	調整中		
鹿児島県	H30. 6. 22	34年度	想定する
沖縄県	調整中	未定	想定する

【出典：総務省、下水道財政のあり方に関する研究会第3回配付資料(平成30年8月20日)】

- 農業集落排水施設は平成9年～平成14年に供用開始された地区数が多く、農業集落排水の処理場(機械電気設備)は一般的に20年以上経過した時点より更新するケースが多いことを踏まえると、約7割が今後3年程度で更新期に直面するものと推計される。

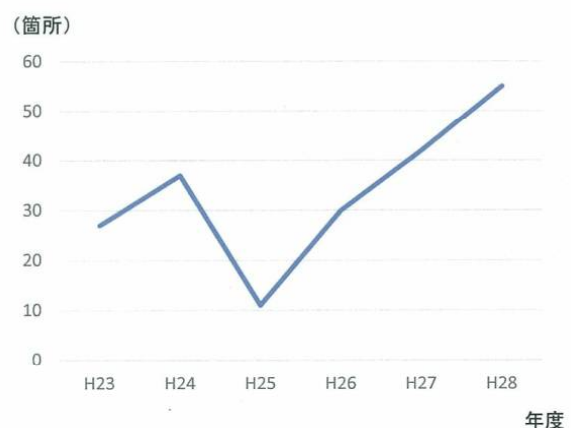
供用中の農業集落排水施設数は全国で約5,000施設。うち、平成29年度末時点で供用開始後20年以上経過した施設(要更新施設)は約2,100施設、今後3年で更に要更新地区となる数は約1,200地区(平成32年度末時点で約3,300地区)



- ここ20年で污水处理人口普及率は小規模市町村を含め、大幅に増加。こうした中、近年の広域化・共同化の手法として、接続管渠を敷設して、事業統合・施設統合するケースが徐々に増えてきている。

今後、農集等(農集、特環等)を中心に多くの処理場の更新期において、大規模改修または事業の統合等を選択することとなる。

各年度における 下水道と農集との接続箇所数の推移



【汚水処理施設の統廃合について】

【出典：2017年9月号月刊浄化槽(No. 497)の巻頭言】

平成29年3月に総務省から発表された「公営企業の経営のあり方に関する研究報告書」では、『公営企業で実施されている事業ごとの特性に応じて**事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等**及び**民間活用**という4つの方向性を基本として抜本的な改革を検討した結果、下水道事業は、住民生活に欠かせない公共性の高い事業であることから、引き続き公営企業としてサービスの継続的な提供を行う必要性が高い事業と結論づけ、事業の現状と課題を踏まえると、各事業者は、適切な汚水処理施設の選択や施設の統廃合などの「広域化等」や指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP／PFI方式などの「民間活用」を抜本的な改革として、検討することが必要である』と示されています。

確かに、同じネットワーク事業である水道事業では「広域化」に関する検討が各地で進んでいますが、総費用に占める元利償還費の割合が水道事業が4割であるのに対し下水道事業では7割と、**費用構成が大きく異なる**ことから水道事業ほどの経営改善効果が期待できません。また、以下に示すような観点からも、既設の集合処理施設は統廃合ではなく集水区域のスマートな縮小や個別処理への切り替えが必要なのではないのでしょうか。

まずは、平成27年度における**住宅の再建築率が8.4%**と低く、有収水密度が維持される可能性が低いこと。住宅の再建築とは既存の住宅の全部または一部を除却し、引き続き当該敷地内において住宅を着工することをいい、全新設住宅着工戸数に占める再建築に係る新設住宅着工戸数の割合を再建築率と定義され、その全国値は、昭和63年度の22.7%から減少傾向を示し平成26年度からは10%を割り込んでいます。

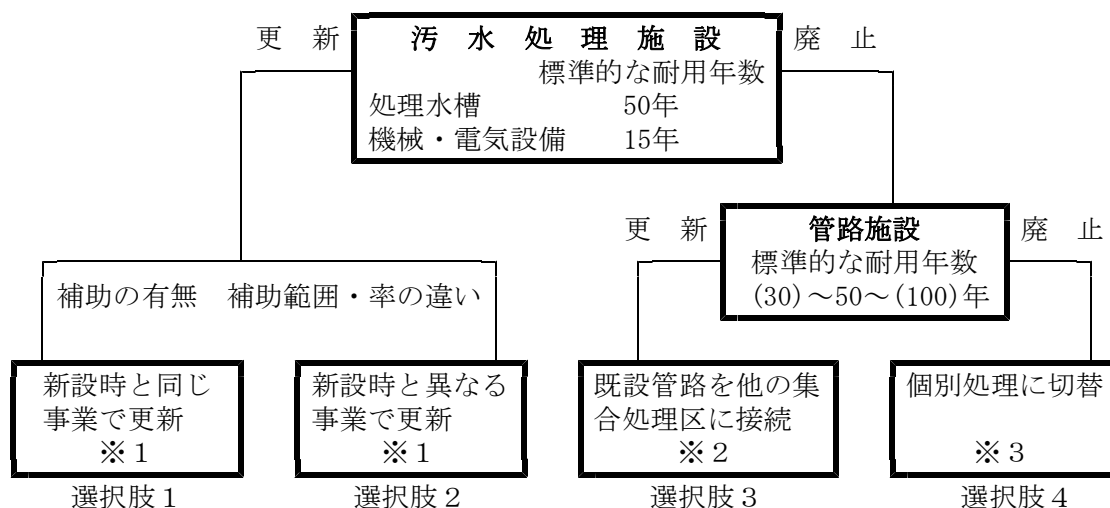
2点目に**集合処理施設の整備は既に過剰**であること。例えば、「人口集中地区(DID)の総人口に占める割合」と「下水処理人口普及率」を比較すると、2015年ではDID人口割合の68.3%に対し77.8%と約10ポイントも高い値で、このような逆転は2005年から始まっています。さらに都道府県別にみても、下水処理人口のみでは39都道府県、農業集落排水施設等を合わせると42都道府県では、既に集合処理施設の処理人口がDID人口よりも多くなっています。当然、将来推計人口に対しても過剰で、平成27年度末時点の整備量は、2040年推計人口に対して集合処理施設のみで0.96倍、浄化槽も含むと全体で1.07倍と全国的には生活排水処理施設の整備が概成した状態で、未整備区域では個別処理を選択し、集合処理区域では拡大から縮小にカジを切り替える時期に至っています。

3点目は**下水道使用料による経費回収率があまりにも低く、経営に持続がない**こと。例えば、平成27年度における集合処理施設の経費回収率100%以上は、公共下水道が267事業体(全体の22.8%)、特環下水道が95事業体(同13.2%)、農業集落排水施設等が60事業体(同5.0%)、合わせて422事業体と総数の13.6%で、特に事業規模が小さい特環下水道や農業集落排水施設等では使用料収入より多額の他会計からの操出に頼っているが現状です。なお、平成18年度から「分流式下水道等に用する経費」が新設されましたが、当該操出しは不採算経費に対するもので、経営状況をより明確化するための指標である経費控除前の経費回収率で100%以上は、公共下水道が104事業体(全体の8.9%)、特環下水道が14事業体(同1.9%)、農業集落排水施設等が8事業体(同0.7%)、合わせて126事業体と総数の4.1%でしかない状況です。平成27年度における不採算経費の総額は4,588億円、代替手段のある

汚水処理の分野で、同じような失敗を繰り返すことはできないのでしょうか。

最後に、下水道サービスの継続的な提供を目指すためには、既設の集合処理施設の更新を個別処理に切り替えるという選択を市町村がしやすくする必要があり、補助金等適正化法の改正はもちろんのこと、地元浄化槽関連業界が一体となってその受け皿(例えば窓口の一元化やICTの導入など)を整えることも急務と考えます。

【下水道サービスを持続的に提供するための選択肢】



※1：汚水処理施設は流入汚濁負荷量に合わせ処理能力の増強あるいは縮小

※2：管路施設は集水エリアに合わせ適宜更新(拡大・縮小)

※3：「市町村設置型」あるいは「個人設置型と維持管理組織を組み合わせ」

【費用構成比の状況(平成26年度地方公営企業決算状況調査)】

- 下水道事業は、多額の初期投資を必要とし、また、その回収に長期間を要する事業の性質上、他の公営企業と比べ、資本費(減価償却費、支払い利息等)が大きなウェイトを占めている。今後、施設の老朽化に伴う更新時期を迎えるため、資本費は引き続き大きなウェイトを占めることが見込まれる。

表-16 各公営企業における費用構成比の状況(平成26年度)

	職員給与費	支払利息	減価償却費	動力費	修繕費	受水費	原材料費	その他
全事業	24.9	6.6	27.1	2.4	3.7			35.3
下水道	4.6	15.3	54.8	3.4	3.2			18.7
水道	11.4	6.8	36.1	4.8	7.5	14.2		19.3
工業用水道	10.9	7.3	45.1	7.6	4.2			24.9
交通	26.1	13.1	35.6	5.0	6.5			17.8
電気	52.4	4.3	27.6	0.2	15.3			27.9
ガス	7.7	2.0	13.8		2.7		64.4	9.5
病院	46.1	1.8	7.6		0.8		19.8	23.9

【出典：公営企業の経営のあり方に関する研究会第3回目(平成28年6月30日)の配付資料3】

下水道整備区域内に浄化槽を

【出典：第10回市町村の下水道事業を考える首長懇談会、下水道協会誌、Vol. 54、No. 652、pp. 48～58、2017/02】

富士谷英正市長(滋賀県近江八幡市)

・・・略・・・

これからの自治体経営というのは、名張市長が言われたように、人口減少は誰しも否定することはできません。それに対応して財政的にどのような運営をしていくのかということと考えますと、瞬時に費用が要るのはやむを得ないけれども、エンドレスで費用が要るようなところにメスを入れるのが普通ではないかという観点から、ごみの問題、それと合わせて下水道。これをどうやっていくのかということのを常々考えているわけであります。

下水道の場合、人口減少もさることながら、地震、災害です。一番弱いのは下水道だと思っております。送水管も問題でしょうけれども、我々が入っています湖南中部というところは、琵琶湖の中に人口島をつくって、その上に処理施設をつくっております。地震が来たときに処理施設が倒壊したら全然使えない。公共下水道の場合は流域に入っていますから、処理施設が仮に倒壊したら全部使えなくなりますということを含めて、地域の地域の皆様方と話し合いをいたしました。今うちは、公共下水道の計画地はほとんどやめて、合併処理浄化槽、面的整備に切り替えているという状況でございます。

そこで問題は、それぞれの自治体が言われていますように、起債をしておりますから、まだ金利の高いところがございます。わずかな基金は預金をしておりますけれど、今はゼロ金利ですから、ほとんど利子につかない。一方、償還のほうの金利はまだ4%台がある。これは何とかしてもらわないと、政府が政策的にやったことで自治体が非常に対応に苦慮しているわけであります。これは国を挙げて対応策を考えていただきたい。是非これはお願いしたいというのがまず1点目であります。

それとあわせて、償還金と交付税でいただくのには差があります。その差をなくしていただきたい。人口減少の農村部のところはほとんど合併処理浄化槽がいいと思います。農排水も公共下水道につないでくれと言われておりますが、それより合併処理浄化槽をやったらどうですかということで、農排水のところも説明にいつているという状況であります。

公共下水道が完備されているところであったとしても、できれば合併処理浄化槽を希望される人はそれを認めていただけるような法律の改正をしていただけないかというのが2つ目です。

もう一つ、有人島の沖島は、琵琶湖の中にありますので、一番に水質浄化をやりまして、下水道も早くから敷設しているわけです。その更新時期がもう来ているわけです。増設とか新設は補助金があるそうですけれども、更新にはないようなことを私は担当から聞いておりまして、更新にも補助をいただきたい。

ぜひよろしくご対応をしていただければと思います。ありがとうございました。

第12回市町村の下水道事業を考える首長懇談会

(平成30年11月6日、ホテルルポール麹町3階「エメラルド」で開催)

【出典：下水道協会誌、Vol. 56、No. 676、pp. 47～58、2019/02】

熊谷泉(岩手県紫波町長)：平成29年度末の汚水処理人口普及率は93.2%

・・・前略・・・

私どものような小さな自治体では、**更新工事に必要な調査のほとんどを委託に頼っている状況です。その割合が事業費に対してかなり高い比率になっている**と思っています。特にアセットマネジメントの投資の平準化によって、耐用年数を超えて使用している施設に関しては、調査・計画等の諸条件を簡略化して、委託費にかかる費用低減と、短時間で効果的な更新工事が行われるような制度について検討をお願いしたと思います。

参考ですが、当町の浄化センターの長寿命化のために平成28年度か29年度に行った自変電設備の更新工事の詳細設計は、1,300万円かかっています。また、従来の長寿命化計画にかわり新たな更新計画として、**平成29年度の策定したストックマネジメント計画は、業務委託により3,500万円を要しました。この額は、当町の更新事業費約1億3,400万円に上乗せされた部分で、約30%近い金額を計画策定に要したわけ**であります。他の団体も同じ状況だと思います。

長期計画はしっかり策定しなければなりません、支援等の拡充もお願いしたいと思います。以上です。

伊東健吾(佐賀県吉野ヶ里町長)：平成29年度末の汚水処理人口普及率は99.9%

・・・前略・・・

下水道につきましては、私どもも老朽化対策を考え、特に維持管理の無駄をなくそうということで今取り組んでおります。不明水の問題もそうありますが、特に維持管理費の抑制ということで、**3つの農業集落排水を廃止して公共下水道につなぎました。これが一番事業効果があった**ということでございます。下水道統廃合により、農業集落排水処理に必要な経費が、年間5～6千万円の節約となり、農集排の汚水を受け入れる公共下水道の経費は増額となりますが、**それら両方の経費の差額により、年間3～4千万円の削減効果**が生まれ、今は非常に喜んでおります。これらは国土交通省の指導で今のような状況となっております。今後、できれば1ヵ所にしたいという気持ちを持っております。

それから不明水ですが、やはり**老朽化に伴いまして不明水が多くなっており、排水処理ができなくなったという現状**があります。これにつきましても、マンホールからの流入もあるかと思いますが、どちらにしましても無駄な経費を使わないということを前提に進めております。今後とも補助事業で応援していただければと思っています。我々の財政は起債も半分以下になっていますが、まだ残っております。**農業集落排水を廃止したとしても、起債が残っているという状況**でございます。老朽化対策に向けて頑張っていきたいと思いますので、ご支援のほど宜しく願いいたします。

- 持続可能な水インフラについて、平成30年11月14日付け環境新聞に「**住民が株主として運営会社の監視を**」との見出しで、福島隆則氏(三井住友トラスト基礎研究所 P P P・インフラ投資調査部長)は次のように述べています。

官民連携に絶対解なし最適解を地域で探るべき

上下水道インフラの持続にとって、そもそも官民連携は必要なのか

金融の立場から上下水道インフラを見たときの問題点は、**多くの自治体で健全な事業運営になっておらず、持続可能性にも難があることだ**。少子高齢化や人口減少を背景に歳入が減り、老朽化した施設の維持管理や更新にかけるお金がなくなってくる。純粋な管の事業は成立しにくく、必然的に民間に頼らざるを得なくなる。こうした点から、官民連携は必須と考える。

上下水道インフラの持続につながる官民連携のあり方とは

一言に官民連携といってもやり方はさまざまある。100%公共事業と100%民間事業の間が全て官民連携であり、公共よりの事業もあれば、民間よりのものもある。どこがよいのかはケースバイケースで、自治体によって異なって当然だ。最適解はあるが絶対解はない。

改正水道法でコンセッションが議論されているが、だからといって上水道はコンセッションで運営されなければならないとは思わない。選択肢の1つとして捉え、包括委託や第三セクター方式なども含め、住民や首長等と一緒に最適解を探るべきだ。

民間がインセンティブを持てる仕組みを

官民連携では民間資金の他に、民間ノウハウへ期待も大きい。民間の力を最大限に発揮できる状況にあるか

日本ではサービス購入型(公共サービスを提供した民間に対し自治体が対価を支払う)の P F I で**仕様発注が中心**となっており、民間ノウハウを発揮しづらい。性能発注であっても、パフォーマンスが低下したときに整備費に影響するほどのペナルティが課せられることはなく、ダイナミックに民間がインセンティブを持つ形になっていない。

海外の道路の維持管理で多用されるアベイラビリティペイメント(民の運営管理のパフォーマンスに対して官が対価を支払う)では、多くの審査項目を基に民は厳しくモニタリングされ、駄目なら減額、良好ならボーナスがもらえる。その仕組みを上下水道に取り入れて**性能発注とし、さらに入札でもバリエーションビット(官が決めた要求水準を上回る良いアイデアを民間が提案する)を導入すれば**、民間の創意工夫で提案できる領域が広がる。そうすればコンセッションをやらずとも、民間がよりインセンティブを持てるようになる。

「官がやっても値上げ」官に説明責任

民間に任せると料金が値上げされるという懸念が住民側にある。官民連携の足かせになるのでは

多くの自治体が政治的配慮から必要な値上げを行わず、不足分を税金で補填している。それを**きちんと説明しない**から、民間に任せると値上げされると誤解される。**実態を住民に説明するのが先**だろう。

上水道を民営化しようとする、住民の反対運動が起こることが多いが、非常に上手く対応している自治体もある。例えば、**官が運営し続けた場合の値上げ予想を示し、そ**

れをどれだけ押さえられるかを民間に競わせようとしている例がそうだ。

いずれにしても、値上げが見込まれているなら、官民連携の議論よりも前に説明しておくべきだろう。

もう一つの住民の懸念として、民間に任せると収益が重視されて管理のレベルが落とされるという声がある。民間が住民の信頼を得る方法とは

客観的なモニタリングの強化で一定の監視はできるが、住民の信頼を得るという意味では、民間企業の振る舞いがより重要になるだろう。水道に限らず、インフラを担う民間企業は、収益性と社会性という相反するものを両立させなければならない。どちらかに寄りすぎると齟齬が起こる。ただそれは、不可能でもない。バランス感覚を常に持っておくことが重要だろう。

海外では値上げやサービス低下などを理由に再公営化された例もある。日本で官民連携が必然だとするなら、その失敗をどう是正すればよいのか

一案だが、クラウドファンディングを通じて住民が運営会社に出資するということも考えられる。そうすれば、住民が株主として運営会社を監視できる。住民参加型の資金調達の仕組みは効果があると思う。

上下水道も、電気も、ガスも、通信も

上下水道における官民連携の今後の方向性は

長期的には、上下水道だけではなく、**さまざまなインフラを一緒に経営する方向**に向かうと考えている。一つの例がドイツのシュタットベルケ**(町の事業の意)**という仕組みだ。電気、ガス、上下水道、交通、通信などを一つの経営体が運営する。そうすることでスケールメリットが生かされ、**収入の安定性、コストダウン**にもつながる。そこでの収益は、過疎地のバス事業や高齢者の見守りサービスなど、**低収益だが社会性の高い事業に投資**できる。

国内では、浜松市や大津市などが模索し始めている。経済活動は自治体の境界に縛られる必要がないので、シュタットベルケの活動地域は市外、県外にも拡大できる。それが進めば広域化も進み、結果的に道州制へ発展することになるかもしれない。中核となるのは大手企業だろう。個々の事業を地域企業が担うことで、地域経済の活性化にもつながるはずだ。

- 平成30年11月28日付け環境新聞に「社会インフラをワンストップで提供」との見出しで、福田一美(JFEエンジニアリング常務執行役員)氏は次のように述べています。

JFEエンジニアリングは2014年、同社初の浄水場の運転管理業務「箱根地区水道事業包括委託」を神奈川県企業庁から受託した。水道供給施設の運転や保守点検、更新工事の発注・監督などに加えて、窓口業務や料金徴収などのお客様対応も含まれており、国内初の事業全体の運転委託として注目された。その経験を、今後の上下水道PPPにどう生かすのか。福田一美常務執行役員(環境本部アクア事業部・PPP事業部担当)に聞いた。

箱根地区の水道事業が始まってからの5年を振り返ると？

事業開始から2年目に大涌谷の火山活動が活発化した。設備への影響はなかったが、給水車の手配や職員の待機、初動対応の準備など、普通では考えられない得難い経験が

できた。飲み水を住民に供給するという仕事、そしてライフラインの重要性を改めて認識させられた

見えてきた課題は？

水源は湧き水が中心なので高度な浄化技術は必要ないが、山間部なので高低差があり、電気代はかかる。定住人口も少ないので、経営的には都市部よりハードルが高い。

しかし、管路の更新や設備投資も委託範疇に含まれ、4条予算(注：資本的収支。施設や設備への投資等)も計上できるので我々の自由度は高く、民間の発想を経営に生かしやすい。公共工事を年度末に集中させず、閑散期に行うことでスピードアップと効率化を図るなど工夫ができる。

責任は重いが、現場のやりがいはある。夏祭りなど地域のイベントにも積極的に参加し、地域の活性化を常に考えている。住民に評価されてこそ、顧客満足度につながる。我々の仕事の活性化が、地域の活性化につながるはずだ。

住民と接してきた経験を強みに

「顧客」とは、発注元の自治体のことか、それとも料金を払う住民のことか。

以前にごみ焼却場の運転管理を行うグループ会社の社長を務めていた。そこではお客様は2通りあった。契約先の自治体と、ごみを清掃工場に持ち込んでくる住民だ

上下水道の運転管理を受託する企業にとって、これまでの顧客といえば自治体だったが、本来であれば上下水道を利用する住民こそが真の顧客である。地域に望まれる上下水道を実現するには、顧客＝住民という発想の転換が求められる。

清掃工場では、持ち込まれたごみを計量する際に住民との接点が生まれる。ごみ焼却場の運転管理で多くの実績を積んでおり、住民こそがお客様という文化がグループ全体に根付いている。進出したばかりの水道分野においても、住民と接しながら仕事をしてきた経験は強みになる。

プラント中心にEPC(建設工事請負)の歴史が長い御社にとって、運営も担うPPPの位置付けは。

下水処理場や浄水場では、プラント設備の新設はほとんどない。そこをカバーするのが海外であり、もう一つの柱が事業運営のPPPだ。

国内の上下水道プラントは仕様書通りに建設すればよい場合が多いので、技術的なリスクは大きくない。運転管理の受託も、これまでは人材派遣業に近く、発注者の指揮系統の下で動いていたにすぎない。**運営を担っていくには、いかに設備を長持ちさせるか、電力消費を減らすか、CO₂発生量を減らすかなど、自ら考える会社が求められる。**部品交換しやすい設備を選ぶことも必要だろう。

そのニーズを受け止められる会社になりたい。リスクはあるが、責任感を持って付加価値の高いビジネスを提供していきたい。

上下水道PPPで重視する点は？

経営が厳しい自治体が増え、大都市は別として、各位自治体が個別の人材を確保できなくなる。**対応策としてダウンサイジング、広域化、そして民間活用が進むだろう。**

とりわけ人材の視点は重要だ。広域化の結果としてある町で水道事業が移管された場合、そこで働いていたのが官の職員なら別の業務につかざるを得ず、技術が失われてしまう。民間の社員なら別の場所の水道事業に配置転換すればよい。こうした人材の広域

化が重要であり、実現するには多くの現場を持つておく必要がある。人材を流動化できる職場環境を整え、社員の雇用を守ることが重要だ。

2017年に東京電力とのインフラサービス分野における戦略的アライアンスを締結した。異業種連携の今後は。

東京電力とは産業廃棄物処理から着手し、上下水道など他のインフラについては検討中だ。一方、先月、大津市がガス事業等の運営をコンセッション方式で民間委託した。受託したのは大阪ガスグループで、当社も構成員として加わっている。附帯業務として水道の漏水等の緊急対応や施設点検などが含まれており、そこを当社が手掛けている。

上下水道は地域密着型の事業なので、地域ごとに最適なパートナーと連携していくことになる。

電気、ガスなど他の社会インフラとの融合の可能性は？

当社には上下水道を始め、ごみ発電、バイオマス発電の事業もあり、石油のパイプラインや天然ガス受け入れ設備、LNGタンク、橋梁なども得意だ。社会インフラ系のビジネスの間口はかなり広い。**ワンストップサービスの対応**できるのは、当社の強みだろう。作るだけでなく、そこに運営も加えられる。

上下水道PPPの懸念要素は？

民間に任せて大丈夫か、という議論がついて回る。民間が住民の不安を打ち消すことができていないからだ。**地道によいパフォーマンスを継続して出すことで、理解を得る努力を続けるしかない。**

一方で、当社の強みをアピールすることも必要だ。長きにわたってインフラを作り、運転してきた。その歴史に加え、当社が手掛ける社会インフラには多様性がある。特に海外では、上下水道施設の設計から建設まで“プラントまるごと”を手掛けた実績も多い。フィリピンでは下水処理場で30カ所の実績があり、今もフィリピンで3カ所、ベトナムで2カ所、スリランカで1カ所、受注済プロジェクトが進行中だ。

「作る会社から運営する会社へ」の社員の意識改革は進んでいるか。

社員もすでに、作るだけで済むとは思わなくなっている。運営まで担うという意識は根付いた。1年前にはエンジニアリング事業のスローガンとして『くらしの礎(もと)を創るくらしの礎を担う』を掲げた。生活に必要な礎であるインフラを作り、それだけではなく運営もする。このベクトルをぶらすことなく、一丸となって**社会インフラのワンストップサービス**に磨きをかける。

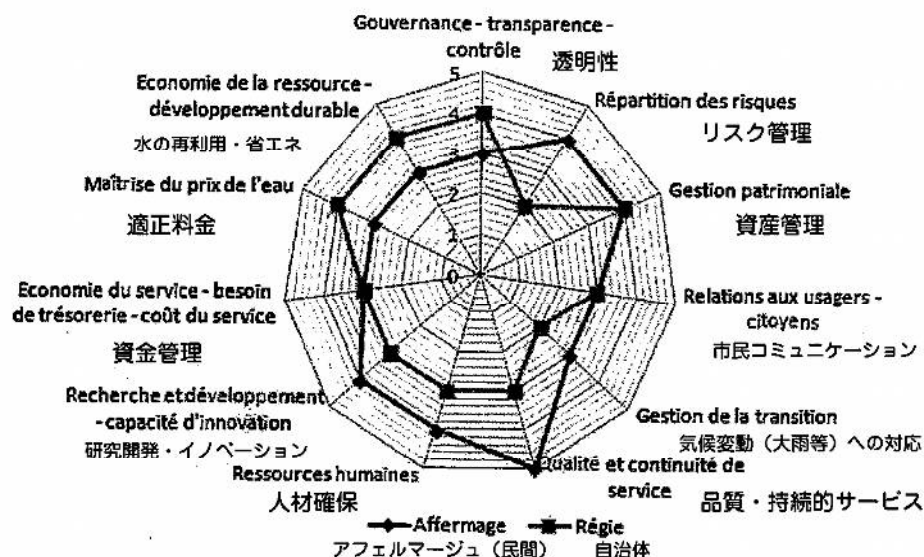
- 平成30年12月18日発行の下水道情報(No. 1883)に「日本下水道新技術機構・加藤裕之所長に聞くこれからの下水道PPPのあり方」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

・・・(略)・・・どの事例についてもいえることは、PPPの導入に当たって、官の良いところと限界を見極めることが大事だということです。その上で、民間の良いところを取り込むにはどのようなスキームがよいかを考えるべきです。・・・(略)・・・

■ **まずは「自己評価」を**

では、自治体がPPPの導入を検討するに当たって何をすべきか。私は、何よりも大事なことは「自己評価」だと考えています。PPPに期待できることは、決して「人材

確保」だけでなく、「地元活用」や「技術継承」、「イノベーション」、「透明性」など多様な視点があります。これらの視点について一つ一つ、官(自ら)と民のどちらが優れているかを考えていただきたい。そして、最もシンプルな考え方としては、自らが劣っている、民の方が優れていると判断した項目は民に任せる、民を利用することを考える。逆に、自らが優れていても、リスク回避といった観点から、あえて民を利用するという選択肢もありだと思います。



図ー2 フランス・ボルドー市における「自己評価チャート」(※仮訳入り)

このような考えに至ったのは、フランスのボルドー市の取組を聞いてからです。ボルドー市ではD S P (フランスにおけるコンセッションやアフェルマージュの総称)を導入しているのですが、その導入に当たり、いくつかの視点ごとに官と民の能力をそれぞれ5段階で評価した「自己評価チャート」を活用したそうです。

それを見ると、ボルドー市は「透明性」、「適正料金」などの項目では自らが優れていると判断していますが、「品質・持続的サービス」、「研究開発・イノベーション」、「リスク管理」などの項目では民間により高い得点を付けています。そして、この「自己評価チャート」をやったうえで、どの部分を民間に任せるかを決めていったそうです。このやり方は日本でP P Pを導入する際にも非常に有効になるのではないのでしょうか。

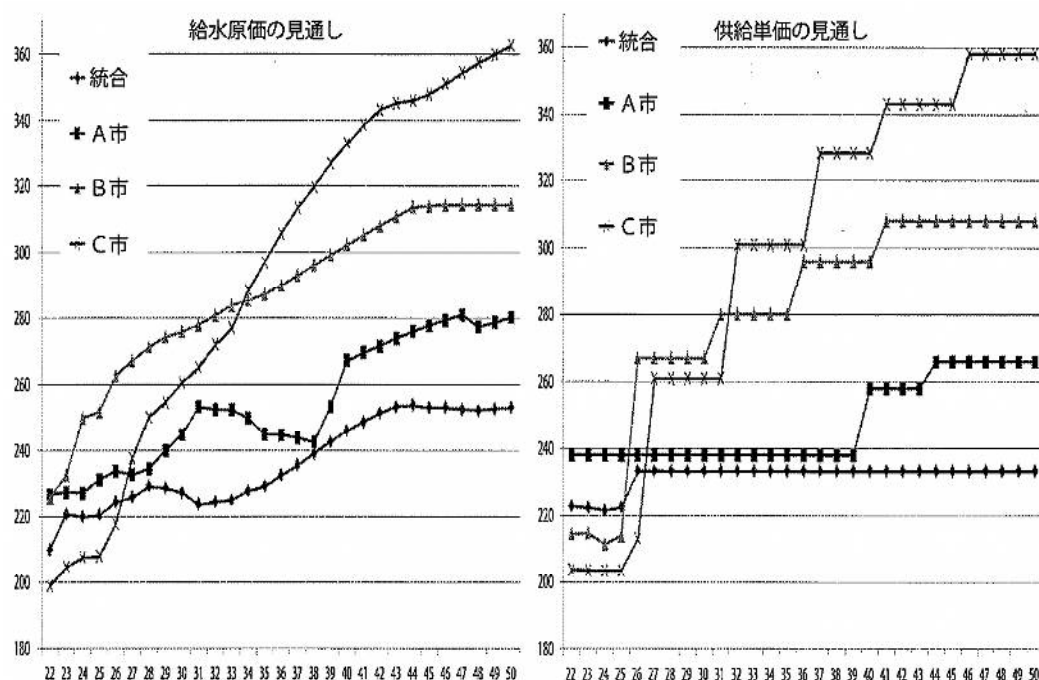
自分たちにはない能力やノウハウを持っている民間と組むという意識が大事だと思います。フランスのP P Pはまさにそうですから、フランスでは大都市でも、さらなる進化や工夫のためにP P Pを活用しています。

■ 広域化の本質は「意識の共有」と「知識の集合」

群馬東部水道企業団の事例からも分かるように、P P Pと広域化は密接な関係にあります。P P Pに関して「自己評価」をおすすめしましたが、では広域化に関してはまず何をすべきでしょうか。そのヒントを教えてくれたのが、岩手中部水道企業団でした。

同企業団は、北上市、花巻市、紫波町の3市町で構成された一部事務組合で、26年4月に設立されました。設立準備に携わった担当者によると、**広域化へ舵を切った最大の決め手が、市町村が今後も個別に事業を行うと給水原価や供給原価がどうなるか、30年先までの具体的なデータを見せ、危機意識を共有**したことだといいます。あわせて統合

した場合のデータも見せることで、広域化のメリットも一目瞭然になりました。示したデータが30年間分ということもポイントです。10年間という短期的視点ですと、変化がない市町もあるからです。



図－３ 岩手中部水道事業団における30年先の経営見通し(イメージ)

広域化のメリットとしては、もちろん施設のダウンサイジングや効率的な運営が可能になる点があげられます。ただ、もう一つ感じたのが、いろんな市町村の職員が集まることによる「知識の集合」という効果です。市町村ごとに得意分野・不得意分野はあります。しかし、それが結集することにより、お互いの強み・弱みを補完し合うことが可能です。広域化も結局、やるのは人です。その意味でも、「意識の共有」と「知識の集合」、この2つが広域化の本質だと思っています。

・・・(略)・・・

水道法改正の議論では、「管か、民か」という議論がありましたが、それぞれの自治体で、官と民のそれぞれに何ができて何ができないかをしっかり分析する必要があると思います。そして、分析した結果は、自治体ごとに異なるはずであり、市民や地域にとって最適なPPPの形は自治体の数だけあるはず、と考えています。

(4) 集合処理施設整備事業における地方債現在高の推移

表-17 公共下水道事業における地方債現在高の推移 (単位: 百万円)

公 共 下 水 道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	(A-D)/9 E	D/E 年	供用開始 後年
太宰府市	14,252	8,561	7,871	7,174	786	9	36
芦屋町	2,328	1,392	1,239	1,274	117	11	37
大野城市	21,033	14,196	13,377	12,202	981	12	41 ①
筑紫野市	14,170	10,571	9,990	9,476	522	18	35 ②
大刀洗町	6,331	4,776	4,539	4,264	230	19	15
岡垣町	8,002	6,100	5,786	5,492	279	20	28
春日市	17,556	14,095	13,420	12,661	544	23	40 ③
那珂川町	4,300	3,482	3,348	3,156	127	25	43 ④
粕屋町	12,073	10,212	9,742	9,263	312	30	24 ⑤
宇美町	9,494	7,712	7,581	7,377	235	31	23 ⑥
志免町	10,251	8,611	8,340	8,008	249	32	24 ⑦
豊前市	3,978	3,266	3,210	3,146	92	34	22 ⑧
北九州市	184,462	153,426	149,784	146,161	4,256	34	55 ⑨
糸島市	17,836	15,312	14,864	14,337	389	37	28 ⑩
福岡市	473,041	407,293	394,397	380,915	10,236	37	56 ⑪
篠栗町	7,930	6,721	6,551	6,452	164	39	22 ⑫
宗像市	11,875	11,240	10,440	9,743	237	41	48 ⑬
筑前町	12,787	11,546	11,065	10,607	242	44	18 ⑭
久山町	3,459	3,116	3,040	2,945	57	52	23 ⑮
柳川市	8,357	7,496	7,387	7,414	105	71	17 ⑯
みやこ町	443	437	415	395	5	75	15 ⑰
大牟田市	24,833	22,728	22,768	22,358	275	81	43 ⑱
小郡市	12,597	11,592	11,503	11,478	124	92	30 ⑲
古賀市	11,612	11,585	11,125	10,739	97	111	49 ⑳
飯塚市	12,124	11,922	11,755	11,509	68	168	48 ㉑
荏田町	5,106	5,088	4,952	4,910	22	225	16 ㉒
筑後市	7,270	7,342	7,188	7,016	28	249	12 ㉓
大川市	5,049	5,058	5,137	5,130	-9	-568	12 ㉔
行橋市	6,208	6,648	6,611	6,503	-33	-198	17 ㉕
久留米市	54,096	55,197	55,982	56,719	-291	-195	46 ㉖
遠賀町	2,912	3,132	3,162	3,162	-28	-114	15 ㉗
水巻町	5,834	6,244	6,398	6,547	-79	-83	23 ㉘
須恵町	5,829	6,646	6,712	6,711	-98	-68	22 ㉙
直方市	9,790	11,091	11,258	11,472	-187	-61	12 ㉚
吉富町	1,944	2,173	2,208	2,360	-46	-51	15 ㉛
鞍手町	3,434	3,926	4,075	4,200	-85	-49	15 ㉜
中間市	11,079	13,103	13,337	13,569	-277	-49	20 ㉝
八女市	5,415	6,946	6,908	6,884	-163	-42	12 ㉞
朝倉市	6,319	8,196	8,425	8,609	-254	-34	15 ㉟
新宮町	4,059	5,517	5,539	5,577	-169	-33	28 ㊱
福津市	10,766	15,370	15,198	14,915	-461	-32	50 ㊲
宮若市	1,706	2,321	2,449	2,500	-88	-28	12 ㊳
みやま市	1,137	1,608	1,814	1,873	-82	-23	23 ㊴
小竹町	0	1,071	1,213	1,300	-144	-9	6 ㊵
広川町	0	2,415	2,489	2,573	-286	-9	9 ㊶
築上町	0	723	789	859	-95	-9	6 ㊷
46事業体	1,053,077	937,202	915,377	891,934	17,905	50	

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

表－18 特定環境保全公共下水道事業における地方債現在高の推移(単位：百万円)

特 環 下 水 道	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	(A-D) /9 E	D/E 年	供用開始 後年
宗像市	3,075	0	0	0	342	0	廃止
芦屋町	25	15	14	12	1	8	24
糸島市	612	403	367	329	31	10	23
久山町	95	70	66	62	4	17	14
北九州市	15,665	12,158	11,412	10,644	558	19	23
朝倉市	3,215	2,657	2,632	2,654	62	43	21 ①
筑紫野市	601	624	592	562	4	131	30 ②
うきは市	11,279	11,471	11,015	10,562	80	132	23 ③
築上町	1,400	1,467	1,418	1,361	4	314	13 ④
福津市	1,237	1,066	1,158	1,216	2	524	17 ⑤
久留米市	2,217	4,253	5,080	5,868	-406	-14	11 ⑥
那珂川町	174	1,094	1,260	1,374	-133	-10	11 ⑦
太宰府市	0	291	308	309	-34	-9	9 ⑧
宮若市	0	499	574	617	-69	-9	3 ⑨
14事業体	39,595	36,068	35,897	35,571	447	80	

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

表－19 農業集落排水事業における地方債現在高の推移 (単位：百万円)

	平成20年 度 A	平成27年 度 B	平成28年 度 C	平成29年 度 D	(A-D) /9 E	D/E 年	供用開始 後年
大刀洗町	621	389	350	309	35	9	23
小竹町	258	152	141	130	14	9	22
うきは市	155	98	88	79	8	9	23
筑前町	1,379	907	834	756	69	11	25
豊前市	264	175	161	147	13	11	19
筑紫野市	2,116	1,411	1,301	1,186	103	11	23
八女市	903	622	579	535	41	13	22
飯塚市	224	154	144	134	10	13	18
直方市	1,082	741	694	651	48	14	19
みやま市	437	306	287	267	19	14	16
上毛町	483	342	321	300	20	15	18
遠賀町	950	682	636	593	40	15	21
岡垣町	722	530	500	469	28	17	16
みやこ町	400	343	302	262	15	17	28
朝倉市	3,807	2,821	2,669	2,525	142	18	20
須恵町	672	498	473	446	25	18	23
福岡市	1,422	1,019	991	1,001	47	21	23
行橋市	843	696	666	635	23	27	11
築上町	1,739	1,726	1,651	1,565	19	81	25 ①
久留米市	1,632	1,981	1,904	1,824	-21	-86	21 ②
古賀市	927	940	1,273	1,489	-62	-24	14 ③
荏田町	388	631	645	625	-26	-24	12 ④
糸島市	755	1,545	1,561	1,572	-91	-17	17 ⑤
23事業体	22,180	18,708	18,170	17,497	520	34	

【数値は平成20～29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

(5) 下水道会計への繰出

- 一般会計等から下水道事業会計に繰り出されていて、15年度の2兆1,718億円をピークに年々減少傾向ですが、平成29年度における一般会計繰出金は全国総額で前年度より106億円減の1兆7,408億円(うち5,561億円は公費で負担すべき雨水処理分)となっています。
- 下水道会計繰出金について、財務省の資料では『本来、使用料収入で賄うべき部分にまで多額の繰出金を投入することを前提としており、地方交付税で財源保障されている地方財政計画(地方の財源不足)の拡大要因となっている。その上、実際には、この引き下げられた割合の使用料回収すら十分に行われておらず、繰出基準外の繰出がさらに0.3兆円弱生じている状況。』と指摘しています。

また、総務省が平成28年1月に公開した経営戦略策定ガイドラインの「使用料改定に関する事項」の部分には「将来にわたって安定的に事業を継続して行くには、他会計からの繰入金に過度に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があること。(略)使用料収入ではなく、一般会計からの繰入(租税収入を財源とする。)により汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じること等を踏まえた上で、使用料の適正化を図ることが重要である。」と示されています。

- 整備済の下水道施設について、持続性のある経営を行うために必要な使用料について、住民や議員、行政がもっと真剣に議論すれば、今の使用料では足りないということになるはずで、やはり浄化槽の方が安いということを住民が理解できると思いますが。

ある公認会計士は「民間にはもう一つの財布などなく、利子付きで金を借り、売った金で借金を返す。下水道を使っていない人のお金まで流用しなければいけないなら、経営は成立していない。」と指摘しています。

- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」のなかで下水道事業に係る繰出金について、次のように述べています。

地方自治体の財政担当者からすると、基準財政需要額は標準的な経費であって、公営企業への繰出金についても基準財政需要額への算入分こそが繰出基準にかなう額であると誤解しがちですが、それはよくある誤解です。(略)下水道事業に係る繰出金の基準財政需要額への算入は、概算で5割程度です。下水道事業に限らず、たとえば同じ地方公営企業の病院事業についても、繰出基準のうち基準財政需要額への算入は5割程度です。(略)財政担当者の立場からすると、繰出通知に沿った額の繰り出しを行うと、基準財政需要額だけでは十分にカバーされないのが、基準財政収入額に算入されない地方税等である留保財源で対応せざるを得ません。しかし、税収に乏しい団体では、留保財源はほとんどありません。すなわち、地方税収が乏しく財政力指数が低い団体が、下水道整備を広く行って、さらに公立病院を持っていたとすると、留保財源対応の財政需要が留保財源を超えるので、それだけで財政運営が逼迫する要因となります。下水道整備が財政運営に厳しい結果をもたらすことは確かです。その一方で、財政担当者が交付税算入額以上は繰り出す必要がないと主張するのも、制度を無視して事業担当課にしわ寄せをしているところがあります。

表-20 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合

H29年度	地方税 A 百万円	下水道事 業会計繰 出額 B 百万円	B / A %	25年度		H29年度	B / A % (降順)	
				25年度	22年度			
北九州市	157,450	6,600	4.2	4.5	4.8	築上町	28.8	1
福岡市	293,380	21,123	7.2	7.8	8.6	筑前町	27.5	2
大牟田市	14,486	1,494	10.3	12.4	12.7	うきは市	25.0	3
久留米市	41,149	1,761	4.3	3.3	3.2	大刀洗町	20.6	4
直方市	6,645	896	13.5	12.3	10.3	吉富町	17.3	5
飯塚市	13,974	530	3.8	3.8	3.8	中間市	16.2	6
田川市	5,182	0	0.0	0.0	0.0	芦屋町	15.6	7
柳川市	6,429	500	7.8	8.1	8.5	岡垣町	14.5	8
八女市	6,899	575	8.3	7.5	7.0	小竹町	14.4	9
筑後市	6,197	557	9.0	7.8	6.7	直方市	13.5	10
大川市	3,879	255	6.6	5.4	3.7	水巻町	13.4	11
行橋市	7,813	517	6.6	6.0	6.5	朝倉市	13.2	12
豊前市	3,360	295	8.8	9.1	9.1	小郡市	12.0	13
中間市	4,004	647	16.2	13.4	10.2	宇美町	11.5	14
小郡市	6,647	796	12.0	9.5	9.1	鞍手町	11.5	15
筑紫野市	13,456	780	5.8	7.3	7.0	福津市	11.3	16
春日市	12,952	387	3.0	4.0	4.2	須恵町	10.6	17
大野城市	13,407	934	7.0	8.0	8.1	粕屋町	10.4	18
宗像市	10,260	656	6.4	7.4	7.6	大牟田市	10.3	19
太宰府市	8,206	555	6.8	7.1	9.0	糸島市	10.1	20
古賀市	6,875	570	8.3	6.8	5.6	遠賀町	9.1	21
福津市	6,240	708	11.3	13.5	16.2	筑後市	9.0	22
うきは市	2,928	733	25.0	21.3	19.5	豊前市	8.8	23
宮若市	4,859	253	5.2	5.2	4.3	篠栗町	8.5	24
嘉麻市	2,874	0	0.0	0.0	0.0	八女市	8.3	25
朝倉市	7,179	945	13.2	14.0	12.0	古賀市	8.3	26
みやま市	3,683	239	6.5	6.5	6.2	志免町	8.2	27
糸島市	9,428	949	10.1	13.1	13.0	久山町	8.1	28
那珂川町	5,930	31	0.5	0.6	0.9	柳川市	7.8	29
宇美町	3,593	412	11.5	12.2	12.5	福岡市	7.2	30
篠栗町	3,095	263	8.5	7.6	13.0	大野城市	7.0	31
志免町	5,388	443	8.2	8.5	7.8	みやこ町	6.9	32
須恵町	2,947	313	10.6	11.4	12.1	太宰府市	6.8	33
新宮町	4,682	258	5.5	4.9	6.0	大川市	6.6	34
久山町	2,209	180	8.1	9.5	9.5	行橋市	6.6	35
粕屋町	6,361	660	10.4	10.6	10.5	みやま市	6.5	36
芦屋町	1,245	194	15.6	13.5	19.2	宗像市	6.4	37
水巻町	2,536	340	13.4	12.0	12.1	筑紫野市	5.8	38
岡垣町	2,913	423	14.5	16.5	16.4	上毛町	5.6	39
遠賀町	2,060	187	9.1	8.7	9.3	新宮町	5.5	40
小竹町	820	118	14.4	16.0	11.0	宮若市	5.2	41
鞍手町	1,886	217	11.5	12.4	9.8	広川町	5.1	42
桂川町	1,163	0	0.0	0.0	0.0	香春町	4.5	43
筑前町	2,986	822	27.5	25.3	23.3	久留米市	4.3	44
東峰村	151	0	0.0	0.0	0.0	北九州市	4.2	45
大刀洗町	1,526	315	20.6	29.4	31.2	苅田町	3.9	46
大木町	1,424	0	0.0	0.0	0.0	飯塚市	3.8	47
広川町	2,484	126	5.1	6.1	4.8	春日市	3.0	48
香春町	925	42	4.5	3.6	2.3	那珂川町	0.5	49
添田町	681	0	0.0	0.0	0.0	田川市	0.0	50
糸田町	551	0	0.0	0.0	0.0	嘉麻市	0.0	51
川崎町	1,273	0	0.0	0.0	0.0	桂川町	0.0	52
大任町	390	0	0.0	0.0	0.0	東峰村	0.0	53
赤村	205	0	0.0	0.0	0.0	大木町	0.0	54

福智町	1,602	0	0.0	0.0	0.0	添田町	0.0	55
苅田町	8,202	319	3.9	5.5	5.2	糸田町	0.0	56
みやこ町	2,061	143	6.9	6.2	7.9	川崎町	0.0	57
吉富町	784	136	17.3	18.2	21.4	大任町	0.0	58
上毛町	744	42	5.6	5.2	5.4	赤村	0.0	59
築上町	1,579	454	28.8	25.0	16.8	福智町	0.0	60
60市町村	754,238	50,692	6.7	7.1	7.4	60市町村	6.7	
H25年度	722,378	51,120	7.1					

【数値の出所は、総務省、各年度の市町村別決算状況調】

表－21 市町村別の操出額と使用料収入との関係

H29年度	下水道会計 への操出額 百万円 A	雨水処理負 担金 百万円	下水道使用 料収入額 百万円 B	A－B 百万円	A／B
北九州市	6,600	5,959	14,335	-7,735	0.46
福岡市	21,123	15,191	28,069	-6,946	0.75
大牟田市	1,494	854	1,223	271	1.22
久留米市	1,761	244	4,390	-2,629	0.40
直方市	896	120	269	627	3.33
飯塚市	530	205	941	-411	0.56
田川市	0	0	0	0	—
柳川市	500	0	163	337	3.07
八女市	575	0	200	375	2.88
筑後市	557	0	258	299	2.16
大川市	255	1	95	160	2.68
行橋市	517	0	304	213	1.70
豊前市	295	10	142	153	2.08
中間市	647	5	410	237	1.58
小郡市	796	16	837	-41	0.95
筑紫野市	780	42	1,540	-760	0.51
春日市	387	142	1,562	-1,175	0.25
大野城市	934	153	1,472	-538	0.63
宗像市	656	72	1,503	-847	0.44
太宰府市	555	104	1,090	-535	0.51
古賀市	570	198	864	-294	0.66
福津市	708	46	679	29	1.04
うきは市	733	0	410	323	1.79
宮若市	253	0	35	218	7.23
嘉麻市	0	0	0	0	—
朝倉市	945	19	573	372	1.65
みやま市	239	0	254	-15	0.94
糸島市	949	84	1,013	-64	0.94
那珂川町	31	31	778	-747	0.04
宇美町	412	0	430	-18	0.96
篠栗町	263	13	441	-178	0.60
志免町	443	0	592	-149	0.75
須恵町	313	0	261	52	1.20
新宮町	258	42	390	-132	0.66
久山町	180	0	187	-7	0.96
粕屋町	660	17	684	-24	0.96
芦屋町	194	14	319	-125	0.61
水巻町	340	0	312	28	1.09
岡垣町	423	1	436	-13	0.97
遠賀町	187	0	238	-51	0.79
小竹町	118	0	19	99	6.21
鞍手町	217	0	83	134	2.61
桂川町	0	0	0	0	—
筑前町	822	24	420	402	1.96

東峰村	0	0	0	0	—
大刀洗町	315	0	238	77	1.32
大木町	0	0	0	0	—
広川町	126	0	120	6	1.05
香春町	42	0	115	-73	0.37
添田町	0	0	0	0	—
糸田町	0	0	0	0	—
川崎町	0	0	0	0	—
大任町	0	0	0	0	—
赤村	0	0	0	0	—
福智町	0	0	0	0	—
苅田町	319	39	260	59	1.23
みやこ町	143	0	87	56	1.64
吉富町	136	0	31	105	4.39
上毛町	42	0	17	25	2.47
築上町	454	0	133	321	3.41
60市町村	50,692	23,647	69,221	-18,529	0.73

【数値の出所は市町村別決算状況調と地方公営企業年鑑、総務省】

- 操出額よりも使用料収入額の多いのは、強調文字で表している北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、みやま市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、岡垣町、遠賀町及び香春町の24市町
- 市町村別、住民(日本人)1人当たりの下水道会計への操出額は、1万円で区分すると最頻値が「1万円超2万円以下」で、1,718市町村の平均が1.2万円、操出を実施している1,593市町村の平均が1.3万円、中央値が1.6万円、さらに、山梨県丹波山村が27.1万円と最も高く、次いで宮城県東松島市が22.1万円、北海道泊村が18.8万円、山梨県小菅村が18.7万円、東京都檜原村が13.0万円、岩手県釜石市が12.0万円、宮城県石巻市が11.0万円の順で、計7市村で住民1人当たりの操出額が10万円を超えています。

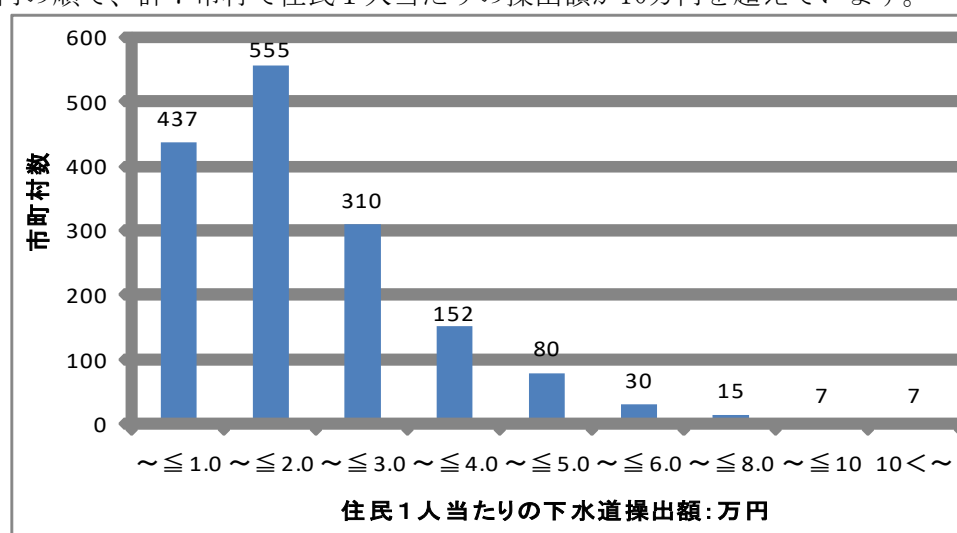


図-4 市町村別、住民(日本人)1人当たりの「下水道会計への操出額」(1,593市町村)
【数値の出所は、平成29年度市町村決算状況調(総務省)】

表-22 住民(日本人)1人当たりの下水道会計操出額(平成29年度)

上位50市町村 市町村名	住 民 数 人 A	操 出 額 百万円 B	B/A 万円/人	
山梨県丹波山村	575	156	27.1	1
宮城県東松島市	40,130	8,875	22.1	2

北海道泊村	1,668	314	18.8	3
山梨県小菅村	725	135	18.7	4
東京都檜原村	2,234	291	13.0	5
岩手県釜石市	34,440	4,123	12.0	6
宮城県石巻市	145,121	15,943	11.0	7
新潟県刈羽村	4,645	457	9.8	8
岩手県大槌町	12,016	1,096	9.1	9
東京都奥多摩町	5,198	458	8.8	10
福島県昭和村	1,290	112	8.7	11
宮城県松島町	14,410	1,214	8.4	12
岡山県美作市	28,002	2,253	8.0	13
新潟県湯沢町	7,979	640	8.0	14
福島県北塩原村	2,847	216	7.6	15
島根県知夫村	611	46	7.5	16
長野県川上村	3,894	285	7.3	17
鹿児島県三島村	382	28	7.2	18
岡山県和気町	14,260	959	6.7	19
山梨県山中湖村	5,680	382	6.7	20

地方税収入額に対する下水道事業会計操出額の割合

- ① 下水道事業会計への繰出が市町村財政に及ぼす影響について、地方自治体が住民に提供するサービスの財源の基本である「地方税」に対する「下水道事業会計への繰出額」の割合(以後、繰出割合と表す。)を算出してみました。

なお、市町村における歳入は、一般財源(使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源)と、特定財源(国庫補助金等、その使途が特定される財源)に大別され、一般財源の多い市町村は、それだけ自らの意志やプランによって住民への財やサービスを提供することができます。地方税が一般財源に占める割合は全国平均で70%弱(平成31年版地方財政白書(平成29年度決算67.4%))です。

- ② 平成29年度における繰出割合は、774市の加重平均で7.7%、819町村の加重平均で13.9%で、逡減傾向が認められ、その分布は図に示すとおりです。また、平成29年度における繰出割合が高い自治体は、下表に示すとおりです。

繰出割合は、全体の42%を占める664市町村が10%以下で、割合が高くなるに伴い市町村数が低下する傾向が認められますが、43市町村が50%超え、山梨県丹波山村(309.8)、宮城県東松島市(237.7)、山梨県小菅村(176.6)、東京都檜原村(140.1)、福島県昭和村(127.4)及び岩手県大槌町(105.4)の計1市1町4村の6自治体が100%超え(地方税<下水道繰出額)と人口減少が著しい地方自治体と震災復興事業実施自治体が高くなる傾向となっており、今後、**下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設が高い整備率の市町村において、企業の撤退や人口減少が進展すると、このような事象が起きると考えられます。**

なお、東日本大震災の被災地の市では震災前後の値を比較(平成29年度/22年度)すると、例えば宮城県東松島市が18.4%→237.7%と何と13倍にも跳ね上がっていますが、その理由は、公営企業に係る復旧・復興事業については一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例措置(当該繰出金についてはその全額を震災復興特別交付税により措置)によるものです。

表-23 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合(市区分のワースト50)

平成29年度		下水道会計 繰出額 A : 百万円	地方税収入 B : 百万円	A/B : %	参考値: A/B	
No.	ワースト50				平成25年度	平成22年度
1	宮城県東松島市	8,875	3,733	237.7	81.1(4)	18.4(106)
2	北海道歌志内市	192	203	94.6	111.8(2)	77.4(1)
3	岩手県釜石市	4,123	4,415	93.4	30.8(32)	5.6(610)
4	宮城県石巻市	15,943	18,072	88.2	35.4(17)	15.3(168)
5	岡山県美作市	2,253	3,203	70.3	75.3(5)	72.9(2)
6	島根県雲南市	1,743	4,142	42.1	44.2(9)	33.1(14)
7	北海道三笠市	376	895	42.0	55.1(6)	38.6(7)
8	新潟県村上市	2,805	6,697	41.9	35.7(15)	31.7(19)
9	岩手県宮古市	2,252	5,717	39.4	18.5(129)	15.6(161)
10	岩手県陸前高田市	697	1,777	39.2	84.4(3)	30.0(25)
11	宮城県岩沼市	2,550	6,648	38.4	134.0(1)	10.8(320)
12	新潟県魚沼市	1,549	4,076	38.0	41.0(10)	45.8(3)
13	新潟県佐渡市	1,957	5,213	37.5	35.6(16)	31.3(22)
14	兵庫県たつの市	4,014	11,082	36.2	37.6(13)	31.6(20)
15	兵庫県篠山市	1,817	5,099	35.6	32.4(24)	29.9(26)
16	兵庫県養父市	852	2,394	35.6	36.6(14)	35.4(10)
17	岐阜県海津市	1,500	4,254	35.3	30.1(33)	29.7(27)
18	岡山県備前市	1,773	5,079	34.9	39.1(11)	32.2(17)
19	北海道美唄市	726	2,100	34.6	33.1(22)	35.7(9)
20	長野県飯山市	890	2,589	34.4	38.9(12)	41.9(4)
21	岐阜県下呂市	1,602	4,707	34.0	32.4(24)	34.6(12)
22	広島県江田島市	834	2,507	33.3	35.1(18)	35.1(11)
23	岡山県新見市	1,167	3,528	33.1	34.4(21)	39.9(6)
24	宮城県塩竈市	1,911	5,822	32.8	49.4(7)	21.1(77)
25	兵庫県宍粟市	1,529	4,665	32.8	30.7(33)	28.1(35)
26	兵庫県南あわじ市	1,877	5,800	32.4	32.1(28)	27.9(36)
27	長野県東御市	1,274	4,051	31.5	26.7(45)	27.3(38)
28	京都府南丹市	1,311	4,198	31.2	32.4(24)	41.1(5)
29	滋賀県高島市	1,802	5,779	31.2	29.9(36)	31.3(21)
30	兵庫県西脇市	1,496	4,816	31.1	31.8(30)	29.4(29)
31	兵庫県淡路市	1,615	5,235	30.9	34.6(20)	33.9(13)
32	岐阜県飛騨市	1,034	3,459	29.9	28.2(42)	26.1(40)
33	石川県珠洲市	458	1,560	29.3	25.8(50)	22.3(62)
34	秋田県北秋田市	885	3,033	29.2	25.6(53)	23.3(55)
35	広島県安芸高田市	1,018	3,540	28.7	28.7(40)	27.8(37)
36	兵庫県相生市	1,231	4,327	28.4	32.1(28)	28.9(31)
37	秋田県由利本荘市	2,251	7,915	28.4	25.8(50)	24.7(47)
38	愛媛県八幡浜市	997	3,542	28.1	19.8(114)	12.1(268)
39	富山県南砺市	1,919	6,860	28.0	32.9(23)	31.8(18)
40	宮城県多賀城市	2,177	7,802	27.9	23.0(79)	17.9(113)
41	青森県平川市	676	2,426	27.9	34.9(19)	38.4(8)
42	山梨県北杜市	2,076	7,533	27.6	27.2(43)	25.3(43)
43	岡山県浅口市	980	3,558	27.5	29.2(38)	29.0(30)
44	秋田県にかほ市	754	2,760	27.3	24.5(61)	24.4(48)
45	秋田県大仙市	2,176	7,993	27.2	24.6(59)	22.3(63)
46	秋田県仙北市	731	2,712	26.9	26.1(48)	26.1(39)
47	兵庫県豊岡市	2,721	10,124	26.9	28.8(39)	32.3(16)
48	香川県さぬき市	1,468	5,461	26.9	24.9(57)	25.2(44)
49	石川県かほく市	1,100	4,143	26.6	22.6(85)	21.9(70)
50	岡山県真庭市	1,367	5,218	26.2	23.9(65)	22.1(67)

注) 繰出実施の774市の加重平均値: 7.7%(≒12,918億円/167,885億円)29年度

繰出実施の774市の加重平均値: 7.8%(≒12,948億円/166,093億円)28年度

【数値の出所は平成29年度市町村別決算状況調(総務省)】

表-24 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合(町村分のワースト50)

平成29年度		下水道会計 繰出額 A ：百万円	地方税収入 B ：百万円	A/B ：%	参考値：A/B	
No.	ワースト50				平成25年度	平成22年度
1	山梨県丹波山村	156	50	309.8	319.8(1)	280 (1)
2	山梨県小菅村	135	77	176.6	250.4(2)	220 (2)
3	東京都檜原村	291	208	140.1	136.2(5)	90.3(9)
4	福島県昭和村	112	88	127.4	142.9(3)	166 (3)
5	岩手県大槌町	1,096	1,040	105.4	41.9(89)	23.7(276)
6	島根県知夫村	46	49	93.9	139.6(4)	133 (4)
7	鹿児島県三島村	28	36	76.1	67.4(16)	62.9(29)
8	青森県佐井村	117	159	73.8	61.7(28)	54.4(44)
9	宮城県松島町	1,214	1,675	72.5	30.6(184)	23.4(281)
10	青森県新郷村	143	210	68.2	69.7(13)	57.8(35)
11	北海道古平町	141	210	66.9	53.8(41)	39.8(94)
12	北海道寿都町	159	237	66.8	70.8(12)	32.3(162)
13	島根県海士町	135	207	65.2	59.1(30)	120 (5)
14	長野県木島平村	267	412	64.8	66.5(20)	67.0(26)
15	長野県小川村	120	187	64.3	67.3(17)	88.4(11)
16	東京都奥多摩町	458	726	63.1	42.2(87)	38.9(101)
17	長野県佐久穂町	685	1,086	63.1	64.4(22)	67.3(25)
18	北海道初山別村	75	121	62.2	87.1(9)	69.5(19)
19	秋田県八峰町	347	571	60.7	66.2(21)	70.7(18)
20	鳥取県北栄町	852	1,411	60.4	53.7(42)	45.4(70)
21	岡山県和気町	959	1,588	60.4	66.8(19)	67.9(22)
22	長崎県小値賀町	98	164	59.9	95.4(8)	45.8(66)
23	鳥取県若桜町	143	244	58.8	82.3(10)	88.9(10)
24	島根県西ノ島町	178	307	58.0	49.2(52)	37.0(117)
25	愛媛県上島町	344	596	57.8	56.7(36)	68.9(21)
26	熊本県相良村	195	342	57.2	67.5(15)	61.8(31)
27	徳島県佐那河内村	110	195	56.6	62.4(27)	76.5(13)
28	鳥取県八頭町	743	1,330	55.8	63.2(25)	71.9(17)
29	鳥取県智頭町	393	722	54.5	49.5(50)	39.3(97)
30	福井県池田町	130	242	53.9	64.3(23)	93.9(8)
31	岩手県西和賀町	276	521	53.0	57.3(34)	48.5(61)
32	奈良県黒滝村	35	67	52.5	55.8(38)	50.2(54)
33	島根県邑南町	535	1,021	52.4	53.4(44)	57.5(37)
34	秋田県藤里町	116	223	51.9	42.3(86)	32.5(160)
35	島根県飯南町	258	500	51.7	47.8(57)	49.5(60)
36	北海道上砂川町	90	175	51.6	37.8(117)	32.6(159)
37	長野県根羽村	47	91	51.5	67.3(17)	113 (6)
38	鹿児島県宇検村	73	145	50.3	37.7(119)	39.2(98)
39	長野県青木村	202	406	49.6	51.4(47)	53.8(47)
40	石川県中能登町	838	1,690	49.6	44.8(72)	45.4(69)
41	鹿児島県大和村	47	95	49.5	27.5(218)	37.9(111)
42	青森県鶴田町	435	885	49.2	47.2(59)	38.7(104)
43	東京都新島村	166	341	48.7	46.6(63)	44.2(74)
44	北海道置戸町	153	316	48.3	54.5(39)	49.7(57)
45	福島県浪江町	349	722	48.3	117.1(6)	20.9(322)
46	京都府与謝野町	906	1,881	48.2	40.9(95)	35.4(134)
47	兵庫県香美町	833	1,758	47.4	53.5(43)	42.3(82)
48	島根県奥出雲町	580	1,228	47.2	42.6(84)	39.6(95)
49	山形県舟形町	227	485	46.7	43.1(80)	39.9(93)
50	岩手県野田村	163	349	46.6	64.0(24)	55.1(42)

注) 繰出実施の819町村の加重平均値：13.9%(≒1,918億円/13,764億円)29年度

繰出実施の819町村の加重平均値：14.4%(≒1,948億円/13,558億円)28年度

【数値の出所は平成29年度市町村別決算状況調(総務省)】

(6) 経費回収率など

- 福岡県下では、公営事業として汚水処理を、公共下水道で46事業体、特定環境保全公共下水道で13事業体、農業集落排水で23事業体、漁業集落排水で6事業体、小規模集合排水で1事業体、特定地域生活排水で5事業体、個別排水処理で3事業体、合わせて97事業体で実施しています。

表-25 汚水処理事業における水洗化率、施設利用率、有収率など(平成29年度)

事業体名	事業	水洗化率 % (昇順)	供用開始後年		事業体名	事業	施設利用率 % (昇順)	有収率 %
小竹町	公共下水	35.0	6	1	小竹町	公共下水	0.0	100.0
宮若市	特環下水	43.7	3	2	宮若市	特環下水	0.0	100.0
築上町	公共下水	45.6	6	3	宮若市	公共下水	0.0	100.0
吉富町	公共下水	50.6	15	4	太宰府市	特環下水	0.0	86.5
苅田町	農業集落	51.2	12	5	広川町	公共下水	0.0	85.6
古賀市	農業集落	54.9	14	6	筑後市	公共下水	0.0	85.6
宮若市	公共下水	55.1	12	7	八女市	公共下水	0.0	85.6
飯塚市	農業集落	56.1	18	8	福津市	特環下水	0.0	82.7
行橋市	農業集落	60.4	11	9	直方市	公共下水	0.0	101.3
築上町	農業集落	62.9	25	10	鞍手町	公共下水	0.0	98.3
太宰府市	特環下水	64.0	9	11	那珂川町	特環下水	0.0	89.2
広川町	公共下水	64.1	9	12	北九州市	特環下水	0.0	100.0
大川市	公共下水	66.8	12	13	中間市	公共下水	0.0	98.3
みやま市	公共下水	67.5	23	14	岡垣町	漁業集落	0.0	100.0
久留米市	特環下水	68.0	11	15	久山町	特環下水	0.0	100.0
筑後市	公共下水	68.2	12	16	大刀洗町	公共下水	0.0	90.7
上毛町	農業集落	69.6	18	17	須恵町	公共下水	0.0	95.3
大牟田市	公共下水	71.0	43	18	水巻町	公共下水	0.0	100.0
八女市	公共下水	73.4	12	19	筑紫野市	特環下水	0.0	100.0
柳川市	公共下水	74.5	17	20	遠賀町	公共下水	0.0	100.0
苅田町	公共下水	74.7	16	21	小郡市	公共下水	0.0	88.2
福津市	特環下水	75.6	17	22	朝倉市	公共下水	0.0	90.7
みやこ町	農業集落	76.2	28	23	宇美町	公共下水	0.0	95.1
直方市	公共下水	76.3	12	24	久山町	公共下水	0.0	95.3
鞍手町	公共下水	76.3	15	25	志免町	公共下水	0.0	95.3
直方市	農業集落	76.7	19	26	粕屋町	公共下水	0.0	95.3
豊前市	公共下水	76.9	22	27	篠栗町	公共下水	0.0	93.1
小竹町	農業集落	77.6	22	28	太宰府市	公共下水	0.0	88.3
うきは市	特環下水	78.4	23	29	筑紫野市	公共下水	0.0	86.9
福津市	公共下水	78.9	50	30	那珂川町	公共下水	0.0	89.3
朝倉市	特環下水	79.0	21	31	春日市	公共下水	0.0	88.3
築上町	特環下水	79.2	13	32	大野城市	公共下水	0.0	90.3
那珂川町	特環下水	79.5	11	33	芦屋町	特環下水	0.0	88.8
行橋市	公共下水	79.9	17	34	築上町	公共下水	14.8	100.0
八女市	個別排水	81.1	21	35	古賀市	農業集落	22.5	69.7
朝倉市	農業集落	81.4	20	36	吉富町	公共下水	26.0	99.2
糸島市	農業集落	81.6	17	37	北九州市	漁業集落	28.8	95.9
北九州市	特環下水	81.8	23	38	糸島市	特環下水	30.3	82.3
筑前町	公共下水	82.1	18	39	岡垣町	農業集落	32.5	100.0
久留米市	農業集落	83.1	21	40	苅田町	農業集落	32.7	96.2
中間市	公共下水	84.5	20	41	新宮町	漁業集落	35.0	100.0

岡垣町	漁業集落	84.5	15	42	行橋市	公共下水	36.7	98.0
久山町	特環下水	85.9	14	43	八女市	農業集落	37.4	100.0
遠賀町	農業集落	86.1	21	44	飯塚市	農業集落	37.6	100.0
大刀洗町	公共下水	87.5	15	45	上毛町	農業集落	37.6	100.0
みやま市	農業集落	87.7	16	46	福岡市	漁業集落	40.4	93.4
飯塚市	公共下水	88.0	48	47	みやま市	特定地域	40.7	100.0
みやこ町	公共下水	88.0	15	48	糸島市	個別排水	41.6	100.0
須恵町	公共下水	88.2	22	49	芦屋町	公共下水	42.6	88.7
豊前市	農業集落	88.8	19	50	須恵町	農業集落	45.9	97.8
岡垣町	農業集落	88.9	16	51	直方市	農業集落	46.1	91.2
水巻町	公共下水	89.1	23	52	豊前市	公共下水	46.2	94.1
福岡市	農業集落	89.2	23	53	那珂川町	個別排水	47.0	100.0
八女市	農業集落	89.3	22	54	宗像市	漁業集落	47.5	88.8
福岡市	漁業集落	89.8	33	55	八女市	個別排水	50.0	100.0
筑紫野市	特環下水	89.9	30	56	飯塚市	公共下水	51.2	84.8
遠賀町	公共下水	90.1	15	57	大川市	公共下水	51.9	90.7
小郡市	公共下水	90.4	30	58	小竹町	農業集落	51.9	100.0
久留米市	公共下水	91.1	46	59	福岡市	農業集落	52.4	67.7
筑前町	農業集落	91.9	25	60	みやま市	農業集落	53.4	75.2
岡垣町	公共下水	92.3	28	61	古賀市	公共下水	53.5	78.6
須恵町	農業集落	92.5	23	62	遠賀町	農業集落	53.7	100.0
朝倉市	公共下水	93.2	15	63	岡垣町	公共下水	54.3	92.4
古賀市	公共下水	93.3	49	64	糸島市	漁業集落	55.6	97.4
筑紫野市	農業集落	93.3	23	65	築上町	農業集落	55.7	100.0
大刀洗町	農業集落	93.5	23	66	朝倉市	小規模集	56.3	66.4
宇美町	公共下水	93.7	23	67	久留米市	農業集落	56.7	100.0
久山町	公共下水	93.7	23	68	朝倉市	農業集落	57.0	62.9
糸島市	特環下水	95.0	23	69	柳川市	公共下水	57.2	90.2
新宮町	公共下水	95.1	28	70	新宮町	公共下水	57.3	91.9
うきは市	農業集落	95.7	23	71	福岡市	公共下水	58.0	83.1
志免町	公共下水	95.9	24	72	朝倉市	特環下水	59.5	71.9
粕屋町	公共下水	96.0	24	73	糸島市	農業集落	59.7	81.6
糸島市	公共下水	96.1	28	74	築上町	特環下水	61.5	100.0
篠栗町	公共下水	96.5	22	75	みやこ町	公共下水	61.7	100.0
みやま市	特定地域	96.7	15	76	行橋市	農業集落	62.2	100.0
太宰府市	公共下水	97.6	36	77	みやこ町	農業集落	63.7	100.0
朝倉市	特定地域	98.3	20	78	大牟田市	公共下水	64.0	86.7
筑紫野市	公共下水	98.4	35	79	久留米市	特環下水	64.4	83.9
宗像市	漁業集落	98.7	34	80	うきは市	特環下水	64.4	100.0
宗像市	公共下水	98.9	48	81	うきは市	農業集落	64.9	100.0
那珂川町	公共下水	98.9	43	82	久留米市	公共下水	66.9	88.2
春日市	公共下水	99.2	40	83	苅田町	公共下水	68.0	95.7
芦屋町	公共下水	99.2	37	84	福津市	公共下水	68.9	82.7
福岡市	公共下水	99.6	56	85	筑前町	農業集落	69.0	90.0
北九州市	公共下水	99.7	55	86	筑紫野市	農業集落	70.5	60.3
大野城市	公共下水	99.7	41	87	糸島市	公共下水	75.4	83.4
芦屋町	特環下水	100.0	24	88	香春町	特定地域	76.8	100.0
北九州市	漁業集落	100.0	18	89	北九州市	公共下水	78.5	76.8
糸島市	漁業集落	100.0	26	90	豊前市	農業集落	80.4	69.0
新宮町	漁業集落	100.0	36	91	宗像市	公共下水	85.5	84.8
朝倉市	小規模集	100.0	14	92	大刀洗町	農業集落	89.2	100.0
久留米市	特定地域	100.0	17	93	筑前町	公共下水	99.1	90.0
うきは市	特定地域	100.0	15	94	朝倉市	特定地域	99.7	100.0

香春町	特定地域	100.0	14	95	久留米市	特定地域	100.0	100.0
糸島市	個別排水	100.0	13	96	うきは市	特定地域	100.0	100.0
那珂川町	個別排水	100.0	6	97	みやま市	公共下水	100.2	83.8

【数値の出所は平成29年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-26 評価指標の算出方法とランク分け

経費回収率(%) = ([使用料収入] / [汚水処理費]) × 100			
全国加重平均値(控除後)	Aランク	Bランク	Cランク
公共下水道：91.2%			
特環下水道：58.5%	100%以上	80%以上100%未満	80%未満
水洗化率(接続率)(%) = 現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口 × 100			
全国加重平均値	Aランク	Bランク	Cランク
公共下水道：94.0%			
特環下水道：77.6%	95%以上	90%以上95%未満	90%未満
施設利用率(%) = 現在晴天時平均処理水量 / 現在処理能力(晴天時) × 100			
	Aランク	Bランク及びCランク	
施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量 / 計画1日最大汚水量」の比率を上回るか、同じであること。		施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量 / 計画1日最大汚水量」の比率を下回ること。	

(出典：(公社) 日本下水道協会、下水道経営改善ガイドライン、H26.06/18)

表-27 汚水処理事業における経費回収率と地方債残高(平成29年度)

事業体名	事業	経費回収率：%			一般家庭使用料 円		事業体名	事業	地方債残高 千円/人
		控除前 (昇順)	控除後	維持管理			(昇順)		
小竹町	公共下水	7.7	13.0	13.0	4,100	1	糸島市	漁	64
福岡市	農業集落	10.5	30.7	30.7	2,602	2	那珂川町	公	66
北九州市	漁業集落	11.2	17.9	17.9	2,207	3	みやこ町	農	82
築上町	公共下水	12.1	28.2	28.2	5,400	4	芦屋町	公	92
福岡市	漁業集落	13.3	19.3	19.3	2,602	5	久留米市	特	101
宮若市	特環下水	14.7	20.1	21.8	3,672	6	太宰府市	公	101
苅田町	農業集落	15.9	25.6	25.6	3,460	7	筑紫野市	公	102
朝倉市	小規模集	17.9	33.7	33.7	4,320	8	宗像市	公	104
宮若市	公共下水	18.2	29.0	35.9	3,672	9	春日市	公	112
うきは市	農業集落	18.3	36.9	36.9	3,348	10	みやま市	特	114
古賀市	農業集落	20.7	26.3	43.5	2,770	11	芦屋町	環	118
久山町	特環下水	21.8	86.7	86.7	2,940	12	香春町	特	118
須恵町	農業集落	22.1	58.2	58.2	2,800	13	八女市	個	119
筑紫野市	農業集落	22.2	51.8	51.8	3,300	14	うきは市	特	121
飯塚市	農業集落	22.5	57.1	57.1	4,320	15	大野城市	公	122
吉富町	公共下水	22.8	65.9	65.9	3,110	16	宗像市	漁	136
豊前市	農業集落	22.9	89.0	89.0	3,240	17	北九州市	公	155
糸島市	特環下水	27.0	42.2	42.2	3,580	18	筑紫野市	環	170
大刀洗町	農業集落	27.0	74.4	74.6	3,465	19	志免町	公	175
直方市	農業集落	28.8	45.3	49.9	3,885	20	朝倉市	特	176
みやま市	農業集落	29.6	52.3	52.3	3,635	21	那珂川町	個	190

北九州市	特環下水	30.7	30.7	407.7	2,207	22	大刀洗町	農	193
宗像市	漁業集落	31.7	35.7	35.7	3,073	23	飯塚市	公	193
遠賀町	農業集落	31.9	53.9	76.0	3,348	24	岡垣町	公	193
直方市	公共下水	32.0	50.5	61.9	3,455	25	粕屋町	公	200
鞍手町	公共下水	33.3	88.4	96.6	3,024	26	うきは市	農	201
みやま市	公共下水	33.6	69.9	69.9	3,635	27	小郡市	公	207
八女市	農業集落	33.7	98.1	98.1	3,800	28	遠賀町	公	209
糸島市	漁業集落	33.9	53.5	53.5	3,580	29	新宮町	公	209
筑前町	農業集落	34.0	75.1	75.1	3,780	30	小竹町	農	212
新宮町	漁業集落	34.2	47.5	47.5	3,240	31	篠栗町	公	213
上毛町	農業集落	34.3	50.7	58.4	5,830	32	古賀市	公	215
大川市	公共下水	35.1	88.6	88.6	4,000	33	みやま市	農	216
豊前市	公共下水	35.8	100.6	117.1	3,240	34	糸島市	公	220
久留米市	特環下水	35.8	100.0	152.0	3,034	35	宇美町	公	226
うきは市	特定地域	36.1	45.1	45.1	2,592	36	新宮町	漁	231
糸島市	個別排水	36.9	50.0	50.0	3,580	37	久留米市	公	238
八女市	公共下水	37.0	85.8	85.8	3,855	38	遠賀町	農	240
うきは市	特環下水	37.3	98.1	112.6	3,348	39	福津市	公	246
柳川市	公共下水	37.8	100.0	138.6	3,390	40	福岡市	公	250
久留米市	農業集落	39.0	84.7	84.7	3,672	41	築上町	農	255
朝倉市	農業集落	41.0	79.4	79.4	4,320	42	みやこ町	公	256
筑後市	公共下水	42.9	56.4	84.5	3,850	43	水巻町	公	259
筑前町	公共下水	44.7	100.0	109.0	3,780	44	筑紫野市	農	262
小竹町	農業集落	45.7	90.6	90.6	6,910	45	苅田町	公	274
糸島市	農業集落	46.6	100.1	112.1	3,580	46	豊前市	農	275
朝倉市	特環下水	46.7	72.3	72.3	4,320	47	筑前町	農	282
中間市	公共下水	48.4	85.1	104.5	3,056	48	糸島市	個	283
行橋市	農業集落	48.8	95.3	111.0	5,860	49	須恵町	公	286
行橋市	公共下水	50.2	81.7	143.7	3,460	50	飯塚市	農	301
大刀洗町	公共下水	50.9	98.4	101.4	3,465	51	大牟田市	公	304
築上町	農業集落	52.0	100.0	111.4	5,400	52	大刀洗町	公	306
みやこ町	公共下水	55.1	78.6	78.6	3,670	53	上毛町	農	308
みやこ町	農業集落	55.1	82.4	82.4	3,670	54	豊前市	公	322
広川町	公共下水	56.2	84.6	84.6	3,845	55	久留米市	農	322
芦屋町	特環下水	56.8	71.9	109.0	3,402	56	福岡市	漁	331
築上町	特環下水	57.3	100.0	152.0	5,400	57	広川町	公	332
筑紫野市	特環下水	57.5	100.0	105.6	3,300	58	岡垣町	農	342
朝倉市	特定地域	57.6	65.1	70.2	4,320	59	行橋市	農	356
福津市	特環下水	58.4	98.1	156.9	2,916	60	久山町	公	357
須恵町	公共下水	59.6	99.6	128.5	2,800	61	糸島市	農	358
八女市	個別排水	60.2	81.7	81.7	3,800	62	朝倉市	農	369
岡垣町	農業集落	62.1	100.0	135.6	3,090	63	直方市	農	373
久留米市	特定地域	62.6	80.4	80.4	4,320	64	うきは市	環	387
朝倉市	公共下水	63.2	100.1	102.3	4,320	65	築上町	環	387
水巻町	公共下水	64.4	99.6	104.8	3,402	66	筑前町	公	398
苅田町	公共下水	64.4	100.0	162.7	3,460	67	筑後市	公	402
遠賀町	公共下水	66.2	91.7	121.8	3,348	68	岡垣町	漁	410
新宮町	公共下水	67.1	91.6	133.4	3,240	69	中間市	公	425
古賀市	公共下水	68.8	98.7	213.0	2,770	70	行橋市	公	431
福津市	公共下水	69.0	101.5	161.9	2,916	71	朝倉市	環	493
宇美町	公共下水	70.2	100.0	169.5	3,150	72	苅田町	農	508
香春町	特定地域	70.6	94.7	94.7	4,320	73	鞍手町	公	536
岡垣町	漁業集落	71.4	100.0	136.0	3,090	74	朝倉市	公	563

小郡市	公共下水	74.4	96.1	126.9	3,510	75	八女市	公	568
みやま市	特定地域	74.8	93.5	93.5	4,320	76	糸島市	環	569
久山町	公共下水	78.6	91.6	199.8	2,940	77	大川市	公	572
篠栗町	公共下水	78.9	96.6	169.6	2,970	78	福津市	環	577
芦屋町	公共下水	80.8	100.0	156.1	3,402	79	柳川市	公	600
粕屋町	公共下水	81.8	91.2	126.6	2,700	80	みやま市	公	618
志免町	公共下水	87.8	100.0	152.2	2,613	81	福岡市	農	628
久留米市	公共下水	93.8	99.0	257.0	3,034	82	須恵町	農	628
飯塚市	公共下水	95.9	100.0	290.9	3,033	83	古賀市	農	665
北九州市	公共下水	97.2	97.2	242.1	2,207	84	築上町	公	674
大牟田市	公共下水	97.5	100.0	272.1	4,039	85	吉富町	公	686
那珂川町	個別排水	100.0	100.0	122.9	3,340	86	久留米市	環	700
那珂川町	特環下水	100.2	100.2	497.4	3,340	87	直方市	公	731
大野城市	公共下水	101.1	101.1	198.1	2,899	88	八女市	農	756
筑紫野市	公共下水	102.9	102.9	169.6	3,300	89	北九州市	漁	775
宗像市	公共下水	105.2	105.2	230.2	3,073	90	久山町	環	800
岡垣町	公共下水	105.7	105.7	174.3	3,090	91	那珂川町	環	818
春日市	公共下水	110.5	110.5	224.3	3,110	92	宮若市	公	856
那珂川町	公共下水	118.4	118.4	193.1	3,340	93	北九州市	環	921
糸島市	公共下水	122.4	122.4	256.2	3,580	94	太宰府市	環	1,019
福岡市	公共下水	125.2	125.2	269.0	2,602	95	宮若市	環	1,227
太宰府市	特環下水	149.0	149.0	240.7	3,034	96	朝倉市	小	1,331
太宰府市	公共下水	164.8	164.8	235.1	3,034	97	小竹町	公	1,976

公：公共下水、環：特環下水、農：農業集落、漁：漁業集落、小：小規模集合、
特：特定地域生活排水、個：個別排水

【数値の出所は平成29年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

○ 分流式下水道等に用する経費の操出の基準

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する**資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額**とする。

表－28 市町村別の分流式下水道等に用する経費 単位：百万円

平成29 年 度	公 共 下 水 道	特定環境 下 水 道	農 業 集 落	漁 業 集 落	小規模 集 合	特 定 地 域	個 別 排 水	合 計
北九州市				10				10
福岡市			102	54				156
大牟田市	31							31
久留米市	231	122	111			34		498
直方市	282		28					310
飯塚市	40		13					53
田川市								
柳川市	268							268
八女市	291		19				1	310
筑後市	144							144
大川市	164							164
行橋市	209		31					240
豊前市	244		21					264

中間市	365							365
小郡市	254							254
筑紫野市		28	108					136
春日市								
大野城市								
宗像市				13				13
太宰府市								
古賀市	377		12					388
福津市	302	18						320
うきは市		651	13			8		673
宮若市	61	9						70
嘉麻市								
朝倉市	173	59	100		2	23		357
みやま市	58		20			54		132
糸島市		14	55	2			2	73
那珂川町							0	
宇美町	182							182
篠栗町	103							103
志免町	82							82
須恵町	170		22					192
新宮町	154			4				157
久山町	34	4						37
粕屋町	86							86
芦屋町	75	1						76
水巻町	172							172
岡垣町			13	5				18
遠賀町	89		33					122
小竹町	25		16					41
鞍手町	156							156
桂川町								
筑前町	472		62					534
東峰村								
大刀洗町	204		54					258
大木町								
広川町	72							72
香春町						41		41
添田町								
糸田町								
川崎町								
大任町								
赤村								
福智町								
苅田町	139		20					159
みやこ町	13		38					51
吉富町	89							89
上毛町			16					16
築上町	44	38	67					150
計	5,853	945	974	87	2	161	3	8,024

林業集落と簡易排水を実施している事業体はない。

- 全事業の総額は4,778億円(平成29年度)(平成28年度は4,816億円)
- 「分流式下水道等に用する経費」は、平成18年度に新設されましたが、当該操出しは**不採算経費**に対するもの【数値の出典は平成29年度地方公営企業年鑑】

○ 経費回収率について

経費回収率とは、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標です。

下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費すべてを使用料によって賄うことが原則であることから、経費回収率は下水道事業の経営を最も端的に表している指標といわれています。

この指標の影響因子について、「平成26年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では次のように解説しています。『事業別・類型別使用料等の概況をみると、供用開始後年数が小さいほど、回収率は小さくなっている。これは、供用開始後間もない事業体においては、有収水量が少なく、汚水処理費の多くを賄えない状況にあるためと思われる。このような事業体では、汚水処理費すべてを使用料の対象経費とすると、その結果、使用料が著しく高額となるため、過度的に使用料の対象とする資本費の範囲を限定している場合がある。しかし、汚水処理費については、経費の負担区分に基づき一般会計等が負担する経費を除き、維持管理費、資本費にかかわらず、使用料対象経費とすべきことが原則である。よって、有収水量の確保を図ることにより、早急に資本費を使用料対象経費とするよう努めるべきである。また、供用開始後間もない団体にあっても、少なくとも維持管理費は使用料により回収すべきである。経費回収率(維持管理費)が100%を下回っている団体は、早急に、組織の簡素合理化、定員管理の適正化、業務の民間委託等を推進することにより、経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図ることにより、回収率の向上に取り組む必要がある。』

また、(公益社団法人)日本下水道協会が平成26年6月18日に公表した「下水道経営改善ガイドライン」では、経費回収率(控除後)について、**使用料の適正な設定等の観点から、80%未満を早急に改善が必要なCランクに設定**しています。

さらに、伊藤氏は2017年4月号の下水道協会誌(pp. 61～68、Vol. 54、No. 654)に「下水道経営の現状・課題について」との見出しで、次のように述べています。

経費回収率(=使用料単価/(汚水処理原価(維持管理)+汚水処理原価(資本))の各構成要素の推移を見ると、**使用料単価は漸増傾向、汚水処理原価(維持管理)は横ばいで推移しているのに対し、汚水処理原価(資本)は減少傾向にある。**

これを経費回収率の改善(変化率)に対する要因別の寄与度として分析すると、**汚水処理原価(資本)の減少が経費回収率の改善の主な要因**となっていることが確認できる。

資本費減少による寄与度は、特に平成18年～20年度が大きく、**操出基準の見直し(平成18年度における分流式下水道に係る操出基準の創設等)や、補償金免除の繰上償還(平成19～24年度)**の影響と考えられる。また、平成26年度の寄与度も比較的大きいが、同年度の公営企業会計基準の見直しにより、**みなし償却制度が廃止されており、収益計上された長期前受金戻し入れは経費回収率算定の際の費用から控除されるため、地方公営企業法を適用している事業における経費回収率改善の要因の一つとなったことが影響している**と推測される。なお、**使用料収入も経費回収率改善に寄与している年が多いが、その割合は大きくなく、悪化させる方向に寄与している年もある。**また、**維持管理費については、寄与度は大きくないが、平成21年を除き、経費回収率を悪化させる方向に寄与している。**(略)

人口規模別に経費回収率についてみると、小規模な団体ほど低く、規模が大きい団体は

ど高い傾向にあること、その主な要因としては、**汚水処理原価が小規模団体ほど高い傾向**になること(特に、**維持管理費**についてその傾向が顕著であること)が確認できる。この背景としては、下水道事業における**規模のメリット**の存在とともに、**小規模団体ほど供用開始後経過年数が短い傾向**にあり、事業の立ち上がり期においては処理区域全体が接続できる状態には至っていないため、一般的に汚水処理原価が高く厳しい経営環境にある、という下水道事業の特性が指摘できる(例えば、1万人未満の団体の供用開始後経過年数が平均18年であるのに対し、政令指定都市のそれは平均約46年である)。・・(略)・・

以上紹介したとおり、おおよその傾向として、人口規模が小さく、供用開始後経過年数が少ない団体にあつては、経営状況はより厳しいものとなっている。これらの団体では、下水道整備途上であるため使用料収入の増加が続いているところも多いと思われるが、将来的に概成した暁には、節水傾向や人口減少の影響を受けて使用料収入が減少に転じることとも想定される。他方、人口規模が大きく概成済の団体では、現在の経営状況は比較的良好であるものの、使用料収入が横ばいまたは漸減傾向となる中で、**維持管理費の増加や今後の更新需要の急増**にいかに対応するかが課題となっていると考えられる。

このように、健全な経営を確保することはいずれの団体にとっても引き続き取り組むべき課題と考えられる一方で、**使用料水準、経費回収率ともに、平均より低い水準にある団体には、近年使用料の改定がなされていない団体が多い状況にあり、適切な下水道使用料の設定という点では依然不十分な状況にある**といえる。

平成29年度における**控除前経費回収率**の最頻値は、公共下水道が「40%超60%以下」、その他の事業が「20%超40%以下」であり、主な事業の平均値を降順で並べると、公共下水道が84.0%、特定地域生活排水処理事業が47.3%、特環下水道が39.7%、農業集落排水事業が29.2%、と公共下水道以外は低い状況です。

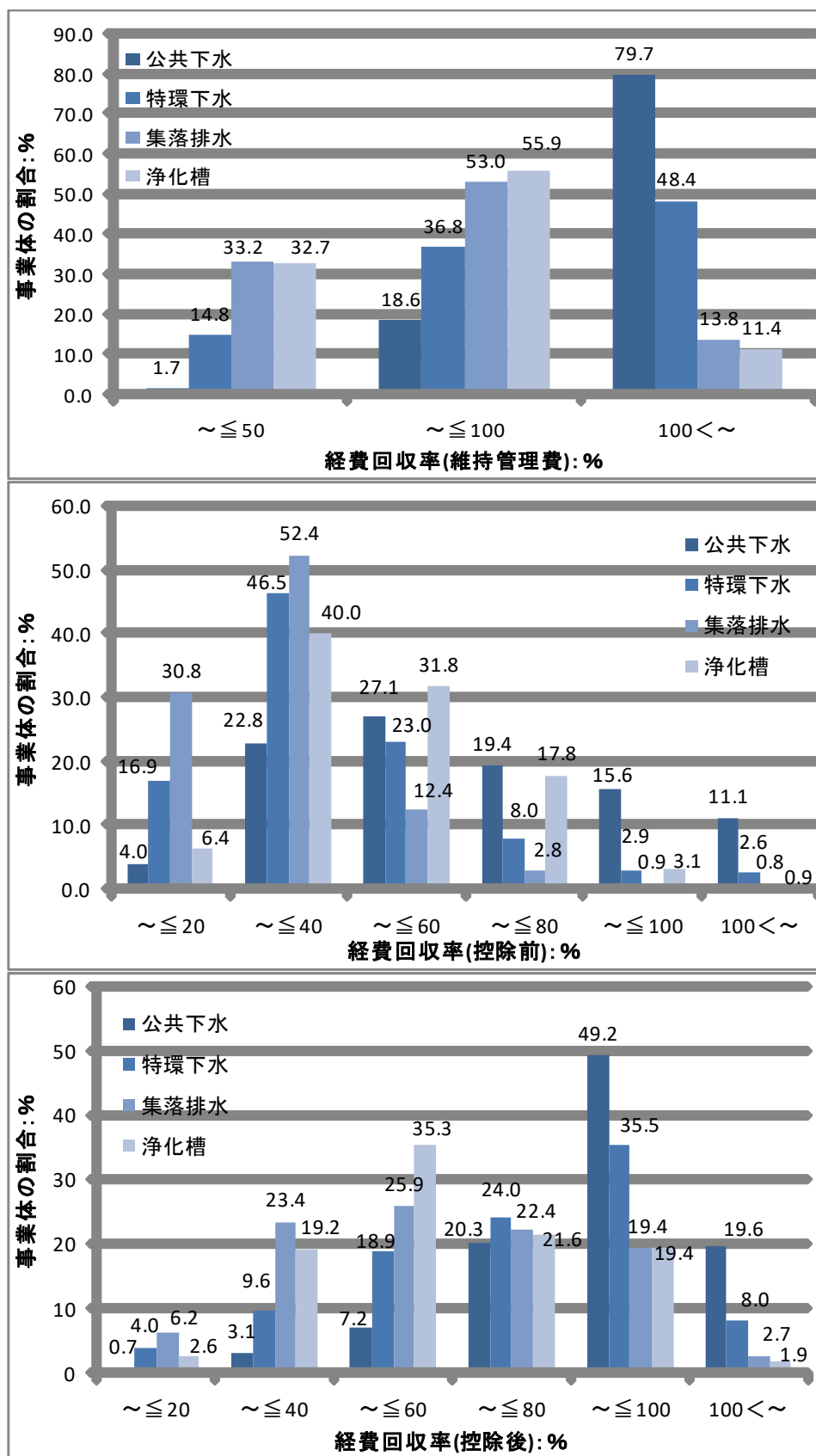
経費回収率が100%以上と必要経費が賄えているのは、公共下水道が132事業体(全体の11.3%)、特環下水道が20事業体(同 2.8%)、農業集落排水施設等が9事業体(同 0.8%)、浄化槽事業が5事業体(同 1.2%)、合わせて**166事業体と総数の4.7%**でしかない状況です。

一方、控除後経費回収率は、各事業とも控除前に比べ1～2階級高くなり、主な事業の平均値を降順で並べると、公共下水道が101.3%、特環下水道が75.6%、農業集落排水事業が60.6%、特定地域生活排水処理事業が59.7%、となります。また、100%以上は、公共下水道が359事業体(全体の30.6%)、特環下水道が135事業体(同18.7%)、農業集落排水施設等が75事業体(同 6.3%)、浄化槽事業が25事業体(同 5.9%)、合わせて594事業体と総数の**16.9%**まで増加しますが、それでもまだまだ低い状況と思いませんか。

さらに、経費回収率(維持管理費)が100%を下回り、総務省からイエローカードが出されている事業体は、公共下水道が238事業体(全体の20.3%)、特環下水道が371事業体(同51.5%)、農業集落排水施設等が1,029事業体(同86.1%)と、合わせて1,638事業体(同53.0%)もあります。

○ 農業集落排水施設等とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水処理施設及び小規模集合排水処理施設を合わせたもの。浄化槽事業とは、特定地域生活排水処理施設と個別排水処理施設を合わせたもの。

○ 控除前とは、資本費から「分流式下水道等に要する経費(不採算経費)」を控除する前(本来)の経費回収率を表す。



図ー 5 事業別の経費回収率の分布

【数値の出所は、総務省「平成29年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

(7) 経営比較分析表における全体総括

【総務省、平成29年度版は平成31年2月28日公表】

1) 福岡県

① 流域下水道

平成32年度までに策定を予定している経営戦略の中で、今後見込まれる改築費等の増嵩を踏まえ、建設費の優先順位付けや平準化、維持管理費の削減に取り組むこととしている。

2) 北九州市

① 公共下水道

現在、平成28～32年度までの経営戦略に基づき、事業を実施しています。

経営目標は、「安全・安心で質の高いサービスを提供し、現行料金を維持する」とし、順調に推移しています。

今後も、人口の減少、節水意識の高まりや節水機器の普及などにより、下水道使用料収入は減少傾向が続くと予想されます。また、処理人口普及率が99.8%と概成しており、今後も普及拡大による大幅な下水道使用料収入の増加は期待できません。一層の経費節減や増収対策に取り組む必要があります。

また、資産については、長寿命化に努めていく必要があります。

引き続き、経営戦略に基づき事業を実施し、経営目標の達成を目指してまいります。

② 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、公共下水道と一体で事業運営を行っており、現在、平成28～32年度までの経営戦略に基づき、事業を実施しています。

経営目標は、「安全・安心で質の高いサービスを提供し、現行料金を維持する」とし、順調に推移しています。今後も、人口の減少、節水意識の高まりや節水機器の普及などにより、下水道使用料収入は減少傾向が続くと予想されます。また、処理人口普及率が99.8%と概成しており、今後も普及拡大による大幅な下水道使用料収入の増加は期待できません。一層の経費節減や増収対策に取り組む必要があります。

また、資産については、長寿命化に努めていく必要があります。

引き続き、経営戦略に基づき事業を実施し、経営目標の達成を目指してまいります。

③ 漁業集落排水事業

経営改善にあたっては、適正な料金収入の確保が必要となりますが、本事業の使用料は、「①公共下水道と同一の目的、同一の行政サービスであるため公共下水道より使用料が高額になると、利用者の理解を得難く、同一行政サービスの地域間格差が生じることで、市民に不公平感を与える。②上水道事業においても、本土・離島の区別なく同一料金となっている。」等の理由により、本土の下水道料金と同一料金としており、本事業分のみの単独値上げは困難です。

よって、老朽化した施設の機能を保全し、ランニングコストの低減化や施設の長寿命化を図ることが経営改善に繋がるものと考えます。

3) 福岡市

① 公共下水道

経営の健全性・効率性を表す指標は、類似団体と比較すると概ね良好に推移しており、現在の経営の状況は健全であるといえます。

管渠については、類似団体ほど老朽化が進んでいないために更新量が低いことから、現状では経営の負担とはなっていないものの、今後、施設全体の老朽化の進行にあわせた改築(更新・長寿命化)の対応が、経営上の重要課題となることが予想されます。

したがって、将来に亘っても下水道サービスの提供を安定的に継続するため、今後の改築(更新・長寿命化)費用増大を見据えて中長期的な視野で事業運営に努めます。

② 農業集落排水事業

集落排水事業の経営状況については、収益的収支比率が減少傾向であり、経費回収率も類似団体平均より低い状況にあります。老朽化に伴う排水処理施設の機器更新のため、新規の市債発行が当面続くことから、今後も減少傾向が続くものと思われます。

今後、経営手法の見直しや維持管理費などの歳出の縮減等について検討し、経営の健全化・効率化に向けた取り組みを行っていく必要があります。

③ 漁業集落排水事業

集落排水事業の経営状況については、収益的収支比率が低い水準であり、経費回収率も類似団体平均より低い状況にあります。老朽化に伴う排水処理施設の機器更新のため、新規の市債発行が当面続くことから、今後も減少傾向が続くものと思われます。

今後、経営手法の見直しや維持管理費などの歳出の縮減等について検討し、経営の健全化・効率化に向けた取り組みを行っていく必要があります。

4) 大牟田市

① 公共下水道

経常収支比率は100%を超えており、平成27年度に累積欠損金を解消し、健全な経営状況と言える。現在は、普及率の向上を目指し、整備を進めているところであり、投資費用を賄うため、水洗化の普及促進に努めるとともに、更なる経営努力が必要であると考えている。

5) 久留米市

① 公共下水道

本市の公共下水道事業は、現在も未普及地区の整備を実施していることから、健全性や効率性を表す指標は、類似団体平均を下回っているものもある。

今後は、人口減少による使用料収入の減少が見込まれる一方で、施設の老朽化が進むことにより更新需要が増加していくことから、経営環境はより厳しいものとなっていくと予想される。将来にわたって安定的な経営を行うためには、中長期的な視点に立った経営計画のもと、経営改善の取り組みを実施し、健全経営を行っていく必要がある。

② 特定環境保全公共下水道

本市の特定環境保全公共下水道事業は、平成20年に供用開始し、現在も整備区域の拡大を進めているところである。供用開始から10年近くが経過し、近年は水洗化率の上昇など指標は改善傾向にあるものの、健全性・効率性を示す指標は類似団体を下回

っているものも多く、厳しい経営状況と言える。

また、今後は、人口減少による使用料収入の減少が見込まれる一方で、施設の老朽化が進むことにより更新需要が増加していくことから、経営環境はより厳しいものとなっていくと予想される。

将来にわたって安定的な経営を行うためには、中長期的な視点に立った経営計画のもと、経営改善の取組みを実施し、健全経営を行っていく必要がある。

③ 農業集落排水事業

平成26年度まで新規整備を実施してきたため、企業債（地方債）の負担が大きい状況であるが、事業の整備も終了後は、健全性・効率性を示す指標は改善傾向にある。今後も水洗化の向上を目指し改善に努めていく。

しかし、将来的には、人口減少により使用料収入の減少が見込まれ、施設の老朽化への対応も必要となってくることから、経営環境は厳しさを増していくため、経営の効率化を進める必要がある。

④ 特定地域生活排水処理事業

類似団体と比較すると相対的には経営状況は良好であると言えるが、**今後は公共下水道事業の進行に伴い、事業規模は減少していくものと見込まれる**ため、更なる健全経営に努める必要がある。

また、事業の計画期間が、平成32年度までとなっていることから、平成32年度以降の事業のあり方についての検討が必要となってくる。

6) 直方市

① 公共下水道

本市における下水道建設事業は、現在、管渠の整備を行っており、管きよの延伸にともなう適正な料金収入の確保を図らなければならない。

また、将来発生する設備の老朽化に対する維持管理にかかる財源の確保や人口の減少にともなう料金収入の減少など中・長期的な視点での経営計画を行う必要がある。

② 農業集落排水事業

健全な経営を行うため水洗化率を向上させるとともに、維持管理費の削減、運営体制等を見直し費用の削減を図る。また平成31年度より法適用予定のため、適正な減価償却費計上による将来の施設老朽化に伴う改築等の財源確保・投資計画・経営戦略策定を行う必要がある。

7) 飯塚市

① 公共下水道

経営の健全化・効率化については、経常収支比率・流動比率・経費回収率で類似団体平均値を上回っており、現時点では概ね健全な状況です。しかし、施設利用率・水洗化率では類似団体平均値を下回っており、引き続き、水洗化率向上の取り組みが必要であると考えられます。

老朽化の状況については、有形固定資産減価償却率が類似団体平均値を上回っていることから推測できるように、今後は管渠及び各施設の老朽化に伴う更新時期に入っていきます。その中でも、安定的な経営が継続できるよう、現在策定中のストックマネジメント計画を基に計画的な更新を行っていきます。

② 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農村の生活環境の改善、農業用排水及び河川上流域における水質保全など多様な目的を有しており、経済性の観点のみから進められるようなものではありませんが、健全な経営を行う必要があります。

具体的な方針としましては、定期的な設備メンテナンスを行うことによる営業費用の削減に取り組むとともに、使用料改定の検討と戸別訪問など水洗化普及活動の推進による水洗化人口及び有収水量の増加を目指していくものです。また、2019年度に行う機能診断及び最適整備構想の策定を基に、計画的な処理設備の維持管理に努めます。大規模改修を行うに当たっては多額の費用を要することから、その時点での市債未償還金額等との比較検討を行い、施設存続が不利な場合は、他の処理方法で対応することも含めて検討していきます。

8) 柳川市

① 公共下水道

収益的収支は右肩上がりとなっているが、今後も健全な経営を進めていくために、事業規模の検討や適切な施設の維持補修、維持管理費の削減、未接続者の取り組みに努めていく必要がある。

9) 八女市

① 公共下水道

近年の人口減少や生活様式の多様化など、下水道経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、平成28年度に策定した「八女市下水道経営戦略」に基づき事業経営に努めていく。

特に、接続助成制度を活用し早期の接続促進に取り組み、有収水量を増やすことで使用料収入を増加させ、安定的な事業継続を図る。

また、平成32年度から公営企業会計へ移行することにより、財政状況など経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組んでいく。

② 農業集落排水事業

過疎化が進み料金収入が減少し厳しい経営状況になるが、引き続き委託費・維持管理費等の軽減に努め、経費回収率の改善に繋げたい。

③ 個別排水処理事業

同上

10) 筑後市

① 公共下水道

今後も引き続き、建設投資と地方費の償還に多額の費用を要することとなるため、世代間負担の平準化に配慮した投資と財源確保の計画的運用が重要となります。

整備においては、整備効率の高い地区を検証しながら計画実施していくと同時に、供用開始区域における接続をさらに促進させ、使用料収入及び汚水流入量の増加を図っていく必要があります。これにより、汚水処理原価の低下、経費削減が見込めます。そのため、地元説明会の開催や戸別訪問、各種イベント等により、下水道事業への住民の理解を広めると共に、補助金や融資制度の周知を行う等早期接続に向けた取り組みを展開し、平成31年度からは地方公営企業法を一部（財務規定）適用して経営状況

を正確に把握し、平成32年度には経営戦略の見直しを行い、経営の健全化・安定化を目指していきます。

11) 大川市

① 公共下水道

大川市においては、平成11年度に下水道事業に着手、平成18年7月から順次供用開始をしており、現在も整備途上の段階にある。そのため、管渠の整備に多額の費用がかかっており、多額の企業債を借り入れている状況にある。今後もしばらくは企業債の償還と管渠の整備に費用がかかるが、料金収入では賄えない状況にあるため、経営としては厳しい状況にある。

本市では平成31年4月に地方公営企業法の一部適用を予定しており、費用対効果を踏まえた経費の削減を実施し、経営の効率化に努めていく。また、料金収入を増加させるために地元説明会や戸別訪問等を行うことで、下水道事業への住民の方々の理解を深め、接続率を上げるなど経営基盤の強化を図り、健全な下水道経営を目指していく。

12) 行橋市

① 公共下水道

現状、早急に対策が必要なほど施設の老朽化は進んでおらず、現状は事業推進に重点を置いて実施しているが、今後の施設更新にあたっては、長寿命化計画の活用等により、資源の効率的な配分につとめ、事業推進と施設更新のバランスをとっていく必要がある。

② 農業集落排水事業

収入の面においては、当市の農業集落排水事業対象区域の高齢化や人口流出等の影響により、今後の使用料収入の大きな変動を見込むことは大変厳しい状況と言えます。

しかし、農業集落排水の利用への推進活動をこれからも継続的に行い、更なる接続率の向上を目指し使用料収入の増加に努めていきます。また、支出の面においては、地方債の償還や維持管理経費が増加傾向に陥ることのないよう、建設投資がない現在、特に維持管理に係る費用の軽減をなお一層図る方法を模索していく必要があります。今後も引き続き農業集落排水への接続促進など普及率の向上を図り、使用料収入による健全な経営を目指していきます。

13) 豊前市

① 公共下水道

今後、施設の改築更新を進めていかなければならず、ますます下水道事業経営を取り巻く状況は厳しくなると思われる。

公共下水道と農業集落排水施設を統合することにより効率的な汚水処理をし維持管理費削減を図っている。また、下水道接続を推進し使用料収入増を図るとともに効率的な設備更新の検討を行ない経営の改善を行なうこととしたい。

② 農業集落排水事業

処理施設の設備改修に多額の費用がかかることになるためより効率的な経営をするべく平成29年度末をもって農業集落排水を公共下水道に統合した。設備の更新費用を抑え、維持管理費を削減することによりさらなる経営の健全化を図りたい。

14) 中間市

① 公共下水道

下水道事業は先行投資が大きい事業であり、普及率・水洗化率が高くなければ安定経営は難しい事業です。本市といたしましては、整備計画のとおり整備を進めることで下水道普及率の向上に、水洗化の啓発を行うことで水洗化率向上に努め、同時に経費削減に努めます。また、将来的な改築等を計画的・効率的に実施できるよう適正な維持管理に努めます。

市民の皆様が安心して下水道を利用することができるよう、将来にわたる安定的かつ健全な下水道事業の運営の実現に尽力いたします。

15) 小郡市

① 公共下水道

今回は、地方公営企業法を一部適用し、これまでの現金主義による会計手法から、発生主義に基づく企業会計での決算を基に、各指標の数値を算出している。

これにより多少の算出方法の変更はあったものの、基本的な考え方は変わらず、当市においてもこれまでと比較して大きな差異は見受けられなかった。

しかしながら、企業会計方式に変えたことによって把握できるようになった資産や負債の状況を踏まえ、今後はこれらの数字を基礎に、人口減少・節水社会を踏まえた、その場しのぎでない料金改定、実態に応じた整備計画、ストックマネジメント計画を策定し、経営戦略に基づく中長期的な計画・対策を検討していく必要がある。

16) 筑紫野市

① 公共下水道

各種経営指標から、経営状況は概ね良好と考える。補てん財源は減少している傾向であるが、経営戦略において、投資・財政計画に基づき試算した結果、平成31年度を境に好転していくものと見込んでいる。

「2. 老朽化の状況について」においても述べたように筑紫野市下水道長寿命化計画に基づき老朽管渠の更新・長寿命化対策を行っていくが、事業費とその財源確保の方策に対する将来的な予測を総合的な見地から行い、両者のバランスを取りながら経営の安定化を持続させることが肝要であると考ええる。

② 特定環境保全公共下水道

同上

③ 農業集落排水事業

先にも述べたとおり、農業集落排水事業は、その地域特性に大きく影響を受けており経営の健全性及び効率性に欠けた状況にあると言わざるを得ない。今後は、水洗化をさらに進め有収水量の増加及び使用量の増収を図り、経費の節減などの事業努力を行うことで経営の基盤強化及び健全化を図っていく。また、将来的に流域関連公共下水道への編入整備を計画的に実施し、経営の健全化、効率化を図る計画としている。

17) 春日市

① 公共下水道

現在の本市の下水道事業の経営状態は、健全であると判断できます。

平成29年度末時点で、水洗化率は99.22%とすでに高い水準であることと、数年後

には人口減少の予測であることから、今後、大幅な増収は見込まれない状況であり、引き続き、適正な経理を行い、健全な経営状態を継続する必要があります。

また、今後の本格的な更新時期に備え、企業債残高の削減を進めていくとともに、将来の経営環境の変化に対応していくため、流動比率を高め、自己資金の確保に努めていきます。

平成29年度末現在、法定耐用年数を超え、更新が必要な管渠はありません。今後、老朽化が進み、平成37年度以降は、法定耐用年数を超えた管渠が発生する見込みです。老朽化による事故を未然に防ぐため、下水道ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効率的な更新を行う必要があります。

18) 大野城市

① 公共下水道

近年は安定した経営が続いていると考えているが、今後は、構築してきた膨大な資産を、より長く、より安全に保持することが課題であり、本市では、長期的な視点に立って下水道事業の計画を立て、それに基づいて事業を行うことにより、長期的に安定した経営を行えるように努めている。

19) 宗像市

① 公共下水道

総じて全国の類似団体と比しても堅調な運営を行っていると言える。

事業開始から40年を超え、施設の老朽化による改築更新は避けることができない課題だが、引き続き接続促進による収益の向上に努め、消化ガス発電や老朽施設の改良更新などの措置による維持管理費の抑制を行い、更に安定した事業運営を目指すものである。

② 漁業集落排水事業

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群と世界遺産登録を受けている本市においては、海洋資源と自然を守る上で重要な施設であり必要不可欠な施設であると言える。しかしながら、経営面では使用料収入では賄えておらず、一般会計からの繰入金に依存をしている状況である。引き続き、維持管理費等経費や施設規模の適正化など踏まえ、事業運営を行っていく。

20) 太宰府市

① 公共下水道

本市では公共下水道と特定環境保全公共下水道事業を含む下水道事業として経営を行っています。

また、流域下水道に接続しているため、流域下水道の負担金単価が増加した場合、経営に大きな影響を及ぼします。そのため、今後も引き続き、流域下水道の効率的な運用と負担金単価の引き下げを求め、経費削減に努めていきます。さらに、一般会計と協議のうえ、繰入基準に基づいた一般会計繰入金を確保し、健全経営を維持していきます。

また、現在、施設の老朽化備えて、長寿命化計画を策定中であり、必要に応じて施設更新を行います。

② 特定環境保全公共下水道

同上

21) 古賀市

① 公共下水道

経営の健全性・効率性の各指標は類似団体平均値と比較してもまだ改善する必要がある。平成30年10月に使用料改定を実施したため、収益的比率や経費回収率については改善が見込まれる。

また、未普及地区解消に向け管渠の延伸工事を予定しており、処理区域が拡大されることで汚水処理原価や施設利用率も改善されることが期待されるため、早期の接続促進に努めたい。なお、平成31年度から地方公営企業法を適用する予定のため、経営状況と財政状況を明確化し下水道事業の経営基盤の強化と持続可能な運営を目指す。

② 農業集落排水事業

平成29年度に新たに1処理区の供用を開始したが、まだ接続途中であり、施設利用率や水洗化率は低い状態である。今後も管渠を延伸し供用開始区域が広がる計画であるため、未接続者への早期の接続を促進し使用料収入の確保に努め、経費回収率及び施設利用率が類似団体平均値に近づくよう経営の健全化を図る。

なお、平成31年度から地方公営企業法を適用する予定のため、経営状況と財政状況を明確化し下水道事業の経営基盤の強化と持続可能な運営を目指す。

22) 福津市

① 公共下水道

公営企業会計となり2年目の決算を迎え、経常収支は前年度に引き続き黒字となりました。平成29年度においては、健全な経営が行われている状況です。

将来を見据えますと、公共下水道事業は整備がほぼ完了しており、今後、人口の増加や使用料改定に伴う使用料収入の増加は見込まれるものの、集中的な整備の財源として借り入れた企業債の償還や、処理場の設備等の修繕、更新費用などが確実に増加する見込みです。

更なる経営改善に向けて、収入面は使用料収入の確保や水洗化率の向上など、支出面では処理場の設備等の更新費用の縮減を目指し、ストックマネジメント計画に基づいた施設の長寿命化を図っていく必要があります。

② 特定環境保全公共下水道

公営企業会計となり2年目の決算を迎え、経常収支は前年度に引き続き黒字となりました。平成29年度においては健全な経営が行われている状況です。

しかしながら将来を見据えますと、今後使用料改定に伴う使用料収入の増加が見込まれるものの、集中的な整備の財源として借り入れた企業債の償還金が確実に増加する見込みです。更なる経営改善に向けて、使用料収入の確保や水洗化率の向上に向けた接続促進などの取り組みを実施していく必要があります。

23) うきは市

① 特定環境保全公共下水道

下水道整備地区の整備も概ね完了し、今後は維持管理の経費増大が予想される。極力一般会計からの繰入金を減少させるため、使用料の改定を定期的に行い、健全な経

営形態を維持していく。

② 農業集落排水事業

小規模の農業集落排水施設であり整備も完了している。使用料収入だけでは維持維持費を賄っていない状況であり、使用料を改定する予定である。将来的には特定環境保全公共下水道との統合も視野にいて経営改善を図っていく。

③ 特定地域生活排水処理事業

山間部の排水処理事業として浄化槽の設置に取り組んでいる。個別浄化槽の維持管理費を支出し、設置者から使用料を徴収しているが、使用料の収入だけでは賄えないのが実状である。今後は使用料改定等を行い健全経営に努めていく。

24) 宮若市

① 公共下水道

今後、経営の健全性・効率性を高めていくためには、水洗化率の向上に努め、有収水量を拡大し料金収入を増やすことが急務となっている。そのため、従来下水道工事に加え、多量の汚水量が見込める工業団地、公営住宅、住宅密集地域等の下水道工事を行うなど、効率的かつ効果的に下水道整備を行うとともに、下水道が使用できるようになった地域への広報活動を強化することで有収水量の確保に努める必要がある。

② 特定環境保全公共下水道

同上

25) 朝倉市

① 公共下水道

平成29年度から法適用団体となったことにより、経営状況が明確になりました。

当該事業は建設工事を実施中ですが、建設完了後に**基準外繰入に依存しない経営**ができるよう、**収入の増加や費用削減**が必要です。

これには、現在行っている積極的な説明会等の実施、早期接続奨励金を活用した啓発等を継続して行い、下水道接続率及び使用料収納率の向上に努めます。

費用に関しては流域下水道事業の維持管理費が大半を占めているため、事業全体の効率化等の提言を積極的に行います。

管渠の老朽化については、現状では問題になっていませんが、今後も定期的な調査を行い、施設全体が十分に能力を発揮できるよう維持管理に努めます。

② 特定環境保全公共下水道

平成29年度より法適用団体となったことにより、経営状況が明確になりました。

当該事業は施設の能力を効率的に発揮させるべく、処理区域を拡大し、下水道の整備を行っています。拡大した処理区域が供用を開始する際に、積極的な説明会の実施や広報誌、奨励金などを活用することで水洗化率を伸ばし、基準外繰入に依存しない経営を目指します。

また、管渠の老朽化については現状で問題とはなっていませんが、今後も定期的な調査を行い、施設全体が十分に能力を発揮できるような維持管理に努めます。

なお、当該事業では処理施設の長寿化工事にも着手しています。下水道の面整備との事業量を調整し、債務残高が過大とならないよう計画的な投資を行います。

③ 農業集落排水事業

当該事業において安定した経営を維持するためには使用料収入の確保が必須であり、これまでも市報等により下水道施設の重要性を啓発してきました。しかし地理的要因や過疎化の影響により、将来的な使用料収入の減少は避けられないものと思われます。一方で農集排水施設は全6施設が稼働しており、早いところでは平成10年度に供用開始しているため、各地区において施設の老朽化が進み維持補修費も大きくなってきています。

将来の限られた財源の中で事故や機能停止を未然に防止し、安定した汚水処理事業を継続するため、平成28年度より機能強化対策事業（長寿命化）に着手しました。今後は計画的かつ効率的な維持補修を行い、基準外繰入に依存しない経営を目指します。

④ 小規模集合排水処理事業

当該事業は、受益戸数の少ない地域で行われる事業であり、非常に硬直性の高い事業といえます。使用料収入の増加が見込めない中で、ある程度非効率的な事業であることは、やむを得ないものと考えています。

⑤ 特定地域生活排水処理事業

当該事業は、今後の整備が進むことに比例して維持補修等の経費が増加していくこととなります。限られた収入の中で安定した経営を行うためにも、経費節減の努力や、修繕箇所の早期発見等による効率的な施設管理を行っていきます。

26) みやま市

① 公共下水道

公共下水道事業については、早期に面整備を完了させるよう計画的・効率的な事業の推進を図る。併せて、未接続世帯への接続推進を行い、料金収入の増加に努める。将来的に考えられる施設改修については、耐用年数を考慮した長期的な視点で収支のバランスを見ながら財政計画を立てる必要がある。

② 農業集落排水事業

今後考えられる施設等の更新については、人口減少等により処理水量の減少が見込まれる施設については、更新時にダウンサイジング（施設規模・処理能力の縮小）を考慮に入れ財政計画を立てる必要がある。

③ 特定地域生活排水処理事業

浄化槽については、公共下水道と異なり耐用年数が短く施設の更新が早くなる。

また、将来において、浄化槽の修繕等の費用が経営を圧迫する恐れがある。

これらを踏まえ、耐用年数を考慮した長期的な視点で収支のバランスを見ながら財政計画を立てる必要がある。

27) 糸島市

① 公共下水道

糸島市では、将来人口や汚水流入量の予測に基づく汚水処理構想を5年に1度見直し、市全域の整備手法について検討を行うとともに、建設事業費や維持管理費を含めた中長期的な財政計画を策定している。この計画に基づき収支計画を策定し、今後も財源の確保と適切な維持管理を行っていく。

② 特定環境保全公共下水道

同上

③ 農業集落排水事業

同上

④ 漁業集落排水事業

同上

⑤ 個別排水処理事業

同上

28) 那珂川町

① 公共下水道

経営状況は健全な状態にあります。今後、人口減少や節水意識の高まりなどによる使用料収入の減少が見込まれます。引き続き、経営指標等で分析を行い適正な経営を行っていきます。

法定耐用年数を経過した管渠や改善が必要な管渠はありません。今後は老朽化による事故を未然に防ぐため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な管渠等の更新を行っていきます。

② 特定環境保全公共下水道

同上

③ 個別排水処理事業

経営状況は健全な状態にあります。今後、人口減少や節水意識の高まりなどによる使用料収入の減少が見込まれます。引き続き、経営指標等で分析を行い適正な経営を行っていきます。

法定耐用年数を経過した浄化槽はありません。今後は適正に浄化槽の維持管理を行い、保守点検の中で故障等を早期に発見し更新費用の縮減に努めます。

29) 宇美町

① 公共下水道

人口減少や1世帯当たりの排水量の減少、高齢化に伴う水洗化率の停滞が想定され収入増を見込むのは、困難な状況になると思われる。使用料収入の確保とともに、ストックマネジメントの実施による修繕事業費の見直し、流域下水道への負担金単価の改定協議など支出の抑制に努め、経費回収率の維持し累積欠損金の早期解消を図る。

30) 篠栗町

① 公共下水道

平成29年4月1日に実施した使用料改定により、使用料収入が増加に転じたため、財政状況はわずかに改善傾向となった。しかしながら、企業債償還額は今後も増加することが見込まれており、中長期の財政状況を視野に入れた経営を行う必要がある。

前年度までなかった管路の老朽化が発生してきており、適切な維持管理を行うことで長寿命化を図りながら短期的な更新費用が過大にならないようにアセットマネジメントを行う必要がある。

31) 志免町

① 公共下水道

経営の健全性・効率性を表す指標は、良好に推移しており、現在の経営の状況は健全で安定している。今後も未普及の解消とともに、安定した下水道サービスの提供が行えるよう、計画的な管渠の改築更新と予防保全的な管理を行っていききたい。

32) 須恵町

① 公共下水道

下水道事業については未だ当面継続事業であり、あと約10年は状況に変化がないと思われる。ただ消費税増率による支出増額も想定されることから、料金改定も検討し、また歳入額を上げるため滞納者対策も強化していききたい。

② 農業集落排水事業

区域が限られていて大幅な料金収入増は見込めないため、主たる費用である施設等の維持管理費について、経費削減に努めるなどにより健全な経営を図る。

33) 新宮町

① 公共下水道

平成28～29年度にストックマネジメントの策定、平成30年度に企業会計への移行により、資産債務の適切な管理や計画的な改築更新による施設管理が可能となります。

② 漁業集落排水事業

今後、施設の供用開始から三十数年が経過し施設等の更新の費用が必要となる一方で、人口減少により、使用料収入の増加が見込めない状況です。

このため更なる経費削減に努める必要があると考えられます。

34) 久山町

① 公共下水道

単年度収支を見ても赤字であり、汚水処理原価も高い状態である。

今後法適用を実施し、より一層の効率化・経営改善に努めていく。

② 特定環境保全公共下水道

法適用を実施し今後、より一層の効率化、経営改善に努めていく。

35) 粕屋町

① 公共下水道

現在の経営状況は健全であると考えられるが、高い水洗化率に達しており、今後の下水道使用料の大幅な伸びは見込めないため、人口増加、将来の管渠の老朽化に対応するため、バランスの取れた計画的な投資を行う必要がある。

そのため、経営戦略の定期的な見直しを行いながら、健全な経営状況を維持できるよう、効率的な経営を持続しなければならない。

36) 芦屋町

① 公共下水道

今後は、累積欠損金の減少、経常収支比率及び経費回収率の向上を図り、経営改善を行うため、下水道使用料の改定及び一般会計からの繰入について、定期的に検討を行い、必要に応じて使用料改定等を実施する。

また、今後は、事業効率化や経営の安定化へ向けて、抜本的な汚水処理方法の変更

や広域化、他事業との連携も含めての検討を実施する。

② 特定環境保全公共下水道

今後は、公共下水道事業と同様に、累積欠損金の減少、経常収支比率及び経費回収率の向上を図り、経営改善を行うため、下水道使用料の改定及び一般会計からの繰入について、定期的に検討を行い、必要に応じて使用料改定等を実施する。

また、今後は、事業効率化や経営の安定化へ向けて、抜本的な污水处理方法の変更や広域化、他事業との連携も含めての検討を実施する。

37) 水巻町

① 公共下水道

全体的に良好な数値となっているが、大きな要因は一般会計の繰入金に支えられていることにあり、将来にわたって安定した経営が確保されているわけではない。法適化を機に、再度経営戦略の策定を進めているが、財政シミュレーションによると平成37年概成に向けて下水道整備費用及び企業債償還金は増加を続け、10年後、極めて厳しい財政状況を迎える見通しとなることがわかった。

下水道サービスを将来にわたり安定的・持続的に提供するために、引き続き経費の削減、水洗化率の向上に取り組み、一般会計繰入金の在り方及び適正な使用料水準について検討を行う必要がある。

38) 岡垣町

① 公共下水道

公共下水道事業は昭和59年度に事業着手し、平成2年度に供用開始、既に28年が経過している。

各指標ともに類似団体・全国平均と比較しても良好な経営状況にあるといえる。

しかし、污水处理量の減少に伴う使用料の減少、老朽化に伴う維持管理費の増加等課題は山積している。また、老朽化に伴う更新投資も増大することも見込まれ、今後は各種経営指標の推移にも着目し、適切な経営状況の維持を目指していく。

② 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、平成8年度に事業着手し、平成14年4月に供用開始、現在、建設事業は完了し維持管理へ移行している。

一般会計からの繰入金により当年度純利益が発生している状況で、類似団体と比較しても累積欠損金比率は高く、経営状況は非常に厳しいと言える。公共下水道への接続を行うことで、維持管理費用の削減を行い、経営状況の改善を図っていく。

③ 漁業集落排水事業

漁業集落排水事業は、平成10年度に事業着手し、平成15年4月に供用開始、現在、建設事業は完了し維持管理へ移行している。

一般会計からの繰入金により当年度純利益が発生している状況で、経営状況は非常に厳しいと言える。公共下水道への接続を行うことで、維持管理費用の削減を行い、経営状況の改善を図っていく。

39) 遠賀町

① 公共下水道

健全な財政運営を行うため、平成31年度より地方公営企業法を適用します。

計画的な整備による普及促進・早期接続より、料金収入増に努めます。また、処理および経営の安定のため、平成31年度に、農業集落排水処理施設3施設の内1施設を公共下水道に編入します。

入札制度の見直しや低コスト工法の採用により建設費用を抑制します。また、経常経費の抑制に努め、施設管理の民間全部委託により維持経費を節減し、経営効率を高めます。

平成25年度に使用料の改定を行いましたが、財政状況や社会情勢を考慮し、使用料改定の必要性について定期的に検討します。施設の経過年数が少ないため、当面の管理方針としては、適切な維持管理を行いながら、施設の巡視・点検を実施し、必要に応じ調査・診断を実施することとしています。

② 農業集落排水事業

健全な財政運営を行うため、平成31年度より地方公営企業法を適用します。

水洗化の促進により、料金収入増に努めます。また、処理および経営の安定のため、公共下水道との連携を検討します。

経常経費の抑制に努め、施設管理の民間全部委託により維持経費を節減し、経営効率を高めます。平成25年度に使用料の改定を行いましたが、財政状況や社会情勢を考慮し、使用料改定の必要性について定期的に検討します。

現有3施設の内1施設は、平成29年度に策定した最適整備構想により、平成31年度に公共下水道に編入します。

40) 小竹町

① 公共下水道

まだ管渠整備の途中であり普及率も低いため、類似団体と比較すると改善すべき項目は多いです。今後も管渠整備を推進し、各指標を参考に普及率向上に取り組み、数値の改善を目指します。

② 農業集落排水事業

類似団体と比較して同等程度の経営ができています。

今後も更なる改善に向けて、維持管理費の抑制、水洗化率の向上に努めます。

また、施設の更新に向けて調査、点検を進めていきます。

41) 鞍手町

① 公共下水道

平成32年度に法適化を予定しており、数値の見える化に伴い、更なる経営分析を行う必要がある。また事業推進に当たっては、人口減少などの社会情勢の変化に対応できるようにする必要がある。

42) 筑前町

① 公共下水道

現在、本町における水洗化人口は増加傾向にあるが、「2015筑前町人口ビジョンの長期的展望」によると、平成17年（2005年）をピークに筑前町総人口は減少に転じる予測がなされていると同時に、社人研による調査結果は更に厳しい状況となっている。老朽化が進行する下水道施設の改築更新工事が今後の下水道事業経営を圧迫することは十分に予想される中、その財源確保が課題と言えるが、現時点でも適正な使用料徴

収を以てなお不足する経費については、一般会計からの繰入金に依存している状況である。下水道事業経営の基本原則、独立採算の考えの下、支出の抑制を図り、安定した収入を目指す取り組みを継続しながら、下水道サービスの提供に努める。

② 農業集落排水事業

浄化センター機器類については、老朽化が進行し、修繕費が大きく経営を圧迫している。施設の維持管理費が増加傾向にあることと、将来的に大幅な料金収入の向上が見込めないことから、今後の運営について「広域化・共同化」を検討していく必要がある。

継続して安定した汚水処理サービスを提供していくためには、引き続き一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況であるが、同時に経営の基本原則、独立採算の考えの下、支出の抑制を図り、安定した収入を目指す取り組みを継続する必要がある。

43) 大刀洗町

① 公共下水道

平成29年度までに水洗化を促進することで経営の効率化を図りました。また、人件費をはじめ経費削減を図り、経営の健全化に努めてきました。

現在の経営状況は類似団体より良い状況となっていますが、管路やマンホール蓋等の老朽化による更新費用の増加が見込まれることから、今後も料金の見直しや経営の効率化、修繕費支出の平準化を検討していきます。

② 農業集落排水事業

平成29年度までに水洗化の促進による経営の効率化や人件費などの経費削減を図り、経営の健全化に努めてきました。

現在の経営状況は近年より良い状況となっていますが、今後は管渠のみでなく、マンホール蓋や処理施設の老朽化による更新費用の増加が見込まれることから、今後も料金の見直しや経営の効率化、更新費用の平準化を検討していきます。

44) 広川町

① 公共下水道

長期的な事業運営を安定化するためには、現在拡大している事業計画の効率性・経済性を再検証し、住環境ニーズの変化に合わせた対応が必要になってくると考えます。既供用開始区域、拡大していく区域内の更なる加入促進を行っていきます。

45) 香春町

① 特定地域生活排水処理事業

現在、経営状況は保たれているが、今後浄化槽の老朽化により修繕費などが増加していくといままでは保持が難しくなる。そのため、使用料金の見直しを行っていくとともに使用料金の徴収率の維持・向上に努める。

46) 苅田町

① 公共下水道

経営の健全性・効率性においては、流動比率、企業債残高対事業規模比率、水洗化を除く指標において望ましい数値に達しており、類似団体と比較分析すると同等、あるいは平均値より望ましい数値となっていますが、経営改善に向けて更なる努力が必要と考えられます。

老朽化の状況については、平成14年の供用開始のためどの指標においても低い状況です。

② 農業集落排水事業

経営の健全性・効率性においては、水洗化人口の減少等により経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率を除く指標においては厳しい数値となっていますが白川南部地区が供用開始して間もないため、同地区の水洗化率の向上によって改善されるものと思われます。

老朽化の状況については、平成18年の供用開始のためどの指標においても低い状況です。

47) みやこ町

① 公共下水道

経営の健全性、効率性を高めるため、経費の削減や業務の効率化を図り、今後予想される更新需要費を含めたうえで、適正な使用料収入の確保のため見直しを検討する必要がある。また今後の施設の更新については、ダウンサイジングや広域化等を検討し、実情に応じた改修を行う必要がある。

② 農業集落排水事業

同上

48) 吉富町

① 公共下水道

水洗化率が類似団体と比べ低い水準である。今後、未普及地域に対するアンケートの結果をもとに、要望者の多い地域から優先的に整備を行うことにより水洗化率の向上及び経営状況の改善を図る。また、住民の下水道に対する認識が深くなるための広報活動を充実させ、水洗化率向上に努める。

49) 上毛町

① 農業集落排水事業

今後についても経常経費の更なる削減を図りつつ、同時に利用率の向上を図り経営の安定化に向け取組みを強化する。併せて施設の新築・更新の費用を抑えるため計画的に小規模修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。

50) 築上町

① 公共下水道

供用開始から間もなく、面整備率も50%未満であることから、使用料収入が小額であり、経営基盤が成り立っていない状況である。まずは、人口減少や少子高齢化が進む中ではあるが、水洗化の促進をはかり、使用料収入の増に努めることが課題である。また、同時に汚水処理にかかる経費の削減に努める事で、汚水処理原価を低下させ、経費回収率の向上に努め、経営の効率性を高める必要がある。

② 特定環境保全公共下水道

経営の健全性・効率性は、現状では大きな問題はないが、収入においては使用料収入以外の一般会計からの繰入金に頼っており、今後も健全な経営を持続していくため、水洗化の促進を図り、使用料収入の増加に努めるとともに、施設の突発的な故障等が発生しないように日常点検を実施するなどして水処理経費の削減に努めていくことが

今後の課題である。

また、水処理施設の改築更新を計画的に行えるように、ストックマネジメント計画支援制度を活用し、費用の平準化を目指し実施していく必要がある。

③ 農業集落排水事業

現在は経常収支比率が100%以上で黒字経営を保っているものの、使用料収入以外の一般会計からの繰入金に依存しているため、今後は水洗化の促進を図り使用料収入の増加に努めるとともに、汚水処理経費の抑制、削減に努めることが課題である。

また、水処理施設の改築更新に合わせ、処理施設の統合や処理区の統合等も視野に入れながら健全な経営が行えるように、計画策定し実施に向け取り組む。

表－29 公営企業で実施されている上下水道事業における使用料と経費回収状況

平成29 年 度	汚 水 処 理				上水道(末端給水事業)			家庭用 使用料 A + B
	事業名	経費回収率：％		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 ％	備 考	
		控除前	控除後					
北九州市	公共下水	97.2	97.2	2,207	2,160	97.59		4,367
	特環下水	30.7	30.7	2,207				
	漁業集落	11.2	17.9	2,207				
福岡市	公共下水	125.2	125.2	2,602	2,775	114.85		5,377
	農業集落	10.5	30.7	2,602				
	漁業集落	13.3	19.3	2,602				
大牟田市	公共下水	97.5	100.0	4,039	3,909	110.46		7,948
久留米市	公共下水	93.8	99.0	3,034	2,538	118.08		5,572
	特環下水	35.8	100.0	3,034				
	農業集落	39.0	84.7	3,672	3,880	110.64		7,552
	特定地域	62.6	80.4	4,320				8,200
直方市	公共下水	32.0	50.5	3,455	4,005	96.30		7,460
	農業集落	28.8	45.3	3,885				7,890
飯塚市	公共下水	95.9	100.0	3,033	2,224	99.03		5,257
	農業集落	22.5	57.1	4,320				6,544
田川市	—	—	—	—	3,920	118.00		3,920
柳川市	公共下水	37.8	100.0	3,390	3,390	112.86		6,780
八女市	公共下水	37.0	85.8	3,855	4,510	112.23		8,365
	農業集落	33.7	98.1	3,800	3,086	82.95	簡易水	6,886
	個別排水	60.2	81.7	3,800				
筑後市	公共下水	42.9	56.4	3,850	3,520	143.17		7,370
大川市	公共下水	35.1	88.6	4,000	4,060	102.10		8,060
行橋市	公共下水	50.2	81.7	3,460	3,930	141.32		7,390
	農業集落	48.8	95.3	5,860				9,790
豊前市	公共下水	35.8	100.6	3,240	4,490	86.45		7,730

	農業集落	22.9	89.0	3,240				
中間市	公共下水	48.4	85.1	3,056	2,440	99.96		5,496
小郡市	公共下水	74.4	96.1	3,510	3,880	110.64		7,390
筑紫野市	公共下水	102.9	102.9	3,300	3,450	114.07		6,750
	特環下水	57.5	100.0	3,300				
	農業集落	22.2	51.8	3,300				
春日市	公共下水	110.5	110.5	3,110	3,585	89.86		6,695
大野城市	公共下水	101.1	101.1	2,899	3,564	95.37		6,463
宗像市	公共下水	105.2	105.2	3,073	4,018	110.59		7,091
	漁業集落	31.7	35.7	3,073	4,018	29.42	簡易水	7,091
太宰府市	公共下水	164.8	164.8	3,034	3,898	117.04		6,932
	特環下水	149.0	149.0	3,034				
古賀市	公共下水	68.8	98.7	2,770	3,870	101.79		6,640
	農業集落	20.7	26.3	2,770				
福津市	公共下水	69.0	101.5	2,916	4,018	110.59		6,934
	特環下水	58.4	98.1	2,916	4,018	29.42	簡易水	6,934
うきは市	特環下水	37.3	98.1	3,348	1,180	52.56	簡易水	4,528
	農業集落	18.3	36.9	3,348				
	特定地域	36.1	45.1	2,592				3,772
宮若市	公共下水	18.2	29.0	3,672	3,780	110.20		7,452
	特環下水	14.7	20.1	3,672	3,780	44.30	簡易水	7,452
嘉麻市	—	—	—	—	3,002	117.71		3,002
朝倉市	公共下水	63.2	100.1	4,320	3,618	116.27		7,938
	特環下水	46.7	72.3	4,320				
	農業集落	41.0	79.4	4,320	1,890	38.46	簡易水	6,210
	小規模集	17.9	33.7	4,320				
	特定地域	57.6	65.1	4,320				
みやま市	公共下水	33.6	69.9	3,635	3,446	99.22		7,081
	農業集落	29.6	52.3	3,635				
	特定地域	74.8	93.5	4,320				7,766
糸島市	公共下水	122.4	122.4	3,580	4,190	107.81		7,770
	特環下水	27.0	42.2	3,580				
	農業集落	46.6	100.1	3,580				
	漁業集落	33.9	53.5	3,580				
	個別排水	36.9	50.0	3,580				
那珂川町	公共下水	118.4	118.4	3,340	3,585	89.86		6,925
	特環下水	100.2	100.2	3,340				
	個別排水	100.0	100.0	3,340				
宇美町	公共下水	70.2	100.0	3,150	4,240	105.03		7,390
篠栗町	公共下水	78.9	96.6	2,970	2,665	92.49		5,635

志免町	公共下水	87.8	100.0	2,613	3,866	113.61		6,479
須恵町	公共下水	59.6	99.6	2,800	3,850	110.44		6,650
	農業集落	22.1	58.2	2,800				
新宮町	公共下水	67.1	91.6	3,240	3,900	103.37		7,140
	漁業集落	34.2	47.5	3,240	5,450	23.50		8,690
久山町	公共下水	78.6	91.6	2,940	2,480	117.35		5,420
	特環下水	21.8	86.7	2,940				
粕屋町	公共下水	81.8	91.2	2,700	3,610	115.29		6,310
芦屋町	公共下水	80.8	100.0	3,402	2,160	97.59		5,562
	特環下水	56.8	71.9	3,402				
水巻町	公共下水	64.4	99.6	3,402	2,160	97.59		5,562
岡垣町	公共下水	105.7	105.7	3,090	2,880	97.23		5,970
	農業集落	62.1	100.0	3,090				
	漁業集落	71.4	100.0	3,090				
遠賀町	公共下水	66.2	91.7	3,348	2,440	99.96		5,788
	農業集落	31.9	53.9	3,348				
小竹町	公共下水	7.7	13.0	4,100	3,950	89.78		8,050
	農業集落	45.7	90.6	6,910				10,860
鞍手町	公共下水	33.3	88.4	3,024	2,700	94.43		5,724
桂川町	—	—	—	—	2,740	117.81		
筑前町	公共下水	44.7	100.0	3,780	4,428	63.63		8,208
	農業集落	34.0	75.1	3,780				
東峰村	—	—	—	—	3,240	30.87	簡易水	3,240
大刀洗町	公共下水	50.9	98.4	3,465	3,880	110.64		7,345
	農業集落	27.0	74.4	3,465				
大木町	—	—	—	—	3,800	123.51		3,800
広川町	公共下水	56.2	84.6	3,845	4,370	121.57		8,215
香春町	特定地域	70.6	94.7	4,320	4,336	54.18		8,656
添田町	—	—	—	—	3,898	100.88		3,898
糸田町	—	—	—	—	4,755	97.76		4,755
川崎町	—	—	—	—	4,737	100.85		4,737
大任町	—	—	—	—	3,360	60.68		3,360
赤村	—	—	—	—	3,950	102.72	簡易水	3,950
福智町	—	—	—	—	4,380	100.48		4,380
苅田町	公共下水	64.4	100.0	3,460	3,130	108.34		6,590
	農業集落	15.9	25.6	3,460				
みやこ町	公共下水	55.1	78.6	3,670	4,370	53.20		8,040
	農業集落	55.1	82.4	3,670				
吉富町	公共下水	22.8	65.9	3,110	4,050	117.93		7,160

上毛町	農業集落	34.3	50.7	5,830	4,540	46.78	簡易水	10,370
築上町	公共下水	12.1	28.2	5,400	4,800	105.24		10,200
	特環下水	57.3	100.0	5,400				
	農業集落	52.0	100.0	5,400				
平成29年度	汚 水 処 理			上水道(末端給水事業)			家庭用	
	事業名	経費回収率：％		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 ％	備 考	使用料 A + B
		控除前	控除後					

家庭使用料は円/(20m³・月)、簡易水：簡易水道

芦屋町と水巻町の水道料金は、上水道サービスを委託している北九州市の値を引用

遠賀町の水道料金は、上水道サービスを委託している中間市の値を引用

【汚水処理に関する数値は平成29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」、上水に関する数値は平成29年度経営比較分析表より、それぞれ引用】

表－30 汚水処理の一般家庭使用料(円/(20m³・月))が上位の事業体における水道料金など

平成29年度 家庭使用料は 円/(20m ³ ・月) 団 体 名	汚 水 処 理			上水道			家庭用
	事業名	経費回収率：％		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 ％	使用料 A＋B
		控除前	控除後				
北海道夕張市	公共下水	26.7	76.2	5,008	6,841	75.39	11,849
北海道由仁町	農業集落	42.7	66.9	5,190	6,379	32.13	11,569
長崎県平戸市	農業集落	19.4	31.6	6,160	4,730	96.16	10,890
福岡県小竹町	農業集落	45.7	90.6	6,910	3,950	89.78	10,860
北海道浦臼町	特環下水	34.5	94.1	4,788	6,058	95.28	10,846
秋田県湯沢市	特定地域	59.6	82.6	6,560	4,217	96.07	10,777
北海道栗山町	公共下水	59.1	93.1	4,795	5,590	108.93	10,385
福岡県上毛町	農業集落	34.3	50.7	5,830	4,540	46.78	10,370
北海道三笠市	公共下水	80.5	100.5	5,222	5,142	96.14	10,364
北海道秩父別町	農業集落	60.4	85.0	4,736	5,495	82.10	10,231
福井県小浜市	農業集落	62.8	100.0	7,830	2,397	120.60	10,227
福岡県築上町	公共下水	12.1	28.2	5,400	4,800	105.24	10,200
北海道妹背牛町	農業集落	45.2	95.1	4,702	5,495	82.10	10,197
北海道芽室町	個別排水	44.3	67.3	5,040	5,151	106.36	10,191
北海道網走市	個別排水	67.3	94.4	5,875	4,298	115.39	10,173
北海道北竜町	農業集落	33.7	63.5	4,860	5,270	70.35	10,130
北海道美唄市	公共下水	60.0	95.5	4,998	5,124	110.73	10,122
茨城県桜川市	農業集落	37.1	75.4	4,724	5,184	93.35	9,908
福岡県行橋市	農業集落	48.8	95.3	5,860	3,930	141.32	9,790
福島県下郷町	農業集落	18.9	19.9	5,800	3,890	57.42	9,690
福島県会津美里町	公共下水	34.2	65.9	4,860	4,730	105.23	9,590
愛媛県宇和島市	漁業集落	25.2	34.9	4,795	4,745	118.52	9,540

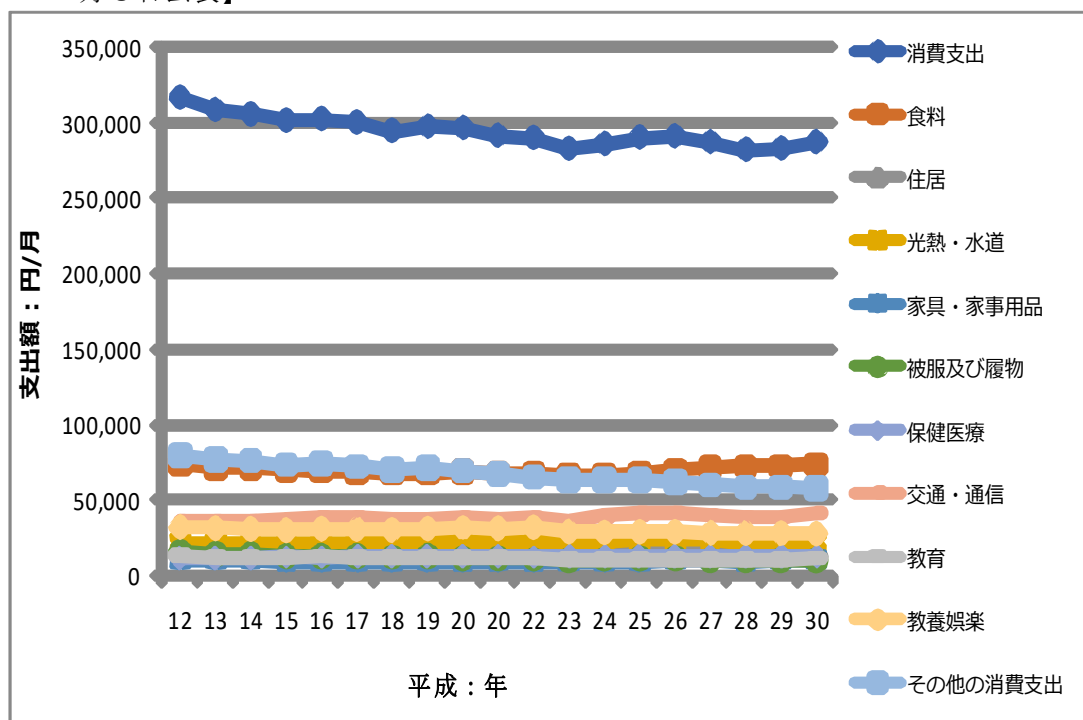
北海道芦別市	公共下水	81.5	97.6	4,946	4,466	87.35	9,412
福島県小野町	特定地域	85.3	86.8	4,860	4,428	91.30	9,288
北海道歌志内市	公共下水	31.8	100.0	4,709	4,528	98.67	9,237
北海道砂川市	公共下水	91.5	111.6	4,670	4,528	98.67	9,198
石川県宝達志水町	特環下水	63.9	99.5	4,968	4,208	100.47	9,176
岩手県一戸町	特定地域	116.1	129.6	4,970	4,200	118.73	9,170
山形県長井市	特定地域	74.6	77.1	4,950	4,212	112.12	9,162
福島県金山町	農業集落	27.3	39.5	4,860	4,161	63.96	9,021
秋田県横手市	特定地域	74.5	99.7	5,400	3,585	95.40	8,985
広島県尾道市	漁業集落	17.8	34.1	4,860	4,093	109.60	8,953
秋田県大潟村	特環下水	97.3	99.8	4,692	4,255	97.10	8,947
福島県西会津町	特環下水	31.0	86.8	4,644	4,298	71.88	8,942
長野県飯島町	公共下水	47.7	90.9	4,752	4,168	105.92	8,920
広島県三次市	特定地域	58.1	66.9	5,292	3,614	73.18	8,906
千葉県佐倉市	農業集落	14.0	18.1	6,056	2,829	106.36	8,885
北海道留萌市	公共下水	69.9	86.4	4,732	4,151	99.14	8,883
三重県伊賀市	特定地域	60.1	73.4	5,400	3,456	115.44	8,856
広島県東広島市	特定地域	74.8	89.0	4,910	3,927	109.36	8,837
福島県会津坂下町	農業集落	32.3	88.3	4,860	3,970	101.38	8,830
岩手県奥州市	特定地域	64.0	84.5	4,932	3,888	86.99	8,820
福島県三島町	農業集落	53.4	81.8	4,950	3,854	45.01	8,804
福島県大玉村	農業集落	56.9	101.9	5,407	3,348	92.71	8,755
長野県中川村	公共下水	45.9	73.6	5,184	3,499	114.44	8,683
島根県飯南町	特環下水	29.9	76.8	4,725	3,862	65.45	8,587
福島県三春町	公共下水	141.3	141.3	4,806	3,780	107.43	8,586
北海道上ノ国町	特定地域	15.3	19.9	5,340	3,240	109.53	8,580
福島県須賀川市	特定地域	66.8	97.0	4,752	3,825	106.32	8,577
広島県三次市	農業集落	31.3	56.2	4,914	3,614	73.18	8,528
北海道美幌町	個別排水	49.7	73.2	4,644	3,823	115.31	8,467
三重県伊賀市	農業集落	34.8	99.9	4,860	3,456	115.44	8,316
広島県世羅町	公共下水	17.9	31.8	4,860	3,456	58.77	8,316
兵庫県新温泉町	公共下水	36.7	103.5	4,860	3,440	88.27	8,300
熊本県五木村	農業集落	30.0	55.9	5,000	3,255	54.50	8,255
岐阜県池田町	公共下水	41.9	95.5	4,924	3,240	111.39	8,164
茨城県結城市	農業集落	35.9	91.6	4,644	3,485	103.98	8,129
三重県松阪市	農業集落	25.0	39.5	4,860	2,959	103.58	7,819
北海道伊達市	公共下水	115.1	132.6	4,768	2,872	119.12	7,640
熊本県八代市	特定地域	49.2	55.7	5,020	2,450	116.50	7,470
熊本県小国町	農業集落	20.5	46.7	4,750	2,700	115.53	7,450
愛知県愛西市	農業集落	38.9	77.8	4,682	2,754	102.90	7,436

和歌山県印南町	農業集落	29.0	66.3	4,900	2,400	75.32	7,300
長野県南牧村	特環下水	19.2	51.0	4,728	2,550	84.96	7,278
岐阜県揖斐川町	特環下水	22.2	71.1	5,616	1,587	47.49	7,203
岐阜県垂井町	農業集落	36.2	47.8	5,400	1,720	95.41	7,120
山梨県早川町	農業集落	40.7	40.7	6,000	665	11.22	6,665
平成29年度 家庭使用料は 円/(20m ³ ・月) 団 体 名	汚 水 処 理				上水道		家庭用 使用料 A + B
	事業名	経費回収率：％		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 ％	
		控除前	控除後				

山梨県早川町、福岡県上毛町、福島県下郷町、北海道上ノ国町、熊本県五木村、福島県三島町、福島県金山町、北海道秩父別町、長野県南牧村、秋田県大潟村の11町村は簡易水道

【汚水処理に関する数値は平成29年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」、上水に関する数値は平成29年度経営比較分析表より、それぞれ引用】

【出典：総務省統計局、家計調査報告(家計収支編)－平成30年(2018年)平均、平成31年2月8日公表】

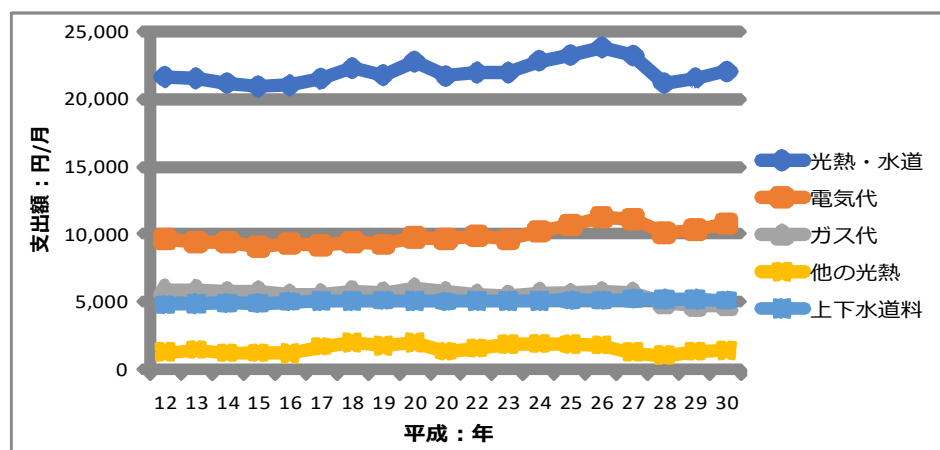


図－6 消費支出と主な費目の推移(二人以上の世帯)

表－31 二人以上の世帯の消費支出と光熱・水道費の推移(月額)

平成	消費支出	光熱・水道：円/月					B／A	C／A
	円/月	電気代	ガス代	他の光熱	上・下水道料			
	A					B		
12	317,328	21,628	9,682	5,888	1,266	4,793	6.8	1.5
15	301,841	20,922	9,076	5,768	1,217	4,861	6.9	1.6

20	296,932	22,762	9,784	5,971	1,959	5,048	7.7	1.7
25	290,454	23,240	10,674	5,579	1,833	5,154	8.0	1.8
26	291,194	23,799	11,203	5,709	1,769	5,117	8.2	1.8
27	287,373	23,197	11,060	5,660	1,256	5,221	8.1	1.8
28	282,188	21,177	10,100	4,897	1,001	5,178	7.5	1.8
29	283,027	21,535	10,312	4,725	1,300	5,199	7.6	1.8
30	287,315	22,019	10,765	4,760	1,390	5,104	7.7	1.8



図－7 「光熱・水道」費の推移

表－32 都道府県庁所在市別二人以上の世帯の消費支出と光熱・水道費(月額)

	消費支出	光熱・水道：円/月					B／A	C／A
	円/月		電気代	ガス代	他の光熱	上・下 水道料		
	A	B				C		
徳島市	282,732	21,478	12,773	4,442	655	3,608	7.6	1.3
北九州市	265,524	19,019	9,875	4,501	703	3,941	7.2	1.5
神戸市	280,999	17,004	7,781	5,011	260	3,952	6.1	1.4
松山市	264,107	21,736	12,054	4,815	777	4,090	8.2	1.5
鹿児島市	263,272	19,518	10,417	4,502	437	4,161	7.4	1.6
札幌市	281,054	27,012	10,676	5,173	6,890	4,274	9.6	1.5
前橋市	265,873	18,723	9,186	4,150	972	4,415	7.0	1.7
大阪市	268,768	21,609	10,948	5,920	224	4,517	8.0	1.7
横浜市	301,237	19,378	9,303	5,225	270	4,579	6.4	1.5
高松市	318,612	21,811	13,021	3,420	784	4,586	6.8	1.4
広島市	282,307	21,124	11,240	4,720	567	4,597	7.5	1.6
津市	283,443	20,370	10,305	4,439	957	4,669	7.2	1.6
福井市	283,352	24,929	14,964	4,022	1,246	4,696	8.8	1.7
和歌山市	224,853	21,083	11,667	3,843	785	4,787	9.4	2.1
那覇市	226,283	20,157	10,079	4,942	325	4,811	8.9	2.1
名古屋市	286,146	20,580	9,827	5,607	318	4,827	7.2	1.7
宮崎市	250,452	17,909	9,000	3,367	671	4,870	7.2	1.9
高知市	309,015	23,137	11,933	5,579	743	4,883	7.5	1.6
山口市	284,023	21,377	11,628	3,830	1,002	4,917	7.5	1.7
岐阜市	322,163	22,684	11,496	5,277	932	4,980	7.0	1.5
仙台市	274,585	23,182	11,236	4,847	2,053	5,046	8.4	1.8

福島市	284,659	25,182	13,000	4,343	2,773	5,066	8.8	1.8
水戸市	290,619	22,151	11,392	4,605	1,087	5,066	7.6	1.7
大分市	299,677	19,704	10,697	3,156	721	5,129	6.6	1.7
鳥取市	266,955	22,577	12,172	3,866	1,318	5,221	8.5	2.0
福岡市	322,618	21,001	9,799	5,587	349	5,265	6.5	1.6
浜松市	316,071	21,093	10,691	4,517	616	5,268	6.7	1.7
相模原市	282,666	21,054	9,800	5,215	761	5,278	7.4	1.9
東京都区部	326,229	21,499	10,172	5,771	241	5,314	6.6	1.6
静岡市	306,940	23,106	11,337	5,824	588	5,358	7.5	1.7
熊本市	266,869	21,473	10,118	5,399	597	5,359	8.0	2.0
川崎市	314,178	21,476	9,854	5,978	274	5,370	6.8	1.7
京都市	281,401	21,492	9,640	5,955	479	5,417	7.6	1.9
岡山市	290,915	22,409	11,317	4,993	664	5,436	7.7	1.9
秋田市	280,058	26,191	11,215	3,992	5,518	5,465	9.4	2.0
盛岡市	286,710	25,872	11,444	4,561	4,352	5,516	9.0	1.9
青森市	251,459	28,448	12,162	3,720	6,760	5,806	11.3	2.3
甲府市	273,076	22,777	10,937	4,718	1,306	5,815	8.3	2.1
佐賀市	293,957	22,410	11,381	4,456	625	5,948	7.6	2.0
宇都宮市	306,440	22,388	10,315	4,770	1,318	5,984	7.3	2.0
奈良市	307,408	22,322	10,556	5,154	599	6,013	7.3	2.0
新潟市	291,158	26,565	12,442	5,952	2,148	6,023	9.1	2.1
長崎市	271,496	21,168	9,706	4,765	669	6,028	7.8	2.2
大津市	276,534	22,432	10,657	4,630	936	6,209	8.1	2.2
金沢市	339,175	26,486	14,383	3,693	2,163	6,246	7.8	1.8
さいたま市	323,931	23,377	11,043	5,463	539	6,331	7.2	2.0
富山市	324,437	27,618	14,638	3,991	2,534	6,455	8.5	2.0
堺市	288,358	24,085	11,670	5,602	341	6,472	8.4	2.2
千葉市	320,447	22,938	10,794	5,056	581	6,507	7.2	2.0
松江市	313,323	24,884	12,760	4,650	895	6,579	7.9	2.1
山形市	305,472	29,005	12,606	5,450	4,061	6,887	9.5	2.3
長野市	288,413	24,861	10,239	4,559	2,781	7,282	8.6	2.5
全 国	287,315	22,019	10,765	4,760	1,390	5,104	7.7	1.8
大 都 市	300,288	21,587	10,227	5,470	805	5,085	7.2	1.7
中 都 市	288,766	21,944	10,735	4,874	1,168	5,168	7.6	1.8
小都市A	280,571	21,773	10,909	4,279	1,628	4,957	7.8	1.8
小都市B	270,888	23,373	11,598	3,978	2,546	5,250	8.6	1.9
北 海 道	256,752	27,004	10,622	4,139	7,428	4,814	10.5	1.9
東 北	279,719	26,911	12,052	4,368	4,432	6,058	9.6	2.2
関 東	301,673	21,504	10,255	5,167	861	5,220	7.1	1.7
北 陸	304,996	27,573	14,400	4,345	2,656	6,172	9.0	2.0
東 海	286,498	20,697	10,270	5,167	778	4,482	7.2	1.6
近 畿	277,810	20,828	10,431	4,915	520	4,962	7.5	1.8
中 国	274,911	21,332	11,714	3,735	970	4,913	7.8	1.8
四 国	279,941	22,659	12,944	4,114	1,110	4,491	8.1	1.6
九 州	279,746	20,266	10,383	4,064	767	5,052	7.2	1.8
沖 縄	213,745	19,752	10,293	4,338	443	4,678	9.2	2.2
	消費支出		電気代	ガス代	他の光熱	上・下水道料 C	B/A	C/A
	円/月		光熱・水道：円/月				%	%
	A	B						

(8) 水道料金の事業主体別の将来予測値(破綻しないため)

【出典、新日本有限責任監査法人、水の安全保障戦略機構事務局、2018年3月29日、「人口減少時代の水道料金はどうなるのか？(改訂版)」】

我が国においては、戦後の水道法制定前後から水道インフラが急速に整備され、今では限りなくすべての人々に対して清浄にして豊富低廉な水の供給が確保されている状態であることは周知の事実です。

しかし、このような我が国の水道インフラは、本格的な人口減少社会の到来と、老朽化した浄水場及び水道管の増加の中で、他の社会インフラ同様、その持続性が危惧されるようになっていきます。このままでは、料金の高騰や事故・トラブルによる断水等により、人々の生活や経済への影響が避けられません。

一方、国際社会においては、2015年9月に、「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連加盟国によって設定されました。そこでは「すべての人に水の衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」を1つの目標(Goal 6)と定め、今日では、すべての人々に安全で安価な飲料水の普遍的かつ公平なアクセスを達成することが世界共通の目標となっています。

このような背景の下、今後も我が国の水道インフラが人々の生活基盤を支え続けるため、さらに多くの方々の関与により水道に関する議論が加速していくよう、公営企業会計制度の見直し等を踏まえ、前回報告の改訂版を作成、公表するに至りました。

本改訂版では、最新の統計データを使って、全国の各水道事業体の将来の水道料金の改定率を再推計しております。また、推計結果を用いた追加の調査・分析を行うことで、水道インフラが抱える問題を数値を使ってお示しするよう努めました。

ここで示された問題が水道インフラが抱えるすべての問題ではありません。本研究結果を端緒に、広域化や民間活力の活用を含めた各地域における今後の水道事業経営のあり方について、事業者、住民(利用者)、そして住民の代表である議会の間において、個別事業体の実態を踏まえた健全かつ活発な議論が前進していくことを期待します。

2015年の前回報告では、その時点での最新公表データ(平成24年度水道統計(公益社団法人日本水道協会)及び日本創生会議(消滅自治体)分析において用いられた人口増減率推計データ)を活用し、一定の仮定のもと、2040年時点において各事業体で推定される水道料金(赤字経営とならないために必要な値上げの率と時期)」を推計しました。

今回は、前回報告の将来における水道料金算定方法を踏襲しつつ、主に以下の点について改定を行っています。

水道統計(公益社団法人日本水道協会)は、最新の平成27年度のデータ※を活用

※平成26年(2014年)に行われた公営企業会計制度の見直しが反映された決算データ

人口増減率の算定には、国立社会保障・人口問題研究所の公表データを活用

費用面では、人口減少等の環境変化が水道事業に与える変動を実態に合わせて反映
研究結果の要旨

◆ 将来の水道料金推計

- ① 2040年までの水道料金の値上げが必要と推計される事業体数は、1,118事業体となり、分析対象全体の1,236の末端給水事業体の90%(前回報告98%)に及ぶ。また、水

道料金の**値上げ率は、全体平均で36%**(前回報告34%)と推計される。

- ② 末端給水事業体の約半数を占める給水人口が3万人未満の小規模事業体においては、その約半数の事業体が30%以上の料金値上げと推計される。一方、給水人口が20万人以上の大規模事業体においては、約3割の事業体が30%以上の値上げとなり、**小規模事業体ほど料金値上げ率が高い傾向**である。
- ③ 前回報告から3年が経過し、国や個々の事業体では経営の効率化に向けた様々な取り組みが進められているが、前回報告の結果と今回の推計結果を比較した場合、水道料金に大きな改善は見られず、水道事業の財政的持続性の確保については引き続き危機的な状況である。

【推計結果の活用について留意すべき点】

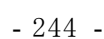
本推計は、2015年の公表データを下に一定の条件を仮定した上で推計を行っている。このため、例えば、当該年度に大規模な建設改良を実施した事業体は料金改定率が高くなり、また、建設改良をほとんど実施しなかった事業体は料金改定率が低くなるといった傾向などがある。

◆ **利用者は値上げに対してどう考えているか**

- ① 推計結果を使って水道料金に関して利用者アンケートを実施したところ、**6割以上が水道料金値上げに対して反対**であり、**家計への負担増や生活に欠かせないものであり料金は安くあるべき**という理由が多かった。
- ② 特に、上記の推計で算定された全体平均の36%の値上げに対しては、**7～13%**程度までの値上げしか許容できないとの回答が大半を占めており、水道事業体(供給サイド)と利用者(需要サイド)間での料金設定上のギャップがあることが明らかとなった。
- ③ 一方、利用者においては、水道水に対して安全性、安定性、おいしい水であることに期待していることも分かった。
- ④ このため、まずは個々の事業体において、このギャップをしっかりと確認すべきではないか。そのうえで、このギャップを埋めるために、経営の見える化(データ整備やアセットマネジメントの実施)や事業の徹底的な効率化・能率化に向けての経営戦略の策定、そして、利用者との間でのコンセンサスを得るための施策を含めた戦略実行のための具体的なアクションに取り組んでいく必要があると考える。

◆ **広域化による個別事業体の水道料金への影響は**

- ① 「都道府県単位の広域化」を実施した仮定した場合と、現在と同じように個別経営した場合の各事業体の水道料金単価を比較意したところ、**給水人口が3万人未満の小規模事業体においては、約6割の事業体において料金単価が改善**された。
- ② 一方、20万人以上の大規模事業体においては、**約7割に事業体が料金単価が悪化**する結果となっている。
- ③ 水道事業の広域化は、料金値上げ率が高い傾向にある小規模事業体に対し有効な施策であるものの、中核となる大規模事業体においてはそのまま経営し続けるよりも負担が増えるため、制度を整備しただけでは必ずしも前に進むとは限らない。広域化を進めていくためには、**都道府県を含めた大規模事業体において、広域化することによる浄水場や水道管のダウンサイジング等の費用削減の追求、地域の水道インフラを支えるためのリーダーシップが求められる**と考える。



広域化の推計結果 各都道府県の料金改定率

ここでは、現在の水道法改正案で盛り込まれる都道府県による協議会の設置を踏まえ、仮に都道府県単位で1水道事業に統合したと仮定した場合の将来の水道料金推計を行った。

表－33 都道府県単位の広域化における水道料金

なり行き広域化を行った場合、料金改定率の平均値は27%、中央値は27%、最大値は山梨県の43%である。

都道府県名	料金改定率	料金改定年度	料金(2015年) (20㎡使用時) (円)	料金(2040年) (20㎡使用時) (円)
北海道	+32%	2023年度	4,219	5,589
青森県	+37%	2022年度	4,460	6,103
岩手県	+38%	2024年度	3,788	5,219
宮城県	+29%	2023年度	4,253	5,502
秋田県	+24%	2024年度	3,674	4,567
山形県	+26%	2023年度	4,273	5,403
福島県	+21%	2028年度	3,680	4,451
茨城県	+24%	2023年度	3,864	4,785
栃木県	+13%	2030年度	3,028	3,426
群馬県	+19%	2024年度	2,540	3,012
埼玉県	+20%	2026年度	2,463	2,948
千葉県	+26%	2025年度	3,672	4,612
東京都	+18%	2023年度	2,481	2,919
神奈川県	+30%	2021年度	2,046	2,668
新潟県	+31%	2022年度	3,126	4,097
富山県	+39%	2020年度	2,957	4,105
石川県	+28%	2023年度	3,337	4,272
福井県	+23%	2023年度	2,532	3,124
山梨県	+43%	2019年度	2,164	3,089
長野県	+13%	2029年度	3,072	3,457
岐阜県	+23%	2025年度	2,692	3,324
静岡県	+37%	2020年度	2,269	3,115
愛知県	+30%	2023年度	2,376	3,087
三重県	+23%	2025年度	2,648	3,270
滋賀県	+15%	2025年度	2,735	3,157
京都府	+33%	2021年度	2,872	3,826
大阪府	+19%	2025年度	2,808	3,340
兵庫県	+25%	2023年度	2,934	3,674
奈良県	+14%	2029年度	3,569	4,077
和歌山県	+34%	2023年度	2,806	3,768
鳥取県	+35%	2020年度	2,667	3,603
島根県	+20%	2027年度	3,471	4,158
岡山県	+28%	2023年度	3,272	4,175
広島県	+27%	2023年度	3,278	4,156
山口県	+29%	2024年度	2,750	3,536
徳島県	+27%	2023年度	2,663	3,381
香川県	+32%	2021年度	3,574	4,719
愛媛県	+23%	2027年度	2,919	3,603
高知県	+41%	2024年度	2,182	3,066
福岡県	+27%	2022年度	3,654	4,626
佐賀県	+33%	2021年度	4,149	5,533
長崎県	+33%	2025年度	3,573	4,754
熊本県	+30%	2024年度	2,976	3,875
大分県	+19%	2029年度	2,851	3,387
宮崎県	+28%	2022年度	2,813	3,604
鹿児島県	+18%	2029年度	2,887	3,392
沖縄県	+10%	2029年度	3,189	3,502

※ 福島県は県単位の人口推計データが存在するため参考に算出。

表-34 福岡県下の事業主体別の将来予測値等

順位	事業主体名	料金(20m ³ /月)		料金 改定年度	総人 口減少率 %	2040年 想定人口 人
		将来 予測値 (降順)	2015 年 度			
	北九州市	3,103	2,160	2019	-19	815,900
	福岡市	3,412	2,775	2027	-4	1,439,182
	大牟田市	5,026	3,909	2021	-32	78,862
	久留米市	3,591	2,538	2022	-18	243,945
	直方市	5,045	4,005	2017	-23	42,784
	飯塚市	3,729	2,224	2016	-18	104,962
	田川市	4,585	3,920	2023	-20	39,296
	柳川市	4,812	3,390	2018	-27	49,921
	嘉麻市	3,392	3,002	2028	-34	25,998
	朝倉市	4,389	3,618	2022	-28	38,750
	八女市	4,934	4,510	2031	-30	45,500
	筑後市	3,728	3,520	2034	-11	43,282
	大川市	4,755	4,060	2020	-29	25,184
	行橋市	3,983	3,930	2039	-16	58,208
	豊前市	6,887	4,490	2016	-26	19,041
	中間市	2,985	2,440	2021	-28	43,250
	三井水道企業団	4,134	3,880	2031	-16	309,987
	筑紫野市	3,772	3,450	2028	-6	95,774
	春日那珂川水道企業団	5,183	3,585	2021	-9	142,827
	大野城市	3,912	3,564	2021	-4	93,002
	太宰府市	3,986	3,898	2036	-2	71,249
	宇美町	3,602	3,350	2016	-16	32,057
	篠栗町	3,108	2,665	2016	-7	29,157
	志免町	4,870	3,866	2016	8	49,450
	須恵町	4,833	3,850	2019	-7	24,501
	新宮町	3,900	3,900	改定なし	6	28,147
	古賀市	3,870	3,870	改定なし	-5	55,898
	久山町	2,480	2,480	改定なし	-7	7,872
	粕屋町	3,610	3,610	改定なし	21	54,518
	岡垣町	3,756	2,880	2017	-11	28,750
	小竹町	4,436	3,950	2027	-36	5,103
	鞍手町	3,253	2,700	2016	-36	10,293
	宮若市	8,535	3,780	2019	-21	22,751
	桂川町	2,971	2,740	2031	-27	9,650
	筑前町	11,486	4,428	2016	-16	24,106
	糸島市	5,324	4,190	2022	-15	83,311
	大木町	4,532	3,670	2024	-10	12,806
	広川町	4,596	4,370	2036	-11	17,870
	みやま市	4,700	3,446	2020	-32	25,824
	香春町	10,180	4,336	2019	-34	7,165
	添田町	5,340	3,898	2016	-36	6,428
	福智町	5,710	4,380	2017	-24	17,928
	糸田町	5,964	4,755	2024	-30	6,364
	川崎町	5,785	4,737	2016	-37	10,536
	大任町	8,278	3,360	2016	-25	3,926
	荏田町	3,380	3,380	改定なし	-18	30,302
	みやこ町	22,239	4,370	2016	-33	13,654
	築上町	4,962	4,800	2037	-31	12,575
	吉富町	6,207	4,050	2021	-23	5,078

数値の出所：新日本有限責任監査法人と水の安全保障戦略機構事務局とが2018年3月29日に発表した「人口減少時代の水道料金はどうか？(改訂版)」

- 平成31年4月17日付け朝日新聞に「地下水利用 自治体痛手 商業施設など切り替え 水道減収」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

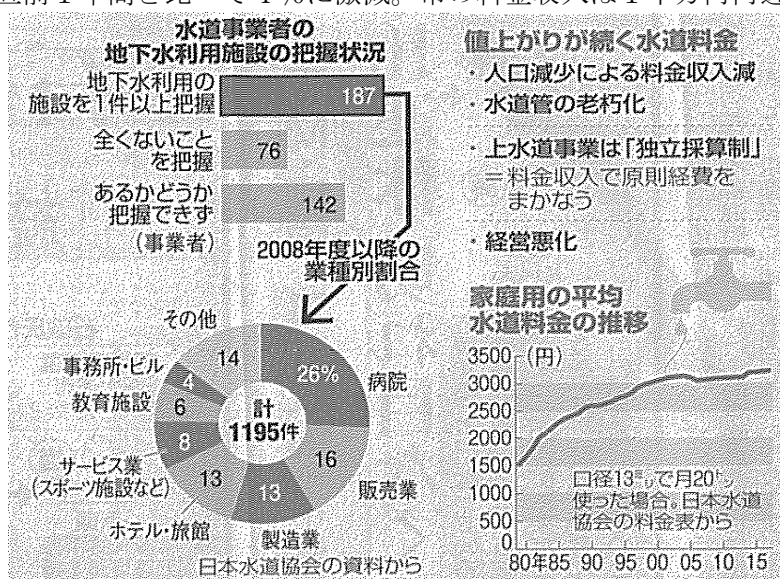
人口の減少や節水によって使用料が減る中、水道管の更新費用が負担となり、経営悪化が懸念される水道事業。運営する自治体はいま、新たな危機と向かい合っている。経費削減のために、自前で地下水を使う施設が増え、水道の料金収入が大幅に落ち込む事態が起きているためだ。

静岡県磐田市の大型商業施設は3年前から地下水を使い始めた。衣料品や雑貨、インテリアの店舗のほかフードコートも備え、年間約14万トンの水を使う。その半分程度を地下水に切り替えることで、水道使用料を減らしていた。一方、市水道局にとっては年1千万円余の減収だ。市の水道料金収入の0.5%前後で、一般家庭約200世帯の1年分に当たる。「市内で一、二を争う大口客。できれば水道を使ってほしかった」と担当者。

今後は老朽化が進む水道管の更新などに多額の経費がかかり、経営は間違いなく厳しくなる。そこに大口客による地下水への切り替えが増えれば痛手になる。施設側にすれば、地下水を使い続けられ、切り替え時の整備費を含めても割安になる。災害時に複数の水源も確保できる。このため、今後も併用を続ける方針だという。担当者は「市の水道料金は他の自治体と比べて低い方だが、それでも地下水を使うメリットがあり」と話す。

こうしたケースは各地で相次ぐ。千葉県流山市でも学校法人が6年前に地下水に切り替えた。水道の使用料は直前1年間と比べて4%に激減。市の料金収入は1千万円円近く減った。

背景には、比較的安価で地下水を導入できる技術の普及や災害への備えがある。全国に730以上ある災害拠点病院は、災害時の水の確保が要件になっているなど、井戸を整備して日常的に地下水を使うことも多い。地盤沈下を懸念して条例で規制する自治体もあるが、条例がない地域では制約が少ない。



日本水道協会が昨年春に実施した調査では、回答した自治体などの水道事業者の46%に当たる187が、地下水を使い始めた施設を1件以上把握していた。2008年度からの約10年間で計1,195件。03年度からの約5年間では計676件で、増え続けていることがわかった。一方、地下水を使う施設を把握できていない事業者も142(35%)あった。

水道事業は原則、市町村が運営し、給水対象が5千人超の事業者では、経費を料金収入で賄う「独立採算」が基本だ。水道は基本料金に加え、使えば使うほど増える従量料金があるため、使用料が大幅に減れば経営への打撃は大きい。

地下水を使う施設の場合、水道の契約も続けるため、水道事業者は給水設備を維持する義務もあり、コストを回収できなくなる。また、従量料金は一般的に多量に使うほど割高に設定され、その分、一般住民の料金が安く抑えられてきた。地下水利用が広まれば、一般住民の料金が高くなる恐れもある。

料金改定をし、減収に歯止めをかけようと動き出した自治体もある。

京都市は20年近く前から地下水に切り替えた施設の把握を続ける。昨年5月現在で70件。市は6年前、水道料金を大幅に見直した。使わなくてもかかる基本料金を、大口客については、2ヵ月で数万円程度から最大約56万円に引き上げた。基本料金で必要経費の回収を図る。市の担当者は「水道管の維持管理費がある程度、回収できるようになった」と話す。

磐田市は大口客の引き留めに躍起だ。昨年4月、水道料金を値上げしたが、大口客の値上げ幅は一般家庭の12.6%の半分弱に抑えた。大分市や北九州市、流山市は大口客への割引制度を始めている。

日本水道協会の調査では、08年度以降で地下水利用を把握した事業者の7割超で減収が推定年1千万円以上。5億円以上の事業者も5あった。協会は現状を踏まえ、地下水に関する法規制や、施設側や利用者に一定の負担を求める仕組み作りなどを国に求めている。

【参考：工場排水（処理水）の河川放流をめぐる行政訴訟】

製紙工場排水に係る排水設備設置義務免除不許可処分取消訴訟について（概要）

- ① 安倍川製紙（現 富士製紙）は、昭和35（1960）年に当社の工場排水を静岡市の公共下水道に接続する。同社は下水道料金の負担が増してきたことから5億円を投じて排水処理施設を作り、平成10年7月、河川への直接放流許可を市の管理者に申請する（排水設備設置義務免除申請）。
- ② 同年8月、静岡市は審査基準を根拠に、申請に対して不許可処分と判断した。
- ③ 安倍川製紙は、「高度な排水処理施設を設置したのに静岡市が利用を許可せず、公共下水道施設の利用を強要するのは違法」として、市の不許可処分の取り消しを求め、行政訴訟を起こす。平成13年11月30日、静岡地裁（一審）において、笹村将文裁判長は「処分の根拠となった市の審査基準は著しく妥当性を欠いており違法」として、不許可処分の取り消しを命じる**原告側勝訴の判決**を言い渡した。裁判では、下水道法が定める公共下水道の利用強要が免除される「特別の事情」が争点となった。判決では「（利用強要は）下水道施設管理者の裁量に委ねられるが、社会通念上著しく妥当性を欠いた時は違法」とした。その上で、企業の排水処理施設の性能向上などに触れ「**審査事項は水質保全という目的達成の手段としては硬直的であり違法**」とした。
- ④ 静岡市は、判決を不服とし、東京高裁に控訴。平成14年9月26日、東京高裁（二審）において、大内俊身裁判長は、安倍川製紙の請求を認めた一審の静岡地裁の判決を支持し、**静岡市側の控訴を棄却**した。

判決は「排水処理施設を経由した下水の河川放流を認めない」とする市の許可基準については、「市は水質保全の目的を主張するが、水質基準の違反があった場合、許可を取り消すなどの条件を付けることによって悪質な下水の流出に対処できる」などとして、

市の処分は合理的裁量を逸脱していると判断した。

「一企業の都合により直接放流が認められることになれば、公共下水道事業の円滑な実施ができなくなる」という市の主張に対しては、「下水道事業の計画策定時に想定した工場排水量も、その後の工場の廃止や新設で変動も予想され、直接放流を認めないのは下水道の利用を不当に強制することになる」と訴えを退けた。処理済みの排水の河川放流の許可をめぐる行政訴訟は全国で初めてのケース。

- ⑤ 平成14年10月10日、静岡市長の定例会見において、安倍川製紙が市の水道・下水道事業管理者に工場排水に関する処分取り消しを求めた行政訴訟で、市が一審、二審の敗訴の結果を踏まえて**最高裁への上告を断念**したことについては「厳粛に受け止めている。下水道事業に対する料金面での影響も大きい。経営努力を行い、健全化に努めていく。(二審の)判決は全国的にも同じような例を生じさせる可能性があるので、情報を提供していきたい*」と述べた。

※長谷川達也（静岡市下水道事業及び下水道事業管理者）、製紙工場排水に係る排水設備設置義務免除不許可処分取消訴訟について、下水道協会誌、Vol. 40、No. 485、pp. 63～66、2003/3

§ 4. 市町村の財政状況

新経済・財政再生計画改定工程表2018における「地方行財政改革」

【出典：経済財政諮問会議、平成30(2018)年12月20日配付「新経済・財政再生計画改定工程表2018」】

○ 改革工程表の構成及び記載について

改革工程表は、分野ごとに、

- 「新経済・財政再生計画」等に記載された取組事項とその進捗・成果を定量的に把握するためのK P I を整理し、各取組みが目指す成果への道筋を示すパートと、

- **基盤強化期間(2019～2021年度)**における具体的な取組内容及び実施時期(改革工程)を示すパート

から構成される。

○ K P I について

第1階層：各取組事項の進捗状況を測定するための指標(アウトプット(産出)指標)

第2階層：各取組事項の実施による成果を測定するための指標(アウトカム(成果)指標)

4-1 持続可能な地方行財政基盤の構築

(2) 公営企業の抜本的な改革等の推進

公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びP D C A等を通じて、**更新費用や料金、操出基準外の操出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、操出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用**といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。《総務省》

2019年度：経営戦略の策定及び見直し等を通じ、収入・支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、操出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進

経営比較分析表について、これまで順次公表してきた8分野に加えさらなる公表分野の拡大や、廃止・民営化等の検討にも資するよう、2018年度までに追加した指標を含め必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進

2020年度：経営戦略の策定等を通じ、引き続き、収支見通しや決算情報等、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進するとともに、抜本的な改革の取組状況等の定量的把握や先進事例の周知により、一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。

2021年度：引き続き、収支見通しや決算情報等、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進するとともに、抜本的な改革の取組状況等の定量的把握や先進事例の周知により、一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。

K P I 第1階層：経営戦略の策定率【2020年度までに100%】

収支赤字事業数【2017年度決算(938事業)より減少】

K P I 第2階層：公営企業が**必要なサービス水準の確保**を前提として取り組む経営健全化の成果を図る指標(収支(改善の方向)、**繰出金(抑制の方向)**)

(3) 下水道・簡易水道について、新たなロードマップを明確化し、公営企業会計を一層促進

下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、**人口3万人未満**の団体における**公営企業会計の適用**を一層促進する。

2019年度：2019年度までの間に、都道府県及び人口3万人以上の市区町村における重点事業(下水道、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進

2018年内に策定する予定の新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても重点事業を中心に、公営企業会計の適用を一層推進
(重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策(法制化等)について検討)《総務省》

2020年度：公営企業会計の適用状況を把握し、ロードマップを踏まえ、各自治体における取組を促進

2021年度：引き続き、公営企業会計の適用状況を把握し、ロードマップを踏まえ、各自治体における取組を促進

K P I 第1階層：現行ロードマップの重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人以上)【2020年度予算から対象団体の100%】

※2018年内に策定する新たなロードマップを踏まえ、適切な指標を設定

K P I 第2階層：公営企業が**必要なサービス水準の確保**を前提として取り組む経営健全化の成果を図る指標(収支(改善の方向)、**繰入金(抑制の方向)**)

(4) 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP／PFIの導入を促進

水道・下水道について、**広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策を検討**し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP／PFIの導入や広域化・連携を促進する。

2019年度：【水道】

2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進

都道府県を中心とした広域化の取組の推進

先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP／PFIの導入や広域化・連携を促進

【下水道】

2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進

改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議

を推進

2022年度までに各都道府県における広域化・共同化計画の策定を促進にし、本計画に基づく広域化の取り組みを推進

先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP／PFIの導入や広域化・連携を促進

2020年度：具体的な方針の基づく取組みの進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討

2021年度：引き続き、具体的な方針の基づく取組みの進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討

KPI第1階層：【水道】

広域連携に取り組むこととした市町村数【増加、進捗検証】

【下水道】

広域化に取り組むこととした地区数(着手または完了した地区数)

【増加、進捗検証】

KPI第2階層：公営企業が**必要なサービス水準の確保**を前提として取り組む経営健全化の成果を図る指標(収支(改善の方向)、繰入金(抑制の方向))

《総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省》

(13)経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース

同規模の類似団体における経費水準の比較など、見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進する。

2019年度：「**経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース**」の安定的な運用・保守、データの更新・整備、更なる利活用促進のための機能の改良・拡充を行うとともに、収録されたデータを用いた、類似団体間の比較等を行い、「**経済・財政と暮らしの指標『見える化』ポータルサイト**」等において結果を公表

2020年度：2019年度における改良・拡充における利活用の状況等を踏まえ、更なる利便性向上に向けた改善を検討

2021年度：2020年度における検討を踏まえ、利便性向上に向けて必要な措置を講ずる。

KPI第1階層：「**経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース**」における、月平均アクセス回数【増加】

月平均データダウンロード回数【増加】

KPI第2階層：「**経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース**」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】

《内閣府》

(14)医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討

人口減少・高齢化の下、**社会保障給付と負担の推計**、学校施設や上下水道をはじめと

する**インフラ維持更新費**の中長期見通し等も踏まえ、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る**経費や制度的な課題**について、**関係府省が連携し、必要な対応策を検討**する。

2019年度：長寿命化等による効率化の効果を含めた**インフラ維持管理・更新費見通し**について、**作成・公表**を進める（各取組みについては、社会資本整備等の取組事項7に記載）

上記及び社会保障の将来見通しに関する議論を踏まえた上で、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る**経費や制度的な課題**について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討

2020年度：引き続き、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討

2021年度：引き続き、関係府省が連携し、必要な対応策を検討するとともに、基盤強化期間後の取り組みに資するよう課題等を整理

K P I 第1階層：インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】

K P I 第2階層：－

《関係府省》

(1) 主な財政指標

表－1 主な財政指標(経常収支比率と実質公債費比率)

平成29年度		経常収支比率：％		
(経常収支比率：実質公債費比率)		～80％未満 適 正	80％以上～90％未満 やや硬直化	90％以上～ 財政硬直化
実 質 公 債 費 比 率 ％	～ 10％未満		大刀洗町(81.5：6.0) 赤村 (82.7：△4.4) 上毛町 (84.2：0.9) 東峰村 (84.7：6.1) みやこ町(85.5：3.4) 吉富町 (86.1：7.9) 大木町 (86.2：7.5) 須恵町 (86.7：7.6) 大野城市(86.8：1.0) 糸島市 (87.6：5.5) 筑紫野市(87.8：5.5) 朝倉市 (88.7：8.1) 水巻町 (88.9：3.4) 行橋市 (89.1：5.7) 春日市 (89.3：1.3) みやま市(89.5：5.2) 新宮町 (89.9：8.1)	広川町 (90.1：6.7) 香春町 (90.1：3.4) 志免町 (90.3：5.8) 那珂川町(90.5：4.1) 宮若市 (90.9：5.0) 太宰府市(92.1：0.5) 筑後市 (92.2：6.9) 柳川市 (92.5：6.9) 宗像市 (92.9：0.3) 福智町 (92.9：4.7) 福津市 (93.3：6.3) 築上町 (93.3：7.6) うきは市(93.5：9.6) 八女市 (93.7：8.9) 遠賀町 (93.9：6.5) 岡垣町 (94.7：3.8) 古賀市 (95.0：5.3) 糸田町 (95.0：5.9) 久留米市(95.3：3.6) 嘉麻市 (95.6：4.6) 大川市 (95.8：9.1) 飯塚市 (96.1：4.2) 桂川町 (96.1：4.1) 大牟田市(96.3：9.1) 宇美町 (96.5：9.1) 田川市 (96.9：8.1) 芦屋町 (97.0：8.3) 川崎町 (97.4：8.5) 篠栗町 (97.9：6.7) 鞍手町 (98.3：8.5) 直方市 (98.8：8.0) 添田町 (99.2：6.2)
	10％以上～ 16％未満		苅田町 (86.0：11.5)	久山町 (90.1：13.7) 福岡市 (92.5：11.7) 粕屋町 (93.0：10.8) 筑前町 (95.5：14.0) 小竹町 (95.8：11.6) 豊前市 (96.4：10.1) 小郡市 (98.3：11.9) 中間市 (98.5：14.6) 北九州市(99.4：12.2)
	16％以上～			大任町 (98.6：17.1)

60市町村の平均(94.1& 9.0)、福岡県(96.8&11.8)

【数値の出所は総務省、地方公共団体の主要財政指標一覧、市町村別決算状況調】

- **経常収支比率**は、地方公共団体の**財政構造の弾力性**を示す指標で、「用途が限定されていない収入額」に占める「**人件費、扶助費**(社会福祉費)、**公債費**(借金の返済)など経常的な経費」の割合です。
- **実質公債費比率**とは、公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、**実質**

的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すものです。

市町村の平均	経常収支比率	実質公債費比率	財政力指数
平成29年度	92.8%	6.4%	0.51
平成28年度	92.5%	6.9%	0.50
平成27年度	90.0%	7.4%	0.50

【出典：総務省の資料】

経常収支比率の区分(全市町村)	80%未満	80%以上～90%未満	90%以上～100%未満	100%以上～	合 計
平成29年度 92.8%	124 (7.2%)	691 (40.2%)	862 (50.2%)	41 (2.4%)	1,718 (100.0%)
平成28年度 92.5%	162 (9.4%)	768 (44.7%)	755 (43.9%)	33 (1.9%)	1,718 (100.0%)
平成27年度 90.0%	237 (13.8%)	966 (56.2%)	506 (29.5%)	9 (0.5%)	1,718 (100.0%)

- 減収補填債(特例分)及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率
 (北九州市：112.7)、(福岡県：108.6)、(直方市：105.2)、(小郡市：105.0)
 (中間市：103.9)、(鞍手町：103.8)、(篠栗町：103.4)、(添田町：103.3)
 (大任町：102.7)、(宇美町：102.4)、(福岡市：102.3)、(久留米市：102.2)
 (田川市：102.0)、(豊前市：101.9)、(川崎町：101.9)、(大川市：101.8)
 (芦屋町：101.8)、(大牟田市：101.7)、(飯塚市：101.6)、(古賀市：101.3)
 (桂川町：101.0)、(岡垣町：100.8)、(筑前町：100.7)、(遠賀町：100.3)
 (小竹町：100.1)、(嘉麻市：99.8)、(粕屋町：99.1)、(糸田町：99.1)
 (太宰府市：99.0)、(福津市：99.0)、(宗像市：98.7)、(八女市：98.3)
 (筑後市：98.1)、(うきは市：98.0)、(築上町：97.7)、(柳川市：97.4)
 (志免町：97.2)、(福智町：96.8)、(新宮町：96.0)、(広川町：95.8)
 (那珂川町：95.8)、(宮若市：95.7)、(行橋市：95.1)、(久山町：95.0)
 (水巻町：94.8)、(香春町：94.5)、(春日市：94.2)、(朝倉市：94.0)
 (筑紫野市：93.9)、(みやま市：93.9)、(大野城市：93.2)、(糸島市：92.5)
 (須恵町：91.8)、(大木町：91.7)、(吉富町：90.5)、(みやこ町：89.9)
 (上毛町：88.0)、(東峰村：87.8)、(荏田町：86.0)、(赤村：85.9)
 (大刀洗町：85.8)

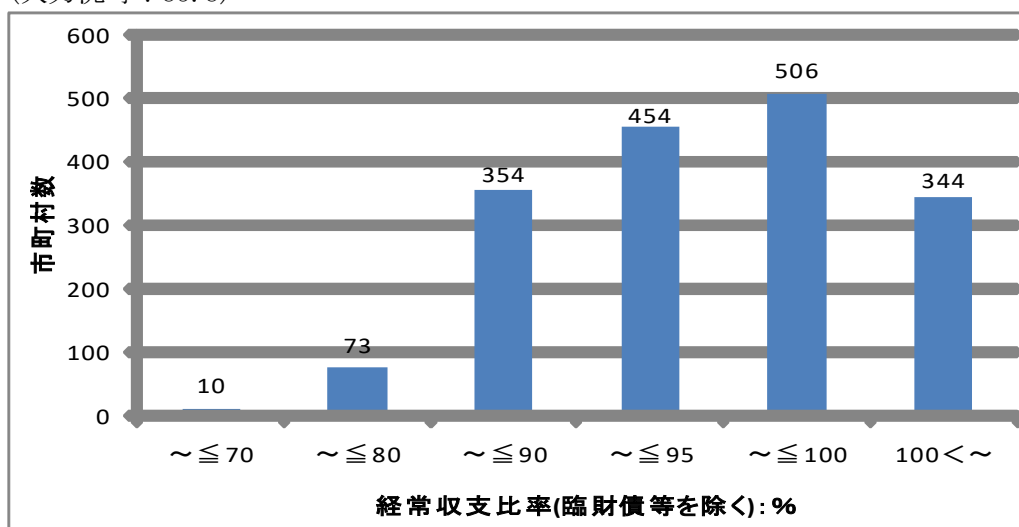


図-1 臨財債等を除いた経常収支比率の分布(平成29年度)

- 平成28年9月26日付け日本経済新聞に「国の借金肩代わり「赤字地方債」増勢 自治体の警戒心強く」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

自治体の赤字地方債「臨時財政対策債」（臨財債）の発行額が増加に転じそうだ。臨財債の発行額は2016年度まで3年連続で減ったが、総務省がまとめた仮試算では、17年度は増加する見通しとなった。**地方財政の将来リスクが高まる兆しが出てきた。**

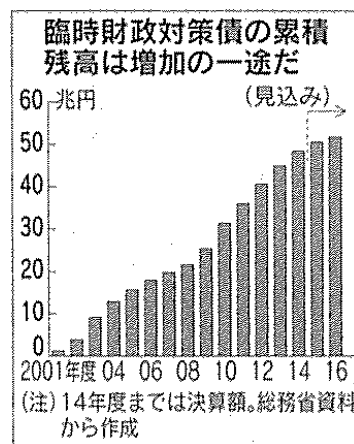
「臨財債の発行抑制を進めてきたが、17年度は臨財債の増加が生じてしまう。大変厳しい状況だ」。高市早苗総務相は9月2日の記者会見で、同省が8月末にまとめた「17年度の地方財政の課題」で、臨財債の仮試算額が16年度の地方の予算をまとめた地方財政計画に比べ**9千億円増える見通し**となったことに警戒感をにじませた。

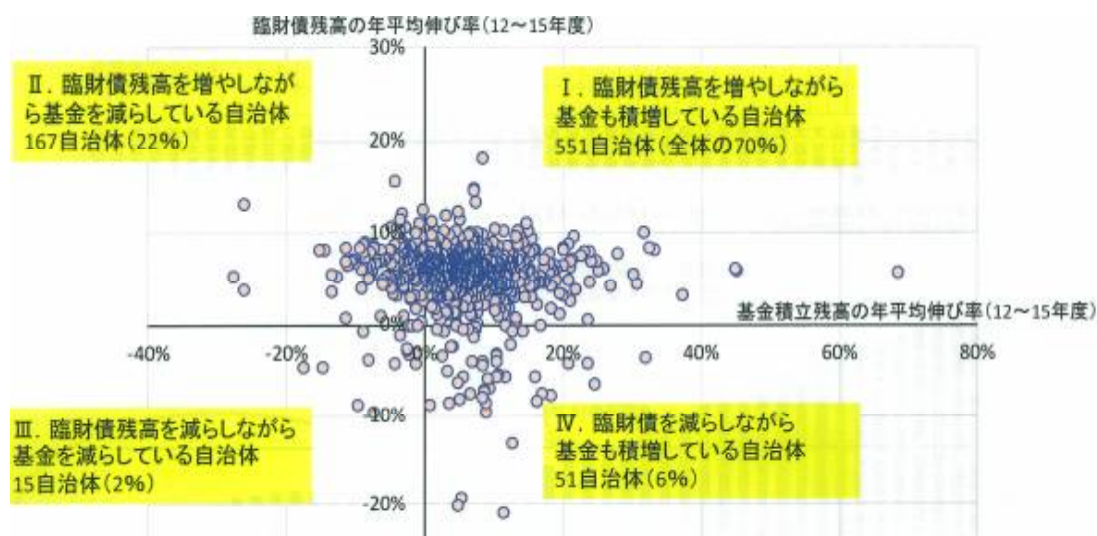
自治体財政では、標準的な行政サービスを行うために必要な費用（基準財政需要額）を算定したうえで、地方税収など標準的な収入（基準財政収入額）を差し引き、不足分を調整する財源として国から地方交付税が交付される。所得税や酒税などの一定割合を交付税の原資と定めている。ただ**高齢化の進展などで地方の行政サービスが増える中、近年は国税の一定割合だけでは交付税額を確保できない**。そこで国は、交付税で後々に元利償還金を全額補填する約束で、自治体に借金してもらい財源を確保する臨財債を導入した。自治体からみれば、交付税の不足分を「肩代わり」している形だ。01年度に3年間の臨時措置として創設されたが、事実上恒常化している。

毎年度の財源不足分を国と半分ずつ補う「**折半対象財源不足額**」に対応する臨財債と、過去の臨財債の償還に充てる臨財債の2種類ある。17年度の仮試算では「折半対象財源不足額」分が16年度比で6千億円伸び、過去の償還分も3千億円増えた。税収が横ばいの見通しであるほか、ここ数年、前年度の国税決算が見込みより伸びたことで生じた繰越金がなくなることにも響いている。

全国の自治体が発行する**臨財債の16年度の残高見込みは計約51兆7千億円**に達する。元利償還金を交付税で補填する約束とはいえ、臨財債に対する自治体の警戒感は強い。

埼玉県の上田清司知事は9月6日の記者会見で、臨財債について「『後で金ができたら返すから』という中央政府の仕組みは、でたらめとしか云いようがない」と改めて批判した。ここ数年の臨財債の減額傾向は評価するものの、発行額が再び増勢に転じる場合は「大きな運動を起こしたい」と、**臨財債の発行規模が大きい府県で連携し、臨財債の見直しを求める構え**も見せた。（後略）





	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2012から15年度の増加額
基金残高	8.4兆円	9.1兆円	9.2兆円	9.5兆円	1.1兆円
臨時債年度末残高	14.0兆円	15.3兆円	16.4兆円	17.1兆円	3.2兆円
臨時債新規発行高合計	(1.9兆円)	2.0兆円	1.9兆円	1.6兆円	13～15年度合計5.8兆円

図－２ 基金増加率と臨時財政対策債の増加率
～３年間の市レベルでの臨時債の新規発行額合計5.8兆円、基金残高増加額1.1兆円～
【出典：平成29年11月16日開催の経済財政諮問会議配付資料】

表－２ 市町村別の積立金現在高の推移

	積立金現在高：百万円			B／C	積立金現在高 の増減割合 H29年度	
	平成14年度 A	平成29年度 B	(B-A)/15 C			
北九州市	71,506	39,975	-2,102	-19	芦屋町	-7 1
福岡市	59,732	62,049	154	増加	宇美町	-11 2
大牟田市	2,329	7,213	326	増加	中間市	-13 3
久留米市	22,701	18,589	-274	-68	北九州市	-19 4
直方市	5,893	4,293	-107	-40	篠栗町	-19 5
飯塚市	15,376	23,035	511	増加	小竹町	-19 6
田川市	12,437	16,996	304	増加	遠賀町	-26 7
柳川市	8,168	12,437	285	増加	新宮町	-28 8
八女市	13,490	20,287	453	増加	直方市	-40 9
筑後市	5,742	5,911	11	増加	岡垣町	-50 10
大川市	1,623	3,337	114	増加	久留米市	-68 11
行橋市	7,867	11,556	246	増加	鞍手町	-81 12
豊前市	2,206	2,490	19	増加	粕屋町	-82 13
中間市	4,518	2,118	-160	-13	福津市	-119 14
小郡市	3,172	3,298	8	増加	大野城市	-143 15
筑紫野市	10,652	11,357	47	増加	桂川町	-143 16
春日市	6,929	10,027	207	増加	香春町	-161 17
大野城市	17,188	15,551	-109	-143	大刀洗町	-169 18
宗像市	12,632	19,459	455	増加	吉富町	-172 19
太宰府市	4,890	4,954	4	増加	筑前町	-574 20
古賀市	4,907	5,871	64	増加	太宰府市	増加 21
福津市	11,748	10,432	-88	-119	筑後市	増加 22
うきは市	7,832	11,655	255	増加	嘉麻市	増加 23

宮若市	6,686	12,166	365	増加	小郡市	増加	24
嘉麻市	13,428	13,871	30	増加	福岡市	増加	25
朝倉市	10,234	15,198	331	増加	筑紫野市	増加	26
みやま市	7,658	9,655	133	増加	須恵町	増加	27
糸島市	8,086	9,856	118	増加	那珂川町	増加	28
那珂川町	9,006	9,929	62	増加	豊前市	増加	29
宇美町	3,714	1,590	-142	-11	古賀市	増加	30
篠栗町	3,349	1,889	-97	-19	福智町	増加	31
志免町	3,259	5,368	141	増加	糸島市	増加	32
須恵町	2,551	2,738	12	増加	久山町	増加	33
新宮町	5,298	3,436	-124	-28	みやま市	増加	34
久山町	1,086	1,363	18	増加	添田町	増加	35
粕屋町	4,280	3,625	-44	-82	田川市	増加	36
芦屋町	12,728	3,860	-591	-7	水巻町	増加	37
水巻町	3,076	4,313	82	増加	東峰村	増加	38
岡垣町	5,758	4,439	-88	-50	春日市	増加	39
遠賀町	7,178	4,546	-175	-26	川崎町	増加	40
小竹町	2,601	1,466	-76	-19	行橋市	増加	41
鞍手町	8,241	6,952	-86	-81	大木町	増加	42
桂川町	2,694	2,436	-17	-143	うきは市	増加	43
筑前町	5,901	5,744	-10	-574	朝倉市	増加	44
東峰村	2,534	3,587	70	増加	苅田町	増加	45
大刀洗町	4,249	3,898	-23	-169	飯塚市	増加	46
大木町	2,315	3,417	73	増加	八女市	増加	47
広川町	2,297	3,807	101	増加	柳川市	増加	48
香春町	4,576	4,182	-26	-161	赤村	増加	49
添田町	3,656	4,685	69	増加	宗像市	増加	50
糸田町	2,330	4,950	175	増加	築上町	増加	51
川崎町	2,073	3,011	63	増加	志免町	増加	52
大任町	1,725	3,348	108	増加	広川町	増加	53
赤村	2,702	4,085	92	増加	宮若市	増加	54
福智町	15,486	18,588	207	増加	大任町	増加	55
苅田町	3,360	4,995	109	増加	大川市	増加	56
みやこ町	5,136	13,215	539	増加	糸田町	増加	57
吉富町	2,441	2,242	-13	-172	みやこ町	増加	58
上毛町	3,102	8,707	374	増加	上毛町	増加	59
築上町	3,931	6,089	144	増加	大牟田市	増加	60
60市町村	502,263	540,136	2,525	増加	60市町村	増加	
H25年度		499,381					
H24年度	—	464,648					
H22年度	—	414,226					

※）H29年度の現在高を〔平成14年度から平成29年度の15年間における減少額の年平均値〕で除した値で、過去15年間と同様な割合で積立金が減少した場合、何年後に積立金が0になるかを表している。

【数値の出所は、総務省、平成14年度の決算カードと平成29年度市町村別決算状況調】

表－3 標準財政規模に対する積立金現在高の割合

財政調整基金／標準財政規模	積立金現在高／標準財政規模 ：％ H29年度		B／C	積立金現在高／標準財政規模：％ H29年度（昇順）		B／C	1718市町村中
3.5	北九州市	14.3	-19	北九州市	14.3	-19	65
6.7	福岡市	15.0	増加	福岡市	15.0	増加	71
9.4	大牟田市	26.0	増加	中間市	22.1	-13	176
11.1	久留米市	27.2	-68	宇美町	22.9	-11	190
23.6	直方市	32.8	-40	大牟田市	26.0	増加	236
25.1	飯塚市	70.0	増加	久留米市	27.2	-68	254

26.8	田川市	128.8	増加	小郡市	28.4	増加	285
34.0	柳川市	75.8	増加	篠栗町	31.8	-19	
54.7	八女市	101.8	増加	直方市	32.8	-40	
23.9	筑後市	57.0	増加	豊前市	35.9	増加	
26.8	大川市	41.2	増加	太宰府市	37.4	増加	
35.8	行橋市	84.2	増加	大川市	41.2	増加	
21.2	豊前市	35.9	増加	粕屋町	42.3	-82	
7.6	中間市	22.1	-13	久山町	47.1	増加	
19.1	小郡市	28.4	増加	糸島市	48.9	増加	
15.2	筑紫野市	60.6	増加	須恵町	49.5	増加	
12.7	春日市	51.9	増加	古賀市	50.9	増加	
27.7	大野城市	83.4	-143	春日市	51.9	増加	
30.4	宗像市	99.8	増加	小竹町	54.5	-19	
22.6	太宰府市	37.4	増加	新宮町	55.3	-28	
22.3	古賀市	50.9	増加	荏田町	56.0	増加	
45.3	福津市	80.4	-119	筑後市	57.0	増加	
57.3	うきは市	130.3	増加	筑紫野市	60.6	増加	
38.6	宮若市	134.9	増加	川崎町	61.5	増加	
29.0	嘉麻市	108.2	増加	志免町	63.1	増加	
29.9	朝倉市	101.5	増加	飯塚市	70.0	増加	
49.2	みやま市	92.2	増加	岡垣町	71.0	-50	
26.4	糸島市	48.9	増加	桂川町	74.2	-143	
17.7	那珂川町	111.3	増加	水巻町	75.0	増加	
20.9	宇美町	22.9	-11	柳川市	75.8	増加	
9.0	篠栗町	31.8	-19	筑前町	77.5	-574	
38.9	志免町	63.1	増加	福津市	80.4	-119	
41.9	須恵町	49.5	増加	大野城市	83.4	-143	
41.7	新宮町	55.3	-28	行橋市	84.2	増加	
34.2	久山町	47.1	増加	広川町	84.5	増加	
19.3	粕屋町	42.3	-82	みやま市	92.2	増加	
29.7	芦屋町	105.1	-7	宗像市	99.8	増加	
44.1	水巻町	75.0	増加	朝倉市	101.5	増加	
30.2	岡垣町	71.0	-50	八女市	101.8	増加	
26.9	遠賀町	110.9	-26	大刀洗町	103.3	-169	
26.7	小竹町	54.5	-19	芦屋町	105.1	-7	
28.0	鞍手町	155.1	-81	築上町	105.4	増加	
22.4	桂川町	74.2	-143	大木町	106.6	増加	
32.6	筑前町	77.5	-574	嘉麻市	108.2	増加	
97.7	東峰村	262.2	増加	吉富町	109.3	-172	
41.5	大刀洗町	103.3	-169	遠賀町	110.9	-26	
58.7	大木町	106.6	増加	那珂川町	111.3	増加	
43.4	広川町	84.5	増加	田川市	128.8	増加	
38.2	香春町	133.0	-161	添田町	129.6	増加	
91.9	添田町	129.6	増加	うきは市	130.3	増加	
48.9	糸田町	181.1	増加	香春町	133.0	-161	
30.6	川崎町	61.5	増加	宮若市	134.9	増加	
58.8	大任町	143.6	増加	大任町	143.6	増加	
57.6	赤村	289.3	増加	鞍手町	155.1	-81	
15.5	福智町	254.6	増加	糸田町	181.1	増加	
36.7	荏田町	56.0	増加	みやこ町	196.7	増加	
47.3	みやこ町	196.7	増加	福智町	254.6	増加	
49.1	吉富町	109.3	-172	東峰村	262.2	増加	
64.5	上毛町	273.1	増加	上毛町	273.1	増加	

30.1	築上町	105.4	増加	赤村	289.3	増加
15.7	60市町村	41.8	増加	60市町村	41.8	増加
	25年度	41.5				
	24年度	39.0				
	22年度	35.0				

【数値の出所は、総務省、市町村別決算状況調】



図－3 地方の基金残高の推移(通常収支分)

- 平成29年度末の地方の基金残高は22.0兆円(対前年度比+0.4兆円)と過去最高。年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」は、リーマン・ショック後の地方税収が減少した時期を含め近年ほぼ一貫して増加してきたが、平成29年度は**微減**となった。
- 平成29年度の基金残高について、国民健康保険財政安定化基金への積立て分を除くと、東京都・特別区以外では**微減**(対前年度比▲0.04兆円)となっている。

【出典：財務省、令和元年5月22日開催財政制度分科会配付資料】

【標準財政規模】

地方公共団体が使い道を自由に選択できる財源の大きさのこと(標準税収入額+普通地方交付税+地方譲与税)。地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる標準的な一般財源の総枠を表すもの。

【積立金(財政調整基金+減債基金+其他特定目的基金)】

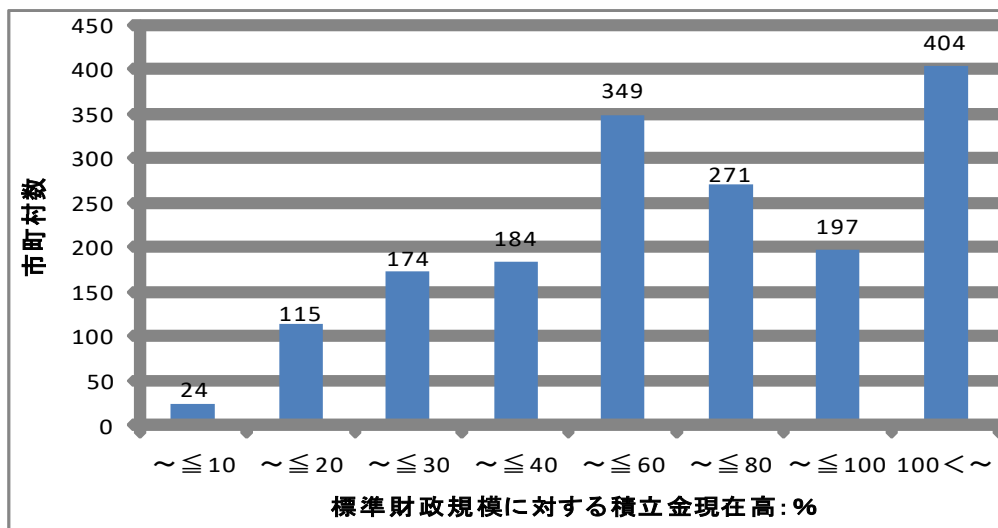
財政調整基金：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金

減債基金：地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金

其他特定目的基金：財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積みたてのために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

財務省の「財務状況把握ハンドブック」では、積立金等について、次のように記述しています。「資金繰りの状況の観点からみると、現金預金が資金繰りの繁忙度を表しており、**其他特定目的基金は直接資金繰りに使うものではないが、いざというときには取り崩し**

て資金繰りバッファの役割を果たすことができる。また、安定した資金繰りのために最低限必要な量を超えた現金預金は、手元流動性資産であっても、実態的にはその他特定目的基金と同様に資金繰りバッファのための資金として機能していると考えられる。よって、資金繰りの状況の観点で団体の耐久余力を把握するに当たっては、現金預金とその他目的基金を合算した積立金等をその対象として、水準を把握する。」



図ー４ 標準財政規模に対する積立金現在高の割合の分布(平成29年度)

【数値の出所は、総務省、平成29年度市町村別決算状況調】

- 「上位8自治体」と「200%を超える83自治体のうち26自治体」は、東日本大震災の被災3県内(岩手県(5)、宮城県(9)、福島県(12))の自治体です。

被災3県以外の自治体で、標準財政規模に対する積立金現在高の割合が高いのは、東京都御蔵島村(540.4%)、新潟県刈羽村(518.2%)、東京都青ヶ島村(503.7%)、三重県川越町(481.8%)、佐賀県玄海町(441.8%)、長野県下條村(441.4%)、奈良県川上村(429.9%)、長野県南相木村(415.5%)、佐賀県江北町(414.2%)、東京都檜原村(371.3%)などです。

- 1,718市町村中、最も低いのは新潟県加茂市で0.6%、次いで新潟市の1.5%、広島市の2.9%、横浜市の4.4%、奈良県河合町の4.5%、福井市の4.9%、千葉県銚子市の6.0%、岐阜県安八町の6.0%、名古屋市の6.3%、奈良県平群町の7.0%の順で、24市町が10%未満です。

- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」で、財政調整基金の適正規模について、次のように述べています。

地方財政法は第4条の3で基金の造成、第4条の4で積立金の処分について規定しています。その解釈は少し面倒なので、結論だけをいうと、

- ① 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、
- ② 災害により生じた経費の財源または災害より生じた減収を埋めるための財源に充てるとき、
- ③ 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき、

④ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき、

⑤ 償還期限を繰り上げて行う地方債のための経費の財源に充てるとき
の5つのケースについて、基金の取り崩しが適当としています。

ところで、基金には種類があり、それぞれ目的に応じて造成されなければなりません。③は公共施設整備基金などが該当します。財政調整基金は、①と②を対処するためのものと整理できます。しかし、その適正額を明らかにすることは簡単ではありません。

②の災害対策のための基金の所要額は、想定される災害の種類や頻度、規模によって大きく異なります。また、災害の規模によって、国費投入の割合は異なります(災害規模が小さいほど国費投入の割合は小さい)。個々の地方自治体は、近年の被災団体の発災後の補正予算を比較検討して、所要額を見積もるなどの対応をしなければなりません。一般に市街地が狭く1ヵ所に集中している場合には災害が全体に及びやすいので、救援事業等の規模が、財政規模に対して相対的に大きくなります。あくまで経験値として、**標準財政規模の5～10%程度**というところでしょう

①として想定すべき状況として、まずは、大規模な景気後退に伴う地方税の一時的な減少があります。その場合、地方税収入の比較的大きな団体、とりわけ不交付団体ほど、積立の必要度が大きくなります。特定の企業の税収に依存してきた団体や、収益事業収入に依存してきた団体では、それらの収入が激減することに備えて、より多額の財政調整基金が必要となります。その規模についても、一概にはいえませんが、感覚的には、やはり**標準財政規模の5～10%**というところです。

そうすると、**財政調整基金の適正規模は、おおむね標準財政規模の10～20%程度**となります。これは、市町村の平均的な財政調整基金の規模とおおむね一致します。

表－4 地方債現在高の増減

福岡県 (一般＋公営等)		平成19年度 A	平成24年度	平成29年度 B	差 額 C : B - A	増減率 C/A : %
地方債現在高 ：百万円	県	2,667,143	3,581,720	4,054,853	1,387,710	+52.0
	市町村	5,651,460	5,299,003	5,280,215	▲ 371,245	－ 6.6
	計(A)	8,318,603	8,880,723	9,335,068	1,016,465	+12.2
住民基本台帳人口(B)		5,030,818	5,053,473	5,059,737	28,919	+ 0.6
A/B : 万円/人		165	176	184	19	

平成21年度のA/Bは165万円/人(≒8,318,793/5,038,574)

		平成25年度
地方債現在高	県	3,691,977
	市町村	5,273,969
：百万円	計(A)	8,965,946
住民基本台帳人口(B)		5,063,541
A/B : 万円/人		177

県と市町の合計地方債 「地方債現在高の増加速度」 > 「人口の増加速度」

- 平成29年度末の地方自治体の地方債現在高219兆円(＝普通会計：196＋公営企業：23)
219兆円÷1.25億人(日本人)≒175万円/人

- 平成29年度末の一般会計と公営企業会計等を合わせた地方債総額は、福岡県が4兆0,549億円、60市町村で5兆2,802億円、合わせて9兆3,351億円で、住民1人当たり184万円となっており、平成19年度末に比べると、人口の増加率よりも地方債現在高の増加率の方が大きいことから、**人口1人当たりでは19万円も増加**しています。

市町村別に住民1人当たりをみると、最も多いが大任町の250万円、次いで福岡市の155万円、北九州市の148万円など7市町村が100万円を超えています。また、積立金現在高に対する地方債総額の割合は、最も高いのが福岡市で37.3、言い換えると借金の2.7%しか貯金がない状態、次いで北九州市の35.2、中間市の14.7、久留米市の11.8、宇美町の11.7の順です。さらに、地方自治体を使い道を自由に選択できる財源の大きさで、地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる標準的な一般財源の総枠である「標準財政規模」に対する地方債総額の割合は、最も高いのが福岡市と大任町の5.6、次いで北九州市の5.0、芦屋町の4.2、筑前町の4.1の順となっています。



図－5 地方の債務残高の推移

- 地方の債務残高は、金額では平成26年度以降6年連続、対GDP比では平成25年度以降7年連続の減少の見込み【出典：財務省、令和元年5月22日開催財政制度分科会配付資料】

＜国と地方の長期債務残高の推移(ストック)＞



図－6 国と地方の長期債務残高の推移

- 債務残高をみると、平成前半は国・地方が同じペースで増加したが、平成後半は国の残高が増加する一方で地方は減少

【出典：財務省、令和元年5月22日開催財政制度分科会配付資料】

- 総務省の平成29年12月12日付け報道資料「地方財政審議会、今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見」において、「地方財政の健全化」について次のような記述があります。

持続可能な地方財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以来継続して巨額の財源不足が生じている。また、地方の債務残高は約200兆円規模で推移している。

本来のあるべき地方財政の姿は、臨時財政対策のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高により圧迫されていない状態である。特例的な地方債への依存を改善するとともに、極めて大きな地方債の債務残高の計画的な引き下げに向けて取り組んでいくことが必要である。

このため、歳入面においては、平成31年10月に予定されている消費税率10%への引き上げにより地方の社会保障財源の充実を図ることとあわせ。地域経済の活性化等に向けた取組により、地方税収等の更なる増加を図ることが求められる。

また、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組むことが求められる。このため、住民との議論に基づき、真に必要な行政サービスや、その効果的・効率的な提供方法の選択を行うことができるよう、各地方自治体が、他の地方自治体との比較を含め、自らの財政状況を住民や議会に理解しやすい形で的確に把握・公表することが重要である。そのため、引き続き地方財政の状況の「見える化」等を推進すべきである。

表－5 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

単位：兆円

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
公営企業 債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	23	22

- また、平成28年8月7日付け日本経済新聞に「日本国債 借金ありきの景気刺激策」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

1990年代後半以降、日本は借金である国債の発行なしでは財政が成り立たない「赤字経営」に陥っている。毎年30兆～40兆円の新しい国債を発行し、発行残高は838兆円に積み上がった。国民1人ひとりに664万円、4人家族なら合計2,656万円の借金がある計算だ。政府は65年度、歳入不足を補うための「赤字国債」を1,972億円発行した。戦後の国債発行の歴史はこのとき始まった。91～93年度にはいったんゼロになったが、98年度を境に目立って発行額が増え始めた。

前年の97年度は消費税率5%への引き上げ、アジア通貨危機、金融不安などで重なった。当時の小渕恵三首相は総額24兆円に上る大型の経済対策を打ち出した。98年度の新しい国債の発行額は34兆円。前年の1.8倍に急増した。これ以降、ほぼ毎年、30兆円を超える新規の発行が続くようになった。リーマン危機や東日本大震災のほか、少子高齢化で医療や介護への支出が増え続けているという構造要因もある。

- 令和元年5月11日付け日本経済新聞に「国の借金 1,103兆円で最大 3月末時点」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

財務省は10日、国債や借入金を合計した「国の借金」は2019年3月末時点で1,103兆3,543億円だったと発表した。17年度末と比べて15兆5,414億円増えた。年度末の残高は

3年連続で過去最大で、歳出の抑制が課題となっている。

満期10年以上の長期国債(超長期を含む)の残高が同32兆円増え、674兆円になった。政府は国債の新規発行や借り換えの際、満期が長いものを増やしている。通常は長期ほど金利が高いが、低金利のうちに発行すれば将来の利払い費が抑えられるとみる。

- 令和元年8月9日付け財務省報道資料では、令和元年6月末時点の国債及び借入金並びに政府保障債務現在高は、それぞれ、9,809,741億円(国債、うち普通国債は**8,792,405億円**) + 1,244,612億円(借入金 + 政府短期証券) + 375,127億円(政府保証債務) = **1,142兆9,480億円(前年度末に対し1兆4,850億円増)**

参考資料

秋田県		平成22年度 A	平成27年度 B	平成29年度 C	差 額 D : C - A	増減率 D/C %
地方債：百万円 (一般＋公営等)	県	1,338,007	1,316,264	1,297,677	▲ 40,330	－ 3.0
	市町村	1,137,950	1,091,702	1,058,514	▲ 79,436	－ 7.0
	計(A)	2,475,957	2,407,966	2,356,191	▲ 119,766	－ 4.8
住民基本台帳人口(B)		1,097,588	1,039,436	1,011,297	▲ 86,291	－ 7.9
A/B : 万円/人		225.6	231.7	233.0	7.4	＋ 3.3

県と市町村の地方債の合計額の減少速度<住民基本台帳人口の減少速度

表－6 市町村別の地方債現在高(一般会計等と公営企業会計等の合算)の大きさ

1人当たりの地方 債現在高(万円/ 人) H29年度		地方債現在高/ 積立金現在高 H29年度		地方債現在高/ 標準財政規模 H29年度		地方債現在高/ 歳入総額 H29年度	
大任町	249.9	福岡市	37.3	福岡市	5.6	福岡市	2.7
福岡市	154.8	北九州市	35.2	大任町	5.6	北九州市	2.5
北九州市	148.5	中間市	14.7	北九州市	5.0	筑前町	2.4
東峰村	127.4	久留米市	11.8	芦屋町	4.2	鞍手町	2.0
芦屋町	110.0	宇美町	11.7	筑前町	4.1	大任町	2.0
久山町	102.3	大牟田市	11.4	新宮町	3.3	中間市	1.8
筑前町	102.2	直方市	9.4	久留米市	3.2	久留米市	1.7
福智町	94.5	小郡市	8.9	中間市	3.2	須恵町	1.7
吉富町	90.0	篠栗町	7.3	鞍手町	3.2	久山町	1.7
鞍手町	89.8	太宰府市	6.6	直方市	3.1	直方市	1.6
小竹町	87.8	久山町	6.5	飯塚市	3.1	福津市	1.6
朝倉市	87.1	大川市	6.0	朝倉市	3.1	宇美町	1.6
宮若市	86.5	豊前市	5.9	大牟田市	3.0	志免町	1.6
築上町	82.3	新宮町	5.9	久山町	3.0	岡垣町	1.6
うきは市	79.9	粕屋町	5.8	福智町	3.0	大牟田市	1.5
川崎町	79.6	須恵町	5.6	吉富町	3.0	飯塚市	1.5
飯塚市	79.4	筑前町	5.2	福津市	2.8	新宮町	1.5
みやこ町	74.5	古賀市	5.1	須恵町	2.8	小竹町	1.5
中間市	73.5	糸島市	5.1	川崎町	2.8	荏田町	1.5
久留米市	72.8	小竹町	4.6	うきは市	2.7	柳川市	1.4
赤村	71.6	川崎町	4.5	宮若市	2.7	小郡市	1.4
直方市	71.1	飯塚市	4.4	宇美町	2.7	太宰府市	1.4
大牟田市	70.9	筑後市	4.2	岡垣町	2.7	古賀市	1.4
田川市	68.5	荏田町	4.2	古賀市	2.6	うきは市	1.4
新宮町	63.4	春日市	4.1	志免町	2.6	宮若市	1.4

柳川市	61.9	志免町	4.1	築上町	2.6	糸島市	1.4
大刀洗町	61.9	芦屋町	4.0	田川市	2.5	篠栗町	1.4
添田町	61.9	大任町	3.9	柳川市	2.5	粕屋町	1.4
嘉麻市	60.7	筑紫野市	3.8	大川市	2.5	芦屋町	1.4
苅田町	58.5	岡垣町	3.8	小郡市	2.5	筑後市	1.3
大川市	58.1	福津市	3.5	太宰府市	2.5	大川市	1.3
福津市	57.8	柳川市	3.3	糸島市	2.5	豊前市	1.3
豊前市	57.0	水巻町	3.2	粕屋町	2.5	筑紫野市	1.3
須恵町	55.4	朝倉市	3.1	遠賀町	2.5	水巻町	1.3
みやま市	55.3	広川町	2.7	小竹町	2.5	遠賀町	1.3
八女市	55.2	吉富町	2.7	大刀洗町	2.5	大刀洗町	1.3
香春町	54.6	大野城市	2.6	筑後市	2.4	広川町	1.3
遠賀町	53.6	行橋市	2.5	水巻町	2.4	川崎町	1.3
広川町	52.8	築上町	2.5	苅田町	2.4	吉富町	1.3
岡垣町	52.6	大刀洗町	2.4	筑紫野市	2.3	田川市	1.2
筑後市	51.2	遠賀町	2.3	篠栗町	2.3	春日市	1.2
古賀市	51.1	みやま市	2.2	広川町	2.3	大野城市	1.2
糸田町	50.6	うきは市	2.1	大野城市	2.2	朝倉市	1.2
宇美町	50.2	鞍手町	2.1	みやこ町	2.2	福智町	1.2
糸島市	50.0	宮若市	2.0	行橋市	2.1	築上町	1.2
小郡市	49.7	田川市	1.9	豊前市	2.1	みやま市	1.1
上毛町	49.2	宗像市	1.9	春日市	2.1	みやこ町	1.1
水巻町	48.8	桂川町	1.9	みやま市	2.0	行橋市	1.0
志免町	48.1	八女市	1.7	東峰村	2.0	宗像市	1.0
太宰府市	45.8	嘉麻市	1.7	宗像市	1.9	大木町	1.0
粕屋町	45.3	大木町	1.7	香春町	1.9	香春町	1.0
篠栗町	44.1	那珂川町	1.6	八女市	1.8	八女市	0.9
筑紫野市	42.0	香春町	1.5	嘉麻市	1.8	嘉麻市	0.9
大野城市	41.2	添田町	1.3	那珂川町	1.8	那珂川町	0.9
大木町	40.0	福智町	1.2	大木町	1.8	添田町	0.9
行橋市	39.9	みやこ町	1.1	添田町	1.7	糸田町	0.9
宗像市	37.9	糸田町	0.9	糸田町	1.7	桂川町	0.8
春日市	36.4	東峰村	0.8	赤村	1.6	赤村	0.8
桂川町	33.2	赤村	0.6	桂川町	1.4	東峰村	0.6
那珂川町	32.1	上毛町	0.4	上毛町	1.2	上毛町	0.6
60市町村	104.4	60市町村	9.8	60市町村	4.1	60市町村	2.0
H25年度	104.2	H25年度	10.6	H25年度	4.4	H25年度	2.2
H24年度	104.9	H24年度	11.4	H24年度	4.4	H24年度	2.2
H21年度	107.2	H21年度	13.8	H21年度	4.7	H21年度	2.3

【数値の出所：財政状況資料集、総務省】

表－7 地方交付税と地方債に係る元利償還金等普通交付税額の算定に用いる算入割合

平成29 年 度	普 通 交付税 百万円 A	公債費の交付 税算入額算定 額 百万円 B	B／A ： %	財政力 指 数		平成29 年 度	B／A ： %	財政力 指 数
北九州市	59,492	40,050	67.3	0.73	1	福岡市	169.8	0.89
福岡市	36,892	62,640	169.8	0.89	2	新宮町	137.0	0.87
大牟田市	11,122	4,000	36.0	0.51	3	久山町	125.1	0.81
久留米市	18,852	10,325	54.8	0.66	4	粕屋町	120.7	0.85
直方市	4,635	1,701	36.7	0.56	5	大野城市	105.8	0.81
飯塚市	14,093	5,215	37.0	0.50	6	筑紫野市	91.6	0.78
田川市	6,368	1,735	27.2	0.42	7	志免町	68.0	0.74

柳川市	7,739	2,717	35.1	0.45	8	北九州市	67.3	0.73
八女市	10,804	3,051	28.2	0.39	9	春日市	63.8	0.74
筑後市	2,765	1,362	49.3	0.65	10	那珂川町	61.1	0.72
大川市	3,179	908	28.6	0.53	11	小郡市	59.5	0.67
行橋市	3,756	1,414	37.6	0.65	12	古賀市	56.2	0.68
豊前市	2,719	905	33.3	0.51	13	久留米市	54.8	0.66
中間市	4,552	1,225	26.9	0.44	14	宗像市	54.0	0.60
小郡市	2,966	1,765	59.5	0.67	15	太宰府市	53.8	0.68
筑紫野市	2,926	2,681	91.6	0.78	16	筑後市	49.3	0.65
春日市	3,769	2,405	63.8	0.74	17	広川町	46.0	0.62
大野城市	2,588	2,737	105.8	0.81	18	筑前町	45.9	0.47
宗像市	6,322	3,413	54.0	0.60	19	福津市	45.3	0.56
太宰府市	3,261	1,755	53.8	0.68	20	朝倉市	44.9	0.53
古賀市	2,680	1,507	56.2	0.68	21	大任町	42.9	0.19
福津市	4,734	2,144	45.3	0.56	22	宇美町	40.8	0.60
うきは市	4,889	1,720	35.2	0.37	23	宮若市	40.6	0.58
宮若市	3,023	1,226	40.6	0.58	24	遠賀町	40.4	0.60
嘉麻市	8,552	1,795	21.0	0.27	25	篠栗町	38.3	0.57
朝倉市	6,022	2,704	44.9	0.53	26	行橋市	37.6	0.65
みやま市	5,419	1,164	21.5	0.42	27	大刀洗町	37.2	0.46
糸島市	7,536	2,707	35.9	0.56	28	飯塚市	37.0	0.50
那珂川町	1,676	1,024	61.1	0.72	29	直方市	36.7	0.56
宇美町	2,202	899	40.8	0.60	30	大牟田市	36.0	0.51
篠栗町	1,951	747	38.3	0.57	31	糸島市	35.9	0.56
志免町	1,689	1,149	68.0	0.74	32	岡垣町	35.8	0.56
須恵町	1,737	592	34.1	0.59	33	うきは市	35.2	0.37
新宮町	533	730	137.0	0.87	34	柳川市	35.1	0.45
久山町	307	384	125.1	0.81	35	須恵町	34.1	0.59
粕屋町	865	1,044	120.7	0.85	36	豊前市	33.3	0.51
芦屋町	1,951	604	31.0	0.38	37	鞍手町	32.3	0.47
水巻町	2,241	693	30.9	0.53	38	福智町	31.4	0.26
岡垣町	2,270	812	35.8	0.56	39	芦屋町	31.0	0.38
遠賀町	1,306	527	40.4	0.60	40	水巻町	30.9	0.53
小竹町	1,548	412	26.6	0.33	41	川崎町	29.3	0.30
鞍手町	1,919	619	32.3	0.47	42	大川市	28.6	0.53
桂川町	1,688	326	19.3	0.40	43	八女市	28.2	0.39
筑前町	3,340	1,534	45.9	0.47	44	田川市	27.2	0.42
東峰村	1,110	170	15.3	0.12	45	中間市	26.9	0.44
大刀洗町	1,695	630	37.2	0.46	46	小竹町	26.6	0.33
大木町	1,272	315	24.8	0.52	47	築上町	26.6	0.34
広川町	1,359	625	46.0	0.62	48	みやこ町	25.2	0.38
香春町	1,846	305	16.5	0.33	49	添田町	25.0	0.21
添田町	2,564	641	25.0	0.21	50	大木町	24.8	0.52
糸田町	1,905	339	17.8	0.23	51	上毛町	23.7	0.30
川崎町	3,030	889	29.3	0.30	52	吉富町	23.1	0.40
大任町	1,723	739	42.9	0.19	53	みやま市	21.5	0.42
赤村	1,094	195	17.8	0.16	54	嘉麻市	21.0	0.27
福智町	4,954	1,557	31.4	0.26	55	桂川町	19.3	0.40
苅田町	0	778	—	1.16	56	糸田町	17.8	0.23
みやこ町	3,792	954	25.2	0.38	57	赤村	17.8	0.16
吉富町	1,024	237	23.1	0.40	58	香春町	16.5	0.33
上毛町	2,023	480	23.7	0.30	59	東峰村	15.3	0.12
築上町	3,443	916	26.6	0.34	60	苅田町	—	1.16
60市町村	311,713	188,837	60.6	0.53		60市町村	60.6	0.53
H25年度	320,713	197,492	61.6	0.50				
H24年度	333,538	195,537	58.6	0.50				

B：地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額、－：不交付団体

数値の出所「市町村決算状況調と財政状況資料集(総務省)」

表－8 地方交付税の推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
兆円	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3

平成30年度：16.0兆円(予算)

令和元年度：16.2兆円(予算)

2年度：16.8兆円(概算要求)

- 佐藤主光氏(一橋大学教授)は、平成29年9月29日付け日本経済新聞に「交付税の配分基準見直し 全自治体の財源保障限界」との見出しで次のように述べています。

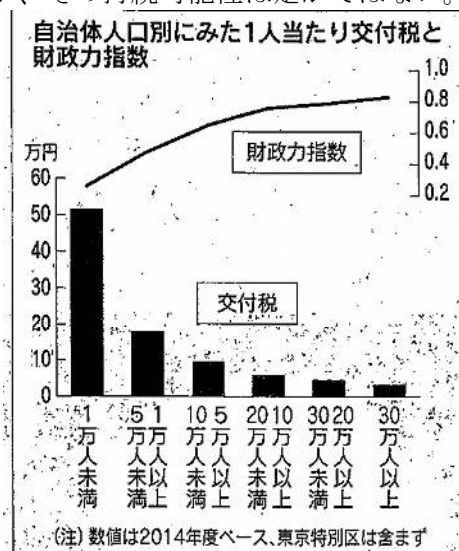
基準財政需要には前述した頑張る地域へのインセンティブの分も含まれる。ただし自治体への救済色が強い面は否めない。赤字地方債などの元利償還費が反映されるほか、小規模自治体など行政コストが高くつく自治体の基準財政需要はかさ上げされる。実際、人口の少ない市町村は財政力指数(＝基準財政収入/基準財政需要)が低く、自前で必要財源を確保することが困難だ。その必要財源を充足するよう高額な交付税が配分される。

交付税は人口規模や財政力にかかわらず、国が必要と判断する公共サービスを標準的な水準だけ提供できるように手当てされてきた。このことが自治体の交付税依存を助長し、財政規律を阻害するという批判も少なくない。

自治体にも言い分がある。自治体は規模・財政力にかかわらず、社会保障・教育を含め国が関与・義務付けた政策を実施してきた。市町村の担う政策は政令指定都市、中核市と一般の市、町村との間で、都市計画や福祉などの事務に関しては多少違うが、おおむね等しい。交付税の財源保障はこうした政策の円滑な実施を確保するためにある。自治体に対する国の保護責任は、国の幅広い関与・義務の裏返しといえる。

だが国の財政が悪化する中で、交付税の財源保障機能も揺らぎ始めている。国は今後も一般財源の総額(62兆円程度)を確保するというが、その持続可能性は定かではない。

経済財政諮問会議では自治体の基金の残高が21兆円にのぼると指摘されている。特に交付税の基準財政需要に比べて基金の積み立て水準が高い自治体は財政力が弱く、65歳以上の人口比率が高いという。交付税への依存度が高い自治体は、交付税削減のリスクに備えているのかも知れない。国が誰も困らぬよう腐心しても、今の自治体は不信を募らせている。将来の安心をうたう社会保障が国民にとって将来不安の要因であり、消費支出の抑制(高貯蓄)につながっているのと同じ構図だ。



図－7 1人当たりの交付税と財政力指数

(2) 第三セクター等について

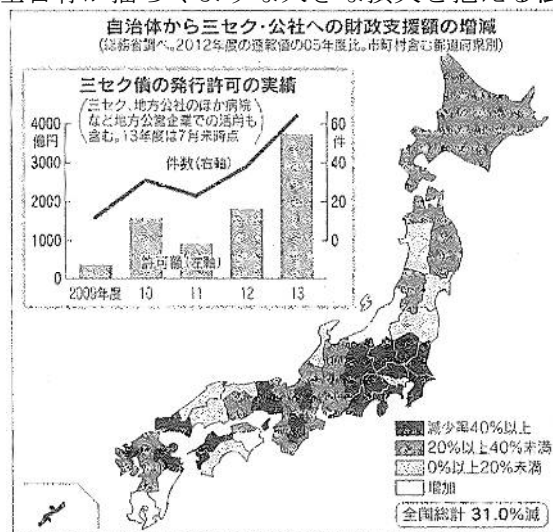
- 平成25年8月19日付け日本経済新聞に「抜本改革、最終年度に 三セク・公社処理遅れ 財務・サービス両立模索」との見出しで次のような記事が掲載されています。

経営不振の第三セクターや地方公社の整理に時間がかかっている。国は2009年度からの5年を抜本改革期間として、地方自治体に破綻処理を促してきたが、最終年度に入った今も多くの赤字法人が残る。総務省は5年限りとしていた自治体の負担を軽減する特例措置の延長を検討し始めたが、財務改善と住民サービス維持の両立は難しく一筋縄ではいかない。「どうか三セク債の発行期限を延ばして欲しい」。京都府の山田啓二知事は6月、坂元哲志総務副大臣を訪ねて頭を下げた。三セク債とは「第三セクター等改革推進債」という地方債を発行することで、破綻に伴って発生する多額の損失を「分割払い」できるようになる。原則として利払いの半分以上を国が負担する特典もある。ただし、発行できるのは今年度までの特例措置だ。

総務省によると、三セク・公社のうち12年度決算(速報値)が経常赤字だったのは全体のほぼ3分の1に当たる2,704法人。債務超過は314法人に達する。都道府県や市町村が、三セク・公社に貸し出しや損失補償している財政支援額は9兆5,243億円。05年度に比べると31.0%縮小しているが、自治体にとって負担は重いままだ。

処理が進まない背景には、自治体本体の屋台骨が揺らぐような大きな損失を抱える法人があるという事情もある。損失を肩代わりすると、自治体が厳しい緊縮財政を強いられる恐れがあるほど影響の大きな法人は5月末時点で196法人ある。国の管理下で再建を進める北海道夕張市のようにもなりかねない。

このうち124法人が今後の方針を「存続」もしくは「未定」としている裏には、自由な財政運営を維持したいとの本音も透けて見える。三セク処理は政治に左右される面もある。総務省関係者は「(首長や地方議員の選挙が集中する)統一地方選の前後は処理が進まない」と明かす。利害関係者への配慮から政治家が踏み込みにくいとの見方だ。実際、前回の統一地方選があった11年度の三セク債の許可件数は前の年度より8件少ない23件。13年度は期限直前の駆け込みもあり、7月末時点で64件に伸びている。



表－9 第三セクター等改革推進債に係る許可額

団体名 (地方自治体名)	対象法人、 公営企業会計等名	処 理	許 可 額 (百万円)	償還期 間(年)	年度 平成
宇美町	土地開発公社	解 散	243.0	10	25
久山町	土地開発公社	解 散	1,290.0	10	25
中間市	土地開発公社	解 散	357.0	10	26

○第三セクター等改革推進債(三セク債)：地方自治体の財政健全化の一環で2013年度まで

表－10 標準財政規模(B)に対する第三セクターへの債務保証・損失補償の総額(A)の割合

H29年度	債務保証	損失補償	計：百万円 A	標準財政規模 百万円 B	A/B ： %	
北九州市	98,041	0	98,041	279,712	35.1	高速道路公社など
福岡市	4,350	15,092	19,442	414,381	4.7	施設整備公社など
久留米市	1,097	2,259	3,356	68,301	4.9	開発公社など
八女市	0	25	25	19,919	0.1	立花バンブー
筑紫野市	585	0	585	18,742	3.1	土地開発公社
大野城市	345	0	345	18,640	1.9	土地開発公社
宗像市	103	0	103	19,505	0.5	土地開発公社
古賀市	75	0	75	11,544	0.6	土地開発公社
新宮町	680	0	680	6,218	10.9	土地開発公社
粕屋町	142	0	142	8,567	1.7	土地開発公社
小竹町	239	0	239	2,692	8.9	土地開発公社
荏田町	380	0	380	8,917	4.3	土地開発公社
福岡県	255,920	815	256,735	916,594	28.0	高速道路公社など

上記以外の自治体では債務保証、損失補償を実施していません。

数値の出所「市町村決算状況調と財政状況資料集(総務省)」

第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況の概要

【出典：総務省、平成30年12月26日付け報道資料】

- 総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況を毎年度調査し、結果を団体・法人別に公表し、財政的リスクの「見える化」を推進しています。
- 本調査においては、平成29年度決算における第三セクター及び地方三公社7,364法人のうち、次の法人を調査対象としています。
 - ① 地方公共団体が損失補償・債務保証、貸付(長期・短期)を行っている法人
 - ② 地方公共団体の出資割合が25%以上かつ債務超過の法人
- ※ 今年度の調査においては、新たに②の法人を調査対象としている。
- 本資料のデータは、平成30年3月31日時点におけるデータを指します。

表－11 調査結果の概要 単位：法人数

平成29年度	全 体 数	I 債務超過 法 人	II 土地開発公 社 ※ 1	III 早期健全化 基準 ※ 2	IV 経常赤字ま たは※ 3
	法人数 (構成比)	法人数 (構成比)	法人数 (構成比)	法人数 (構成比)	法人数 (構成比)
第三セクター	706(59.5%)	183(83.6%)	—	14(26.9%)	310(65.5%)
社団法人・財団法人	284(23.9%)	13(5.9%)	—	12(23.1%)	145(30.7%)
会社法法人	422(35.6%)	170(77.6%)	—	2(3.8%)	165(34.9%)
地方公社	480(40.5%)	36(16.4%)	33(100.0%)	38(73.1%)	163(34.5%)
地方住宅供給公社	26(2.2%)	6(2.7%)	—	1(1.9%)	4(0.8%)
地方道路公社	29(2.4%)	2(0.9%)	—	6(11.5%)	5(1.1%)
土地開発公社	425(35.8%)	28(12.8%)	33(100.0%)	31(59.6%)	154(32.6%)

計	1, 186 (100. 0%)	219 (100. 0%)	33 (100. 0%)	52 (100. 0%)	473 (100. 0%)
全体比	1, 186/1, 186 (100. 0%)	219/1, 186 (18. 5%)	33/ 425 (7. 8%)	52/1, 186 (4. 4%)	473/1, 186 (39. 9%)
平成28年度の決算 における値	1, 238/1, 238 (100. 0%)	231/1, 238 (18. 7%)	47/ 446 (10. 9%)	60/1, 238 (4. 8%)	452/1, 238 (36. 5%)
平成28年度 の調査結果	1, 133/1, 133 (100. 0%)	126/1, 133 (11. 1%)	47/ 445 (10. 6%)	60/1, 133 (5. 3%)	392/1, 133 (34. 6%)

※ 1：債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の財政規模の10%以上となっている公社

※ 2：当該地方公共団体の財政規模に対する損失補償等の額の割合(※ 4)が早期健全化基準(※ 5)に達している法人

※ 3：当期正味財産額が減少している法人

※ 4：(損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金)／標準財政規模

※ 5：実質赤字の早期健全化基準…道府県3. 75%(東京都5. 47%)、市区町村11. 25～15. 00%

○ 平成29年度決算における調査対象法人数は、1, 186法人(前年度調査比▲53法人)となっており、内訳は、第三セクターが706法人(同▲32法人)、地方三公社が480法人(同▲20法人)となっています。

○ 調査対象法人1, 186法人のうち、**債務超過の法人は219法人(同▲12法人)**、土地開発公社425法人のうち、債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社は33法人(同▲14法人)となっています。

また、当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は52法人(同▲ 8 法人)、経常赤字または当期正味財産額が減少している法人は473法人(同＋21法人)となっています。

※ ()内の前年度比については、前年度の平成28年度決算における該当法人数を、今年度調査の調査対象に基づく該当法人数に置き換えた上で、その増減を算出している。

○ I～Ⅲの各基準に該当する法人と関係を有する地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(平成30年2月20日付け総財公第26号)に基づく経営健全化方針の策定対象となります。

表－12 福岡県下における調査結果

平成29年度	I 債務超過 法人	II 土地開発公 社 ※ 1	III 早期健全化 基準 ※ 2	IV 経常赤字ま たは※ 3
福岡県教育文化奨学財団				●
福岡県中小企業振興センター				●
福岡県道路公社				●
福岡県農業振興推進機構				
福岡北九州高速道路公社			●	
皿倉登山鉄道				
福岡北九州高速道路公社			●	
北九州高速鉄道				

北九州市住宅供給公社				
北九州市道路公社				
北九州紫川開発				
ふくおか環境財団				
福岡コンベンションセンター				
福岡市教育振興会				●
福岡市施設整備公社				●
福岡市水産加工公社				●
福岡市土地開発公社				●
福岡北九州高速道路公社			●	
大牟田市土地開発公社				
久留米市開発公社				
久留米市土地開発公社				
直方市土地開発公社				●
飯塚市土地開発公社				●
立花バンブー	●			
豊前市土地開発公社				
筑紫野市土地開発公社				●
大野城市土地開発公社				●
宗像市土地開発公社	●			●
古賀市土地開発公社				●
甘木鉄道(朝倉市)				
みやまスマートエネルギー	●			
新宮町土地開発公社				
粕屋町土地開発公社				
遠賀町土地開発公社				●
小竹町土地開発公社				●
大刀洗町土地開発公社				●
ウッディー(添田町)	●			●
栄農社(添田町)	●			
苅田町土地開発公社				
犀川四季犀館				
勝山町農業支援センター				

※１：債務保証等の対象となっている保有期間が５年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の財政規模の１０％以上となっている公社

※２：当該地方公共団体の財政規模に対する損失補償等の額の割合(※４)が早期健全化基準(※５)に達している法人

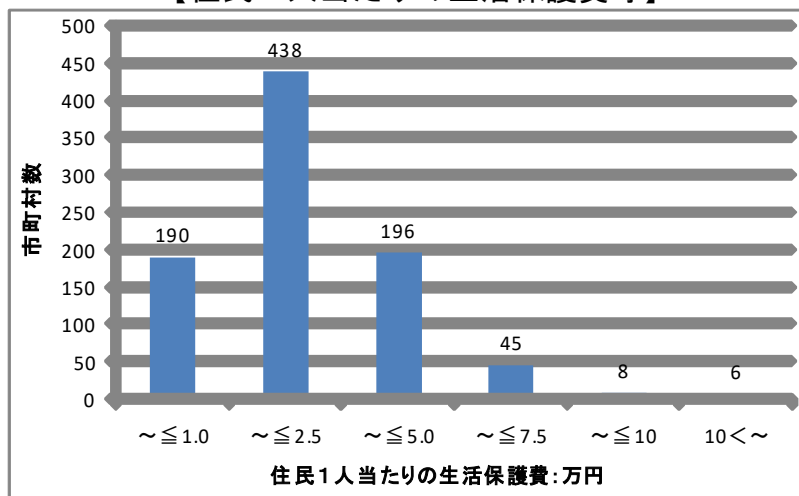
※３：当期正味財産額が減少している法人

平成29年度 単位は百万円	当該法人の 資産総額	当該法人の 負債総額	当該地方公 共団体の 出資金額	当該地方公 共団体の長 期貸付金額
福岡県教育文化奨学財団	39,880	36,747	1,775	36,070
福岡県中小企業振興センター	3,635	1,912	2,038	1,031
福岡県道路公社	72,526	49,661	15,476	0
福岡県農業振興推進機構	2,663	2,161	130	1,608
福岡北九州高速道路公社	1,268,414	1,045,189	111,084	41,643
皿倉登山鉄道	154	91	10	57
福岡北九州高速道路公社	1,268,414	1,045,189	28,748	18,729
北九州高速鉄道	17,916	4,952	3,000	1,224
北九州市住宅供給公社	18,014	10,811	11	2,253

北九州市道路公社	13,372	12,630	743	0
北九州紫川開発	9,299	2,320	1,527	945
ふくおか環境財団	5,012	2,562	20	0
福岡コンベンションセンター	13,374	3,138	185	0
福岡市教育振興会	6,867	5,717	29	0
福岡市施設整備公社	13,672	13,538	200	0
福岡市水産加工公社	624	344	10	0
福岡市土地開発公社	6,443	4,414	40	0
福岡北九州高速道路公社	1,268,414	1,045,189	82,336	36,547
大牟田市土地開発公社	555	12	5	4
久留米市開発公社	5,553	2,614	2	0
久留米市土地開発公社	1,197	981	7	0
直方市土地開発公社	479	405	5	0
飯塚市土地開発公社	1,704	1,696	8	1,630
立花バンブー	31	62	10	0
豊前市土地開発公社	180	90	5	90
筑紫野市土地開発公社	931	586	5	0
大野城市土地開発公社	430	382	5	0
宗像市土地開発公社	166	440	5	337
古賀市土地開発公社	452	333	6	258
甘木鉄道(朝倉市)	358	189	63	95
みやまスマートエネルギー	700	715	11	10
新宮町土地開発公社	1,165	821	5	140
粕屋町土地開発公社	150	142	5	0
遠賀町土地開発公社	87	42	20	42
小竹町土地開発公社	258	239	5	0
大刀洗町土地開発公社	83	71	5	71
ウッディー(添田町)	24	92	22	86
栄農社(添田町)	6	21	13	20
苅田町土地開発公社	695	385	5	0
犀川四季犀館	74	47	3	20
勝山町農業支援センター	36	25	2	0

(3) 生活保護費等について

【住民1人当たりの生活保護費等】



図－8 住民基本台帳掲載人口(日本人)1人当たりの生活保護費の分布(平成29年度)

【数値の出所は、総務省、平成29年度市町村別決算状況調】

(全国1,741市区町村のうち、給付しているのは883市区町村、ゼロが858町村)

(生活保護費の総額は3兆7,853億円(27年度は3兆8,121億円))

表－13 住民基本台帳掲載人口1人当たりの生活保護費 上位50市区町村

市区町村名 平成29年度	生活保護費 万円/人		市区町村名 平成29年度	生活保護費 万円/人	
東京都台東区	12.2	1	福岡県宮若市	6.8	26
大阪府大阪市	11.8	2	北海道旭川市	6.5	27
鹿児島県奄美市	11.0	3	大分県別府市	6.5	28
福岡県田川市	10.9	4	沖縄県沖縄市	6.5	29
福岡県嘉麻市	10.5	5	高知県高知市	6.4	30
高知県室戸市	10.3	6	東京都豊島区	6.4	31
大阪府門真市	9.6	7	東京都葛飾区	6.3	32
北海道釧路市	8.4	8	東京都北区	6.3	33
北海道函館市	8.4	9	北海道夕張市	6.2	34
福岡県飯塚市	8.1	10	東京都江戸川区	6.1	35
大阪府守口市	8.1	11	大阪府堺市	6.0	36
北海道歌志内市	8.0	12	北海道苫小牧市	5.9	37
東京都新宿区	8.0	13	兵庫県神戸市	5.9	38
兵庫県尼崎市	7.9	14	北海道赤平市	5.9	39
大阪府東大阪市	7.5	15	京都府京都市	5.8	40
東京都足立区	7.4	16	福岡県直方市	5.8	41
北海道小樽市	7.4	17	大阪府寝屋川市	5.8	42
東京都荒川区	7.3	18	東京都清瀬市	5.7	43
沖縄県那覇市	7.2	19	大阪府岸和田市	5.7	44
北海道三笠市	7.1	20	福岡県福岡市	5.7	45
北海道札幌市	7.0	21	東京都立川市	5.7	46
東京都板橋区	7.0	22	福岡県中間市	5.6	47
北海道室蘭市	6.9	23	大阪府八尾市	5.5	48
東京都墨田区	6.9	24	東京都中野区	5.4	49
福岡県大牟田市	6.8	25	高知県須崎市	5.4	50

【数値の出所は、総務省、平成29年度市町村別決算状況調】

表-14 各市町村における生活保護費(平成29年度)

H29年度	住民基本 台帳人口 A	生活保護費 百万円 B	B / A 万円/人	H. 21	H29年度	B / A 万円/人	
北九州市	948,319	48,719	5.1	4.0	田川市	10.9	1
福岡市	1,493,783	84,971	5.7	4.6	嘉麻市	10.5	2
大牟田市	116,012	7,934	6.8	6.1	飯塚市	8.1	3
久留米市	302,673	11,762	3.9	2.9	大牟田市	6.8	4
直方市	56,680	3,278	5.8	4.8	宮若市	6.8	5
飯塚市	128,522	10,407	8.1	7.6	直方市	5.8	6
田川市	48,114	5,247	10.9	8.8	福岡市	5.7	7
柳川市	66,898	1,638	2.4	2.2	中間市	5.6	8
八女市	64,249	1,069	1.7	1.0	北九州市	5.1	9
筑後市	48,902	534	1.1	0.9	久留米市	3.9	10
大川市	34,660	683	2.0	1.5	行橋市	3.9	11
行橋市	72,698	2,846	3.9	3.5	筑紫野市	2.6	12
豊前市	25,767	512	2.0	1.9	うきは市	2.5	13
中間市	42,233	2,384	5.6	5.7	柳川市	2.4	14
小郡市	58,712	653	1.1	0.6	大野城市	2.3	15
筑紫野市	103,147	2,651	2.6	1.8	太宰府市	2.3	16
春日市	112,367	2,371	2.1	1.7	春日市	2.1	17
大野城市	99,712	2,284	2.3	1.9	大川市	2.0	18
宗像市	96,722	1,685	1.7	1.6	豊前市	2.0	19
太宰府市	71,454	1,624	2.3	1.3	古賀市	2.0	20
古賀市	58,079	1,177	2.0	1.8	福津市	1.8	21
福津市	62,731	1,118	1.8	1.7	八女市	1.7	22
うきは市	30,071	742	2.5	2.1	宗像市	1.7	23
宮若市	28,036	1,899	6.8	6.8	朝倉市	1.7	24
嘉麻市	38,887	4,091	10.5	10.0	みやま市	1.7	25
朝倉市	53,569	922	1.7	1.6	糸島市	1.7	26
みやま市	37,838	656	1.7	2.0	筑後市	1.1	27
糸島市	99,894	1,711	1.7	1.1	小郡市	1.1	28
那珂川町	50,093	0	0.0	0.0	那珂川町	0.0	29
宇美町	37,054	0	0.0	0.0	宇美町	0.0	30
篠栗町	31,321	0	0.0	0.0	篠栗町	0.0	31
志免町	45,285	0	0.0	0.0	志免町	0.0	32
須恵町	27,858	0	0.0	0.0	須恵町	0.0	33
新宮町	32,172	0	0.0	0.0	新宮町	0.0	34
久山町	8,617	0	0.0	0.0	久山町	0.0	35
粕屋町	46,544	0	0.0	0.0	粕屋町	0.0	36
芦屋町	14,050	0	0.0	0.0	芦屋町	0.0	37
水巻町	28,478	0	0.0	0.0	水巻町	0.0	38
岡垣町	31,823	0	0.0	0.0	岡垣町	0.0	39
遠賀町	19,232	0	0.0	0.0	遠賀町	0.0	40
小竹町	7,673	0	0.0	0.0	小竹町	0.0	41
鞍手町	16,168	0	0.0	0.0	鞍手町	0.0	42
桂川町	13,584	0	0.0	0.0	桂川町	0.0	43
筑前町	29,477	0	0.0	0.0	筑前町	0.0	44
東峰村	2,171	0	0.0	0.0	東峰村	0.0	45
大刀洗町	15,354	0	0.0	0.0	大刀洗町	0.0	46
大木町	14,227	0	0.0	0.0	大木町	0.0	47
広川町	19,612	0	0.0	0.0	広川町	0.0	48
香春町	11,164	0	0.0	0.0	香春町	0.0	49
添田町	10,179	0	0.0	0.0	添田町	0.0	50
糸田町	9,175	0	0.0	0.0	糸田町	0.0	51
川崎町	17,052	0	0.0	0.0	川崎町	0.0	52
大任町	5,234	0	0.0	0.0	大任町	0.0	53
赤村	3,230	0	0.0	0.0	赤村	0.0	54

福智町	23,117	0	0.0	0.0	福智町	0.0	55
苅田町	36,029	0	0.0	0.0	苅田町	0.0	56
みやこ町	19,980	0	0.0	0.0	みやこ町	0.0	57
吉富町	6,799	0	0.0	0.0	吉富町	0.0	58
上毛町	7,696	0	0.0	0.0	上毛町	0.0	59
築上町	18,560	0	0.0	0.0	築上町	0.0	60
60市町村	5,059,737	205,568	4.1	3.3	60市町村	4.1	
H25年度	5,063,541	206,917	4.1	数値の出所は市町村別決算状況調			
H24年度	5,053,473	205,115	4.1				

住民基本台帳人口は日本人のみの値。

注1) 生活保護費の負担は国が4分の3で、自治体が4分の1。

注2) 令和元年7月末現在、全国の被保護世帯総数は1,637,264世帯(被保護実人員は2,077,526人)、その内、高齢者世帯が897,018世帯(54.8%)、傷病者世帯が205,786世帯(12.6%)、障害者世帯が201,259世帯(12.3%)、母子世帯が81,800世帯(5.0%)、その他の世帯が243,223世帯(14.9%)である。

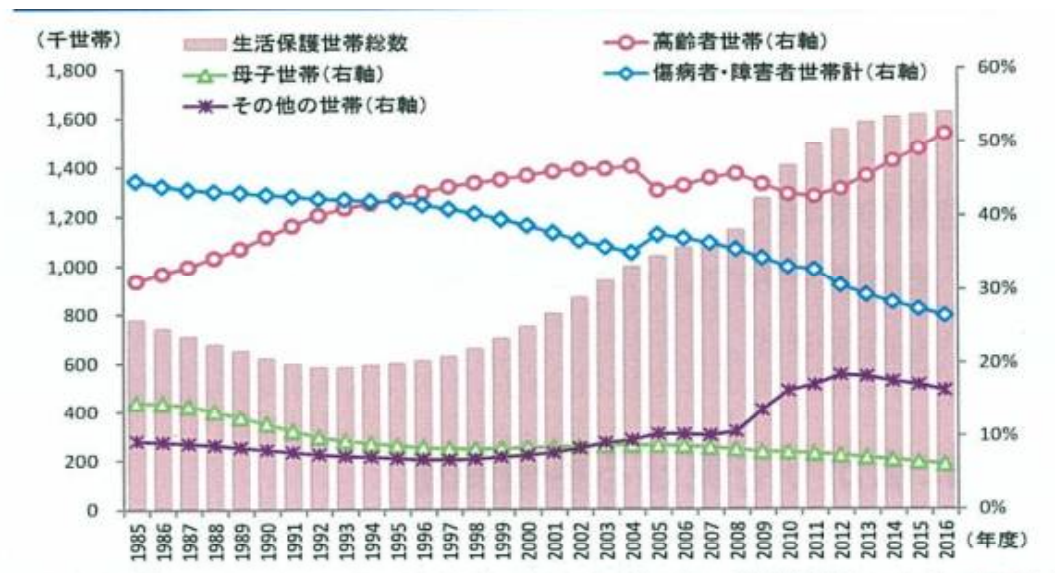
【出典：厚生労働省、令和元年10月2日付け資料「生活保護の被保護者調査(令和元年7月概数)」】

高齢者世帯：男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯をいう。

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のために働けない者である障害者世帯をいう。

その他の世帯：上記のいずれにも該当しない世帯をいう。



図－9 生活保護世帯の推移(1985年度～2016年度)

【出典：菅原佑香(大和総研政策調査部研究院)、格差がもたらす貧困と家族形成の課題、2017年5月31日】

表－15 市町村別、住民(日本人) 1人当たりの老人福祉費、児童福祉費など

住民1人当たりの 下水道会計操出費 千円／人 平成29年度			住民1人当たりの 学校給食費 千円／人 平成29年度			住民1人当たりの 老人福祉費 千円／人 平成29年度			住民1人当たりの 児童福祉費 千円／人 平成29年度	
筑前町	27.9	1	新宮町	12.3		東峰村	86.1		築上町	86.7
築上町	24.4	2	飯塚市	11.9		添田町	71.4		田川市	85.5
うきは市	24.4	3	粕屋町	11.1		赤村	65.6		福智町	77.5
久山町	20.9	4	福智町	10.1		小竹町	59.4		筑後市	77.1
大刀洗町	20.5	5	嘉麻市	9.9		大任町	58.3		吉富町	76.8
吉富町	20.0	6	糸田町	9.9		川崎町	56.3		東峰村	76.3
朝倉市	17.6	7	遠賀町	9.8		上毛町	53.0		久留米市	75.1
直方市	15.8	8	香春町	9.8		豊前市	52.2		大任町	74.7
小竹町	15.4	9	川崎町	9.3		嘉麻市	50.3		大木町	73.4
中間市	15.3	10	芦屋町	9.2		みやま市	49.7		大刀洗町	72.9
粕屋町	14.2	11	田川市	8.6		福智町	49.4		上毛町	72.2
福岡市	14.1	12	赤村	8.6		宮若市	48.7		赤村	71.2
芦屋町	13.8	13	行橋市	8.4		香春町	48.5		嘉麻市	70.6
小郡市	13.6	14	築上町	8.4		八女市	46.4		糸田町	70.4
鞍手町	13.4	15	苅田町	7.8		桂川町	46.1		川崎町	69.9
岡垣町	13.3	16	小郡市	7.7		みやこ町	45.6		直方市	68.8
大牟田市	12.9	17	みやま市	7.3		うきは市	45.5		福岡市	68.4
全国平均	12.8	18	福岡市	6.8		鞍手町	44.7		八女市	67.7
水巻町	11.9	19	宮若市	6.5		岡垣町	44.5		豊前市	67.6
豊前市	11.5	20	東峰村	6.5		田川市	44.2		北九州市	67.6
筑後市	11.4	21	全国平均	6.4		築上町	44.2		飯塚市	67.6
福津市	11.3	22	桂川町	6.2		糸田町	44.1		みやま市	66.7
須恵町	11.2	23	大任町	5.8		芦屋町	43.7		大川市	65.9
宇美町	11.1	24	大牟田市	5.7		柳川市	42.5		柳川市	65.3
60市町村	10.0	25	小竹町	5.7		大川市	42.2		香春町	65.1
志免町	9.8	26	大木町	5.7		大牟田市	41.0		60市町村	65.0
古賀市	9.8	27	上毛町	5.6		遠賀町	39.5		広川町	63.4
遠賀町	9.7	28	柳川市	5.5		久山町	39.3		添田町	62.8
糸島市	9.5	29	60市町村	5.3		中間市	38.9		粕屋町	62.1
大野城市	9.4	30	直方市	5.2		吉富町	38.5		糸島市	61.8
宮若市	9.0	31	みやこ町	5.2		水巻町	38.2		全国平均	61.5
八女市	9.0	32	久留米市	5.1		朝倉市	38.0		福津市	61.1
苅田町	8.9	33	大川市	5.1		直方市	37.5		新宮町	61.0
篠栗町	8.4	34	豊前市	4.7		広川町	36.7		志免町	60.8
新宮町	8.0	35	那珂川町	4.7		北九州市	36.0		那珂川町	60.6
太宰府市	7.8	36	志免町	4.6		大木町	35.6		朝倉市	60.4
筑紫野市	7.6	37	岡垣町	4.5		大刀洗町	35.0		大野城市	59.9
柳川市	7.5	38	春日市	4.3		飯塚市	34.9		古賀市	59.1
大川市	7.3	39	水巻町	4.2		筑前町	34.9		行橋市	59.0
みやこ町	7.2	40	糸島市	4.1		筑後市	31.5		須恵町	58.6
行橋市	7.1	41	宗像市	3.9		60市町村	31.0		宇美町	57.2
北九州市	7.0	42	宇美町	3.9		行橋市	30.4		大牟田市	56.5
宗像市	6.8	43	添田町	3.9		全国平均	30.2		太宰府市	55.8
広川町	6.4	44	久山町	3.8		久留米市	29.7		春日市	55.4
みやま市	6.3	45	北九州市	3.5		糸島市	29.5		宮若市	55.1
久留米市	5.8	46	朝倉市	3.4		宗像市	28.0		桂川町	54.6
上毛町	5.4	47	吉富町	3.4		宇美町	27.1		みやこ町	54.5
飯塚市	4.1	48	中間市	3.2		篠栗町	26.8		うきは市	54.3

香春町	3.8	49	古賀市	3.2	小郡市	26.2	芦屋町	54.1
春日市	3.4	50	篠栗町	3.1	荏田町	26.2	小郡市	54.0
那珂川町	0.6	51	広川町	3.0	福津市	25.8	荏田町	54.0
福智町	0.0	52	うきは市	2.9	志免町	25.6	中間市	53.2
嘉麻市	0.0	53	鞍手町	2.9	須恵町	25.2	篠栗町	52.7
糸田町	0.0	54	筑前町	2.8	福岡市	24.2	筑紫野市	51.1
川崎町	0.0	55	福津市	2.6	太宰府市	24.2	鞍手町	50.5
田川市	0.0	56	須恵町	2.2	筑紫野市	23.6	水巻町	49.9
赤村	0.0	57	筑後市	2.0	古賀市	23.1	宗像市	48.7
東峰村	0.0	58	筑紫野市	2.0	那珂川町	20.4	筑前町	48.3
桂川町	0.0	59	太宰府市	1.7	春日市	20.3	久山町	44.3
大任町	0.0	60	大刀洗町	0.8	大野城市	20.1	遠賀町	42.9
大木町	0.0	61	八女市	0.6	新宮町	19.0	岡垣町	38.3
添田町	0.0	62	大野城市	0.0	粕屋町	18.4	小竹町	37.4

全市町村(東京23区を除く)

19年度	: 13.7	5.4	20.9	35.7
26年度	: 12.9	6.1	28.0	54.8
27年度	: 13.0	6.1	28.5	56.5
28年度	: 12.7	6.2	29.3	58.4

- 平成29年4月時点で、給食無償化は全国で55市町村、福岡県では実施している市町村はありません。(出典：H28, 12/19付け朝日新聞)

平成29年度 単位は千円	福岡県下 の市町村	全市町村 東京23区を除く
民生費	940,692,752	19,207,129,848
社会福祉費	248,634,676	5,097,075,072
老人福祉費	156,855,404	3,513,535,627
児童福祉費	328,711,858	7,145,589,164
生活保護費	205,567,834	3,324,391,439
学校給食費	26,911,852	744,969,638
下水道事業会計	50,691,627	1,483,543,760
日本人数	5,059,737	116,252,967

注) 赤字の全市町村とは全国の市町村(1,718)の加重平均値、

青字の60市町村とは福岡県下の市町の加重平均値
住民の数は日本人の数である。

数値の出所は、市町村別決算状況調(平成29年度)

【住民サービス競争は消耗戦？】

- 平成27年9月28日付け日本経済新聞に「住民サービス競争は消耗戦？」との見出しで、次のような記事が掲載されていました。

「ここまでやるとは」。日本標準時子午線が通り、マダコで有名な**兵庫県明石市**が7月から9月までの期間限定で展開している移住促進キャンペーンが、「刺激的だ」と周辺自治体に波紋を広げている。

明石市は「県内トップクラス」とうたう子どもの医療費補助など住民サービスを他の県内市町と比較した表を掲載した市の広報誌を作成。「住まなもったいないで、明石」と題したパンフレットを市職員らが近隣市町に出向いて配布したり、神戸市内の大学で「神戸市より明石市が選ばれている理由」というテーマで泉房穂市長自身が講演したり、といった具合だ。

「住むことに特化した自治体を目指す」と言い切る泉市長。減少が続いていた人口は2013年から増加に転じた。シングルマザーなど子育て弱者への支援を厚くする一方で、企業誘致や商業地開発は隣接する神戸市などに任せる戦略。それだけに「自治体間の競争は否定しないが、協力も必要では」(久元善造神戸市長)といった声も上がる。

人口減少が続く地方ではあらゆる住民サービスを一つの基礎自治体がパッケージで提供できる時代ではなくなった。その中で各自治体は特徴を打ち出すため知恵を絞る。保育所の待機児童数から、小中学校のエアコン設置率といったものまで、近隣自治体と競う動きは全国各地でみられる。

7月に東京で開催した第39回指定都市市長会議。神戸市の久元市長が発言した東京都地方の財政格差を示した数字が話題を呼んだ。東京23区の貯金に当たる基金残高は、政令指定都市に比べ1人当たりで約4倍、借金に当たる地方債残高は同10分の1以下という圧倒的な差。これは当然、住民サービスの差につながる。

この差からも明らかなように、地方での自治体間の住民サービス競争は東京一極集中の是正を目指す地方創生の観点からは外れる。競争が近隣自治体同士の消耗戦に陥ってしまうとすれば本末転倒。今後は相互補完の枠組みを作る議論に発展することが欠かせないだろう。

- 平成28年11月20日付け日本経済新聞に「子ども医療費助成どこまで「中学生も対象」自治体の7割 過剰な受診招く恐れも」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

子どもが医療機関にかかったとき、あなたの町では自己負担分を何歳まで補助されますか。国の制度に上乘せし、窓口での支払いを軽減する自治体は多い。通院時の助成で見ると、中学生以上も対象にする市区町村は2015年4月時点で全体の約7割に。子育て世代を呼び込もうと充実ぶりを競い合う。「過剰な受診を生む一因になる」との見方もあるが、当面はこの流れが続きそうだ。

・・・(略)・・・国の制度は子どもの受診時の自己負担は原則、就学前が2割、小学生以上が3割。ただ自治体は「子どもの医療費助成」「小児医療助成」などを独自に設けており、住む場所によって負担が異なるのが実情だ。

・・・(略)・・・厚労省によると、通院時の助成対象を「中学3年まで」とするのは昨年4月時点で996自治体(前年同比66増)、「高校3年まで」が271自治体(同66増)を数える。北海道南富良野町は最も長く、大学生・専門学校生が22歳となる年度末までが対象だ。人口減少を見据え、転居を呼び込む対策などとしての色彩は強まっている。

こうした助成は安易な受診を増やしてしまうとの懸念もある。厚労省の試算では、全国で高校卒業まで無料化すると、自治体の助成が全くない場合に比べて医療保険の給付費は年間8,400億円増える。中学卒業までは7,100億円だ。

このため国は独自で医療費を助成する市町村に対し、国民健康保険の国庫負担を一部減らす措置をとってきた。いわばペナルティーで、13年度は全体で約115億円を減額。

16年度の横浜市でみると、1億7千万円が削減される見込みだ。ただ「少子化対策に逆行する」などとして自治体などから見直しを求める声は根強い。厚労省は15年から検討会で議論を重ね、今年3月に減額措置を早急に見直す考えを盛り込んだ報告書をまとめた。来年度に実施する予定で、年末の予算編成に向け与党や関係省庁間での調整が続く。同省の調査では、助成に所得制限を設けていない自治体は8割を占める。6割は助成に当たって窓口負担を求めている。低所得者への限定、子どもの成長に応じた定額負担の導入……。国民医療費が年間40兆円を超すなか、こうした論点も必要になりそうだ。

・・・(略)・・・自治体による子どもの医療費助成は1990年代に東京で始まった。当初の対象は乳幼児。親の経済的な事情で病院に連れて行くのが遅ければ、重症化して命が危険にさらされかねないとの考えからだった。その後、東京23区は2008年度までに無料化の対象を中学3年生まで拡大。周辺の自治体にも飛び火した。

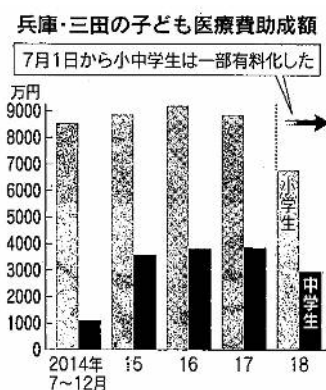
- 令和元年9月29日付け朝日新聞に「**明石市が給食無償化**」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

兵庫県明石市は、来年4月から中学校の給食を保護者の所得に関係なく完全無償化する方針を決めた。10月に始まる国の幼児教育・保育の無償化で市の財政負担が減るため、浮いた財源の一部をあてる。中学校給食の完全無償化は同市のような中核市では例がない。

- 平成31年4月13日付け日本経済新聞に「**子どもの医療費「無料」限界 過剰な受診招き財政圧迫**」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

全国で多くの自治体が子ども医療費の無料化など助成制度を拡充するなか、大阪や神戸のベッドタウンの**兵庫県三田市**が制度縮小にカジを切った。**少子高齢化に伴う財政難や老朽インフラの改修に備えての決断**だ。子育て世代に好評だっただけに反発は残るものの、全国でも珍しい取り組みは**過剰受診の抑制効果**を挙げつつある。

三田市は2018年6月まで、世帯の収入に関係なく0歳～中学3年生までの外来や入院にかかる医療費の窓口での自己負担をゼロにしてきた。7月以降は小中学生の外来を一部有料化し、市民税が非課税であるなどの低所得世帯を除き、1医療機関当たり1日最大400円を支払う。制度変更により、無料対象(生活保護世帯を除く)だった小中学制約9,200人のうち96%が負担増になった。ただ自己負担は月2日分までで、それ以上通った場合は無料のまま。制度改革は2段階で実施することを決めており、20年7月には市民税の所得割額が23万5千円以上の世帯は、外来の負担が1日800円まで増える。



医療費は患者の窓口負担を除く7～9割りを保険料や税金で賄う。窓口負担をゼロにしても、最終的に国民が仕組みを支える構造は変わらない。子ども医療費の助成制度をめぐっては「無料化で過剰な受診を招き、国民負担を増やしている」(慶應義塾大の土井丈朗教授)との指摘がかねてあった。厚生労働省も過去に全自治体で高校生まで無料化した場合に約8,400億円が過剰受診で増える額だと試算していたほどだ。

市の無料化見直しは子育て世帯を中心に「ほかに削るものがあるはずだ」と反発を招いたが、病院タダの風呂敷を畳んだ効果は早くも表れた。18年7～12月の市の助成件数が全体で96,444件と前年同期比で9%減った。助成金額も1億8,916万円と14%(約3,100万円)減った。中でも顕著だったのが小中学生の減少幅だ。小学生は件数で10%、金額で23%、中学生はそれぞれ15%、23%減った。森哲男市長は「無料だからとモラルハザード的な受診があったのではないかとみる。受診件数の減少で今のところ「何か問題が起きた」という話は聞こえてこない」(市幹部)という。

森市長が就任したのは15年8月。無料化対象を中学生まで広げた翌月だ。当時の財政状況は14年度の市庁舎整備などの影響で厳しく、貯金に当たる基金はピーク時の251億円から約100億円に減っていた。

少子高齢化で社会保障費が膨らみ、地方交付税なくして財政が回らない自治体は多い。三田市は少子化の影響で近い将来、大規模な小中学校の再編も視野に入れている。有力な地場産業があるわけでもなく、財政難への危機感は強かった。制度縮小を決断した森市長にもう一つの懸念があった。「かつての老人医療費の無料化が頭をよぎった」。兵庫県庁幹部だった森市長は1973年に始まった国の70歳以上の医療費無料化に携わり、10年後に頓挫するまでの過程をつぶさに見てきた。「財政のことを考えれば応分の負担は欠かせない」。低所得世帯に配慮しながら制度の持続可能性を高める狙いだ。

子ども関連の施策が手薄なわけではない。市立の幼稚園や小中学校へのエアコン設置、妊娠・出産から就学前までの子育て相談窓口や専用ダイヤルの新設を進めた。一方で、敬老行事への補助金を廃止し、市職員の給与を2017～19年度まで2.5～5%カット、市長も17年1月から19年7月まで給与を20%カットするなど、身を削っている。今や全国各地の自治体が子ども医療費への何らかの助成制度を設けている。子育て世帯へのPRや転入を狙って制度を拡充する動きも広がる。

社会保障や財政に詳しい法政大の黒一正教授は「自治体が独自財源で助成するのは妨げるものではないが、所得や資産がなく本当に困っている人の負担を軽減するのがあるべき姿ではないか」と話す。財政面で効果が表れつつある三田市が投じた一石は小さくはない。

【出典：厚生労働省、令和元年8月7日付け報道発表資料「平成30年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」結果について」】

結果のポイント

- ① すべての都道府県及び市区町村が乳幼児にかかる医療費の援助を実施していた。
- ② 都道府県では、通院、入院ともに就学前までの児童が最も多く、市区町村では、通院、入院とも15歳年度末(中学生まで)が最も多かった。

表－16 市区町村における乳幼児等医療費援助の実施状況(平成30年4月1日現在)

	対 象 年 齢		所得制限		一部自己負担	
	通 院	入 院	通院	入院	通院	入院
北九州市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
福岡市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
大牟田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
久留米市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
直方市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
飯塚市	12歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
田川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
柳川市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
八女市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
筑後市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大川市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
行橋市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
豊前市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
中間市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○

小郡市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
筑紫野市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
春日市	12歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
大野城市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宗像市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
太宰府市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
糸島市	12歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
古賀市	12歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
福津市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
うきは市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宮若市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
嘉麻市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
朝倉市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
みやま市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
那珂川町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
宇美町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
篠栗町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
志免町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
須恵町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
新宮町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
久山町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
粕屋町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
芦屋町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
水巻町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岡垣町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
遠賀町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
小竹町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
鞍手町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
桂川町	12歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
筑前町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
東峰村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大刀洗町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大木町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
広川町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
香春町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
添田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
糸田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
川崎町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大任町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
赤村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
福智町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
荏田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
みやこ町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
吉富町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
上毛町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
築上町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
福岡県	12歳年度末	12歳年度末	有	有	有	有

【数値等の出典は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課、平成30年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」の結果について、令和元年8月7日付け】

(4) 市町村別合併算定替による普通交付税について

- 平成26年2月28日付け朝日新聞に「合併促進剤の副作用 減る交付税 自治体圧迫」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

市町村合併の「副作用」に苦しむ自治体が4月以降急増する。地方「自治」のはずなのに、最後は国頼みの構図から抜け出せない。「このままでは第二の『夕張』になる。命がけでこなししていくしかない」。2004年、1市9町村という全国有数の合併を成し遂げた新潟県佐渡島の佐渡市。市が昨年12月に見直した財政計画「佐渡市将来ビジョン」を前に、合併にも関わった近藤和義市議(60)はため息をつく。ビジョンによると13年度から19年度までに予算規模は523億円が3分の2に、公共事業費は170億円が3分の1にまで縮小する。試算の背景には4月以降、国からの仕送り削減という「合併促進剤」の副作用が本格的に出始めることがある。

市町村は合併すると役所や議会が減り、国からの「仕送り」にあたる交付税も減る。だが、国は「平成の大合併」推進のため、合併から10年間、旧市町村が受け取っていた交付税の合計額を維持する「特例」を設けた。ただ、11年目以降は5年かけて減額されるため、佐渡市では14年度から減額が始まり、19年度には13年度比で約80億円もの収入減が見込まれる。特例が切れ始めた自治体は13年度まで8だが、佐渡市のように14年度からの自治体は24に増え、15年は215、16年度には337と急増する。

合併の「アメ」として国が制度化した「借金」も、これに追い打ちをかける。佐渡市の中心部から車で南に約1時間。山間の羽茂地区では中学校校舎の建設が進む。合併推進のため、自治体の借金の返済分を7割まで国が負担する「合併特例債」を使った建て替えだ。市では特例債を総額246億円使ったが、単純計算で返す特例債の残高は約70億円余りに上る。一方で合併による行政の効率化はなかなか進まない。佐渡市は人件費削減などを進めるが、面積が広いこともあり、12年4月現在で職員数は1,333人。同じ人口規模の自治体の平均職員数は884人だ。各旧町村にあった支所や図書館の統廃合は住民の猛反対で頓挫した。甲斐元也市長は「消防などどうしても切れない経費がかさむ。今のままでは交付税が減らされていけば、全国どの自治体もつぶれかねない」と話す。

- こんな自治体の不安を具体化したのが、兵庫県の丹波山地に囲まれた篠山市だ。全国の自治体職員から二つの意味で「篠山詣で」といわれ、視察が押し寄せた。かつては成功例として、今は挫折から再生としてだ。酒井隆明市長は「合併ですべてが良くなるなんて嘘ばかり。国は夢を与えず」と語る。同市は99年4月、平成の大合併では初の4町村合併を実現。将来の人口増を見込み、合併特例債で144億円を借金し、輸入れんが造りの図書館や温水プール付き運動公園など「ハコモノ」を次々に建てた。当時は「バラ色の合併」として視察が相次いだ。ところが、人口はピークの4万8千人から減る一方で交付税の特例もまもなく切れる。03年度には、市の借金は年間予算の2倍強にあたる1,136億円に。職員を700人から450人にまで減らし、給与も10%をカット。五つある支所も窓口業務のみにし、常駐の正職員が1人というところもある。どん底から立ち直ろうとするノウハウを知りたいとの視察が絶えない。

「合併促進剤」を飲んだ自治体には危機感が募る。合併市の半数を超える241市は昨年10月、連絡協議会を設立。交付税の特例存続を求め、自民党国会議員や総務省に働きか

けた。国会議員も来春の統一地方選もにらみ、呼応した。

・・・略・・・

神野直彦・東大名誉教授(財政学)は「交付税制度は、国の政策誘導や補助金の地方負担分の穴埋めなど、複雑。分かりやすい再配分に徹するべきだ」と指摘する。その一方で、自治体は自治体で身の丈に合った最低限のサービスとは何かを住民と徹底的に考え直し、支出にメリハリをつけなければ、地方が国に頼る構図はいつまでも変わらない。

- 平成31年4月17日付け日本経済新聞に「衰える地方 色あせた平成の分権 自治体借金200兆円に膨張」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

・・・略・・・人口減が一段と進む令和の時代に必要なのは、次世代に借金のツケ回しをせずに行政サービスを維持する「賢く縮む行政」だ。・・・略・・・

「お金を払うので引き取ってください」。埼玉県深谷市は18年12月、廃校の体育館と土地を「マイナス入札」にかけた。公共財産である土地などの払い下げは民間から対価を受け取るのが普通だ。ところが同市はお金を払って引き取り手を探す逆転の行政に出た。

落札した市内の男性は土地と施設に加え、落札額の795万円を受け取る。市は施設の管理業務をなくせるだけでなく貴重な土地を遊ばせずに有効利用することで今後10年間で固定資産税など1,700万円の税収を期待できる。深谷市は新1万円札の肖像になる渋沢栄一氏の生地。日本の産業を育てた実業家を生んだ地の改革の一步は一つのヒントになる。

- 平成の約30年間、地方の改革はなぜ失敗したのか。令和の時代の地方自治は何が必要か。関係者や識者に聞く。

兵庫県篠山市長：酒井隆明氏(2007年から現職で64歳)

合併は必要だったと今でも思う。(兵庫県篠山市になった)旧4町は同じ郡で、エリアとしてまとまりがある。一つになって行政を進めるのは効率的だし、よい街づくりができる。しかし合併すると、今までできなかったことがみんなできるとバラ色の夢を抱いてしまった。特例債もあり、間違った認識があった。合併したら有利に大きな事業ができるんだと錯覚した。・・・略・・・(2007年に)市長に就任した当時、財政難の状況が明らかにされていなかった。ただ新聞では財政が厳しく借金が多いと報道されていた。ありのままの情報公開と住民参画を公約に掲げた。

まず市民会議をつくって市民から提案してもらった。このままでは毎年15億円くらい足りなくなるから、行政も市民もみんなが負担を分かち合うという結論になった。それに基づいて市が再生計画を立てた。職員給与の1割削減や施設の休館などを決めた。

再生計画は毎年の収支のバランスをとるのが目標で今年度末にほぼ達成できる見込みだ。しかしこれからも財政が厳しいのは間違いない。今でも(借金返済額の多さを示す)実質公債費比率は県内で1、2の高さだ。

どうしても国からの交付税に頼っているが、国も1千億円超の借金がある。いつまでも国がお金を出してくれるとは限らない。今の安倍政権は積極的だが、これから先も続くとは思えない。やはり大きなハード事業は歯止めをかけておく必要がある。1億円以上の投資事業は再生計画推進委員会という市民の会のOKをもらわないとできない仕組みにした。どうしても選挙で選ばれる市長や議員は甘くなる。

【市町村合併の年月日】

(宗像市：H15.4.1& H17.3.28)、(福津市：H17.1.24)、(久留米市：H17.2.5)
 (うきは市：H17.3.20)、(柳川市：H17.3.21)、(筑前町：H17.3.22)
 (東峰村：H17.3.28)、(上毛町：H17.10.11)、(築上町：H18.1.10)
 (宮若市：H18.2.11)、(福智町：H18.3.6)、(朝倉市：H18.3.20)
 (みやこ町：H18.3.20)、(飯塚市：H18.3.26)、(嘉麻市：H18.3.27)
 (八女市：H18.10.1& H22.2.1)、(みやま市：H19.1.29)、(糸島市：H22.1.1)

表－17 市町村別合併算定替による普通交付税の増加額の推計

	平成29年度						合併算定替 増 加 額	
	交 付 基準額	普 通 交付税	合併算 定替増 加額	割増率	経 常 一般財 源		平成27 年 度	平成28 年 度
	A	B	B－A C	C／A	D	C／D	平 成 2 7 年 度	平 成 2 8 年 度
	百万円	百万円	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円
久留米市	17,605	18,852	1,247	7.1	68,374	1.8	2,465	1,715
飯塚市	13,035	14,093	1,058	8.1	33,131	3.2	2,077	1,473
柳川市	7,438	7,739	301	4.0	17,191	1.8	839	467
八女市	10,032	10,804	772	7.7	21,385	3.6	1,949	1,223
宗像市	6,087	6,322	235	3.9	19,504	1.2	519	318
福津市	4,539	4,734	195	4.3	12,740	1.5	475	269
うきは市	4,765	4,889	124	2.6	9,239	1.3	394	192
宮若市	2,810	3,023	213	7.6	9,522	2.2	443	294
嘉麻市	8,045	8,552	507	6.3	13,938	3.6	1,243	778
朝倉市	5,506	6,022	516	9.4	21,688	2.4	967	686
みやま市	5,003	5,419	416	8.3	10,640	3.9	914	582
糸島市	7,164	7,536	372	5.2	19,814	1.9	915	576
筑前町	3,219	3,340	121	3.8	7,416	1.6	334	163
東峰村	1,111	1,110	0	0.0	2,291	0.0	56	8
福智町	4,641	4,954	313	6.7	8,041	3.9	725	469
みやこ町	3,424	3,792	368	10.7	7,225	5.1	798	559
上毛町	1,875	2,023	148	7.9	3,280	4.5	375	222
築上町	3,259	3,443	184	5.6	6,119	3.0	406	273
計	109,558	116,647	7,090	6.5	291,538	2.4	15,894	10,267

注) 交付基準額は基準財政需要額と基準財政収入額の差

【数値の出所は市町村別決算状況調、総務省】

合併算定替増加額の計：23年度は25,616百万円、24年度は26,199百万円

【算出方法：(株)日本政策投資銀行地域企画部、平成25年11月、「合併市町村が直面する
 財政上の課題】

決算カードの「普通交付税決算額」と「基準財政需要額と基準財政収入額の差額(一本算定による普通交付税額)」を比較し、「普通交付税決算額」が「基準財政需要額と基準財政収入額の差額」を上回った額を合併算定替による普通交付税の増加額とした。したがって、推計値には臨時財政対策債振替分を含んでいない。また、決算カードの基準財政需要額と基準財政収入額は錯誤額を除いた額であるため、実際の合併算定替による普通交付税の増加額とは一致しない場合がある。なお、経常一般財源の額として、決算カードの「経常一般財源等」の合計額を使用した。

- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」で、市町村の姿の変化に応じた算定について、次のように述べています。

市町村合併をした団体には、財政優遇措置として**算定替えの特例**があります。その特例期間が終わると、今度は、**市町村の姿の変化に対応した算定が導入**されました。それらにはどのような意味があるのでしょうか。

そもそも普通交付税の基準財政需要額は、その団体の態様に応じて財政需要を中立的あるいは客観的に算定することが基本となる考え方です。財政需要には、一種の**規模の経済性が働く**ものがあるので、市町村合併で、市町村の人口規模が大きくなると、それをひとつ市町村として算定すれば、結果的に、人口あたりの基準財政需要額は小さくなるので、普通交付税の交付額は減額されます。合併すると交付税は減って損ではないとなる気持ちは分かるが、財政需要を中立的あるいは客観的に算定するというのは考え方の基本です。その点は動かし難いものがあります。

それでは、合併市町村での**算定替えの特例とは何か**。市町村合併をしても、一つ市町村として機能するには、さまざまな**移行コスト**がかかります。さりとて、移行コストを客観的に見積もることも難しい。そこで、合併してすぐに普通交付税を一本算定にせず、旧市町村ごとに基準財政需要額を算定してそれと基準財政収入額の差額を基盤として普通交付税を交付する(正確には一本算定と比較して多くなる額を交付する)というのが合併算定替えの特例です。**従前は特例期間を5年**としてきました。それを平成の合併では**10年間**としました。5年だと合併の障害除去の程度ですが、10年だと優遇という感じが出ます。それでも10年が経過すれば、5年間の経過期間を経て、普通交付税は一本算定に向けた減額が始まります。平成の合併を行った団体からは、減額を緩和してほしいとの声が上がりました。とはいえ、地方交付税の考え方の趣旨を変えるようなことはできません。一方、平成の合併は大規模なものでしたから、面積が広がって、人口密度の小さな市町村が誕生しました。そうした市町村の姿の変化に対応して、客観的に算定することは、地方交付税の算定の趣旨にあうものとして妥当です。**市町村の算定の基本となる標準団体の人口は10万人のままですが、面積は広く設定**され直しました。結果的に、合併団体では、一本算定によって減額されたはずの額の一部が回復した面はありますが、算定の方法の見直しですので、非合併団体にも効果は一部及んでいます。

算定の見直しの代表的なものは、平成26年度から実施されたい支所に着目した財政需要の捕捉です。その役割は、「住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理やい災害対応等に重要な役割を果たしている」として重要だという認識に基づくものです。また、平成27年度から開始されたのが、**消防費と清掃費**について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用の見直しと、人口密度等による需要の割増しです。離島についてはそれに係る増嵩経費の見直しを行っています。それらの見直しの影響額は、**合併算定替えの終了によって一本算定との差額として生じる額の7割程度**であると見積もられています。